令和 7 年 2 月

市川市議会定例会会議録

令和 7年 2月 13日　開会
令和 7年 3月 13日　閉会

市 川 市 議 会

目　　次

第１日　２月13日（木曜日）

○議事日程（第１号）…… 1
○会議に付した事件（37件）…… 2
○出席議員（42名）…… 3
○欠席議員（なし）…… 4
○説明のため出席した者の職氏名…… 4
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名…… 5
○開会・開議…… 6
○議長報告
・執行機関に対する出席要求…… 6
○会議録署名議員指名…… 6
○議長報告
・議会運営委員の辞任及び選任…… 6
○日程第１　会期の件…… 6
○日程第２～第37（一括上程）
日程第２　令和７年度施政方針
市　　長　　田　　中　　甲…… 6
日程第３　令和７年度教育行政運営方針
教　育　長　勝　山　浩　司…… １３
日程第４　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について
日程第５　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
日程第６　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第７　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第８　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第９　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
日程第10　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について
日程第11　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第12　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第13　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第14　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第16　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

日程第17　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第18　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について
日程第19　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について
日程第20　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第31　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第32　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第33　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第34　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第36　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第37　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
・提案説明
副　市　長　松　丸　多　一……１６
日程第21　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）
日程第22　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第23　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第24　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第25　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第26　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算
日程第27　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第28　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
日程第29　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第30　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
・提案説明
副　市　長　本　間　和　義……１７
○散　会……２０

第２日　２月21日（金曜日）

○議事日程（第２号）……２１
○会議に付した事件（42件）……２２
○出席議員（41名）……２３
○欠席議員（１名）……２４
○説明のため出席した者の職氏名……２４
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……２５
○開　議……２６
○日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について

日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について

日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について

日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）

日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算

日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算

日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算

日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算

日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算

日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について

日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について

日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について

日程第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

日程第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて

日程第36　報告第40号　専決処分の報告について
日程第37　報告第41号　専決処分の報告について
日程第38　報告第42号　専決処分の報告について
日程第39　報告第43号　専決処分の報告について
日程第40　報告第44号　専決処分の報告について
日程第41　報告第45号　専決処分の報告について
日程第42　報告第46号　専決処分の報告について

（一括議題）

・代表質問
１．創生市川・自民党第１　小　泉　文　人…… ２６
（補足質問者）　石　原　たかゆき
市長公室長　後　藤　貴　志
総務部長　蛸　島　和　紀
危機管理監　本　住　　敏
市民部長　吉　田　一　弘
環境部長　佐　原　達　雄
経済観光部長　根　本　泰　雄
こども部長　山　室　繁　央
道路交通部長　米　崎　勝　則
保健部長　横　山　京　子
文化国際部長　高　橋　昭　彦
街づくり部長　小　塚　眞　康
下水道部長　森　田　敏　裕
生涯学習部長　板　垣　道　佳
スポーツ部長　鎌　形　秀　昭
企画部長　小　川　広　行
財政部長　田　中　雅　之
教育次長　小　倉　貴　志
学校教育部長　藤　井　義　康
○休　憩…… ４９
○開　議…… ４９
・発言の訂正（小泉文人）…… ４９
小　泉　文　人（再）…… ４９
環境部長　佐　原　達　雄
経済観光部長　根　本　泰　雄
こども部長　山　室　繁　央
財政部長　田　中　雅　之
街づくり部長　小　塚　眞　康
生涯学習部長　板　垣　道　佳

文化国際部長　高橋昭彦
スポーツ部長　鎌形秀昭
総務部長　蛸島和紀
石原　たかゆき……５８
学校教育部長　藤井義康
生涯学習部長　板垣道佳
○散　会……６６

第３日　２月25日（火曜日）

○議事日程（第３号）……６７
○会議に付した事件（42件）……６８
○出席議員（41名）……６９
○欠席議員（１名）……７０
○説明のため出席した者の職氏名……７０
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……７１
○開　議……７２
○日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について
日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について
日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について
日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について
日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）
日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算
日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて
日程第36　報告第40号　専決処分の報告について
日程第37　報告第41号　専決処分の報告について
日程第38　報告第42号　専決処分の報告について
日程第39　報告第43号　専決処分の報告について
日程第40　報告第44号　専決処分の報告について
日程第41　報告第45号　専決処分の報告について
日程第42　報告第46号　専決処分の報告について

（一括議題）

・代表質問

２．公　明　党　西　村　敦‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥‥　７２

（補足質問者）　浅　野　さ　ち

危機管理監　本　住　敏
生涯学習部長　板　垣　道　佳
市民部長　吉　田　一　弘
経済観光部長　根　本　泰　雄
企画部長　小　川　広　行
下水道部長　森　田　敏　裕
こども部長　山　室　繁　央
福祉部長　鷲　沼　隆
保健部長　横　山　京　子
道路交通部長　米　崎　勝　則

文化国際部長　高橋昭彦
行徳支所長　秋本賢一
市長公室長　後藤貴志
環境部長　佐原達雄
総務部長　蛸島和紀
学校教育部長　藤井義康
○休　憩……９６
○開　議……９６
浅野さち……９６
こども部長　山室繁央
福祉部長　鷺沼隆
保健部長　横山京子
道路交通部長　米崎勝則
文化国際部長　高橋昭彦
行徳支所長　秋本賢一
３．創生市川・自民党第２　青山ひろかず……１０８
消防局長　角田誠司
危機管理監　本住敏
市民部長　吉田一弘
下水道部長　森田敏裕
経済観光部長　根本泰雄
道路交通部長　米崎勝則
環境部長　佐原達雄
スポーツ部長　鎌形秀昭
街づくり部長　小塚眞康
○散　会……１２０

第４日　２月26日（水曜日）

○議事日程（第４号）……１２１
○会議に付した事件（42件）……１２２
○出席議員（42名）……１２３
○欠席議員（なし）……１２４
○説明のため出席した者の職氏名……１２４
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……１２５
○開　議……１２６
○発言の訂正（環境部長）……１２６
○日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について

日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について
日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について
日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について
日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）
日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算
日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて

日程第36　報告第40号　専決処分の報告について
日程第37　報告第41号　専決処分の報告について
日程第38　報告第42号　専決処分の報告について
日程第39　報告第43号　専決処分の報告について
日程第40　報告第44号　専決処分の報告について
日程第41　報告第45号　専決処分の報告について
日程第42　報告第46号　専決処分の報告について

（一括議題）

・代表質問

４．新　しい　流れ　　にしむた　　勲……１２６

保健部長　横山京子
市長公室長　後藤貴志
総務部長　蛸島和紀
市民部長　吉田一弘
環境部長　佐原達雄
下水道部長　森田敏裕
経済観光部長　根本泰雄
こども部長　山室繁央
学校教育部長　藤井義康
スポーツ部長　鎌形秀昭
企画部長　小川広行

○休　憩……１４６
○開　議……１４６
○発言の訂正（企画部長）……１４６

５．市民クラブ　　石崎　ひでゆき……１４７

危機管理監　本住敏
保健部長　横山京子
企画部長　小川広行
スポーツ部長　鎌形秀昭
経済観光部長　根本泰雄
街づくり部長　小塚眞康
こども部長　山室繁央
総務部長　蛸島和紀

○休　憩……１６５
○開　議……１６５

６．日本共産党　　廣田徳子……１６５

消防局長　角田誠司
企画部長　小川広行
学校教育部長　藤井義康

保　健　部　長　　横　山　京　子
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
こ　ど　も　部　長　　山　室　繁　央
市　民　部　長　　吉　田　一　弘
経　済　観　光　部　長　　根　本　泰　雄

○散　会……１８４

第５日　２月27日（木曜日）

○議事日程（第５号）……１８５
○会議に付した事件（42件）……１８６
○出席議員（42名）……１８７
○欠席議員（なし）……１８８
○説明のため出席した者の職氏名……１８８
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……１８９
○開　議……１９０
○発言の訂正（石崎ひでゆき）……１９０
○日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について
日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について
日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について
日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について
日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）
日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算
日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて
日程第36　報告第40号　専決処分の報告について
日程第37　報告第41号　専決処分の報告について
日程第38　報告第42号　専決処分の報告について
日程第39　報告第43号　専決処分の報告について
日程第40　報告第44号　専決処分の報告について
日程第41　報告第45号　専決処分の報告について
日程第42　報告第46号　専決処分の報告について

（一括議題）

・代表質問

７．チームいちかわ　　野口　じゅん……１９０

危機管理監　本住　敏
経済観光部長　根本　泰雄
文化国際部長　高橋　昭彦
こども部長　山室　繁央
福祉部長　鷺沼　隆
消防局長　角田　誠司
管財部長　湯本　明男
環境部長　佐原　達雄

○委員会付託（議案第38～67号）……２０９

○採決（諮問第５～８号）

・各異議ない旨答申……２０９

○採決（報告第39号）
・承認……２０９
○散　会……２１０

第６日　３月６日（木曜日）

○議事日程（第６号）……２１１
○会議に付した事件（31件）……２１２
○出席議員（42名）……２１２
○欠席議員（なし）……２１４
○説明のため出席した者の職氏名……２１４
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……２１４
○開　議……２１６
○休　憩……２１６
○開　議……２１６
○議長報告
・議会運営委員の辞任及び選任……２１６
・議会運営委員会副委員長互選結果……２１６
○発言の訂正（消防局長）……２１６
○発言の訂正（野口じゅん）……２１６
○日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について
日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について
日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について
日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）
日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算
日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について

（一括議題）

・委員長報告
健康福祉委員長　西村　敦……２１７
環境文教委員長　石原　たかゆき……２２２
建設経済委員長　小山田　なおと……２２５
総務委員長　国松　ひろき……２２９

・議案第60号に対する修正動議の提案説明
中山　幸紀……２３３

○休　憩……２３４
○開　議……２３４

・討論
とくたけ　純平（議案第60～64号に反対、議案第60号修正案に賛成）……２３４
越川　雅史（議案第60号に反対、議案第60号修正案に賛成）……２４３
野口　じゅん（議案第60号修正案に反対）……２５２
中町　けい（議案第60号修正案に賛成）……２５３

・各可決……２５４

○休　憩……２５９
○開　議……２５９

○日程第31　竹内清海議員の資格決定の件

・委員長報告
資格審査特別委員長　細田　伸一……２５９

・討論
越川　雅史（反対）……２６４

宮　　本　　均（賛成）……２６６
にしむた　　勲（賛成）……２６７
・議員の資格を有すると決定……２７０
○地方自治法第117条に抵触する態様にて議事への参与を繰り返した竹内清海議員（会派「清風いちかわ」）に対し、市政を混乱させた責任を問う決議に関する動議
越　　川　　雅　　史……２７０
○散　会……２７０

第７日　３月７日（金曜日）

○議事日程（第７号）……２７１
○会議に付した事件（１件）……２７１
○出席議員（42名）……２７１
○欠席議員（なし）……２７２
○説明のため出席した者の職氏名……２７２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……２７３
○開　議……２７４
○日程第１　一般質問
１．国　　松　　ひ　ろ　き……２７４
⑴子ども行政（第２子以降の保育料無償化、幼保就職ナビ、保育施設における研修、保育園・幼稚園におけるＩＣＴ化の推進、未就学児に対する昼食費の助成）について
⑵道路交通行政（路線バスに関する本市の認識）について
⑶物価高騰対策の現状及び今後について
こ　ど　も　部　長　　山　　室　　繁　　央
道　路　交　通　部　長　　米　　崎　　勝　　則
経　済　観　光　部　長　　根　　本　　泰　　雄
２．つかこし　　たかのり……２８８
⑴自治会加入促進について
⑵公園の利用（飲酒、喫煙、ボール遊び）について
⑶マイナンバーカードの国民健康保険証利用について
⑷学校施設開放申請手続を簡素化する考えについて
⑸第三中学校斜面地整備事業について
⑹空家問題の対策について
⑺市立小学校における盗撮の疑いに係る本市の対応について
⑻全国で児童・生徒の自殺が過去最多となったことに伴う本市の取組について
市　民　部　長　　吉　　田　　一　　弘
街　づ　く　り　部　長　　小　　塚　　眞　　康
保　健　部　長　　横　　山　　京　　子
学　校　教　育　部　長　　藤　　井　　義　　康
生　涯　学　習　部　長　　板　　垣　　道　　佳

総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
○休　憩……２９８
○開　議……２９８
３．石　原　よしのり……２９８
⑴下水道管の老朽化対策について
⑵環境行政（新電力会社、廃食用油の回収と活用、家庭用生ごみ処理機の購入補助、ソーラークッカーの普及）について
⑶まちづくり（住宅街にある小売店の閉店の現状と対応）について
下　水　道　部　長　　森　田　敏　裕
環　境　部　長　　佐　原　達　雄
危　機　管　理　監　　本　住　　敏
経　済　観　光　部　長　　根　本　泰　雄
福　祉　部　長　　鷺　沼　　隆
道　路　交　通　部　長　　米　崎　勝　則
４．沢　田　あきひと……３０９
⑴介護を取り巻く環境と介護者支援の取組について
⑵本市の不登校児童生徒及びその保護者等への対応について
福　祉　部　長　　鷺　沼　　隆
学　校　教　育　部　長　　藤　井　義　康
こ　ど　も　部　長　　山　室　繁　央
○休　憩……３２０
○開　議……３２０
○発言の訂正（街づくり部長）……３２０
５．加　藤　圭　一……３２０
⑴ＮＰＯ（市の認識及び支援）について
⑵国民健康保険（財政状況、滞納整理事務）について
⑶こども送迎ステーションについて
市　民　部　長　　吉　田　一　弘
選挙管理委員会事務局長　　荒　井　義　光
保　健　部　長　　横　山　京　子
財　政　部　長　　田　中　雅　之
こ　ど　も　部　長　　山　室　繁　央
○散　会……３３０

第８日　３月10日（月曜日）

○議事日程（第８号）……３３１
○会議に付した事件（１件）……３３１
○出席議員（41名）……３３１
○欠席議員（１名）……３３２

○説明のため出席した者の職氏名……３３２
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……３３３
○開　議……３３４
○日程第１　一般質問
６．宮　　本　　均……３３４
⑴トイレトレーラー・トイレカーの導入について
⑵「第三次市川市環境基本計画」について
⑶路面下空洞調査について
危機管理監　本住　敏
環境部長　佐原達雄
こども部長　山室繁央
道路交通部長　米崎勝則
７．小山田　なおと……３３９
⑴こども行政（「共働き子育てしやすい街ランキング」を踏まえた本市の認識）について
⑵福祉行政（市川市再犯防止計画策定）について
⑶教育行政（市立小中学校におけるＳＮＳ教育）について
⑷交通行政（市内駐輪場）について
こども部長　山室繁央
福祉部長　鷺沼隆
学校教育部長　藤井義康
道路交通部長　米崎勝則
８．川　畑　いつこ……３５２
⑴公立の幼稚園や保育園のオンライン研修について
⑵本市職員の人事について
⑶消防行政（臨時消防署の消防機材倉庫、消防訓練）について
こども部長　山室繁央
総務部長　蛸島和紀
○休　憩……３５６
○開　議……３５７
○発言の訂正（石原よしのり）……３５７
川　畑　いつこ（再）……３５７
消防局長　角田誠司
９．中　町　け　い……３６１
⑴保育行政（特別な支援が必要な子どもの受入れ、潜在保育士の確保、保育士資格取得支援、公立保育園における給食）について
⑵医療的ケア児及び特別な支援が必要な子どもを抱える家庭への支援について
⑶交通行政（交通事業者に対する支援及び移動プラン75、隣接市の公営駐輪場の料金格差）について
こども部長　山室繁央

企　画　部　長　　小　川　広　行
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
道路交通部長　　米　崎　勝　則
○休　憩……３７２
○開　議……３７２
10. やなぎ　美智子……３７２
⑴介護保険事業（特別養護老人ホーム、訪問介護及び通所介護の利用状況並びに介護サービス向上のための取組と事業者支援）について
⑵ＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化について
⑶地域公共交通について
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
道路交通部長　　米　崎　勝　則
○散　会……３８４

第９日　３月11日（火曜日）

○議事日程（第９号）……３８５
○会議に付した事件（１件）……３８５
○出席議員（41名）……３８５
○欠席議員（１名）……３８６
○説明のため出席した者の職氏名……３８６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……３８７
○開　議……３８８
○日程第１　一般質問
11. 久保川　隆志……３８８
⑴相談支援（生活困窮者、高齢者及び障がい者の相談支援体制と課題）について
⑵児童虐待防止対策について
⑶市民プール（営業終了までの流れと新施設の概要、周辺道路整備）について
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
こども部長　　山　室　繁　央
スポーツ部長　　鎌　形　秀　昭
12. 中　村　よしお……３９９
⑴塩浜２丁目私有地活用事業について
⑵障がい児への支援について
⑶本市の窓口ＤＸについて
スポーツ部長　　鎌　形　秀　昭
こども部長　　山　室　繁　央
福　祉　部　長　　鷲　沼　　隆
市　民　部　長　　吉　田　一　弘
企　画　部　長　　小　川　広　行

情報管理部長　川島俊介
○休　憩……４１２
○開　議……４１２
13. 清水みな子……４１３
⑴不登校児童生徒の対策について
⑵平和行政（中学生の広島派遣）について
⑶ごみ集積所について
学校教育部長　藤井義康
総務部長　蛸島和紀
環境部長　佐原達雄
14. 門田直人……４２２
⑴防災行政(避難所の環境整備、災害備蓄、自治体との相互協力)について
⑵救急搬送体制について
⑶市営住宅（管理及び修繕、樹木の剪定、入居者の緊急対応、入退去件数及び入居希望者の推移）について
⑷中国分保育園の民営化について
危機管理監　本住敏
消防局長　角田誠司
福祉部長　鷺沼隆
こども部長　山室繁央
○散　会……４３３

第10日　３月12日（水曜日）

○議事日程（第10号）……４３５
○会議に付した事件（１件）……４３５
○出席議員（40名）……４３５
○欠席議員（２名）……４３６
○説明のため出席した者の職氏名……４３６
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……４３７
○開　議……４３８
○日程第１　一般質問
15. ほとだゆうな……４３８
⑴市内北部のまちづくりについて
⑵保育行政（保育施設の定員及び入所率、働きやすさ、人材確保）について
道路交通部長　米崎勝則
学校教育部長　藤井義康
こども部長　山室繁央
街づくり部長　小塚眞康
福祉部長　鷺沼隆

16. 丸　　金　　ゆ　き　こ……４４９
⑴ＡＥＤの整備について
⑵子どものインフルエンザ予防接種費用助成について
⑶国勢調査員の募集について
⑷スポーツの力でまちを元気にする取り組みについて
保　健　部　長　　横　山　京　子
学 校 教 育 部 長　　藤　井　義　康
総　務　部　長　　蛸　島　和　紀
ス ポ ー ツ 部 長　　鎌　形　秀　昭
○休　憩……４６０
○開　議……４６０
17. 増　　田　　好　　秀……４６０
⑴自殺対策（地域自殺対策強化交付金、ＳＮＳ地域連携包括支援事業における連携自治体専用アカウント）について
保　健　部　長　　横　山　京　子
18. 石　　原　　み　さ　子……４６３
⑴マンションの防災対策（「マンションにおける地震対策」の周知と啓発の取組、在宅避難者への支援）について
⑵心を育てる読書教育の充実について
危 機 管 理 監　　本　住　　敏
学 校 教 育 部 長　　藤　井　義　康
生 涯 学 習 部 長　　板　垣　道　佳
○休　憩……４７３
○開　議……４７３
19. 太　　田　　丈　　之……４７３
⑴脱炭素社会の実現について
環　境　部　長　　佐　原　達　雄
○散　会……４８０

第11日　３月13日（木曜日）

○議事日程（第 11 号）……４８１
○会議に付した事件（16件）……４８１
○出席議員（42名）……４８２
○欠席議員（なし）……４８３
○説明のため出席した者の職氏名……４８３
○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名……４８４
○開　議……４８５
○日程第１　一般質問
20. と く た け　　純　　平……４８５

⑴教育行政（千葉県公立高等学校の入試の調査書における出欠記録の表記、教育を受ける権利、ホームスクール）について
⑵香害への対応について
⑶地域猫活動および保護猫活動への支援について
⑷国民健康保険制度（マイナ保険証の登録解除、資格確認書、国民健康保険税）について
学校教育部長　藤井義康
保健部長　横山京子
総務部長　蛸島和紀
管財部長　湯本明男
環境部長　佐原達雄
21．越川雅史……５００
⑴急病診療所における所要時間短縮に向けた抜本的な対応に関する市長の認識について
⑵小児に対するインフルエンザ予防接種費用助成のあり方に関する市長の認識について
⑶執行機関の長としての発言のあり方に関する市長の認識及び市長の発言に関する理事者の認識について
保健部長　横山京子
市長公室長　後藤貴志
○休　憩……５０７
○開　議……５０８
○日程第２　議案第68号　市川市職員の分限に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第69号　教育長の任命について
（一括議題）
・提案説明
市長　田中甲……５０８
・質疑
１．にしむた勲……５０８
総務部長　蛸島和紀
・委員会付託（議案第68号）……５１０
○休　憩……５１０
○開　議……５１０
○議事進行に関する発言
丸金ゆきこ……５１１
議長　稲葉健二……５１１
○日程追加　議案第68号　市川市職員の分限に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第69号　教育長の任命について
（一括議題）
・委員長報告（議案第68号）
総務委員長　国松ひろき……５１１
・可決（議案第68号）……５１２

・同意（議案第69号）…… ５１２
○日程第４　発議第19号　市川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第５　発議第20号　性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出について
日程第６　発議第21号　訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書の提出について
日程第７　発議第22号　千葉県営水道料金の値上げ中止を求める意見書の提出について
日程第８　発議第24号　高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの完全撤回を求める意見書の提出について
日程第９　発議第25号　従前の健康保険証の復活を求める意見書の提出について
日程第10　発議第26号　罰則規定を盛り込んだヘイトスピーチ禁止法の制定を求める意見書の提出について
（一括議題）
・可決（発議第19、20号）…… ５１２
・否決（発議第21、22、24～26号）…… ５１３

○日程第11　発議第23号　地方自治法第117条に抵触する態様にて議事への参与を繰り返した竹内清海議員（会派「清風いちかわ」）に対し、市政を混乱させた責任を問う決議について
・否決…… ５１４
○日程第12　発議第27号　市川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
・可決…… ５１４
○日程第13　発議第28号　子ども達が受けるインフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を求める決議について
・討論
太　田　丈　之（反対）…… ５１５
・可決…… ５１６
○日程第14　委員会の閉会中継続審査の件…… ５１６
○日程第15　委員会の閉会中継続調査の件…… ５１６
○閉議・閉会…… ５１６

――――――――――・――――――――――

○委員会審査報告書…… ５１７
○閉会中継続審査申し出書…… ５２４
○閉会中継続調査申し出書…… ５２５
○会議録署名議員…… ５２６

第　　１　　日

令和７年２月13日（木曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第１号）

令和７年２月 13 日（木曜日）午後１時開議

第１　会期の件

第２　令和７年度施政方針

第３　令和７年度教育行政運営方針

第４　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について

第５　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

第６　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

第７　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第８　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

第９　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

第10　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について

第11　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について

第12　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第13　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第14　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第15　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第16　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

第17　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

第18　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

第19　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について

第20　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

第21　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）

第22　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第23　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）

第24　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第25　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）

第26　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算

第27　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算

第28　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算

第29　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算

第30　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算

第31　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について

第32　議案第66号　財産の減額貸付について

第33　議案第67号　財産の減額貸付について

第34　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第35　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第36　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第37　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件

日程第１　会期の件

日程第２　令和７年度施政方針

日程第３　令和７年度教育行政運営方針

日程第４　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について

日程第５　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

日程第６　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第７　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第８　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第９　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

日程第10　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について

日程第11　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第12　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第13　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第14　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第15　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第16　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

日程第17　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第18　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

日程第19　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について

日程第20　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第21　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）

日程第22　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第23　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第24　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第25　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第26　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算

日程第27　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算

日程第28　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算

日程第29　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算

日程第30　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算

日程第31　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について

日程第32　議案第66号　財産の減額貸付について

日程第33　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第34　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第36　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第37　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	けい
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子
宮　本	均
大　場	諭

稲葉　健二	
小泉　文人	
石原　よしのり	
増田　好秀	
越川　雅史	
中山　幸紀	
松永　鉄兵	
竹内　清海	
加藤　武央	
岩井　清郎	

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	勝山　浩司
危機管理監	本住　敏
市長公室長	後藤　貴志
総務部次長	日暮　真司
企画部長	小川　広行
財政部長	田中　雅之
管財部長	湯本　明男
情報管理部長	川島　俊介
文化国際部長	高橋　昭彦
スポーツ部長	鎌形　秀昭
市民部長	吉田　一弘
経済観光部長	根本　泰雄
こども部長	山室　繁央
福祉部長	鷲沼　隆
保健部長	横山　京子
環境部長	佐原　達雄
街づくり部長	小塚　眞康
道路交通部長	米崎　勝則
下水道部長	森田　敏裕
行徳支所長	秋本　賢一
消防局長	角田　誠司

選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	柳	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
主任書記	伊	藤	祥	太
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴

会　　議

午後１時開会・開議

○稲葉健二議長　ただいまから令和７年２月市川市議会定例会を開会いたします。

○稲葉健二議長　直ちに本日の会議を開きます。

今期定例会で説明のため、執行機関に対し、あらかじめ出席を求めておきましたから御報告いたします。

○稲葉健二議長　会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、国松ひろき議員及び大場諭議員を指名いたします。

○稲葉健二議長　この際、御報告申し上げます。去る１月31日、ほとだゆうな議員から議会運営委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会運営委員に欠員を生じましたので、委員会条例第８条第１項の規定により、新たに石原よしのり議員を議長において指名いたしましたので、御報告いたします。

○稲葉健二議長　日程第１会期の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から３月13日までの29日間といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって会期は29日間と決定いたしました。

○稲葉健二議長　この際、日程第２令和７年度施政方針及び日程第３令和７年度教育行政運営方針を行い、併せて日程第４議案第38号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第37諮問第８号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題といたします。

提出者から令和７年度施政方針及び令和７年度教育行政運営方針並びに提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　昭和９年、県内３番目の市として誕生した市川市は、昨年、市制施行90周年という大きな節目を迎えました。11月３日の記念式典を中心に様々な周年行事を滞りなく終えることができましたのは市民の皆様、地元企業や関係団体、そして議員の皆様の御理解、御協力のおかげであり、改めて心から感謝を申し上げます。

その一方で、昨年は下水道部の職員による収賄事件という、あってはならない不祥事がありました。納税者である市民の皆さんを裏切り、市川市の信用を失墜させたことは極めて遺憾であり、心より深くおわびを申し上げます。

このような事態が二度と起こらないように、弁護士及び公認会計士による外部有識者で構成されるコンプライアンス委員会議を早急に立ち上げ、全職員を対象とした公務員倫理特別研修を実施するとともに、会計年度任用職員を含む約5,500人の職員と下水道工事関連事業者約90社を対象とするアンケートを実施いたしました。今後、アンケートの結果をコンプライアンス委員会議において検証してまいります。

また、職員のコンプライアンス違反に関する公益通報制度の機能を向上させるため、通報者の保護を徹底した上で通報窓口を第２庁舎と外部にも設置するほか、入札制度の抜本的な見直しといった確固たる策を速やかに講

じることで、職員が誇りを持って働ける職場にしてまいります。

市が行う多くの事業にかかる費用は、納税者である市民の皆様の税金で賄われています。このことを肝に銘じ、クリーンな市川市を目指し、覚悟を持って市政運営を行い、市民の皆さんの信頼を取り戻していかなければなりません。

人類史上初めて広島と長崎に原子爆弾が投下されてから80年が経過します。これだけ長い歳月を重ねても核兵器は廃絶されないばかりか、今もなお、地球上に推定１万2,000発以上もの核弾頭が存在し、このうち約4,000発が直ちに発射できる状態にあると言われています。

ロシアのウクライナ侵攻は間もなく３年を迎え、緊張の度合いが高まるにつれて、核抑止の状況から核使用を辞さないという脅しの姿は、被爆国の日本に対しても極めて遺憾と言わざるを得ません。

本市は昭和59年11月に核兵器廃絶平和都市宣言を行い、核兵器の廃絶と軍縮、そして世界の恒久平和の確立を訴えている自治体であります。昨年末ノーベル平和賞を受賞した、日本原水爆被害者団体協議会の代表委員の１人である田中熙巳氏を市川市にお招きし、平和講演会を開催することができました。核兵器の廃絶に向けた切実な思いやこれまでの地道な活動をお聞きする中で、改めて戦争や核兵器の使用を二度と繰り返してはならないと、強い思いを持つことができました。核兵器の脅威とともに、平和の尊さを途切れることなく次の世代に伝えていくことは私たちの責務だと考えています。

８月には、市内の中学生を広島に派遣し、被爆の実態への理解を深める平和学習も行います。また、11月には、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている関東の34の自治体の市長にお声がけし意見交換の場を設け、地方自治体が率先して核兵器禁止条約の早期批准など、核兵器の廃絶と恒久平和の実現に向けた訴えを発信してまいります。

今年は阪神・淡路大震災の発生から30年。平成７年１月17日に発生したこの地震では、6,434名もの貴い命が奪われ、兵庫県を中心として都市機能が壊滅的な被害を受けました。その後も地震大国である我が国では、新潟県中越地震、東日本大震災、熊本地震、北海道胆振東部地震などが発生しています。さらに、昨年の元日に発生した能登半島地震は大きな衝撃であり、珠洲市をはじめ被災地の状況を見て回りましたが、倒壊した家や家財道具がそのまま雨に濡れている姿や、海岸沿いの液状化の状況は今も私の脳裏に焼きついています。

被災地では、いまだに避難所で生活されている方や、6,800戸余りが仮設住宅で不安な日々を過ごされています。また、生活に必要なインフラも依然として回復しておらず、１年もたっているのに多くの住宅で断水が続くなど、対策に問題があるのではないかと思わざるを得ません。地震の発生後、本市はこれまで延べ44人の職員を約100日間現地に派遣してまいりましたが、今後も被災地に心を寄せ、できる限り支援を継続してまいります。その一環として、被災者の皆さんに不足している野菜を届けるプロジェクトに市川市社会福祉協議会とともに有志が参加し、支援を行っています。

８月８日に日向灘で発生した地震に起因し、国が初めて南海トラフ地震臨時情報を発表するなど、全国各地で巨大地震に対する緊張感が高まっています。本市においても、東京湾の直下でマグニチュード7.3の地震が発生した場合、市域の大半が震度６強の揺れに見舞われ、死者、重傷者は800人を上回り、建物被害は全壊と半壊を合わせて１万7,000棟を超え、最大で10万人近くの方が避難を余儀なくされると想定しています。今後いつ起こるかもしれない巨大地震から市民の皆さんの命と財産を守るため、できる限りの対策を講じていかなければなりません。

本市では災害時の拠点として、地域住民と学校や市の職員で構成する小学校区防災拠点協議会を計36か所設置し、平時には避難所運営訓練を実施するなど、地域の皆さんの協力を得ながら災害時に備えております。また、防災力の向上を目指して活動を行う地域防災リーダーも現在300人の登録があり、日頃からの防災啓発活動に加

え、災害発生時には地域の方々と連携して被災者支援を行う体制を確立しています。

日本は水と緑に恵まれたすばらしい国であると同時に、災害を乗り越えていく覚悟を持っていなければならない国と言えるのではないでしょうか。今後も市民の皆さんに対し、日頃から万が一の事態に備えることの重要性を周知するとともに、減災と復旧、復興を目的に、自らの命は自らで守る自助、地域や近隣で助け合う共助、行政機関が支援する公助の体制を強固なものにしてまいります。

今も全国各地で連続的に発生している闇バイトによる強盗事件の被害が本市でも発生してしまいました。市川市内には既に1,400台の防犯カメラが設置してありますが、この事件を受け、各自治会の要望を聞きながら、より性能の高いカメラ付防犯灯を100台増設しております。新年度にはさらに30台増やし、市民生活の安全性を高めてまいります。

犯罪を未然に防ぐには一人一人の心がけが必要です。凶悪化、多様化する犯罪から市民の命と体を守るため、自治会や防犯協会などの関係団体や警察と連携しながら防犯対策を強化してまいります。

次は、カーボンニュートラルの取組についてです。

地球全体を１つの命と捉え、私たちは未来に責任を持ち、市民とともに、これからの四半世紀の間に地球温暖化の進行に歯止めをかけなければなりません。本市は今月６日に脱炭素先行地域の第６回目の募集に再チャレンジし、環境省が選ぶ100の自治体として、脱炭素社会の実現に取り組んでまいります。その核となる新電力会社については、今月17日に市川市、京葉瓦斯株式会社、株式会社千葉銀行で会社の設立を行うこととなっております。

クリーンなエネルギーの地産地消を通じて、環境面では市内の二酸化炭素排出量を削減し、経済面では電気代の支出を市内にとどめ、社会面では新電力会社の利益を環境施策に充当するなど、循環型の仕組みを目指してまいります。次の世代によりよい地球環境を残すため、2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比で50％削減するという国の目標に合わせ、市川市も挑戦をしていかなければなりません。

市民の皆さんからの信託を受け、第28代市川市長に就任してから３年間、市民目線、現場主義をモットーに、国や県に先んじて市民のための施策を実行してまいりました。本市は、市民の皆さんが心も体も健康で、入院や介護を受けることなく生活を送れる健康寿命日本一を目指しております。ウオーキングや血圧、体組成の測定により、毎日楽しみながらポイントをためる健康ポイントＡｒｕｃｏには、現在6,800名を超える市民の方が参加されています。また、本年も75歳以上のゴールドシニアを中心とした楽しいイベントや健康講演会を開催し、市民の健康づくりを応援してまいります。引き続き市民一人一人の健康意識の向上を図り、健康寿命の延伸に努めてまいります。

お話ししたゴールドシニアはもちろんですが、路線バスは市民の大切な足です。しかし、ドライバー不足が深刻化し、本年３月31日の運行をもって、京成トランジットバスは本八幡駅から妙典駅や、二俣新町駅を結ぶ原木線が廃止となるほか、市内を運行する路線バス全体で昨年度と比べ約12％減便となっています。

このように、地域によっては日常生活の移動が困難になることが危惧されます。そこで、ゴールドシニアの皆さん方のバスやタクシーでの外出を支援するチケット75に続き、どの地域の方々も円滑に移動できることを目的とした移動プラン75の調査、検討を進め、公共交通の面からも誰一人取り残さない町を目指してまいります。

学校給食の無償化、第２子以降の保育料の無償化、また子どもの医療費助成を18歳まで拡大するなど、子どもの施策は納税者である市民の皆さんの御理解、そして市議会の賛同によって実現し、多くの子育て世代に喜んでいただいております。今後も全ての子どもたちに平等なチャンスを与え、関係する組織や団体の方々からの御要望に応え、子どもたちの成長をサポートしてまいります。

物価高騰対策と、市内経済の活性化を目指して導入した本市独自のデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯは、800店

舗近くに参加をいただきまして、３万3,000人を超える方々に御利用いただいております。分析によりますと、今まで市外で購入していた品物を市内で購入するようになったことや、家族で外食する機会が増えるなど、消費喚起がなされたことで地域経済の活性化につながり、今年度の市内経済効果は約9.7億円を達成することができました。急激な物価高騰に賃上げが追いついていない中、支出の増える年末に買物や外食が実質２割引きとなるＩＣＨＩＣＯキャンペーンを実施することができ、多くの市民に喜んでいただきました。この勢いを止めることなく、より多くの市民に御利用いただけるよう、さらに改善を加え、市内経済の循環が生まれるように努力をしてまいります。

イベント参加や大学生の自治会への協力、また運転免許の返納に加え、健康づくりや地域活動への参加などに対して、行政ポイントとしてＩＣＨＩＣＯのポイントを付与し、地域社会とのつながりを深め、同時に地域住民としての意識高揚を図ってまいりたいと思います。

任期の総仕上げとなるこの１年、気持ちも新たに職員と一体となって、次の重点施策を中心に全力で市政のかじ取りを行ってまいります。

市民に喜ばれる町を目指し、新年度の重点施策を次の３つの町の姿に沿って御説明をいたします。

１つ目は、「誰一人取り残さないまち」です。

市川市では、若者が結婚しやすい環境を整えるため、同棲を機に新たに賃貸住宅を借りる場合、最大29万円を補助するＩＣＨＩＫＡＷＡプレウェディングを開始します。敷金、礼金、仲介手数料といった初期費用に対して５万円、家賃や共益費に対して最大１年間、月額２万円を補助いたします。もちろん新婚生活の皆さんへの補助も行ってまいります。

子どもたちの未来は市川市の未来です。子どもたちが夢を持って健やかに育つように、成長に合わせた子育て施策を展開する必要があります。

核家族化が進み、家族からの支えがなくなっていることから、子育ての支援に加え、母親の妊娠期から１回1,600円でホームヘルパーを活用できるように拡大いたします。

出産後の支援として、赤ちゃんの健康状態を確認するため、健康保険の適用外となっている生後１か月の健康診査に対し、最大6,000円を助成してまいります。

そして、子どもが通う施設の選択肢を増やすため、私立幼稚園で実施している３歳未満を対象とした親子登園クラスや２歳児保育クラスの利用料の補助を、従来の第２子以降だけでなく第１子からといたします。

団塊の世代が全員75歳以上となる本年は、日本人のおよそ５人に１人が75歳以上のゴールドシニアになります。高齢化がさらに進む中、幾つになっても元気でいられるように、引き続きゴールドシニアの皆さんの外出促進に向け、チケット75を継続いたします。

さらに、バス路線の減便や廃止によって市内に移動不便地域が生じる可能性があることから、既存送迎バスの活用や、利用者の要望に応じて運行するデマンドタクシーの導入など、移動プラン75を道路交通部を中心に検討しております。

令和９年度の完成を目指し整備を進めている新たな斎場は、ライフスタイルが多様化する中、家族葬や葬儀の簡素化など、近年の葬祭ニーズにも対応した施設を考えております。また、霊園においては、樹木葬に向けた墓地の整備や小規模区画墓地を検討しておりますが、同時に斎場周辺の住民の声にも十分に対応しつつ進めていきたいと思います。

障がいのある方が自分らしく暮らせる環境を整えるため、ヘルパーが付き添う移動支援サービスの対象に通学支援も新たに追加し、さらに事業者に支払われる１時間利用の単価を4,070円から210円引き上げることで充実した障がい者サービスを提供してまいります。

世界に目を向け、若いうちにお互いの文化、価値観を理解し合うことは、視野を広げるためにもとても大切なことだと思います。姉妹都市のアメリカ合衆国ガーデナ市は、本年、市制施行95周年を迎えます。夏休みの期間中、少年野球チームを訪問させることで子どもたちに夢を与え、スポーツを通じた国際交流を深めてまいりたいと考えています。

２つ目は、「持続可能で安心・快適なまち」です。

カーボンニュートラルの実現は、各自がその重要性を認識し、環境に配慮した取組をできることから１つずつ実行していくことが大切です。そこで、省エネ性能の高いエアコンや給湯器などの家電を購入した際、デジタル地域通貨とリンクさせ、購入金額の30％をＩＣＨＩＣＯポイントで最大６万円還元するＩＣＨＩＣＯスマートポイントを始めます。省エネ・創エネ設備の設置に対する事業者向けの補助金については、新年度より学校法人等にも対象を広げてまいります。

森林環境譲与税を活用し、大町公園、霊園の樹木を適切に維持管理するほか、国分川調節池緑地の生物モニタリング調査をはじめとする自然保護活動に取り組む団体と協力しながら、北部に残る貴重な里山の風景を最大限守ります。また、里海である三番瀬の自然環境を再生するためには、必要な手を加え、浅瀬にすむ生態系の復元が求められています。そこで、砂づけの効果を検証するための事前覆砂を行うとともに、漁業協同組合や環境団体と協力し、命あふれる海を次世代へつないでいきたいと思います。

動物、植物、全ての命を貴ぶ心を忘れてはなりません。寄附者の協力を得て地域猫活動を行っている、現在、市内に60ある愛護団体をお互いにつなぎ、活動の輪を広げ、交流拠点をつくり、人と動物の共生社会を目指してまいります。

安心して暮らせる町には消防・救急体制の充実は欠かせません。老朽化した南消防署は、新浜幼稚園の跡地に５か年計画で建て替えを進め、消防力を強化してまいります。

昨年、市川市消防団が全国2,200団体の中から10団体にのみ授与される最も栄誉ある日本消防協会特別表彰まといを受賞されました。伝統あるきびきびした動きはすばらしく、まさに本市の誇りであります。このまといは、より多くの市民の皆さん方に見ていただくため、第１庁舎１階に展示する予定であります。また、女性消防クラブは現在約300人が所属し、日々防災や救急に関する知識、技術の研さんに努めております。

災害時には、それぞれが自らの立場で周りと協力、連携しながら行動できるよう、地域住民の力を集め、地域防災力を一層高めてまいります。

昨年10月に発生した柏井町での強盗事件は全国に大きく報道されましたが、千葉県警察によりますと、令和６年中の市川市内の犯罪発生件数は、11月末時点で殺人４件、強盗３件を含む計2,528件に上るとのことであります。そこで、各家庭での防犯力を高めるため、家庭用防犯カメラやホームセキュリティーなどの設置費用に対し、省エネ家電と同様に購入金額の30％をＩＣＨＩＣＯポイントで最大４万円還元いたします。

犯罪被害者の方々が受けた恐怖や苦しみは計り知れません。犯罪被害者等支援条例を制定し、不幸にも被害者になってしまった際には最大30万円のお見舞いを支給させていただきます。

また一方で、犯罪を犯した人が不安定な生活の中で再犯することがないように再犯防止推進計画を策定するほか、市川浦安地区保護司会や市川地区更生保護女性会、市川ＢＢＳの会などと連携し、安全、安心な社会を目指してまいります。

次は、都市計画関係です。

令和８年度に改定を予定している都市計画マスタープランは、総合計画で定めた将来都市像を実現するための土台となる計画であります。本八幡駅北口駅前地区の再開発をはじめとする都市拠点の整備、都市計画道路の整備進捗に合わせ、市街化調整区域の適切な土地利用の誘導や用途地域の見直しも視野に、時代の変化に即した計

画としていかなければなりません。また、北千葉道路の整備などを踏まえ、広域的な視点で魅力あふれる町の姿を描いてまいります。

北千葉道路は、昨年12月に堀之内から大町までの約3.2キロメートル区間において都市計画事業の承認、認可が告示されました。既に国が主体となった地域住民への説明会が開催され、今後、整備に着手していくこととなります。しかしながら、いまだに事業化されてない区間もあることから、早期完成に向け、市川市、船橋市、松戸市、成田市、鎌ケ谷市、印西市、白井市の沿線７市から成る北千葉道路建設促進期成同盟として、再三にわたり国土交通省や財務省に要望書の提出に出向き、さらにその足で千葉県選出の衆議院議員並びに参議院議員の事務所にも伺い、御理解をいただけるように努めているところであります。

新湾岸道路の開通は、慢性的な交通混雑の解消や災害に強い広域的な幹線道路ネットワークを構築するなど、千葉県のみならず、首都圏全域に大きな効果を与えます。昨年８月には、計画策定に対して公正中立な立場から助言を行うための新湾岸道路有識者委員会が設立され、本市も事務局として参加をしております。建設の早期実現に向け、千葉県と千葉市、市川市、船橋市、習志野市、市原市、浦安市の沿線６市で構成する新湾岸道路整備促進期成同盟会として、国に強く働きかけます。

持続可能で安心、快適な町には強固な都市基盤の整備が重要です。令和６年度末で普及率が80％を超えることを見込んでいる下水道は、老朽化施設の長寿命化と合わせ、引き続き点検整備を進めてまいります。また、現在建設中の市川南ポンプ場の工事を着実に進めるほか、河原ポンプ場の建て替えを検討し、治水対策の強化を図ります。

地域の特性を生かした地域住民に親しまれる公共施設が本年３月１日、市内２か所で同時に開館いたします。八幡地区では、葛飾八幡宮の参道沿いに八幡市民交流館ニコットが供用を開始します。親子つどいの広場や集会室に加え、音楽スタジオ、軽運動室、カフェなどを備えており、多世代、そして多様な人々の誰もが気軽に集える場所となっています。また、子育て世代が多く住む妙典地域では、少年野球場やインクルーシブ遊具広場のあるぴあぱーく妙典内に、子どもたちが主役となる施設、妙典こども地域交流館ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯがオープンいたします。子どもの声を反映させた屋内運動場や物づくりコーナー、自主スペース、防音室など、子どもたちをはじめ、誰もが遊べる、学べる、集える地域交流の場として、多くの皆さんに活用していただきたいと思います。

３つ目は、「魅力あふれる元気なまち」です。

本市には、かつて下総の政治や文化の中心である国府があり、これまでの調査で、国庁が置かれていたと考えられる国衙の範囲が特定できたところです。さらに、国庁の発見を目指して調査を進めていますが、この時期を逃がさず、本年10月に第６回全国国府サミットを開催いたします。全国には本市と同じく、国府が置かれた町が72自治体あります。これらの自治体が国府所在地としての取組について、情報交換やＰＲを行うことで歴史文化遺産を後世に継承し、今後、それぞれの町に生かしてまいります。

本市は多くの文人墨客に愛された町です。昨年、日本を代表する芸術家120人から成る国の栄誉機関、日本芸術院の会員であり、日展理事長も務められた市川市名誉市民の洋画家、中山忠彦先生がお亡くなりになられました。美術界の巨星を失ったことは大変残念なことです。秋には中山先生の功績をたたえ、追悼展を開催する予定でおります。また、世界的な写真家である星野道夫氏の作品を用いたオリジナルグッズを制作、さらに三田文学会の協力の下、永井荷風文学賞の発表を行うなど、本市の誇る文化を市内外に発信してまいります。

心豊かな創造的な感性を育む場所として、近現代美術館の開設を目指すとともに、行徳の歴史や産業、民俗を伝承する郷土資料館の開設に向けた準備を進め、市民が身近に文化や歴史に触れられる機会を創出してまいります。

スポーツをする人、応援する人、育てる人の一体感から生まれるエネルギーは町に活力を与えてくれます。４月には、全面人工芝のグラウンドに1,800席の観覧席を有する国府台スタジアムがオープンします。一方、昭和57年の開設以来、市民に喜ばれてきた市民プールは令和８年度の営業をもって終了し、新たなスポーツ施設に生まれ変わります。今後も多くの方に親しまれる北東部のスポーツ拠点となるよう、整備計画を策定しております。

市川市では、本市をホームタウンとするアメリカンフットボールチーム、ブルーサンダースが活躍しています。また、昨年、ＪＦＬに所属するブリオベッカ浦安のホームタウンに加わり、本年１月には名称もブリオベッカ浦安・市川となりました。ほかにもブーストタウン協定を結んでいる千葉ジェッツや、フレンドシップシティ・プログラム協定を結んでいる千葉ロッテマリーンズもあり、他市に劣らず、スポーツの力で町を元気にしていきたいと思います。

さらに、塩浜２丁目市有地を最大限活用するため、周辺の開発と連携し、民間活力を生かした、海辺と連携したレジャープールなどのスポーツ施設を整備することで、にぎわいのある魅力的な空間を創出してまいります。

中山地域は、中山法華経を中心とした寺町の風情残る歴史と文化の魅力にあふれる町です。現在、私は京成電鉄株式会社に対し、京成中山駅の下り側改札口の建設を要望し検討が始まっており、その周辺にある空き店舗をチャレンジショップとして活用し、独立開業に向けた支援をするほか、マルシェやフリーマーケットなど、観光客も多く訪れる活気あふれる商店街にする計画が現在進んでいます。

昨年は、梨の花摘みボランティア梨花隊の活躍により、地域ブランド市川のなしをお届けすることができました。私も３年連続で大田市場でＰＲをしてまいりましたが、引き続き市民の農業に対する理解を促進するとともに、安定的な都市農業の経営に向けた支援を行ってまいります。

また、三番瀬では、ノリ養殖や魚介類の水揚げなど水産業が営まれています。市川漁港の整備、製氷貯蔵施設の更新を行い、良好な漁場環境を保全してまいります。

町の主役は常に市民です。いつまでも住み続けたいと思っていただける町を目指すためには、広域連携により市境のインフラ整備等を進め、市民サービスの向上を図ります。

昨年10月、松戸市と市川市・松戸市行政パートナー協定を締結いたしました。現在は連携協力に向け、両市の企画部門において協議を進めており、公共施設の相互利用をはじめ医療・教育・環境分野など、今ある地域資源を生かしたまちづくりを検討し、将来的には北千葉道路を軸とした、隣接する両市の住民にとって住みやすい地域を目指してまいります。

また、昭和41年に設立した京葉広域行政連絡協議会では、市川市、船橋市、浦安市の３市がヤングケアラーへの支援や子ども医療費助成制度の拡充、三番瀬の保全再生など、広域的な行政課題の解決に向けた調査、研究に取り組み、先月、３市長から千葉県知事へ要望したところであります。

さらに、江戸川左岸流域の周辺８市において、江戸川第一終末処理場の早期完成を求める要望書を千葉県知事に提出するとともに、市境におけるインフラ整備の遅れを取り戻すべく、行政リーダー間で積極的に話合いを行っているところであります。

このように、近隣市と連携を図り、将来にわたって、それぞれの市民にとって利便性の高いサービスを効果的かつ効率的に提供することで持続可能な町を目指してまいります。

本年は昭和が始まって100年を迎える年です。激動の昭和を生き抜いた先人たちの魂は、現代を生きる私たちにも間違いなく宿っています。先人に思いをはせ、昭和の時代を顧みることで、急速に変化する時代を生き抜くヒントが見つかることと思います。

最も強い者が生き残るのではなく、最も賢い者が生き延びるのでもない。唯一生き残るのは変化できる者であ

るという、ダーウィンが残したと言われている有名な言葉があります。固定観念にとらわれることなく冷静に判断し、変化に対応することが求められています。

市川市のこれからの10年は、100年先の持続可能な町の姿を見据える中で、安心した生活の実現に向け、引き続き格差の是正に加え、腐敗の除去、教育の充実に真摯に取り組むとともに、近隣市との連携を深め、権限、財源、人間を集約した持続可能な京葉地域を目指し、その中心に市川市が位置していなければならないと考えています。

本市が未来に向かって前進するときに児童生徒や保護者、また教育関係者に大きな動揺を与える事件が起きてしまいました。学びやの本来あるべき姿として、子どもたちが安心して成長できる環境を守り続けることに全力を挙げてまいりたいと思います。

未来を生きる子どもたちは本市の宝物と言えるでしょう。たとえ困難に直面しても、前向きな気持ちで立ち向かえるように教育格差をなくすとともに、一人一人の子どもたちに具体的に寄り添いながら生きる力を育むことが重要です。

また、公立学校の魅力を倍増させ、存在価値を高め、市川市の子どもたちが誇りを持って学習できる環境整備を進めると同時に、スポーツ・文化芸術に親しめる機会を確保するため、部活動の地域展開を進めてまいります。

また、ソーシャルメディアやＡＩを活用し、利便性を追求することは大切ですが、デジタル技術の推進は幼児期、低学年における健全育成にとって十分に注意が必要であるという、他の国々の姿も参考にしていかなければならないと思います。

本市は市民の皆さん一人一人からいただく個人市民税の割合が他市に比べ非常に高く、不交付団体として堅実な財政運営を維持しています。一方で、ふるさと納税を活用される方も多く、年間約29億円の市民税が減収となっている実態もあります。市民が本市を納税先として喜んで選んでいただけるように、魅力ある施策を展開してまいります。

新年度の当初予算編成は、一般会計が1,886億円で、前年度比118億円増、特別会計の合計が808億800万円、公営企業会計が228億5,400万円となり、当初予算総額では2,922億6,200万円となります。

市民の皆さんからお預かりしている貴重な税金は１円たりとも無駄にすることなく、選択と集中を徹底的に行い、納税者である市民にしっかりと還元していかなければなりません。もちろん、透明でクリーンな市政運営を行うことをお約束いたします。

京葉地域は千葉県の中で東京に最も近く、また、世界につながる成田空港と羽田空港の中間点に位置するエリアであります。国際都市としてのポテンシャルを有するこの恵まれた立地と、伝統文化や様々な地域資源を生かし、観光・文教都市として発展できるよう、魅力ある都市づくりを進めてまいります。

そのためにも、50万都市とならんとする市川市の使命として、住民の多様性を認め、災害や犯罪から市民の生活を守る地域生活安全保障の確立とカーボンニュートラルの実現に向け先駆けとなり、世界中の人々から注目される町を目指してまいりたいと思います。

市民を代表する議員の皆様におかれましては、党派を超えて是々非々で対応していただけることを心から望み、新年度の施政方針といたします。

○稲葉健二議長　勝山教育長。

〔勝山浩司教育長登壇〕

○勝山浩司教育長　このたび市内学校において、子どもたち、保護者をはじめ市民の皆様の信頼を失う盗撮が疑われる事案が発生いたしました。このような事態に至ったことは痛恨の極みであり、深くおわび申し上げます。

教育委員会では、直ちにカウンセラーの派遣を行い、子どもたちの心のケアに努めるとともに、保護者の皆様への御説明を実施しているところであります。子どもたちが一刻も早く日常生活を取り戻せるよう、安全、安心な教育環境を整えるとともに、再発防止に誠心誠意取り組んでまいります。

それでは、本日、令和７年２月市議会定例会の開催に際し、教育委員会を代表して、新年度の教育行政の運営に臨む所信の一端を述べさせていただきます。

私は人生100年時代を見据え、100年を豊かに生きるための教育の創造を掲げてまいりましたが、例えば我が国の義務教育の特徴を一言で表すとすれば知、徳、体という言葉に集約されます。各教科の学習、児童生徒への対応や道徳教育、そして体育指導などを一体的に行う全人教育的なところにその特質があり、知育偏重の欧米型の義務教育とは一線を画すものと言えましょう。

また、多様な教育へのニーズは増大し、現在の義務教育は時代の変化に対応していないのではと言われる向きもありますが、昭和33年に示された学習指導要領では「児童の興味や関心を重んじ、自主的、自発的な学習をするように導くこと」とされており、令和の価値観と何ら変わらない記述があります。

そして、震災などの災害時における食料、物品の配給や電車に乗るために整然と並ぶ日本人の姿を見て世界の人々は驚きますが、このような日本人の助け合う、譲り合うという、家庭教育とともに学校教育で培う美徳は、これからも尊重すべきものと思います。

このように、元来、我が国の学校が得意な集団行動的な部分は尊びつつ、その上で児童生徒の自主性を伸ばし、創造性の伸長が加われば子どもたちや保護者の期待に応えられ、そして100年を豊かに生きるための教育の創造の実現が図られていくものと考えます。

次に、新年度の重要な施策について、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検・評価の結果や不登校児童生徒及び外国人児童生徒の増加など、本市の教育を取り巻く喫緊の課題を踏まえ、第４期市川市教育振興基本計画の基本方針であります「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」、「学びの質の向上と学びの保障の実現」、「ともに支え合う学びの環境整備」の３点から述べさせていただきます。

初めに、「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」についてであります。

次の時代を担う子どもたちには、幅広い知識や創造的思考力だけでなく、他者と切磋琢磨しつつ、互いに認め合い、変化に対応する力が求められます。そのために、地域の方々との関わりやＩＣＴの効果的な活用などを通してコミュニケーション能力や問題解決能力を育み、個々の児童生徒の力を最大限に伸ばす個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るとともに、自ら課題を見つけ、調べ、考えをまとめて次につなげる力を育成する探究的な学習を一層推進し、さらなる授業改善を行ってまいります。

また、自己の考えを深めるためにも、学習において基本的な国語力を定着させ、言語能力を高めてまいります。言語は論理や思考の基盤であるだけでなく、感性や情緒の基盤でもありますので、本市が長年積み重ねてきました心を育てる読書教育により力を入れていきます。

本市の特色であります地域社会が一体となって学校と連携、協働を進めるつなぐ教育に関しましては、基本的な生活習慣や社会性を育み、協力や助け合いの精神が自然と身につくよう、就学前期から小学校、中学校まで一貫した教育を進めてまいります。そこでは知、徳、体の調和が取れた成長を目指し、公立、私立の幼稚園教諭と保育士、小学校教職員との交流の充実により、発達段階に応じた子どもへの関わり方について、学び合い、相互理解を深めることで有機的な幼保小一貫教育に取り組みます。そして、知、徳、体の基盤となる基本的な生活習慣の定着や体力の向上に努め、一人一人の子どもの能力を伸ばし、生きる力を育ててまいります。

次に、「学びの質の向上と学びの保障の実現」についてであります。

不登校児童生徒は、昨年度、全国で34万人余りに上り、過去最多であります。本市におきましても同様の傾向

にあり、加えて不登校児童生徒の背景、要因は多様化、複雑化しております。そのため、予兆のある段階から児童生徒とその保護者に寄り添い、共感的理解と受容の姿勢を持つとともに、関係部署等との積極的な連携を進めます。

また、子どもたちの居場所の一つとして、小学校協力校にて開始し、効果のありました校内教育支援センター、スペシャルサポートルームを令和７年度は小学校全校に開設するとともに、関係機関との意見交換会など、情報共有の機会の充実を図ってまいります。

不登校だけでなく、日本語の指導や特別な教育的支援を必要とする子どもも増加傾向にあります。全ての子どもがその持てる力を発揮できるよう、一人一人の状況に合った学びの機会の確保を図り、千葉県教育委員会への要請を強め、特別支援学級や通級指導教室の計画的な設置を行います。また、子どもへのきめ細かな支援が行える体制を構築するため、各学校にみらいサポーターを配置いたします。

学校は子どもたちにとって、自分の考えや気持ちを自由に表現できる、そして心理的安全性が保たれる場です。そのためには、学校教育の担い手である教職員にも同様の心理的安全性が保てる勤務環境が重要であり、教職員の健康的な働き方は子どもの学校での健全な学びにつながります。そこで学校の部活動の地域展開を進め、児童生徒の選択肢の幅を広げるとともに、教職員の業務の適正化を図りながら働き方改革を進めてまいります。その上で、既存の学校配当予算のほかに学校運営支援予算を創設し、各学校にて、学校や地域の特性を生かした取組等に活用できるようにいたします。

これにより、学校の自主的、自律的な学校運営を目指すとともに、併せて学校の事務機能の強化を図ることも肝要だと考えます。この考え方に基づき、学校事務の効率性や正確性の向上を図るため、地域のブロックごとに置いている協議会での学校事務の共同実施を一層進め、学校間の連携による事務機能の強化と教育活動への支援につなげてまいります。また、経験の浅い教職員層を中心とした指導力向上を目指し、各種研修を充実させていきます。

学校教育施設では、緊急時に避難所となる小学校体育館に冷暖房機を設置してまいります。また、小中学校のトイレの洋式化、学校の改修や整備、校舎建て替えなど、安全で安心できる学校の環境づくりを着実に進めてまいります。

生涯学習施設では、利用者の利便性の向上を図るため、老朽化した公民館や博物館の改修、図書館の維持管理等を適切に行います。

最後に、「ともに支え合う学びの環境整備」についてであります。

子どもたちのために、家庭、学校、地域のさらなる連携を図り、全国的にも評価が高い本市の学校運営協議会や地域学校協働本部の一層の充実と活用を進めてまいります。

生涯学習の推進につきましては、地域の大学との連携を引き続き行うとともに、公民館、博物館、図書館の活用を通して、地域の身近な学習拠点として多様な学びの場を提供いたします。

本市に置かれたとされる下総国府をはじめとする全国の国府が置かれた町の魅力を発信するため、東京都府中市を皮切りに、これまで全国５か所で実施されてきた全国国府サミットを本市で開催し、国府の歴史的価値の普及に努めます。

国府台遺跡においては、国庁や国衙の遺構を確認する調査を継続して行ってまいります。

今後も貴重な歴史的文化遺産を守り伝えていくため、国指定史跡曽谷貝塚の保存活用計画と、同じく国指定史跡下総国分寺跡附北下瓦窯跡の整備基本計画を策定いたします。

また、子どもたちの歴史、文化への理解と地域への愛着の醸成を図るため、市内所在の文化財などの地域資源を活用した教育を展開してまいります。

以上、新年度における重要な施策とさせていただきます。

結びに、るる述べてまいりましたが、100年という人生を充実させるため、就学前教育から社会人の学び直しに至るまでの生涯にわたる学びの一環として、学校、公民館、博物館、図書館等、教育委員会所管の諸施設の利活用を一層図り、人生100年時代の教育の姿を具現化すべく力を尽くしてまいります。

そして、不祥事が起きないよう努めるとともに、安全、安心な学校づくりを目指してまいります。

また、就学前教育はもとより、市立学校に通う約３万1,000人の児童生徒及びその保護者の期待に応えるためにも、学校及び教育委員会の果たすべき役割は非常に大きいものがあるとの認識を改めて持ち、市長部局との連携を図りながら一層の努力を重ねていく所存です。

市民の皆様並びに議員各位の御理解と御支援をお願い申し上げまして、新年度の教育行政運営方針といたします。

○稲葉健二議長　松丸副市長。

〔松丸多一副市長登壇〕

○松丸多一副市長　私からは議案第38号から議案第54号まで、議案第65号から議案第67号まで及び諮問第５号から諮問第８号までにつきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第38号市川市行政組織条例の一部改正については、効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改めるものです。

議案第39号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正については、法律の改正に伴い条文の整備を行うものです。

議案第40号市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正については、法律の改正を踏まえ、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大するとともに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講ずるものです。

議案第41号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、刑法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行うものです。

議案第42号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告等を踏まえ給料、期末手当、勤勉手当等の改定を行うとともに、給料の水準の適正化を図るため給料表の見直しを行うものです。

議案第43号市川市職員退職手当支給条例の一部改正については、雇用保険法等の改正を踏まえ失業者の退職手当に係る条文の整備を行うほか、所要の改正を行うものです。

議案第44号市川市手数料条例の一部改正については、法律の改正に伴い、住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する手数料の額を定めるとともに、宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行うものです。

議案第45号市川市犯罪被害者等支援条例の制定については、犯罪被害者等の支援に関し基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるものです。

議案第46号市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の基準の改正に伴い、条文の整備を行うものです。

議案第47号市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、児童福祉法の改正に伴い、基準を定めるものです。

議案第48号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、国の基準の改正を踏まえ、特定教育・保育施設等の重要事項について、公衆の閲覧に供しなければな

らないこととするほか、所要の改正を行うものです。

議案第49号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正については、老朽化した大和田保育園の園舎を建て替え、公私連携型保育所とするため、公の施設としての供用を廃止するものです。

議案第50号市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正については、中小企業者に対する融資制度にカーボンニュートラル促進資金を新設するものです。

議案第51号市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、条文の整備を行うものです。

議案第52号市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正については、国の基準の改正を踏まえ、消防水利を整備する際の整備基準を見直すほか、所要の改正を行うものです。

議案第53号市川市教育振興審議会条例等の一部改正については、組織改正に伴い、教育振興審議会等の事務の所管部を改めるものです。

議案第54号市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正については、法令の改正に伴い、非常勤消防団員に対して支給する退職報償金の勤務年数区分に35年以上の区分を追加するものです。

議案第65号市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約については、受注者である上條建設株式会社との間に工事請負変更契約を締結するものです。

議案第66号及び議案第67号財産の減額貸付については、株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、地方卸売市場の土地及び建物を減額して貸し付けるものです。

諮問第５号から諮問第８号まで人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについては、法務大臣から委嘱されている本市の人権擁護委員のうち、本年６月30日をもって任期満了となる委員４名に係る再任候補者３名、後任候補者１名の推薦について、市議会の意見を求めるものです。

私からは以上でございます。

○稲葉健二議長　本間副市長。

〔本間和義副市長登壇〕

○本間和義副市長　議案第55号から議案第64号までの予算議案につきまして提案理由を説明申し上げます。

議案第55号令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）については、補正予算の総額は、歳入歳出それぞれ54億7,121万1,000円の増額を行い、予算総額を1,915億7,254万4,000円とするものであります。

歳出予算の主な内容について申し上げますと、第１款議会費では、職員人件費の増額について、第２款総務費では、情報システム関連経費の減額などについて、第３款民生費では、社会保障関係経費の増額などについて、第４款衛生費では、国民健康保険特別会計繰出金や新型コロナウイルスワクチン接種における国庫支出金の償還金などについて、第５款労働費及び第６款農林水産業費では、会計年度任用職員人件費の増額について、第７款商工費では、市内の中小企業等における物価高騰の影響に対する燃料費の支援などについて、第８款観光費では、職員人件費などの増額について、第９款土木費では、下水道事業会計に対する一般会計からの負担金や県事業負担金の増額などについて、第10款消防費では、消防救急車両が使用する燃料費の増額などについて、第11款教育費では、７年度の当初予算に計上を予定していた小中学校の外壁工事などを前倒しして行うための工事請負費の増額などについて、第13款諸支出金では、土地開発基金の運用利子を積み立てるための繰出金の増額について、それぞれ計上するものです。

また、歳入予算につきましては、市税から市債までの財源を充て、収支の均衡を図ったものです。

次に、継続費の補正では、第三中学校斜面地整備事業につきまして、工事の支障となる電柱を民有地へ移設す

る必要があり、年度内の契約締結が困難なため、継続費を廃止するものです。

繰越明許費の補正では、こども福祉総合システム改修事業のほか、27事業について、いずれも年度内の事業の完成が困難であることから繰越明許費の追加を行うほか、都市農業振興支援事業について、年度内の設置件数が減少すること、また小学校営繕事業について、学校の外壁工事などを追加するため、繰越明許費の変更を行うものです。

債務負担行為の補正では、戸籍・戸籍附票システム標準化対応委託費のほか８事業につきまして、標準化移行スケジュールを変更する必要が生じたため、債務負担行為を廃止するものです。

地方債の補正では、民生費、土木費、消防費及び教育費における起債の限度額について、それぞれ変更するものです。

次に、議案第56号令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）については、歳入歳出予算の補正は７億1,663万4,000円の増額を行い、総額をそれぞれ402億6,457万円とするものです。

主な内容は、保険給付費や国民健康保険事業財政調整基金積立金などの増額補正などを行うもので、財源として国県支出金や一般会計からの繰入金などを充て、収支の均衡を図るものです。

議案第57号令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）については、歳入歳出予算の補正は12億340万7,000円の増額を行い、総額をそれぞれ345億3,667万9,000円とするものです。

主な内容は、システム標準化のスケジュール変更等に伴い、委託料を減額するほか、保険給付費の増額補正などを行うもので、財源として支払基金交付金や繰入金などを充て、収支の均衡を図るものです。

議案第58号令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）については、歳入歳出予算の補正は8,010万8,000円の減額を行い、総額をそれぞれ70億1,967万2,000円とするものです。

主な内容は、システム標準化のスケジュール変更に伴い委託料を減額するほか、千葉県後期高齢者医療広域連合への負担金の減額補正を行うもので、財源となる繰入金や諸収入の減額により収支の均衡を図ったものです。

議案第59号令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）については、業務の予定量の補正では、資本的支出における建設改良費の減額に伴い、業務予定量の補正を行うものです。

収益的収入及び支出の補正では、収益的支出において、企業債利息など3,799万6,000円を減額するとともに、収益的収入において、一般会計負担金など7,134万2,000円を増額補正するものです。

資本的収入及び支出の補正では、資本的支出において、執行差金など6,382万円の減額補正を行うとともに、資本的収入において、公共下水道事業債など１億5,452万6,000円の増額補正を行うものです。

企業債の補正では、公共下水道事業における起債の限度額について変更するものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正については、職員給与費の補正に伴い増額補正を行うものです。

他会計からの補助金では、一般会計からの補助金を増額するものです。

議案第60号令和７年度市川市一般会計予算から議案第64号令和７年度市川市下水道事業会計予算までにつきまして、一括して御説明をいたします。

まず、令和７年度一般会計予算の規模は、前年度と比べ118億円、6.7％増の1,886億円とするものであります。新年度の当初予算は、人件費や扶助費など増加する義務的経費への対応を図りつつ、学校給食費の無償化などのこれまで進めてきた施策を継続するとともに、優先すべき重要な課題に対応していくため、物価高騰対策、地域の防犯、防災など、市民の安心、安全のための施策や、誰一人取り残さず市民の生活を豊かにするための施策など、様々な施策の推進を図りつつ、公共施設の老朽化対応のための基金の積立てなどにより、持続可能な行財政運営を両立させる予算の配分を行ったものであります。

一般会計予算の主な内容につきましては、まず歳入において、第１款市税では、平均給与収入額や納税義務者数の増加などにより個人市民税の増収が見込まれること、また、固定資産税や都市計画税において、土地課税額の段階的な引上げの継続や新増築家屋の増などによる増収が見込まれることから962億3,900万円を計上し、第７款地方消費税交付金では、今後の経済見通し等により増収を見込み116億9,000万円を計上し、第14款国庫支出金では、児童手当や保育所等運営費、障がい者支援、生活保護などの扶助費等の増加などに伴い402億960万3,000円を計上し、第20款諸収入では、情報システム標準化事業の移行スケジュールの変更等に伴い補助額が減となることなどにより56億7,384万円を計上し、第21款市債においては、斎場やクリーンセンターの建て替えなど、既に着手している大規模な建設事業の進捗に伴い82億8,570万円を計上しております。

次に、歳出におきましては、第２款総務費では、平和の大切さを継承し、核兵器廃絶を願う終戦周年事業を行うための経費や、職員による内部公益通報を支援する外部窓口の設置に係る経費のほか、老朽化が進む公共施設の整備等に伴う将来の財政負担に備えるため、公共施設整備基金へ積立てを行うなど、230億2,100万円を計上しております。第３款民生費では、児童手当や保育所等運営費、障がい者支援、生活保護などの扶助費等の増加への対応に加えて、結婚から子育てに続く切れ目のない支援として、結婚前と新婚の世帯に対する家賃等の補助や、産前産後家庭の家事や育児を支援するための経費、妊産婦や乳幼児の健康診査費用の助成など951億1,500万円を計上し、第４款衛生費では、斎場やクリーンセンターの建て替えに係る経費のほか、地域猫活動を支援する拠点の整備運営に係る経費、定期接種化する帯状疱疹ワクチンをはじめとする予防接種経費など、215億6,400万円を計上しております。第７款商工費では、中山参道を活性化するための経費のほか、これまでのデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯによる地域経済、市民生活の活性化に加えて、物価高騰の影響を踏まえた支援としてＩＣＨＩＣＯを活用し、省エネルギー家電や防犯用品などの導入を促進するための経費など31億3,800万円を計上しております。第９款土木費では、市民生活に密着した道路や橋梁など、生活に密着したインフラ整備のほか、本八幡駅北口駅前地区市街地再開発組合に対する補助金、崖地等の安全対策工事費など110億2,700万円を計上しております。第10款消防費では、消防や救急活動等に必要となる各種経費のほか、南消防署の建て替えの設計に係る経費など59億5,600万円を計上しております。第11款教育費では、各学校が独自に学校や地域の特性を生かした取組などを行うための経費を計上したほか、避難所となる小学校への冷暖房設備の設置や宮田小学校の建て替え、大洲小学校の増築などの学校整備に係る経費、また、本市で全国国府サミットを開催するための経費など174億4,700万円を計上しております。

次に、特別会計及び公営企業会計につきましては、国民健康保険特別会計では、被保険者数の減少に伴い保険給付費の減が見込まれることから、前年度に比べ６億1,400万円、1.6％減の387億8,500万円を計上しております。

介護保険特別会計では、要介護認定者数の増加などにより保険給付費が増となる見込みから、前年度に比べ15億500万円、4.5％増の348億2,000万円を計上し、後期高齢者医療特別会計では、被保険者数の増加に伴い広域連合に支払う納付金が増となることなどにより、前年度に比べ１億2,200万円、1.7％増の72億300万円を計上しております。

下水道事業会計では、県に対する江戸川左岸等流域下水道事業維持管理費負担金が単価の改定により増となる一方で、市川南ポンプ場建設など、雨水に係る事業の進捗により事業費が減となることなどから、前年度に比べ6,500万円、0.3％減の228億5,400万円を計上しております。

以上、これらの一般会計、特別会計及び公営企業会計を合わせた令和７年度当初予算の全会計の総額は、前年度と比べ127億4,800万円、4.6％増の2,922億6,200万円を計上しているところでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○稲葉健二議長　お諮りいたします。議事の都合により、明２月14日から２月20日まで７日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって明２月14日から２月20日まで７日間休会することに決定いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時16分散会

第　　２　　日

令和７年２月21日（金曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第２号）

令和７年２月 21 日（金曜日）午前 10 時開議

第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について
第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について
第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について
第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について
第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について
第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）
第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）
第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）
第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算
第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算
第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
第29　議案第66号　財産の減額貸付について
第30　議案第67号　財産の減額貸付について
第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて

第36　報告第40号　専決処分の報告について

第37　報告第41号　専決処分の報告について

第38　報告第42号　専決処分の報告について

第39　報告第43号　専決処分の報告について

第40　報告第44号　専決処分の報告について

第41　報告第45号　専決処分の報告について

第42　報告第46号　専決処分の報告について

（代表質問）　創生市川・自民党第１　小泉文人議員、石原たかゆき議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について

日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について

日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について

日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）

日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算

日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算

日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算

日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算

日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて
日程第36　報告第40号　専決処分の報告について
日程第37　報告第41号　専決処分の報告について
日程第38　報告第42号　専決処分の報告について
日程第39　報告第43号　専決処分の報告について
日程第40　報告第44号　専決処分の報告について
日程第41　報告第45号　専決処分の報告について
日程第42　報告第46号　専決処分の報告について
（代表質問）　創生市川・自民党第１　小泉文人議員、石原たかゆき議員

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお

大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

廣田　徳子

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸　多一
副市長	本間　和義
代表監査委員	植草　耕一
教育長	勝山　浩司
危機管理監	本住　敏
市長公室長	後藤　貴志
総務部長	蛸島　和紀
企画部長	小川　広行
財政部長	田中　雅之
管財部長	湯本　明男
情報管理部長	川島　俊介
文化国際部長	高橋　昭彦

スポーツ部長	鎌	形	秀	昭
市民部長	吉	田	一	弘
経済観光部長	根	本	泰	雄
こども部長	山	室	繁	央
福祉部長	鷲	沼		隆
保健部長	横	山	京	子
環境部長	佐	原	達	雄
街づくり部長	小	塚	眞	康
道路交通部長	米	崎	勝	則
下水道部長	森	田	敏	裕
行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	栁	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１議案第38号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第42報告第46号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。報告第39号については、会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長　起立者多数であります。よって報告第39号については提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

創生市川・自民党第１、小泉文人議員。

〔小泉文人議員登壇〕

○小泉文人議員　おはようございます。創生市川・自民党第１の小泉文人です。これより会派を代表して、総括を私と、補足質問者を石原たかゆき議員で代表質問を行わせていただきます。質問が多岐にわたっておりますので、早速質問に入らせていただきます。

まず初めに、大項目１、施政方針について。

１頁４行目、90周年事業について。「さまざまな周年行事を滞りなく終えることができました」とのことでありますが、周年事業の総括と記念式典をはじめとする主な記念事業の成果、また、実施報告書などの作成予定などについてお伺いいたします。また、100周年に向けて市民にどのようなメッセージを発したのか、併せてお答えください。

次に、２頁11行目、周年事業について。「11月には」から「意見交換の場を設け」とのことでありますが、これらの実施の判断に至った経緯、また34自治体の参加意向、そして本市が主催する意義、実施方法、継続性に関する現時点においてのお考えをお聞かせください。

２頁25行目、激甚災害からの復興について。「生活に必要なインフラも」から「対策に間違いがあるのではないか」とのことでありますが、これを教訓として、本市が講ずべき対策についてお答えください。また、施政方針を読み上げた当日は「問題があるのではないか」と、「間違い」を「問題」に言い換えた真意をお聞かせください。

３頁９行目、小学校区防災拠点協議会について。「小学校区防災拠点協議会を計36箇所設置し」とのことでありますが、未設置３校の小学校区と今後の設置見込みについて、また、設置に至らない理由や現在の未設置による大規模災害発生時の弊害とその対策についてお答えください。

３頁23行目、市民の安全、防犯カメラについて。「市川市内には、既に1,400台の防犯カメラ」から「市民生活の安全性を高めてまいります」とのことでありますが、安全性を高めるため、本市の将来ビジョンはどのように考えているのかお聞かせください。

４頁４行目、脱炭素先行地域について。「脱炭素先行地域の」から「取り組んでいきます」とのことでありますが、100の自治体として先行されるため重要となる評価の観点は何か。また、１度目の応募で十分な評価に達しなかった点をどのように分析しているのか。また、再チャレンジすることになった経緯をお答えください。さ

らに、将来的に全市域へ展開する可能性についてはどのように考えているのかお聞かせください。

４頁11行目、二酸化炭素排出量50％削減について。「2030年度までに」、「挑戦していかなければなりません」とのことでありますが、現時点における目標達成の見込みはどのようになっているのか。また、目標達成のための課題はどのようなものがあるのかお答えください。

次に、５頁12行目、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて。「物価高騰対策と」から「ご利用いただいております」とのことです。導入初年度、全市展開した２年度目、そして３年度目となる新年度も、国の交付金を原資としてキャンペーンを予定されています。この地域通貨の成功には、交付金に頼らない持続可能な仕組みづくりが不可欠であると思われるところです。そこで、この地域通貨ＩＣＨＩＣＯが成功するための行政ポイント付与の仕組みづくりについて、本市の御見解をお聞かせください。

次に、重点施策について。

６頁６行目、ＩＣＨＩＫＡＷＡプレウェディング事業について。「同棲を機に」から「最大29万円を補助する」とのことでありますが、結婚前の同棲については、賛成、反対、中立といった意見の分かれる中で、市が同棲を是認するかのような補助制度を導入すること、同棲から結婚に至る割合の見込み、結婚に至らない場合の補助金の効果、公益性についてお答えください。

次に、６頁26行目、移動プラン75について。「既存送迎バスの活用や」から「検討しております」とのことです。目標としているプラン策定時期と実施時期についてお聞かせください。

７頁５行目、斎場施設整備事業について。「同時に斎場周辺の住民の声にも十分対応しつつ」となっていますが、新たな斎場について、周辺住民から寄せられている声とそれに対する具体的な対応についてお答えください。

７頁13行目、海外都市交流事業並びに青少年スポーツ国際交流事業補助金について。「市制施行95周年を迎える姉妹都市の」から「訪問することで」とのことであります。なぜ少年野球チームが訪問することとなったのか、その経緯と、ガーデナ市95周年と少年野球チームの訪問の関連性は何か。そして、今後の継続性についてお答えください。

８頁６行目、「市内にある60ある愛護団体」から「交流拠点をつくり」とのことであります。交流拠点づくりの場所の適否、具体的な活動、事業内容、職員の配置、将来的な運営方法について、また、これに関連する地域猫活動への支援と不妊手術強化月間についてお答えください。

次に、９頁４行目、用途地域について。「用途地域の見直しも視野に」とのことです。令和５年６月定例会の代表質問でも、現在の用途については現状との乖離があると御指摘をさせていただきました。都市マスタープラン更新が目の前に来ている中で、その後の検討状況についてどうなっているのかお聞かせください。

９頁24行目、公共下水道の普及率と整備点検について。「老朽化した施設の長寿命化」とありますが、八潮市で発生した下水道管渠の老朽化に伴う道路陥没事故を受け、緊急点検などの事故防止対策についてお聞かせください。

10頁18行目、全国国府サミット事業について。「第６回全国国府サミットを開催いたします」とのことです。そこで、改めて開催の目的、効果、開催計画、準備状況、本市のこれまでの国府所在地としての取組についてお答えください。

10頁28行目、「星野道夫氏の作品を用いたオリジナルグッズの制作」とのことですが、オリジナルグッズ制作に対する市の関与、グッズの活用方法、経費等についてお答えください。

11頁１行目、美術館構想事業について。「近現代美術館の開設を目指す」とのことです。現時点における美術館構想の策定状況についてお聞かせください。

11頁19行目、塩浜２丁目市有地活用事業について。「民間活力を生かした、海辺と連動したレジャープールなどのスポーツ施設を整備」と施政方針でもお話しされておりますが、塩浜２丁目市有地の現在の進捗状況、整備事業推進における課題についてお答えください。

施政方針の最後、「むすび」について。

13頁12行目、「近隣市との連携を深め」、「その中心に市川市が位置していなければならない」ということでありますが、権限、財源、人の集約方法、持続可能な京葉地域の構成手法、市川市が中心に位置することの意義についてお聞かせください。

大項目２つ目、新年度予算と今後の見通しについて。

今回上程されている当初予算、一般会計、特別会計、公営企業会計を合わせると約2,922億6,200万円と、予算規模が過去最高額になっています。その要因の一つとして、一般会計が昨対で約118億円増えています。

そこでお伺いいたします。一般会計の予算規模はなぜ拡大となったのか。また、その理由や背景についてお答えください。

さらに、新年度予算の特徴として、どのような施策や事業に予算配分をしたのかお伺いいたします。また、現在の財政状況と今後の財政見通しをどのように予想し、考えているのかお答えください。

大項目３つ目、犯罪被害者支援について。

本市条例案の特徴についてお聞かせください。

また、市長が認める犯罪被害者等の範囲についてはどのようになっているのか。

さらに、民間支援団体への支援の具体的内容をお答えください。

最後に、犯罪被害者の一番身近な行政機関として、本市が行う見舞金支給の具体的内容、想定されるその他必要な支援策の具体的内容についてどうなっているのか、各それぞれお答えください。

次に、大項目４、本市職員の給与制度について。

人事院は昨年８月８日、国家公務員の給与改定について、月例給を平均１万1,183円、約2.76％引き上げるとともに、ボーナスを0.1か月分引き上げるよう勧告をいたしました。また、初任給や若年層の俸給月額の大幅な引上げや扶養手当の見直しなど、給与制度のアップデートを求めました。これを受け、政府は、これら給与勧告等を完全実施する給与法の改正を行ったことは皆さん御承知のことかと思います。

そこでお伺いします。本市の給与は、地方公務員法の均衡の原則などの給与の諸原則により、国家公務員の給与等との均衡を図ってきていると認識をしています。昨年の人事院勧告等への対応につきましては、今定例会に提出されております給与条例等の一部改正議案に反映されていると思いますが、その状況、特に人事院勧告と異なる取扱いをしているものについてお答えください。

また、(2)給料表の見直しについて。給与条例等の一部改正議案の提出理由には、給料の水準の適正化を図るため給料表を見直すとありますが、その概要をお聞かせください。

大項目５、慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）についてお伺いします。

慢性閉塞性肺疾患――以下、ＣＯＰＤといいます。このＣＯＰＤについては、昨年９月定例会にて公明党提出の決議が本会議場にて多数可決をしているので、皆さん御承知かと思います。ＣＯＰＤはあまり知られておりませんが、ＷＨＯによれば、2019年の世界死亡原因３位で、厚生労働省の統計では、2021年の日本の男性の死亡原因９位となっています。また、国は令和６年４月から健康増進法に基づき、21世紀における第三次国民健康づくり運動、健康日本21を開始し、死亡率の減少を目標に掲げ、ＣＯＰＤ対策に取り組んでいます。ＣＯＰＤは進行性の病気で、放置すると重症化し、一度発症すると元に戻らない病気と言われています。重症化する前に治療を始めるためにもＣＯＰＤを早期発見することは重要なことだと考えますが、市の認識をお伺いいたします。

続いて、教育行政運営方針についてお伺いします。

まず１つ目、「はじめに」についてお伺いします。

「はじめに」では、100年を豊かに生きるための教育の創造を掲げ、我が国の義務教育の特徴を尊びつつ自主性を伸ばすという、戦後から今日まで変わらない価値観を伸ばすことでその実現が図られるとしています。確かに他の国と比較することで、我が国の義務教育のよさは際立ちます。私も、他の国に例を見ないよさに誇りを感じる１人です。しかし、他の国と比較することで課題も浮き上がることも事実です。我が国の義務教育の課題を認識しつつ、よさを伸ばしていくことが重要と思います。

そこで、我が国の義務教育の特徴と課題についてお伺いします。また、併せて我が国の義務教育が直面している課題についても本市の考えをお聞かせください。

次に、重要な施策の「(1)子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」についてお伺いいたします。

知、徳、体の調和の取れた成長を目指すとありますが、具体的な施策についてお聞かせください。

次に、「(2)学びの質の向上と学びの保障の実現」についてお伺いします。

まず、みらいサポーターを配置するとありますが、この事業の概要についてお聞かせください。

また、現状の学校を支援する人的な取組と関係が期待される効果についてもお聞かせください。

次に、部活動の地域展開についてお伺いします。

本市の部活動地域移行の現状についてお聞かせください。

国は、令和６年12月に地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議中間とりまとめを示しましたが、これを踏まえた本市の今後の展開についてお聞かせください。

次に、学校運営支援予算を創設するとありますが、この予算の概要についてもお聞かせください。

また、期待される効果や今後の方向性についてもお聞かせください。

次に、学校の改修、整備についてお伺いいたします。

最初に①として、学校施設の老朽化対策についてです。まず、老朽化対策はどのように行っているのかお答えください。

次に②として、多目的屋外運動場整備事業について伺います。概要と現状の状況についてお聞かせください。

最後に、教育の情報化についてお伺いします。

本年度の教育ＤＸ推進の考え方と具体的な施策についてお聞かせください。

以上、１回目の質問とさせていただきます。御答弁により再質問させていただきますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　私からは大項目１つ目、施政方針についてのうち、(1)「はじめに」についてのア及びカについてお答えします。

初めに、ア、周年行事についてです。市制施行90周年の記念行事や事業、イベントにつきましては、行政だけではなく、市民と共に盛り上がり、思い出や記憶に残る事業などを庁内で募集、選定し、シンガーソングライターであるさだまさし氏の親善大使就任や「出張！なんでも鑑定団」の公開収録、魚類学者でタレントのさかなクンを講師に招いた地球温暖化防止特別講演会、90歳の方々を対象とした卒寿の卒業式、また、みんなで缶バッチプロジェクトとして、90周年のロゴをあしらった缶バッチを市内の小学校や障がい者施設で制作し、市民の皆様

にお配りするなど、全部で133事業となります。これらの記念事業により、約１年にわたり多くの関係団体や市民の皆様、そして市が一体となって90周年の機運を盛り上げてまいりました。そして、市制施行90周年記念式典では、市議会議員の皆様をはじめ、これまで市政に御協力いただいた多くの皆様を会場にお招きし、名誉市民の顕彰や市民栄誉賞の授与、市指定無形民俗文化財、行徳神輿文化と祭礼の発表、市にゆかりのある著名人からのメッセージの披露などにより、市民の皆様と共に90周年の節目を祝うことができたものと感じております。記念事業につきましては、各部署において、市公式ウェブサイトやＳＮＳ、ユーチューブなどで実施状況などを随時配信してきましたが、今後、総括として実施報告書を作成してまいりたいと考えております。

次に、市制施行100周年に向けたメッセージでありますが、記念式典において田中市長より、待ったなしの時代の変化に対応し、安心、安全で市民がわくわくする魅力ある町をつくり上げていくには、これからの10年間は、次の100年に向けての礎をつくる10年にしていかなければなりません。そのためにも多くの市民の皆様と市政の発展を考える市議会議員の声を聞き、市役所職員と共に一歩一歩着実に歩み、市民が喜ぶ、よりよい市川市をつくってまいりますとのメッセージを発信しております。

続きまして、カ、脱炭素先行地域についてです。脱炭素先行地域とは、国の目標である2050年カーボンニュートラルの達成に向け、2030年までに前倒しで地域課題を解決しながら脱炭素を進める地域を全国で少なくとも100か所選定するという環境省の取組で、提案が採択されると、50億円を上限として国庫補助を受けることができるものであります。本市は、賃貸集合住宅が多い妙典の土地区画整理事業区域において子育て世帯の定住促進を地域課題とし、断熱改修による省エネと太陽光パネルの設置による創エネ、また、再生可能エネルギーを電源とする電力事業者との契約切替えの促進などにより脱炭素を進めるという案で応募いたしました。この応募案については、国の評価委員会において審査され、先進性、モデル性や地域経済循環への貢献、事業性など、７つの観点から評価がなされます。前回の応募では、既存の賃貸集合住宅の脱炭素化と住環境の改善による子育て世帯の定住促進という地域課題を組み合わせて進めようというアイデアは評価されたものの、提案全体の検討が不十分で熟度が足りないとの指摘を受け、不採択となったものであります。

そこで、今回の再チャレンジに当たりましては、対象としている妙典地区において全戸アンケートを実施し、地域住民の皆様の意識調査を行ったほか、実現可能性を示すため、既存の国の補助金制度を活用した断熱改修を試行的に行うなどし、応募いたしました。今後採択された暁には、まずはこの妙典地域において取組を進め、将来的には市内全域でカーボンニュートラルを実現するため、横展開していかなければならないものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目１番目の施政方針について、(1)のイ、大項目３番目の犯罪被害者支援について及び大項目４番目の本市職員の給与制度についてお答えいたします。

初めに、意見交換の場についてであります。

まず、実施の判断に至った経緯でありますが、現在、世界の各地で紛争が発生、長期化し、核兵器が使用されるリスクが懸念されている中、昨年、唯一の被爆国であります日本に半世紀ぶりにノーベル平和賞がもたらされました。また、くしくも今年は終戦から80年の節目の年でありますことから、核廃絶への機運が高まることが期待されております。この機運をより高めるために実施するものであります。既に本市と同様に核兵器廃絶平和都市宣言をしております関東地方の34の自治体の市長に対しまして、先日、本市で実施いたしましたノーベル平和賞受賞記念特別講演の御案内を送付し、３市の皆様に御来場いただいていたところであります。11月の意見交換につきましても、日程などが決まり次第、改めて御案内し、ぜひ参加をお願いしたいと考えております。34市の

うち、何市の参加があるかはまだ分かりませんが、核兵器廃絶平和都市を宣言している本市が積極的な役割を果たすことにより、市民と共に地域から平和の尊さと核兵器の全面撤廃を訴えていきたいと考えております。

次に、具体的な実施方法についてでありますが、参加していただく市長と共に、今後の平和啓発事業の在り方や自治体間連携などについてパネルディスカッションを行うほか、平和活動を行っている著名人による講演などを予定しております。今後につきましては、今年、他自治体との意見交換をした際に継続的に実施していこうというような意見がまとまりましたら定期的に実施することを検討してまいります。

次に、犯罪被害者支援についての４項目についてお答えします。

まず、本市条例案の特徴についてであります。御質問にもありました犯罪被害者等の支援に関する条例は、令和６年４月１日時点で県内自治体や47都道府県を含め910の自治体で策定されており、ほかの自治体の動き等による条例制定への機運の高まりもあり、市長から条例制定に向けた具体的作業を行うよう指示を受けまして、様々な自治体の条例を参考に案を作成し、今定例会の上程に至ったという経緯がございます。

そこで、本市条例の特徴についてであります。本市条例は被害者の視点に立った施策を行い、被害者の権利利益の保護が図られる社会の実現を目指すという犯罪被害者等基本法の趣旨にのっとり、基本理念や役割、支援等について規定した理念条例となります。他自治体の条例には、目的として安心、安全な町を将来像とするものが見受けられるところではありますが、本市には、市民が安全で安心して暮らすことができる町の実現に寄与することを目的といたしました市川市防犯まちづくりの推進に関する条例が既に施行されております。このことから、当該条例とのすみ分けといたしまして、被害者自身に着目しました犯罪被害者等を支える地域社会の実現という将来像を目的に記載しているのが１つの特徴であります。

次に、犯罪被害者等の範囲についてであります。条例案で定義しております犯罪被害者等は、同法の定義と同様で、犯罪等により害を被った者及びその家族または遺族であり、その上で市長が認める者として、例えばパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度を利用している方等を想定しております。

次に、民間支援団体の支援についてであります。本市では、国や県から被害者支援を行う団体として認められております公益社団法人千葉犯罪被害者支援センターと特定非営利活動法人千葉性暴力被害支援センターちさとの２団体を民間支援団体として想定しております。これらの団体は専門的知見や経験を有するという強みを生かし、付添い支援をはじめ、自治体では実施することが難しい支援を行うなど、各団体の果たすべき役割は大きいと考えております。そこで団体の支援の具体的内容といたしまして、被害者等への了承の上で、団体の把握してない被害者の情報の提供、市で実施している既存のサービスやそれに係る必要な手続等について助言などを行っていくことを考えております。

最後に、見舞金の支給等についてであります。本市では３種類の見舞金を設け、被害に応じた支給を行う予定であります。１つ目は遺族見舞金で、犯罪行為によって死亡した被害者の遺族に対し30万円を支給いたします。２つ目は重傷病見舞金で、犯罪行為によって重傷病を負った被害者に対し10万円を支給します。３つ目は性犯罪被害見舞金で、性犯罪の被害を受けた被害者に対し、同じく10万円を支給いたします。また、その他必要な支援策といたしまして、市営住宅への一時入居や募集時の配慮、法律相談や就学支援といった、本市におけます既存のサービスの提供を行っていく予定であり、今後、見舞金の支給等を行いながら、被害者からのニーズ等を踏まえ必要な支援を検討していきたいと考えております。

続きまして、大項目の４番目、本市職員の給与制度についての２項目についてお答えいたします。

初めに、(1)人事院勧告等への対応についてであります。本市の人事院勧告等への対応状況でありますが、国家公務員に準じ、常勤職員の給料表につきましては、平均で約３％給与月額を引き上げるほか、期末・勤勉手当につきましても、年間支給割合を0.1か月分引き上げ4.6月分とし、いずれも今年度から適用することとしており

ます。

また、御質問にあった給与制度のアップデートにつきましても、国家公務員に準じ、初任給をはじめとする若年層の給与水準の引上げや中間層の初号給の給与月額の引上げを行うほか、次長以上の管理職層におきましても、隣接する級間での給与月額の重なりを解消するなどの措置を主に来年度から適用することとしております。しかしながら、地域手当につきましては、国家公務員と異なる対応をさせていただきたいと考えております。国家公務員の地域手当につきましては、国が本市について定めた支給割合を10％から８％に２ポイント引き下げることとしたところであります。本市職員の地域手当につきましては12％としているところであり、これを国家公務員に準じ８％に引き下げた場合には、隣接する東京都特別区の支給割合の20％との格差が拡大することとなり、給与などの処遇面において不利な状況が生じるため、有為な人材の確保などに支障が生じるおそれもあります。また、千葉県や近隣自治体におきましても、国が支給割合を引き下げた自治体におきましては、支給割合を据え置く動きが見られるところであり、近隣自治体等の動向を慎重に見極める必要もあります。本市といたしましては、これらの事情を勘案いたしまして、令和７年度におきましては、現在の支給割合を維持したいと考えております。

次に、(2)給料表の見直しについてであります。本市の職員に適用する給料表につきましては、平成26年に実施いたしました、いわゆる人事院給与制度改革におきまして、職員の給与水準の適正化を図るため、本市独自の給料表を国の俸給表を基本とした給料表へ移行したところであります。この際、職員の昇給機会を確保するなどを理由としまして、国の俸給表の最高号給を超える号給を追加したところであり、本市職員の給与水準はいまだ国家公務員よりも高く、適正な水準にあるとまでは言えない状況であります。この人事院給与制度改革から10年が経過し、この間、令和５年から定年の年齢が65歳に段階的に引き上げられ、61歳以後の給与も60歳時に受けていた給与の７割が支給され、生涯賃金が増加するなど、状況に大きな変化が生じているところであります。このような状況の変化や、先ほど御答弁いたしました給料表の大幅な見直しを行うことと併せまして考慮いたしました結果、本市の職員に適用する給料表を国の俸給表に完全に一致させることとしたものであります。

なお、今回の給料表の改定に伴い、給与が減額される職員につきましては、３年間に限り、その差額を保障することとしております。

以上であります。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　私からは大項目、施政方針についての(1)「はじめに」についてのウとエについてお答えします。

初めに、ウについてです。まず、表記との違いについてですが、被災地では、地元自治体をはじめ多くの関係者が懸命に復旧・復興対策に取り組んでいる中で、いまだ被災した建物の除去も終わらず、また多くの避難者がいる状況なども報じられる中、対応に時間を要していることに対する問題提起の意味から「間違い」を「問題」と表現したものです。この地震は半島特有の地域特性から、道路網の寸断により支援が行き届きにくい状況があったことや、さらに９月の豪雨災害も重なったことで、復興に向けての道のりは困難を極めている状況となっております。特に生活基盤の要である上水道に関しては、これまでの大規模地震と比べても復旧、復興が遅れているという状況にあることから、本市においても迅速な初動対応や関係機関との連携等について、訓練などを通じて引き続き強化を図ってまいります。

次に、エについてです。本市の災害対策では、各小学校を地域の防災拠点として位置づけ、小学校区防災拠点協議会――以下、協議会といいます――の皆さんと連携し、避難所の運営などを行うこととしております。現在、地域の方々と協議を進めた結果、36校で協議会が設置済みとなっておりますが、残り３校は設置に向けた話

合いに時間を要していることから全校設置には至っておりません。そこで、未設置校の関係者の方々に必要性や活動内容を丁寧に説明するとともに、役割がよりイメージできるように避難所開設訓練の見学をしていただくことなどにより、協議会設置に向けた前向きな御意見もいただいております。協議会は災害時に大きな力になることはもちろん、平時からの意見交換などもとても重要であると考えておりますので、今後も丁寧な説明を続け、協議会設置に向けての取組を引き続き進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは大項目１つ目、施政方針についてのうち、(1)、オの防犯カメラについてお答えいたします。

本市では、平成17年３月に公共の場所に向けられた防犯カメラの有用性に配慮しつつ、市民等の権利利益を保護することを目的に市川市防犯カメラの適正な設置及び利用に関する条例を制定しております。この条例では、公共の場所に向けて防犯カメラを設置する場合には届出を義務づけており、令和６年12月末現在で届出台数は1,400台となっております。この届出台数の設置者別の内訳といたしましては、市による設置が1,048台、自治会等による設置が132台、保育園など、市から委託を受けたものや指定管理者による設置が87台、商店会による設置が21台、その他公共交通機関などによる設置が112台となっております。

なお、市が設置した1,048台の内訳につきましては、街頭防犯カメラが308台、駐輪場内のカメラが326台、公共施設内のカメラが414台となっております。

次に、現在設置の準備を進めているカメラ付防犯灯の今後の予定についてでございます。さきの令和６年12月補正予算で御承認いただきました100台のカメラ付防犯灯につきましては、市内全域に均等に設置するため、自治会連合協議会の14地区ごとにおおむね７台ずつ設置することとし、全226自治会に要望調査を実施したところ、12月６日の第１次締切りまでに73台の要望がございました。その後、関係機関との協議等の結果、令和７年３月末までに51台を設置し、残りの49台分については、令和７年度予算に繰り越して令和７年８月までの設置を予定しております。また、令和７年度当初予算では30台分を計上しており、令和８年３月末までの設置を見込んでおります。このように、令和６年度と７年度で合わせて130台のカメラ付防犯灯を市が設置する予定でございます。カメラ付防犯灯設置の将来ビジョンにつきましては、設置や管理に要する費用の全額を市で負担するものであることから、真に効果のある場所に設置する必要があると考えております。そこで、地域の事情を熟知している自治会や市川、行徳両警察署の意見を聞きながら、令和８年度からの３年間で100台程度を設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、施政方針についての(1)「はじめに」についてのキ、二酸化炭素排出量50％削減と(2)重点施策についてのオ、地域猫活動についてお答えいたします。

初めに、二酸化炭素排出量50％削減についてです。地球温暖化の大きな要因となる二酸化炭素の削減につきましては、2030年度までに2013年度比で50％削減の目標に対して、最新数値である2021年度実績の速報値で約13％の二酸化炭素削減にとどまっております。2030年度まで６年間という中での残り37％の削減、厳しい状況であると認識をしております。

そこで、本市では市川市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を１年間前倒しして改定し、令和７年度からスタートさせていく予定としております。目標達成に向けては、再生可能エネルギー設備の積極的な導入が望ましいものの、本市の場合、メガソーラーを設置するような広い土地の確保が困難なことや地熱資源に乏しい状況

でもあることから、電気使用量の削減を中心に省エネ・再エネ施策の効果的、効率的な展開が課題として挙げられています。改定する計画では、省エネ対策の強化、再生可能エネルギー等の導入強化、省エネ、再エネに関する行動変容の促し、この３点を重点施策に掲げ、定量的な指標を設定し、2030年度の目標達成に向けての取組を加速させてまいります。

続きまして、重点施策のオ、地域猫活動についてお答えします。

まず、猫の支援拠点となります。本市では、人と動物の共生社会の実現に向けて活動されている地域猫活動団体に向け、これまで様々な助成を実施してきております。令和７年度は次なるステップとして、活動団体が抱える問題を軽減し、活動の輪を広げるべく地域猫活動支援拠点を運営してまいります。拠点の場所は、自然と生物が共生し、市民に癒やしを与える場所である大町レクリエーションゾーン内に位置する観賞植物園２階のスペースを有効活用することといたしました。活動内容については、団体側が許容数を超えた場合の一時的な猫の預かりや譲渡会の開催、活動団体間の情報交換、啓発活動などを行うことを想定しております。職員配置につきましては、企画、運営が軌道に乗るまで市より配置し、専門的な分野については千葉県動物保護管理協会や市川・浦安地域の獣医師会の協力をいただく予定としております。将来的には地域猫活動団体やボランティアの方々に参画をしていただき、このような思いを持った方々が中心となり、新たに団体が組織され、運営主体を移行していくことがこの拠点の理想的な姿と考えております。事業費につきましては、新たな指定寄附を活用させていただくほか、ふるさと納税や、この独自性ある地域猫活動を広く全国にＰＲすることでガバメントクラウドファンディングへも挑戦してまいりたいと考えております。

次に、地域猫活動への支援についてです。本市では、昨年度より市川市犬猫いのちの基金を活用し、飼い主のいない猫を減らしていくための不妊手術のほか、譲渡会費用などの助成制度を充実させ、地域猫活動への支援を強化してきております。そのような中、ボランティアの方々で組織された市川保護猫実行委員会は、地域の環境問題解決のため、令和７年２月の１か月間を強化月間として猫の不妊化イベントを企画しました。この企画は、実行委員会が費用の一部を負担することで申請者側の費用負担がかからないイベントとして、市川・浦安地域の獣医師会と協定を結んで開催するものであり、本市もこの趣旨に賛同し、後援をしております。イベント周知を獣医師会と本市で協力し、猫を管理する市民が事前に実行委員会へ申し込み、獣医師会の所属病院と事前調整をした上で不妊化手術を受け、猫を再び管理していただくという流れで進めており、先着50頭の予約制であり、不妊化手術と併せてノミダニ駆除、耳先Ｖカット、マイクロチップ装着等が行われるものとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　私からは大項目、施政方針についてのうち、(1)のク、物価高騰対策と(2)のケ、星野道夫氏の作品についてお答えをいたします。

まず、(1)のク、物価高騰対策についてです。デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯは、令和５年度に本八幡地区で行った実証実験を経て令和６年度から市全域で事業を本格実施し、市制施行90周年記念キャンペーンや商店会歳末ジャンボをはじめとした様々な企画を積極的に行い、地域経済の活性化を図るとともに、行政ポイントを活用した市民活動の活性化に取り組んでまいりました。事業の実施に当たっては、加盟店400店舗以上、利用者２万5,000人を目標とし、職員による店舗訪問やＰＲイベント、ＩＣＨＩＣＯ　ｄｅ　プチ・マルシェを行った結果、加盟店は約800店、利用者は約３万3,600人となり、目標を大きく上回ることができました。この事業では、地域経済の活性化と合わせて市民活動の活性化を目的としており、市民の方が健康づくりや市の主催イベントで付与された行政ポイントを市内の加盟店で利用するという仕組みにしております。令和７年度はエコポポイント制度の終了に合わせ、ポイント付与メニューをＩＣＨＩＣＯに移管し、対象事業数の拡大と内容の充実化を図

り、ＩＣＨＩＣＯが市民に身近で持続可能な仕組みとなるよう取り組んでまいります。

次に、(2)のケ、星野道夫氏の作品を用いたオリジナルグッズの制作についてです。今年度、本市の名誉市民である星野道夫氏の作品を用いたオリジナルグッズの制作に向けて星野道夫事務所と協議を進めてまいりました。その中で事務所側からは、ポストカードやクリアファイルなど、誰もが手に取りやすいグッズなどの御提案をいただいております。グッズの活用を通して本市の認知度向上や魅力を発信することで、本市のＰＲにもつながるものと考えております。具体的にはアイ・リンクタウン展望施設などの公共施設などでの販売を考えております。オリジナルグッズにかかる費用は、令和７年度当初予算で計上した魅力発信物品制作事業100万円の範囲内で行うものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、施政方針についての(2)重点施策について、アのＩＣＨＩＫＡＷＡプレウェディングについてお答えします。

本事業は、結婚しない若者が増えていると言われる中で、経済的な理由で結婚に踏み切れない若者がいるのであれば結婚前を応援することにこそ効果があると考え、結婚前の段階から結婚を見据えて新たに住居を賃借して一緒に住み始める世帯に対し、住居の賃借に係る費用の補助を行うこととしたものです。対象者は２人ともに39歳以下であり、２人の合計所得が600万円未満の世帯とし、新たな住居に住み始める際の敷金、礼金、仲介手数料に対する補助で５万円、また、毎月の家賃、共益費に対する補助で月額２万円を１年間とし、合計最大で29万円の補助金を交付することとしています。

次に、同棲から結婚に至る割合の見込みですが、民間の調査によると、その割合は７割程度という結果になっております。本事業では、この中から結婚を見据えて新たに住居を賃借するカップルを対象としていることから、この割合がもう少し高くなるのではないかと見込んでおります。

次に、結婚に至らない場合の補助の効果ですが、この補助制度をきっかけとして、現在、市外にお住まいの方が転居する際に本市を選び一定の期間居住していただければ、本市の魅力や住みやすさ、子育て支援施策をはじめとした様々な施策を知っていただくきっかけになることから、若い世代の定住促進に効果があるものと考えております。

最後に公益性についてですが、一部では結婚に至らない場合も想定されるものの、新婚の時期だけでなく、結婚の準備段階から経済的支援を行うことで、経済的な不安から結婚に踏み出せない若者を力強く後押しできると考えております。結婚する若者が増えることで少子化対策につながることも期待できることから、若い世代の定住促進の効果と合わせ、本事業には公益性があるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目、施政方針についての(2)のイについてお答えいたします。

本市は公共交通網が充実しているものの、今後、路線バスの減便や廃止により、地域によっては日常生活の移動が困難になることが危惧されます。特にゴールドシニアの方々は、自転車の運転が困難な方や、運転免許証の返納により自動車の運転ができない方など、影響が大きいと考えております。そこで、市域全体を見据えた地域公共交通計画作成の前段として、移動に関する地域住民のニーズや既存送迎バスなど、地域の交通状況について調査を行います。この調査結果に基づき移動手段の方法や方向性を検討するなど、どの地域の方々も円滑に移動できるようにすることを目的とした移動プラン75を市長指示の下、策定することとしたものです。今年３月末にバス路線が廃止となり、交通空白地帯となる信篤地域での移動手段の確保が喫緊の課題となりますことから、ま

ずは同地域の課題解決を図ることを目指し、令和７年度に移動プラン75を策定し、実施したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目、施政方針(2)のウ、新斎場についてと大項目、慢性閉塞性肺疾患についてお答えいたします。

まず、施政方針(2)のウ、新斎場についてです。昭和55年に開設した現在の斎場を建設する際、斎場周辺の住民の方から、斎場の建設は迷惑であり、反対であるとの声がありました。しかし、住民の方の御理解と御協力をいただいて開設し、40年以上の長きにわたって運営してまいりました。こうした経緯を踏まえ、新斎場の再整備に当たっては住民の方の御理解と御協力が不可欠であることから、これまで市長が出席したタウンミーティングや保健部で実施した住民への個別訪問、説明会などを開催しております。説明会等におきましては、火葬炉の安全性、地域環境への配慮など、様々な御意見や御要望をいただいています。これらの御意見等については真摯に向き合い、具体的な対応や解決策を示した上で事業を進めていきたいと考えております。３月の会合は市長も出席する予定です。今後もよりよい斎場となるよう、住民の方の声を伺ってまいります。

次に、大項目、慢性閉塞性肺疾患（ＣＯＰＤ）についてです。広報紙や市公式ウェブサイトなどにより、ＣＯＰＤの主な原因である喫煙による健康被害や受動喫煙防止に関する啓発を行ってまいりましたが、疾患についての具体的な周知は行っておりませんでした。本市が令和３年度に実施した健康に関するアンケート調査によりますと、20歳以上の約600人の回答者のうち、ＣＯＰＤを言葉だけでなく、内容まで知っていると回答された方が約２割にとどまっていたことから認知度の低さが課題と捉えています。また、ＣＯＰＤは診断、治療を受けていない人が多いと言われていることから啓発に力を入れ、喫煙という生活習慣の改善や早期発見、早期治療につなげていく必要があると認識しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　高橋文化国際部長。

○高橋昭彦文化国際部長　私からは大項目、施政方針についての(2)のうち、エ及びコについてお答えします。

初めに、エの市制施行95周年を迎える姉妹都市のガーデナ市への少年野球チームの訪問についてです。

まず、少年野球チームが訪問することとなった経緯ですが、本市とガーデナ市とは姉妹都市締結後、親善代表団の相互訪問など様々な交流が行われております。スポーツの分野におきましては、過去には少年野球チームのガーデナ市への訪問が３回行われてまいりました。しかしながら、この少年野球交流につきましては、平成８年を最後に行われていないのが現状であります。そのような中、昨年４月の本市少年野球大会閉会式の折、田中市長から少年野球連盟に対し、ドジャー・スタジアムの近くに位置しているガーデナ市と少年野球による国際交流を行ってみてはいかがかとお声をかけさせていただき、賛同いただきましたことから、ガーデナ市と訪問に向けての調整を行ってまいりました。そして、昨年11月にガーデナ市長をはじめとする代表団が本市の市制施行90周年記念式典出席のために来訪いただいた際、少年野球チームのガーデナ市への訪問及び親善交流試合について話し合い、令和７年の夏休みの実施に向けて具体的な協議を進めていくこととしたものです。

また、ガーデナ市の市制施行95周年と少年野球チーム訪問との関連性についてですが、ガーデナ市が本年、市制施行95周年を迎えるに当たりまして、同市が７月に計画している記念行事への出席について、先月、市長及び市議会議長宛てに招待状をいただいたところであります。ガーデナ市におきましては、少年野球チームの訪問と市制施行95周年の記念行事を同じ時期に開催することの検討がされていると伺っており、少年野球チームの訪問もこの記念行事と関連しているものと認識しております。

また、今後の継続性についてですが、少年野球チームの今後の交流につきましては、今回の訪問結果も含め、ガーデナ市や少年野球連盟の意向を踏まえ検討されていくものと考えております。

続きまして、コの現時点における美術館構想の策定状況についてです。令和６年４月より、文化国際部文化施設課に美術館構想に関する事務を所掌する美術館構想担当室を設置し、現在は構想の策定に向け作業を進めているところでございます。今年度は芸術家など、文化芸術の振興活動を行っている方々や美術関係の有識者などによる市川市立美術館整備検討委員会を開催し、美術館の整備に関してのコンセプトや備えるべき機能、役割、施設整備などについて意見を伺ってまいりました。これに加え、美術館構想担当室職員による他の公立美術館の整備事例の調査や公立美術館の職員を対象とした研修会への参加などを行っており、引き続き様々な事例や求められる機能を整理し、今後、構想案をまとめてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　私からは大項目、施政方針についての(2)のカ、用途地域の変更に関する御質問にお答えします。

用途地域は土地利用規制の根幹を担い、大きな方向性を示すもので、地域における住環境の保全または業務の利便の増進等を図るため、市街地の類型に応じた建築規制を行う枠組みです。本市の用途地域は、旧都市計画法による昭和13年の４用途に始まり、その後の法改正を経て、平成８年に現在の11の用途地域となっています。現在の用途地域は、当初決定時から土地利用状況を踏まえて指定しているものも多く、現在の11の用途地域の指定から間もなく30年を経ることから、一部の地域では、土地利用などの変化により実態と乖離している地区も見受けられます。用途地域等の指定や見直しは、総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画に定めた将来都市像に即して指定する必要があります。また、近年は高齢化社会などの時代の変化に対応していくことも必要となってきました。改定都市計画マスタープランで描く将来都市像の実現や地域課題の解決の一つの手法として、用途地域等の見直しは必要と考えています。現在、都市計画マスタープランの改定作業では、将来都市像に向けた現状の地域における課題などを整理しています。あわせて、用途地域等の見直しの考え方についても検討を始めたところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　私からは大項目、施政方針についての(2)重点施策のキ、八潮市で発生した陥没事故を受けた下水道の緊急点検等についてお答えいたします。

このたびの八潮市の道路陥没事故を受け、１月29日付で国土交通省より「下水道管路施設に対する緊急点検について」として事務連絡が発出されております。これは全国の都府県が管理する一定規模以上の流域下水道管の緊急点検を求めたもので、本市が管理する下水道管路は対象ではありませんが、本市の下水道管路約500㎞のうち、幹線管路等が敷設されている道路及び管路内部の緊急点検を自主的に実施し、異常がないことを確認しております。また、本市では、陥没の原因となる下水道管路の破損等を未然に防ぐ老朽化対策として、令和元年度に策定した市川市下水道ストックマネジメント計画に基づき改修を進めているところであります。今後とも適切な点検、維持管理及び老朽化対策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　私からは大項目、施政方針についての全国国府サミットについてと大項目、教育行政運営方針の学校の改修、整備、学校施設の老朽化対策についてお答えいたします。

初めに、全国国府サミットについてです。全国国府サミットは、平成21年に東京都府中市の呼びかけにより始まったもので、前回は令和５年に石川県小松市で開催され、田中市長も参加をしております。開催目的は、全国の国府が置かれた町の首長が一堂に会し、国府所在地として、歴史文化遺産を後世に継承し、まちづくりなどに生かすこととされております。

本市で開催する効果として、他自治体との情報交換とともに、市民に国府の歴史的価値を周知し、本市の歴史文化への興味、関心を高める機会とすることができるものと考えております。

現在の計画としましては、今回で６回目となる国府サミットは本年10月18日、市川市文化会館において開催する予定です。また、招待する自治体による町のＰＲや歴史家による講演会、真間の手児奈に関するイベントなどを予定しております。翌日には下総国府跡や下総国分寺跡など、関連する史跡を参加自治体と巡り、デジタルコンテンツを用いた現地開設を予定しております。

準備状況としましては、昨年10月、全国72の国府所在自治体に開催予定日等をお知らせしております。多くの自治体に参加していただくため、市長自ら府中市や小松市などに出向き、案内を行っております。また、文部科学省など関係機関からの後援を得るため調整を進めており、デジタルコンテンツ作成のための手続等も進めているところでございます。

これまでの取組としましては、発掘等調査に伴う報告会などを主としており、今回のようなイベントは開催しておりません。しかし、下総国府は真間の手児奈や、現在、整備基本計画策定中の下総国分寺跡附北下瓦窯跡と関連するため、全国国府サミットを契機に国府に関する取組を進め、市川市の歴史文化の特徴の一つとして位置づけたいと考えております。

次に、大項目、教育行政運営方針についてのうち、学校施設の老朽化対策についてです。学校施設につきましては、その大半が築30年を超えていることから老朽化が進んでおり、その対策として改修工事や施設修繕を計画的に行っております。学校施設の改修工事や施設修繕につきまして現在計画的に行っているものは、主にトイレの洋式化、バリアフリー整備、ＬＥＤ照明への改修となっております。また、雨漏り対策や学校からのエアコンなどの改修要望、法定点検等により発覚した施設の不具合に対しては緊急性や必要性を総合的に考慮し、対応しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　私からは重点施策のうち、サ、塩浜２丁目市有地活用事業の進捗状況及び課題についてお答えさせていただきます。

初めに、進捗状況についてです。令和６年10月末より、事業者公募に向け募集要項素案を公開し、書面による質疑と対面式での個別対話を実施いたしました。これは、事業者との十分な意思疎通を図ることで本事業に対する理解を深めていただくとともに、事業の実施に際しての課題を確認すること等を目的としたものです。その結果を踏まえ、現在、公募における要求内容等の精査を行っております。

次に、事業推進における課題についてです。個別対応の中で、借地料の減額や要求内容に対する緩和がなくては事業採算が取れないなどの御意見がございました。このような御意見を踏まえ、本市といたしましては、レジャープール機能の継続及び当該地ににぎわいのある魅力的な空間を創出するという事業目的と、事業者参入を図るための対策をどう整理していくかが検討すべき課題であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、施政方針についての(3)「むすび」についてお答えいたします。

近年、自治体を取り巻く環境といたしまして、生産年齢人口の減少による地域経済の衰退、社会保障関連経費や老朽化に伴うインフラを含めた公共施設の改修及び更新、また新たな行政ニーズや行政課題への対応など、経費の増大に伴い厳しい財政見通しとなるなど、根本的な課題が生じております。これは本市を含め、近隣各市も抱える共通の都市課題であると認識しております。今後、各自治体は諸課題に対しまして迅速かつ適切に対応することを迫られており、既存の都市制度の枠組みや行政区分という固定観念にとらわれることなく、時代の変化に対応することが求められております。これからの10年、100年先の持続可能な町の姿を見据えて、市の垣根を越えて連携を強めることが重要であると考えております。

そこで近隣各市が連携し、おのおのが持つ地域資源や行政財産を有効に活用し、施策展開のノウハウを持ち寄り、新たな行政サービスや価値を生み出すことができれば市民の利便性や都市機能はさらに向上、発展することとなります。その結果、立地に恵まれたこの京葉地域に今まで以上に権限、財源、人間が集まり、魅力あふれる持続可能なエリアになるものと考えております。そのためにも、本市が連携強化に向けまして旗振り役を担うことで市民サービスの向上を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　私からは大項目２つ目の新年度予算と今後の見通しについてお答えいたします。

初めに、(1)予算規模が過去最大となった要因についてです。令和７年度の一般会計における当初予算規模は、前年度と比べ118億円増の1,886億円となり、２年連続で過去最大の予算規模となったところでございます。この予算規模が過去最大となった主な要因を申し上げますと、まず歳入におきましては、市税収入において、個人市民税が納税義務者数や平均給与収入の増加などにより増収となるほか、固定資産税、都市計画税では、地価の上昇に伴い課税額の段階的な引上げが続いていることや、新増築家屋の増などにより増収を見込むなど、定額減税がおおむね終了したことに伴って個人市民税が23億円の増収となった影響もございますが、市税全体では前年度と比べて58億円の増収と、過去最大の市税収入になるものと見込んだところでございます。また、県から交付される地方消費税交付金におきましては、個人消費の増加や消費者物価の上昇により８億円の増収が見込まれるなど、県税交付金全体で前年度から14億円の増収を見込んでいること、さらに、国県支出金については扶助費の増加などに伴い、その財源となる国や県からの負担金が増えることなどによりまして、国庫支出金、県支出金、合わせまして前年度と比べ58億円の増となること、また市債につきましては、大規模な建設事業の進捗に伴って前年度と比べ17億円増となることなどが、歳入における予算規模が拡大した要因となっております。

また、歳出におきましては、増額となった主な要因を性質別に申し上げますと、まず扶助費では、児童手当において、今年度から実施されました支給要件の拡充が新年度より通年化することに伴い増となるほか、保育所等の運営費や障がい者等の支援費、生活保護費において、利用者の増加などに伴って増えることにより、前年度から62億円の増となるものです。また、物件費では、原材料価格の高騰による学校給食の食材費などの増、労務単価の上昇による委託料の増など、各事業の諸経費が増加していることに伴い、前年度と比べ11億円の増となり、普通建設事業費では、斎場やクリーンセンターの建て替えが本格的に開始するほか、本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業や小学校の体育館冷暖房設備設置工事などの継続事業が計画的に進むことなどに伴い、前年度と比べ25億円の増となっております。このように、歳出においては大型建設事業の進捗も予算規模が拡大する要因の一つと言えますが、扶助費をはじめとする義務的経費が増加することに加え、労務単価の上昇や原材料価格の高騰によって、既に実施しております各種サービスの提供に要する経常的な経費が増加するなど、主に現在のサービスを維持するために必要な経費の増大が過去最大の予算規模となった要因であると捉えております。

次に、(2)新年度予算の特徴と今後の財政見通しについてです。

まず、新年度予算の特徴といたしましては、大きく３点の特徴が挙げられます。

１点目は、市民の安全、安心を確保する予算としたことです。これは、これまで進めてまいりました学校給食費の無償化の継続を含め、安心して子育てができる支援や、斎場やクリーンセンターなど、生活の基盤となる施設の整備を着実に進める予算を計上するほか、激甚化する災害や多様化する犯罪への対策として、避難所となる小学校体育館への冷暖房設備の早期設置やカメラ付防犯灯の増設など、誰もが安心して安全に過ごせる環境を整えるための取組について、それぞれ予算を計上いたしました。

２点目の特徴といたしましては、生活を豊かにするための新たな施策を推進する予算としたところです。これはデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯの継続に加え、ポイント還元の対象を省エネルギー家電の購入などに広げるなど、物価高騰が続く中、消費生活を支える支援を行うことや全国国府サミットや多目的屋外運動場の整備など、本市の文化や歴史に触れる新たな機会や地域におけるスポーツ環境を充実させる予算を計上するほか、本市への定住を促進する新たな取組として、結婚前及び新婚世帯への支援を開始するなど、本市の魅力をさらに高める新たな施策について、それぞれ予算を計上いたしました。

３点目の特徴といたしましては、持続可能な財政運営のため、将来の備えにも配慮した予算としたことです。これは、老朽化が進む公共施設の再整備について市民サービスに影響が生じないよう、施設の建て替えや大規模改修などを計画的に行うため、前年度に続き公共施設整備基金へのさらなる積立てを行ったものです。このように、これまで進めてきました重要施策を継続していくことに加え、新たな施策に予算を配分することで市民の安全、安心の確保や、生活を豊かにするための新たな施策の推進と持続可能な行財政運営を両立させる予算としたところが新年度予算の特徴となっているところであります。

続きまして、今後の財政見通しにつきましては、少子・高齢化の進展に伴いサービスの拡充や利用者数の増加などにより年々扶助費が増大するなど、義務的経費の負担増によって近年上昇傾向となっております経常収支比率がさらに上昇することが想定されます。また、平成10年度末には過去最高額となる1,000億円近くあった市債残高は、これまでの財政健全化への取組に加えて建設事業を計画的に進めるなど、市債残高を累増させない運用に努めてきたことで、令和７年度末の市債残高はピーク時のおおむね半分程度まで縮減し、前年度からほぼ横ばいの557億円の市債残高になるものと見込んでいるところでございます。しかしながら、今後、斎場やクリーンセンターの建て替えなど、大型建設事業が本格化していくことによりまして市債残高が増加し、そのことによって市債の償還経費である公債費も増えていくことが予想されます。このように、扶助費の増大に伴う経常収支比率の上昇や市債残高の累増が将来的な財政運営に影響を及ぼすことが懸念されているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小倉教育次長。

○小倉貴志教育次長　私からは大項目、教育行政運営方針についての(1)にお答えします。

日本の義務教育は学力だけでなく、情操教育や体力向上にも注力するなど、知、徳、体のバランスの取れた人間性豊かな人格の完成を目指すところに特徴があります。学力においては、国が学習指導要領を定めることにより、どの地域であっても、全ての子どもが一定水準の教育を受けることができることや委員会活動、係活動、清掃、給食指導など、生活面全般において全人的な教育を行っていることは諸外国から高く評価されています。また、授業の質の高さや教員の熱心さは日本の教育のよさだと言われています。しかし、一方では、これまでの教育は正解主義や同調圧力が生まれやすいのではないかといった指摘やいじめ、不登校の増加、教職員の過重負担など、多くの課題があります。また、特別な支援を要する子どもや外国籍の子どもが増加するなど、多様な教育ニーズへの対応も喫緊の課題です。

こうした状況を踏まえまして、本市の学校教育では、子どもの主体的な学びを一層推進するとともに授業改善

を重ね、学校教育のよさとも言える他者との協働的な学びやきめ細かな支援体制を通して、知、徳、体のバランスの取れた生きる力を育むことがこれからも変わらず重要だと認識しています。第４期市川市教育振興基本計画の２年目となる次年度も市川教育のよさを生かしつつ課題解決を図るべく、施策の位置づけに取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは大項目、教育行政運営方針についての(2)と(3)についてお答えいたします。

初めに、「(2)子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」について、子どもたち一人一人の知、徳、体の調和の取れた成長を目指す具体的な施策についてお答えいたします。

知につきましては、児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びを推進することにより、確かな学力を育成します。そのために全ての学習の基礎となる言葉の力を高めるとともに、主体的、対話的で深い学びを通した授業改善を図り、身につけた知識や技能を学習や生活に活用していく力を高めるための問題解決型の学習を充実させてまいります。徳につきましては、全ての子どもが互いのよさや多様性を認めることができるよう、社会の中で心豊かにたくましく生きていくことのできる子どもを育成します。そのために、道徳教育を中心に命を大切にする心やお互いを認め合う心などの道徳性を身につけるよう、対話を主体とした授業を展開することで人と関わる活動を充実させてまいります。体につきましては、体育の授業を通じて体力の向上や体を動かすことの楽しさを味わわせるとともに、全ての子どもが望ましい生活習慣を身につける取組を推進することにより健やかな体を育成します。さらに、健康や体のもととなる食にも着目し、食に関する正しい知識を活用し実践できる、心も体も健康な子どもを育成します。

次に、「(3)学びの質の向上と学びの保障の実現について」のアからオについてお答えいたします。

初めに、ア、みらいサポーターの配置についての①から③についてお答えいたします。

本事業は、小学校ではゆとろぎ相談員を配置するライフカウンセラー設置事業とスクール・サポート・スタッフ事業を見直し、新たに設置する校内教育支援センターにも対応できるよう、それぞれの業務内容を合わせたみらいサポーター事業として取り組むものであります。みらいサポーターは、小学校と義務教育学校前期課程に３名、中学校と義務教育学校後期課程及び特別支援学校に１名配置いたします。このみらいサポーターを配置することで、これまで実施しておりました学校支援の取組のよさを生かしながら、さらなる支援の推進を行ってまいります。みらいサポーターは、校内教育支援センターの運営や、これまでスクール・サポート・スタッフが行っていた学びの場における個別の支援を実施することが主たる業務でありますが、学校長の判断により、ゆとろぎ相談員の機能を生かした部屋を、曜日を定めて休み時間に開室するといった支援も可能となります。

現在、教育委員会といたしましては、令和７年度より全小学校へ校内教育支援センターを設置し、毎日開室できるよう準備を進めています。今年度のモデル校からは、毎日開室することによって、不登校や不登校傾向の状況にある児童の居場所が確保され、心の安定につながったり、継続した登校につながったりするという事例が上がってきており、同様の効果が期待できると考えております。また、個別に配慮を要する児童生徒への支援につきましても、みらいサポーターが配置されることによって、より手厚く支援に当たることが可能になるなど、学校の実情に応じた運営や支援ができるものと考えております。

続いて、イ、部活動の地域展開についての①、②についてお答えいたします。

今年度の部活動地域移行の現状ですが、モデル校となっている第四中学校では、昨年の９月から剣道部、陸上競技部、女子バスケットボール部など、複数の種目の部活動が休日地域クラブとして活動を開始いたしました。それぞれの種目によりますが、おおむね月１回から月３回程度の活動状況となっております。地域クラブに移行

した部活動の顧問の先生からは、休日に休みが取れるようになった、地域指導者が専門的な指導をしてくれる、地域指導者と協力して、より多くの指導支援につながったなどの意見がございました。一方、地域クラブとして、全ての休日では活動できていないことなど、今後、全市的に展開する際の課題も見えてきたところです。

次に、地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議の中間とりまとめを踏まえた今後の展開についてです。中間とりまとめでは、学校と地域を二項対立で捉えるのではなく、従来、学校内の人的・物的資源によって運営されてきた活動を広く地域に開き、地域全体で支えていくというコンセプトを明らかにすることなどにより、「地域移行」から「地域展開」という名称に変更することが示されております。また、令和５年度から令和７年度までを改革推進期間と定め、全国的に休日の学校部活動の地域展開が着実に進んできており、今後もより一層計画的に取組が促進できるよう、次期改革期間、仮称改革実行期間を令和８年度から令和10年度を前期３年間、令和11年度から令和13年度を後期３年間、計６年間を設定することが示されております。本市といたしましても、今年度のモデル校の取組を踏まえて、次年度は全市的に地域展開が広がるよう準備を進めていく予定でございます。

続いて、ウ、学校運営支援予算についての①から③についてお答えいたします。

初めに、学校運営支援事業予算の概要についてです。学校現場において対応しなければならない課題は多様化しており、学校の規模や地域の特性、さらに学校を取り巻く環境などにより、内容や優先順位はそれぞれの学校で異なっております。また、多様化、複雑化する子どもへの対応や教職員の働き方改革及び学校現場の負担軽減は早急に取り組まなければならない課題であります。学校運営支援事業予算は、市長からの指示を受け、各学校の自主的、自立的な学校運営の推進、課題解決を図るため、クラス数や児童生徒数などに応じて配当する既定の配当予算のほかに、教職員の働き方改革を推進するための取組や、学校や地域の特性を生かした取組に対し、学校独自の意見を反映させた予算を付与するものです。

この事業により期待される効果についてですが、教育長が教育行政運営方針でも述べました教職員の働き方改革及び学校現場の負担軽減を進めることで生み出される時間や余裕を活用した学びの質の向上や、学校や地域の特性を生かした取組の推進につながると考えております。さらに、当該事業は、学校が主体となって取り組む事業に対する予算づけであることから、自主的、自立的な学校運営に寄与するものと考えております。

今後の方向性につきましては、各学校の取組の効果や課題を検証し、活用事例を学校間で共有することでさらなる充実を図ってまいりたいと考えております。

続いて、エ、学校の改修、整備についての②多目的屋外運動場整備事業についてお答えいたします。

今回、整備事業の対象となっている塩焼小学校では、校庭の砂が雨で流れ小石がむき出しになるなど、経年使用による劣化が見られ、整備が必要な状況にあります。また、休み時間に校庭で遊ぶ児童の割合が市内他校と比較して低いという実態も見られます。一方、スポーツ基本法におきましては、学校教育に支障のない限り、一般のスポーツのために利用するよう努めなければならないとされております。このため、市民のスポーツ環境の整備について、既存の学校施設を有効活用していく重要性をスポーツ部と共有してまいりました。そこで、塩焼小学校の校庭は広さも十分で夜間照明を備えているため、スポーツ施設の少ない市川市南部における屋外施設の候補としたものです。以上のことから、学校と協議の上、校庭を人工芝で整備する計画を進めており、現在は地域住民の御質問、御意見を伺っているところでございます。

最後に、オの教育の情報化について、本年度の教育ＤＸ推進の考え方と具体的な施策についてお答えいたします。

初めに、令和７年度の本市の教育ＤＸ推進の考え方についてです。令和７年度の学校におけるＩＣＴ環境の整備につきましては、国の示す令和７年度以降の学校におけるＩＣＴ環境の整備方針及びＩＣＴ環境整備３か年計

画に基づき、国や県の動向を踏まえつつ、ネットワーク環境の整備や指導者用端末の利便性の向上など、必要な整備を段階的に進めてまいります。

次に、教育ＤＸ推進の具体的な方策としまして、児童生徒学習用端末の置き換えがあります。既存の端末につきましては、令和５年度より堅牢な端末への置き換えを行っておりますが、令和７年度は千葉県の学習者用コンピュータ等共同調達により１万3,800台の導入を予定しており、その後も計画的に置き換えを行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

小泉議員。

○小泉文人議員　各御答弁いただきましてありがとうございます。本当に多岐にわたって質問させていただきましたので、答弁の時間も結構な時間があったなと思って、ようやく出番が来ましたので再質問させていただこうかなと思います。

議長、大項目の順序を１つ入れ替えさせていただきたくて、大項目の２から、財政についてを先に再質問させていただき、質問に順次入らさせていただきたいんですけど、よろしいでしょうか。

○稲葉健二議長　その部分だけ先にということで。

○小泉文人議員　財政だけ大項目を入れ替えて。

○稲葉健二議長　了解しました。

○小泉文人議員　それでは、当初予算について説明をさせていただきたいと思います。田中部長、ピッチを上げていきましょう。市税などの一般財源が増収となる中、主に義務的経費などの増大の対応により、過去最大の予算規模となったということです。ある程度理解していますけども、一方で様々な新規事業にも着手していると。このように財政負担が増える中で、さらに新規拡大事業の予算を計上することについてどのように考えているのか、お答えください。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

新規事業を立ち上げることや既存の事業を拡大することにつきましては、市民サービスの拡充につながるものでもあり、市民生活をより豊かにしていくためには必要なものであるとも考えております。しかしながら、一方で新たな事業を展開するということは、同時に新たに財政負担が生じることとなり、その財源は市民の皆様から納めていただいた貴重な税金であるということを認識し、新規に事業を立ち上げる際はその事業効果などを十分検討し、慎重に判断していくべきものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　ありがとうございます。新規拡大事業については十分検討して予算計上しているということです。市税、基本的には市民の皆さんからお預かりしている税金ですので、現状、本市はここ数年、毎年増収となっています。その中で新年度も増収となっていますけど、市税が新規拡大事業にも使われており、その使い道が妥当であったか検証する必要があると考えます。

そこでお伺いします。増収した市税等の使い道について、どのような点に注意、留意をしながら予算編成を行ったのかお答えください。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えします。

増収となった市税につきましては、そのほとんどが昨今の社会経済情勢の中増え続けております扶助費をはじめとした義務的経費や、基本的な行政コストであります経常的な経費といった、基礎自治体としてなすべき市民サービスに要する経費に対し充てなければならない状況となっております。このように、市税収入は増収しているとはいいましても、新たな事業展開として活用できる財源というのはごく限定的な状況であります。市民の皆様に納めていただきました貴重な市税につきましては、よりよいサービスを提供していくため、社会経済情勢や本市が置かれた状況、課題等を考慮しながら、新たな事業を含め、必要となる予算を計上するよう予算編成に取り組んだところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　答弁については、実は納得するような答弁ではなかったかなと思いますけども、市当局として、新規拡大を含めて必要だと考えて計上し、議会に上程しているんでしょう。と思いますので、まず、この⑴の質問についてはここまでで結構です。あと、各事業については各常任委員会において議論がなされると思います。うちの会派としても、各常任委員会２名以上いるので、そこで議論していただくことというふうに話し合っております。

次に、⑵新年度予算の特徴と今後の財政見通しについて御質問させていただきます。将来の備えとして、公共施設の再整備を見据えて基金の積立てを行ったということです。新年度予算における積立額や残高などの具体的な状況についてお答えください。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　公共施設整備基金につきましては、学校をはじめとする老朽化が進む公共施設の再整備に備え、令和５年２月に設置し、これまで67億円を積み立ててまいりました。新年度予算では、さらに15億円を積み増しし、７年度末の基金残高の見込みを82億円としたところであります。

なお、財政調整基金を含めた基金全体では、７年度の基金残高見込みを総額で553億円とし、景気の悪化や災害などのリスク、今後、多大な支出が見込まれます建設事業費など、将来の財政負担に備えたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　今、基金に16億円の積み増しをしたという答弁でした。とはいえ、現状、令和６年度に７億円としていた公共施設整備基金、迫られて15億円積んだというふうに、私からすると見えている。クリーンセンターの建設基金はスライドで昨年と変わらず90億円、その他の基金でもスライドで変わらず50億円。その他については、ここ数年、定年延長されていると思いますので、退職金手当だと思いますからいいとして、普通財調については１億円のみの現状、これは皆さんの資料、これに書いてありますので、ぜひ見ていただいて、一般財源が増収となっていて、過去最高と言っている割には財調に積めてない現状がある。

そこでお聞きしますけども、公共施設整備基金について、新年度予算では15億を積極的に積み増したとのことですけども、公共施設整備基金についてどのような考えの下積んでいるのか、お答えください。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　公共施設整備基金につきましては、計画的な積立てを行っていくため、公共施設個別計画に定められました整備手法と時期に基づき、再整備等に係る経費の将来推計を行っております。新年度の予算編成では、その将来推計をベースに市民サービスに関わる経費を確保した上で積立金への予算配分を行うよう配慮し、最終的には積立金の財源を確保することができたことから15億円の積立てが可能となったものでございま

す。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　公共施設整備基金の目的別の基金、この計画的な積立てを行っていくというのが原則だと思います。基金の積立てにばらつきがあったりとか、スライドしている積立基金を見ていると、私、一議員としては不安を感じていますので、ここは指摘をしておきます。

質問します。今後の財政見通しについて、将来にわたり財政基盤を強固にするには、資産である基金の管理以外にも負債である市債の管理、言い換えれば、貯金と借金の管理をしっかりと行っていくことが重要だということです。特に市債については、現在は健全であるものの、将来的には予算編成に影響を及ぼす見込みとのことです。実際に資材や労務単価が上昇しており、既に着手済みの斎場やクリーンセンターを含む建設事業費全体が当初予算を超え、それに伴って市債の借入れが増加し、残高が増えていくことが懸念されます。

そこで、具体的にどの程度の影響があるのか、今後の市債残高や公債費の支払いの見通しについて、当局の御見解をお聞かせください。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　市債の借入れに当たりましては、議員に御指摘いただきましたとおり、現在、労務単価の上昇や資材価格の高騰による建設事業費の増加のほか、日本銀行が昨年３月にマイナス金利政策を解除し、利上げを決定したことに伴う金利の上昇といった懸念がございます。今後の市債の借入れの見通しといたしましては、斎場とクリーンセンターを合わせて300億円以上の借入れを予定しているなど、既に着手しております事業だけを見ても、多額の市債を財源として見込んでいる状況にあります。これらを考慮いたしますと、現時点での見通しでは、何らかの方策を講じない場合、公債費の支払いが現在の80億円程度から数年後には100億円を超えることも想定されるところでありますことから、財政運営に当たりましては、市債残高や公債費負担比率といった財政指標に注意していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　公債費額80億円からというふうになっていますが、令和７年度は公債費支払い額85億円超えている。結構な金額だと私は思いますよ。今、斎場とクリーンセンター合わせて300億円以上の借入れをする予定。これ、斎場で250億、クリーンセンターで750億、債務負担行為しているというか、私たち議員も議決した。もう既に1,000億円の債務負担行為している中で、７割５分掛けで考えても750億、建設債を発行する可能性がある。だから、一時的に300億円という言い方は正しいかどうかというのは極めて微妙だと思います。数年後には100億円を超えていく想定ではなく、今のままでいけば超えますよ。間違いなく超えていく。150億円だって、超える可能性があり得るというふうに私は考えます。

建設事業費の増加によって、ますます市債が増え続けることが見込まれていますけども、財政の健全性を維持するため、どのような考えに基づき市債を増やさないような対応を行っていくのか、財政部長のお考えをお答えください。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　市債の残高を累増させないための対応といたしましては、まず１つ、公共施設の更新時期の平準化を図り、借入れ時期が一時期に集中しないようにすること、市債残高や金利の状況、あと決算収支の見込みなどを踏まえまして借入額を調整すること、また市債の償還に当たりましては、据置期間を短縮して利子の負担を軽減すること、そういった対応が考えられるところでございます。このように借入額の調整と利子負担額

の抑制といった観点で財政運営を行っていくことで、将来にわたり財政の健全性を維持していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　るる、いろいろお話しいただいているんですが、借入額と利子の負担を抑えるような財政運営を行っていくと言いつつも、先ほど言ったように、これから私たち市川市は1,000億円という金額も背負っている。先ほどお見せした、この皆さんからお配りしている当初予算の説明のところには基金の残高、市債残高の推移というのが出ていて、また後ろには、――96、97には財政力指数の推移だとか経常収支比率、公債費比率も書いてある。

市議会議員の議場の皆さんにちょっと言っておかなければいけないのは、この財政力の指数は単年度で示しているから、３か年でやったら0.027下がるということで若干の誤差がある。もちろん計算を間違えているということではないし、表し方が駄目ですよというふうなことにはならない。単年度で上がっているほうを私たちが見させてもらっているのかなと思いますけど、一般的には３か年平均というのが通常かなというふうに思います。ですから、今、1.159と私たちに示されているのは、1.071が３か年の数字です。経常収支比率については、決算ベースなので、類似市というのが令和５年の数値しか載ってないんだけども、そこは94.0で、２年後だから、ちょっとそこはずれているけども、令和７年、私たちは94.6。その平均と２か年の間があるとしても、弾力性が失われてきていることが考えられるということです。

今回、財政部の皆さんと協力をして、こういうようなものを作りました。これは、何と私が中学生のときからの公債費額、公債費比率等をまとめていただきました。ありがとうございます。平成元年から決算の終わっている令和５年までの公債費額と、そのとき返している市債額等をまとめさせていただいて、これを見るとすごく分かりやすくて、建設ラッシュがあった時期から一気に市債残高は当然高まるし、公債費額が一気に増えてきて弾力性を失う。ですから、ここを見ると、私なんか、ずっと生まれ育ちだから、あっ、誰々市長だったな、誰々市長だったなというふうに思って、お名前を具体的に言うと、千葉市長のときには行革という言葉が非常に多用されたかと思います。また、もう一つ、本当に市川市に尽力をされてきた大久保市長のときも行革というので、かなり絞って絞ってやった。その間には減税補塡債などの借入れとかで200億以上やり取りしなければいけない時期もあった。

時代というのは回るかなというふうに思っていて、建設が今ラッシュになってくると、こういうことが起こり得る。だから、今、市川市はお金があるお金があるなんていうのは若干間違えていて、市債残高は減らし切れてないのに基金は積めてない。だから、どこかでこの基金を切り崩すときが来るんでしょう。それで、できる限り1,000億を超えない市債残高にしなければならないと考えているのかなと私個人は考えています。今まで市川市、市債残高で1,000億円超えたことは実はないです。1,000億円超えるなんていうことがあったら、今、税収が伸びているとはいえ、さすがにきつい。それはこの場で一言お話しさせていただいて、財政については以上にします。

では、続きまして、大項目１の施政方針について入らせていただきたいと思います。90周年事業、周年事業については御答弁のままで結構です。ありがとうございます。ただ、各事業を、やっぱり結果をしっかりと総括してもらうということ。あと、最近周年事業が非常に多いんですけども、その周年事業、周年事業好きと思われないように、やるときしっかりやって後世につないでいけるような継続性のあるものにしていただきたいと思います。

では、次に再質問します。激甚災害からの復興について、復興、復旧に時間がかかっていることについて、具

体的な問題を指摘する意図はないということは理解をいたしました。しかし、市川でも首都圏直下や南海トラフ地震など、大地震がいつ発生してもおかしくない状況。このような大地震に対して、特に何が重要な対策であると考えているのかお答えください。リズムよくお願いします。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

災害発生時に円滑な活動を行うためには、自治会、消防団、自衛隊、警察、消防、ライフライン事業者等の関係団体と市が救助・救出活動などの初動期から連携することが特に重要であると考えております。このような考えの下、昨年11月に関係機関、団体との連携をより強固なものとし、市民の防災意識のさらなる醸成を目的として大規模災害対応合同防災訓練を行ったところです。今後もこうした訓練や地域での防災講演会など、あらゆる機会を捉え、防災意識の醸成のため周知啓発に努め、本市の災害対応力を高めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　危機管理監、この質問まとめます。能登半島では、まだ多くの方々が避難生活を続けていて、この後、本当は今後の市の防災対策とか聞こうかなと思ったんですけども、一生懸命やられているのは日々の活動で理解しています。まだ避難生活を続けている方々が多いことは事実。防災庁というのをよく耳にしますね。国は今後、防災庁を創設して、避難生活、環境の改善や発生後の官民連携の体制の構築を進めるというふうに言っているので、私たち市川市も、もし国の総務省から分かれてそういうことになるのであれば、しっかりとそこを見定めて動いていっていただきたいなと思います。これからも市の防災力を高めていくことを要望して、この質問は以上にします。

次に、小学校区防災拠点協議会について、協議会未設置校の対応は理解しました。しかし、いつ起こるか分からない大震災に対応するためには、一刻も早く設置することが必要というふうに考えています。今後も地域の方々や学校関係者の方々に丁重な説明を行っていただき、早急な施設をお願いしますということで、しかしながら、現在３校、まだ未設置ということです。協議会が未設置となっている学校はどのような弊害があるのか、お答えください。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

協議会の主な役割に発災時の避難所開設や運営があり、設置されている学校では事前に役割分担がなされ、市職員と連携して対応しております。一方で、協議会が未設置の学校では参集した職員のみでの対応となるため、他の避難所と比べると避難所の開設に時間を要することが想定されます。また、避難所の開設後も自発的な組織づくりが遅れるなど、円滑な運営に支障が出る可能性があります。これらの課題を取り除くためにも協議会の早期の設置が必要と考えており、関係者の方々に理解が得られるよう、引き続き丁寧に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　まとめます。やはり協議会が設置されてない学校では、災害発生時の対応に影響が出る可能性が高いとのことですね。もちろん、あらかじめ設置されていても、職員も市民も同様に被災する可能性があります。平時から多くの方々が関わりを持ち、災害に備えておくことが重要だというふうに考えます。避難所の立ち上げや運営に支障が出ないよう、小学校区防災拠点協議会の早急な設置に向けてお願いします。

次に、市民の安全、防犯カメラについて。これは、まず吉田市民部長、この時期のカメラ付防犯灯など、前に進めてこられたというのは吉田さんのおかげかなと思っています。ありがとうございます。

また、田中市長になって、前任の部長からカメラ付防犯灯というのが自治会、希望のところに補助金制度として始まった。要はこれ、市川市が始めていった施策だというふうに考えています。とはいえ、先ほどの答弁で私ががっかりしているのは、将来のビジョンについて、まあ、塩対応、本当にひどい。

質問します。今の市川市のほうに届出が出ている防犯カメラの台数は大きく1,400台、そのうち、市の設置は1,048台。内訳は公共施設内のカメラが414台、駐輪場が326台、合計が740台です。その他、308台が街頭防犯カメラということです。1,400台のうち、過半数を超える台数は市役所所管の施設を見張るための見張り用のカメラで、タウンミーティングとか市民要望が出ているのは、昨今問題になっている強盗などの凶悪犯罪をはじめとする刑法犯に対する抑止。ここは大きな違いがある。1,400台のうち352台は、実は人任せ。実際に市で設置している防犯カメラは308台、その他の方々の御協力――要は保育園だとか指定管理だとか云々かんぬん――によって、どうにか660台ということになっているんですよね。指定管理の台数は87台、実際は573台ですよ。台数、いかがですか。お答えください。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市民の皆様からの御要望のある強盗等の災害の防止に資するカメラの台数といたしましては、御質問者の御指摘のとおりでございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　大きく1,400台というふうに言っていますけども、これは千葉市長のときからついている有線型から、無線型から、当時ネットワークの料金が高いとかという話もありましたけども、それを含めて1,400台ね。大半が駅周辺についているんですよ、大きな駅周辺に。住民の方々は自分たちの生活圏につけてほしい、見張ってほしい、抑止してほしいと言っているということをぜひ覚えておいていただきたい。

もう一つ質問がありまして、市がカメラ付防犯灯を設置するニュースとか新聞記事、掲載されていました。ＮＨＫのニュースにも放映されていたというふうに思いますけど、本当すごかったなと思います。報道機関や自治体から問合せはどれぐらいあったのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

カメラ付防犯灯の設置につきましては、報道機関13社、県内の自治体13市、県外の自治体10市から問合せがあり、報道機関では地方紙のほか、大手の全国紙やテレビでも取り上げられました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　まあ、そうですよ。県内外報道、年末の約１か月強ぐらいの合間にはかなりの数の問合せがあったと耳にしています。だから、それだけ注目されているんですよね。

また、報道においては13社とお答えしていますけども、私聞くところによると、新聞社などにおいては本社、政治部、社会部で、県政から支局、部署違いで結構各記者の方々が、これはというふうに目に留まったという施策だった。だから、今の答弁以上に電話とかの問合せは相当あったというふうに、担当の皆さんから忙しい毎日やられているというふうに聞いています。

もう１回繰り返しになるけども、そういう中で、その割には将来ビジョンが本当にしょっぱくて、３年間で100台、１年間で30台ずつつけますというのが、今、私が言っているところ。もう既に私が聞くところによると、他市では、今、私たちと同時に行われている議会で3,600万円の予算計上を、こういうカメラとか防犯灯、防犯カメラについて上程して行われているところもあると聞いています。市川市、これは将来ビジョン置いてい

かれますよ、間違いなく。ウサギと亀で、せっかくいい施策上げたのに、結果的に将来他市を追いかけることになっちゃう。だから、これ、もう少し考えてもいいんじゃないかなと思います。一番重要なのは、いま一度、市民の声に耳を傾けて、基礎自治体ができる防犯、抑止に努めてもらうということを強くお願いしたいと思います。

これは以上です。

○稲葉健二議長　小泉議員に申し上げますが、残余の再質問に関しては休憩後ということでお願いしたいと思います。

○小泉文人議員　はい。

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第38号から日程第42報告第46号までの議事を継続いたします。

この際、小泉文人議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小泉議員。

○小泉文人議員　貴重なお時間をお借りいたしまして申し訳ありません。発言の訂正をお願いします。

午前中、私の代表質問中、新年度予算の特徴と今後の財政見通しについてに関する質問において、公共施設整備基金の積み増し額を一部「16億円」と発言いたしました。正しくは「15億円」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほどお願いします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

小泉議員。

○小泉文人議員　では、午前中同様、質問させていただきたいと思います。脱炭素先行地域について、これについては今年も応募していくということなので頑張っていただけたらなと思います。

次に、二酸化炭素排出量50％削減について。計画を１年前倒しして、2030年度の目標達成に向けて取組を加速していくということでした。しかし、13年から10年以上たって、申し訳ないですけども、たった13％の削減にとどまっている現状。計画を改定しただけで、残り６年間で本当にあと37％削減できるのか、お答えください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

御質問のとおり、2030年度の削減目標を達成することは本市のみならず、非常に厳しいものと認識しております。しかし、その先、2050年のカーボンニュートラル実現を見据え、足を止めることなく着実に進めていく必要がございます。引き続き市民、事業者の皆様の御協力をいただきながら、また、先日設立しましたいちかわクリーンエネルギー株式会社を核の施策としながら、さらに取組を強化してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　この質問、まとめます。国が示した2013年との対比で、2050年でカーボンニュートラルを示すというお答えで、正直国もそうですけど、本市もかなり厳しい状況。今回、脱炭素先行地域で、また二酸化炭素排出量50％削減を両部室からヒアリングしていて私が強く思ったのは、本当に市川市、やる気があるのかという

のを感じました。二酸化炭素を出さないようにしていくことが脱炭素ですね。すなわちゼロカーボンを目指すということは、二酸化炭素の排出削減しながら排出された温室効果ガス、CO_2、二酸化炭素を相殺していくこと、ゼロにしていくことでゼロカーボンニュートラルというふうに言われていて、そういう理解をしているんだけども、なぜこれ、所管部署が分かれているのかというのはちょっと疑問に思います。新会社と言葉あったけれども、新会社は環境で、タイトルが大きいので、新会社のような目立った政策だけでなくて、部局横断するんじゃなくて、所管をきちっと１本にすること、もしくは専門の室をつくることで地道な活動も進めて数値近づけていただきたいなと思います。

この質問は以上です。

次に、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて質問します。現在の加盟店や利用者数を考えると、キャンペーンを行わないと事業を継続することが難しいと考えます。今後、国から交付金を活用できない状況となった場合でも事業を継続するのか。また、継続する場合はキャンペーンを実施するのか、お答えください。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　国からの交付金の活用が見込めない場合、キャンペーンの実施については慎重な判断が求められるものと考えております。そのような状況となった際には、行政ポイントに軸足を置いた事業展開等、適切な制度設計を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　再々質問します。行政ポイントに軸足を置いた事業展開というお答えですけども、いつまでこの事業を継続するのか。終わりや目標、目的をどこに設定しているのか、市の見解を簡単にお答えください。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　ＩＣＨＩＣＯの事業目的の一つは、行政ポイントを活用した市民活動の活性化であり、この点がＩＣＨＩＣＯと民間キャッシュレス決済サービスの大きな違いであると考えております。本市がこれまで行ってきたエコポイント制度が終了することから、その後、その後継事業としてＩＣＨＩＣＯを継続していきたい、そのように考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　御答弁ありがとうございます。最初のほうに御答弁ありましたけれども、今、全体で３万3,000人を超えていて、お店の登録件数で800件超えていると。ただ、市民全体で言うと、やっぱり一部の方の利用にとどまっているという数字が出ているので、ここはどういうふうにしていくかをもう少し考えなければいけない。

私たち会派が一番問題としているのは、満遍なくというか、市民が公平に御利用できないんじゃないかということをちょっと危惧しています。なぜかというと、携帯を持っていなかったり、お年を召した方々というのは、ここに対してどういうふうにしているのかな。サービスを受けられないという、最初からハンディがあるというのが私たち会派としてはやっぱり一番問題視しています。ただ、補助金がなければ、もうやりませんよというようなニュアンスのお答えでしたので、この件についてはここで終わりにします。

次は、ＩＣＨＩＫＡＷＡプレウェディング事業について。この政策は、若者支援という面では、狙いとしては悪くない。ただし、制度の設計に問題があるんだというふうに私たちの会派は考えている。まず私たち国民は、戸籍によって、その人物の状況を届けられるというふうに考えています。生まれたときの出生から終えんの届け、住民票や、また今回出ている婚姻届で、まさに国庫補助の新婚生活住まい応援事業は、この戸籍によって補

助金を支給する判断となっていて分かりやすいわけですよ。だけども、一方で、この市単独事業となっている結婚準備住まい応援事業は、同棲をしたら補助金支給になりますよ。その支給のガイドラインがすごく分かりにくい。

そこでお伺いします。このプレウェディング事業は、国庫補助が受けられる新婚事業と市が行う準備事業の２階層になっていて、準備事業から登録した方は、結婚しても、国庫補助のほうの29万円というのは引っ越しして契約、登録をし直さないと新婚事業補助金は受けられないようになっているんだけども、なぜ国庫補助を活用できるようなプッシュ型の支援にしないのか、お答えください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

国の制度では、結婚を機に新たな住宅で生活する場合が対象とされていることから、基本的には婚姻届が提出された後に一緒に居住する賃料等が補助の対象となります。したがいまして、先ほどのとおり、結婚準備住まい応援事業の補助を受けていた方が引き続いて国の制度を使用できるのは、結婚を機に新たな住居に転居する場合となります。一方、結婚準備住まい応援事業は、結婚を目指す段階から経済的な支援をすることで若者の結婚を後押しすることと併せて、カップルが一緒に暮らす住まいを探す中で、早い段階から本市への居住を選択してくれる方が増えることも期待しており、市の単独事業として実施することとしたものです。

なお、一緒に住んだ後、婚姻届を提出する日取りが近々に決まっている場合などは、初めから国の制度を活用できるケースもございますので、窓口で申請を受ける際には状況をよく聞き取った上で、国の制度の対象となる場合にはしっかりと活用し、財源確保にも努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　今の説明はいただいたままです。これは、このままでは国庫補助を円滑に使えないんじゃないかという質問で、市単独の費用のみ、自主財源100％の費用だけが出ていく可能性があるというふうに私はお話ししています。もっとフロントプッシュ型で、例えば賃貸の契約時の資金を、本当は市川市の場合は国の補助と月額２万円と２分の１の補助が出ているものに対して、そこに上乗せする補助金があったほうが分かりやすかったし、国庫補助を今のままだと円滑に活用できていないんじゃないかなと感じています。市税にとっても有益ではないんじゃないかというふうに思いますけども、そのことについてはどうか、お答えください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　先ほども御答弁させていただきましたとおり、この事業については、結婚を目指す段階から経済的な支援ということで、より早く市川市に住むことを選んでいただきたいという思いがございます。国の制度はできるだけ活用するべきだと思いますので、国の制度の案内はしっかりしてまいりますが、今回については市の単独事業として、こちらを実施したいと考えたものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　どんどん質問します。準備事業は結婚しなくても返金はないとのことですが、確認でもう一度お願いします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

まずは、若いカップルに市川市を選んで住んでいただきたいと考えておりますので、仮に結婚に至らなかった場合であっても、２人が届け出た住居において、一緒に住んでいた期間に対して交付された補助金については返

納を求めないことといたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　併せて２つ御質問します。学生、外国人の方、ＬＧＢＴＱの方々に対してはどうなっているのか。また、結婚前の同棲は法的な根拠は何もない。簡単に不正ができてしまうんじゃないかなという疑問、クエスチョンがあります。不正防止について、市のお考えを端的にお答えください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

初めに、学生についてです。学生であることを理由に除外することはありませんが、不動産契約の契約者が保護者ではなく本人であり、賃料などを自分で支払っていること、住民票については、親元ではなく現在の居住市に移動していること、18歳以上で婚姻可能な年齢であることなどに注意が必要となります。

次に、外国人につきましては、定住促進という目的を踏まえ、在留資格のうち永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの資格を有し、かつ許可された在留期間が３年以上である方に限り、対象に含めてまいります。

最後にＬＧＢＴＱの方に関しては、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づく届出を提出された方については、補助対象から除外せず対象といたします。

次に、不正防止についてです。本補助金の申請に当たっては、２人ともに新たな住所に住民票を移動していること、賃貸借契約書に契約者と同居人としての記載があること、戸籍により他の婚姻関係などがないこと、本市への市税等の滞納がないこと、過去に同種の補助金を受けてないことなどを確認し審査いたします。また、申請に当たっては、窓口で職員が面談をしながら受付を行い、結婚を見据えて一定期間、本市に居住する意思があること、状況の変化があったら直ちに届け出ること、必要に応じて、電話や訪問により本市が状況を確認することに同意してもらうことを条件といたします。さらに、補助金の振込は後払いとし、振込前には家賃等の支払いを確認できる書類を確認することや、住民登録が異動されていないことなどを確認してから振り込むなど、不適正な支出が生じないよう万全を期してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　いろいろお答えいただいていて、外国人の方はもちろん定住促進につながるという意味ではあれなんですけども、今までこちらにいなかった方々に対してすぐさまサービスを行えるというのはいかがなものかなというふうにはちょっと思います。人口が増えるとか、税収が増えるとかという意味ではいろんな考え方があるので、これは別にここまででいいです。

また、不正ができないように頑張ってやっているようですけど、そのルールをつくればつくるほど申し込みにくくなっていて、あげくの果てに目の前で会って面接しなければ払えません、住民票も追っかけて見ていきますというようなことだったので、本当に便利なのかなというふうには少し疑問です。

次に、これ財政部長にお聞きしますけども、各事業が、いろいろ予算要望で上がってきていると思うんです。それに伴って予算を精査して、予算づけをしていくというのがそちらの部の仕事だと思います。反映させているんだと思います。この事業に対しての予算を決めた根拠は何かお答えください。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

ただいま御質問いただいております結婚準備住まい応援事業につきましては、予算化に向けて、これまで幾度

となく議論を重ねてまいりました。具体的に申し上げますと、民間の調査では、結婚前の同棲につきましては、一部の家庭では賛成が得られないようなケースもあるということから行政の支援になじむものなのか。また、同棲から支援することが真に少子化対策につながっていくのかどうか。また、国庫補助事業という制度がある中で、その上乗せをして一般財源を投じる必要性があるといったような課題もある一方で、結婚前からの支援により若い世代を近隣市に先んじて呼び込むことが期待できること、また全国初の取組を行うことによって本市に住みたいと思うきっかけとなること、さらには本市の優先的な課題でもあります若い世代の定住を促進する取組の一つになり得ること。そういった観点から、こういったものは期待できるということで新年度予算に事業費を計上し、提案をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　これもいろいろお答えいただいているんだけども、予算の執行については、そちらの部があれしているでしょうから責任持っていただけたらなと思います。

これ、もう質問しないけれども、この事業の効果をはかるというのはかなり難しいんじゃないかなというふうに思うんです。それは国庫補助のほうの、戸籍が動いてから、結婚してからお支払いしていくというものは分かりやすいんだけども、その前がやっぱりすごく分かりにくい。そこに対して今ルールをたくさんつくっているということは理解はするけども、ルールをたくさんつくればつくるほど登録しにくいんじゃないかなと思います。この質問については一旦これで締めるけども、この後も委員会にて、これは議論になるんじゃないかなと思います。もう一度皆さんにこれ見ていただいて、お金が２階層になっちゃっているよということを御理解いただけたらと思います。

以上です。

次、移動プラン75についてですけども、これ、質問しないですけれども、もう既に空白地区が出てきている。私が聞いているところによると、信篤・二俣自治会の皆さんは、会長が結構熱心に妙典イオンの方と包括協定に基づいて、少しでも出張バス出してもらえませんかと依頼をしているというふうにも聞きます。はたまた、同じ方ですけども、原木インターのところにある東横インのシャトルバスに協力依頼を求めていたりと、市としても交通空白区、なくす努力をしていただきたいということを強く要望させていただきたいと思います。いっとき、若宮とか下総から出ているバスをつくるとき、結構な議論があったと思うんです。便数が減ってきて、若宮の方々がもう買物行くだけで半日以上かかっちゃうよという声から、そういうのが連動して動いていたので、これも同じく前に進めていただけたらなと思います。

以上です。

次に、斎場について。斎場施設整備事業、これ、先ほどお話しいただいたけども、40年以上前の問題が今再燃している。ここについては、市長も入ってタウンミーティングや説明会ということをやってきたけども、やっぱり近所の方々、地域の方々は霊柩車の通行を見ていたりとか、あと火葬炉というのも、当時の古いものなので臭い等、生活環境に影響が出ているんじゃないかなと思う。できた当初からもしばらく要望というのは出ていたと思うんですね。部長さんも私と同年代なので、本当に自分たちがちっちゃかった頃の話なので、僕もその当時のことというのを、やっぱり先輩に聞かないと分からない。けれども、やっぱり地元の方々は、自分たち要望を出し続けてきたんだよということを強く言っている。それと同時に当時の約束として、それが来ることで自分たちの地域はインフラ整備がもっときれいに進むんだというようなニュアンスがあったようなんです。それについて、しっかりともう１回、市長を先頭に前向きに議論していただいて、私たちが望んでいる新斎場が早く完成することを切に願って、これはここまでにしておきます。

続いて、海外都市交流事業並びに青少年のスポーツ交流事業補助について。これ、特段聞いていて、スポーツ交流はいいと思います。ただ、本当は僕は継続してやったほうがいいと考えます。連盟からとか協会からお話があった際に、その補助金を出せるか出せないかの対象事業だというふうに一方で聞いているんだけども、やっぱり姉妹提携都市ということであれば、何らかの交流という意味で子どものスポーツというのは、日本スポーツ協会でもいろんな種目で、皆さん知ってのとおり、野球だって、高校生のナショナルチームをつくってアメリカに遠征へ行っているわけで、どのスポーツでもやっていますね。これは市川市でも、やっぱり姉妹都市とかで提携しているのであれば、野球だけでなく、今、もう競技人口、野球より多いですから、サッカーとか、新しいスポーツというか、また再燃しているバスケットなんか、いろんな種目があるので、交流を単発にしないで続けていただければよいのではないかなと思います。

次に、地域猫活動に関する答弁、先ほどお聞きしました。人と動物の共生社会を目指すことは大切であると思います。しかし、なかなか終わりの見えない取組でもあるため、しっかりと状況や効果を見極めながら展開していく必要があると思います。

そこで１つ質問をします。地域猫活動の新たな拠点をスタートさせるということですけれども、これは保健所や動物愛護センターのように都道府県、あるいは政令市、中核市の業務ではないかと思いますが、この新たな拠点と市施設との違いについてお答えください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

地域猫活動支援拠点は、市内の活動団体が猫を保護し、命をつないでいく一連の活動へのサポートが主な目的であり、活動のさらなる活性化や団体間のネットワークの拡大を図ることを狙いとしている本市独自の取組です。不特定多数の野良猫を対象としないこと、終生飼養や殺処分が伴わないことなど、多くの面で保健所や動物愛護センターとは異なる点がございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　地域猫活動支援事業は、あくまでも地域猫活動している団体への支援というふうに理解しました。確かにどのような猫でも受け入れていたらすぐパンクしてしまうし、それこそ県や政令市がやるべき仕事を何で市川市がやるのかという市民の理解も得られないんじゃないかなと思うんです。広げれば広げていいかもしれないけど、その一方で何ですというのがあると思うので、ぜひ活動団体の支援に特化していただきたい。また、地域猫活動に関する支援として様々な助成制度を整備されてきたことや、不妊強化月間イベントとして民間団体、獣医師会、市川市が協力して取り組んでいること、これについても理解しました。

最後に１点だけ、パッケージの中にあったマイクロチップ装着は、災害時の放浪ペット対策としても役立つものだというふうに思いますので、さらなる普及率向上に努めていただきたい。今回、この地域猫というものについて質問したんですけども、この取組が地域課題解消の一つの手法となるように、地域コミュニティーなど、様々な場面でよい波及効果となるように期待して、この質問は以上にします。

さて、次にどんどん行きます。ついに来ました、用途地域について再質問します。地域の課題を整理しているとのことですけども、用途地域の変更につながる課題とはどういうものがあるのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

例えば良好な住環境の形成のため、小規模な住宅兼店舗など以外の建築が制限されている第１種低層住居専用地域では、居住者の高齢化や建築物の老朽化などにより様々な課題が顕在してきていることが確認されていま

す。また、新たに整備される都市計画道路の周辺では、道路整備に伴い土地利用の変化が予測されています。これらの課題や土地利用の変化に対応し、魅力ある町の実現には一定の条件の下で用途地域等の見直しは必要と考えているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　すぐ質問します。用途地域はいつ変更するのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　用途地域は、都市計画マスタープランなどの上位計画に定めた都市づくりの将来都市像などに即して指定することが望ましいとされています。ですので、現在行われている改定作業を進める中で、地域の将来都市像が市民と共有されたことを踏まえ、都市計画マスタープランの改定後、用途地域等の変更作業に着手したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　小塚部長、御答弁ありがとうございます。ようやくここまで来たかということです。都市マスを改定した後、今すぐに着手していくというふうにお答えいただいて、私自身、30代からこの話をずっとやってきたので、今部長からシンプルに答弁いただいてうれしい気持ちと、しかしながら、用途地域の変更作業をしたときに、改定後の作業ですから、私たちはその中身を今度しっかりとチェックしていかなければいけないんだなと思いました。ようやくスタートラインまで行きそうなので、やっぱり面と線、市川市のまちづくりを本当に根っこから考えるためにも、この用途の変更というのは絶対重要だということを申し上げ、この質問は終わりにします。

公共下水道の普及率、整備点検等について。これは質問しないですけども、市川市というのは、お答えのとおり500㎞あるそうですね。一番古いのは、菅野の下水処理場の周辺が多分一番早くから入っていて、あの辺が古いというお話なので、ちいちゃい径で市が持っているのは２ｍ、３ｍ以下のものなので、今回のような大きな事故にとは思いますが、やはりその古いものを点検して、市民の安全、安心をまず第一で前に進めていただきたいと思います。ちなみに４ｍ以上のというのは県が持っているものですよね。――はい、ありがとうございます。すみません、これは質問じゃないので。

次に、全国国府サミットについて２点お伺いいたします。

全国国府サミットの案内には、市長も直接各自治体に出向いているということですけども、どのくらいの自治体が参加を予定しているのか。

あともう一つ、多額の費用をかけて開催する国府サミットですけども、開催に伴う効果はどのように検証するのか。

端的に２点お答えください。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　第６回全国国府サミットの開催に伴い、想定しております参加自治体については、前回、石川県小松市で開催した際は全国から12の自治体が参加しており、今回はそれを上回る、より多くの自治体に御参加をいただきたいと考えております。サミット開催に伴う効果については、観覧いただいた方にアンケートを実施し、国府への関心の高まりや歴史文化に関する興味の度合いについて確認し、今後の取組に生かしていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　分かりました。しっかりとやった後、ちゃんと効果測定していただけたらなと思います。

次に、美術館構想事業。美術館についてはランニングコストも高いことから、財政力が高い自治体が整備、運営しているということが多いかなと思います。今の市川市の検討状況の中で施設の規模、運営、必要な学芸スタッフの数など、試算は出ているのかお聞かせください。端的にお願いします。

○稲葉健二議長　高橋文化国際部長。

○高橋昭彦文化国際部長　お答えします。

具体的な規模等につきましては、今後、複数の案を挙げて比較検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　まだまだ検討の状況でしょうから、とはいえ、結構お金がかかる事業になりますので、しっかりと精査していただけたらなと思います。

次に、塩浜２丁目市有地活用事業について。答弁の中に、事業者から地代に関する意見があったとのことですが、今後どのように対応していくのか。また、公募に至るまで作業スケジュールが大幅に遅れていますけども、計画に影響はないのかお答えください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

公開した募集要項素案では、市の算定基準に基づいた基準借地料を提示していました。これに対し事業者からは、事業参画を可能とするためには借地料の減額が必要との声が寄せられております。このことから、今後、公募を行う際には、民間事業者より提案された事業収支計画等も踏まえながら、借地料の金額について検討する必要があると認識しております。また、当初の事業計画よりスケジュールが遅れていることも認識しております。今後、これ以上の遅れが出ないよう、令和９年夏の供用開始を目指し、さらなるスピード感を持って事業を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　ここ、もう再々質問しないけれども、いいですか。毎回、こうやってＡ３のシート１枚で私たちに説明して、それでよかったということにはならないから。まず、こっち、６年の４月22日、ここにこういうふうに書いてあって、６月以降、整備方針の完成とか書いてある。この間、実は議案説明時に配られたのがこれ。今、２丁目の市有地の整備が進んでない中で、こっちを言ってくるというのはどういうことかというふうに私は怒っている。

何でかといったら、これ、玉突き起こしている。調子よく、こっちには現在の市民プールの運営終了期間が書いてあって、その割にこっちが遅れていて、これ、どうなっているんですかというふうに思うわけですよ。この遅れている状況については、私たちに配っている資料はここがどんどんずれているのに、そこについては説明しない。けれども、青写真だけこうやって説明して言ってくるなんて、いっときの環境部と一緒だよ。それは私は許しません。ですから、この問題については議場では以上で結構です。ただ、委員会でやります。

次に、施政方針の中で、「連携を深め」から「その中心に市川市が位置していなければならない」ということですけれども、これ、施政方針の中で書いてあって、医療、教育、環境などの分野において連携しているというお話でした。それはそれでいいですよ。ただ、連携をもっともっと深めるには、市川市とか船橋というのは市境の境界確定ができてないわけだから、そこについてもう一度議論をしてもらわなきゃいけないし、境界確定でき

てないところに多分下水が張り巡らされちゃっているんじゃないかなというふうに思っていて、本当は下水とかの協力関係があれば、もっともっと工事費とか安くなるんじゃないかなというふうに私なんかはちょっと考えたりとかしちゃいますので、これについても今後の進捗を我々もまた注視していきますので、以上です。

続いて、犯罪被害者支援について。これは答弁いただいて、そのとおりかと思います。既に県内自治体も始まっていて、それに遅れてはいけないということがあると思うので、それについてはしっかりとやっていただきたいし、費用がまだ予算的にはすごく小さくなっています。これね、多くなったからっていいものじゃないと思うので、しっかりと他市に遅れないように前に進めていただきたいと思います。この件についても以上です。

続いて、本市の給与制度について、これ再質問します。

(2)の給料表の見直しについては結構です。

(1)の人事院勧告の対応については、地域手当を除いて国家公務員の給与改定に準ずる。この地域手当は、国は答弁にあったとおり、本市の地域手当の支給割合をこれまでの10%から８%、２ポイント引き下げろというふうになってきていて、私が心配しているのは、やっぱりそこの影響額というのは、さっきお話があったように、２万円とか、年額で24万円を超えていたりとか、全員が全員じゃないと思いますけども、御夫婦で働かれている方もいるし、御夫婦で働かれてなくても、一人暮らしであっても、やっぱりその金額というのは、何十万円というのは大きいと思うんですよね。

そこで、仮に市職員の地域手当の支給割合を12%だったものから８%に４ポイント引き下げるというのは、今言ったように24万円でいいと思うんです。ごめんなさい。私が今回質問しているのは、常勤１人当たり下げろということを言っているのではなくて、まず行政サービスを提供する市職員の皆さんには、やっぱり我々は守らなきゃいけないという責任があるんじゃないかなと思っているんです。ですから、急なハンドルを展開して、年収に大きく影響があるようなものというのはできるだけ避けなければいけない。ただ、やっぱり均衡の原則というものがある中で、同法を所管する総務省は、国が定めた地域手当の支給割合を自治体が変更することを認めているのかはちょっとお聞かせください。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

総務省は、昨年11月29日付の総務副大臣通知におきまして、国が定めた支給割合に基づき支給割合を定めることが基本であるとした上で、基本となる支給割合を超えた支給割合を定める場合にあっては、議会及び住民への説明責任を十分果たすこととしております。また、総務大臣は昨年９月10日の記者会見におきまして、国基準を上回る地域手当を支給する自治体に対し超過分に相当する特別交付税を減額する、地域手当に係る特別交付税減額措置につきましては、廃止する意向を表明しております。これらの状況を鑑みますと、地域の民間給与の適切な反映という地域手当の趣旨が没却されないように努めつつも、国が定めた支給割合を超えても支給割合を定めることも可能であるというふうな認識であります。

以上であります。

○稲葉健二議長　小泉議員。

○小泉文人議員　ありがとうございます。この地域手当については、広域自治体で８%にならせ、平たくしなさいというのが総務省の出で、ばらつきが県内でもありました。低いところが８ポイントにするというのは、職員の皆さんは喜んでいると話は聞きます。ただ一方で、財政的には10億円以上の負担があるんだというふうに言っている首長さんたちの話もあります。逆にうちの場合は、もしかして減らすことによって財政的な負担は減るのかもしれないけれども、やっぱり一方、私たちの市川市は東京に隣接していて、東京都の手当の割当てというのは怪物的に高い。これは、ほかの事業でも言われていますね。保育士さんの件でも言われている。この手当、ま

だ市のほうできちっとハンドルを切れるのであれば、やっぱり段階的になのか、急激なハンドルを私は切らないでいただきたいと思います。それは良質な職員を確保するためにもバランスの取れた給与と手当、行っていただきたいなというふうにお願いして、この質問については以上です。

次に、慢性のＣＯＰＤについて質問はないんですけども、もう一度皆さんに知っていただきたいなと思うのは、部長さんともヒアリングで随分お話しさせていただいたので御承知かと思いますけども、このスクリーニングというのは、もうお金がかかるものではありません。他の自治体で言うと、大田区なんかは、皆さんがお手元に来ているがん検診の中に――ちょっとごめんなさい、小さくて。Ａ４の紙を１枚入れてアンケートを取るというパターンです。もちろん、検診に行ったときにそのアンケートを出して、その点数で危険度をはかってもらえるというケースもある。その件については、徳島県も啓発チラシでやっているところがあるので、チラシやホームページというのはしっかりとやっていくべきじゃないかなと思います。

県内についても、もう既にやっているところがあって、ホームページ掲載は千葉市、船橋市、松戸市、流山市なんかは、流山市は死亡率も上げているのか。ということで、もう始まっているところもあるので、お金がそんなにかからないでスタートできるのであれば、この件についてもすぐさま始めていただき、私からの要望とさせていただきます。

以上をもちまして、私の質問を終わりとさせていただきます。続いて、私たちの会派、石原たかゆき議員に交代させていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　次に、石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　創生市川・自民党第１の石原たかゆきです。通告に従いまして補足質問を行います。

教育行政運営方針について伺います。

「はじめに」では、我が国の義務教育の特徴のうち、全人教育を主とした強みについて述べられていましたが、同時に弱みもあるのではないかとの思いから、また、加えて喫緊の課題の受け止めについても伺いたく、本市の考えをお聞きいたしました。強みと弱み、先ほど小泉議員が少年のスポーツ交流の話をされておりましたけれども、聞いておりまして、強みについて少し思い出したことがございます。少年サッカーは、パートナーシティのローゼンハイム市に小学６年生約10名ちょっと、毎年遠征しておりますけれども、そういった中でドイツの子どもたちと交流する機会も多く、ドイツの子どもたちとの違いがあったなということがありましたので、ちょっとお話しさせていただきます。

５チームから６チーム、グラウンドに集まりまして思い思いにアップをして、さあ、始まるぞというときに、ドイツ語で集まりなさい。日本の子は、はい、集まれという形で三々五々集まってくる。日本の子だけきちんと並びます。しかも、２列で。これがドイツから見ると、これは奇跡に近いということなんですね。何で石原、こんなことができるんだと。いや、学校では実は毎日並んでいるんだ、日本の子どもはどこに行くにも並ぶんだと。避難訓練のときは、これが生き延びる一番いい方法でもあると思いますので、日本のよさというふうにも思います。

もう一つ、これは昨年の子どもたちに限ったことなんですが、宿舎ですか、自分たちが寝泊まりをするところ、そこを最終日に掃除して、そして後にするわけですが、今年の子たちは何と本当にきれいにして、最後に折り鶴を置いてダンケシェーンと書いて後にしました。これは私も知らないことで、子どもたちが相談してやったそうです。自分たちの使った汚かったところをきれいにして帰る、感謝して帰る、こういったことが言われなくてもできていると。これがやはり日本の強みだろうというふうに改めて思った次第です。

先ほどもお話ししましたように、弱みもあるのも事実でございまして、先ほどの初回答弁では、皆で同じようなことを同じように行うこと、そこに過度に要求する面が見られ、同調圧力を感じることが少なくないと、これ

もそのとおりだと思います。私は、この弱みを意識しつつ強みを増していくことが重要と思います。

中央教育審議会は2020年代を通して実現を目指す学校教育を令和の日本型学校教育とし、改革の方向性や実施に向けた具体的方策、そして今後さらに検討を要する事項をまとめ、令和３年１月に「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」として答申しました。今までの我が国の義務教育の特徴がよく分かるとともに、今後の日本語教育の方向もよく分かる内容となっております。この答申の中で、次のように述べられています。「従来の社会構造の中で行われてきた『正解主義』や『同調圧力』への偏りから脱却し、本来の日本型学校教育の持つ、授業において子供たちの思考を深める『発問』を重視してきたことや、子供一人一人の多様性と向き合いながら一つのチーム――これは目標を共有し、活動を共にする集団ということでございますが――としての学びに高めていく、という強みを最大限に生かしていくことが重要」としております。ぜひこの弱みを意識しつつ、強みを生かすことを念頭に学校教育に取り組んでいただきたい、このように思います。

喫緊の課題、また、その課題への対応についても伺いました。何点か挙げられていましたが、課題については全く同感であります。喫緊の課題への対応は、第４期市川市教育振興基本計画の下で解決を図っていくとのことでございました。今回の教育行政運営方針では、その基本方針として、新年度の施策を第４期市川市教育振興基本計画の３つの基本方針から述べるとしておりますので、この後、具体的に伺ってまいります。

(1)について、再質問はございません。

(2)に移ります。第４期市川市教育振興基本計画では、方針１として「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」を掲げられており、本年度の教育行政運営方針には方針１の施策がるる書かれてありました。そこで、我が国の義務教育の強みである知、徳、体の育成という点から整理するとどのようになるのか伺いました。答弁いただきまして、よく理解できました。

しかし、１点だけ要望して次に移ります。それは、子どもたち一人一人の可能性を引き出す教育、これについて具体的にどのようなことなのか、突き詰めていくこと、これが重要に思います。例えば知、徳、体の知では、施策として、主体的、対話的で深い学びを目指した授業改善や問題解決型の学習の充実を掲げられていましたが、では、その授業や学習でどのように子どもたち一人一人の可能性を引き出すのか、さらに具体的に考えることが必要に思います。さきにお示しした中央教育審議会の「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」では、その副題を「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」としております。個別最適な学びと協働的な学びでどのように子どもたち一人一人の可能性を引き出すのか。市川市として、研究、研修を重ねることが必要に思います。御一考いただければと思います。

(3)に移ります。第４期市川市教育振興基本計画の方針２「学びの質の向上と学びの保障の実現」について伺ってまいります。

まずアとして、みらいサポーターの配置について伺います。私は令和６年12月定例会において、不登校対策（ＣＯＣＯＬＯプラン）を念頭に本市の不登校対策について伺いましたが、そのときの答弁で、校内支援センターの早期開設に向けて準備を進める。また、ゆとろぎ相談室も残し、どちらの居場所も安心して過ごせるように努めるとの答弁をいただきました。先ほどの初回答弁では、みらいサポーターとして、校内支援センター運営を主たる業務としつつ、スクール・サポート・スタッフも加えたこれまでの学校を支援する取組もなくすことなく、それぞれのよさを生かしながら、校長の判断によりゆとろぎ相談室も開設するなど、柔軟に対応できるとのことでした。人的な環境の拡充により、きめ細かな指導、子ども中心の対応、これが進むというふうに思います。さらに、学校の実情に応じた対応、これを可としたことは必ずよい効果をもたらすと期待いたします。

さて、学校の実情に対応するにはフレキシブルな勤務が必要になると思います。

そこでお伺いします。みらいサポーターの勤務体系はどのようになっているかお聞かせください。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

みらいサポーターの勤務形態につきましては、１人につき１日６時間、週３日程度の勤務としております。このことで、小学校では３名のみらいサポーターそれぞれが月曜日から水曜日までの３日勤務や、水曜日から金曜日までの３日勤務とすることで、学校の実情に応じた支援体制を整えることができると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　みらいサポーター３人、小学校ですが、それぞれ１日６時間、３日勤務。曜日は学校の実情に合わせて柔軟に整えることができる。また、これはヒアリングで伺いましたが、勤務時間も学校の課業時間に合わせて設定できるとのことでした。登校渋りが起こりやすい朝の登校時間に合わせた勤務をお願いできるとのことで、学校にとっては大変ありがたいことというふうに思います。

ただ１点、今年どうなっていくか、見ていきたいと思いますけれども、週３日、３人がそれぞれ勤務いたしますと、どうしても１日だけ１人の日が出てまいります。これは物理的な問題です。ですから、その１日をどこにするのかというのは校長が判断することになっていくかもしれませんが、なるべく２日、２人はいたほうがいいわけで、その点の検討もいただければと思います。

いずれにしましても、令和６年度、今年度の校内支援センター設置モデル校がありましたので、その取組や実例等を各校で共有し、子どもたちへのきめ細かな支援につなげることをお願いいたします。

次に移ります。イの部活動地域展開についてです。

まず、現状について伺いました。モデル校の実践では、よい点に加えて、全市的に展開するには課題も見えてきたとのこと。

そこでさらにお伺いしますが、どのような課題が見えてきたのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

１つのクラブに対して１人の指導者しかいない場合、毎週の活動を担保することが難しいことや、人数が多いクラブだときめ細かな指導がしにくいことが課題として挙げられます。生徒指導や事故対応の観点からも複数の指導者を配置することが必要であると認識しております。また、先行して地域展開したクラブ活動のみ会費などの負担が発生してしまうなど、費用負担の在り方について課題がございます。市内市立中学校で部活動に所属している生徒は約7,400人おり、全市的に地域展開していくためには指導者や予算の確保をしていく必要があります。将来的には受益者負担での運営を想定していることから、会費の額や開始時期などを慎重に決めていきたいと考えております。

また、地域展開を進めていくために学校、家庭、地域に説明をしていく予定ですが、今後は勝利至上主義にならないなど、全市的に展開する際の理念の共有を図ってまいります。そして、適切な役割分担や協力体制を構築していくためには教育委員会とスポーツ部、文化国際部がこれまで以上に情報を共有し、連携しながら進めていく必要があります。このほかにも困窮家庭への支援や、平日と休日の指導者が異なる場合の引継ぎ、指導者の質を担保するための研修の在り方など様々な課題があり、このような課題解決に向けては、スポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ推進委員、学識経験者、学校関係者などで構成する部活動地域移行検討協議会を設置し、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ありがとうございます。課題山積という形だというふうに思います。地域の移行、地域展開につきましては、今までも御質問させていただいております。何度も申し上げるのは、やっぱり今まで中学校で全部教員が行っていたことを地域にということは本当に難しいことなんだと、課題は多いんだということを改めて思いました。いろんな解決をしていかなければいけないわけですが、特に今お話にありましたように、先行して地域展開したクラブ活動では会費などの負担が発生してしまうなど、費用負担の在り方について課題があるとのことでした。この課題については私のところにも相談がありました。

どういうことかといいますと、モデル校では、既に学校の部活動に地域の指導者も加わって休日も活動している部活動がありましたが、地域クラブとして今度休日に活動するには新たに保険に入らなければならないと。いわば二重に費用がかかることから、地域クラブとして活動することは断念したというふうに聞きました。このことは大きな課題だというふうに思います。先行して始まったところがそのまま地域クラブに入りにくいということです。全市的に展開する際には、既に学校の部活動に地域の指導者も加わって活動している部活がそのまま地域クラブに入れるような仕組み、手だてが、その構築が必要に思います。その他の課題も含めて部活動地域移行検討会議を設置して検討を進めるということでございますので、注視してまいります。

次に移ります。国は地域スポーツ・文化芸術創造と部活動改革に関する実行会議中間とりまとめを発表しました。

この特筆すべき１点目は、名称の変更です。初回答弁にもありましたように、今まで学校単位で部活動として行われてきたスポーツ・文化芸術活動を地域全体で関係者が連携して支え、生徒の幅広い活動機会を保障するという発想が重要であるとし、このような考え方を的確に進めるため、名称を地域から移行するのではなく、地域で展開していくというふうにいたしました。これは大きな変化だというふうに思います。地域展開となれば、学校も地域の一部ですから、スポーツ・文化芸術活動を支援したいと自主的に考える教員が当たり前に参加できる仕組みづくりが必要に思います。いずれにしましても、今後は地域展開となりますので、先ほど申し上げました部活動地域移行検討協議会も部活動地域展開検討会議となるということでございます。

続いて、特筆すべき２点目は、スケジュール的に今までに比べて緩やかになったということです。令和８年度から前期３年、後期３年に合わせて６年間で改革するとし、前期の間に休日の地域展開に着手するということでございました。部活動地域移行の提言が始まった当初は、令和５年から７年を改革集中期間と名づけて、休日の運動部活動から段階的に移行することとしておりましたので、これに比べると、令和８年から10年の前期期間に休日の地域展開に着手することにしたことは、先ほども申し上げましたが、地域展開の難しさを物語ると同時に、じっくり腰を据えて取り組める時間的な余裕が生まれたと、このようにも考えてよいのではないかというふうに思います。初回答弁では、中間とりまとめを踏まえて次年度から全市的に地域展開を進めていくということでございました。

そこで伺います。具体的にどのように進めていくのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

地域展開につきましては、学校に指導者がいないなど、部として活動することが難しいところから進めていく予定です。受入れには総合型地域スポーツクラブなど、地域に根差した団体を中心に協力を要請するほか、指導者の不足につきましては、指導を希望する教員や部活動のお手伝いをしていただいている部活動外部指導者やスポーツ協会、スポーツ推進委員等に指導をお願いするなど、地域と共に対応していくことを予定しております。また、国の中間とりまとめを踏まえ、令和10年度には休日の部活動地域展開の完了を目途として取り組んでまいります。このほか、総合型地域スポーツクラブなど、受入れに向けた調整や市内各学校から指導者の養成に対す

る調整が必要なことから、まずは教育委員会事務局内に調整組織を立ち上げ、部活動の地域展開を進めます。その後は調整組織の運営形態を検討し、外部委託など体制を構築してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　そうしますと、今現在、モデル校でやり始めたときに出された方針と大分違ってくるのではないかなというふうに思います。多くの生徒や保護者、学校や地域の関係者は、令和５年３月に市川市部活動地域移行検討協議会から出された「学校部活動の地域移行について」に沿って地域移行が行われるものと現在も思っていると思います。本日伺ったことを考えると、今後の方針や方策について、目に見える分かりやすい新たな計画書、あるいはパンフレット、そういうものが必要に思います。また、それを利用した周知も重要でしょう。モデル校で判明した課題を生かしつつ、先ほどたくさん出てまいりましたが、それを生かしつつ早急に新たな計画書、パンフレットを作成するとともに適切な周知をお願いして、次に移ります。

ウの学校運営支援事業について伺います。ちょうど１年前、昨年の２月定例会の一般質問で、プール清掃の費用をＰＴＡが負担したことに端を発し、学校課題の多様化に合わせて校長裁量で執行できるような予算も多様化できないか伺ったところ、副市長答弁では、必要あるとの認識を持っている。検討は進めたが、令和６年度予算には準備が整わなかったとの答弁がありました。その後、さきの12月定例会の一般質問にて令和７年度に向けての考えを伺ったところ、学校教育部長答弁では、市長の指示により、既定の学校予算とは別に、各学校が提案する取組や意向を学校の裁量で使える予算の導入を図るとのことでございました。そして、７年度当初予算では各校に30万ずつ配当されることになっております。市長の御指示ということで、ありがとうございます。これで学校は本当に助かるというふうに思います。

今まで校長として、働き方改革や特色ある学校づくりで進めたいというふうに思ったことがあっても、予算がないため断念していたということを実現できるわけです。私が校長のときにこのような予算があったらと考えると、大変うらやましくも思うところです。また、初回答弁にもありましたように、この予算は学校の課題を考え、解決するためにも使われますので、その効果は学校のマネジメント力の強化、これにもつながるというふうに思います。

さて、続けてお伺いしますが、各校30万となった理由と予算費目の仕分けはどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

当該事業の制度設計を進めるに当たり、学校への既定の配当予算に対する割合なども参考に検討を行いましたが、令和７年度は、学校からの要望が多いと見込まれる使途や予算管理の適正額などを勘案し、１校当たり上限を30万円としたところです。また、予算費目の仕分けにつきましては、あらかじめ全ての学校へ実施内容の要望調査を行い、その提案内容に基づき費目の仕分けを行ったところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　いろいろなことを勘案して30万ということでございましたが、プール清掃は約20万かかりますので、それに10万上乗せしたというところなんでしょうか。費目をちょっと見てみますと、委託料や施設修繕費が全体の７割を占めています。学校管理費に該当するということでございますけども、これは今まで断念していたことがこれだけあるんだという受け止めにもなると思いますので、御一考をお願いしたいというふうに思います。

さて、今回は大規模校も小規模校も同じ金額でしたが、その考え方と今後学校規模によって予算を変えることはあるのか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

初年度となる令和７年度は、学校の規模や児童生徒数が異なる場合でも学校施設や教育活動には差異がないことから、教職員の数が少ない小規模校も大規模校と同様に１校当たり上限を30万円としました。次年度以降につきましては、今後、当該事業導入の効果や課題を検証した上で検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　ぜひ検討をお願いいたします。

また、今回、予算の対応が可となった様々な取組、これを市内全校で共有していただきたいというふうに思います。それがありますと、学校のマネジメント力がさらに向上すると思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。エの学校の改修、整備について伺います。

まず、学校施設の老朽化対策についてです。初回答弁では、老朽化対策として工事や修繕を計画的に行っているとのことでした。老朽化した施設は多岐にわたっており、その一つ一つについて詳しく伺いたいところですが、今回は教室に設置されたエアコン整備について伺います。

市川市は平成20年、他市に先駆けて市内の全普通教室にエアコンを設置しましたが、老朽化が進んでいると聞きました。現状と、今後どのようにして改修整備を行うおつもりか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えします。

普通教室のエアコンにつきましては、平成20年度に13年契約のリースにて普通教室全1,007教室に設置しました。令和３年度にリースの契約期間が終了いたしましたが、機器本体は使用が可能であると判断し、エアコン機器の買取りを行いました。その後、年数が経過したことで機器の故障や冷暖房能力の低下等が発生しており、代替部品も製造中止になっているものもあることから、現在では動かないものや性能低下が著しいエアコン機器について最低限の更新を行っております。普通教室のエアコンは設置から16年が経過し、更新修繕件数が増加していることから、設置以来、機器の更新を行っていない約880教室について、リースにて円滑な機器の更新を行うことを予定しております。今後のスケジュールにつきましては、令和７年度は機器の故障や冷暖房能力の低下が著しいエアコンが多く設置されている学校の優先順位を決めた後、リース業者を選定し、まずは約300教室のエアコンについて、翌年度から順次更新を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　機器の故障や冷暖房能力の低下が発生しているとのことでございました。昨年の夏に、サッカー少年たちがたくさんおりますので、その少年たちから、教室のクーラーが全然冷えないと。それから、また故障して別の教室に行ったと、そんなような声を聞きました。知り合いの教員に確認したところ、教室によって冷えなかったり、故障があったりするということでございました。市川市は他市に先駆けて一遍に全普通教室に設置しましたので、悪くなるのも一遍に悪くなるということなんだというふうに思います。修繕件数が増加しているのも無理がないというふうに思います。今年度は300教室のエアコンを更新するということでございましたが、今後はどうしていくのか伺います。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

普通教室のエアコンの今後の更新につきましては、３か年をめどに更新する計画であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　３か年をめどにということでございましたけれども、３か年で必ず更新していただきたいなと思います。さらに早めてもいただきたいというふうにも感じるところです。

と申しますのも、現在の学校の暑さ対策を少しお話しいたしますと、昔は気温が目安でございましたけれども、今は熱中症対策のために考案された暑さ指数で判断して、外に出られるかを判断しているわけです。暑さ指数が31を超えると外には出ない、運動も控えるということになります。ということは、暑さ指数が31を超えると子どもたちは外に行けず教室にいることになり、エアコンが冷えなかったり故障したりすると子どもたちの熱でさらに室内は暑くなると、こういう状況でございます。

昨年、熱中症警戒アラート、たくさん出ておりましたが、この日数を調べてみました。学校が課業していた７月と９月の熱中症警戒アラートが発令した日は、７月が６日、９月は５日でした。合わせて11日。７月と９月の登校日、これが14日と18日。合わせて32日ですので、７月と９月のあの暑さの中、実に３分の１の日は外に出られない日でした。熱中症警戒アラートが発令されなくても、先ほど申し上げましたように、暑さ指数が31を超えれば外に出られません。ですから、実際にはさらに多くの日数が外に出られなかったと思われます。

繰り返しますが、エアコンが冷えなかったり故障したりしていたら悲劇です。幸い小学校は避難所開設のため、先ほどもお話に出ましたが、これから全校の体育館に冷房が設置されるということでございます。小学校は暑さ指数が高くても、快適に体育館で体育を行ったり、暑さ対策で避難することができます。ところが、中学校は避難所開設のため体育館への冷房設置が遅れており、かなり暑く、気温が高くても体育館で汗をかきながら体育を行いますし、暑さ対策で避難することはできません。

このような現状から強く要望いたしますが、エアコンの改修は必ず３年、少しでも早くお願いしたい。また、中学校の体育館についても早期の冷房化をお願いいたします。

続いて、多目的屋外運動場整備事業についてでございます。現在の状況について伺いました。校庭の人工芝化につきましては、かねてから度々議会でお願いしてまいりましたので本当にありがたく思います。何より子どもたちが喜ぶというふうに思います。転んでもけがをしませんし、体力的にも寄与することがあると思います。子どもたちは校庭にたくさん出るようになると思いますから、ぜひ昼休み、あるいは業間休み、外に出る子どもの数を調べていただきたい。人工芝化の前と後、これは非常に大きなデータになると思いますので、ぜひお願いいたします。

また、人工芝化をしますと、雨が降った後でも水たまりができませんので、すぐに活動できます。これも大きな利点です。ちょっと思い出していただきたいんですが、昨年の市川まつり、あいにくの大雨で、大洲防災公園は水たまりが多くできたというふうに思います。歩くのにも苦労しました。人工芝では、あのようなことは起きません。どんどん水はしみますので、そのまま普通に活動ができます。もちろん、くいを打てないとか、普通の石灰ではラインを引けないなどの課題はありますが、一つ一つ対応していただければというふうに思います。

さらに、地域の皆様が活用することも多いと思いますので、丁寧な説明をするとともに、地域の皆様から出された課題についても誠実に対応していただくようにお願いいたします。

続いて、教育の情報化について伺います。本年度の教育ＤＸ推進の考え方と具体的な施策について伺いました。なぜこのことを伺ったかといいますと、第４期教育振興基本計画では、方針２「学びの質の向上と学びの保

障の実現」の目標としてＩＣＴの活用促進を掲げていますが、今年度の教育行政運営方針には、学びの質の向上としてＩＣＴの活用、促進についての記載がなかったためです。初回答弁では、国の示した学校のＩＣＴ環境整備３か年計画に基づいて段階的に整備する。また、具体的に本年度は１万3,800台の置き換えを行うということでございました。本市のＩＣＴ環境整備、これはネットワークの運用業者が２者から１者に変更した。このことで非常にネットワークが安定をし、使いやすくなったというふうに思います。それに伴い、子どもたちが活用する端末がかなり活発になったというふうに思います。ネットワークの安定は基礎中の基礎でしたので、運用業者を１者に変更した市の大きな決断に改めて感謝いたします。子どもたちに聞いても、コロナ明けの１人に１台端末が配られた最初の頃に比べて、現在は端末を学習で使用しているということをよく聞くようになりました。よい方向だと思います。

ところが、先日、子どもが言うには、図書室ではつながらないと言うんですね。図書室にはアクセスポイントがないのでしょうか。図書室のＷｉ－Ｆｉ環境について伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

現在のところ図書室のＷｉ－Ｆｉ環境は整っておりませんが、探究的な学びの実現に向けて、図書室でも図書資料と学習用端末を同時に活用できるよう、令和７年度は全校に図書室用ルーターを配布し、Ｗｉ－Ｆｉ環境を整える予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石原たかゆき議員。

○石原たかゆき議員　Ｗｉ－Ｆｉということでしたが、読書教育や探究的な学習を推進、これを標榜している市川市としてはいささかお粗末のように思います。今まで図書室にはＷｉ－Ｆｉ環境は整っていると私は思い込んでおりましたので、愕然といたしました。市川市の読書教育の名にかけて、図書室で自分が選んだ本の情報と端末で調べた情報を比較して探究学習に生かすことが当たり前にできるような環境、これにするべきだというふうに思います。ルーターで対応するということですが、ルーターは使用範囲が限定的で使いづらいです。使用するということでございますが、暫定的と考え、図書室へのアクセスポイントの早期設置を強く要望いたします。

ＩＣＴの環境整備について、さらに幾つか要望を申し上げたいというふうに思います。先ほどの初回答弁で、本年度のＤＸ推進のもとになるものとして、国の示した学校のＩＣＴ環境整備３か年計画がございました。この計画では策定した理由として、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実し、主体的、対話的で深い学びを実現するために不可欠な学習基盤であるＩＣＴ環境整備のためとしています。個別最適な学び、協働的な学びを一体的に充実し、主体的、対話的で深い学びを実現すること、これは現行指導要領の根幹をなすものでございます。

答申の「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」でも、さらに市川市の第４期教育振興基本計画においても、同じように目指すべき学びの姿として掲げられています。その実現のため、ＩＣＴ環境整備はどの計画、あるいは答申でも必要不可欠としています。また、働き方改革の点から見ても、これは必要不可欠でしょう。国の示した学校のＩＣＴ環境整備３か年計画の具現化、これは今後の教育を左右する大事なことだというふうに私は思います。ということは、初回答弁もありましたように、我が市が学校のＩＣＴ環境整備３か年計画を着実に実行していく、これからやっていくということでございましたので、これが重要ということになるというふうに思います。

環境整備につきましては、私は常々、校務用と学習用の一元化、ダッシュボードの活用、これをお願いしておりますが、これらももちろんこの３か年計画に組み込まれております。３か年の１年目となるこの７年度は、残

念ながら予算には反映されてないように思います。２年目となる次年度は、ぜひこの３か年計画が示すＩＣＴ環境の構築は必要不可欠であるということを念頭に、その実現に向けて強力に進めていただくことをお願いいたします。

最後に、ＩＣＴ環境のよい例をちょっとお話しして終わりにしたいというふうに思います。近所の子どもから招待状をいただきました。６年生の女子ですが、今度、小学校で総合の発表をするので見に来てくださいということでした。ちょっと聞きますと、学校の誇れることを発表するというんですね。行ってみますと、こんな形でした。６年生全員が創立150周年を記念して、全校児童が自分たちの小学校に誇りを持つことができるように誇れるテーマを選び、調べて下級生相手に発表するというものでした。テーマは全部で12あり、校内の12か所の場所、体育館が４か所ぐらいございましたが、設置して、１年生から５年生までの下級生、自分たちが興味のあるところのテーマを回って６年生の発表を聞くと、こういった活動でございました。

私が驚きましたのは、この６年生の子どもたちの発表の仕方です。１つの発表場所、12あるわけですが、２つのグループが同じテーマで発表していました。ですから、全部で24あるわけですね。この24全て、発表場所に大型提示装置が１台ずつセットされ、発表の仕方は全てコンピューターを使ってパワーポイントでした。私が校長をしていた、たった８年前ですけれども、同じようなことをしようとしたら模造紙に書き込んだり、パンフレットを作成したりということしかできなかったというふうに思います。全ての発表場所を回りましたが、全ての発表場所で子どもたちは迷うことなく端末や大型提示装置を使いこなし、自分たちのパワーポイントを上手に使って発表していました。

そこで、少し子どもたちに聞いてみました。子どもたちに、その大型提示装置の利用はいつもしているのというふうに聞きましたところ、総合型の学習の発表はいつも大型提示装置を使っているということでした。また、パワーポイントの発表についてはよくやるのと聞きましたら、総合の時間の発表はよくパワーポイントを使うんだと。それも、自分の端末を使って家でも作れるんだよというふうに教えてくれました。

ＩＣＴの活用については、日常的に使うことや学習道具としても使用するということが狙いとされております。まさに、この小学校の６年生はこの方向で成長していると分かり、とてもうれしくなった次第です。ここまで子どもたちが使いこなせるようになるには教師集団の研究、指導、工夫、これはあったというふうに推察いたします。目に見えるのは氷山の一角。目に見えないところでの教師の子どもたちへの指導を想像し、頭が下がる思いがいたしました。この学校は市川でも最先端かもしれませんが、市川市のこれからの学びの方向を見させていただいた気がいたしました。

先ほど国が示した３か年の推進をお願い申し上げましたが、市川市には現在与えられたＩＣＴ環境を駆使して、ここまで子どもたちの学習に活用することができる学校があり、教師集団がいるのですから、市川市が教育ＤＸの環境整備を積極的に進めることで、答申にある令和の日本型教育の目指すべき姿に合った最先端の学校が市川市から生まれてくることは決して夢ではないと私は思います。

以上で私からの補足質問を終わりにいたします。以上をもちまして創生市川・自民党第１の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時24分散会

第　３　日

令和７年２月25日（火曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第３号）

令和７年２月 25 日（火曜日）午前 10 時開議

第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について
第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について
第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について
第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について
第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について
第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）
第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）
第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）
第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算
第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算
第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
第29　議案第66号　財産の減額貸付について
第30　議案第67号　財産の減額貸付について
第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて

第36　報告第40号　専決処分の報告について

第37　報告第41号　専決処分の報告について

第38　報告第42号　専決処分の報告について

第39　報告第43号　専決処分の報告について

第40　報告第44号　専決処分の報告について

第41　報告第45号　専決処分の報告について

第42　報告第46号　専決処分の報告について

（代表質問）　公　　明　　党　　西村　敦議員、浅野さち議員

創生市川・自民党第２　　青山ひろかず議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について

日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について

日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について

日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）

日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算

日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算

日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算

日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて
日程第36　報告第40号　専決処分の報告について
日程第37　報告第41号　専決処分の報告について
日程第38　報告第42号　専決処分の報告について
日程第39　報告第43号　専決処分の報告について
日程第40　報告第44号　専決処分の報告について
日程第41　報告第45号　専決処分の報告について
日程第42　報告第46号　専決処分の報告について
（代表質問）　公　　明　　党　　西村　敦議員、浅野さち議員
　　創生市川・自民党第２　　青山ひろかず議員

出　席　議　員　　41　名

門　　田	直　　人
野　　口	じ　ゅ　ん
丸　　金	ゆ　き　こ
冨　　家	薫
沢　　田	あ　き　ひ　と
太　　田	丈　　之
小　山　田	な　お　と
川　　畑	い　つ　こ
ほ　と　だ	ゆ　う　な
国　　松	ひ　ろ　き
や　な　ぎ	美　智　子
と　く　た　け	純　　平
中　　町	け　　い
つ　ち　や	正　　順
つ　か　こ　し	た　か　の　り
加　　藤	圭　　一
浅　　野	さ　　ち
久　保　川	隆　　志

西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

松永	鉄兵

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男

情報管理部長	川島	俊介	
文化国際部長	高橋	昭彦	
スポーツ部長	鎌形	秀昭	
市民部長	吉田	一弘	
経済観光部長	根本	泰雄	
こども部長	山室	繁央	
福祉部長	鷺沼	隆	
保健部長	横山	京子	
環境部長	佐原	達雄	
街づくり部長	小塚	眞康	
道路交通部長	米崎	勝則	
下水道部長	森田	敏裕	
行徳支所長	秋本	賢一	
消防局長	角田	誠司	
選挙管理委員会事務局長	荒井	義光	
農業委員会事務局長	藤城	久保	
会計管理者	岩井	滴	
教育次長	小倉	貴志	
生涯学習部長	板垣	道佳	
学校教育部長	藤井	義康	

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝広	
事務局次長	町田	茂幸	
議事課長	米津	孝成	
（議事担当）			
主幹	宮嶋	茂	
主任	北川	陽介	
主任書記	高栁	陽一	
主任書記	三澤	啓成	
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝文	
主査	岡澤	英康	
主任	荒木	智貴	
主任書記	伊藤	祥太	

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１議案第38号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第42報告第46号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

順次発言を許可いたします。

公明党、西村敦議員。

〔西村　敦議員登壇〕

○西村　敦議員　おはようございます。公明党の西村敦です。代表質問をさせていただきます。なお、補足質問は浅野さち議員が行いますので、よろしくお願いいたします。

今年は阪神・淡路大震災から30年という節目を迎えました。行政が防災対策に本気で取り組み始めたのは、この震災が契機になったと感じています。また、東日本大震災が発生したのは、私がちょうど議員になった年で、もうすぐ14年がたちます。それ以降、常に議会で取り上げ、一緒に防災対策に取り組んできたつもりであります。そして昨年の１月に能登半島地震が発生し、大きな被害が発生しました。さらに新たな課題が浮き上がってきたところであります。改めて災害によって犠牲になられた方々の御冥福をお祈りするとともに、今なお避難生活を送られている皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、順次質問させていただきます。

まず、防災行政について伺います。

昨年の能登半島地震の死者数は、２月13日現在で認定中も含め535人とされています。そのうち直接地震で亡くなった方は228人、その後に災害関連死として亡くなった方が、認定中を含め307人と報道されています。特に直接地震で亡くなる方よりも災害関連死として亡くなった方のほうが多くなっているのが特徴で、公明党は、この災害関連死を防ぐための方策として、災害時の避難所環境の改善と充実を現在訴えています。12月定例会の代表質問では、避難所の国際基準となるスフィア基準を紹介し、充実を求めました。今回は、ＴＫＢといわれるトイレ、キッチン、ベッドについて詳しく聞いていきたいと思います。

まず(1)として、本市のＴＫＢ、トイレ、キッチン、ベッドの備えの現状、そしてさらなる充実に向けた取組について伺います。

昨年の能登半島地震では、全国からトイレカーやトイレトレーラーが現地に集結し、大変に活躍しました。このトイレカーやトイレトレーラーの導入について、昨年、市議会公明党として要望書を提出したところであり、市もこれまで検討を進めてきたと認識していますが、まずは(2)として、これまでの確認できた課題と現在の検討状況について伺います。

次は、これも度々要望してきた避難所となる市立小中学校への早期エアコン設置です。議会以外でも、市民や学校等からの要望も多く、市として計画の前倒しを決断したようですが、(3)として、改めて避難所となる体育館へのエアコン設置状況と今後の整備計画について伺います。

次に、防犯カメラの設置についてです。

昨年、闇バイトによる強盗など凶悪事件が発生し、社会問題となっている中、本市でも同様の事件が発生し、市は緊急対策として100台のカメラ付防犯灯の設置を決めました。市民が安全で安心して暮らしていくために、防犯カメラの増設は大変有効な手段であると感じています。

そこでまず、(1)として、街頭防犯カメラ等設置の進捗状況と課題について伺います。

(2)として、100台のカメラ付防犯灯のうち51台は今年度中に設置することが先順位者の答弁で分かりましたので、残りの49台を含めて、今後の設置の進め方について伺います。

次に、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてです。

話題性もあり、市民から大変好評を得ていると認識しておりますが、昨年度、本八幡地域で実証実験を行った関係から、それ以外の地域、特に行徳地区では利用が出遅れていたようにも感じています。

そこで(1)として、まず市として令和６年度の事業についてどのように評価しているか見解を伺い、また、令和７年度はどのような取組を予定しているのか併せて伺います。

次に、ＩＣＨＩＣＯの大きな特徴として挙げられているのが行政ポイントだと思います。会派として、昨年開始当初、新聞取材をさせていただきました。

そこで(2)として、令和７年度はどのような行政ポイント事業を行うのか、詳細を伺います。また、現状ではどのような課題が想定されるのか、市の見解を伺います。

次に、令和７年度事業の大きな特徴となっているのがスマートポイント制度です。(3)として、省エネ家電と防犯用品の購入の際にスマートポイントとして新たにＩＣＨＩＣＯポイントを還元する事業を導入した経緯とその内容について伺います。

さらに(4)として、市民の安全、安心の観点では、防犯用品にポイントを付与するだけでなく、来るべき災害に向けて防災用品の購入に対しても同様のポイント付与があってもいいのではないかと考えています。この点、市の考えを伺います。

次の質問は、下水道行政についてです。

１月28日、埼玉県八潮市の県道交差点で、突然、道路が陥没し、走行中のトラックが落下するという衝撃的な事故が発生しました。事故の原因は腐食した下水道管が破損して管の中に土砂が流れ込み、地中に空洞ができたためであり、救助優先のため、県は周辺自治体の約120万人に節水の呼びかけをするなど、県民生活に大きな影響が出ました。事故を受け、国土交通省は自治体に緊急点検を要請しています。本市の対応が大変に気になりました。

そこで、事故後に実施した緊急点検等については先順位者の答弁で理解できました。改めて、表面からでは見えない下水道管の日常点検の重要性を認識したところです。質問としては、では、市川市ではどのように点検を実施しているのか、下水道管渠の点検状況について伺います。

次に、子ども施策について。

公明党は、子どもの幸せを最優先する社会を目指し、結婚、妊娠、出産から子どもが社会に育つまで、ライフステージに応じた切れ目ない政策、子育て応援トータルプランを2023年に政府に提言し、推進しております。

まず(1)として、子育て世帯訪問支援事業の拡充についてです。近年、児童虐待の相談対応件数が増加傾向にある中、この支援事業は、妊娠期から産後に支援を必要とする家庭に訪問支援を実施し、養育しやすい環境を整え、児童虐待や不適切な養育の防止を図ります。そこで、どのような内容が拡充されるのか伺います。

次に(2)として、本市におけるこども誰でも通園制度の現状と今後についてです。この事業は、保育所等を利用していない生後６か月から満３歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件にかかわらず、月に一定時間まで利用できる新たな制度として、令和８年度の本格実施に向け、本市は昨年４月よりモデル事業として開始されています。そこで、現在までの利用状況を踏まえた現状を伺います。

次に、(3)の私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の拡大についてです。この事業の概要と拡大される内容を伺います。

次に、(4)の結婚準備・新婚生活住まい応援事業の概要についてです。新規事業として約１億円の当初予算が計上されています。先順位者の答弁で、結婚準備住まい応援事業の概要については理解しましたが、ここでは、準備ではなく新婚生活住まい応援事業について、その概要を伺います。なぜ来年度から本事業を開始することとなったのか併せて伺います。

次に、福祉施策についてです。

まず、(1)の移動支援事業の拡大についてです。障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一つで、屋外での移動が困難な障がい者等に対して外出の支援を行うことにより、自立した生活や社会参加を促すことを目的としています。令和５年12月定例会において、我が会派の川畑議員が、移動支援の利用条件の緩和について、特に特別支援学校に通う子どもたちの利用支援の拡充を強く要望いたしました。新年度は移動支援事業の拡大とありますが、どのような内容か伺います。

次に、(2)チケット75事業の取組についてです。ゴールドシニア外出支援事業として、令和５年度の途中から開始されました。令和７年度も継続するに当たり、改めて事業の目的と、これまでの申請状況、利用状況について伺います。

次に保健行政について。

(1)の帯状疱疹ワクチン接種についてです。まずアとして、任意接種に対する助成事業についてですが、我が会派が強く要望してきた中で、令和６年４月１日から助成事業が開始されました。内容は、50歳以上が対象で、生ワクチンに対しては１回3,000円、不活化ワクチンは２回接種が必要なため、１回7,000円掛ける２回で計１万4,000円の費用助成となります。そこで実績状況を伺います。

また、イとして定期接種化について、帯状疱疹にかかる方が年々増加している中で、国は令和７年４月１日から帯状疱疹ワクチンの定期接種化を公表しています。そこで、本市においてはどのように行うのか伺います。

次に、(2)で霊園再整備事業の取組についてです。施政方針の中で、霊園においては、樹木葬に向けた墓地の整備を掲げています。令和５年12月定例会にて、我が会派の久保川議員が、市民の墓地の考え方やニーズを踏まえ、墓地需要の変化に対応するには、樹林墓地などの新たな形態の墓地など、整備計画を積極的に進め、対応するよう要望いたしました。そこで今回、霊園内に樹林型合葬式墓地を整備するに至った、その経緯について伺います。

次に、市民の移動支援についてです。

移動プラン75の調査・検討を進めることについて。施政方針の中に、「『チケット75』に続き、どの地域の方々も円滑に移動できることを目的とした『移動プラン75』の調査・検討を進め、公共交通の面からも誰一人取り残さないまちを目指」すとのことですが、ここに至った経緯と概要について伺います。

次に、文化行政についてです。

まず、(1)として近現代美術館の開設を目指すことについて。施政方針において、近現代美術館と明示され、表現が具体的になってきました。どのような考えで「近現代美術館の開設を目指す」としたのかについて伺います。

(2)の郷土資料館の開設に向けた準備についてです。施政方針の中に、「行徳の歴史や産業、民俗を伝承する郷土資料館の開設に向けた準備を進め、市民が身近に文化や歴史に触れられる機会を創出」と言われています。そこで、開設検討に至った経緯を伺います。

次に、カーボンニュートラルの推進について。

まず(1)ですが、先順位者と重ならない形で、具体的に脱炭素先行地域の対象エリアについて、なぜ妙典地区妙典土地区画整理事業区域を選んだのかについて伺います。

次に、先週にカーボンニュートラルの象徴ともいうべき新電力会社の設立式が行われ、新聞報道もされました。また、施政方針には新会社の設立により、クリーンなエネルギーの地産地消を通じて、環境面、経済面、社会面の循環型の仕組みを目指すとされています。

そこで(2)として、新電力会社における取組の現状と今後の展開について伺います。

次に、犯罪被害者支援についてです。

市川市犯罪被害者等支援条例制定については、先順位者の答弁で、他自治体の状況や本条例の特徴並びに支給の具体的な種類と金額などについては理解いたしましたので、(1)としては、経緯と条例の詳細について伺い、さらに、(2)として支給される条件について伺います。

次に、公益通報制度についてです。

この問題については、兵庫県において問題化され、社会的に関心の高い事象であると認識しています。本市では、下水道部職員による収賄等事件が発生しました。施政方針では、「職員のコンプライアンス違反に関する公益通報制度の機能を向上させるため、通報者の保護を徹底したうえで、通報窓口を第２庁舎と外部にも設置する」とありますが、その内容を伺います。

また、外部窓口の設置については、我が会派の大場議員が令和４年から取り上げ、直近12月定例会の代表質問でも、弁護士及び公認会計士の外部有識者で構成するコンプライアンス委員会議における収賄等事件の検証や、その結果に基づく再発防止策に関する意見を踏まえ、設置の要否を検討する等の答弁があったところです。今回、設置を決定するに至った経緯についても併せて伺います。

次に、平和行政についてです。

昨年11月、本市が核兵器廃絶平和都市宣言を行って40年の節目に当たることから、被爆アオギリ二世植樹事業が行われ、植樹式には我が会派も参加させていただきました。そこで、令和７年度は施政方針によると、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている自治体の意見交換の場を設けるとのことです。これについては、先順位者の答弁からあらかた理解しているところですが、私からは、想定でも結構ですので、具体的にいつ、どこで、誰が、どのような内容で行うかを伺います。

最後に、学校教育についてです。

教育行政運営方針では、「子どもたちの居場所の一つとして、小学校協力校にて開始し、効果のありました、校内教育支援センター『スペシャルサポートルーム』を令和７年度は小学校全校に開設する」とあり、「また、子どもへのきめ細かな支援が行える体制を構築するため、各学校に『みらいサポーター』を配置」しますとあります。

そこで(1)として、スペシャルサポートルームの設置状況とその取組方法を、(2)として、みらいサポーターの活用の仕方について、なるべく先順位者の答弁と重ならない形で伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上、会派公明党の代表質問の初回質問とさせていただきます。

なお、子ども施策についてから文化行政までについての５つの大項目については、浅野さち議員が補足質問させていただきます。御答弁のほど、何とぞよろしくお願いをいたします。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　私からは大項目、防災行政についての(1)と(2)についてお答えします。

初めに、(1)災害時の避難所環境の改善と充実についてです。災害発生後の避難生活による体調悪化などが原

因で亡くなる災害関連死を防ぐため、清潔なトイレ環境の提供や、温かく栄養のある食事の提供に加え、就寝環境の整備などが求められております。本市では、清潔なトイレの提供に向け、携帯トイレや組立て式トイレなどの備蓄をはじめ、仮設トイレを協定事業者から調達するほか、設置可能な小学校や公共施設にマンホールトイレの整備を進めているところです。また、温かく栄養のある食事の提供については、小中学校の各避難所に釜や調理器具などを準備するとともに、ＢＪ☆プロジェクトにより備蓄品の缶詰や野菜ジュースなどを使った避難所レシピを考案するなど、食事に関する取組を進めております。

さらに、就寝環境の整備としては、プライバシーを確保するためのテントを備蓄し、段ボール製のベッドについては、必要な数量を協定事業者から調達することとしております。

引き続きこれらの取組を充実させるため、計画的な備蓄や事業者との災害協定の拡充を図り、先進市の事例などについて調査研究を進め、発災後速やかにトイレ、キッチン、ベッドが配備できるよう取り組んでまいります。

次に、(2)トイレカー、トイレトレーラーの導入についてです。トイレトレーラーについては、御党を含め、他の議員の方からも議会等で要望を受け、これまで導入に向け先進市を視察するなど、様々な角度から検討を重ねてまいりました。しかしながら、平時での運用や牽引免許所持者の確保など、幾つかの課題が確認できたことから、これまで慎重な判断を行ってきたところです。この移動式トイレには、トイレを内蔵したコンテナをトラックの荷台に乗せた、いわゆるトイレカーもあり、普通免許で運転可能な車体もあることから、さらなる調査研究を進めているところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　私からは大項目、防災行政についての(3)避難所となる市立小中学校体育館への早期エアコン設置についてお答えをいたします。

学校体育館のエアコンにつきましては、令和６年度に小学校８校に設置を行い、現在までに小学校18校、義務教育学校１校に設置済みです。

今後の設置につきましては、まず令和６年度の12月補正予算で予算措置した小学校８校について、令和７年度の夏休みを利用して工事を行う予定となっております。例年のスケジュールであれば、次は令和７年度の補正予算で予算措置を行い、令和８年度の夏に設置工事となるところではありますが、小学校の未設置校について早期に整備を進めるため、学校側と調整した結果、令和７年度の冬の時期での設置が可能となったことから、予算措置の時期を早め、令和７年度当初予算で、さらに小学校９校分の設置工事費を計上いたしました。

次に、今後の整備計画についてです。これまでの計画では、令和10年度までの整備を目指し、計画的にエアコンの設置を行ってまいりました。しかしながら、猛暑がここ数年続いたことにより、本定例会においても、複数の会派から、児童生徒の健康面への影響を深刻に捉え、早期に設置を求める御意見をいただいておりました。さらに、災害時における避難所の環境面の機能向上が重要視されたこともあり、関係部署と協議を行い、建て替え予定校を除き、小学校につきましては令和７年度末までの完了を、中学校につきましては令和８年度末までの完了を目指し、整備する方針であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは大項目２つ目の防犯カメラの設置についてお答えいたします。

初めに、(1)街頭防犯カメラ等設置の進捗状況と課題についてです。本市が設置する街頭防犯カメラにつきましては、平成17年度から警察や地域の要望を反映しながら、住宅街や通学路などに市が主体となって設置してま

いりました。また、平成28年度からは、自治会等に対する街頭防犯カメラの設置費補助制度や企業ボランティアによる寄附制度を開始し、令和２年度からは、自治会に属さない駅周辺の区域に、市が警察と協議しながら設置するなど、街頭防犯カメラの設置を推進しております。これらにより、市民安全課が画像を管理する街頭防犯カメラは、令和６年12月末現在で331台となっております。内訳につきましては、市が主体となって設置した街頭防犯カメラが254台、街頭防犯カメラの設置費補助制度を利用して自治会等が設置した防犯カメラが54台、企業ボランティアにより寄附されたものが23台となっております。

さらに、令和５年度からは、これまでの街頭防犯カメラよりも安価に設置できるカメラ付防犯灯に係る自治会への設置費補助制度を開始し、令和６年12月末現在で66台が設置されました。しかしながら、自治会からは、申請手続の煩雑さや画像管理が困難であること、自治会の予算規模によってはカメラ付防犯灯でも費用負担を捻出することが困難であるなどとの意見をいただいておりました。このような状況の中、自治会からは、補助金制度ではなく市で防犯カメラを設置してほしいという御意見が多数ございました。このため、令和７年度の新規事業として、市が主体となってカメラ付防犯灯の設置を検討していたところ、昨年の10月17日に柏井町で発生した強盗事件を受け、緊急対策として、令和６年12月補正予算を御承認いただき、市が100台のカメラ付防犯灯を設置することといたしました。

この緊急対策の進捗状況につきましては、令和６年12月６日の第１次締切りまでに申請のあった自治会からの要望箇所につきまして、警察などの関係機関と協議をした結果、令和６年度中に51台を設置することといたしました。

今後につきましては、自治会の立会いの下、カメラの画角等の要望についての調整を図り、令和７年３月末までに設置を予定しております。

街頭防犯カメラの課題につきましては、設置費用が約40万円であり、補助金を除いた自治会の自己負担額が高額になるという課題がございました。そこで、今回、市がカメラ付防犯灯を設置することを契機といたしまして、街頭防犯カメラの補助制度は廃止することといたしました。なお、カメラ付防犯灯の自治会への補助制度につきましては、自治会が自ら希望する場所に設置したいというニーズに対応するため、規模を縮小して継続いたします。

次に、カメラ付防犯灯の設置に向けた課題といたしましては、市が画像管理を行うことでプライバシーが守られるという意見がある一方で、設置箇所の近隣住民からの合意が得られないことや、設置箇所を１か所に決められないという声も寄せられております。また、電柱によっては、他の共架物等があるために、電柱の管理者から共架の許可が認められないなど、自治会からの設置要望に添えない場合がございます。このため、近隣住民の皆様に理解していただけるよう、防犯カメラの有用性と情報管理について説明し、設置箇所を自治会と協議するなど、これからも自治会からの要望に応えられるよう、丁寧な対応をしてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)今後の設置の進め方についてお答えいたします。今後のカメラ付防犯灯設置事業につきましては、予算を繰り越し、令和７年８月末までに残りの49台の設置を予定しており、令和７年度当初予算では、新たに30台のカメラ付防犯灯設置の予算を計上しております。これにより、今定例会で御承認いただければ、令和８年３月末までに130台が設置される予定でございます。また、令和８年度以降につきましても、地域の御意見などを伺いながら、既存の防犯カメラの分布等を踏まえ、関係機関と協議を行い、有効な場所に３年間で100台程度を設置していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　私からは大項目、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてのうち(1)と(2)についてお

答えをいたします。

初めに、(1)令和６年度の実施状況と令和７年度の取組についてであります。令和６年度事業では、２月25日時点の発行金額が約16億6,400万円、利用金額が約15億9,700万円となり、市内経済の循環を促進できたものと評価をしております。年度当初は行徳地域での利用が進みませんでしたが、ＩＣＨＩＣＯを便利に利用できる環境を整えるため、住民の方が日用品を購入するスーパーやドラッグストアの獲得に努め、例えばセレクション、ワイズマート、くすりの福太郎といった店舗に加盟していただき、利便性が大幅に向上したことで、行徳地域でも多くのＩＣＨＩＣＯが利用されるようになりました。

次に、経済効果についてです。昨年12月25日から１月５日にかけてアンケート調査を行い、約1,700人の利用者からいただいた回答を基に経済効果を算出したところ、市外から市内へ消費を呼び戻した額は約４億8,000万円、消費喚起額は約３億円、経済波及効果は約１億9,000万円となり、経済効果の総額は約９億7,000万円という結果になりました。事業費のうち本市が実質負担する経費は約１億円になる見込みであることから、経費に対して約10倍の経済効果を得ることができました。

また、市民活動の活性化に対する効果については、運転免許証を自主返納した方に１万ポイントを付与したところ、本市への申込件数が満点エコボカード２枚を付与していた令和４年度実績の約７倍になる等、行政ポイントの付与が参加者の増加につながるという効果が認められました。このほかアンケート調査では、ＩＣＨＩＣＯを利用することで地元への関心や愛着が高まりましたかという質問を利用者の方に尋ねたところ、高まった、少し高まったという回答の割合は合わせて88.6％になり、地域に対する意識の向上といった効果も認められました。

次に、令和７年度の取組についてです。さらなる地域経済の活性化を図るため、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用して、４月と11月にポイント還元キャンペーンを実施いたします。キャンペーン時の還元率を、中小企業や個人事業主が経営する店舗は15％、大企業が経営する店舗は５％に設定して、中小企業等の店舗における消費の後押しを行います。さらに、市民活動の活性化を図るため、行政ポイント事業の規模を拡大するほか、市民生活の向上と地域課題の解決を図るため、ＩＣＨＩＣＯスマートポイントと名づけた新たなポイントの運用も開始いたします。

次に、事業費についてです。令和７年度の歳出額は、発行額ベースで17億8,200万円、事業経費を含めた総額は約18億6,000万円です。なお、国からの交付金やチャージ額等の歳入額は約17億6,000万円、歳出額から歳入額を差し引いた本市の実質負担額は、令和６年度当初予算と同規模の約１億円となります。令和７年度はポイント還元キャンペーンや行政ポイントと合わせて、新たな試みであるＩＣＨＩＣＯスマートポイントを活用するとともに、加盟店の御協力をいただいて、ＰＲイベントや毎月15日は「ＩＣＨＩＣＯの日」企画等を行うことでＩＣＨＩＣＯの魅力を向上させ、最大の事業効果を得ることができるよう取り組んでまいります。

次に、(2)行政ポイント事業の詳細と課題についてであります。令和７年度は、さらなる市民活動の活性化を図るため、エコボポイントから移管する事業等を加えて、令和６年度の約2.5倍となる82事業とし、規模を大幅に拡大いたします。事業の趣旨や内容を分かりやすく伝えるため、リスクに備える、環境を守る、人とつながる、共に学ぶ、健康に取り組むという５つのテーマを設けて事業を展開してまいります。まず、リスクに備えるでは、防災訓練や運転免許証自主返納を継続するとともに、新規事業として青色防犯パトロールの加入団体に3,000ポイント、防犯講演会や出前防犯講座の参加者に100ポイントを付与する等、14のメニューで対策の強化を図ります。環境を守るでは、江戸川クリーン作戦や環境フェアに加えて、市公共施設のＥＶ充電器を利用するためのアプリをインストールした方に50ポイント、初めて充電器を利用した方に200ポイントを付与する等、13のメニューでカーボンニュートラルの実現を図ります。人とつながるでは、自治会加入促進や自治会活動の手伝い

をした学生へのポイント付与を継続するほか、新たに子育て支援、梨の花摘み、ガーデニング等のボランティア活動の参加者に500ポイントを付与する等、30のメニューで市民活動の活性化を図ります。共に学ぶでは、いちかわ検定を受験された方へのポイント付与を継続するほか、男女共同参画を推進するための講座、こども発達センター講演会、創業支援セミナーの参加者に100ポイントを付与する等７つのメニューで取組を後押ししてまいります。健康に取り組むでは、健康ポイント事業Ａｒｕｃｏを継続するとともに、特定保健指導を受けた方に500ポイントを付与する等、５つのメニューで健康の増進を図ります。このほか、いちモニでアンケートに回答した方に50ポイント、満点エコボカード１枚につき300ポイントを付与する等、13のメニューを実施いたします。

次に、行政ポイント事業の課題です。昨年12月に実施したアンケート調査では、健康ポイント事業Ａｒｕｃｏ、市主催イベント、自治会への新規加入等でＩＣＨＩＣＯポイントをもらえることを知っていましたかという質問を利用者の方に尋ねたところ、知っていると回答した方の割合は67.1％でした。行政ポイントは、事業目的の一つである市民活動の活性化に必要不可欠でございますが、ポイント還元キャンペーンと比較すると認知度が低いという点が課題であるものと認識をしております。対応策として、現在活用している市公式ウェブサイトやアプリのプッシュ通知に加えて、ＳＮＳの活用や利用ガイドの作成等による周知の強化が挙げられます。今後、行政ポイント事業の担当部署と連携し、課題への対応に努めてまいります。

以上でございます。

〇稲葉健二議長　小川企画部長。

〇小川広行企画部長　私からは大項目、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてのうち(3)、(4)についてお答えいたします。

まず、(3)ＩＣＨＩＣＯスマートポイントの導入経緯と内容についてでございます。国は、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を強く受けた生活者や事業者に対しまして、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに、かつ継続して実施できるよう、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金――以下臨時交付金と申し上げます。これを追加交付する旨を盛り込んだ補正予算を令和６年12月17日に成立させました。ＩＣＨＩＣＯスマートポイントは、この臨時交付金のうち、市が独自に市民や事業者の支援に活用できる推奨事業メニュー分といたしまして、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯのポイント還元キャンペーンに加え、省エネ家電や防犯用品購入の際にポイントを付与するＩＣＨＩＣＯスマートポイントの財源に活用することとしたものでございます。これにより、市域内において経済循環を加速させながら、本市の重要施策であるカーボンニュートラルの実現と、市民から強く要望されている家庭での防犯対策の強化という複数の地域課題解決に向けた取組を推し進めたいと考えております。

次に、ＩＣＨＩＣＯスマートポイントの内容でございます。市民に分かりやすく、注目していただけるよう、ＩＣＨＩＣＯを使って複数の地域課題をスマートに解決し、買物の際、お得にスマートに御利用していただきたいという思いを込めまして、事業名をＩＣＨＩＣＯスマートポイントとし、還元率は他の事例などを参考とし、30％とさせていただきました。ポイントの付与に当たりましては、購入者からの申請が必要になります。ＩＣＨＩＣＯ会員の方には、オンラインでの申請が可能なロゴフォームを使い、また、会員以外の方には、ポイントが付与されたカードを郵送するなど、できる限り利用者の負担にならないよう配慮してまいります。また、事業効果を高めるためには、市民の皆さんや、より多くの事業者に趣旨を御理解いただくことが重要となりますので、十分な周知期間を取りたいと考えております。広報紙や市公式ウェブサイト、ＳＮＳなどでお知らせするほか、千葉県電機商業組合などの関係団体へ事業の趣旨やＩＣＨＩＣＯ取扱店舗への加盟のお願いをするなど、丁寧に説明してまいりたいと考えております。そのため、申請の受付開始は５月上旬を見込んでいるところでございま

す。

次に、(4)防災用品購入に対しましてポイントを還元する考えについてお答えいたします。今後いつ起こるかもしれない巨大地震から市民の生命と財産を守り、安全で安心できる生活を保障することは、行政の基本的な責務であり、できる限りの対策を講じていかなければならないと認識しております。現在、本市における防災対策への助成といたしましては、地域で活動している自主防災組織に対する防災資機材の購入への補助や、住宅の耐震性の向上につながるあんしん住宅助成制度、また、高齢者や障がい者世帯などへの家具の転倒防止器具取付け費用の補助を実施しているところでございます。今回は環境施策と防犯対策の取組に対しましてＩＣＨＩＣＯポイントを還元することといたしましたが、御家庭での防災用品購入への補助は、万が一の事態に備えることで自らの命を守る自助機能のさらなる強化につながるものであり、重要な視点であると認識しております。防災用品購入への支援につきましては、今後、同様の交付金がある際には、より効果的に活用できるよう、担当部署とも連携、協議しながら検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　私からは大項目、下水道行政についての八潮市で発生した下水道管破損による陥没事故を受けた本市の対応等についてお答えいたします。

本市では、日常的な点検として、パトロールによる下水道管路周辺の路面状態の確認や下水道管路の清掃や点検などを行う際に、マンホール及び管渠内部の状況確認を行っております。このたびの八潮市の事故における下水道管渠の破損の原因とされている管路の腐食等については、国土交通省が下水道管路を原因とする道路陥没が全国で多数発生していることを受け、平成27年に下水から発生する硫化水素による腐食のおそれが大きい下水道管路について、５年に１回以上の頻度での点検を義務づけております。本市では、菅野処理区において支障物を避けるために、下水道管路が部分的に深くなっている箇所など約40か所が該当するものとしております。これらの箇所については、定期的な清掃、あるいは保守点検の際、少なくとも２年に１回、または毎年、目視による確認を行っているところであります。今後とも下水道管路における異常箇所等の早期発見、早期対応による市民生活の安全確保を念頭に、適切な点検、維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、子ども施策についてお答えします。

初めに、(1)子育て世帯訪問支援事業の拡充についてです。子育て世帯訪問支援事業の産前・産後訪問支援は、妊娠期から出産後の支援を必要とする家庭に対し訪問支援員を派遣し、家事や育児を行うことで養育者の心身の負荷の軽減を図ることを目的としております。令和７年度は、対象をこれまでの出生後90日以内から、妊婦または出生後90日以内に拡大し、利用回数の上限を15回から20回に増やすことを予定しております。

次に、(2)本市におけるこども誰でも通園制度の現状と今後についてです。国が推進する乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度は、全ての子育て家庭を対象とした支援の強化策として、保育所等を利用していない生後６か月から満３歳未満の未就園児を対象に、保護者の就労要件にかかわらず、月に一定時間まで利用できる新たな制度として、令和８年度の本格実施に向けて検討が進められております。本市では、昨年７月より国が示す実施要綱に従い、公立保育園３か所で試行的事業を実施しており、本年１月末現在の３園全体の利用状況は、登録数が98名、７か月間の延べ利用者数は420名、延べ利用時間は1,403時間で、１回の利用時間の平均は約3.3時間となっております。利用率は開始後から少しずつ増加しておりますが、直近の本年１月、１か月間の利用実績は、３園で想定した利用枠の合計18人に対して約16％となっております。

次に、(3)私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の拡大についてです。私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金は、在宅で子育てをしている家庭も気軽に幼稚園などを利用していただけるよう、市内の私立幼稚園と認定こども園が実施する親子登園クラスや、２歳児保育クラスといった未就園児教室に参加する児童の保護者に利用料の一部を補助するものです。親子登園クラスは、児童と保護者が一緒に参加するもので、１日の保育、または活動が１時間以上の場合に補助の対象としております。２歳児保育クラスは、児童だけの教室で、１日の保育時間が２時間以上、かつ週の保育日数が２日以上のものを補助の対象としております。保護者への補助の要件は、クラス年齢が２歳までの児童であること、同一世帯の第２子以降であることなどを満たすこととしております。なお、補助の上限額は、親子登園クラスの場合は１日利用当たり500円、２歳児保育クラスの場合は800円となっております。

令和７年度の当初予算においては、本事業の補助対象を現在の第２子以降の児童から、第１子を含む全ての児童へ拡大する予算案を計上しております。第１子への拡大分として、延べ利用者１万9,000人、事業費として年額1,340万円の増額を見込んでおります。

最後に、(4)結婚準備・新婚生活住まい応援事業の概要についてです。御質問の新婚生活住まい応援事業につきましては、結婚を機に新たに住居を賃借して生活を共にする世帯に対して、住居の賃借に係る費用の補助を行うものであり、補助対象となる年齢や所得の要件、補助金額などは結婚準備住まい応援事業と同様の内容となりますが、こちらの事業は国の地域少子化対策重点推進交付金を活用して実施いたします。

次に、これらの事業を来年度から開始する理由です。本市は、これまで学校給食費の無償化、第２子以降の保育料無償化、子ども医療費助成制度の対象年齢拡大など、子育て世代に向けた施策に注力してまいりました。一方で、少子化対策や定住を促進するためには、次代を担う若者に本市で結婚したい、子育てをしたい、住み続けたいと思っていただくことが重要ではあるものの、現状では、若者をターゲットとした施策は決して多くありませんでした。そこで、機を逃さずに、若者に本市に目を向けてもらう施策を実施したいと考え、来年度からの事業開始を目指して予算計上したものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、福祉施策についてお答えいたします。

初めに、(1)移動支援事業の拡大についてです。移動支援事業は、身体障がい者のうち肢体不自由１級の障がいがあり、両上下肢の機能障がいのある方や、知的障がいや精神障がいのある方などを利用対象としております。近年、障がいのある児童への通学支援に関する要望が高まってきたことから、御家族や事業者からの意見を聴取するとともに、近隣自治体における移動支援事業の運用実態を調査するなど、より効果的、効率的な支援の在り方について検討し、主に３つの見直しを行っております。１つ目として、特別支援学校などへの通学に対して、医療的ケアや重度心身障がいなど、本人に重度の障がい特性のある場合や、ひとり親世帯などの特別な事情がある場合に特例的に利用できることといたしております。２つ目として、支援方法について、従来の利用者１名に対し支援者１名による支援を加え、新たにグループ支援型を創設し、１つのグループに支援者を２名以上とするなどの条件の下で、１名の支援者が２名の利用者を支援できることといたしました。３つ目として、利用の柔軟性を高めるため、これまでは自宅などから出発し、外出先を経由して自宅などに帰宅する場合のみ認めておりましたが、自宅などから外出先までとする一部の利用にまで拡大としたところでございます。

次に、(2)チケット75事業の取組についてお答えをいたします。本事業は、コロナ禍による３年以上の外出自粛により、体力低下やフレイルの進行など、大きな影響を受けた75歳以上のゴールドシニアの外出を促進し、社会参加や介護予防への取組を促し、健康寿命日本一を目指すことを目的として、令和５年９月定例会で補正予算

の議決を得て開始したところでございます。事業開始年度である令和５年度は、有効期限を令和６年度末までとするチケットを、バス、タクシーそれぞれ１万件を上限に、令和５年10月より申請を受け付け、上限を上回る申請をいただきました。有効申請件数は、バスが１万1,187件、タクシーが１万1,661件で、まずは抽せんにより、11月にそれぞれ１万件のチケットを郵送し、上限を上回った対象者につきましては、令和６年２月定例会で補正予算の議決を得て、３月に郵送いたしました。本年度は、昨年度の申請状況やチケット75の事業周知が進んだことに鑑み、有効期限を令和６年度末とするチケットを、バス、タクシーそれぞれ１万5,000件を上限に、４月より申請の受付を開始いたしました。本年１月末時点で、バスは１万2,482件、タクシーは１万2,824件の有効申請を受け付け、順次申請者に郵送しております。利用率につきましては、本年１月末時点で、昨年度と本年度の発行分を合わせて、バス約52％、タクシー約40％となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目、保健行政についてお答えいたします。

初めに、(1)帯状疱疹ワクチン接種についてのア、任意接種に対する助成事業についてです。本市では、帯状疱疹ワクチンについて、罹患率が高くなる50歳以上の方を対象として、申請に基づき償還払いにより接種費用の一部を助成しています。令和６年度の１月末までの実績を申し上げますと、対象者約20万人のうち、申請者は約2,000人、接種率はほかの自治体の実績等を参考として２％程度で見込んでいましたが、１％となります。なお、接種ワクチンは約７割が不活化ワクチンとなっています。

次にイ、定期接種化についてです。帯状疱疹ワクチンの定期接種は、原則として65歳の方を対象として行われます。また、５年間の経過措置として、65歳を超え100歳までの方は５歳ごとに定期接種の対象となり、初年度である令和７年度に限り100歳以上の方も対象となります。なお、接種を受ける際には、本市が送付する予診票を医療機関に提示し、ほかの定期接種と同様に、接種費用の一部を自己負担していただくことになります。

次に、(2)霊園再整備事業の取組についてです。高齢化の進展により、本市においても、今後、死亡者数の増加に伴い墓地需要も増加していくことが見込まれています。また、令和５年度に本市が実施したアンケート調査では、遺族による管理を必要としないお墓を希望するという回答が約３割、合葬式の墓を希望する回答が約４割、樹木を墓標とする墓がよいとする回答が約３割あり、墓地に対する市民のニーズも多様化しています。さらには、今年度の合葬式墓地の申込件数は約750件と、前年度に比べ約130件増加し、全ての申込区分で倍率が増加していることから、アンケート結果と合わせ、新たな墓地の整備が求められていると認識しています。そこで、墓地需要の増加に対応し、市民ニーズに合致した形態である樹林型合葬式墓地の整備を計画したものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目、市民の移動支援についてお答えします。

働き方改革の影響などによる2024年問題により、市内を運行するバス路線が減便され、一部では廃止が予定されています。京成グループによるバス事業の再編が予定されているものの、今後もバスの運転手不足による減便などが余儀なくされることも想定されます。バス路線の減便や廃止が影響する地域では、特に75歳以上のゴールドシニアの方々の日常生活の移動が困難になることが危惧されます。そこで、市長指示の下、移動手段の方法やその方向性について調査・検討を行い、どの地域の方々も円滑に移動できることを目的とした移動プラン75を策定することとしたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　高橋文化国際部長。

○高橋昭彦文化国際部長　私からは大項目、文化行政についての(1)近現代美術館の開設を目指すことについてお答えします。

本市は、豊かな水と緑の自然環境の下で、先人たちによる歴史的、文化的な資産が長い年月をかけて育まれてきた文化の薫り高い町です。戦後の復興期以降は、本市の名誉市民である日本画の東山魁夷氏、彫刻の大須賀力氏、工芸の秋山逸生氏、佐治賢使氏、藤田喬平氏、そして、昨年お亡くなりになられた洋画家の中山忠彦氏と、著名な芸術家が本市に住まい、中央画壇などで活躍を続けられる一方で、市川美術会を組織し、70年以上続く市川市美術展覧会、通称市展を開催し、市民の文化芸術振興の礎を築いてこられました。この展覧会は、公募展として現在も多くの市民や学生の方々から出展をいただくなど、市民の文化芸術への関心を高める役割を担っているところでございます。数々の美術作品とともに大きな功績を残された芸術家の方々を顕彰していくとともに、現在も活躍中の本市在住、もしくは出身など、ゆかりの芸術家の方々の作品や、これまで収蔵してきた数々の作品の展示、活用等を通じて、市民にとって心豊かな感性を育める場となるよう、近現代美術館の開設を目指していくものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　私からは大項目、文化行政についての(2)郷土資料館の開設に向けた準備についてお答えいたします。

行徳地域は周囲を海と川に囲まれており、徳川家康の江戸入府後には直轄領とされ、その保護の下、塩作りが盛んになり、塩を江戸へ運搬する水路も開かれ、製塩業とともに成田や佐倉方面に向かう旅人や、食料品などの物資を運ぶ舟運でも大いににぎわいました。また、行徳千軒、寺百軒と言われるように、寺院や寺社が数多く存立し、明治期以降は寺社の修理修復で培った技術を生かしたみこし作りや、海においてはノリの養殖などの産業により発展してまいりました。しかしながら、現代に入り、地下鉄東西線の開通や土地区画整理事業による市街地の拡大、古くから残る建物や町並みの減少、そして昔の様子を知る方々も少なくなってきていることから、かつての行徳をうかがい知ることが難しくなってきております。

そこで、地域の住民や市内外の方々に行徳の歴史や文化、民俗等に触れてもらうとともに、次の世代に伝えていくため、田中市長の指示により郷土資料館の開設に向けた検討を進めております。今年度は、準備段階として、庁内の若手職員で構成するプロジェクトチームを立ち上げているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　私からは大項目10番目、カーボンニュートラルの推進についての(1)脱炭素先行地域についてにお答えいたします。

国の脱炭素先行地域に選定されるには、地域の特性等に応じた先進的な取組であること、さらに、地域課題を解決し、住民の暮らしの質の向上を実現しながら脱炭素を行っていく取組であることが必要です。このため、既に採択された他の自治体の取組とは異なる先進性を有する提案を行う必要があります。そこでまず、本市が抱える地域課題につきましては、市川市総合計画第三次基本計画における８つの重点課題の１つであります子育て世代の定住促進と出生率向上に着目し、市内でも子育て世帯が多く暮らし、そして子育て世帯の転出も顕著である妙典地区が候補地として挙がりました。妙典地区の特徴といたしましては、このほかにも、1999年の区画整理事業後にできたエリアにつきましては、新耐震基準に適合している多くの集合住宅があり、また、低層の住宅が多く、日当たりもよいことから、屋根置きの太陽光パネルの設置に適していること、特にファミリー層向けの賃貸住宅の割合が高く、近くに妙典駅や小中学校、子育て支援施設などもあることから、子育て世帯にとって利便性

が高いことなどがあります。

賃貸集合住宅につきましては、全国的にも太陽光パネルの設置による創エネや、断熱などの省エネ対策がなかなか進まないと言われております。このことから、賃貸集合住宅に着目した創エネ、省エネへの取組は先進性を有するだけでなく、断熱などの省エネ対策の推進により子育て世帯の生活環境の向上が図られ、ひいては定住促進に寄与するものと考えております。

以上のことから、対象エリアにつきましては妙典土地区画整理事業区域としたものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、カーボンニュートラルの推進についての(2)新電力会社の現状と今後についてお答えいたします。

現状につきましては、京葉瓦斯株式会社及び株式会社千葉銀行を共同事業者とし、本年１月23日に法人登記を行い、今月17日には会社設立式を開催いたしました。会社名として、いちかわクリーンエネルギー株式会社、会社の代表取締役社長として田中甲社長の就任を発表いたしました。そこでは、田中社長自らが会社の経営ビジョンを説明し、施政方針にもありましたカーボンニュートラルの実現に向けた挑戦の中心的な役割を担う会社としての決意を示されたところです。

いちかわクリーンエネルギー株式会社の今後の展開につきましては、第１ステップとして、クリーンセンターの廃棄物発電による電力を購入し、庁舎、学校、公民館など約120の公共施設に供給することとしております。そのために必要となります小売電気事業者としてのライセンス取得に向けて、経済産業省への登録手続を順次進め、完了します秋頃から本格的な事業をスタートしてまいります。また、経営が安定した際の第２ステップでは、市内全域の民間の住宅や事業者などにサービスを広げるなど、クリーンなエネルギーの地産地消をより進め、カーボンニュートラルの実現を目指すこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは大項目11番目から13番目までの犯罪被害者支援、公益通報制度及び平和行政についてお答えをいたします。

まず、犯罪被害者支援についての(1)条例制定の経緯と詳細についてであります。国は犯罪被害者等の施策として、地方における途切れない支援の提供体制の強化に関する有識者検討会を開催し、令和６年４月に議論の取りまとめを発表いたしました。同検討会の取りまとめでは、地方公共団体における条例の制定は、被害者支援を進める根拠となり、自治体の姿勢を住民に示すことや、犯罪被害者等の視点に立った様々な取組を進めやすくするといった点で有効であるといたしまして、全ての地方公共団体において犯罪被害者等支援を目的とした実効的な事項を盛り込んだ条例、いわゆる特化条例等の制定がなされることが望ましいと示されております。このような条例制定の必要性や、他自治体の動きといった制定への機運の高まりもあり、市長指示の下、４月１日を施行日とする条例案を今定例会に上程したものであります。

次に、条例の詳細でありますが、本条例では、犯罪被害者等の支援に関し、目的や基本理念といった犯罪被害者等への支援の基本となる事項を定めているところであります。この主な内容につきましては、まず目的として、犯罪被害者等の権利利益の保護等を図り、犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを規定しております。また、基本理念といたしまして、犯罪被害者等の尊厳を重んじることや、市、関係機関等が連携、協力して、途切れることなく行われること、二次被害や再被害を生じさせることがないよう配慮することの３つを掲げております。その上で、市におきまして、犯罪被害者等を支援するための施策を実施することを規定し、市

民等におきましては、市が実施する施策に協力するよう努めることや、犯罪被害者等の就労、就学等について十分配慮することをそれぞれの役割としております。

次に、(2)見舞金の支給条件についてであります。見舞金につきましては、どのような犯罪による被害であるかという点と、死亡していることや重傷を負っていることなど、被害者の状態の２点から支給の可否を判断いたします。対象となる犯罪は、人の生命、または身体を害する罪に当たる行為、いわゆる身体犯と呼ばれる犯罪等による被害であり、具体的には殺人罪、強盗致死傷罪、不同意性交等罪などが該当いたします。

また、性犯罪による被害につきましては、重症病見舞金として支給する考えもありますが、性犯罪に対する支援の必要性が高まってきていること等を踏まえ、被害者の傷病の状態にかかわらず、不同意性交等罪などの犯罪による被害に遭ったことを条件といたしまして支給することとしております。その上で、支給決定に当たりましては、当該事件に関しての警察への照会や診断書の提出等によって、犯罪の種類や被害、傷病の程度を確認してまいります。

続きまして、公益通報制度についてお答えいたします。本市の内部公益通報制度につきましては、通報・相談窓口を総務部人事課に設け、通報等の情報は、原則といたしまして総務部内のみで管理することで、通報者や相談者に不利益が生じることがないよう対応してまいりました。御質問にありました収賄等事件は、第２庁舎を舞台に行われてきた事実が明るみになってきており、第２庁舎に勤務する職員が、第１庁舎にある人事課に赴くことなく通報等ができるよう、第２庁舎にも通報窓口を設置し、担当職員が常駐して、通常の業務を行いながら通報等を受け付けることを予定しております。また、外部窓口の設置につきましては、御質問にありました昨年12月定例会終了後の12月19日に開催いたしました第５回コンプライアンス委員会議におきまして、職員アンケートの結果を踏まえた再発防止策の一つとして、内部公益通報の外部窓口の設置に関する意見がありましたことから、現行の内部公益通報の仕組みを生かしつつ、職員が通報等をしやすい環境を構築するため、弁護士などの有識者による外部窓口を設置することとしたものであります。

最後に、平和行政についてであります。まず、開催の時期につきましては、本市が核兵器廃絶平和都市宣言を行いました11月中旬を予定しており、また、場所につきましては、文化会館や全日警ホールなど市内公共施設を活用し、実施できればと考えております。

次に、具体的な実施内容についてであります。まだ検討段階ではございますが、本市の田中市長と、当日お越しいただきます他市の何人かの市長にパネリストとしての参加をお願いし、各市の平和啓発事業の実態や、核兵器廃絶に向けた今後の自治体の役割などに関しましてパネルディスカッションなどを想定しております。そのほか、著名人によります平和講演会を行い、戦争や平和にあまり関心がないと言われております若い世代を呼び込むことも併せて検討しているところであります。講演会や意見交換を通しまして、来場者の皆様に、平和が当たり前でないということに気づいていただき、自分にできることは何かを考える１つのきっかけになればと考えております。核兵器廃絶は大きなテーマではございますが、未来に向かって核兵器のない平和な社会を築くために、市民に一番近い自治体として、できることに積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは大項目、学校教育についてお答えいたします。

初めに、(1)スペシャルサポートルームの設置状況と取組についてです。現在、全ての市立中学校には、校内教育支援センターとして不登校支援教室を開設しております。不登校傾向の児童が増加している小学校におきましては、令和７年度から校内教育支援センターの開設を目指し、令和６年度に仮称スペシャルサポートルームを６校、モデル校として開設いたしました。これらのモデル校では、不登校傾向にあり登校することが難しい状況

にある児童や、登校ができるものの、教室には入りづらい状況にある児童にとって、校内で安心して過ごせる居場所となるよう、支援員を配置しております。モデル校における開室時間は、児童の状況に合わせて各学校が設定しておりますが、校内教育支援センターは毎日開室しているので、利用する児童が登校のリズムをつかみ、登校日数が昨年度より増えたという成果も出ております。

続いて、(2)みらいサポーターの活用についてです。みらいサポーターは、校内教育支援センターに登校する児童生徒の学習をサポートしたり、気持ちを落ち着かせたい児童生徒が安心して過ごせるよう見守りを行ったり、学校や児童生徒の実態に応じた活用を想定しております。また、児童生徒の校内安全に関する支援、校内における体験活動を行うときのサポートを行うというような活用も想定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

西村議員。

○西村　敦議員　御答弁いただきました。ありがとうございます。それでは、順次再質問させていただきます。

まず、防災行政について、災害時の避難所環境です。ＴＫＢに沿って伺ってまいります。

まず、Ｔのトイレです。このトイレ問題は、とても深刻でありまして、自治体によっては、市民の普及促進のため、携帯トイレを配布している、そういったところもあります。今後、市民による備蓄を進めていくためには、啓発活動が重要です。これまでにどのような取組を進めてきたのか伺います。

また、学校などに整備しているマンホールトイレ、この整備状況が気になりますので、併せてその点を伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

発災時は断水や停電により水洗トイレが使用できない可能性があり、便器に取り付ける袋式の携帯トイレの備蓄が有効であることから、地域での防災訓練や講話の際など様々な場面で周知啓発を進め、その必要性をお伝えしております。

また、昨年のタウンミーティングや市民まつり、大規模災害対応合同防災訓練の際には、実際に手に取ってもらい、理解を深めていただくため、参加者の皆さんに携帯トイレを配布いたしました。さらに、先月実施した避難所の開設運営訓練でも、携帯トイレの使用体験として、袋をセットして水を入れた後、凝固剤をかけ、処分するまでの流れを訓練項目とするなど、啓発に努めているところです。

次に、マンホールトイレの整備状況については、現在、大和田小学校や塩焼小学校、塩浜学園など10校のほか、防災公園などを含めた合計14か所に整備しており、発災時には168基のトイレを設置することが可能となっております。災害時のトイレ対策は大きな問題であるため、市民の皆さんによる自助の備えをより強化していただけるよう、引き続き周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　確認させていただきました。携帯トイレの普及ですね。確かに行事等に参加されている方や自治会活動に参加している方というのは、当然意識が高いと思います。そうでない普通の一般の市民の方の理解が進むような自治体の普及が必要かなというふうに思いますので、そういったことで、ほかの自治体も一律配布したりしておりますので、ぜひそういった普及促進に今後も力を入れていただきたいというふうに思います。

マンホールトイレも非常に大事であります。ぜひ計画的に設置を推進していただけるよう、できれば全小学校への早期設置を要望させていただきます。

次に、Ｋのキッチンです。各避難所に釜や調理器具が準備されていて、ＢＪ☆プロジェクトでは、缶詰や野菜ジュースなどを使った避難所レシピを考案したということもありました。ぜひ進めていただきたいなというふうに思います。

現在、全国的には温かな食事の提供のためには、キッチンカーという、これが非常に注目されています。これまで市はキッチンカーの活用に対して取組を進めてきたのかどうかについて伺います。

また、近年整備された公園などには、かまどベンチという、そういったベンチが設置されているというふうに思いますが、現在、市内にはどの程度のかまどベンチが存在しているのか、併せて伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

キッチンカーについては、温かい食事の提供が１台の車で完結でき、移動も可能であることから、災害時には有効であると考えております。そこで、これまでも活用について検討し、キッチンカーの派遣に関して業界団体と協議した経緯はありますが、現在のところ、協定の締結までには至っておりません。

次に、かまどベンチについては、現在、大洲や広尾にある防災公園をはじめ、市内５か所の公園に42基設置しております。引き続き温かく栄養のある食事の提供のため、どのような取組が有効なのか、様々な事例について調査するとともに、事業者との協定なども含め、研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　キッチンカーの派遣ということで協議した経緯があるということです。全国的にも非常に話題にもなっていましたので、ぜひ県等を含めて協議を進めていただければなというふうに思います。

かまどベンチについてですが、今後の防災訓練などで、ぜひ積極的に活用していただいて、市民にアピールしていただければというふうに思います。

次のＢのベッドです。就寝環境の整備のため、プライベートテントを備え、ベッドについては協定事業者から調達するということになっていることは分かりました。安心して就寝することができる環境づくりは、避難者の健康管理の上でも極めて重要であります。

そこで確認ですが、各避難所のプライベートテントの備蓄数と、あとベッド確保の具体的な方法について再度伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

現在、避難所となる市立小中学校には、プライベートテントをそれぞれ27張り備蓄しております。また、ベッドにつきましては、小学校に２台、中学校に１台、それぞれ備えており、要請に応じて防災倉庫からの配送や協定事業者から段ボールベッドを調達し、対応する考えです。この協定については、本市と同時に被災するリスクを軽減するため、離れた地域の事業者と締結することにしており、引き続き多くの調達先を確保して協定締結を進めることで、就寝環境の改善を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　各小中学校にプライベートテントが27張り備蓄されているということです。段ボールベッドについては分散した複数の地域の事業者と提携しているということで、非常にリスク管理がされているなということで、これについては非常に感心しましたし、理解もしました。このＴＫＢの充実による避難所環境の改善により、災害関連死、これが少しでも減らせるよう、ぜひ本市としても検討を進めていただくよう、さらにお願いを

したいと思います。

さらに、避難所生活を送る中では、これは新聞記事にも載っていたんですけども、キッズスペースなども必要であるとの考えから、国のガイドラインでも早期に検討すべき項目となりました。

そこで今後、本市としてどのような対応を想定しているのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

現在、本市の避難所マニュアルでは、乳幼児については、保護者とともに福祉避難室など別室での対応を想定しております。また、キッズスペースの必要性についても認識しており、昨年、避難所にキッズスペースなどを設置していただける業者と協定を締結したところでもあります。発災直後の混乱した中で、いかにこのスペースを確保するか、また、限られたスペースである避難所内をどのようにゾーニングしていくかなど、さらなる研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。キッズスペースを設置できる事業者と提携したということなので、これは非常に有効で、先手を打ったなということで非常に感心しております。引き続き避難所環境の充実ということで、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、(2)トイレカー、トイレトレーラーについてです。初回答弁いただきました。トイレトレーラーについては、牽引免許が必要で非常に課題であるということ、普通免許で運転可能なトイレカーで調査研究を進めているとの理解です。能登半島地震でも注目されたこの移動式トイレは、助けあいジャパンの災害派遣トイレネットワークプロジェクトというのが全国的に展開されているということです。

まず、本市として、このような取組に対しどのような認識を持っているのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

昨年の能登半島地震でも多くのトイレカーやトイレトレーラーが駆けつけ、避難所などで活躍し、避難者からも喜ばれていると伺っております。避難生活で大きな問題であるトイレについて、安心して利用できる環境づくりを各自治体による助け合いの下、実施することは重要であると考えております。本市としても、移動式のトイレを導入した場合には、他市との連携が必要であると考えておりますので、その仕組みなどについて検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。市の認識としては、助け合いは重要で、他市との連携も必要であるということです。

そこで、改めて本市の導入に向けた考えについて伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

現在、国でも移動式トイレの導入を推進していることから、本市としても対応が必要と考えております。そこで、本市の道路事情や発災時の運用方法などの諸課題を考慮した上で、最も適した車両を選定し、また、導入に際しては交付金等の活用も視野に入れ、前向きに検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　国が推進していることもあり、市川市も対応が必要であると。また、購入に際しては交付金の活用も視野に入れて、前向きに検討を進めるということですので、非常に前向きな御答弁いただいたと思いますので、早期導入について、よろしくお願いしたいと思います。

次に、(3)避難所となる市立小中学校体育館への早期エアコン設置についてに移ります。初回答弁をいただきました。完了年度については、当初、令和10年度で進めていたが、小学校は令和７年度に完了、中学校は令和８年度に完了ということで、かなり前倒ししていただいたということで感謝いたします。小学校についてですが、令和７年度夏の時期に８校、冬の時期に９校に設置するということです。確認になりますが、それぞれどの小学校に設置するのか伺います。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　令和７年度の夏の時期に設置をしている小学校は、冨貴島、国府台、菅野、稲荷木、鶴指、新浜、幸、新井小学校の８校であり、冬の時期に設置を予定している小学校は、鬼高、信篤、曽谷、北方、塩焼、妙典、二俣、南新浜、福栄小学校の９校であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　それぞれ分かりました。前回の質問でも訴えさせていただきましたが、いわゆる冷房格差という、隣の学校とうちの学校がついている、ついていないという、そういった問題、これでかなり解消するなというふうに感じました。今年の夏も大変に猛暑になるということも想像されますので、工事が順調に進むことを注視してまいります。

さらに中学校についてですが、令和８年度末までの完了を目指すとのことですが、令和８年度の具体的にどういった時期に、どういったスケジュールで設置を予定しているのか伺います。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

令和８年度に設置を予定している中学校は13校となっております。中学校につきましては、部活動の大会に向けての練習の場を確保する必要があることから、設置を夏の時期と冬の時期に工期を分けて行う予定となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。やはり夏と冬に分けて行うということでしたので、いずれにしましても、この前倒しのエアコン設置、英断をしていただきまして、ありがとうございます。中学校は一気に令和８年度にやってしまうということで、ちょっと混乱するような場面が生じるかもしれないので、その辺の注意をお願いしたいというふうに思います。

防災関係の御質問については、これで終わりまして、次に移りたいと思います。

次は、街頭防犯カメラの設置についてであります。初回答弁で街頭防犯カメラの進捗状況、これは分かりました。12月末現在で市が管理する防犯カメラの合計が331台あるということです。また、カメラ付防犯灯については、設置費補助制度を利用し、自治会が管理しているもので、これが66台あると。さらに、市民要望が高く、本市でも起きた強盗事件を契機に、さきの定例会で100台設置を決め、市が管理していくという、そういった100台の分もあります。課題としては、設置費用のことやプライバシー、住民合意の点、これが挙げられるとのことでした。

再質問として、(1)ですが、先ほどもあった自治会が画像管理するカメラ付防犯灯と、市が画像を管理する街頭防犯カメラが存在していますが、自治会からは、画像管理が大変で困難だと、こういった意見もよく聞いているところです。そのことから、カメラ付防犯灯についても市が画像を管理するということができないのかについて伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

カメラ付防犯灯の設置費補助制度を利用して設置した場合につきましては、自治会に管理費を補助していることから、画像管理を自治会に行っていただいているところでございますが、街頭防犯カメラの設置費補助制度を利用して設置した場合につきましては、市が画像管理を行っております。これまでも、補助制度の違いにより画像管理者が異なることについて分かりにくいという意見をいただいていることから、自治会の御意見を伺いながら、画像管理の方法等について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　既に管理が分かりにくいという意見も市に届いているということでした。自治会の意見を丁寧に聞きながら、やはり画像管理という、このことについては市１本でという形が望ましいのかなというふうに思いますので、ぜひ積極的な対応をよろしくお願いいたします。

次に、今後の進め方ですが、さきの定例会で決めた100台のうち年度内に51台がつき、49台が８月までにつく予定だと。その後、７年度の予算の30台も年度内につくということでした。さらに、令和８年からの３年間で100台設置するとの継続性を持たせた方向性を示していただきました。それと並行して個人向け防犯カメラの補助制度についても、令和７年度当初予算ではＩＣＨＩＣＯポイントで還元するということです。

(2)の再質問として、このポイント還元の考え方ですが、令和８年度以降も継続的実施の方向と考えていいのでしょうか、これについても伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

個人向け防犯カメラを含む防犯用品等導入促進事業につきましては、令和７年度の新規事業であり、かつ国の交付金を活用した事業であることから、市民の皆様からの申請状況や国の予算編成の状況、日々変化する犯罪情勢を踏まえ、今後も継続するかどうかを検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。防犯カメラの設置というのが各個人宅でもかなり進んでおりますので、今後の情勢次第ということですが、東京都では４月から個人住宅向けに防犯カメラの設備や工事費の半額を１世帯２万円まで、市区町村を通じて補助する方針を固めています。本市でもぜひ継続的な実施の方向で御検討のほど、よろしくお願いしたいと思います。

次に移ります。次に、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてです。令和６年度は好結果であったと。経済効果は９億7,000万、行徳地域では当初出遅れたものの、後半、スーパーなどで挽回をしたということです。ただ、個人的にはもうちょっと飲食店については行徳も増やしてほしいなというふうに思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

令和７年度の取組につきましても、大方確認できました。令和６年ベースに新規の行政ポイントやスマートポイントの実施とのことで、今、市民は大変物価高の中、少しでも安いほうへと、また、少しでもポイントのたま

るほうへということで必死に動いています。物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を最大限活用して、市民への還元と生活応援を引き続きよろしくお願いします。

次に、(2)の行政ポイントです。令和７年度、５つのテーマということで、リスクに備える、環境を守る、人とつながる、共に学ぶ、健康に取り組むの５つですね。これは非常に分かりやすいと思います。事業数も2.5倍近くになって82事業になったということです。一昨年、行政視察で先進市とされています尼崎市のあま咲きコインについて視察をさせていただきましたけれども、それに匹敵するような規模になってきたなということで、非常に感心をしております。

１点気になることがありまして、再質問させていただきます。これまで自治会員の防犯パトロール活動等に対して交付してきたエコボポイントについてです。ＩＣＨＩＣＯに移行し、統合するということですが、様々な課題が生じていると思います。その辺の考え方について伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

自治会活動に対するエコボポイントの交換方法につきましては、事前に希望する自治会に対して満点エコボカードを提供し、防犯パトロール等の活動の実績に応じて、自治会から会員にこのカードをお渡ししておりました。エコボポイントからＩＣＨＩＣＯへの移行を行うに当たり、ＩＣＨＩＣＯのポイントの交付方法を改めて検討いたしましたところ、ＩＣＨＩＣＯは物品との交換や公共施設の入場券ではなく地域通貨であること、自治会からは、従前よりエコボポイントの申請事務が負担であると御意見をいただいていること、ＩＣＨＩＣＯに対する理解度や利用のしやすさが個人や地域によって大きく異なることなどが、移行に伴う課題として挙がりました。これらの課題を踏まえまして、自治会に地域通貨を管理する責任を負わすことのないよう、他の補助金と同様に実績払いとすることや、交付方法をこれまでの会員単位から自治会単位にするなど、市民の皆様の御意見を伺いながら、エコボポイントが廃止される９月１日までに、関係者の皆様にとって利用しやすい制度をつくってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。当然今までのエコボカードの引換券的な形から、実際、ＩＣＨＩＣＯはもう通貨というか、お金同等になりますので、非常に難しい問題かなというふうに思います。９月まで制度づくりを計画するということですので、見守りたいと思いますが、皆さんが喜ぶような制度というか、しっかりと活動に推進できるような、そういった制度をぜひつくり上げてもらいたいというふうに思いますので、この辺についてもお願いさせていただきます。

次に、(3)のスマートポイントの導入経緯と内容については理解をいたしました。公明党は昨年末、国の「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」を踏まえた要望を市長に提出しました。その中に省エネに対する支援を求めていまして、また、議会を通して防犯対策を推し進めている観点からも、今回のスマートポイント導入については施策が合致したものというふうに考えております。ありがとうございます。実施に向けて、市民に対し丁寧な周知と分かりやすさ、そういった説明が大事ですので、心がけていただくようお願いをいたします。

次に、(4)で防災用品の購入に対して、付与の考え方を伺いました。確かに防災対策については、様々な補助制度が現在あることは認識しております。ただ耐震性の向上ですとか住宅改修とかという、ちょっと家庭にとっては大きめの話ではなくて、防犯用品やグッズと同様に、市民が身近なところから意識が高まるような、そういった施策というんですか、そのためには防災用品や防災グッズも対象にしていいんじゃないかなというふうに思

いました。そこでお聞きさせていただきました。ぜひ今後、関係部署と協議を進めて、前向きに検討していただければと思いますので、この点もよろしくお願いをいたします。

次に移ります。次に、下水道行政についてです。緊急点検の状況、そして本市の点検状況については、おおむね理解をさせていただきました。やはり本市も老朽化が進んでいる実態があるなということを認識させていただきました。特に菅野処理区の段差が生じているという40か所については、２年に１回の定期清掃、もしくは毎年の目視により早期発見、維持管理に努めているとのことでした。

そこで再質問ですが、他の地域を含めて本市の下水道管路は、やはり老朽化が進んでいるというふうに認識しています。財源の問題もある中ですが、今後この老朽化対策をどのように進めていこうと考えているのか伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

本市の下水道において、最初に整備を開始した真間・菅野地区の管渠の一部は、建設から60年以上が経過していることから、老朽化対策として、令和元年度に策定した市川市下水道ストックマネジメント計画に基づき改修を進めており、管路の長寿命化を図っているところであります。なお、運用中の同計画の事業期間は、今年度までの５年間となっていることから、現在までの改修状況などを踏まえた新たな計画を策定し、来年度以降の改修に向けた準備を進めているところであります。今後は真間・菅野地区での改修の進捗を踏まえつつ、整備時期の早い市川南地区など、他の地区についても改修を検討し、地域全体の老朽化対策を早期、かつ効率的に推進してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　真間・菅野地区は60年たっているということです。やはり慎重な点検作業が必要となります。市川市下水道ストックマネジメント計画を令和元年に策定して、順次改修を進め、長寿命化を図っているということですが、今回の八潮の事故を見ても、これはもはや災害ですよね。有事の際の緊急な対処方法、この辺もしっかり構築しておかないと、さらに初期対応でつまずくと取り返しがつきません。今回の件は非常に教訓になっているというふうに思います。ぜひ日常的な点検をおろそかにしないよう、緊急時にも対応できるよう準備をお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。次に、カーボンニュートラルの推進についてです。まず、(1)の脱炭素先行地域について、そもそもなぜ妙典なのかということについて改めて伺い、子育て世帯のファミリー向け賃貸住宅が多く、区画整理で新耐震基準の建物のため、太陽光パネルの設置に有利などと挙げられました。私も近くに住んでいますので、確かに適した環境の地域であるなということは改めて感じます。

そこで再質問いたします。前回の応募で熟度が足りないとの指摘を受け不採択になったとのことですが、再チャレンジに当たり、特に力を入れた部分や補強した部分、そしてまた賃貸集合住宅の断熱化について、対象エリアに住む人たちのニーズと本当に合っているのか、この点について伺います。

○稲葉健二議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

今回の再チャレンジに当たり、断熱改修の試行やアンケート調査を行ったところでありますが、特にアンケート調査につきましては、昨年12月の下旬から本年１月の上旬にかけて、対象エリアにおいて全戸配布するなど、力を入れて行ってまいりました。アンケートでは、現在の住まいで不満を感じている部分や、冬暖かく夏涼しい省エネ住宅に改修がなされた場合には、より長く住みたいと思うかなどについてお聞きし、5,658件配布し326件

の回答をいただきました。このアンケートから分かったことは、賃貸集合住宅に住む子育て世帯は、住戸の設備、騒音、断熱といった住環境の中で、特に断熱に対する不満が高いということ、子育て世帯に限らず賃貸住宅に暮らす世帯の約６割が、冬寒い、結露する、カビが生えるなど、住戸の断熱性能に不満を持っているということ、そして、そのうちの９割を超える方が、今の住まいが二重窓にするなど冬暖かく夏涼しい省エネ住宅に改修されたら、より長く住みたくなると回答しており、実際に定住するかに当たっては、様々な要因があるとは思いますが、断熱性能の不満を解消することが定住の可能性を高めるということが分かりました。こうしたアンケートの結果は、賃貸集合住宅の断熱化に対する地域の方のニーズがあり、また、断熱性能の向上は子育て世帯の定住促進に資するものであることを示しており、前回よりも熟度が上がっているものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。今回はしっかりとアンケート調査を行っていて、住民の断熱改修による住宅性能の向上で長く住みたいと、こういったニーズが市の求める地域課題と合致しているというような御答弁でした。ぜひ今回成功するように、今後の行方を注視しつつ見守りたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、(2)の新電力会社についてです。今月17日に設立式を行い、会社名がいちかわクリーンエネルギー株式会社、代表取締役社長として田中甲市長が社長に就任したとのことです。おめでとうございます。今後はライセンス取得に向けた登録手続を進め、第１ステップとして、クリーンセンター発電の電力を買って公共施設に供給するということです。

確認のための再質問ですが、そうなると、必然的に電力の売買契約が生じてくるわけですが、田中市長は市川市の市長でもあり、新電力会社の社長でもあります。田中市長が社長になることについて、法令上など、今後起きる取引に生じる問題がないのかについて、確認のため伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

新電力会社は、本市がカーボンニュートラルを実現するための核となる施策であり、強いリーダーシップの下、進めていく必要があることから、田中市長に代表取締役社長に就任していただいたものであります。御質問の法令上の問題についてですが、地方自治法第142条では、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の請負を行う法人の取締役等に就任することは原則として禁じられております。しかしながら、施行令第122条により、地方公共団体が資本金の２分の１以上を出資している場合においては、就任することが認められております。新電力会社の代表取締役社長として自治体の長がなった先行自治体の事例といたしましては、千葉県銚子市の銚子電力株式会社、茨城県稲敷市の株式会社いなしきエナジーなど複数ございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。２分の１以上の出資があれば問題ないということです。初回答弁や過去の答弁で、次のステップは経営が安定するまで、おおむね四、五年を見込んでいるということでした。私はそこまで待たずとも、市民にクリーンなエネルギーを使っていただくということをもっと積極的にアピール、そしてＰＲしていったほうがいいというふうに考えています。いざ市民に協力をいただくときに、しっかり周知をしていくということが大事だというふうに思いますので、この点について市の認識を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

新電力会社いちかわクリーンエネルギー株式会社は、クリーンなエネルギーの地産地消により市域内でカーボ

ンニュートラルの実現を目指すものであります。その実現に向けては、市民、事業者の協力が何よりも必要不可欠であると考えていますことから、御自宅で太陽光発電を設置されている方には、電気を新電力会社に売っていただく、あるいは新電力会社からクリーンな電気を買っていただくといった思いになっていただけるよう、新電力会社の目的や将来像などを広くＰＲしていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。新会社がスタートし、周りも、また市民も大変に注目しているところです。しっかりと会社のビジョンを訴えながら、今から将来の方向性と市民参加の在り方、こういったことを示していくことは大変大事かというふうに思いますので、その点もよろしくお願いしたいというふうに思います。

次に移ります。次に、犯罪被害者支援です。まず、(1)の経緯については、被害者支援が目的で実効的な条例が望ましいことから制定に至った。また、詳細としては、基本理念として、被害者の尊厳、関係者の連携、二次被害の配慮、この３点を定めたことも理解をいたしました。

次に、(2)の支給条件として、どのような犯罪かと被害者の状態で判断する。また、性犯罪は被害に遭ったことを条件で支給対象とすると。さらに、警察への照会や診断書の提出によって確認するということも理解できました。１期前の前任期のときですが、市川市防犯政策推進議員政策勉強会を立ち上げ、そこで議論し、まとめ上げて市に提出した政策提言では、仮称犯罪被害者支援条例の制定、こういったことを市に求めていました。また、令和３年６月定例会と令和６年９月定例会では、我が会派の中村議員が重ねて条例制定を訴えてきた。今回、条例制定の運びになったことに改めて感謝するとともに、本条例が有効に機能することと、あらゆる犯罪の撲滅につながるということを強く願いまして、次に移ります。

次に、公益通報制度についてです。初回の答弁で、第２庁舎にも通報窓口を設置し、人事課職員が常駐して、通常の業務を行いながら通報を受け付けること、また、職員が通報しやすい環境構築のため、弁護士などの有識者による外部窓口を設置することとしたとのことです。

外部窓口の再質問ですが、外部窓口を設置しても職員が必要に応じて活用できなければ意味がありません。そこでまず、外部窓口の設置時期や職員への周知方法、これについて伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

外部窓口の設置時期につきましては、設置にかかります費用を計上いたしました、ただいま提案してあります当初予算案を御承認いただいた後、速やかに有識者の選定に着手し、来年度の早期に設置したいと考えております。また、職員に対する外部窓口の周知につきましては、外部窓口の設置後、速やかに幹部職員が出席する部長会議や全職員に対するメール配信のほか、研修など職員が参集する様々な機会を捉えまして周知徹底を図ってまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　速やかに窓口を設置し、職員に周知を徹底するということですので、また、受付から調査、是正、報告までを有識者に一本化するとのことで理解をいたしました。本市の公益通報制度、一歩進んだかなというふうに思います。適正な運用と職員の保護、ぜひよろしくお願いいたします。

次に移ります。次に平和行政についてです。宣言都市の意見交換の場について確認できました。11月中旬、文化会館または全日警ホールでパネリストによるディスカッション、観客目線の意見交換、そして平和講演と予定が分かりました。

そこで再質問ですが、今年の意見交換の場をきっかけに共同宣言をするとか、首都圏以外の全国の自治体にも声をかけるとか、今後の方向性や将来的な目標などありましたら、何か設定を考えているのであれば、そのことを伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

今後につきましては、例えば意見交換の場に参加いただきました自治体の市長とともに平和に関するメッセージを発出することや、核兵器廃絶と平和に関する自治体間におけるネットワークを広げていくことが考えられます。しかし、今年の意見交換の場に関東地方の34自治体がどの程度御参加いただけるのか、まずはどのような反響があるのか未知数でございますので、参加自治体などからの御意見をお聞きした上で検討してまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　分かりました。やはり自治体間ということでしょうが、横のつながりというのは非常に大切だというふうに私も感じております。ぜひ慎重に、そして丁寧に前に進めていただければなというふうに思います。当然、今後については、まだ不確定な要素が多いわけですから、しっかり推移を見守っていきたいと思います。ぜひ市長、成功をお祈りしますので、よろしくお願いします。

次に、学校教育についてです。まず、(1)のスペシャルサポートルームの設置状況と取組について、また、(2)のみらいサポーターの活用の方法については、当然、先順位者も答弁を受けておりますので、含めて理解をしました。

そこで、別の角度から再質問させていただきます。スペシャルサポートルームの設置場所の確認です。教室であったり、ゆとろぎ相談室の延長であったりということですが、教室になかなか入れない児童でもありますので、配慮が必要かというふうに考えます。この辺について、設置場所の選定の考え方を伺いたいと思います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

今年度の仮称スペシャルサポートルーム、モデル校６校の設置場所は、学校によってゆとろぎ相談室と併用したり、余裕教室を活用したりと様々です。来年度はゆとろぎ相談室として使われていた場所を想定しておりますが、学校の実情に応じて別の教室を使用する場合もあります。設置場所につきましては、不登校児童や不登校傾向にある児童が通りやすい場所となるように配慮してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　ありがとうございます。設置場所については、今、配慮しますということで御答弁いただきましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、みらいサポーターについてですが、本当に人員が充足できるのかどうか、これがちょっと心配しているところであります。

再質問としましては、みらいサポーターの人員確保、この点と採用までのスケジュール等々について、また、みらいサポーターの質ですとか専門性の確保、支援に必要な児童との接し方、また保護者の寄り添い方、こういったことについて、大変重要かと思いますので、まとめて伺いたいと思います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

みらいサポーターの人員確保につきましては、公募により募集をしております。また、これまでのゆとろぎ相談員やスクール・サポート・スタッフなど児童生徒への支援経験がある方にも、学校として案内をしております。現在もホームページ等を通じて募集を続け、必要数の確保に努めているところです。

採用までのスケジュールは、今後２月から３月にかけて面接を実施し、３月中に採用通知を出す予定です。支援を必要とする児童や保護者への接し方を含むみらいサポーターの質の向上や専門性の確保につきましては、教育委員会主催の研修や教育委員会による定期的な訪問を実施し、資質向上に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　人員についてですが、３月中に採用通知とのことですね。これ、ちょっとなるべく早く出してあげていただきたいなというふうに思います。来ていただける方にも、やはり準備がありますので、その点と、あと質の向上と専門性ですが、教育委員会での研修ということです。やはり配慮が必要な児童や保護者の方のサポートということですから、慎重に、丁寧にやっていただければというふうに思いますので、お願いいたします。

再度質問いたします。みらいサポーターの配置人員数です。当然、各小学校に通っている児童数は違います。また、学校の置かれている状況も違います。違いがある中での人員配置に対する市の考え方、これについて伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

来年度のみらいサポーターの人員配置につきましては、小学校、中学校、特別支援学校で学校種ごとに同数の配置となっております。小学校におきましては、来年度より全校に校内教育支援センター、仮称スペシャルサポートルームを毎日開室すること、その運営支援をみらいサポーターが担う予定となっていることなどから、学校規模にかかわらず、各校３人の配置としております。次年度以降の人員配置につきましては、令和７年度の検証結果を踏まえて検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　西村議員。

○西村　敦議員　規模の大小とか学校の現状にかかわらず、小学校、中学校、特別支援学校ごとに同数配置をしているということ、小学校については３名で統一していることが改めて理解できました。本事業が子どもたちをしっかりとサポートし、学びやすい環境づくりに寄与することを期待いたしまして、私からの代表質問を終了させていただきます。ありがとうございます。引き続き、補足質問を浅野さち議員が行います。

○稲葉健二議長　浅野議員に申し上げますが、残余の補足質問は休憩後ということでお願いしたいと思います。

それでは、暫時休憩いたします。

午後０時１分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第38号から日程第42報告第46号までの議事を継続いたします。

浅野さち議員。

○浅野さち議員　公明党、浅野さちです。引き続き公明党代表質問の補足質問を行います。よろしくお願いいたします。

初めに、子ども施策について。

(1)子育て世帯訪問支援事業の拡充について。初回答弁で、今までは訪問対象者の条件が出生後から90日でしたが、妊婦まで拡大したこと、また、利用回数も15回から20回になった点、伺いました。また、多胎児も30回から40回に拡大されています。特に産前・産後のサポート体制の拡充については要望もしてきました。

そこで、妊娠期から利用できるようにした理由を伺います。また、令和６年度の家事育児支援と専門的育児支援の利用状況について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

妊娠期から利用できるように拡充した理由は、改正児童福祉法による子育て世帯訪問支援事業の対象者に妊産婦が含まれていること、また、家事や兄弟の育児支援などについて、妊娠中も支援してほしいという市民からの要望も受けていたことから、妊娠期から支援を行うことで養育者の心身の負担の軽減が図られると考えたためです。

次に、令和６年度の家事育児支援と専門的育児支援の利用状況につきましては、令和６年12月末時点で家事育児支援が919回で延べ1,837時間、専門的育児支援が48回で延べ96時間となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　妊娠期は妊娠初期、中期、後期によって身体の変化に伴う体調不良が懸念されます。また、上の子が乳幼児の場合、育児や家事も大変です。支援していただければ大変助かります。妊娠期の支援内容を伺います。

また、先ほどの答弁で、家事育児支援が919回と圧倒的に多く、専門的育児支援は、沐浴の実施や指導、育児相談などがありますが、48回と少ないです。新年度において、この辺の状況も踏まえ、実施体制をどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

妊娠期の支援内容は、家事育児支援としては、つわりなどによる体調不良時の家事支援や兄弟の育児支援などです。専門的育児支援としては、産前・産後の生活への助言や相談を行います。

次に、家事育児支援と専門的育児支援の実施体制についてですが、今年度は家事育児支援15回のみのＡコースと、家事育児支援10回、専門的育児支援５回、計15回のＢコースと２種類のコースを設けておりましたが、令和７年度はコースを分けずに、家事育児支援15回と専門的育児支援５回に統一して実施することとしております。コースを１つにした理由ですが、利用期間を妊娠期からに拡大したことにより、申請時点では家事育児支援のみ利用したいと思っている方でも、妊娠から出産後の時間が経過する中で、育児相談や沐浴指導など、専門的育児支援の必要性が出てくることが考えられることから、家事育児支援、専門的育児支援を柔軟に選択できるよう、コースを設けないこととしたものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　新年度は柔軟に選択できるようにコースを分けないで、家事育児支援15回と専門的育児支援５回の計20回の利用ができること、伺いました。利用者にとって使いやすくなってよかったと思います。核家族化する中で、産後ドゥーラさんをはじめ専門スタッフが訪問支援することによって、家庭が抱える不安や悩みの傾聴、家事育児支援をすることで早めの問題解決につながり、虐待リスクを未然に防止できると思います。本市で

は、切れ目ない支援の観点から、産後ケア事業、妊娠期から生後90日までの子育て世帯訪問支援事業、そして、こども誰でも通園制度は保育園を利用していない生後６か月から３歳未満が預けられる制度と充実しています。ただし、生後４か月、５か月の２か月間、公的支援が入りません。その観点から、今後、対象者を生後５か月である生後150日まで拡充することや、国が示す子育て世帯訪問支援事業の内容には、支援を要するヤングケアラーなどを含むとあります。今後その辺も精査していただき、支援内容のさらなる拡充を要望いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、(2)本市におけるこども誰でも通園制度について伺います。利用状況を伺いました。昨年の７月から約７か月で登録数が98名、１回利用時間が約3.3時間、今年１月から少しずつ増加しているとのことです。昨年の６月定例会の代表質問で、障がいをお持ちのお子さんの受入れ状況や保護者に対してのアンケートを行うと伺いました。その結果と課題について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

初めに、障がい児の受入れ状況ですが、現在までのところ、受入れを希望する方がなかったことから、受入れを行った実績はございません。

次に、利用児童の保護者を対象としたアンケートにつきましては、昨年８月頃と本年１月頃の２回実施いたしました。御回答いただいた多くの方からお子さんへの影響として、新しいことに取り組む機会が増えた、施設で覚えたいろいろな遊びをするようになった、保護者以外に甘えられる人ができたといった回答があったほか、保護者御自身の感想として、自由に使える時間ができた、子育てを楽しいと感じるようになったなどの回答をいただいております。一方で、寄せられた御意見の中には、10時間の利用可能時間が短いが最も多く、次いで、施設が自宅から遠いなどがございます。利用可能時間については、今後の国の制度設計に委ねることとなりますが、より身近な場所でサービスを提供するためには、令和８年度の本格実施以降に受け入れる施設を増やしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　アンケートの声から、10時間の利用可能時間の短さと、より身近な場所でサービスを受けられることを挙げています。その観点から、現在、平田保育園、行徳保育園、曽谷保育園の公立保育園３園で行っていますが、より身近な場所であれば利用率も増加するのではないでしょうか。

そこで、課題や実施施設を増やす考えを含め、令和７年度に行う体制拡充などは予定しているのか。特に、現在は公立保育園の受入れですが、今後、私立保育園の受入れ体制についての準備、考えについて伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

令和７年度につきましても、本年度と同様に公立保育園３園で実施する予定です。なお、国では今年度中に実施施設向けの詳細な手引を作成する予定となっており、この手引に従って事業を実施できるよう体制を整備してまいります。

また、令和８年度以降の受入れ枠の整備に当たっては、私立保育園や幼稚園等の民間施設に参入を促していくことが必要と考えております。実施を希望する民間事業所に認可を行うことで、事業を実施していただくことが可能となりますが、現時点では令和８年度の補助金の単価をはじめ、確定していない事項が多くあることから、国の検討状況を見据えながら、受入れ体制を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　国の検討状況を見据えるということです。令和６年12月の最新の検討会では、特に利用可能時間の検討、施設にとっては必要な人材確保をしっかり運営できるよう公定価格の設定、安全性や専門性を担保するため、従事者向けの研修など、様々内容を検討しています。また、県は令和７年度予算として、保育環境整備促進事業の新規として、こども誰でも通園制度を実施する事業者が、国の補助事業を活用して新たに施設の整備等を行う場合、県が独自に上乗せ補助を行うとのことです。今後、県事業とも連携し、令和７年度の取組の拡充をぜひ検討していただきたいと思います。また、引き続き利用周知とともに、利用者、また実施園の声を聞き取り、本市の課題等を精査していただき、令和８年度本格実施に向けて、よろしくお願いいたします。

次に、(3)私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の拡充について。親子登園クラスと２歳児保育クラスがあり、今年度までは補助金要件として、同一世帯の第２子以降でしたが、令和７年度からは第１子を含め全ての児童に拡大するということです。

そこで、令和６年度の利用状況を伺います。また、令和７年度から拡大する経緯を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現在、未就園児教室は、親子登園クラスは25園で、２歳児保育クラスは15園で実施されております。令和６年度の上半期において補助を行った実績としては、親子登園クラスでクラス利用後に申請した205人に対して約102万円、２歳児保育クラスで利用後に申請した86人に対して約254万円の補助金を交付しております。

次に、拡大に至った経緯についてです。令和６年度から事業を開始しましたが、未就園児教室を利用した保護者からの声としては、物価高の中、利用料の負担が軽く気軽に参加できた、未就園児教室を体験したことで、幼稚園がどういうところか分かり園選びの参考になった、また、施設からの声としては、コロナ禍で生まれ育ったため、初めて集団生活に参加した保護者や子ども同士がつながりを持つことができて喜んでいた、幼稚園を知ってもらうきっかけとなったなどの好意的な意見をいただいております。これらの意見を踏まえ、補助の対象を第１子を含めた全ての児童へと拡大することで、児童が家庭とは異なる体験や家族以外の人と関わる機会を持つことができ、さらに保護者の育児負担の軽減や、児童が通う施設の選択肢の増加などといった本事業の効果をさらに高めることができるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　拡大の経緯、よく分かりました。保護者施設からも好意的な意見が多く、特にコロナ禍で生まれ育ったため、初めての集団生活に参加してつながりができ、喜んでいたとの施設からの声は印象的です。子どもの成長にとって、家庭以外の経験は極めて大切です。また、保護者にとっても育児の負担軽減が図れることは大変重要です。必要な家族がしっかり活用できるように、引き続き周知とともに、よろしくお願いいたします。

次に、(4)結婚準備・新婚生活住まい応援事業の概要について。初回質問で本事業を開始する理由を伺いました。若者世代を対象として、少子化対策や定住促進につながる施策を検討した結果、開始することにしたことを伺いました。この事業は国の地域少子化対策重点推進交付金の結婚新生活支援事業を活用するそうですが、この対象には新居の購入費、リフォーム費用などがあります。なぜ賃貸の敷金・家賃補助にしたのか。また、補助額、敷金５万円、毎月の家賃１年間２万円となった理由、また、所得制限が２人合わせて600万円未満にした理由を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

まず、住居の賃貸を対象とした理由ですが、新婚生活住まい応援事業は、経済的不安から結婚に踏み出せない若者に対して支援するものです。本市において家を購入する方、または家を所有しリフォームをする方は、ある程度の経済力があると想定されることから、補助の対象については、購入やリフォームを対象に含めず、経済的不安を抱える若者が住居として選択しやすい賃借に限定して支援することとしたものです。

次に、補助金額の設定ですが、本事業は定住促進についても目的としていることも踏まえ、できるだけ本市に長く住んでいただけるよう、初期費用の補助だけでなく、家賃等の補助について、一定の期間継続できる制度とするよう検討いたしました。また、補助金額につきましては、本市における２人暮らしの場合の平均家賃が約８万7,000円であることを踏まえ、初期費用の補助、家賃等の補助、それぞれにおいて負担感の軽減を実感してもらえるような金額設定となるよう検討いたしました。その結果、敷金等に対する補助は５万円、家賃等に対する補助は月額２万円を１年間継続する制度設計としたものでございます。

最後に、所得制限について、２人合わせた所得で600万円未満としたことにつきましては、まず、本市における39歳以下の平均年収が378万円であり、２人分の合計では約756万円となります。この収入の合計756万円を所得として換算すると約570万円となることから、これに近い水準である600万円を所得制限として設定いたしました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　それでは、それぞれの事業でどのくらいの件数を見込んでいるのか、また、申請の手続及びどのような条件があるのか伺います。

次に、残念なことに、結婚に至らず、一緒に住むことが解消された場合に届出を求めるのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

まず、件数の見込みですが、婚姻件数や結婚年齢に関する統計データ、また、いわゆる同棲として生活する世帯数の割合や年収に関する統計データなどに基づき算定した結果、結婚準備住まい応援事業で230件、新婚生活住まい応援事業で360件、合計で年間590件を見込んでおります。

次に、申請の際の手続及び条件です。申請の際には、申請書、住居の賃貸借契約書の写し、住居に係る支払いを確認できる書類、２人それぞれの課税証明書または非課税証明書、２人それぞれの戸籍全部事項証明書を提出していただきます。なお、書類を提出する際には、原則として２人そろって御来庁いただき、職員が面談を行って、２人の意思などを確認した上で受け付けることといたします。また、補助金の審査に当たっては、年齢及び所得などの要件のほか、新たな住居に２人とも転居し、住民票を異動していること、当該住居の賃貸借契約書に契約者と同居人として記載があること、結婚準備住まい応援事業については、結婚を見据えて本市に一定期間住み続ける意思がある旨を申請書に記載すること、必要に応じて本市が調査や確認をすることに同意することなど、条件に適合することを確認した上で、補助対象として認定することとなります。

また、残念ながら結婚に至らなかった場合につきましては、当該住居に一緒に住んでいた期間については返金を求めないこととといたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　最後に、定住目的とのことですから、事業の検証が必要だと思います。効果をどのように確認するのか。また、例えば６か月後に市川に住んでみての感想をお聞きする、市川の様々な行事やイベントなど案内するなど、家賃補助とともに定住していただける次の施策も考えるべきではないか、伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

事業実施の効果につきましては、まずは開始から２年後をめどに、居住状況や婚姻状況、世帯状況などを確認し、若者の定住促進などにつながっているかを検証してまいります。また、補助金の支給に当たっては、受給者を対象にアンケートを実施いたします。このアンケートでは、本事業が一緒に住むことや結婚するきっかけとなったか、新生活の居住地として本市を選択するきっかけとなったかなどについて調査し、事業の効果を確認するとともに、本市の魅力や住みやすさを感じていただけたかなどについても把握してまいります。

対象者の定住を促す取組としては、例えば補助金の通知を送る際に市の行事を案内することなどにより、これまで行政との関わりが少なかった若者世代へのアプローチができるようになると考えております。若い世代の声も踏まえながら、本市において、より多くの方により長く住んでいただけるよう、今後の施策について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　この事業について様々質問し、確認しました。国の交付金事業として若者世代に焦点を置き、結婚し市川に住み、市川を知り、子育てしていただけることが大変重要です。多くの若者世帯に市川に来ていただきたいと思います。そういう意味において、今後定住していただける施策など、環境づくりも大事ではないでしょうか。注視していきます。

次に、福祉施策について伺います。

(1)移動支援事業の拡大について伺います。対象範囲及び支援方法の拡大、３つ伺いました。特に川畑議員も要望していました１つ目の医療的ケア児や重度心身障がいなど、本人に重度の障がい特性や、ひとり親世帯や同居家族の介護等の特別な事情がある場合に利用できる、また、利用の柔軟性など、大きく拡大されたことに高く評価いたします。ありがとうございます。移動支援の見直しに当たり、御家族をはじめ事業者などに意見を聞いたとのことですが、どのような課題があったのか。また、利用したくても事業者のヘルパー不足で利用ができないということが懸念されます。事業者に対しての支援策など、見直しも反映されているのか伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

事業者からの意見聴取では、昨今の物価高や人件費などの上昇などにより、事業者が安定的にサービスを提供することが難しくなっているとの声が複数寄せられました。こうした課題に対応し、事業者が持続的にサービスを提供できるよう、令和７年度当初予算案では、居宅介護の通院等介助の報酬単価を勘案し、報酬単価の見直しを行い、一例として、身体介護が必要な方が１時間利用した場合、これまでの4,070円から210円引き上げ、4,280円としております。なお、報酬単価の見直しにより、一定の所得がある方については、利用者負担として報酬単価の１割を負担していることから、平均すると１時間当たり13円程度の増となります。今後、利用者負担が増となることにつきましては、移動支援事業の対象範囲が拡大し、利便性が向上することなど、利用者へ丁寧に説明し、理解を求めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　安定的にサービスを提供するために、通院等介助の報酬単価を見直し引き上げた点、伺いました。

そこで、通学による移動支援の利用見込み人数、時間数について伺います。また、障がいをお持ちの場合、突

発的な場合も想定されます。保護者による送迎が困難な事情が起こり、移動支援を利用したいとの相談があった場合、市としてどのような対応になるのか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

移動支援事業の対象範囲の拡大に伴い、通学で移動支援を利用する方は年間で約10名、支援時間は延べ2,400時間程度と見込んでおります。これまでの移動支援は月20時間を上限としておりましたが、さらに通学で利用する場合には、その上限を40時間まで拡大したところでございます。移動支援事業を利用するに当たっては、原則として市に支給申請をしていただき、支給決定を受けた上で事業者と利用に係る契約を行い、その後、利用を開始していただきます。突発的な事情で、その日に移動支援事業の利用を希望する場合でも、移動支援に係る支給決定を既に受けていれば御利用いただけます。また、新たに移動支援事業を利用したい方で緊急性のある方については、個々の相談に応じ支給決定を行い、速やかに利用できるよう、事業者と調整を図ってまいります。今後も利用者及び事業者の声を丁寧に聞きながら、移動支援事業のさらなる充実を図るとともに、障がいのある方々が社会参加しやすい環境の整備に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　移動支援時間数も１か月20時間から、さらに通学に利用する場合には40時間まで拡大する点、伺いました。このように、時間も含め対象範囲が拡大される中、移動介護従事者であるヘルパーの人材不足により、利用者が十分なサービスを受けられないことも懸念されます。これに対し、市はどのような認識なのか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ヘルパーの人材不足については、今年度行った事業者への意見聴取の中でも、新たなヘルパーを募集しても応募がないなどの声がございました。本市では、今回の報酬単価の見直し案により、ヘルパーの確保、定着に一定の効果があることを期待しております。今後も、事業者や利用者の意見を聴取しながら見直しの効果を検証するとともに、国や県の制度改正などの動向を注視し、調査研究を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　移動介護従事者は、県または講習機関に委託し研修を受けるようです。費用は３万から５万かかります。先ほどの答弁で、事業者からは新たなヘルパーを応募しても難しいとのことでした。今後、事業者が移動介護従事者研修を積極的に受講できるように、一部費用助成を行うことも必要ではないでしょうか。

また、１月に会派で浜松市に視察に行きました。医療的ケア児の移動時など、移動支援事業所における喀たん吸引等従事者の増加と定着を図るために、喀痰吸引等研修奨励金交付を行っていました。本市も医療的ケア児の移動支援も始まる中、このような取組も重要になってくると思います。先ほどの移動介護従事者研修とともに、今後、利用者サービスの停滞にならないように、事業者への支援体制の拡充を要望いたします。

次に、(2)チケット75の事業の取組について伺います。申請状況と利用状況を伺いました。特に申請数に対する利用率が、バス約52％、タクシー約40％と半分弱の利用率が気になります。

そこで、事業を継続していくに当たり、今後の課題と方針について伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

チケット75事業の開始以降、ゴールドシニアの方々からは、通院のときに使えて助かっているなどの声を多く頂戴しているほか、それぞれのチケット枚数の増加を求める声や、バス、タクシーいずれかは不要なので、その分増やしてほしいといった声も伺っております。また、バス、タクシー両方のチケットを申請した方でも、実際に利用されているのはどちらか一方のみといった傾向もあり、利用率が伸びない一因と考えられます。今後さらなる利用率の向上を図るためには、ゴールドシニアのニーズをしっかりと把握することが課題と考えております。事業開始後、初めて通年で実施した令和６年度の実績を精査するとともに、令和７年度の申請受付の際にはアンケートを行うなど、ゴールドシニアのニーズをさらに把握するほか、事業のさらなる周知を進め、チケット利用の喚起を図ることで、より一層の外出機会の促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　利用されないでそのままにしているようですので、令和７年度の申請時にニーズを把握するためのアンケートを行うということです。利用者の声を聞くと、バス路線がもともとないからタクシーチケットを増やしてほしい、また、バスチケット１枚と100円を入れる手間がかかるなど、ごく一部ですが、お聞きします。事業目的は、外出機会を促進することで社会参加や介護予防に取り組み、新たな場所にチケットを使い足を運んでいただくことですが、現実は、特にタクシーは病院や買物に利用しているようです。

そこで、利用率が低迷しているとのことから、利用促進が必要と思います。今後、かつてから会派として要望している対象年齢を65歳以上に広げ、より健康寿命の延伸につなげる、また、さらなる利用促進のためにバス事業者のシルバーパスの購入費助成などの制度の見直しも含め、取組が必要ではないか伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

チケット75につきましては、75歳を境に要介護認定を受ける方の割合が大幅に増加することを踏まえ、ゴールドシニアを対象としているものでございます。また、御指摘の、いわゆるシルバーパスは、日常の交通手段としての路線バスを乗り放題とする事前購入が必要な定期券である一方、チケット75はバス乗車時に100円で利用できるという手軽さや気軽さから、外出機会を促進することによって健康寿命日本一を目指すことを目的としていることから、シルバーパスの購入助成などは考えておりません。これまで利用促進の取組につきましては、「広報いちかわ」や市公式ユーチューブ、市民まつりなどでＰＲをしてまいりましたが、まずはお手元のチケットを積極的に使っていただけるよう、様々な市のイベントの際に、さらなるＰＲを行うほか、市内の観光資源やイベントの紹介と合わせたチケット75を使って外出したくなるような情報発信を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今後、利用者のアンケートを行ってニーズを捉え、利用率が約50％の要因を精査して利用促進をしていくということです。健康増進の目的で使っていただきたいという観点からですと、例えば桜の季節は里見公園、バラの季節は動植物園、鴨場の行徳方面など、市川をより知っていただいて、利用者に対する特典を設けてみるなど、楽しく利用できるアイデアも必要ではないでしょうか。引き続きチケット75の対象者、内容の拡充を要望いたします。

次に、保健行政について伺います。

(1)帯状疱疹ワクチン接種について伺います。アの任意接種に対する助成事業について。令和６年度の接種人数は約2,000人、ほぼ７割が不活化ワクチン接種との状況を伺いました。令和７年度から定期接種が予定されて

いますが、令和６年度から開始した任意接種の費用助成はどのようになるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

今後も定期接種の対象となる方を除き、50歳以上の方を対象として実施してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今後も継続する点、伺いました。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、イ、定期接種化について。定期接種の対象者は65歳、５年間の経過措置で65歳を超え100歳までの方は５歳ごとに定期接種の対象者になる。初年度は100歳以上の方も対象になる点、伺いました。定期接種の自己負担額と設定金額の根拠、また接種率の見込みについて伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

帯状疱疹ワクチンは生ワクチンと不活化ワクチンの２種類あり、１回当たりの接種費用と必要な接種回数は、生ワクチンが約8,000円で１回、不活化ワクチンが約２万3,000円で２回となっており、いずれか一方のワクチンが定期接種の対象となります。本市では、定期接種については高齢者のインフルエンザ等において、自己負担を接種費用の３割程度としていることから、帯状疱疹ワクチンも３割程度の負担となるよう、生ワクチン2,500円、不活化ワクチン6,500円を予定しております。なお、生活保護受給者及び市民税非課税世帯の方につきましても、ほかの定期接種と同様に無料とする予定です。接種率につきましては、定期接種が開始する年度ということもあり、ほかのワクチン接種の実績等を参考に、30％程度を見込んでいます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　自己負担額の３割程度の負担となるように、生ワクチンは2,500円、不活化ワクチンは6,500円の２回で１万3,000円を予定している点、伺いました。今後、定期接種の対象者や自己負担額への周知をどのように行うのか、定期接種化に伴う今後のスケジュールについて伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

４月１日から実施予定の定期接種につきましては、３月の広報及び市公式ウェブサイト等で周知するほか、法令改正や国からの正式な通知を待って、詳細な説明や医療機関等の情報を周知する予定です。定期接種に必要な予診票につきましては、対象者に夏頃送付する予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　分かりました。定期接種に必要な予診票は夏頃になるということ、広報と市公式ウェブサイトには定期接種について掲載するということ、また、任意接種の費用助成についても引き続き丁寧に周知していただきたいなと思います。これは任意接種が去年やっていまして、御存じのように生ワクチンの場合、各自が8,000円払って、そして3,000円の補助ですよね。だから実質は5,000円。今度定期接種になると、実質は3,000円で済むので、この任意と定期がちょっと違うんですよね。その辺がはっきりしないと、説明しても分かりづらい方もいらっしゃるみたいなので、その辺、丁寧に周知のほうを、任意接種と定期接種の金額、自分が払う金額が違うということをしっかり周知していただければなと思います。

次に、(2)の霊園再整備事業の取組について行います。墓地に対する市民のニーズも多様化し、特に今年度の

合葬式墓地の申込数は、前年度に比べて約130件増加していること、伺いました。

そこで、市民ニーズに合致した形態である樹林型合葬式墓地の整備を計画したとのことです。具体的にどのようなスケジュールで事業を進めていくのか。また、霊園内のどこに整備をするのかについて伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

事業スケジュールとしましては、令和９年度の供用開始を目標に、令和７年度に整備用地の調査や測量、墓地の設計を行うなど、具体的な整備内容を検討してまいります。

次に、整備用地につきましては、正門入り口に近い第７区にある高架水槽周辺を予定しており、老朽化した高架水槽の撤去と給水設備の更新を併せて行う予定です。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　具体的な整備内容については今後検討していくということですが、樹林型合葬式墓地の概要や埋蔵する遺骨数などの規模はどのようなものになるのか。また、使用料や募集方法はどのようになるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

樹林型合葬式墓地では、地下に遺骨を共同埋蔵するスペースとなるカロートを設置し、複数の樹木を墓標として植え、その周囲に参拝スペースや献花台を設けることを考えております。また、整備予定地の面積は200から300㎡を想定しておりますが、埋蔵できる遺骨数などの具体的な整備内容につきましては、調査結果を踏まえ、検討してまいります。

また、墓地の使用料や募集方法等の運用面に関しましても、より多くの市民の方が利用しやすい墓地となるよう、既存の合葬式墓地の運用状況や他市の事例を参考にしながら、今後検討を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　分かりました。令和９年度の営業開始を目指し、市民が一番知りたい使用料や募集方法、どのくらいの遺骨数が埋蔵されるのか、どのような樹木を植えるのかなど、具体的なことはこれからということです。開始に向け、例えば令和７年度の合葬式墓地の申込みのときなど、市民の声も聞いていただき、すばらしい公園墓地になるよう期待しています。よろしくお願いいたします。

次に、市民の移動支援について。移動プラン75の調査・検討について伺います。移動プラン75の経緯や概要は伺いました。

そこで、移動手段の確保及びその方向性について調査・検討の内容と、施政方針にありましたデマンドタクシー導入の検討状況を伺います。また、グリーンスローモビリティーの活用の考えについて伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

移動プラン75の調査・検討の内容は、送迎バスを含めた既存の交通機関の運行状況調査とアンケート等による移動に関するニーズの調査を行い、その地域における移動に関する課題の抽出を行います。これらの結果を踏まえ、地域に適した移動手段を選定し実施することにより、地域の方々の移動手段を確保するものです。デマンドタクシーについては、利用者の要望に応じた運行ができるなど、路線バスを利用する方が少ない地域に適した移動手段の候補になると考えており、現在、導入に必要な手続や先行して導入している他市の事例を調査している

状況でございます。グリーンスローモビリティーは、時速20km未満の低速で走行することから、交通量の多い道路での活用は交通渋滞等の要因になることが考えられるため、活用については慎重に検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　12月定例会で既存の交通機関の活用について、質問と様々提案しました。

そこで、既存の交通機関の運行状況とアンケートによるニーズの調査を行うということですが、現在の進捗状況と具体的なアンケートの内容について伺います。また、それを踏まえ、今後の予定を伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

まずは今年３月末にバス路線が廃止になり、地域の移動が困難になる信篤地域の調査を行っております。既存の交通機関に関する調査として、廃止となるバス路線の乗降データのほか、クリーンスパ市川、自動車学校、病院、ホテルなどの施設利用者用の送迎バスが運行されていることを確認しております。これらの送迎バスを地域の方々の移動手段として利用することについて幾つかの施設に相談したところ、施設利用者の送迎でほぼ満員となっている状況であることなどから、協力は難しいとの回答でした。今後も既存の交通機関に関する調査と、ほかの施設への相談を進めていきたいと考えております。

地域住民の移動に関するニーズの調査については、高齢者の方が集まるいきいきセンター田尻の利用者や、原木地区や田尻地区の高齢者クラブの活動参加者など、主に高齢者を対象としたアンケート調査を１月下旬から実施しております。また、２月19日からは信篤地域の全ての方々を対象として、ウェブによるアンケートも実施しております。アンケートの内容は、世代、居住地区などの回答者の属性のほか、移動の希望時間帯、移動目的、移動したい場所及び移動費用など、移動に関するものをお聞きしております。これらの調査結果を基に、令和７年度に移動プラン75を策定し、速やかに実施したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　信篤地域を中心に調査、アンケートを行っている件、認識しています。その結果を基に、令和７年度に移動プラン75を策定し、速やかに実施したい。また、デマンドタクシーは他市の調査を行っているということです。御存じのように信篤地域、バス路線の廃止が３月末、また、昨年のコーナン撤退とともに、先月にはスーパーも撤退し、特に原木・高谷地域の高齢者で移動手段のない方は大変困っています。調べましたら、12年前から我が会派の議員をはじめ、多くの議員が市民の移動手段の確保ということで、デマンドタクシーを含めたデマンド交通について質問しています。答弁は、既存のバス、コミュニティバスの運行があるため、なかなか福祉的なバスまで進まない現状でした。運転手不足によるバス路線の廃止、減便などがありますが、10年前から課題は見えていたのではないかと思うわけです。足立区が４月から地域を限定し、デマンドタクシーを本格運行します。足立区は平成30年から意識調査を行い、令和元年には、今回開始する入谷・鹿浜地域をバス以外の新たな手段の検討地域と定め検討し、準備を進め、昨年、実証実験を始め、令和７年度から開始です。足立区が検討を開始したときと市川市も同じ時期、10年前からデマンド交通の必要性は課題になっていたということ、福祉の観点からだけでは見えない総合的な計画、12月定例会でも私、要望しましたけれども、市川市地域公共交通計画の策定が必要ということです。並行して早急に着手していただきたいことを強く要望いたします。

また、施政方針で言われているデマンドタクシー導入に対し大変期待いたします。様々準備はあると思いますが、スピード感を持って、早急に開始できるように強く要望いたします。ぜひよろしくお願いいたします。

次に、文化行政について。

(1)近現代美術館の開設を目指すことについて。本市の誇る文化を紹介するために開設を目指していく。また、先順位者の答弁で、現在、美術館構想に向けて進めており、美術館検討委員会で意見を伺っているとのことでした。美術家などの有識者から現在、そして今後に向けて、美術館に必要な視点としてどのような意見が出ているのか伺います。

また、来年度に向けてどのようなことを考え、進めようとしているのか伺います。

○稲葉健二議長　高橋文化国際部長。

○高橋昭彦文化国際部長　お答えします。

有識者等による市川市立美術館整備検討委員会における意見といたしましては、美術館に必要な視点として、従来は収集や保存、展示、公開等が本来機能とされてきたが、現在は教育普及機能の充実や多様性、社会包摂といった視点も必要とされている、さらにはデジタル化も求められているといった意見をいただきました。また、専門性の高い人材の確保や、どのような企画を展開していくかが重要であるといった意見もいただいております。

次に、来年度に向けましては、引き続き当該検討委員会を開催しながら、構想をまとめ、近現代美術館の開設を目指してまいります。

また、中山忠彦氏の追悼展として、市川の文化人展を拡大して開催するとともに、市川駅北口の駅前ミュージアムでの展覧会等を通じ、鑑賞に訪れた方や次の世代の芸術活動を担う作家の方などの声を聞き、今後に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　近現代美術館としてデジタル化や人材確保など様々な意見が出ており、引き続き検討委員会を進めていく中で、どこに施設を置くのか、規模なども含めて、より具体化されるようです。市民が一番お聞きしたいのは、どこに、どのような施設が、いつできるのかです。今後、市川で活躍している次世代の作家さんの声を聞きながら、市民の声も聞いていただきたいことを要望するとともに、近い将来、具体的な構想が出てくると思います。今後も注視してまいりますので、よろしくお願いします。

次に、最後に(2)郷土資料館の開設に向けた準備について。行徳の歴史や文化、民俗に触れ、次世代に伝えていくための郷土資料館開設の準備をしている。特に今年度はプロジェクトチームを立ち上げたとのことです。そのプロジェクトチームの概要を伺います。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

プロジェクトチームは、令和６年11月、庁内公募によりメンバーを募集し、20代から30代の若手職員７名を選出いたしました。このプロジェクトは、行徳地域の歴史文化やその魅力を調査し、伝承する内容や手法を検討し提案することを任務とし、設置期間を本年３月末日までとしております。なお、検討結果につきましては、来年度、行徳支所総務課に設置する郷土資料館構想室に引き継ぎ、構想室において、展示の内容や方法、施設整備のコンセプト、規模、立地など具体的な方向性について検討を進めていく予定であります。

以上であります。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　今後、プロジェクトチームが検討した結果を、来年度、郷土資料館構想室に引き継ぐということです。本行徳には市川市行徳ふれあい伝承館もあります。ほかに歴史を学ぶなど、現在まで若手職員７名で、

どのような検討を行っているのか、進捗状況を伺います。

○稲葉健二議長　秋本行徳支所長。

○秋本賢一行徳支所長　お答えいたします。

プロジェクトチームでは、メンバーがおおむね週１回集まり、常夜灯や権現道、多くの寺社などがある行徳街道周辺の町歩きや、地元の伝承活動を行っている方々との意見交換などにより、行徳地域の歴史や文化、産業等について情報収集を実施しております。現在は収集した資料等を基に伝えていく手法やコンセプトについて、メンバー各自が積極的にアイデアを出し合いながら検討を進めているところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　浅野議員。

○浅野さち議員　ありがとうございます。プロジェクトチームが町を歩き、行徳の歴史を知るために情報収集していること、よく分かりました。来年度、郷土資料館構想室に引き継ぎ、施設整備のコンセプトや規模、立地など、具体的なことはこれからということです。本行徳にある行徳ふれあい伝承館との連携などは、今後どのようになるのかをはじめ、市内外から多くの方々に来ていただき、ゆったりできるような郷土資料館を期待したいと思います。今後も注視してまいります。よろしくお願いいたします。

これで公明党の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　次に、創生市川・自民党第２、青山ひろかず議員。

〔青山ひろかず議員登壇〕

○青山ひろかず議員　こんにちは。創生市川・自民党第２の青山ひろかずでございます。通告に従いまして代表質問させていただきます。

近年、大地震や気候変動等による自然災害が頻発し、激甚化する中で、昨年は元日から最大震度７を観測する令和６年度能登半島地震が発生し、建物の倒壊や津波、さらには大規模な火災などにより甚大な被害を及ぼし、多くの貴い命が失われたことに大変心を痛めております。あれから１年が経過したわけですが、その後の復旧、復興も道半ばであり、被災者が将来に展望を持てる被災地の一刻も早い復興を心から願ってやみません。また、同じ年の８月８日には、日向灘を震源とする最大震度６弱の地震では、初めて南海トラフ地震臨時情報が発表され、８月15日に臨時情報が解除されるまでの１週間は不安な日々を送ったことは、今でも思い起こされます。田中市長は、令和７年度の施政方針で、本市における東京湾直下地震が発生した場合の被害想定に対して、できる限りの対策を講じなければならないと述べておられます。

そこで、災害時の要である消防、救急の救助体制と震災時における対応について伺います。

次に、イ、避難所における市民や関係団体との連携についてです。災害が発生し、自宅に住めなくなったに場合、多くの方が避難所で生活することになります。避難所を円滑に運営するためには、避難者同士が協力し合うことはもちろんのこと、様々な関係団体からの支援も必要になると思います。

そこで、市民や関係団体との連携の現状について伺います。

次はウ、市民への防災意識の向上に関する取組についてです。災害に立ち向かうためには、市民一人一人が意識を高く持ち、備えておくことが必要と考えます。市としては市民の防災意識の向上のために、どのような取組を進めていくのか伺います。

次に、施政方針３ページ、29行目に、「防犯対策を強化してまいります」と記載されていますが、本市では、昨年の10月17日に柏井町で実際に強盗事件が発生している状況があります。

そこで、初めに柏井町での事件を受けて、市はこれまでどのような対応をしてきたのか。また、同じような事件を発生させないための課題や具体的な防犯対策について。

次に、日頃から市の事業に深く関わっている自治会や防犯協会など関係団体とはどのような連携を図っているのか。

最後に、施政方針に、犯罪を未然に防ぐために、市民への防犯意識の向上が必要とありますが、市民に防犯意識を高めてもらうために、市は今後どのような防犯対策に取り組んでいくのか。

以上、３つの点を伺います。

次に、９ページ、24行目、下水道の老朽化についてです。先順位者からもお話がありましたが、令和７年１月28日、埼玉県八潮市で発生いたしました下水道管の破損を原因とする道路が陥没した事故では、現在も地域の主要道路を通行止めとしており、転落したトラック運転手の大規模な捜索活動が続いているところです。一刻も早い運転手の救出を願っておりますが、作業は難航しているようで、長期間を要するとの報道がされております。現在、水道の利用制限は解除されたものの、道路の復旧までには時間と費用がかかるだけでなく、周辺の交通状況にも著しい影響を与えるところです。事故を起こした下水道管は、使用開始後40年程度経過した施設であるとのことです。本市におきましても、これ以上の期間を経過した下水道管が使用されていることを伺っております。市民から、近隣でも起こる可能性がある事故ではないかと心配する声が寄せられており、メンテナンスの方針や施設補修などの対策について関心が高くなってきております。

そこで、本市における下水道管路施設のメンテナンスについてといたしまして、埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえ、本市の下水道管施設のメンテナンスの現状と課題について、下水道管路を原因とした本市の陥没の発生状況及びそれらを踏まえた見解と今後の対策について伺います。

次に、11ページ目、21行目の中山地区についてです。中山では、ちょうど今頃、地元の方が中心になって中山のおひなまつりが盛り上がっているところです。市長の施政方針の中で、「中山法華経寺を中心とした寺町の風情残る歴史と文化の魅力にあふれたまち」との言葉に私も同感です。また、京成中山駅下り改札口についても、市長から京成電鉄へ要望していただいて施設工事が進んでいると聞いております。今までは、改札口は上りのほうにしかなく、設置されれば大変便利になるのではないかと喜ばしいことです。地元の方たちも喜んでいます。

さて、このような中山地区ではありますが、まずは、アとして地域の現状と課題、背景についてお伺いいたします。

次に、イとして中山地区のうち中山参道にある空き店舗をチャレンジショップにすることや、マルシェ、フリーマーケットなどを開催して活気あふれる商店街にする計画が進められているようでありますが、具体的にどういうふうな計画となるのか。また、今後どのように進めていくのか伺います。

次に、施政方針12ページ目、16行目、江戸川第一終末処理場についてです。本市の下水道普及率は近隣市に比べ低く、現在、未普及地域の早期解消に向けて下水道整備を進めているが、今後ますます整備のスピードを速めていく必要があります。しかしながら、整備区間の拡大を図るためには、下水道の受入先となる江戸川第一終末処理場の整備が進むことも必要な条件だと認識しています。

そこで、ア、江戸川終末処理場の整備の進捗状況及び今後のスケジュール、また、先月行った千葉県への江戸川第一終末処理場の早期整備に関わる要望内容について伺います。

次に、施設北側道路の整備状況について伺います。この道路については、令和５年２月定例会で整備の見通しについて質問させていただきました。御答弁として、今後、詳細な道路の線形や交差点の形状について、周辺住民への説明や千葉県警との協議を行い、線形等が確定した後には、千葉県とも連携し、道路整備を進めていきたいとのことでした。今週末の３月１日には、妙典こども地域交流館、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯもオープンすることで、これまで以上に歩行者や自転車の利用者が増えると思います。

そこで、江戸川第一終末処理場の北側にある市道8133号の未整備区間の整備状況について伺います。

以上が施政方針の質問になります。

次に、大項目の２つ目、行徳地域のまちづくりについて伺います。

まず、仮称押切・湊橋整備の進捗状況と周辺のまちづくりについてです。仮称押切・湊橋が整備されることで、行徳地域における交通の流れも大きく変わり、東京メトロ東西線行徳駅の利用者も増え、市道0104号の人通りがにぎやかになっていくことが想定されるものの、行徳駅周辺には妙典や南行徳駅のような駅前ロータリーがなく、路線バスやタクシーが道路の路肩に停車している状況も見受けられます。円滑な交通に少なからず影響を及ぼしていると考えます。

そこで、仮称押切・湊橋整備の進捗状況と、この橋につながる周辺のまちづくりと市道0104号の整備について伺います。

続いて、歩車分離信号機の設置を要望することについてです。交通事故の発生状況は、道路形状ではその多くが交差点や交差点付近で発生していると言われております。信号交差点における事故防止のため、歩車分離式の信号機の導入が考えられるが、行徳地域における現在の設置箇所数と、導入を進めることについて道路管理者の考えを伺います。

次に、大項目３つ目、江戸川放水路におけるカキ殻等の投棄対策について伺います。

これまで江戸川放水路におけるカキ殻等の投棄問題につきましては、妙典河川敷の環境を守る会などの御協力を得ながら撤去、清掃しておりましたが、ほかの利用者がけがをする事案が発生するなど、なかなか問題の解決には至っておりません。

そこで、令和４年９月定例会の一般質問におきまして、私はこのことを取り上げ、市でもっと効果的な対策が取れないものか質問させていただきました。田中市長は、この問題に積極的に取り組んでいくため、カキ殻投棄に対しての条例制定も視野に入れていると御答弁され、市長の強いリーダーシップの下、令和５年４月には市川市江戸川放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例、いわゆるカキ殻条例が施行されました。

そこで、条例施行から２年がたちましたので、その効果を確認したいと思います。

まず、１、条例制定後の進捗状況についてです。令和５年、市川市放水路におけるかき殻等の投棄の禁止に関する条例が施行されてから２年経過しましたが、制定後の本市の取組とその結果について伺います。

続いて、グラウンド・ゴルフができる施設の整備について伺います。

まず、行徳地域における現状について伺います。本市の第２期市川市スポーツ推進計画では、健康寿命日本一の実現に向けて、「スポーツの果たす役割はたいへん重要である」としております。私も心の健康と生きがいづくりにつながるスポーツを多くの市民が楽しめるようにつながることを願っております。今回、生涯スポーツとしてグラウンド・ゴルフに注目したいと思います。グラウンド・ゴルフはルールが非常に簡単で、高い技術も必要としません。さらに、運動に使う力のバランスもちょうどよく、初心者でもすぐに、そして誰でも手軽に取り組めるスポーツであり、多世代が楽しめるというところも、生涯スポーツとしてうってつけだと思います。

そこで、行徳地域においてグラウンド・ゴルフができる施設の現状について伺います。

次に、公園や河川敷などに競技場を整備する考えについて伺います。グラウンド・ゴルフは手軽に取り組めるスポーツであるからこそ、行徳地域においても、高齢者クラブの活動としてグラウンド・ゴルフを楽しんでいる団体をはじめ、多くの方が生涯スポーツとして楽しんでおります。市として、さらにグラウンド・ゴルフを推進していくために、今後、グラウンド・ゴルフの競技場を整備していく考えがあるのか伺います。

以上、初回の質問とさせていただき、答弁によっては再質問させていただきます。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

角田消防局長。

○角田誠司消防局長　私からは大項目、施政方針についてのうち(1)ア、消防、救急の救助体制についてお答えいたします。

初めに、震災時における消防の体制についてです。震災時は、発災から広範囲にわたり火災や建物の倒壊、また多くの負傷者が同時多発的に発生することが予想されることから、被害の状況を早期に把握するとともに、情報を一元化し、統率された活動を行うことが重要となります。そこで、消防局に警備本部を、また、各消防署に署警備本部を設置することとしております。また、消防団と連携した活動も重要であることから、消防団長は消防局の警備本部に、さらに、各方面隊を統括する副団長は署警備本部に参集し、災害情報の共有及び統一的な活動を行う体制を確保しております。

次に、震災時の対応につきましては、本市の地域防災計画のほか、市川市消防計画や震災対策警防要綱など、通常の災害とは異なる計画に基づき災害対応に当たることとしております。具体的には、非番や週休中の全職員が勤務先に参集し、非常用車両などを運用することで、消防隊及び救急隊の増隊を図るとともに、市内20か所ある臨時消防署を開所し、災害対応に当たります。さらに、本市の消防だけでは対応が困難となった場合には、速やかに千葉県消防広域応援隊に加え緊急消防援助隊の応援要請を行い、消火・救助・救急活動における万全な対応を行うこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　私からは施政方針についての(1)からイとウの御質問にお答えします。

初めに、イ、避難所における市民や関係団体との連携についてです。本市は、地震等により自宅が被災した場合の生活の場として、95か所の避難所を指定しており、被災状況などから、必要に応じて順次開設する計画となっております。地震の際の避難所は、市立小学校を他の施設より先行して開設することとしており、設営や運営については、小学校区防災拠点協議会――以下協議会といいます――と市職員が協力して行います。そのため、近隣自治会や保護者の皆さんなど、地域の事情に詳しい方々により協議会を構成しており、平時には、この協議会委員をはじめ、あらかじめ指定されている市職員や学校職員も参加し、会議や訓練を行っております。

さらに、全校で開催している避難所開設訓練では、一部の学校に近隣の自治会や配慮が必要な方々にも参加していただくなど、避難所の円滑な運営のため、様々な団体と連携を図っております。

次に、ウ、市民への防災意識の向上に関する取組についてです。防災意識は大きな災害の直後には高まりますが、何もしなければ、日がたつごとに落ちてしまいます。そのため、継続的な周知啓発や訓練などにより災害をイメージすることが必要だと考えております。その手法は様々ですが、各自治会や地区連合会での防災訓練をはじめ、災害について学ぶ講演会などを自治会連合協議会の協力をいただき、開催しております。また、親子を対象とした防災に関するイベントや市職員による講話、さらには大規模災害対応合同防災訓練では、ライフライン事業者や防災関係団体、ＮＰＯ団体などと連携し、情報発信を行ったところです。今後もこれらの取組のほか、市公式ウェブサイトや広報紙など、あらゆる媒体や機会を活用し、防災意識の向上につなげてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは大項目１つ目の施政方針についてのうち(2)の防犯対策についてお答えいたします。

初めに、ア、現状、課題及び具体的な防犯対策についてです。本市では、10月17日の強盗事件の発生を受け、事件当日の夕方から発生場所の柏井町周辺を青色防犯パトロール専用車で巡回し、翌日の18日、19日も同様に巡

回を実施いたしました。強盗対策に関する市民への周知につきましては、「広報いちかわ」への記事の掲載、強盗対策のチラシを市が作成し、全自治会に掲示と回覧を依頼したほか、市公式ウェブサイトやＬＩＮＥ、ＸなどのＳＮＳを活用して注意喚起を行いました。さらに、若年層に対しては、闇バイトによる犯罪加害者にならないための注意喚起をメール、情報配信サービスや市公式ウェブサイトを通じて実施しております。また、令和７年１月から市内の公民館で開催しているデジ活講座の際には、市職員による特殊詐欺対策電話機等購入費補助制度の説明や、市川・行徳警察署員による強盗対策と電話ｄｅ詐欺被害防止の講話を実施しているほか、１月27日に市川市文化会館てこなホールで開催したいちかわ市民防犯講演会では、強盗対策や防犯ボランティアの意義と効果についてお知らせいたしました。

設備面の防犯対策といたしましては、令和６年12月の補正予算で御承認いただきましたカメラ付防犯灯100台を令和７年８月末までに設置する予定でございます。

市では、平成17年３月に市民が安全で安心して暮らすことができる町の実現を目指し、市川市防犯まちづくりの推進に関する条例を制定しております。そして、本市の防犯まちづくりの基本方針や推進体制を示した市川市防犯まちづくり基本計画を策定しました。これらに基づき、市民一人一人が防犯について意識し、対策を実行していただくことが重要な課題と考え、これまでに様々な施策を推進してまいりました。今後もこれまでの取組の継続と犯罪情勢を踏まえた新たな施策を構築しながら、市民への周知啓発に努めてまいります。

続きまして、イ、自治会や防犯協会など関係団体との連携についてです。初めに、市川市自治会連合協議会との連携につきましては、市川市防犯まちづくり基本計画の策定や、市が設置するカメラ付防犯灯の設置箇所の選定、ＪＲ本八幡駅周辺で関係機関と合同で実施する街の安全パトロールや、市が提供する自主防犯活動用品を活用した自主防犯パトロールの実施など、様々な防犯対策事業の中心的な担い手として御協力いただいております。

このほか、柏井町の強盗事件発生後には、自治会連合協議会、市川、行徳の両防犯協会の連名で、各自治会長宛てに地域の防犯パトロール強化の依頼を行っていただきました。

次に、防犯協会との連携についてです。本市には、市川、行徳の２つの防犯協会がございます。まず、市川防犯協会でございますが、毎年10月に主催事業として、ＪＲ市川駅、本八幡駅、大型商業施設で、啓発物資を配布しながら防犯を呼びかける街頭犯罪防止キャンペーンを実施しておりますが、これは本市と市川警察署も連携して参加しております。このほか、市川防犯協会は、曽谷縄文まつりやいちかわ市民まつり、毎年12月にＪＲ本八幡駅で開催される歳末防犯キャンペーンなど様々なイベントに参加していますが、市川市も連携して一緒に啓発活動を実施しております。

次に、行徳防犯協会についてでございますが、本市、行徳警察署と連携して、今年度は10月から12月にかけて、東京メトロ東西線妙典駅、行徳駅、南行徳駅の各駅周辺で街頭防犯キャンペーンを実施しているほか、行徳防犯フェスタや行徳地域安全フォーラムなどの啓発活動を実施しております。

最後に、ウ、市民への防犯意識の向上に関する取組についてです。市民の防犯意識の向上を図るためには、これまで実施している防犯講話や防犯講演会、防犯キャンペーン及び自主防犯活動など、様々な防犯対策事業を継続的に実施することが重要であると考えております。さらに、令和７年度からは、市民の防犯意識や防犯力の向上を図る取組として、個人で加入するホームセキュリティーの設置費用や、防犯カメラ、防犯性の高い錠、補助錠、防犯フィルム、センサーライト、センサーアラームなどの購入費用の一部をＩＣＨＩＣＯスマートポイントで還元する防犯用品等導入促進事業の実施を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　私からは大項目、施政方針についての(3)と(5)のアについてお答えいたします。

初めに、(3)八潮市の陥没事故を踏まえた本市の下水道管路の現状と課題等についてであります。本市の下水道は、昭和36年から真間・菅野地区の整備を開始し、昭和50年代初頭からは市川南地区及び行徳地区で整備を進めております。本市において、下水道管路を原因とする道路陥没は小規模なものでありますが、主に整備時期の早い真間・菅野地区等において発生しております。これらの多くは家屋等からの汚水を下水道本管に排水する管径150㎜を主とした取付け管の破損が原因となっております。発生件数は、令和５年度は27件、６年度は35件でありますが、管径が小さいこと及び速やかな修繕対応により、陥没による人的な被害及び物損等の事故につながる事案は発生していないところであります。

また、陥没の原因となる管渠の破損を未然に防ぐ必要があることからも、下水道管路の老朽化対策として、市川市下水道ストックマネジメント計画に基づき、真間・菅野地区での改修を進めているところであります。令和５年度末の改修率は、計画に位置づけられた対象管路延長約64kmに対し、約５％となっております。

課題といたしまして、本市では、老朽化対策と併せて下水道の未普及地域の早期解消や管路施設の耐震対策も進めていく必要がございます。このため、各事業の一層のコスト縮減のほか、効率的な事業手法について検討していかなければならないと考えております。

次に、今後の老朽化対策についてであります。現在、真間・菅野地区において老朽化対策を進めておりますが、行徳地区、市川南地区などの下水道管路につきましても、整備後おおむね40年が経過し、間もなく標準耐用年数である50年を迎えることから、老朽化対策の実施区域の拡大を検討していく必要があると考えております。今後も下水道管路の適切な点検、維持管理に努めるとともに、市域全体の老朽化対策に向けて取り組んでまいります。

次に、(5)のア、江戸川第一終末処理場の進捗状況等についてであります。江戸川左岸流域下水道は、本市を含む千葉県北西部８市の汚水を集めて処理する千葉県が管理する広域的な下水道であり、本市行徳地域の福栄にある江戸川第二終末処理場と、現在整備中である江戸川第一終末処理場の２つの処理場で処理する計画となっております。なお、江戸川第一終末処理場の水処理施設は、当初、全９系列の計画で進められておりましたが、昨年８月、県による計画汚水量の見直しにより、現在は全８系列として整備が進められております。

江戸川第一終末処理場の整備状況につきましては、令和２年度に第１系列が供用を開始され、現在、第２系列に係る工事が令和９年度の供用を目指し進められております。今年度の主な工事内容といたしましては、水処理施設及び放流ポンプ棟などの整備が行われているところであります。

次に、江戸川第一終末処理場に係る県への要望についてであります。江戸川第一終末処理場につきましては、本市をはじめ、流域市の下水道未普及地域の整備拡大のためにも、第３系列以降の整備が必要であることから、これまで県に対し早期整備の要望を継続的に行ってきております。本年１月９日には流域関連８市として、本市田中市長をはじめ、松戸市本郷谷市長ほか各市の代表者とともに、早期整備を求める要望書を直接熊谷知事に提出いたしました。要望内容は、未整備の第３系列以降の整備に必要な予算を確保し、将来汚水処理量に応じた段階的、かつ計画的な整備を着実に進めることを求めたものであります。提出された要望書に対し、当日、熊谷知事からは、第３系列の予算の確保や令和９年度の供用開始を目標に進めている第２系列の完成を待たずに、前倒しして第３系列の水処理施設に着手したいとの心強い回答をいただきました。具体的なスケジュールはまだ示されておりませんが、このたびの県の回答からも、一層の整備の推進が図られるものと考えており、当該処理場がある本市といたしましては、県に対し可能な協力を行いつつ、今後とも整備を促進してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　私からは大項目、施政方針についてのうち(4)中山地区についてお答えをいたします。

まず、ア、地域の現状と課題、背景についてです。中山地区は国宝をはじめとする多くの文化財を有し、本市有数の観光資源である中山法華経寺を中心とした寺町として落ち着いた町並みが形成されております。市はこの中山地区の活性化について、地元町内会、商店会、中山法華寺の関係者で構成される中山まちづくり協議会と協議を続けてまいりました。その中で、中山法華寺へ続く中山参道について、高齢化が進み空き店舗が目立つようになったことで、本来の魅力が失われているとの意見が多くありました。そこで、中山参道に重点を置き、空き店舗対策等を通じた活性化を図ることとしたものでございます。

次に、イ、具体的な計画と今後の進め方についてです。中山参道活性化事業では、空き店舗を希望者に期間を決めて貸し出すチャレンジショップの開設や、中山法華経寺の文化遺産を含めた地域一帯をＰＲイベントなどにより広く周知し、にぎわいを創出いたします。また、生み出されたにぎわいが一過性のものにならないよう、向かうべき将来像を明確にする活性化プランを策定してまいります。今後、これらの業務をまちづくりに対して専門的な知見、ノウハウを持つ事業者に委託し、市、中山まちづくり協議会、事業者の３者が連携して活性化に向け、取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは大項目、施政方針についての(5)のイと大項目、行徳地域のまちづくりについてお答えします。

初めに、イの施設北側道路の整備状況についてです。江戸川第一終末処理場北側の道路、市道8133号の整備計画は、千葉県が終末処理場建設に当たり、江戸川第一終末処理場計画地検討会で検討し、近隣住宅地との緩衝空間確保や、現在のぴあぱーく妙典へのアクセス性向上を目的として、12ｍに拡幅するものです。妙典ポンプ場前からガーデナ通りまでの約830ｍのうち、妙典ポンプ場からぴあぱーく妙典の前面までの約330ｍ区間は令和４年６月に完成しており、現在、残りの約500ｍ区間の整備を計画しております。拡幅後の道路の幅員構成は、民地側から2.5ｍの歩道部と5.5ｍの車道部を設置し、処理場側は４ｍの緑道とする計画です。今年度は、本市が詳細設計を行っており、交通管理者となる千葉県警察と協議を進めるとともに、千葉県が計画している終末処理場の緑道計画と整合を図りながら、工事に必要となる設計図面等の作成を進めております。設計業務が完了した後に地元自治会へ説明し、早期に工事着手できるように努めてまいります。

次に、行徳地域のまちづくりの(1)仮称押切・湊橋整備についてです。この事業は千葉県と東京都で進めており、本市における事業区間は、旧江戸川の都県境から県道市川浦安線の行徳駅入口交差点までの延長約420ｍとなります。これまでに千葉県主催で３回、市主催で１回、合計４回の説明会を開催し、直近では、昨年７月に千葉県が、旧江戸川沿いの道路と行徳街道との間の通行確保を目的とした機能補償道路の追加と用地補償などについての説明会を開催しております。現在、千葉県では用地取得交渉に向けた準備や橋梁の設計を進めていると伺っております。この仮称押切・湊橋と市道0104号行徳駅前通りは、都市計画道路3･4･25号湊海岸線として都市計画決定されていて、大部分が整備済みと概成済みとなっております。残る仮称押切・湊橋の事業区間が完成することで、東京都江戸川区とつながる幹線道路として大規模災害発生時に避難、救助をはじめ、物資の供給など重要な役割を担う道路となります。本市では、これらのことを踏まえて、行徳駅入口交差点から新浜通りとの交差点までの約800ｍにおいて、無電柱化事業を進めております。当該事業では、幅員1.5ｍの自転車レーンを整備するとともに、駅前のバスベイやタクシー待機場所の見直しを行うことで、交通の円滑化と利用者の利便性向上が図れるように、関係機関と調整を図りながら詳細設計を進めてまいります。今後、ガス、水道、電気などの占用

物の移設スケジュールを確定し、工事説明会を開催した後、令和８年度から占用物の移設工事を開始する予定でございます。

次に、(2)歩車分離式信号の設置についてです。行徳警察署に行徳地域における歩車分離式信号機の設置状況を確認したところ、管内で３か所あり、その内訳は、歩行者が斜め横断できるスクランブル式が２か所、斜め横断できない歩車分離式が１か所とのことです。歩車分離式信号機は、歩行者と車両が交錯しないことから、信号交差点における歩行者の安全確保の面で優れていると認識しております。一方で、歩行者と車両を時間的に分離して通行させることから、信号の待ち時間が長くなることにより、歩行者や車両の信号無視を誘発するおそれや、車両側の青時間が短くなることにより渋滞が発生するおそれがあることも認識しております。歩車分離式信号機の導入については、交通管理者である千葉県警察が、その効果と影響を十分に勘案した上で、適切に判断していくべきものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは大項目、江戸川放水路におけるカキ殻等の投棄対策についてをお答えいたします。

本条例は、江戸川放水路を安全かつ清潔に利用するための環境保全を目的として、カキ殻等を捨てることを禁止しており、行徳可動堰下流から湾岸道路区間内の河川水面、河川敷及び堤防敷の区域を指定して、令和５年４月より施行しております。カキ殻等の投棄の禁止に違反した者に対しては、本条例施行規則において、過料の額を5,000円と定めており、この過料規定につきましては、周知期間を６か月設け、同年の10月より施行をしております。本条例施行以降は、江戸川河川事務所や県警などと連携を図りながら、多言語による周知看板設置のほか、大潮の日を中心に、本市街づくり部、道路交通部、下水道部及び環境部の市職員が定期的にパトロールを行い、カキを取っている方に対して、カキ殻を持ち帰るよう声かけを実施してまいりました。また、「広報いちかわ」やＳＮＳなどによる情報発信も併せて行ってまいりました。条例施行１年目の令和５年度は、４月から２月までの11か月間で計80回のパトロールを実施しました。２年目の今年度は前年度の啓発効果もあり、カキを取る方が少なくなったことから、体制を縮小し、４月から11月の８か月間で計36回、同様のパトロールを行いました。初年度は多くの方々への周知を優先しましたが、今年度は人数把握にも努め、延べ44名の方々に啓発を行ったところです。過料に至った件数につきましては、現時点までございません。地元住民の方々からは、年々カキを取りに来る人たちが減り、投棄されるカキ殻も減っていると伺っており、これまでの取組によって、条例の目的である江戸川放水路の安全かつ清潔に向けての成果が出ているものと認識しております。

カキを取りに来る人は市外からも訪れますことから、江戸川放水路の環境保全や本条例について、より広く知っていただくため、今後も安全かつ清潔に利用することができるよう、カキを取りに来る方が増え始めます４月からは、状況に合わせて適宜体制を検討しながらパトロールを行い、再びカキ殻投棄の状況が悪化しないよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　私からは大項目、グラウンド・ゴルフができる施設の整備についてお答えいたします。

初めに、行徳地域における現状についてです。本市がホームページなどにより行徳地域におけるグラウンド・ゴルフでの利用を紹介しているスポーツ施設といたしましては、青葉少年スポーツ広場、広尾防災公園健康の広場、福栄スポーツ広場がございます。一方で、グラウンド・ゴルフは、ある程度の広さが確保できれば可能なス

ポーツであるため、行っている場所の全体数については正確に把握できておりません。本市ではグラウンド・ゴルフを競技する団体が数多くあると認識しております。競技される皆様には、スポーツ施設や江戸川河川敷緑地公園などのほか、グラウンド・ゴルフでの利用を禁じている広場等はないため、地域ごとにある施設を活用してグラウンド・ゴルフを楽しんでいただいているものと考えております。

続きまして、競技場を整備する考えについてお答えいたします。市内にあるスポーツ広場や公園につきましては、これまでと同様に、多くの市民がグラウンド・ゴルフで利用されていることを踏まえ、安全で快適な施設として、また、多世代の方による多様な利用に配慮した施設として、維持管理を行ってまいります。なお、公益社団法人日本グラウンド・ゴルフ協会が定めるコースでの大会を開催される場合などにつきましては、これまでどおり国府台公園の陸上競技場や福栄スポーツ広場などを活用していただければと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

青山議員。

○青山ひろかず議員　どうもそれぞれ御答弁ありがとうございました。以降、一問一答で再質問をさせていただきます。

まずは、消防、救急の救助体制についてです。先ほどの御答弁でもありましたとおり、災害時には消防局長、消防署、また消防団がおのおのの警備本部を設置して連携する体制で対応していて、理解しました。昨年の能登半島地震では、消防、警察、自衛隊などの機関はいち早く現場に駆けつけ、活動を行ってまいりました。その映像は、毎日のようにマスメディアを通じて放映されていたことを、今でも鮮明に記憶しております。地震においては、本市においても決して例外でなく、東京湾の直下地震に備えなければなりません。

そこで再質問です。消防局において懸念される地震を見据えた災害への課題と今後の取組についてお伺いします。

○稲葉健二議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

昨年発生しました能登半島地震のように甚大な被害が発生した場合、被災地の消防力では対応が困難となり、緊急消防援助隊などの応援部隊を要請することになります。本市においても、首都直下地震など大規模地震の発生が懸念される中で、緊急消防援助隊など応援部隊の受入れ体制を整備することが課題の一つとなっております。そこで、消防局では、市川市消防局広域応援受援計画を策定し、応援部隊の対応に当たることとしておりますが、災害対応を継続している中で、応援部隊はもとより、国や県、関係機関との調整に係る人員の確保などの課題もあることから、初動から効果的な活動が展開できるよう、あらゆる事態を想定した訓練を繰り返し行い、計画の見直し、受入れ体制のさらなる強化に努めてまいります。

一方で、市民の防災力を高めることが地域防災力の強化及び減災への大きな力につながることから、市民や事業所が参加する訓練などを通じて、地震への備えや発災時の行動など防災対策について普及啓発を行い、災害に強いまちづくりの構築に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。応援部隊の受入れ体制の課題と今後の取組について理解しました。応援部隊の受入れとなりますと、各機関から多くの車両と人員が見込まれます。ただ、集まったところで効率的な活動体制がなければ意味がありません。消防局においても体制が築かれていると思いますが、あらゆる想定を準備してください。

また、首都直下地震の発生確率が高まる中、まさに、いざのために準備しなければなりません。消防局は災害対応の要であり、市民の命のとりででもあります。答弁にもあったように、市民の皆様や事業所の方々が、地震の備えや発災時の行動など防災力を高めることが地域防災力の強化及び減災への大きな力につながります。引き続き地域防災力の強化にあらゆる方策を取って取り組んでください。

これで消防の質問を終わります。

次に、避難所についてです。自治会や保護者の皆様の協力が構築され、協議会が運営されていることは理解しました。また、配慮が必要な方などの訓練に参加し、情報交換されているとのことです。とてもよい取組であると考えますが、１点、再質問させていただきます。

配慮が必要な方が避難所訓練に参加しているところですが、どのような団体が参加しているのか教えてください。そして、どのような訓練を実施しているのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

今年度の避難所開設運営訓練では、障がい者団体の連絡会や外国人支援団体に呼びかけ、合計50人の方々に御参加いただきました。訓練の内容としては、避難者役として実際に受付をし、避難所内の様子や設備などを見学していただき、お気づきの点などについて御意見などを伺いました。今回の訓練に参加した各団体からは、次回も積極的に参加や協力したいといったお申出もいただいておりますので、今後とも訓練を通じて、さらに連携を深めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございます。避難所には様々な方が避難してきます。要配慮者の方々への対応も、事前に様々な想定をする必要があると思います。その上で、障がいのある方やその家族、また外国籍の方などと考え方を共有するよい機会だと考えております。また、各団体からの申出を生かせるよう取り組んでください。私が住む行徳地区は外国籍の方が多いので、今後の取組に期待しております。

では、次に移ります。市民の防災意識の向上について、関係団体など協力し、様々な取組が進められていることが分かりました。

そこで再質問しますが、具体的な取組内容はどのような狙いを持って進めているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

具体的な取組内容としては、例えば地域の防災訓練では、地震体験や初期消火訓練などを通して、発災時の対応や地域を守るために必要な行動について共有することとしております。また、親子を対象としたイベントでは、楽しみながら防災について学んでいただくため、子どもの視点を意識した内容としており、民間団体の協力により、防災クイズに答えながらゴールを目指す迷路や、防災を楽しく学ぶ防災授業など様々な体験を提供しております。このほか、大規模災害対応合同防災訓練では、関係団体やライフライン事業者の方々から、防災グッズの紹介や体験会など、直接防災に役立つ情報を発信していただき、日頃からの備えの必要性を訴えたところです。

引き続き、どの世代にも実践しやすく分かりやすい周知啓発に努めるとともに、訓練等で体験する機会を増やし、市民の皆さんに高い防災意識を維持してもらえるよう、引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。行政だけでなく、民間の力を借りて取組を進めることはとてもよいことだと考えます。防災力向上には市民の防災意識の高揚が不可欠です。市だけでなくいろいろな団体にアイデアをいただいてしっかり進めてください。これはこれで質問を終わります。

次に、施政方針の２、防犯対策についてです。防犯対策については、今の答弁でおおむね理解しました。しかし、昨今の犯罪は多種多様化している傾向があります。柏井町で発生した事件もそうですが、特に闇バイトについては、拠点を海外に置くなどして、日本の警察が捜査しづらい状況をつくっています。このような犯罪に若者が手を染めることのないよう、また、市民の皆さんが安心して住み続けられる町をつくっていくため、防犯対策に力を注いでいただくようお願いして、この項目はこれで終わります。ありがとうございました。

続きまして、施政方針の３、下水道の老朽化についてです。本市の下水道管路施設のメンテナンスについて、現状と課題についてお伺いします。老朽化の状況を踏まえた効率的な改修計画は、市川市にとって必要不可欠な事業であり、市民のためのこれからを確実に実施しなければなりません。今後も予算や人員などを適切に確保し、事故を未然に防ぐため、重要なライフラインの機能を維持していくことを意識して事業を進めていただくようお願いいたします。この件はこれで結構でございます。

次に、４の中山地区についてです。中山参道活性化については理解しました。しかし、活性化を図らなければならない地域は市内に幾つもあります。この事業が仮に成果を生んだとして、ほかの地域にこうした事業を実施するのか伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

中山地区には数々の国宝、重要文化財を有する中山法華経寺などがあり、そこへ続く中山参道は大変商業的なポテンシャルが高いという特性がございます。今回の事業において成果を得られたとすれば、市においても大きな財産となり、他の地域への展開も可能であると考えております。ただし、他の地域全てに同じような特性があるわけではございません。他の地域にもそれぞれの魅力、また違った資源があるものと思います。そのため、今回の事例を単純に当てはめるだけではなく、それぞれの特性に合った活性化策を十分に検討した上で取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございました。再質問、まとめますので、数々の国宝や重要文化財を保有する中山法華経寺から続く中山参道には、私自身も非常に高いポテンシャルがあると感じています。しかしながら、地元の皆さんも協力されているだろうと思われますが、高齢化などから空き店舗が目立ち、本来あるべき魅力が発揮されていないのだと思います。今回、中山参道に注力することは、今後の商店街振興のモデルケースになると感じています。ぜひ多くの方が訪れる中山参道を実現していただきたいと思います。この件はこれで結構であります。

続きまして、施政方針５、ア、江戸川第一終末処理場についてです。江戸川第一終末処理場の整備状況は、第２系列の令和９年度の供用開始を目指して整備を進めていることを理解しました。また、１月９日、田中市長自ら知事と会い、要望書を提出され、知事から第２系列の完成を待たずに前倒しして第３系列の水処理施設を着手したいとのお言葉をいただいたことは大変大きな成果だと思います。引き続き県に協力しつつ、早期整備を促進していただくようお願い申し上げます。

次に、イ、施設北側道路の整備についてです。施設北側道路の整備状況については、千葉県警と協議を行っているとのことで、事業が進んでいることが理解できました。市川市の新しい施設も今週末にオープンしますの

で、地元との調整や県との連携を円滑に行い、できるだけ早く工事に取りかかるよう要望して、終わります。

次に、行徳地域のまちづくりについてお伺いします。御答弁ありがとうございました。仮称押切・湊橋整備の進捗状況として、用地取得交渉の準備や橋梁設計を進めているとのこと、伺いました。市川市も千葉県が早期に工事着工できるよう協力していただくことをお願いします。

また、市道0104号に隣接する行徳駅には駅前ロータリーがなく、タクシーが路肩に停車していることもあり、駅前周辺の道路が混雑する状況もありますので、今後、無電柱化事業と併せて路線バスやタクシーの乗り場の位置などを検討していただき、円滑な交通の確保ができるよう改修をお願いいたします。

１について、１点再質問があります。行徳駅は昭和44年に開設してから50年以上経過し、駅前の銀行も店舗つきの共同住宅に建てられました。今後、仮称押切・湊橋の整備の進捗により、駅周辺ではこのような建て替えが進むことが予想されますが、駅周辺のまちづくりをどのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

行徳駅周辺は、駅が開業する前後の昭和41年から昭和51年にかけて行われた土地区画整理事業により、町が形成されました。その頃に建てられた建物も約50年が経過し、更新の時期を迎えているものもあります。今後、仮称押切・湊橋の開通などにより、車と人の動きに変化が予測されます。現在、改定作業を進めている都市計画マスタープランには、新たな道路整備を契機として、にぎわいや活気のある都市拠点にふさわしい町となるようまちづくりの方針を示してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　ありがとうございました。道路をきっかけとしたまちづくりについて、マスタープランにも方針が示されるということで理解しました。行徳が将来にわたって活気あふれる魅力的な町となるよう期待します。

続きまして、２の再質問です。塩焼小学校に通学する児童のための新浜通りとガーデナ通りの交差点で見守りをしていた方が高齢のため、令和６年３月に辞め、児童の横断時に安全確保が心配されたことから、令和６年10月３日付で塩焼地区５自治会長が行徳警察署に当該交差点の信号制御を定周期式から歩車分離式への変更を要望しております。この要望に対する現在の検討状況をお伺いします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

当該交差点は十字路の交差点で、塩焼小学校の通学路に指定され、多くの児童が登下校時に通行する市道0106号新浜通りと市道0109号ガーデナ通りが交差しております。両路線とも本市の主要な道路で交通量が多く、大型車も通行することから、横断する歩行者との事故を心配する声があり、事故防止のために塩焼地区の５自治会長の連名で、行徳警察署長宛てに要望書が提出されたことを確認いたしました。千葉県警察では、今月中に当該交差点の交通量調査を行い、その結果に基づき、信号制御を定周期式から歩車分離式に変更することの可否について検討すると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　青山議員。

○青山ひろかず議員　御答弁ありがとうございました。要望を受け、千葉県警察のほうで交通量を調査し、検討していくとのことで安心しました。ぜひとも進めてください。塩焼小学校へ通学する児童を含め、この交差点を横断する歩行者が安心して通行できるよう、ぜひ歩車分離式信号機への変更を実現していただくことを改めて要

望いたします。

次に移ります。次に、江戸川放水路におけるカキ殻等の投棄対策について、御答弁ありがとうございました。条例施行後、周知やパトロールなどの本市の取組がカキ殻等の投棄の減少に対して大きな効果があったことは評価したいと思います。放水路でカキなどを取っている方々に対して、現地で直接声をかけるなど、カキ殻等の投棄の予防だけでなく、安易な行為が水辺環境の安全な利用を著しく阻害していることを理解していただけているのではないかと思います。今年のシーズンもパトロールを継続していただくとのことですので、水辺の環境も大事にしていただく人たちが増えていくことを期待します。本来は、カキ殻条例をつくらなくても利用者がルールを守っていただくことが一番よいとは思いますが、それが実現するまでは周知を続けていただきたいと思います。この質問はこれで結構でございます。

次に、グラウンド・ゴルフについてです。御答弁ありがとうございました。行徳地域に限らずグラウンド・ゴルフは大変人気があるスポーツであり、市が推進する健康寿命日本一の実現に大きく貢献すると考えております。今後、グラウンド・ゴルフができる場所を探している団体があれば、市として親身になって相談に乗ってあげてほしいと思います。この質問に関しては、これで結構でございます。

以上で創生市川・自民党第２の代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時59分散会

第　４　日

令和７年２月26日（水曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第４号）

令和７年２月 26 日（水曜日）午前 10 時開議

第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について
第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について
第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について
第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について
第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について
第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）
第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）
第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）
第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算
第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算
第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
第29　議案第66号　財産の減額貸付について
第30　議案第67号　財産の減額貸付について
第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて

第36　報告第40号　専決処分の報告について

第37　報告第41号　専決処分の報告について

第38　報告第42号　専決処分の報告について

第39　報告第43号　専決処分の報告について

第40　報告第44号　専決処分の報告について

第41　報告第45号　専決処分の報告について

第42　報告第46号　専決処分の報告について

（代表質問）　新しい流れ　にしむた　勲議員

市民クラブ　石崎ひでゆき議員

日本共産党　廣田徳子議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について

日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について

日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について

日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）

日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算

日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算

日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて
日程第36　報告第40号　専決処分の報告について
日程第37　報告第41号　専決処分の報告について
日程第38　報告第42号　専決処分の報告について
日程第39　報告第43号　専決処分の報告について
日程第40　報告第44号　専決処分の報告について
日程第41　報告第45号　専決処分の報告について
日程第42　報告第46号　専決処分の報告について
（代表質問）　新しい流れ　にしむた　勲議員
市民クラブ　石崎ひでゆき議員
日本共産党　廣田徳子議員

出席議員　42名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一

浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行

財政部長	田中	雅	之
管財部長	湯本	明	男
情報管理部長	川島	俊	介
文化国際部長	高橋	昭	彦
スポーツ部長	鎌形	秀	昭
市民部長	吉田	一	弘
経済観光部長	根本	泰	雄
こども部長	山室	繁	央
福祉部長	鷺沼		隆
保健部長	横山	京	子
環境部長	佐原	達	雄
街づくり部長	小塚	眞	康
道路交通部長	米崎	勝	則
下水道部長	森田	敏	裕
行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	角田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	藤城	久	保
会計管理者	岩井		滴
教育次長	小倉	貴	志
生涯学習部長	板垣	道	佳
学校教育部長	藤井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	宮嶋		茂
主任	北川	陽	介
主任書記	高栁	陽	一
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
主査	岡澤	英	康
主任	関口		舞
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、環境部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　貴重なお時間をいただき申し訳ございません、発言の訂正をお願いいたします。

昨日の公明党、西村議員の代表質問中、新電力会社の現状と今後についての質問に対する答弁におきまして、「千葉県睦沢町の株式会社ＣＨＩＢＡむつざわエナジー」を、「千葉県銚子市の銚子電力株式会社」と申し上げましたが、正しくは「千葉県睦沢町の株式会社ＣＨＩＢＡむつざわエナジー」でございます。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長　日程第１議案第38号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第42報告第46号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。順次発言を許可いたします。

新しい流れ、にしむた勲議員。

〔にしむた　勲議員登壇〕

○にしむた　勲議員　会派新しい流れのにしむた勲です。会派を代表して質問させていただきます。御答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、保健医療福祉センターについて。

センターの土地建物は、売却期限の昨年度末を過ぎているにもかかわらず、市が所有しているということです。現状に至った経緯と今後の方針について伺います。

次に、本市のウェブサイトのアクセシビリティーについて。

私は、令和６年９月定例会にてウェブアクセシビリティーの向上のために導入している閲覧支援ツールの切り替えボタンが探しづらいことを指摘し、改善を提案しました。その後、ホームページ上部の切り替えアイコンボタンを赤色に変更していただき、表記も日本語にしていただき、分かりやすくなりました。ありがとうございます。これらの取組と成果について伺います。また、さらにウェブアクセシビリティー向上にどのように取り組んでいくのか伺います。

次に、市川市急病診療所の繁忙期の業務について。

この年末年始の待ち時間はどういった状況であったのか伺います。

次に、施政方針で触れられている公益通報制度の機能を向上させる施策の内容について。

私は、昨年12月定例会の一般質問で、弁護士等本市から独立した中立の機関に通報窓口を設けるべきと訴えましたが、施政方針によれば、外部窓口を設置するとのことです。その概要は先順位者への答弁で理解しましたが、これのみをもってこの問題が解決するものではないと思います。昨年12月定例会でも指摘したとおり、内部公益通報制度を利用する職員に対し、その信頼性に関するアンケートを実施すべきだと考えます。さらに、制度の周知徹底を図る研修も実施すべきと考えます。本市の見解を伺います。

次に、防犯対策についてですが、市長は施政方針で「犯罪を未然に防ぐには、一人ひとりの心がけが必要です」と述べておられますが、全ての市民は犯罪防止の心がけなど言われなくても十分に持っているのではないで

しょうか。しかし、私の周りにも空き巣などの犯罪に遭った市民が複数いらっしゃいます。一体どういう心がけを市民に求めているのでしょうか。その心がけで犯罪を避けられるというのでしょうか。私は、最近の凶悪、無差別な犯罪に対し、鍵を忘れないなどの個人の心がけだけではほぼ無力だと思います。

そこで施政方針にも触れられている警察との連携について、具体的な施策を伺います。

次に、施政方針では、カーボンニュートラルの取組の核となるとうたわれている新電力会社について、(1)市内の二酸化炭素排出量削減の目標、見込み、具体策について。

そして(2)施政方針で、「電気代の支出を市内にとどめ」とありますが、それがどういう意味や効果があるのか私には理解できないので、御説明願います。

(3)施政方針では「新電力会社の利益を環境施策に充当する」とありますが、新電力会社の事業計画について、どの程度の利益を見込んでいるのか伺います。

次に、下水道などインフラ老朽化対策についてです。

先順位者の答弁で緊急調査を実施したことは理解しましたが、実施した詳しい内容と調査結果について伺います。

また、(2)として、下水道設備老朽化の危険性に対する現状認識について伺います。

次に、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについて。

(1)これまでかけたプレミアムポイント付与及びその他経費の費用概要についてお示しください。

(2)経済効果9.7億円の算出根拠については先順位者の答弁で理解しましたが、加盟店の中には市外の企業が経営する店舗も含まれており、これを市内へ消費を呼び戻したと言うには無理があるのではないでしょうか。例えば、オーケーストアは加盟店になっていたと思いますけれども、本社は神奈川県横浜市です。ワイズマートは浦安市が本社の会社です。支店の売上高は市川にとどまることなく、即本社売上高に計上されるはずだし、その経済効果、波及効果も当然、直接的に市川市に及ぼされるものではないと考えられます。市外の会社の売上げが伸びても、市川市に波及効果があるとは思えません。市の見解を伺います。

(3)今後の方針について伺います。先順位者の答弁で、交付金がなくなればプレミアム付与は再検討する、行政ポイントを中心に運用するという答弁だったと理解しました。行政ポイントだけで通貨として維持できるのか、少額しか流通しないのであれば、コストの面から言って加盟店も対応しなくなると思いますが、市の見解を伺います。

次に、全国初の施策として打ち出されたＩＣＨＩＫＡＷＡプレウェディングについて。

概要は先順位者への答弁で理解しましたが、本市は、子どもが生まれたら他の自治体に転出してしまう傾向があることがこれまで課題とされてきたと認識していますが、結婚前の若い世代に対する支援は、この課題認識とポイントがずれていないか、定住人口の増加につながるのか、お答え願います。

また、同性婚が法律上認められていない中、同性カップルに補助金を交付することの法的問題はないのか。また、同性同士の単なるシェアハウスとどう見分けるのか伺います。

次に、省エネルギー家電導入促進事業について。

どのような家電が対象になるのか、家電品目の選定理由や必要な性能基準について伺います。

次に、市立小学校教員の休暇取得などの勤務実態の現状について。

教員の休暇取得の状況、副担任制などの小学校担任の休暇取得のサポート体制について伺います。

次に、小中学校の定期セクハラ調査が昨年12月に実施されたと聞いていますが、その結果及び今般の盗撮事件に関し、調査の効果と今後の対策について伺います。

次に、子どもの貧困対策について。

(1)市立小中学校の児童生徒を対象とした貧困に関する調査の実施状況について。

(2)今後、子どもの貧困状態をどのように把握していくのか伺います。

次に、塩浜２丁目市有地活用事業について。

素案公開の結果と募集要項等の見直しの進捗状況、今後の計画について伺います。

次に、国の地方創生関連予算について。

(1)近隣自治体と比較した本市におけるこれまでの活用方法の特徴について。

(2)石破政権が掲げる地方創生交付金の倍増政策を本市はどう生かしていくのかについて伺います。

次に、市川市犯罪被害者等支援条例について。

(1)として、既に犯罪被害者等基本法があるにもかかわらず、条例を制定する必要があるのか。条例制定の立法事実、法では抜け落ちていてあえて条例を制定しなければならない法益とは何か。国の支援政策との整合性及び重複について、市の見解を伺います。

(2)第５条に市民等の役割としてありますが、市民の自由を制約することにならないのか。市民の内心の自由に踏み込むもので、個人の思想、信条に対する干渉となり、憲法第19条に反するおそれがあるのではないか、市の見解を伺います。

(3)条例第10条、支援を行わないことができる場合というのは、基準が具体的かつ明確でなく、誰がどのような基準で決定するかも明記されていません。場合によっては、支援される方とされない方の差別につながる可能性もあると懸念しますが、見解を伺います。

次に、下水道工事をめぐる贈収賄事件に関連して、昨年８月１日付産経新聞によると、市下水道部次長の逮捕を受けて開催された緊急記者会見において田中市長は、市下水道部長の経験者が、定年後、地元の建設業協同組合に再就職したと述べたとしていますけれども、その建設業協同組合に元市職員が再就職をしていた実態はあるのか。あるのであれば、その人数や勤務時間、勤務期間、報酬額などの条件を伺います。

また、そのような再就職はいわゆる天下りではないかとの疑念を持たざるを得ませんが、民間業者においては、再就職のあっせんが広く行われていますけれども、本市においても再就職のあっせんを行っているのか、どうか、併せて伺います。

さらに、今回の贈収賄事件の公判に関する報道によれば、過去に事業者が受注しようとする下水道工事について、積算した設計金額を本市職員に提示し、その職員がもっと上、もっと下などと言って予定価格の近似値を教示していたとされていますけれども、そのような事実があったのか、どうか、伺います。

また、(2)として、過去10年間の下水道工事における市内業者の落札状況について、落札件数及び落札業者数について伺います。

最後にＥＢＰＭ、すなわちエビデンスに基づく政策立案についてですが、市の政策においてＥＢＰＭを活用している事例について、どのような事業で活用しているのか伺います。

(2)として、政策目標の明確化、政策効果・結果の検証において、今後どのようにＥＢＰＭを活用するのか伺います。

以上、初回質問とさせていただきます。御答弁をよろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

横山保健部長。

○横山京子保健部長　私からは、大項目１つ目、保健医療福祉センターと、大項目３つ目、市川市急病診療所についてお答えいたします。

初めに、保健医療福祉センターについてです。

保健医療福祉センターの土地建物については、平成30年にリハビリテーション病院の民営化に関する公募を行った際、病院を運営する法人に売却することとしたものであり、令和５年度末を購入期限としておりました。本市としては、公募要項に基づき後継法人である医療法人社団城東桐和会の責任において、医療法に適合した購入がされるものと考えていましたが、本市が介護老人保健施設とデイサービスセンターを運営している各法人と民営化時に締結した協定では、令和12年度末まで事業運営を行うこととなっており、期限内に問題を解消し、売却することが困難であると見込まれました。本市でも、解決に向け各法人と協議を行ってまいりましたが、同センターは既に民営化された３つの事業を３法人が運営しており、権利関係も複雑であることから、中立な第三者である調停委員がいる民事調停を活用し、売却に向けた協議を進めることとしたものです。調停は令和６年５月以降５回実施されており、次回の調停は３月６日となっています。

次に、大項目３つ目、急病診療所の繁忙期の業務についてです。

昨年12月28日から１月５日までの患者数は約3,500人であり、１日500人を超える日もありました。そのため、受付から診察までに３時間以上、会計や薬のお渡しまで含めると５時間近くお待ちいただく状況となっておりました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　私からは、大項目２つ目、本市のウェブサイトにおけるアクセシビリティーについてにお答えいたします。

閲覧支援ツールに関するその後の取組といたしましては、市公式ウェブサイトの上部に表示している閲覧支援ツールへの切り替えボタンを黒から赤色に変えて目立たせるとともに、英語で表記したものを日本語に変更し、分かりやすくいたしました。さらに、令和６年９月から10月にかけての約１か月間、市公式ウェブサイトのトップページに閲覧支援ツールを紹介するバナーを掲載して周知を行いました。その結果、令和５年度は月平均約80件だった新規の利用者数が、令和６年９月には約500件、10月には600件を超えるなど、目に見えて増加いたしました。

次に、今後の取組についてですが、令和７年度中に市公式ウェブサイトを管理するシステムの入替えを予定しております。そこで、入替えに当たり、新しいシステムに移行する全てのページについて、ＪＩＳ規格や総務省作成のガイドラインが定める達成基準に到達しているかを確認いたします。さらに、新しいシステムにおいては、現在は運用事業者が２週間に１度点検しているアクセシビリティーチェックを、ページが作成、更新されるたびに公開前に自動的に行う機能の追加を検討しております。これにより、アクセシビリティーの基準に到達しないページは公開されないこととなり、ウェブアクセシビリティーをさらに高い水準で保つことができると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは、大項目４番目の公益通報制度、大項目16番目の犯罪被害者等支援条例案及び大項目17番目の下水道工事をめぐる贈収賄事件のうち(1)に関する御質問にお答えいたします。

初めに、公益通報制度改善の概要についてであります。

昨年、下水道部職員による収賄等事件を受けまして、コンプライアンス委員会が実施いたしました職員アンケートにおけます内部公益通報制度の認知度を測る調査の結果につきましては、職員の約半数が制度を知らないという結果となりました。その上で、御質問にありました職員に対する制度への信頼度の調査につきましては、た

だいま御答弁いたしましたアンケート結果を踏まえますと、信頼度を調査する以前に、まずは制度周知が必要な状況にあるため、現時点での実施は時期尚早であると考えております。また、公益通報者保護法の趣旨も踏まえた本市の内部公益通報制度の周知につきましては、今般の収賄等事件の再発防止の一環といたしまして、全職員を対象といたしまして実施いたしましたコンプライアンス特別研修におきましても、事件の経緯等だけではなく、本制度の概要についても周知をしたところであります。今後は、先順位者に御答弁いたしましたとおり、外部窓口の設置後、その周知徹底を図るところであり、その際併せて実施してまいりたいと考えております。

次に、市川市犯罪被害者等支援条例等についての(1)条例制定の必要についてであります。

国の基本計画において、支援の実施には国や地方公共団体等が相互に連携、協力し、重層的な支援を行うことができる体制づくりが必要であるとされております。市が条例を制定することで、見舞金の支給等、本市が行う支援の根拠となり、市民にとって最も身近な自治体としての役割が果たせることから、市による条例制定は必要であると考えております。また、国の有識者検討会の取りまとめの中で、国は犯罪被害者等に関する施策を総合的に立案、実施する立場として機能し、それに対し、市町村は犯罪被害者等からの相談や問合せの対応、関係機関が行う支援に関する情報提供や橋渡しを行うなど、実務的な異なる役割が求められております。こうしたことから、条例制定について、国の政策との整合性は図られているものと考えております。

次に、(2)第５条市民等の役割についてお答えいたします。

御質問の市民等の役割につきましては、市民等の自由を制限するものではなく、市民等に対しましては、犯罪被害者等への配慮が必要であることを理解していただき、協力していただきたいとの考えから規定したものであり、個人の思想、信条に対する干渉や、憲法第19条に反するものではないと捉えております。

次に、(3)第10条支援を行わないことができる場合についてであります。

先順位者に答弁しましたとおり、条例案は理念条例でありますことから、実施に際しての対象者や金額等の詳細は規則で定める予定であります。同様に支援を行わないことができる場合につきましても、規則の中で具体的な要件を定める予定でございます。現状で想定している内容といたしましては、自らの犯罪行為によって相手から抵抗された際にけがを負った場合や、被害者が暴力団員等であった場合など、被害者等として支援を行うことが適切ではないと認められる場合などであり、御質問にあるような差別につながるようなものではないと考えております。

最後に、今般の収賄等事件に関する御質問の(1)職員の退職管理と過去の入札情報漏えいの実態についてであります。

御質問にありました建設業協同組合の本市元職員の再就職の実態につきましては、同組合に本市元職員が再就職していたことは把握しておりましたが、その人数や勤務期間などの勤務条件は承知してございません。なお、本市は建設業協同組合に対し、職員の情報を提供したり雇用を求めたりした事実はなく、本市がその退職者を民間企業等に再就職させる天下りには該当しないと認識しております。また、退職者に対する再就職のあっせんにつきましても、国家公務員法が国家公務員の再就職のあっせんを規制していることを勘案し、本市においては実施しておりません。そして、御質問にあった下水道工事に関する予定価格の漏えいにつきましては、そのような報道があったことは当然承知してございますが、現状におきまして、そのような実態の把握はまだできておりません。

以上であります。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　私からは大項目５つ目の防犯対策の強化のための警察との連携における具体的な施策についてお答えいたします。

本市では、令和２年３月に市川、行徳両警察署のほか、関係機関と特殊詐欺撲滅に関する協定書の締結をはじめ、警察を含む様々な関係機関と地域安全に関する覚書を締結するなど連携を図っております。警察と合同で実施する啓発活動といたしましては、毎年７月に市民の防犯意識の向上と安全、安心なまちづくりを目指し、市川市、市川警察署及び市川防犯協会のほか、近隣の商店会や自治会などの協力を得て、ＪＲ本八幡駅周辺を巡回する街の安全パトロールを実施しております。毎年10月には市川市、市川警察署及び市川防犯協会が共同して啓発物資を配布しながら防犯を呼びかける街頭犯罪防止キャンペーンをＪＲ市川駅、本八幡駅、大型商業施設等で実施しております。また、市川、行徳両警察署から提供された犯罪発生情報を市のメール情報配信サービスを利用して配信するほか、電話ｄｅ詐欺と思われる電話が多発した場合には、両警察署からの依頼に応じて市の防災無線を活用して市民へ注意喚起を行っております。

昨年10月17日に柏井町で強盗事件が発生した際には、市川警察署等から情報を提供してもらうとともに、事件発生日から数日にわたり本市の青色防犯パトロール車両で事件現場周辺を重点的に巡回いたしました。加えて、11月６日には、この強盗事件を受けて、市長、市川、行徳両警察署長による緊急意見交換会を実施し、今後の強盗対策について意見を交換したほか、緊急対策として準備を進めているカメラ付防犯灯の設置につきましても、効果的な場所に設置するために助言をいただくなど、密接に連携を図っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　私からは、大項目新電力会社についてと、省エネルギー家電導入促進事業の内容についてをお答えいたします。

初めに、新電力会社についての(1)市内の二酸化炭素排出量削減の目標、見込み、具体策についてです。市川市地球温暖化対策実行計画の区域施策編では、2030年度に二酸化炭素排出量を2013年度比で50％削減を短期目標として達成に向け取り組んできております。現状、2013年度の排出量約211万ｔに対して、2021年度の速報値では約28万ｔの13％が削減されてきております。2030年度の目標達成までに残り37％を削減させていく見込みとしております。

2030年度の削減目標に対しては、再エネと合わせて省エネの取組をより進めていくことが重要と考えております。こうしたことからも、省エネ施策として高効率な給湯器の導入や、ＥＶ車をはじめとした次世代自動車への転換といった省エネ対策を進めるなど、施政方針に掲げている2030年度目標に向かって挑戦をしてまいります。

次に、(2)「電気代の支出を市内にとどめ」についてです。設立をしました新電力会社の目的には、環境面、経済面、社会面という３つの側面がございます。「電気代の支出を市内にとどめ」とは、このうち経済面での効果となります。これまで市民の皆様が市外の小売電気事業者から電力を購入し、その電気料金が市外に流出していたものが、新電力会社から購入することによって電気料金の支払い先が市内にとどまります。このような市川の市域内での経済が循環する効果を意味するものであります。

次に、(3)新電力会社の事業計画、利益見通し、利益をどういう環境施策に充当するのかについてです。新電力会社の利益に伴う地域貢献事業は、３つの目的のうち社会面に当たるものです。事業計画として、約120の公共施設に対して、１年間に２万9,000ＭＷｈの電力供給の計画としており、その収支については、電気料金等の売上として約10.5億円、電力調達等の支出として約10.2億円、差し引いた利益として年間約3,000万円程度を見込んでおります。公益性のある新電力会社は、共同事業者も社会面の趣旨を踏まえて参画をしていただいており、利益については地域還元に資することとしております。

地域還元のうち、環境施策への充当方法としては、先行する自治体の事例を申し上げますと、太陽光発電設備や省エネルギー設備といったカーボンニュートラルの施策として効果のある取組の普及促進などが挙げられま

す。こういった利益の充当については、会社の経営状態を見極めつつ、経営戦略の一環として実施時期や実施内容など、共同事業者としっかりと検討をしてまいります。

次に、大項目、省エネルギー家電導入促進事業の内容についてをお答えいたします。

本市では、地球温暖化対策実行計画において、省エネの取組を重点施策の一つとして位置づけております。本事業は、省エネ性能の高い家電等の導入を進めることで、御家庭での二酸化炭素削減を加速化させることが大きな目的であります。こうしたことから、１、日常生活をする上で必要不可欠である生活家電、２、二酸化炭素削減効果が高い生活家電、３、購入促進策が必要な高価格帯の生活家電、この３項目を選定基準とし、エアコン、冷蔵庫、給湯器を対象品目としました。また、必要な省エネ性能については経済産業省が制度化しています統一省エネラベルの星の数を判断材料といたしました。これは、省エネ性能を高い順に５つの星で表示化したものであり、平均以上の省エネ性能を満たすものとして星３つ以上を今回の本事業の対象としたものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　私からは、大項目７番目と、17番目の(2)についてお答えいたします。

初めに、大項目７番目、下水道の老朽化対策の(1)八潮市の道路陥没事故後に本市で実施した調査の内容と結果であります。本年１月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故を受け、本市では、１月29日から２月６日にかけ、下水道管路の緊急点検を実施いたしました。点検内容は、本市が管理する下水道管路のうち、幹線管路等が敷設されている道路及び管路内部の状況確認を行ったものであります。なお、管路内部の確認に当たりましては、マンホールを開け、マンホール内の状況確認及び点検用のミラーを用いた管路内の確認を行っております。調査は、市内の汚水及び合流式下水道区域の幹線管路等約12㎞を対象に実施し、これらの管路に異常がないことを確認しております。

次に、(2)下水道設備老朽化の危険性についての現状認識と対策であります。本市が管理する下水道管は、管径が800㎜未満の小口径に分類される管径の小さな管渠が９割を超え、効率的な調査方法の適用が難しく、点検用のミラーによる調査が主となっております。このため、今後とも下水道管路の清掃・調査時等にマンホールや管渠内部の状況を逐次確認し、異常箇所等の早期発見、早期対応により適切な点検、維持管理に努めてまいります。

次に、大項目中17番目、下水道工事を贈収賄事件の(2)過去10年間の市内業者の落札状況についてであります。本市の汚水管渠敷設工事の過去10年間、平成26年度から令和５年度までの落札件数は計213件であり、落札者は入札参加資格を市内としていることから、全て市内業者となっております。なお、同期間における落札業者の数は20社となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　私からは、大項目、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてお答えをいたします。

初めに、(1)プレミアムポイントにこれまでかけた費用概要及びその他の費用概要についてです。

まず、令和５年度の費用でございます。実証実験で付与したプレミアムポイントの費用は約１億800万円です。この費用には、国から交付された新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金約9,100万円を充当いたしました。そのほかの費用としては、還元ポイントと行政ポイントの費用が約900万円、システム経費が約700万円、チャージ手数料が約500万円、コールセンターの運営や大型のぼりの作成等に要した事務経費が約2,700万円であり、総額は約4,800万円となります。

次に、令和６年度の費用でございます。年度の途中でありますので見込み額としてお答えをいたします。令和

６年度は、チャージ時のプレミアムポイントではなく決済時の還元ポイントを付与しており、その費用は約１億7,000万円になるものと見込んでおります。この費用には、国から交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金約１億6,000万円を充当する予定であります。また、そのほかの費用としては、行政ポイントやふるさと納税の返礼用のポイントの費用が約3,000万円、システム経費が約700万円、チャージ手数料が約4,200万円、コールセンターの運営や大型のぼりの作成等に要した事務経費が約2,400万円であり、総額は約１億300万円になる見込みでございます。

次に、(2)経済効果についてです。現在、ＩＣＨＩＣＯの加盟店には、市外に本社のある企業が経営する店舗も含まれており、約9.7億円の経済効果の全てが直接本市にもたらされたとは限りません。その一方で、市外の企業が経営する店舗も含めて、市内全体の消費が喚起されれば、店舗の業績が上向くことで従業員の所得増加や雇用の創出が期待されるほか、市民の方が買物や飲食をする場所が維持され、地域のにぎわいの創出となります。このように経済効果に加えて、町の魅力向上といった数字には表れない効果も得られることは非常に重要であるものと考えております。

次に、(3)今後についてです。ＩＣＨＩＣＯのアプリには、決済機能に加えて、利用者の方へお知らせを配信するプッシュ通知の機能がございます。本市では、この機能を使用してキャンペーンやイベント情報の配信を行うなど、コミュニケーションツールとしての活用を図っております。これに加えて、加盟店の増加や行政ポイントの充実によりＩＣＨＩＣＯの利用が拡大すれば、購買データの分析等、様々な用途で活用を図ることができるものと考えます。

また、今後行政ポイントに軸足を置いた場合の制度の持続性についてですが、キャンペーン期間外におけるＩＣＨＩＣＯの還元率は、中小企業や個人事業主が経営する店舗では５％、大企業の店舗でも１％としており、民間大手キャッシュレス決済サービスと比べても遜色がないことから、年間を通じて加盟店で一定の金額が利用されるようになっており、持続可能な制度となっているものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは、大項目、ＩＣＨＩＫＡＷＡプレウェディングについてと、大項目子どもの貧困対策についてにお答えします。

まず、ＩＣＨＩＫＡＷＡプレウェディングの定住人口増加への寄与についてです。ＩＣＨＩＫＡＷＡプレウェディングは、若い世代を本市に呼び込み、将来的な子育て世代の人口を増やすとともに、一定期間本市に居住することで本市の魅力を感じていただき、住み続けたいと思っていただくことで定住人口の増加に寄与するものと考えております。

次に、同じ性別同士の方のカップルに対する補助ですが、本事業では、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づく届出をされた方については対象に含めていくこととしております。このような方々への補助金の交付については、新婚生活住まい応援事業に類する他自治体の取組で先行事例が複数あり、法的な問題は生じないものと考えております。また、シェアハウスとの見分けですが、補助金の申請の際には届出受理証明書の写しの提出や、必要に応じた調査、確認への同意を求めるとともに、面談による意思確認を行うこととしており、こうした手続を徹底して状況を確認してまいります。

次に、子どもの貧困対策の(1)、(2)についてお答えします。本市では、令和４年度に市立小中学校の児童生徒を対象に、子どもの生活状況に関する実態調査を実施いたしました。この調査結果では、過去１年の間にお金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことがあったかという質問に対し、１割近くの方があったと回答するなど、本市にも困窮する子育て世帯が少なからず存在することが分かりました。そして、この調査結果などを

基に、子どもの貧困に関する施策を総合的に進めるため、市川市子どもの貧困対策計画を令和６年３月に策定し、子どもの貧困の解消に向けて様々な施策を進めているところです。この子どもの貧困対策計画は、今年度中に策定予定である本市の市町村子ども計画と統合する方向性で現在策定作業を進めております。本市の市町村子ども計画は、令和７年度から令和11年度までを計画期間とする予定であり、この期間中に子どもの貧困状況を把握するための調査の実施について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは、大項目、市立小学校教員の休暇取得などの勤務実態の現状についてと、大項目、セクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査の結果及び今般の盗撮の疑いに係る事件に関し、調査の効果と今後の対策についての２点にお答えいたします。

初めに、市立小学校教員の休暇取得などの勤務実態の現状についてお答えいたします。

千葉県では、教職員の休暇取得状況の把握のため、毎年休暇取得状況調査を行っております。それによりますと、今年度、本市では、教員１人当たり小学校で約20日、中学校で約16日の年次休暇を取得している結果となっています。過去３年間におきましても今年度の結果と同様であり、おおむね１年間の付与日数分を取得できていると考えております。しかしながら、休暇取得の時期が長期休業期間に集中しており、稼業期間中につきましては、平均すると１人１か月当たり１日未満という結果となっている現状もございます。小学校では学級担任制となっており、稼業期間中は休暇が取得しづらい状況にありますが、そのサポートにつきましては、担任以外の教員や市の補助教員が当該クラスの授業を担当するなど、校内で体制を整えております。しかしながら、休暇を取得することで担任以外の教員に負担をかけるという思いから、平日に年次休暇を取得しづらいと考える教員がいることが課題です。現在、小学校に副担任を配置する制度はなく、担任以外の教員は学校規模にもよりますが３名程度となっておりますので、本市といたしましては、毎年県教育委員会に追加配置を要望しているところでございます。なお、各学校でも行事計画や時程の見直しなど、平日に休暇を取得しやすいように努めております。教育委員会といたしましても、今後も継続して教職員の休暇取得の推進に取り組んでまいります。

続いて、市立小中学校のセクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査の結果及び今般の盗撮の疑いに係る事件に関し、調査の効果と今後の対策についてお答えいたします。

千葉県では、毎年セクシュアルハラスメント等及び体罰に関する実態調査を行っており、今年度の結果につきましては、現在集計及び分析をしているところです。本調査を行うことによって、セクハラ等に対する児童生徒の意識を高める効果があると考えております。今回の盗撮と疑われる事案につきましても、スマートフォンを発見した児童がすぐに教職員に届け出るとともに、ほかの教職員にも相談するなど、適切な行動が見られました。

本調査は、児童生徒がセクハラなどについて正しい知識を得るとともに、自分自身がセクハラを受けていないか、また、校内においてセクハラ行為が行われていないかを考える機会になっており、このことが教職員によるセクハラ行為等の抑止につながるものと考えております。今後も本調査を継続することで、セクハラ等についての児童生徒の意識を高めていくとともに、校長会などを通じて、各学校の児童生徒のセクハラ等に対する意識の向上を図る取組を進めるよう指導してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　私からは大項目、塩浜２丁目市有地活用事業に関する御質問にお答えいたします。

初めに、進捗状況といたしましては、令和６年10月29日に塩浜２丁目市有地活用事業の募集要項素案を公開いたしました。その際実施した個別対応におきまして、民間事業者からの質問として借地料に対するもののほか、

事業手法の変更や賃貸借期間の延長等も意見として寄せられたところでございます。現在は、これらの個別対応の結果を踏まえ、改めて精査しているところでございます。

次に、今後の計画についてです。現在、塩浜２丁目市有地を有効に活用するための検討を進めており、令和９年夏の供用開始を目指し、整い次第、速やかに公募を開始する予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、国の地方創生関連予算の活用についてと、ＥＢＰＭの導入についてお答えいたします。

初めに、(1)地方創生臨時交付金の利用実績に係る近隣自治体との比較についてです。地方創生臨時交付金は、地方自治体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な支援を実施するという趣旨に基づき、本市を含め、近隣自治体においても国から例示される事業などを参考に活用しております。６年度における他市の事例といたしましては、浦安市では、児童扶養手当受給者に対し３万円を上乗せ支給しております。船橋市では、18歳以下の児童がいる子育て世帯に対し１万円を支給するなど、それぞれの地域課題の解決に寄与する事業に活用しております。本市におきましては、田中市長就任後、コロナ禍で停滞した社会経済活動を再び前へ進めるために、これまで外出を控えていたゴールドシニアを支援するチケット75の実施や、物価高騰への対応といたしまして、子育て世帯の負担軽減のため、第２子保育料無償化を前倒しで実施してまいりました。さらに、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯを核とした地域経済の循環を創出しながら、地域課題解決にも取り組むチャレンジ75やＩＣＨＩＣＯスマートポイントなど、社会経済状況を適切に見極めながら、時期を逃すことなく、市民ニーズに速やかに対応するため当該交付金を活用しております。

次に、(2)石破政権が掲げる地方創生交付金の倍増政策についてです。石破総理は、令和７年１月24日に行った施政方針演説の中で、国民の多様な幸せを実現する美しい日本を目指し、その中核となる政策として地方創生2.0を掲げました。その実現に向けた具体的な支援として、従来の地方創生交付金であるデジタル田園都市国家構想交付金を発展させた新しい地方経済・生活環境創生交付金が創設され、国の令和７年度当初予算では前年から倍増となる2,000億円が計上されております。当該交付金は、地方公共団体の自主性と創意工夫による自主的な取組を後押しするもので、地域産業の活性化やデジタル技術を活用した価値の創出、買物、医療、交通など、日常生活に不可欠なサービスの維持、向上など、地域の実情に応じた利用が可能となっております。

従来の交付金の利用実績としましては、令和６年度はデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯのシステム運用と事務局運営に係る経費に活用しております。加えて、健康ポイントＡｒｕｃｏのシステム運用や、市税のウェブ口座振替システムの導入、道路台帳のデジタル化、また、福祉相談窓口におけるＡＩによる業務の効率化に係る経費にも活用しております。このたびの新しい地方経済・生活環境創生交付金におきましても、ＩＣＨＩＣＯやＡｒｕｃｏの運用経費や、行徳支所への遠隔相談窓口のシステムの導入経費としまして、今定例会に予算計上をさせていただいているところでございます。

今回の交付金ではメニューの変更があり、先進的な防災の取組や地域の多様な主体が参画できる仕組みの構築など、ソフト事業の一体的な支援が可能となりました。今後もこれまで以上に柔軟な活用ができるよう、引き続き全庁への周知に加えまして、相談の受付や交付決定までの企画課職員の伴走支援など、関係部署とも連携しながら交付金の積極的な活用に向けて準備を行ってまいります。

次に、大項目、ＥＢＰＭの導入についてお答えします。

まず、(1)導入実績と具体的な内容、経緯についてでございます。ＥＢＰＭとは、根拠に基づく政策立案と訳されます。内閣府によりますと、政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確にし

た上で合理的根拠、いわゆるエビデンスに基づくものとすることとされております。ＥＢＰＭは、他自治体においても活用され始めております。その一例といたしまして、神戸市では、データを基に分析、可視化するシステムを使用し、複数のデータを一覧で可視化できる神戸データラウンジとして職員へ公開し、政策立案に当たり、根拠となるデータを広く活用できるよう整備しております。また、神奈川県葉山町では資源ステーションの不適切な利用が問題となり、その解決のため、資源ステーション共同プロジェクトとし、自治会と共同して取り残されたごみについてデータ分析した上で、ごみの分別を幾つかのパターンに分けて実際に住民にごみを出してもらい、分別が持続可能かどうかの検証しながら進めております。

本市では、総合計画の策定に当たり、人口推計や経済センサスなど客観的な根拠として各種統計資料を活用しております。例えば、30代と40代前半の子育て世帯の流出という事実に基づき、給食費の無償化や第２子以降保育料の無償化など、定住促進、子育て世帯を応援する政策を行っているところでございます。また、ＥＢＰＭの推進に当たり、政策の実施から効果までの流れを可視化するロジックモデルについては、データ分析方法と併せて、昨年、千葉商科大学の協力を得まして、浦安市、船橋市、本市の若手職員が勉強会を開催いたしました。さらに、庁内向けにはロジックモデルを活用した政策検討に関する資料による情報提供や、総務省統計研究研修所が開催しているＥＢＰＭの概要やアンケート調査の解析方法などの動画研修を紹介しているところであります。

自治体を取り巻く環境は急速に変化を続けており、多様化する市民ニーズや諸問題を迅速かつ適切に対応していく必要がございます。そのためには、根拠なき願望や見当違いの展望に基づく目標の設定などにより政策が打ち出されないよう、スピード感のある無駄のない政策立案に努めてまいります。

最後に、(2)ＥＢＰＭの活用についてです。平成23年度に策定し、令和２年に終了いたしました第２次基本計画では、計画の策定時に定めた評価手順に従い、行政による施策評価レポートを作成し、市民意向調査による政策評価を実施した上で、総合計画審議会において有識者を交えた検証を行い、総合評価として取りまとめをしております。その評価結果はウェブ上で公表するとともに、第３次基本計画の策定に当たりまして活用しておりますが、総合計画審議会より、市民意向調査の結果に加えて、その他の客観的な指標を充実させることがより適切な評価につながるとの御意見をいただいております。このような意見を踏まえまして、今後、適切な指標設定を行うための知識の習得など、職員のレベルアップを図るとともに、引き続き国の動向や他市の取組の状況を注視し、ＥＢＰＭを実践していくための調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

にしむた議員。

○にしむた　勲議員　御答弁どうもありがとうございました。

それでは、まず、保健医療福祉センターに関する質問についてお伺いさせていただきます。御答弁によれば、リハビリテーション病院を民営化する際に、令和５年度末を購入期限とする協定を結んだ。一方で、介護老人保健施設とデイサービスセンターとの運営協定は、令和12年度末まで事業運営を行うこととなっていたということです。リハビリテーション病院の譲渡の契約時に、他の２事業者と令和12年度末まで運営契約をしていることは分かっていた、後継法人の責任において医療法に適合した購入がされるものと考えていたが、期限、昨年の４月になっても履行されなかったということでしょうか。本市としては、当初の協定にある５年以内に売却を予定どおり履行すればよかったと思いますけれども、なぜ売却しなかったのか、その理由を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

医療法人は、不動産貸付けなどの収益事業を医療法上行うことができず、後継法人が同センターを取得し、貸

主たる地位を引き継いだ場合、医療法に抵触するおそれがあります。市は同センターを現に所有し、譲渡する立場であることから、現在のセンターの運営体制を継続し、市民サービスの低下を避けつつ、各法人との契約関係等を整理し、適正な売買が実現されるよう調停による解決を図ることとしたものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　後継法人がセンターを取得して貸主たる地位を引き継いだ場合、医療法に抵触することは初めから分かっていたことではないでしょうか。売却が困難となることは予見可能であり、そもそも民営化時、協定締結段階で瑕疵があったのではないかと思いますけれども、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市としましては、公募条件から、後継法人の責任においてこの問題が解決されるものと考えておりましたが、当該売買を含め３法人それぞれの権利関係を調整する必要があるため、中立な第三者である調停委員がいる調停において事案を整理し、３法人との協議を継続しながら早期の解決を図っていくこととしたものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　公募条件から、後継法人の責任において問題が解決されるものと考えていたということですけれども、平成30年の募集要項を見ると、ここにありますけれども、移譲の条件として、土地建物については引き渡し日、平成31年４月１日に譲渡最低価格、土地７億8,000万円、建物５億3,000万円、総額13億1,000万円で譲渡することになっています。ただし、特別の事情により買取りが困難な場合は、譲渡を前提に５年間を限度とする貸付けができるものとなっています。その期限が昨年の４月だったということです。本来であれば、引き渡し日に特別の事情がある場合でも、最終期限、昨年４月には土地建物の売却が実行されて市に入るべき13億1,000万円がいまだに徴収されていないという事実は、今や金利もただではない世の中ですから、市の損失は小さくないし、最終的に土地建物の売却が完了できるかも心配される状況になっていると言わざるを得ません。現在、自主的解決が図られないことから、訴訟まではいかないが、法的解決と同一の効果が期待できる調停の手続中という答弁で理解しましたけれども、調停では合意形成に至らないこともあり、法的強制力を持った結論が確実に得られるものではないことに注意が必要です。いずれにしても、早期に決着、協定書どおりの履行実現を求めて、この質問は終わります。

次に、本市のウェブサイトのアクセシビリティーについてですけれども、これは私の質問以降、先ほど御答弁にあったように、閲覧支援ツールの切り替えボタンのアイコンを赤色に変えていただいたと。市川市のホームページを見ると、上のところに赤いのが１個だけあるのでこれは非常に分かりやすいんですけれども、そういったことをやったおかげで、また紹介バナーも出していただいたということで、月平均80件だった新規の利用者が、９月は500件、10月は600件を超えるなど、顕著な伸びが見られたということです。

また、詳しく伺いましたけれども、閲覧支援ツールのＦＡＣＩＬ’ｉｔｉというツールなんですけれども、これを利用してサイト内のページを閲覧した数は、８月まで150件程度だったものが、９月は1,637件、10月は2,686件と10倍以上に伸びています。ＦＡＣＩＬ’ｉｔｉのアイコンクリック数も８月が350件程度だったのが、９月は1,251件、10月は1,482件と顕著に増えています。これらの結果から、これまでニーズはあったものの、閲覧支援ツールの存在を知らなくて利用できていなかった方々がたくさんいたということが分かります。いずれにしても対応策の効果が出たことは何よりだと思います。

また、御答弁にありましたように、全てのページについてＪＩＳ規格や総務省のガイドラインの達成基準に到

達しているか確認されるということ。また、今後はページが更新されるたびに、自動的にアクセシビリティーの基準をクリアしているか公開前にチェックするということで、世界でも最も厳しいと言われる欧州の基準に対応したフランスのファシリティ社製の閲覧支援ツールを組み込んでいることと併せ、本市のウェブサイトは自治体としては相当レベルのアクセシビリティーを達成していると言えると思います。国民、市民の知る権利は何より尊重されるべき民主主義の根幹でありますから、今後ともレベルの維持に努めていただくよう依頼して、この項目は終わります。

次に、急病診療所の繁忙期の業務について御答弁いただきましたけれども、この年末年始は大変混雑していたということが分かりました。５時間待って３分診療ということですが、これは大変なストレスになると思いますけれども、オンライン問診票というのが導入されたということで、この印刷などの事務手続も受け入れる診療所の側としては大変な負担となっていて、それがさらに多忙に拍車をかけていたという話も聞いています。事務員を増やすなどの対応も考えていただきたいのですが、どのような勤務体制だったかお伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

例年、年末年始は感染症の流行に伴い患者数が増加することから、医療従事者の増員を図り対応しています。看護師につきましては、祝日または年末年始の勤務や時間外勤務をしていただくことをあらかじめ任用条件として示し、承諾いただいた上で執務しております。勤務の体制はシフト制で、勤務する日や時間帯は希望を伺いながら調整しています。年末年始は繁忙期のため看護師を増員して対応しており、問診票のオンライン化につきましては昨年の夏から開始し、看護師の問診の聞き取り作業が減り、患者の問診表記載の負担も軽減する効果があります。来年度以降の運営につきましては、これらの執務状況等も踏まえ、関係機関と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ぜひ関係機関と協議していただいて、少しでも緩和するようにお願いしたいと思います。

この時期には全国的に医薬品が不足しているという報道がありました。受診した方から聞いた話では、医師から、ドラッグストアで市販薬を購入してくださいと指示されたという声があります。また、院内には特定の薬が不足しているという張り紙もあったという話を伺っています。医薬品の不足は生じていなかったのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

年末年始の混雑に備え、早期に医師会、薬剤師会と協議し、インフルエンザ等の検査キットや抗ウイルス薬について、全国的に出荷調整がかかる前に確保しておりました。この年末年始は患者の約８割がインフルエンザ等の感染症の検査が必要な方でしたが、全ての方に必要な検査や薬の処方をしております。その他の医薬品につきましても、一部代替薬で処方いたしましたが、必要な量を備蓄しており不足はございませんでした。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。不足はしていなかったということなんですけれども、患者さんのそういった声もあったので、来年もぜひそういうことがないように努力いただければなと思います。

来年の年末年始も同じような状況になると思いますけれども、具体的な何か改善策、抜本的な策は何か考えていらっしゃるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

年末年始など混雑時におきましては、医師会や薬剤師会などに御協力をいただき、運営体制を整え、人員を確保していることから、今年度の状況を踏まえ、混雑緩和のための協議を引き続き関係機関と継続してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　協議は継続してほしいんですけれども、劇的に改善するのかどうか、ちょっと不安な面もあります。

あと、急病診療所では現金決済しか受け入れていないということなんですね。今どきそういうところはなかなかないと思いますので、持ち合わせがない方は近くのコンビニに行ってお金を引き出してこなきゃいけないというような対応を強いられるという話も聞いています。せめてカード決済ができるような対応をお願いします。

それから、年末年始の混雑についての解決策として、以前は規制が厳しかったんですけれども、コロナ禍以降はオンライン診療もかなりできるようになってきています。実際、現実行われているところがたくさんあると聞いています。こういったのも取り入れることを提案します。風邪やインフルエンザなど軽度の急性疾患であれば、５時間待たされて３分診療を受けるより、そこで病気をうつされるリスクのほうが高いと思いますから、オンラインで診療を受けたほうが患者も助かると思います。医療のＤＸとして、医療機関がオンライン診察を導入、運用するためのプラットフォームを提供するベンチャー企業もあります。こうしたサービスでは、薬の宅配までセットで提供していて、家から一歩も出なくても薬が手に入るサービスまで今はあるというふうに聞いています。ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それでは、以上でこの質問は終わります。

次に、公益通報制度についてですけれども、アンケートの結果は今答弁で伺いましたけれども、半分しか制度を知らないというのは私も驚きでしたけれども、まずはそこから改善しなきゃいけないというのは、もうそれはしようがないことだということで、ぜひこれはお願いしたいということ。それだけにとどまらず、先ほど、従来から私もお願いしている報復人事などが行われないというような信頼性があるのかどうか、その制度を職員が信頼しているのかどうかということについても、さらに質問して取り入れていただきたい、実態調査をしていただきたいと思います。

もっと言えば、独立した調査機関による報復人事などの不利益取扱いをモニタリングする制度、また、内部公益通報に関する通報件数、処理結果、再発防止策などを定期的に公表する情報公開、それによって市民の知る権利を守る制度についても今後の課題として取り組んでいただくことをお願いして、この質問は終わります。

次に、防犯対策についてですけれども、最近では犯罪の手口が多様化し、特殊詐欺や強盗などが組織的に行われていることが明らかになっており、本市でも発生しています。これらの犯罪のプロの組織に対して、防犯パトロールや今設置を進めている防犯カメラを設置したとしても、対抗できるのか不安になるところです。市民を守るには、やはりプロの警察に頑張っていただくしかないのですけれども、警察との連携についてもこれまでの方法を見直して、犯罪発生情報の適時開示や検挙率の公表を警察に要望することはできないか。また、最近ではＡＩ機能付防犯カメラも開発されていますけれども、導入を検討できないか伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

犯罪の発生状況につきましては、市町村別に千葉県警察のウェブサイトで公表していますが、検挙率については公表していません。現在公表されている以上の情報を公表できるかどうかにつきましては、千葉県警察に申し入れてまいります。

また、ＡＩ機能つきの防犯カメラの導入につきましては、危険人物の判断基準や導入自治体の運用状況等について情報を収集するとともに、調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ぜひ警察との交渉もお願いします。足立区では、ＡＩ防犯カメラを導入して不審者の動きを事前に察知する取組を進めているということです。ＡＩやビッグデータを活用した犯罪予測、分析の導入可能性なども検討することをお願いいたします。これでこの質問は終わります。

次に、新電力会社について。先順位者の答弁で、田中市長が社長に就任することは地方自治法上問題ないということは分かりましたけれども、新電力会社の事業が当初、仕入れ先である契約相手はクリーンセンターになるとのことで、市川市の代表と新電力会社の代表が同一人物で契約行為を行うことは、当事者間の行為が一方の立場では利益になるものの、他の立場では不利益になる会社法上の利益相反行為に該当するのではないかと思いますけれども、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

市川市と新電力会社は代表者が同一であり、この２名が契約を行うことは会社法第356条の利益相反となることから、今回の新電力会社側では代表取締役を２名配置しており、利益相反とならないよう新電力会社側が田中社長以外のもう１人の代表取締役と契約をすることについて、既に株主総会での承認を得ております。これにより、市川市と新電力会社が契約することに問題はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。会社法356条の問題はクリアしているということは理解しました。しかし、新会社の当初の取引は、クリーンセンターから仕入れた電力を市内の公共施設に販売するということだと聞いていますから、取引全体が民法108条の自己契約、双方代理契約に該当して無権代理行為とみなされるおそれがあると思いますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

市川市と新電力会社の契約においては、市川市側が田中市長、新電力会社側が田中社長以外のもう１人の代表取締役と契約することから、同一人物同士の契約には当たらず、民法第108条の双方代理には当たりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　代表取締役が２人いるから、１人じゃないからこの要件を満たさないというのは分かりました。しかしながら、例えば、もしもこの新電力会社が赤字になった場合に、田中市長が肝煎りで設立した新電力会社だから赤字で潰すわけにはいかないというふうに考えて、仕入れ価格、販売価格を調整して、仕入れ先も販売先も市川市ですから、会社の利益を上乗せするということが起こらないとは言い切れないと、普通に考えればそう思うと思います。先ほどの会社法の問題について言えば、株主総会で、そのことは会社の利益になるわけですから誰も文句は言わないわけです。道義上どうかというのは思ったとしても、会社の利益になることについて文句を言う株主はいません。なので、誰にもそこは分からなくなってしまうというおそれがあるわけです。いずれにしても、新電力会社の取引が全て市川市で完結する以上、あらぬ疑い、誤解を招くことのないよう、新会社の社長は市長以外の人物が就任することが妥当だと私は考えますという意見を申し上げて、次に移ります。

次に、インフラ老朽化対策についてですけれども、より詳細に点検、調査を行うなどした場合の内容は伺いましたけれども、こういったことを続けていった場合に、水道料金を千葉県が上げるという話がありましたけれども、本市の下水道使用料が上がるという影響あるのかどうか。また、下水道管路の調査について、本市でも、八潮市の道路陥没事故後の調査で使用された飛行型のドローンなど、新たな技術を導入できないのか伺います。

○稲葉健二議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　２点の御質問にお答えいたします。

初めに、下水道管渠に係る点検調査費用は、維持管理費として下水道使用料で賄うこととなりますが、下水道使用料の対象経費の多くは、管渠の建設費や、管渠だけではなく処理場やポンプ場も含めた維持管理費となっております。このことから、調査の規模にもよりますが、一般的には管渠の点検調査に係る維持管理費の増加による影響は、下水道事業会計全体から見ると僅かであり、下水道使用料の改定につながるものではないと考えております。

次に、新技術についてであります。埼玉県八潮市の道路陥没事故における下水道管に関する事故後の管内調査では、飛行型のドローンを使用したカメラ調査が行われたことが報道されております。本市の下水道管路の調査においても、これまでに管路内で自走式のカメラを使用した調査を複数回行った実績がございます。飛行型のドローンによる調査は、機器の移動の迅速性など効率的ではありますが、適用できる管径の大きさや調査時間などの制約もございます。本市の下水道管路調査への新たな技術等の導入につきましては、今後の技術革新も踏まえ、国、県、関係機関や他市事例などの情報収集を行い、最適な手法について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ありがとうございます。東京都では、ＡＩやビッグデータを活用した劣化予測システムを導入しているということです。ＩｏＴセンサーによる管路内の流量、劣化状況の常時監視システムを導入する事例も増えているということです。ただ、これにはコストも伴うわけですから、厳しい下水道事業の会計状況もあります。大阪市は、民間企業の資金やノウハウを活用するコンセッション方式を下水道事業に導入しています。いろいろな方法があるとは思いますが、持続可能な下水道インフラの維持管理を目指し、慎重かつ効果的な政策の推進に努めていただきたいと思います。

次の質問に移ります。デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯについてですけれども、昨今、様々な地域通貨が各地で発行されていますけれども、消えていくものもあります。その成功要因、失敗要因をどのように捉えているのか、市の見解を伺います。

また、デジタル地域通貨は決済手段としてだけでなく、市と市民がつながるコミュニケーションのツールとしての機能など、市のデジタルインフラとしての可能性を秘めていると考えますけれども、見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

様々な地域通貨が各地で発行されておりますが、成功要因と失敗要因について考えているところであります。人口規模や地域特性が本市と類似しております自治体の地域通貨では、兵庫県尼崎市が発行するあま咲きコインが成功事例の一つであるものと考えております。あま咲きコインは、チャージしたポイントで買物ができることに加えて、ＳＤＧｓの達成に貢献するとポイントが付与される仕組みとなっており、民間大手キャッシュレス決済にはない付加価値を生み出したことで加盟店や利用者が増加し、利用が拡大しております。

そこで、本市としましては、あま咲きコインの成功要因の詳細について検証を行うとともに、その他の地域通貨についても調査研究を行い、ＩＣＨＩＣＯの付加価値や魅力を引き出していくことで地域通貨の成功事例となるよう努めてまいります。また、先ほどもお答えいたしましたが、アプリに搭載されておりますプッシュ機能や配信機能につきまして活用した上で、ＩＣＨＩＣＯの、これからのまた成功事例となるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　ありがとうございました。そのＩＣＨＩＣＯの、私は使ったことがないんですけれども、アプリの機能ということではなくて、もっと市民のコミュニケーションのツールとして、今のデジタル技術を使えば機能するんじゃないか、それが生き残る道なんじゃないかなというふうに私は考えています。デジタル地域通貨は、ブロックチェーン技術を基盤とすることで、最近ビジネスでも活用が進んでいるＮＦＴ――非代替性トークンやＤＡＯ――自律分散型組織などの最新技術と連携して、新たな価値を創出する可能性があります。デジタル地域通貨とＮＦＴを組み合わせることで、地域特有のデジタル資産、アートであったり音楽であったり観光体験であったりの販売や取引が可能となります。例えば、市川の遺跡のＮＦＴを発行するとか、これは永遠に残るわけですから、そういった地域経済の活性化につながるということです。それから、ＤＡＯについてはブロックチェーン上でスマートコントラクトによって運営される組織形態で、中央集権的な管理者を必要としません、自律分散型組織ということですから。デジタル地域通貨とＤＡＯを連携させることで、地域住民や関係者が主体的に意思決定に参加できる仕組みを構築できます。住民投票などを行うこともできるということなんですね。これによって、地域課題の解決やプロジェクトの推進が民主的かつ効率的に行われます。既に国内でも、美しい村ＤＡＯや、みちのくＤＡＯなどの先進事例があります。

以上のような仕組みを検討いただいて、ぜひ導入に前向きに取り組んでいただきたい。そのためには、ＩＣＨＩＣＯをブロックチェーンベースで開発するということが前提になりますけれども、今のデジタル技術であれば、今までプレミアムにかけたお金で十分開発が可能だということを私は業者から聞いています。ぜひそういった取組も検討していただき、スマートデジタルシティー市川として流入人口も期待できると思いますので、先進的な取組をお願いして、この質問は終わります。

次に、ＩＣＨＩＫＡＷＡプレウェディングについてですけれども、再質問させていただきますが、異性の内縁関係、事実婚の方は対象となるのか。その場合には、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づく届出が必要なのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

結婚を目指さずに事実婚等の状態を継続される場合は、市川市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に基づく届出をされた方については対象に含めることとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。パートナーシップに届ければ対象になるということですね。

先順位者の答弁からも分かったんですけれども、結婚に至らなくても補助金の返還は求めないということであります。面談等で意思確認をするという先ほど答弁もありましたけれども、したとしても、人の気持ちは変わるものですから、その時点で結婚するつもりだったと言われれば、確認する方法も証明する方法もありません。したがって、当然なんですね、補助金を返せと、その時点では言えないということはですね、その時点では条件が整っていたものを返還請求するということはできないわけです。つまりは、結婚のような法的証拠がない内面の

意思に対して、同居という事実だけで多額の補助金を提供するという仕組み自体に問題があるのではないかなと私は思います。

全国初というと聞こえはいいかもしれませんけれども、裏を返せば、全国の自治体がやらない理由があるとも言えるのではないでしょうか。定住効果の不透明性、財政負担の大きさを考えると、市民の貴重な税金を無駄にしないためにも慎重な判断が求められるのではないかという意見を申し上げて、次に移ります。

次に、省エネ家電の導入促進事業については、内容は分かりました。生活必需品であり、家電製品の中でもCO_2削減効果が高く購入促進策が必要な高価な製品として、エアコン、冷蔵庫、給湯器が指定されると。そして、その中でも経産省の統一省エネラベルの５段階の３つ星以上が対象になるということが分かりました。これはこれで結構です。

次の質問に移ります。市立小学校教員の勤務実態についてですけれども、私がネットで調べたところ、全国では休暇取得率は10％ぐらいというふうに出ていたんですけれども、市川市はもうほぼ消化しているという今の御答弁がありましたから、これはこれでそうなのかなということでありますけれども。ただ、答弁にもありましたように、夏休みなどの長期休暇中に休暇が集中して、自分が取りたい時期に取れるかというとなかなかそうではないような実態も見えると思います。小学校の場合は副担任がいないということで、担任のクラスの授業があるときは、なかなか休みが取りにくいという先生の声も聞いています。こういった３人ぐらい代替の先生がいらっしゃるということですけれども、なかなか人に頼みづらいということですから、制度的にもう少し休みを取りやすいようになるように改善をお願いして、この項目は終わります。

次に、市立小中学校のセクハラ調査について。私は、昨年の定例会で日本版ＤＢＳ制度について質問しました。国会で法案が成立したので質問しましたけれども、この制度をしても、日本では犯罪歴のある人物しか教員免許の制限対象にはならず、犯罪歴のない方については防ぎようがありません。ＤＢＳ本家の英国では、懸念がある人物をリスト化し学校に情報提供しています。

東京都では外部通報窓口を設置し、性加害を受けた児童生徒が直接外部機関に相談できる窓口を設けているということです。また、大阪市では、教師が生徒と１対１の環境になることを避けるルールを設定し、不適切な接触の機会を削減しているということです。こうした事例も参考にしながら、子どもたちの安全を最優先に考える教育環境の整備を進めていただきたいと思います。また、12月の調査についてはまだ結果が出ていないということで、また改めて質問したいと思います。これはこれで結構です。

次に、子どもの貧困についてですけれども、前にも私は定例会で質問して伺いましたけれども、令和４年度の調査で、過去１年間にお金が足りなくて家族が必要とする食料が買えないことがあった、家族が好きな食べ物ではなく必要とする食べ物が買えなかったという回答が１割近くあったということでございます。先ほどの御答弁では、その後同様の調査は行われておらず、本市の市町村子ども計画は、令和７年度から令和11年度を計画期間とする予定であり、この期間中に子どもの貧困状態を把握するための調査の実施について検討してまいりますという御答弁でした。子どもの貧困対策は待ったなしの課題ではないでしょうか。私はそう思っています。今、家族が必要とする食料が買えないという家族が１割近くもこの市川市にいるという、そんなときに悠長なことでいいのでしょうか。特に、子どもにとっては貧困には何の責任もないわけですから、憲法25条で定める健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を保障する責任が、行政、国家、社会にあるはずです。給食費の無償化もこの対策の一助になるとは思いますけれども、給食だけで十分な食事が取れるわけではありません。しかも、給食費無償化は所得制限を設けていない、もともと既に国の施策で生活保護世帯及び住民税非課税世帯の家庭に関しては無料になっていたわけです。ですから、本市の無償化制度というのはその上の方々に補助をしているということになります。どれほど裕福な家庭であっても補助を受けているということです。

限られた貴重な税源を使って補助するのであれば、その前に、３食を十分に取ることができない家庭の子どもがいるのであれば、そちらを優先するのが限られた財源を使うべき政策の優先順位ではないかと、私は改めて訴えたいと思います。この質問は以上で終わります。

次に、塩浜２丁目市有地活用事業について。これは再質問させていただきますけれども、民間事業者から寄せられた質問にあった事業手法の変更とは、具体的にどういう内容か伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

公開した募集要項素案では、民間事業者に市有地を貸し付け、その事業者による施設整備、運営を行う定期借地権方式を示しておりました。しかしながら、事業者からはＰＦＩ方式への手法に変更することが可能かという御質問が寄せられたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。様々な検討を経て定期借地権方式が採用されたわけですから、ＰＦＩ方式も検討に加えてくれないかと言われて簡単にはいかないと思いますけれども、ＰＦＩ方式では、民間の資金やノウハウを活用することはできると思いますけれども、契約が長期間に及ぶことや、契約条件の見直しが困難になる可能性や、最終的に事業が失敗した場合、市が補塡せざるを得ないケースも想定されるなどのデメリットもあります。いずれにしても、今の段階ではまだ募集要項は何も決まってないということですので、検討状況を随時議会に開示していただくようお願いして、経過を注視してまいりたいと思います。この項目は結構でございます。

次に、地方創生関連予算についてですけれども、最後の石破政権が倍増政策を打ち出しているという状況です。私も今国会の衆議院予算委員会でちょっと見ていたときに、石破総理が質問を受けて、野党のほうが、今でも使い切れていないのにこれを２倍にしたって余るだけだろうという質問をしていましたけれども、石破総理は、いや、それは工夫が足りないんだと、地方の工夫が足りないんだと、頭をひねって知恵を絞れば幾らでもやることは出てくるんだという答弁をされていて、全くそのとおりだなと私も同感いたしました。今や、範囲も今まで市川市は不交付団体ということで、あまり大きな金額を受けなかったのかもしれませんが、石破総理が知恵さえ絞れば幾らでも金を出すよと言っているわけですから、こんな千載一遇のチャンスは市川市にとってないんじゃないかなというふうに私は思っています。ぜひ知恵を絞って、お金を取りにいっていただきたいと思います。

先ほど話が出たデジタルスマートシティー市川のためにお金を使う、これは多分、政府から認められるんじゃないかなと私は思いますし、またはオンライン診療、急病診療所があるのは市川市の誇りですけれども、ここが大変混雑して、他市からも訪れている方が多いというふうに聞きました。ここをオンライン診療も入れる、もっと近代化するということでお金を使うということでもいいのではないでしょうか。いろいろ考えられると思いますので、ぜひ次の議会とは言わないまでも、そういった施策について打ち出していただくように期待しております。この質問は再質問しません。

次に、犯罪被害者等支援条例について。これについては再質問しますけれども、第５条２項で、これは市民に対する求めることと、それから事業者に対する求めることが書いてある条文ですけれども、この第１項は、これは犯罪被害者基本法第６条とほぼ全く同じです。「国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。」というのが犯罪被害者等基本法６条、これと、こちらはもう読みませんけれども、ほぼ同

じことが条例で書いてある。これが本当に必要なのかというふうにまず思い、質問したわけですけれども。

そして２項は犯罪被害者等基本法にはないんですね。事業者に求めるということは法律にはない。なぜ市川市の条例ではこれがあるのか。特に、この中の条文では、「犯罪被害者等の就労、就学等について十分配慮するものとする」という条例案が出ています。これは就労とか就学について配慮するというのは、憲法で保障する経済活動の自由に反することになるのではないでしょうか。あえて言えば、就学への配慮も憲法14条の法の下の平等に反するおそれがあると思いますけれども、見解を伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

犯罪被害者等基本法第17条で、地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとすると規定をされております。それを受けまして、事業者に対しまして犯罪被害者等が仕事や学校に継続して行くことができるよう、休暇の取得等におけます配慮について協力をお願いする規定であり、先ほど御質問にありました事業者の経済活動等を縛るものではなく、そのことからも、憲法に違反するものではないと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　この条文は、「就労、就学等について十分配慮するものとする」と書いてあるわけですね。各自治体でもこういった犯罪被害者支援条例とかをつくっているところはたくさんありますけれども、こういったところを一部見ると、犯罪被害者支援への理解を深めるというような表現にとどめて、それ以上に踏み込んでいないというのが多いように思います。そして、国の法律でもそういった理解を深めるという表現が非常に多いわけですけれども、「十分配慮するものとする」と書かれれば、何かしなきゃいけないんじゃないかと。逆に言えば、もしも犯罪被害者の子弟等が就職のときに配慮されなかったといって訴えてくる可能性があるんじゃないかなというふうに思いますけれども、これについてはあえて、先ほどの答えと同じになると思いますから聞きませんけれども、私はこの表現は不適切じゃないかなというふうに考えています。

次に移ります。下水道工事をめぐる事件についてですけれども、先ほどの答弁では、過去の入札情報漏えいの実態については把握していないという答弁でしたけれども、これは公判の場で元下水道部にいた方――次長かな――が発言しているわけですから、口から出まかせというわけでは多分ないと思いますけれども、これについて調査しないのか、このまま放置しておくつもりなのか、これについて伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問にありました過去の入札情報漏えいにつきましては、収賄等事件の公判におきまして被告人らによって明らかにされたものであり、判決においてその事実が認定されているものではありませんので、その真意については今の段階では定かではございません。一方で、本市は収賄等事件に係る刑事事件訴訟記録を入手後、コンプライアンス委員会議の御意見を伺いながら、同事件に係る事実を認定し、その再発防止策を講ずることを予定しております。

御質問にありました過去の入札情報漏えいにつきましては、訴訟記録に含まれている関係者の供述調書に記載されていると考えられます。また、同事件の公判につきまして、本市の悪しき慣習であり、犯行に至る動機の一つとして指摘されていることも踏まえて、今後、コンプライアンス委員会とともに今回の事件を検証し、本市の組織風土の改善を全力で進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　そうであれば、まず事実を調査するのが先じゃないかと思いますけれども、事実そういうことがあったのか、なかったのか、組織風土を改善するというのは漠然として、それはそれでいいですけれども、まず、そういうことがあったのか、なかったのかというのを、少なくともその証言があるわけですから、その人が勝手なことを言っていたというのであれば、それはそれが分かればいいわけです。ただ、そうじゃない可能性も高いわけですから、そういうことがあった、その当時は普通に行われていたのかどうかというのを私がその組織の責任者であればまず調査をするべきだと、これは重大な犯罪ですから、市民に対する背任行為ですから、まずそれを調査するんではないかなと。その裁判の結果がどうあれ、まずはそこに着手するんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、ぜひそういうことも検討いただきたいなというふうに思います。早急に調査を私は求めるというものであります。

それから、先ほど入札の情報について件数等を伺いましたけれども、これだけでは分からないところもありますが、恐らく下水道工事について言えば、市内の業者に限られているということで、20社ぐらいが引き受けているということですから、平均的に多分引き受けているのかなと。それから、そんなに大規模な工事でもないので、本市としてもそういった業者が頑張ってもらわないとなかなか下水道が広がらないということもあり、そこは持ちつ持たれつの部分もあるとは思います。ただ、入札情報を漏らすとかということは全く別の問題ですから、これについてはしっかりと調査をしていただきたいということであります。

それでは、最後の質問に移ります。ＥＢＰＭの導入についてですけれども、御答弁にも総合計画審議会で出た意見が紹介されましたけれども、私も市川市の総合計画というのを今回また改めて見てみて、どういうふうにＥＢＰＭが使われているのかなということを検証したわけですけれども、このＫＰＩ、目標の数字、評価する値のことですけれども、これはほぼ全てが市民からのアンケートで、満足したか、しなかったか、どのぐらいだったかというのに対して、目標を設定して、それに対してどれぐらいの結果が出たかということが、ほぼ全ての項目についてアンケート結果なんですね。私はもう少し客観的な数値データとか、そういったものを用いているのかなと思ったんですが、そこの部分はちょっと違和感があったということで、総合計画審議会でもそういった意見が出ていたと。政策立案の客観データや、そういったものを取り入れたほうがいいんじゃないかと、定量データを取り入れるべきだという意見も出ていたということですから、次の計画ではぜひそういった形でのＥＢＰＭの導入を入れていただきたいというふうに思います。

以上で会派新しい流れの代表質問を終わります。どうも御答弁ありがとうございました。

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時43分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、企画部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小川企画部長。

○小川広行企画部長　貴重なお時間をいただき、申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

午前中の会派新しい流れ、にしむた勲議員の代表質問中、国の地方創生関連予算の活用についての(2)石破政権が掲げる地方創生交付金の倍増政策をどう生かしていくか、今後の対応についての御質問に対する答弁におきまして、「楽しい日本」を「美しい日本」と申し上げましたが、正しくは「楽しい日本」でございます。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長　日程第１議案第38号から日程第42報告第46号までの議事を継続いたします。

市民クラブ、石崎ひでゆき議員。

〔石崎ひでゆき議員登壇〕

○石崎ひでゆき議員　会派市民クラブの石崎ひでゆきでございます。

初めに、私たちの住む市川市は、市長の施政方針にもありましたが、核兵器廃絶平和都市宣言を行ったように、市川市民の皆様が平和で安心して暮らせるように、先人の方が努力を積み重ねてきました。このすばらしい市川市を次の世代へ受け継いでいくためにも、私も努力を積み重ねていきたいと思います。私の所属する会派市民クラブは、全ての市民が支え合いながら健やかに暮らせる社会の実現に向け、市政の課題に取り組む会派であります。本日はそうした視点を踏まえ、会派を代表して、初回総括、２回目以降一問一答で代表質問を行わせていただきます。

まず、大項目の１点目、施政方針についてから伺ってまいります。

アの地震による津波被害時の行徳地区における避難場所についてであります。自然災害は、常に我々の想定を超え、突然襲ってきます。想定外でしたでは済まされないですね。私たちの住んでいる市川市、私の住んでいる市川市の南部、行徳地区のほとんどが低地であり、河川と東京湾に囲まれていることから、河川の氾濫や高潮、さらには地震による津波など、浸水被害に対し常に警戒が必要な地域であります。近年では、ゲリラ豪雨による内水氾濫にも対応が必要だというふうに思っています。住民から不安の声が私のところにも届いています。浸水リスクが高い行徳地域では、水害ハザードマップを見ると、小学校や中学校を避難場所として指定されていますけれども、浸水時は上階への避難が必要な施設であります。

そこで伺います。突発的な浸水被害から市民を守るため、さらなる避難場所の確保が必要だと考えます。この点について、本市の考えを伺います。

次に、イの通電火災対策についてです。近年の地震活動を鑑みると、市民の皆様が大変大きな不安を抱えているということは言うまでもありません。特に、地震による火災の危険性は非常に高く、私たちの身近な生活環境に深刻な影響を与えるおそれがあります。能登半島の地震での輪島市大規模火災は記憶に新しいところだと思います。震災時の火災の原因の約６割が電気による通電火災だとも言われていることから、火を出さない取組が重要になります。感震ブレーカーは、地震発生時に電気の供給を自動的に遮断し火災リスクを軽減する有効な手段であると考えます。現在、感震ブレーカーは一部の家庭に導入されているとは思いますけれども、市川市ではまだ十分な普及が進んでいないのが実情であります。

そこで伺います。市川市での感震ブレーカーの普及について、現在の状況と、これまでの取組についてお伺いいたします。また、普及に向けた市の施策や支援制度の有無についても教えていただきたいと思います。

次に、(2)中学校の避難所開設と運営について伺います。大規模地震が発生した場合には、地域住民により組織をする小学校区防災拠点協議会と、市川市の職員が協力をして、小学校区防災拠点の方々が協力することになりますけれども、小学校から避難所を順次開設し、運営することも承知をしておりますが、しかしながら、高齢などを理由に、遠くの小学校ではなく近くの中学校に避難を希望する方も多いと思います。その場合、中学校の避難所を誰が開設し運営するのか、協議会の参加者から不安の声が届いております。

そこで伺います。中学校の避難所開設手段と運営方法について、本市の考え方を伺います。

大項目の２つ目、急病診療所についてであります。

急病診療所は、夜間や休日、通常の医療機関が閉まっている時間帯での急病対応の拠点であり、市民の健康を守るセーフティーネットとしての役割として重要な施設であります。先順位者の質問でもありましたが、大洲にある急病診療所は、この年末年始も大変混雑をしていたことは確認ができました。

かぶらないように御答弁をいただきたいんですけれども、(1)利用状況についてであります。昨年度の同時期と比較してどのような状況であったのか伺います。

次に、(2)課題と、課題への対応について伺います。昨年２月定例会で質問した際、年末年始は増員をして対応したことや、近隣の医療体制を参考に、医師会と連携をして初期救急医療の充実に努めていくとの答弁がなされました。結果として、昨年以上の待ち時間を生じています。今の急病診療所では、年末年始の市民の健康を守るセーフティーネットとしての不安があります。市川市はどのような課題があると考えているのか、併せて課題を解決するためにどのような対応策があると考えているのか、本市の見解を伺います。

次に、大項目３つ目であります。ＡＩ技術の活用についてです。

ＡＩとは、人間の知的な働きをコンピューターや機械が模倣する技術やシステムのことであります。具体的には、学習、推論、問題解決、言語理解、画像認識といった人間の認知能力をプログラムやアルゴリズムを通じて再現するもので、様々な分野で急速に活用がされ始めています。

行政においては、業務の効率化、住民サービスの質の向上、さらには行政コストの削減に寄与する可能性が高いというふうに言われています。私もチャットＧＰＴを使用していますけれども、令和５年９月定例会での代表質問において、生成ＡＩの導入やＤＸ人材の育成について伺った当時と比べても、かなり進化をし、実用的になっていると感じています。当時の私の代表質問の後、どのように変わったのか気になるところです。

そこで、(1)ＡＩ技術の導入についてですけれども、現在、市川市ではＡＩ技術の導入の現状についてどのようになっているのかお伺いをいたします。

次に、(2)安野貴博氏が発表したデジタル民主主義2030の認識と参画の可能性についてであります。まず、安野貴博氏とは、ＳＦ作家、起業家、そしてＡＩエンジニアとして活躍をされている方であります。現在は東京都全体のデジタルトランスフォーメーションを推進するために、2023年７月24日に設立された一般財団法人Ｇｏｖ Ｔｅｃｈ東京のアドバイザーを務めておられます。デジタル民主主義2030とは、ＡＩエンジニアの安野貴博氏が提唱する新たな民主主義の形を示す概念であり、私はデジタル技術を活用し市民の意見を収集する、そして分析をするブロードリスニングがこれから市政運営には必要ではないかと考えています。

安野貴博氏が提唱するデジタル民主主義2030の概要について、市川市はどのように認識をしているのかお聞かせください。

また、自治体に参画を呼びかけているデジタル民主主義2030に対して、本市が積極的に関与し、参画し、モデル都市として先進的な取組を行う可能性について、市の見解を伺います。

次に、大項目４つ目、令和７年度ｅスポーツへの取組についてでありますけれども、令和６年９月定例会におきまして、地域活性化、経済振興、教育、福祉などの多方面にメリットがあり、障がいの有無や年齢や性別を超えた交流が可能であるｅスポーツの推進、イベントの開催について質問をさせていただき、早速ｅスポーツのイベント開催を決めていただきました。３月８日に市川市役所第１庁舎１階ファンクションルームにてｅフットボールのトーナメント大会が開催されるということで、大会関係者の御尽力に感謝を申し上げます。私は、ｅスポーツとインクルーシブ――包括性は非常に親和性が高く、多様な人々が楽しめる競技として注目をしています。

そこで、確認の意味を込めて、(1)令和６年９月定例会質問に対する検討結果について伺いたいと思います。ｅスポーツの推進に当たっては、所管を明確に定め、できる限りｅスポーツに明るい人材を担当につけることで、ｅスポーツの推進、事業展開に当たっていただきたいと提案をさせていただきました。その検討結果はどの

ようになっているのか伺います。

次に、(2)令和７年度、具体的な取組についてです。ｅスポーツは、近年世界的に急速な成長を遂げており、競技人口や市場規模の拡大が続いています。スピード感を持って積極的に取り組んでいく必要があるのではないでしょうか。いきなり大きな大会やプロチームの誘致は難しいとしても、まずは市民が参加できるｅスポーツのイベントなど、具体的に取り組むことが必要だと考えます。質問後、どのような取組をしてきたのか、そして今後、令和７年度はどのような取組をしていくのか伺いたいと思います。

次に、大項目５つ目、物価高騰対策についてであります。

日本では、近年物価の上昇が続いており、多くの家庭が生活費の増加を実感しています。総務省が２月７日に発表した2024年の家計調査によると、２人以上の世帯が使ったお金のうち、食費の割合を示すエンゲル係数は28.3％であり、1981年28.8％より後の年で最も高く、43年ぶりの高水準になっているとのことであります。経済評論家の加谷珪一氏は、エンゲル係数が上がったということは貧困化が進んでいるということと同じ意味であり、主要先進国と比べると日本の数値は突出して高いとのことであります。現在米の価格も高騰していますので、さらにエンゲル係数が上がっていく可能性が高く、貧困化が進む可能性が高いと考えます。2025年春闘は賃上げが高水準となるとの見通しもありますが、中小企業では賃上げの余力が限られており、賃金の格差が広がることも予想されます。総じて、賃金の上昇は見込めるものの、物価上昇の勢いが止まらないことが大きな問題であり、課題であると捉えております。

そこで、(1)市民生活支援についてでありますけれども、本市の家計をめぐる状況について、どのように認識をしているのか伺います。

そして、(2)中小企業についてであります。市川市の経済を支えている中小企業は、市の雇用創出、地域活性化において極めて重要な役割を果たしています。しかし、近年の物価高騰、賃金の上昇、人手不足、原材料の上昇などの影響により、多くの中小企業が厳しい経営環境に直面をしています。

そこで伺いますが、市川市の中小企業について、現状をどのように認識しているのか伺います。

次に、大項目３つ目、ぴあぱーく妙典内のインクルーシブ遊具広場について伺いたいと思います。

ぴあぱーく妙典に、曜日や時間を変えて何回か足を運んでみました。毎回多くの子どもたちが遊具広場で楽しそうに遊んでいる光景を目にすることができます。大変すばらしい遊具広場だなというふうに感じています。３月１日には、建設していたこども地域交流館が開館しますので、今後はさらに多くの子どもたちが集まり、遊具広場もにぎわうことが予想されます。

そこで伺います。まずは、(1)のインクルーシブ遊具広場設置の経緯と目的についてです。市内の公園や児童遊園地も遊具は設置してありますが、ぴあぱーく妙典の遊具広場にインクルーシブ遊具を設置し、インクルーシブ遊具広場とした経緯と目的について伺います。

次に、利用状況について伺います。インクルーシブ遊具広場の遊具が設置の目的どおりの利用状況になっているのか、認識を伺いたいと思います。

次に、(3)課題と課題への対応についてであります。障がいを持った方が使いにくいとの声が私のところに届いております。市民の方が、障がいを持つ子どもを連れて遊びに行ったところ、多くの子どもたちが楽しそうに遊んでいた。そこに障がいを持った子どもたちを割り込ませていいのかどうか悩んだ挙句、そのお父さんは子どもを連れて帰ったそうです。決して遊んでいる子も悪いわけでもありませんし、また、その状況を全く子どもたちは理解できていないわけですから、致し方がないのかもしれません。障がいの有無に関係なく、みんなで一緒に遊ぶことができるインクルーシブ遊具の目的が、現状では達成されていないと考えます。この点について、市川市は課題として認識しているのか、今後、課題への対応について市川市はどのように考えているのか伺いま

す。

大項目７つ目です。公立保育園について伺ってまいります。

公立保育園は、自治体が運営するために経営の安定性が高く、突然閉園といったリスクがなく、安定した保育、質の高い保育が提供できる保育施設であり、市川市の子育て支援の要の施設でもあります。また、地域の教育・福祉機関との連携が取りやすく、発達支援や特別支援が必要な子どもへの対応といった点でも強みがあると考えます。市川市の保育の質を維持向上させるためにも、公立保育園を継続させることは重要だと考えます。

市川市は、令和元年11月に市川市公立保育園民営化ガイドラインを策定し、施設が古くなり建て替えや改修をする施設に対しては民営化を図るというような形で方針が示されていると思います。ガイドラインでは民営化される４年前までに公表し、保護者説明会等で説明するとなっていますが、現時点で全ての保育園を民営化する方針なのか、市川市の考えを伺います。

次に、(2)保育士の採用についてです。市川市は、ここ数年保育士の採用を一般任期つきでの採用を行っています。任期の定めのない保育士の採用を全く行っていません。これは法的にも、保育の質という点でも非常にまずい状況が続いていると指摘せざるを得ません。地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の第４条の条文に、「任命権者は、職員を次の各号に掲げる業務のいずれかに期間を限って従事させることが公務の能率的運営を確保するために必要である場合には、条例で定めるところにより、職員を任期を定めて採用することができる。」とあります。その各号とは、１、「一定の期間内に終了することが見込まれる業務」、２、「一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務」、この２つであります。この条文を読む限り、公立保育園の全ての民営化をすると決まっていない以上、任期付保育士のみを採用する市川市の採用方針は問題であります。

そこで伺いますが、公立保育園の今後の方向性が決まっていない中で、本市は任期の定めのない正規職員を採用せずに任期付職員の採用のみを行っているが、この採用方法は法令違反に当たると私は考えますが、市川市の見解を伺います。

次に、(3)労働環境の改善と保育の質の向上について伺います。市川市職員組合が公立保育園の職員を対象に実施したアンケートによれば、一部の施設で配置基準が満たされていないとの回答があったと伺っています。また、同アンケートの結果によれば、一部の施設で障がいのある子どもに対する加配が行われていないとの回答もありました。現場の声をちゃんと聞いているのでしょうか。基準を満たすだけではなく、さらにしっかりと人を配置して子どもたちを受け入れする体制をつくること、そして保育の質の向上を図ることが重要だと考えます。

加配保育士の配置について、市川市の考えを伺います。

最後の大項目、人材の獲得と離職防止についてであります。

市川市の行政サービスの質を維持向上させるためには、優秀な人材の確保と職員の定着が不可欠であります。しかし、近年、公務員の志望者の減少、自治体職員の離職が全国的に問題となっています。近年、民間企業の採用意欲は堅調であり、民間企業との獲得競争を勝ち抜き優秀な人材を獲得するには、待遇面や働き方改革の推進が求められると考えます。また、従来の我が国の雇用制度は、年功序列、新卒一括採用、終身雇用といったことが前提であったが、近年、雇用市場の変化や労働者の意識の変化、柔軟な働き方など、人材の流動性が進んでいます。さらには、公務員の離職の理由に業務負担の重さ、ライフ・ワーク・バランスの悪化、キャリア形成の不透明さなどもあり、職員の離職防止は本市にとっても喫緊の課題であります。

(1)採用状況と離職状況について伺います。総務省が実施した令和５年度地方公共団体の勤務条件等に関する調査の結果によれば、地方公務員の受験者数は約40万人で、前年度から約４万人減少し、受験者数を合格者数で割り返した競争率も4.6倍で、前年から0.6ポイント減少しており、コロナ禍で一時的に景気が後退した令和２年度、３年度を除き低落傾向にあります。また、同じく総務省が実施した令和４年度地方公務員退職状況調査の結

果によれば、教員や警察などを除く一般行政職のうち、定年や懲戒免職、死亡、国、他自治体への出向を除く普通退職者の数は、平成25年度に5,727人であったものが、令和４年度には１万2,501人となり、約10年間で2.2倍となっております。さらに、その内訳を見ると、30歳未満が4,244人、30代以上40歳未満が4,173人で、30代までの若年層が全体の３分の２を占めています。

そこで、本市の状況を確認します。本市一般行政職について、令和７年４月１日採用に係る採用試験の受験者数と競争率のほか、令和５年度普通退職者数と30歳以下の若年層の退職者数、人数や割合及び退職理由を伺います。

次に、(2)働き方改革とウエルビーイング向上の取組についてです。今般、人事院勧告を踏まえ、本市職員の給与は引き上げられますが、報道によると、民間企業の初任給は30万円を超えるというふうに示されております。給料面での処遇改善は、市川市の場合人事院勧告に準じていますから限界はあります。しかし、お隣の江戸川区役所はどうでしょうか。地域手当は20％に対し、市川市役所は12％ですから、自治体間でも今格差が生じている状態であります。仮に給料が30万円の場合、その差は月額で２万4,000円、年額にすると、期末手当を入れれば30万以上になってしまいます。であるならば、有為な人材の確保や職員の離職を防止する上で、働き方改革、ウエルビーイングの向上への取組は重要性が増すのではないでしょうか。これまでも職員の働き方改革に関連して、週休３日が可能なフレックスタイムの導入や、長時間労働の是正などに関して幾つか質問をしてまいりました。これは優秀な職員の確保、定着、職員の満足度を向上させることによって、市民サービスの向上、さらには市民満足度の向上を目的とした取組であります。有為な人材確保や職員の離職を防止するためにも、働き方改革やウエルビーイングの向上への取組は重要だと考えます。次年度に向けた本市の取組について伺います。

以上が初回の質問となります。御答弁によっては再質問をさせていただきます。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　私からは大項目、施政方針についての御質問にお答えします。

初めに、(1)のア、地震による津波被害時の行徳地区における避難場所についてです。本市では、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に緊急的に避難する場所として、地震や水害などの災害種別ごとに122か所の避難場所を指定しております。御質問の津波については、現在の地域防災計画では平成24年４月に千葉県が公表した津波浸水予測図を採用しており、津波による市街地への大規模な浸水は想定しておりません。一方、高潮や江戸川の破堤など想定最大規模の風水害が発生した場合は、行徳地区は広範囲にわたり浸水が想定されていることから、浸水被害に対する安全な避難先の確保は重要な課題と認識しております。

そこで、浸水から身の安全を守るためには浸水しない地域への避難が原則ではありますが、行徳地区のように人口が密集し近隣に高台がほとんどない場合には、緊急安全確保として、建物の上階への垂直避難も選択肢の一つとなります。この垂直避難が可能な避難場所については、学校などの公共施設だけでなく、民間施設についても、災害協定の締結により指定に御協力をいただいているところであり、万が一、想定を超える津波が襲来した場合の緊急避難先としても有効です。引き続き、民間施設も含め、垂直避難が可能な施設に協力を求め、避難場所の確保に取り組んでまいります。

次に、イ、通電火災対策についてです。過去の大規模地震では、停電復旧後に倒れていた電気ストーブなどの電気機器が熱源となる火災が数多く発生しており、東日本大震災では、原因が特定された火災の約半数が電気に起因するものであることから、通電火災対策は重要と認識しております。

この通電火災を防ぐ一番有効な方法はブレーカーを落として避難することでありますが、不在時やブレーカー

を切って避難する余裕がない場合に火災を防止する有効な器具として、感震ブレーカーがあります。感震ブレーカーは、設定以上の揺れを感知したときに電気を自動的に遮断する器具で、分電盤に内蔵または接続する電気工事を伴うものや、コンセントに接続するタイプなどがあり、本市では、電気工事を伴うものを助成の対象としております。また、普及に向けた取組としては、広報紙や市公式ウェブサイトによる助成制度の周知のほか、防災訓練や親子防災パークなどのイベントなどの際には、器具や有効性について説明する機会を設けて啓発を行っております。引き続き、訓練や防災に関するイベントなどの機会を捉えて、周知啓発の強化を図ってまいります。

次に、(2)中学校の避難所開設と運営方法についてです。市では、災害対策基本法に基づき、災害時に自宅が被災して生活ができない場合など被災者が一定期間生活するための施設として、市内の小中学校や公共施設など95か所を指定避難所としております。大規模地震が発生した場合の避難所開設については、地域防災計画で市立小学校及び義務教育学校を他の避難所より先行して開設すると規定しており、本市で震度５弱以上を観測すると、小学校の近隣に住む職員が参集し避難所の開設準備を行います。同じく小学校区防災拠点協議会の方々にも、身の安全を確保した上で震度５弱以上にて参集をお願いしており、職員と協力して避難所の開設や運営を行うこととしております。

御質問の中学校の避難所開設については、災害の規模や避難者の状況に応じて避難所の不足が見込まれた場合に直ちに開設することとしており、開設に当たっては、市職員である被災生活支援本部の避難所対応班から職員を派遣して対応します。しかしながら、昨年実施しました市長のタウンミーティングや自治会で行っている防災講話などでも、中学校の避難所も早期に開設してほしいという要望がございました。そのため、中学校に直接参集する職員の配置や運営に関する課題等を整理し、可能な限り早期に開設することができるよう取組を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目２つ目、急病診療所についてお答えいたします。

初めに、(1)利用状況についてです。急病診療所の年末年始の状況を昨年度と比較いたしますと、12月30日から１月３日までの間で、令和５年度で約1,800人、令和６年度で約2,400人であり、昨年度よりも約600人増加しております。これを１日当たりの最大患者数で比較いたしますと、令和５年度は約400人であったのに対し、令和６年度は約500人を超えておりました。インフルエンザの流行時期と重なり、例年以上に受診者が増加し、混雑しておりました。

次に、(2)課題と課題への対応についてです。課題といたしましては、まず、年末年始は医師会の協力の下、可能な限り医師の増員に対応いただいており、これ以上の医師の確保が難しい状況にあります。また、受付窓口や診察室、会計窓口での対応数が限られていることも混雑の原因と考えられます。これらの課題解決のため、急病診療所の運営に御協力いただいている医師会や薬剤師会などから成る急病診療所運営委員会において、引き続き協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、ＡＩ技術の活用についてにお答えいたします。

初めに、(1)ＡＩ技術の導入状況についてです。デジタル技術の進化により、ＡＩは様々な分野で活用できるようになっており、本市においても活用しているところでございます。まず、市民向けの活用といたしましては、市公式ＬＩＮＥのＡＩチャット機能では、ごみの分別や子育て情報などについて24時間いつでも質問に答えております。また、市公式ホームページのマイページ機能では、ＡＩがマイページ登録者の閲覧履歴を分析し、

その方に必要な情報を自動で表示するお勧め情報によって検索の手間を省くことや、情報の見落としを防ぐことができています。これらの機能をオンライン申請の機能と併せることで、利用者の都合に合わせた時間を選ばない問合せや、必要な際に手続をすることが可能となってきております。

一方、庁内事務における活用といたしましては、紙ベースの資料を電子化するＡＩ－ＯＣＲや、音声データの文字起こしを行うＡＩ議事録といったシステムで活用しており、業務の効率化に大きく寄与しております。また、相談内容が複雑化、複合化している福祉現場におきましては、相談者の質を的確に把握するとともに、業務の効率化と質の向上を図るため、昨年11月から福祉部とこども部において生成ＡＩを活用した福祉相談業務システムを導入し、運用を開始しております。同システムでは、音声データをリアルタイムにテキスト変換することにより、相談内容の正確な記録ができること、テキスト変換された単語から職員を支援するガイダンスを表示する機能により、職員は適切な相談対応が可能となること。また、生成ＡＩを活用した相談記録の要約機能により、記録表作成業務が省略化されることで相談支援業務の効率化及び質の向上が図られております。

ＡＩ技術は日々進化を遂げており、様々な可能性を秘めていると認識しており、今後も市民サービスの向上と業務の効率化に向け、ＡＩ技術の導入を進めてまいりたいと考えております。

次に、⑵安野貴博氏が発表したデジタル民主主義2030の認識と参画の可能性についてです。デジタル民主主義2030とは、急激に進化するＡＩやデジタル技術を活用して、一人一人の声を政治、行政に届けるとともに、集まった多様な意見を整理しながら適切に合意形成、政策反映されていく社会を目指しているとされています。ＡＩエンジニアの安野貴博氏が提唱している同プロジェクトの内容といたしましては、ＡＩ技術を用いて、膨大で多様な市民の声を広く収集、分析、可視化し、意思決定に役立てようとする取組であり、ブロードリスニングのさらなる進展を図ること、単純な多数決にとどまらず多面的な視点で議論の論点を整理し民意による政策反映を目指すこと、そして、政治資金の透明化を図ること、以上の３つが柱となっております。また、政策決定プロセスへの市民参加の実現に向けてプラットフォームを開発するとしており、実証実験の準備が進められております。なお、ブロードリスニングにつきましては、東京都の長期戦略、2050東京戦略案の策定におきまして、寄せられた意見をＡＩにより分析し、意見のグループ化や要約、イメージを図として可視化することで都民の関心事項を把握、発見するとともに、行政として強化すべき分野を整理し、政策体系の再構築及び政策を強化することに活用されております。

デジタル民主主義2030で提唱されているＡＩなどのデジタル技術の活用については、より多くの意見をこれまでの手法よりも効率的に収集、分析できるなど、合意形成のスピード化や可視化が図られるなど、様々な可能性を秘めていると認識しております。現在、本市では市長が直接市民の声を聞くタウンミーティングやウェブアンケートの活用、無作為に抽出した市民へのアンケートやワークショップ等により市民ニーズの把握に努めております。意見集約の方法を広げることで幅広い世代から意見を収集し、それを効率的に処理することで様々な計画に反映することができれば、新しい形の市民参加につながるものと考えられます。

しかしながら、現段階ではブロードリスニングのシステム運用に当たり、プログラミングスキルやＡＩに関する言語処理の知識を持ったエンジニアが必要であることや、システム自体の利用料は発生しないものの、生成ＡＩと連携させることについて、提供する会社に対して費用が発生すること。また、ＳＮＳのデータを活用するには、運営会社に対してデータの利用料が発生することが公表されており、導入に向けた課題があると考えております。

日々急速に変化していくデジタル技術への対応は今後必要であることから、東京都などの動向を注視しながら検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　私からは大項目、令和７年度、ｅスポーツへの取組についての御質問にお答えいたします。

初めに、担当の設置に関する検討についてでございます。令和６年９月定例会にてお答えさせていただきましたように、ｅスポーツを推進していくに当たり、どのような体制が望ましいか検討を続けてまいりました。検討に当たっては、近隣自治体の動向を確認するためｅスポーツに関する所管部署や取組の有無について現状調査を行っております。その結果、近隣自治体においては、担当部署が明確に定められている自治体は少なく、主体的に取り組んでいる具体的事例も得られないなど、ｅスポーツの推進に当たって参考となることはあまりございませんでした。そのような状況でございますが、本市といたしましては、ｅスポーツを新たなスポーツ競技として捉え、窓口をスポーツ部に置きつつ、取組の具体的な目的に応じて適宜関連部署と連携しながら推進してまいりたいと考えております。急激に進歩している分野であることを十分に認識し、組織として対応するとともに、今後取組が具体化、多様化していく中で、改めて適切な推進体制が検討されるものと考えております。

次に、(2)令和７年度の具体的な取組についてでございます。本市といたしましては、まず、実際に着手してみることが必要と考え、質問においても触れていただいた３月に行われるｅスポーツイベントの開催に向けて、関係団体及び庁内関係部署との調整を行ってまいりました。ｅスポーツイベントの開催に向け、より多くの市民の方々に参加していただけるようイベントの周知に取り組んでまいります。そのほか、９月定例会以降、ｅスポーツの推進に関する全国での取組について調査を行ってまいりました。その結果、富山県や京都府、岡山市など、ｅスポーツイベントの実施に対し補助金を交付している自治体があることが明らかになったところでございます。令和７年度の取組でございますが、３月に実施するｅスポーツイベントの結果を踏まえ、年齢や障がいなどの垣根を超え様々な方々に参加していただけるようなイベントが開催できるよう調整していくとともに、ｅスポーツイベントの実施に対して支援する取組に対し、調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　私からは大項目、物価高騰対策についてお答えをいたします。

まず、(1)の市民生活支援、本市の家計をめぐる現状認識についての御質問です。厚生労働省が実施しております毎月勤労統計調査の昨年１年間の調査結果の速報によりますと、１人当たりの現金給与総額は、前の年と比較して2.9％の伸びを示したものの、物価の変動を反映させた実質賃金については前年比0.2％のマイナスとなっており、物価高騰の長期化に賃上げのペースが追いついていないことが伺われます。世帯消費動向指数の推移から、各家庭においては主に食料費をやり繰りすることによってこうした現状に対応しているものと思われますが、今後さらに物価高の状況が続きますと、家計にかかる負担は一層大きくなるものと危惧をしております。賃上げについては現在も継続されておりますが、昨年６月定例会で議員から御質問をいただいた時点と比較して、大きく状況が改善されたとは言えないものと認識をしております。

次に、(2)の中小企業支援についてです。日本銀行が去る２月13日に速報値として発表した今年１月の企業物価指数は、令和２年の平均を100とした水準で125.3となり、前年同月比4.2％と高い上昇幅を記録いたしました。また、財務省が実施する法人企業景気予測調査では、企業の景気状況について、上昇と回答した企業から下降と回答した企業の差を示す指数が公表されております。それによりますと、千葉県内の企業の昨年10月から12月の指標は、大企業、中小企業ともにプラスとなったものの、本年１月から３月期において、中小企業はマイナスに転じる見通しが示されております。こうした調査から、仕入れ価格や人件費などのコスト高が続いているものの、それを価格に転嫁することが困難な状況を伺わせ、家計と同様、中小企業においても大変厳しい経営環境

にあるものと認識をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　私からは大項目ぴあぱーく妙典内のインクルーシブ遊具広場についてお答えします。

初めに、インクルーシブ遊具広場の設置の経緯と目的についてです。ぴあぱーく妙典は、未来を担う子どもたちの健やかな成長と、国際性豊かな多世代が交流する地域コミュニティーの拠点を目指しています。その中に設置したインクルーシブ遊具広場は、障がいや年齢、性別、国籍などに関係なく、全ての方々に楽しんでいただくことを目的とした広場であります。整備に当たりましては、妙典小学校の特別支援学級やあおぞらキッズ、おひさまキッズなどの職員や保護者へのヒアリング、市川市障害者団体連絡会へのアンケートなどにより御意見を伺いました。遊具の種類につきましては、お伺いした御意見を参考に、体幹の弱い子どもでも乗れるブランコや、車椅子のまま遊べるゴム製築山遊具などを選定しております。令和４年11月の供用開始前には、ヒアリング等に御協力いただいた方々や、ＳＮＳ等で募集し応募いただいた方々に遊具体験会を行っております。

次に、インクルーシブ遊具広場の利用状況についてです。インクルーシブ遊具は、それぞれの個人が持つ個性を互いに尊重しながらみんなで一緒に遊ぶことを目的とした遊具です。平日の夕方は小学生など、平日の午前中など比較的利用者の少ない時間は、幼児や障がいをお持ちの方など、多くの方々に利用されています。

次に、インクルーシブ遊具広場の課題と今後の対応についてです。インクルーシブ遊具は新たな遊具であることから設置事例が少なく、本市ではぴあぱーく妙典に初めて整備しました。今月、柏市で行われたインクルーシブな公園の現地見学と意見交換会に本市の職員も参加しております。参加した自治体からは、新たな遊具であることから課題等については把握できていないなど、多くの意見がありました。このため、利用状況や課題等につきましては、整備に御協力をいただいた関係者や、ぴあぱーく妙典に隣接するセレン学園へのヒアリング、利用者アンケートなどを実施し把握したいと考えております。インクルーシブ遊具は、その遊具の特性から、目的などの理解が必要と考えております。来月オープンする妙典子ども地域交流館、ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯも活用して、子どもたちにインクルーシブ遊具の目的を理解できる取組を進めていきたいと考えております。また、既にインクルーシブ遊具を導入している自治体の事例なども参考に、利用に関する課題や対応策等について調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、公立保育園についてにお答えします。

まず、(1)保育園の民営化についてです。本市では、公共施設個別計画において、公立保育園は民営化を検討することとされており、令和元年11月には市川市公立保育園民営化ガイドラインを策定し、老朽化が進む木造の公立保育園について、令和５年度以降の民営化もしくは統廃合に向けて計画を進めてまいりました。現在まで、既に民営化した２園を含む木造の７園につきましては、民営化もしくは統廃合することが決まっておりますが、現時点で木造以外の14園につきましては、民営化等の具体的な時期や手法については決まっておりません。

次に、(2)保育士の採用についてです。木造の公立保育園の民営化もしくは統廃合により、将来的には保育士の必要数の減が見込まれることから、任期に定めのない正規職員の採用は行わず、任期付職員及び会計年度任用職員を採用してきたものであり、法令違反に当たるものではないと認識しております。

最後に、(3)労働環境の改善と保育の質の向上についてです。千葉県内の認可保育所は、千葉県が定める配置基準を満たすことが求められておりますが、本市の公立保育園では、計算上の端数を切り上げるなど、県の基準を上回る人員配置を行っております。なお、令和６年４月から３歳児及び４歳、５歳児について保育士１人当た

りの児童数が見直されておりますが、経過措置が設けられていることを踏まえ、本市の公立保育園では、改正前の保育士１人当たりの児童数を使用して計算しております。一方で、見直し後の新たな基準により計算した上で、端数処理など県の基準により算定した場合の保育士数についても確認しておりますが、全ての園で基準を上回る保育士が配置されていることから、配置基準が満たされていないという状況は生じておりません。今回、現場の保育士から配置基準を満たしていないとの声が上がったことについては、配置基準の改正と経過措置についての周知が不十分だったことなども要因の一つと考えております。

次に、障がいのある子どもに対する保育士の配置につきましては、平成30年に国から通知が出されており、おおむね障がい児２名に対して保育士１名の配置を基準としつつ、障がいのある子どもの状況等に応じて適切に職員を配置することが求められております。本市の公立保育園では、障害者手帳や障がい児通所支援に係る通所受給者証の交付を受けている子どもについて、２対１を上回る保育士配置を行っております。なお、近年は手帳などを所持していないものの配慮が必要と考えられる子どもの数が増加しておりますが、一人一人の子どもの状況を看護師などが確認した上で、可能な限り必要な職員を加配しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　私からは最後の大項目、人材の獲得と離職防止についてお答えをいたします。

初めに、(1)採用状況と離職状況についてであります。令和６年度の一般行政職、先ほどの御質問にありました令和７年４月１日採用に係る職員数の採用試験の状況でありますが、事務職員につきましては、受験者数823人に対しまして合格者数は104人で競争率は約7.9倍、技術職につきましては、受験者数97人に対しまして合格者数は23人で競争率は約4.2倍となっております。これらを合算した場合の競争率は約7.2倍で、御指摘のあった令和５年度の全国平均を上回っている状況にあります。また、令和５年度におけます一般行政職の普通退職者数は49人で、そのうち30代以下の退職者数は23人と全体の約半数を占めております。

そして、30代以下の退職者の退職理由につきましては、退職者から聴取できたもののみとなりますが、転職が11人で最も多く約半数を占めており、このほかには、家族の介護など家庭の事情や、体調不良、留学などが挙げられていたところであります。

次に、(2)働き方改革とウエルビーイング向上への取組についてであります。職場環境の整備につきましては、近年の人事院勧告においても多様なワークスタイル、ライフスタイルを可能とする取組や、ウエルビーイングの土台づくりに資する取組にも言及がなされております。本市におきましても、平成28年度から市川市版働き方・休み方改革の取組を、令和５年度からは労働時間適正化プログラムに基づいた取組をそれぞれ進めてまいりました。具体的な取組内容といたしましては、勤務間インターバルの設定や、長時間労働の是正等を目的としたノー残業デー、ノー残業月間の設定のほか、育児や介護等時間的制約のある職員の多様な働き方を実現するための出勤時間や退勤時間を30分または60分ずらす、早出遅出勤務制度の導入などを行っております。

御質問の次年度に向けた本市の取組状況についてでありますが、働き方改革やウエルビーイングへの取組には様々な手法が考えられるため、近隣市等におけます取組状況や、職員のニーズ等を踏まえながら、引き続きこれまでの取組等を推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。再質問をしていきたいと思います。

まず、施政方針についての(1)です。アの部分でございます。水害リスクが高い行徳地区に関して、避難場所

拡充の考え方は理解をさせていただきましたけれども、それでもまだまだ足りないというふうに認識しています。近くにすぐ避難できる場所を確保するために、具体的に市川市はどのような取組をしているのか伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

津波などによる浸水時には上階への避難により身を守ることが大切で、その取組として、高所への緊急的、一時的な避難先を確保するため、民間事業者やマンション管理組合などと協定を締結し、現在行徳地区では津波・高潮避難ビルとして11か所を指定しております。さらに、新設の公共施設についても避難場所への指定を進めており、敷地に一定の高さがあるぴあぱーく妙典も、妙典子ども地域交流館のオープンに合わせ、新たに避難場所として指定する予定です。今後も商業施設など階層の高い建築物や立体駐車場などの施設管理者に対して御理解いただけるよう説明し、浸水時の避難場所として利用できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。取り組んでいただいているのは本当にありがとうございます。ただ、まだまだ足りないと思うんですね。私の住む南行徳地区であれば、例えば県有地、江戸川第二終末処理場上部の福栄スポーツ広場やいこいの広場など、県有地も候補地になるのではないかと思います。市川市が持っている場所だけではなくて、民間企業、県有地も含めて交渉していただきたい、これは要望でございます。

また、市民の生命、財産を守るというものも１つの考え方であると思います。自治体によっては財産を守るということで、車の避難場所をつくっている自治体もあると伺っております。これについては、ぜひ今後検討していただいて、人を守って財産を守っていくようよろしくお願いします。アの部分は結構でございます。

続いて、(1)のイの部分です。市の取組についても理解いたしました。イベントなどで告知をするのも必要なんですけれども、これを普及していくためには、一番設置の簡単なコンセントタイプの感震ブレーカーに対しての助成をする、または検討する必要があるんではないかなと思うんですね。この辺について市川市はどのように考えているのかお願いいたします。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

コンセントタイプについては、工事を伴わないため比較的安価に設置できると考えており、基本的には家庭での備蓄品と同様に、自助の備えの範囲で対応していただきたいと考えております。しかしながら、他自治体では住民への配付や自主防災組織の補助対象品目としている事例もあることから、速やかな普及の観点から、本市の自主防災組織の補助対象品目に追加することも含めて検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　検討していただくのはありがとうございます。お隣の江戸川区では、全世帯に配付をしているそうであります。また、今本当に景気がよくないわけですよね。食料や水の備蓄をしてください、さらにはこの感震ブレーカーも含めて買ってください、こういうことを言っていてもなかなか進まないと思うんです。ぜひとも助成ないしは配付、近隣自治体に負けない援助をしていただきたいなというふうに思います。このイは、これはこれで結構でございます。

(2)です。中学校の防災拠点として市の職員が順次対応していただけるということ、本当にありがとうございます。市川市内に住む職員だけでは、多分足りなくなるんじゃないかなと思いますよね。近隣に住んでいる方も来ると思うんですけれども、やはりそういう中で、市の職員に対して、やっぱり災害対策、しっかりと認識を持

っていただいて、最終的にはすぐにできるようにしていただきたいなと思います。分からない人は小学校、中学校分からず避難をするわけですよ。ですから、ぜひその点をお願いしますし、また、そういった対象の職員に対しては手厚いフォローをしていただけるよう、どうぞよろしくお願いします。

大項目１点目はこれで結構でございます。

次に、大項目２点目、急病診療所について伺ってまいります。待ち時間が非常に長かったですね。去年も質問していて改善をしていないというのは本当に残念ではあります。

そこで伺うんですけれども、昨年度の年末年始も待ち時間が長かったため、２月定例会に対策をお願いしました。それでもこんな状態ですよ、予見はできなかったのかなと思いますけれども、どのような具体的な対策をしたんですか。基本的には先順位者への話を聞いていても、あまり対策になっていないように考えるんですけれども、どうなんですかね、ちゃんと対策をされたんですか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

例年、年末年始は患者数が大幅に増加することから、医療従事者を増員し診療に当たっておりますが、さらに12月30日から１月４日まではインフルエンザ患者の急増を受け、昨年度以上の医師や看護師等の増員を図り、延べ53人の医師が従事し対応しています。また、少しでも早く診療につなげられるように、令和５年度より医師会との協議を重ね、令和６年８月から問診票のオンライン化を実施しております。これにより、今まで患者が来所時に行っていた問診票の記入や、看護師が患者一人一人に行う問診にかかる時間を短縮し、迅速に診察につなぐことが可能となっております。

このような取組につきましては、広報紙や市公式ウェブサイトで周知し利用者が増加しているところであり、この年末年始においても来所者の４人に１人がオンライン問診票を利用していることから、少しずつではありますが、待ち時間短縮につながっていくと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきましたけれども、ちょっとずれていると僕は思うんですよね。診察時間が短かった、たった３分の診察時間で５時間待ったという話も先ほど聞きましたけれども、物理的にもう診察室の数が足りなかったり、そういうところだと思うんですね。これ以上医者を増やす、また看護師を増やす、スタッフを増やしたところで、あまり改善にはならないと思います。ですから、ぜひその辺を考えていただきたいので、(2)の再質問になりますけれども、今の大洲１か所の急病診療所の運営では、もう既に限界が来ているというふうに思います。人をこれ以上増やしても何も変わらないと思います。これ以上、市民の皆さんに負担をかけるのはよくないと思いますので、昨年も質問しましたが、私は行徳地区に急病診療所を新設することが必要だと考えています。例えば、市川の南消防署跡地ないしは消防署が新しくできたらそこに急病診療所を新しくつくる、こういうことをすることによって物理的に増やしていくことによって待ち時間を減らすことができるんじゃないかと考えますけれども、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

急病診療所では、通常時は待ち時間はほとんどなく、混み合っても受付から診察、会計、薬の処方までの時間は１時間未満となっています。急病診療所は１年365日、一日も休まず運営することから、１年を通してさらに医師を確保することは非常に難しいため、年末年始時期の混雑緩和について引き続き検討してまいりたいと考えています。

そのほか、他市では在宅当番医制を取っている例や、２次救急、３次救急医療機関が初期救急を担っている例もありますが、いずれの医療機関もこの年末年始は本市と同様、かなりの待ち時間が生じていたと伺っております。このような状況を短期的に解消することは困難でありますが、今後、他市の取組などを参考とし、医師会や薬剤師会とも協議を重ねながら、待ち時間解消に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ありがとうございます。言っていることは分かるんですけれども、だから公ができるんじゃないでしょうかね。公じゃなかったらこれをやるのは難しいことだと思います。臨時でもいいですから、行徳地区に急病診療所をつくるとか、年末年始、どこかの医療機関と連携をするとか、物理的に改善をしていただきたいなと思います。

最後に要望を付け加えます。先ほど先順位者への答弁でカードの利用ということが出ました。もうぜひやっていただきたいんですけれども、このカードの利用も、会計時のカードの利用だけではなくて、最初にカードを通すことによって、会計を後から精算するという病院もあります。会計の30分、１時間の待ち時間をなくしてカードを通して帰ると後に計算されるということもありますから、そういうシステムの導入も含めて検討していただきたいと思います。これはこれで結構です。

次の項目に行きます。大項目３点目、ＡＩの活用についてであります。いろんな活用をしているのは分かりましたけれども、生成ＡＩの中でチャットＧＰＴのような、今Ｇｅｍｉｎｉも含めて、またあとＤｅｅｐＳｅｅｋも出てきました。問題は多いと思いますが、そういったものの活用もどんどんしていく必要があると思うんです。ただ、それにはかなりのリスクもあると思います。そういった上で必要になってくるのは、ＡＩを活用するための専門人材であったり、専門知識だけでなくて技術がある人が必要だというふうに思います。

加速していく技術に対して新たに人材を確保するというのは大変だと思いますから、育成ではなかなか間に合わないです。ということは、やっぱり民間との交流をどんどん進めていく必要があると考えます。ＡＩ活用をするための民間交流について、人事交流について、市川市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

現在、本市におけるＡＩの活用につきましては、システムに関する専門的な知識を必要とはしておらず、一定の知識があれば対応できるものでございます。昨今、ＡＩを活用する専門的な知識を持つ人材につきましては、急速に技術革新が進む中、社会全体で不足していると認識しております。東京都におきましては、都内全体のＤＸ推進を目的にＧｏｖＴｅｃｈ東京を外郭団体として立ち上げ、デジタル基盤の強化、サービスやシステムの共同調達、人材の確保と育成、職員の外部派遣など様々な施策を行っており、新たなサービスや事業が創出されている事例も見受けられます。本市におきましても、デジタル技術を持つ人材の確保や育成、また民間との交流によるノウハウの導入は必要であると考えます。引き続き、他自治体における事例や成果を注視しながら対応を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ぜひこの部分はしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

やはりチャットＧＰＴのような生成ＡＩを使って仕事をするというのは、多分効率的になっていくと思います。ぜひそこも含めて取り組んでいただきたいなと思います。(1)はこれで結構です。

(2)についてでありますけれども、もうぜひこういうことに取り組んでいただきたいんですね。市長が積極的

に市民の意見を吸収しようとして動いていることは分かるんですけれども、それ以上に、インターネット上、または電話やメール、こういったものも全てデジタル的に収集をして、ブロードリスニングという形で集められる、そして、それがさらに可視化するわけですね。こういった取組というのは非常に重要でありますし、もう今やろうとしている政策の後押しにもなると思います。また、新しいことを見つけるのも早くなると思います。東京はやはりお金があるから取り組んでいるではなくて、市川市もこういうところにも投資をすることが、最終的には市川市の価値を高めていく、または市民サービスを向上することにも寄与すると思いますし、仕事の効率化も図っていくことができるのであれば、最終的には経費節減にもなると思います。こういった点を踏まえて、簡単に導入するのは難しいかもしれませんけれども、ぜひこの安野貴博氏が提唱するデジタル民主主義2030を研究していただきたい。考え方として、より多くの市民の意見を直接ないしは間接的に拾ってくる。それを最終的にはそこで決めるんではなくて、それを検討材料に挙げて議会に提出して議会でもむ、こういう形ができるんだと思うんですね。ぜひこの点、検討していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。これはこれで結構です。

次に、ｅスポーツへの取組についてであります。ｅスポーツの取組、定例会で担当者をつけてくださいというお話をしました。部署として取り組むという答弁をいただきましたけれども、実際、担当者がつかなければ、やはり責任を持った対応ができないと思います。今回のこの定例会のやり取りの途中でも、スポーツ部として、やはりトラブルが起きているわけですよね。こういうことをなくすためにも、やはり責任を持ってこの人が担当ですよと、ｅスポーツを前に進めていくという部分は必要だと思います。答弁は求めませんけれども、しっかりと責任を持ってこの事業を前に進めていくためにも、部署でやるとかいうことではなくて、やはり専任の担当者をつけていただきたい、これは強く要望させていただきます。

(2)を再質問とさせていただきますけれども、今回ブリオベッカと連動して、９月の質問に対して３月にいきなりｅフットボールですか、ゲームの大会をやっていただけること、すごくありがたいと思いますし、また、これについて昨日早速プロの世界大会の解説者に意見を求めたんですけれども、非常にいいゲームであって盛り上がるんではないかと、今後も続けていただきたいということをいただきました。

これが単発で終わらないようにするために、令和７年度、具体的にどのようなことを考えているのか、どのようなことを実施しようとしているのか、具体的にお考えがあればお聞かせください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

ｅスポーツイベントの開催手法については、イベントに協賛していただける企業やｅスポーツチームの協力を得ることで、魅力的な大会が開催できるのではないかと考えております。そのため、ｅスポーツに従事する方などに聞き取りを行うなど、積極的にイベントの開催等ができるよう努めてまいります。また、イベントの開催に際し、より多くの方々にｅスポーツイベントを知っていただくとともに、参加していただくため、広報、市公式ウェブなどにより周知を行い、事業規模の拡大に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　あまり明確なものはなかったんですけれども、今回のイベントだって周知期間が短いですよね。だから、こういうことも含めてもっともっと、取り組むのであればどんどん進めていただきたいと思います。やる気はあるのでしょうけれども、やはり担当者を明確に定めていただいて、いろいろとこれからも議論をしていきたいと思います。

このインクルーシブ性であったり包括的な部分があります。高齢者と若い人たちが連携できたり、障がい者と

一緒にできることも非常に重要なイベントだと思います。また、市川市というのは羽田と成田という２つの空港の中間点でもあります。国際大会の誘致、こんなことも将来的にはできるかもしれないんですね。大きなスタジアムがなければできないスポーツ、野球やサッカーとは違って、あまり大きくなくても可能かもしれないんです、ｅスポーツの世界大会、オンライン大会もあるかもしれない。こういうことも含めて、市川市がどんどん積極的にｅスポーツをやることによって市のセールスにもなってくる可能性もあります。多くのｅスポーツ、ジャンルがありますけれどもぜひ検討していただいて、これから盛り上げていただければと思います。これはこれで結構でございます。

次の大項目、物価高騰対策についてであります。本当に今、大変な時代となりましたよね。ですから、市も一生懸命やっていることは非常に理解しています。

そこで伺っていかなきゃいけないのは、本市としても負担に苦しむ家計に対して、また中小企業に対しても、思い切った手を打たなきゃいけないんじゃないでしょうかというふうに思います。東京アプリで15歳以上の都民に対しては、アプリを入れると7,000ポイントを付与するそうです。多分、多くの人がこのアプリを入れますよね。ＩＣＨＩＣＯもそうだと思いますけれども、前回も言いました、こういうことにＩＣＨＩＣＯを使って支援する、市民に対して支援をする。そうすれば、当然市内でしか使えませんから中小企業の支援にもつながります。こういった部分で思い切った策を講じるべきではないかと考えますけれども、市川市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

まず、家計に対する支援ですが、本市が経済活性化を目的に実施しておりますデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯによる還元ポイントの付与が挙げられます。昨年11月１日から12月29日まで実施いたしました市制施行90周年記念キャンペーン第２弾では、最大20％の高還元率により、市内の小売店やサービス店で約９億円が決済され、還元額は約１億2,000万円に上りました。キャンペーンに御参加いただいた市民の方からは、家計負担の軽減につながり助かったとの意見を頂戴しております。

また、本市では来年度、国の総合経済対策により自治体に交付される物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、ＩＣＨＩＣＯの新たなキャンペーンを実施するほか、省エネ家電や防犯グッズの購入といった市民生活の向上と地域課題の解決に対し、ＩＣＨＩＣＯスマートポイントを受け取れる制度を実施してまいります。

こうした本市の取組のほか、国では昨年11月に閣議決定されました国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策により、低所得者世帯向けの給付金や１月から３月分の電気ガス料金についての負担軽減策などを実施する予定です。本市といたしましては、国と力を合わせ、市民の皆様の家計負担を軽減できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、中小企業への支援です。本市では、市内中小企業の資金繰りに関する支援として、金融機関からの融資を円滑に行うための中小企業融資制度や、融資を受けた事業者の金利負担を軽減するための利子補給制度を実施しております。また、中小企業の設備投資を支援するため、中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入計画の認定を受けた企業のうち、賃上げ表明など一定の要件を満たした場合、固定資産税の一部特例による軽減措置を講じております。この措置は、国の令和７年度税制改正に基づき、引き続き実施をしてまいります。さらに、先ほど申し上げました国の重点支援地方創生臨時交付金を活用して、今般補正予算第７号として、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金ほか事業者向けの各種支援金の実施を予定して提案をしております。また、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯのキャンペーンでは、中小個人店に係るポイントの還元率を大企業の経営する店舗より高く設定することで、中小個人店の販売促進につなげてまいります。

こうした様々な取組や国の経済対策等の情報につきましては、市川商工会議所をはじめとした経済団体や関係

機関と連携を密にし、事業者にとって有益な情報の提供に努めますほか、現場からの声をよく聞きながら、今後の中小企業へのさらなる支援について検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきましてありがとうございます。ポイントを付与するのは非常にいいことだと思います、景気対策になるんじゃないかなと思います。しかし、やっぱりＩＣＨＩＣＯはまだまだ、市民全体からするとアプリのダウンロード、利用者数が少ないですよね。やはりここは課題だと思いますので、ぜひ増やしていかなきゃいけないということを理解していただきたいと思います。

また、中小企業支援に関して、僕も会社経営を20年やっていましたけれども、苦しいときにお金を貸してもらっても、翌月からお金を返さなきゃいけなかったり、数か月後からお金を返さなきゃいけなくて大変な話になるわけですよ。やっぱり中小企業としてはお金を借りることも大事なんですけれども、何らかの支援をしていただきたい部分があります。特に市川市内、賃上げをする企業に対して独自の支援などをぜひ検討していただきたいと思います。

その中で再々質問したいのはＩＣＨＩＣＯについてなんですけれども、マイナンバーにひもづけをして、世帯当たりに定額ポイントを給付することはできないのでしょうか。これを実行すれば、ダウンロード数は飛躍的に上がります、前回も言いました。やはりＩＣＨＩＣＯをうまく使っていく、そして、それが今の家計支援であったり、市川市内の中小企業の支援につなげるのは、やはりマイナンバーをひもづけする、そして市民に対してのみポイントを付与する、先に付与する。買物するんではなくて、東京は7,000ポイント付与していますからね、7,000ポイント付与できないにしても5,000ポイントでも3,000ポイントでもいいです。やはりこういうことができないのか、システム上問題があるのかどうか、お伺いします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　まず、ＩＣＨＩＣＯとマイナンバーとのひもづけでありますが、現在ＩＣＨＩＣＯの決済システムを管理している事業者は、今後、アプリへの機能実装を予定しているとのことであります。また、渋谷区のキャッシュレス決済アプリ、ハチペイでは、マイナンバーカードを使って渋谷区民である認証を受けるとポイントがもらえるキャンペーンを実施しているという事例も承知をしております。本市としては、こうした状況を踏まえ、ひもづけをした場合のメリットとデメリット等について十分に検討して判断をしてまいりますとともに、御質問のひもづけした場合のポイント給付につきましても、様々な角度から調査研究を進めてまいります。

次に、中小企業に対する賃上げの独自支援につきましては、他の地域で実施されております賃上げ促進の奨励金といった事例を参考としながら、本市においてどのような施策が有効であるのか調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ありがとうございます。ぜひ経済観光部が最前線に立って、市川市の景気対策をやっていただきたいと思います。本当に苦しいときに何も助けがないなと思うのか、それとも市川市で会社を経営してよかったなと思うのか、非常にここが分かれ道だと思いますので、ぜひお願いします。

また、ＩＣＨＩＣＯのダウンロード数が増えるように、ぜひよろしくお願いします。これはこれで結構でございます。

次の大項目です。ぴあぱーく妙典内のインクルーシブ遊具についてであります。目的、理解しました。非常に

よい目的でつくられていると思いますし、さらには利用状況も分かったんですけれども、これは全体としての再質問になりますけれども、突然インクルーシブ遊具が誕生して、子どもたちが遊びに行ったらめちゃめちゃ面白いと。要は、体の不自由な子どもが使ってもいいブランコなんていうのは、普通の子が乗ると、もうすごい勢いでこぐわけですよ。動くわけですね。これを面白がってやっているわけですね。その姿を見ると、障がいを持った子どもたちというのは近づけないわけです。でも、こういうものは使い方が分からないからしようがないと思うんですね。であるならば、使い方を分かっていただけるように、市川市内の公園や児童遊園地、ここにも徐々にこのインクルーシブ遊具を設置することは可能ではないかということを聞きたいんです。

また、妙典内の遊具広場では、イベントなどを開いて障がいの有無にかかわらずみんなが集まって一緒に遊ぶという体験イベントをして、その遊具の使い方を一緒にやらなければ、この子どもたちは知る機会がなかなかないわけですよね。一緒に遊ぶことの楽しさを覚えてもらう。それにはやはり、話は戻りますけれども、ほかの公園でもこのインクルーシブ遊具を徐々に増やしていく必要があると思うんです。やはり市川市は先進的にこのインクルーシブ遊具をぴあぱーく妙典に設置したわけですから、それをさらに拡充をしていく、今更新しなければいけない遊具をインクルーシブ遊具化することはできないのか伺います。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

インクルーシブ遊具は、それぞれの個人が持つ個性をお互いに尊重しながら、みんなで一緒に遊ぶことを目的とした遊具であります。市内の公園にインクルーシブ遊具の整備を進めていくことは、インクルーシブ遊具の目的を理解していただくために有効と考えております。今後、それぞれの公園の規模や立地、利用状況などを踏まえ、関係者へのヒアリングなどで御意見を伺い、遊具のインクルーシブ化の検討を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　前向きな答弁だと捉えます。これは非常に大事なことだと思うんです。障がいを持っている子どもたちが遊ぶ場所ってほとんどなかったのに、今回ぴあぱーく妙典の中にインクルーシブ遊具広場ができました、これは非常に画期的なわけです。さらには、それを期待している人たちが遊ぼうとしても、なかなか親は子どもを遊ばせられなくて困っている状況の中です。これをどんどん知ってもらう、このすばらしい遊具を市川市内にどんどん広めていただいて、誰もが楽しく遊べる公園をぜひ造っていただきたい、強く要望して、この問題はこれで結構でございます。

続いて公立保育園についてです。民営化の方針なのか、民営化なのか、何だかさっぱりどちらか分からない。これは非常にグレーゾーンなんだろうなと思いますが、民営化については検討しているのかなというところで分かりましたけれども、問題なのは、保育士の採用についてなんですよ。市川市は任期つきの採用は法令違反ではないという認識ですけれども、現状において保育園の今後の在り方が今、明確ではないわけですね。どうこの法文を読んでも、おかしいなとしか思えないんですよ。要は、終了が見込まれるということは、全園民営化ないしは廃園ということになりますよ。見込まれていないわけです、検討しているわけですよね。今後の保育園の在り方が明確でない以上、今の運用を改めていただいて、任期の定めのない職員を採用していただきたいと強く訴えますけれども、どのようにお考えですか。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えいたします。

公立保育園につきましては、民営化を前提に在り方を検討してきたところですが、今後は、将来的に児童数の減が見込まれることや、国の方針において、量の拡大から質の高い保育の確保、充実へと転換してきていること

から、定員の調整や新たなサービスの提供などの役割を担うため、一定の期間公立保育園として維持する必要性が生じることも考えられます。仮に、今後公立保育園を一定期間運営するのであれば、新たに任期に定めのない保育士が必要になることも考えられますので、その際には最適な方法で保育士を確保できるよう、採用方法なども含めて関係部署と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　御答弁いただきました。一定期間維持するという御答弁をいただきました。ならば、ぜひ今言ったように任期を定めない保育士を採用していただいて、しっかりと保育の安定性、そして質の向上につなげていただきたいと思います。これはぜひよろしくお願いいたします。

(3)ですけれども、労働環境改善、保育士の質の向上についてであります。現場と市役所の間で見解の違いが出ています。これが大きな問題なんです。現場は本当に苦しい状況だと。それでも子どもたちを守るために必死に働いている。私も何人も市川市の保育士の方々、公立保育園の保育士の方とやりましたけれども、現場は本当に大変だと。そんな中で、休みも取りづらい。でも、一生懸命やらなきゃいけないという使命感の下に、今、保育士は子どもたちを保育している状況であります。ぜひ現場に行っていただいて、保育士の声を聞く必要があると思います。どのように考えていますか、現場に行って保育士の声を聞いていただけますか、お答えください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

これまでも保育士の意見はアンケートなど、現場に行ってまた伺っておりますが、保育士の意見や要望にも耳を傾け、現場の状況を確認しながら、引き続き労働環境の改善と保育の質の向上に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ありがとうございます。もう部長、ぜひ行ってください。やはり、上から言ってしまうと、やはり物が言えなくなると思うんです。本当に言いやすい環境をつくって保育士の方々とお話をしていただきたい。そして、市川市の保育をどうするのか、やっぱり現場の声を反映した保育運営というものをやっていただくことが一番保育の質が上がることだと僕は考えますので、ぜひよろしくお願いします。

最後の項目になります。最後の大項目、人材獲得と離職防止についてであります。

(1)倍率的には平均を上回っているという都合のいい数字だけ並べていましたけれども、確認のため聞きます。市川市が必要としていた技術職の人数は何人だったのか、そして、採用したのは何人だったのか、お願いします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

一般行政職の採用試験のうち、技術職のお話かと思われますけれども、技術職につきましては、筆記、面接試験の結果、本市が求める人材に合致しなかったため、募集した人数を確保することには至らなかったものであります。

以上であります。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ですよね。要は、こういうことなんですよ。倍率は全国よりもあるよ、安心してくださいというような答弁をしておきながら、結果的には必要のある質の高い市川市が求める人材が受験をしていないということが一番の問題なんじゃないでしょうか。今後、まさにこういうことが私は問題になってくると思いま

す。他の自治体でもいろいろとやっていると思いますけれども、市川市がこれからやっていかなきゃいけないことは何かというと、やはり職場環境の改善であったり、働きがいを持たせてあげたりとか、いろいろ必要な部分があると思いますよ。

人材確保に向けた取組について、採用の広報の強化、インターンシップや説明会の充実、技術職などの専門職確保に向けた独自の施策が必要だと考えます。今後どのような対応をしていくのか伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　御質問にありますとおり、受験者を、いわゆる分母ですね。そういったものを増やす努力は当然必要だと思っています。先週の２月19日なんですけれども、船橋市、市川市をはじめとしました６市合同で、この本庁舎の中で合同セミナーというのをやらせていただきました。前半後半、午前と午後だったんですけれども、それぞれ150人ずつで300人、満員となりました。また、千葉県のところで各市町村を集めまして技術職のセミナー、そういったような新たな取組をしながら、できるだけ受験者数、いわゆる分母ですね。先ほども申し上げましたけれども、増やすような努力はしています。今後につきましても、できる限り多くの人材を確保できるよう努めてまいりたいと思っております。

以上であります。

○稲葉健二議長　石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　ぜひやってほしいですね。

(2)です。働き方改革とウエルビーイングの取組についてです。これは(1)にも関係してきますけれども、離職を減らしていくためには、やはりここしかないと思うんです。それとも、東京に負けない給料を払うかということになると思います。電車で言えば、本八幡からちょっと行けばすぐ東京都です。地域手当は、東京は20%、先ほど言いましたけれども、同じ給料体系であれば、月30万の場合は、年収で30万以上差が出ちゃうんですよ。当然市川市よりも東京都を選ぶ、東京都の江戸川区をはじめとして各自治体を選ぶ可能性が出てきます。であるならば、ここをやれないのであれば、やはり働き方改革やウエルビーイングが必要になると思います。ぜひ、東京都もやりました、千葉県もやりましたフレックスタイム、これを検討していただきたいと思います。

これを強く要望して、私からの代表質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時35分休憩

午後３時５分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第38号から日程第42報告第46号までの議事を継続いたします。

日本共産党、廣田徳子議員。

〔廣田徳子議員登壇〕

○廣田徳子議員　日本共産党の廣田徳子でございます。会派を代表して質問をさせていただきます。

先月15日、昨年ノーベル平和賞を受賞した日本原水爆被害者団体協議会の代表委員である田中熙巳さんのお話を聞く機会をいただきました。授賞式を終え帰国の際、生涯をかけて行ってきた貴重な活動に深く感謝し、核兵器も戦争もない平和な世界が一日も早く訪れるよう心から祈りますという機内アナウンスとともに、温かい拍手に包まれたといいます。全ての人の願いです。市長の施政方針の「はじめに」の中にも書かれていました。引き続き平和への取組をお願いしたいと切に思います。

さて、市民の生活は物価高騰に悩まされています。既に昨年以上の食料品などが値上げを予定しています。米

が値上げすれば外食も高くなります。ガソリンが上がれば運送の経費が上がり、全てに関わってきます。個人のお財布は厳しさを増しています。

しかし、そんな中、市川市の財政はどうでしょう。当初予算フォームを見ますと、歳入の市税では納税義務者数や平均給与収入が伸びたこと、また、令和６年度に実施された定額減税がおおむね終了したことを理由に58億円増を見込んでいます。さらに、国や県からの支出額が増えています。その中で、新年度の予算が組まれています。疑問に思う政策の一つに、今後の少子化対策に新事業の予算が計上されていました。補助対象に年齢制限がありますが、これはどうかと思います。市川市で産んでくださいといわんばかりです。補助期間は１年、仮にその間に妊娠して働けなくなった場合、市川市よりももっと安い家賃のところへ引っ越しませんか。若い人が市川で住み続けたいと考えるにはどんな支援が必要なのか、改めてお考えいただきたいと思います。的確に必要なところに予算がつけられているかどうか、見ていかなくてはならないと考えています。

それでは質問に移ります。

まず１つ目です。南部地区消防防災施設整備事業についてです。

老朽化が進み手狭になっている南消防署は、移転場所をずっと探していました。今回示されている新浜幼稚園は、昨年６月定例会において25年度末で廃園が決まっている幼稚園です。その跡地に移転する計画です。周りには公園やマンションがあり、住民への十分な説明も必要です。

そこで、今回の事業を進める経緯と、今回の予算の内訳を伺います。

次の大項目は、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を本市はどのように活用するのかです。

国から既に６億円の交付金があり、約半分は補正として障がい福祉サービス事業所等、原油価格、物価高騰をはじめとした事業者への支援が提案されています。貨物運送業では、事業所を持たず個人事業主として働いている人も多く、この方たちは対象とはなりません。支援が本当に欲しい人に届いてはいないのではないでしょうか。

そこで今回、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の残りの約３億円をどのように活用するのか伺います。

次に、教育行政です。

(1)として、多目的野外運動場整備事業についてです。塩焼小学校の近隣の５つの自治会は、40年以上にわたり納涼祭りを開催しています。小学校の卒業生は納涼祭りで同窓会をするなど、地域になくてはならない場所です。以前は５自治会で運動会も行い、親子あるいは３世代で参加し大いに盛り上がっていました。以前は小学校が開催する塩焼っ子まつりで自治会が協力して餅つきを提供して参加者に振る舞いました。校庭に人工芝を敷く計画だと伺い、正直戸惑いました。どんな経緯で、どんな目的で塩焼小学校に人工芝を敷くのか、丁寧な説明があったのでしょうか。５つの自治会の中では不安の声が上がっています。

そこで、この事業の目的と、なぜ塩焼小学校なのか伺います。

(2)として、部活動地域移行推進事業についてです。令和６年度は第四中学校をモデル校として行い、新年度は全校に拡大するようですが、部活動が継続できないところへの対応や新年度予算の内訳について伺います。

次の大項目は、保健行政についてです。

(1)として、国民健康保険被保険者証発行の取扱いについてです。昨年10月28日から、マイナンバーカードに一旦はひもづけをした健康保険証を排除することができるようになりました。本市においてマイナ保険証のひもづけを解除したいと希望する方にはどのような対応をされているのか。また、どのくらいの方が解除を行ったのか。中には、これまでの健康保険証について十分周知がされておらず、まだ使用できるにもかかわらず、使えないと勘違いし処分してしまったという方もいます。その方たちも含め、被保険者証をなくしてしまった方にはど

のような対応をされているのか伺います。

次に、(2)国民健康保険税の課税限度額の引上げと、市民への影響についてです。国から示されている国民健康保険の課税限度額の引上げですが、令和７年度はどのような改定が出されているのか。また、本市への影響はどのようなものか伺います。

(3)です。インフルエンザの流行は、毎年少し時期は変わったとしても起こり得るものです。しかも、コロナも決して５類になったからといって軽くなったわけでもありませんし、私の知り合いでも、命を落としている方もいます。実は、暮れに相談がありました。母子の２人暮らしで、娘さんは市内の作業所に通っています。集団で作業をしているのでワクチン接種をお願いしますと言われたそうですが、障害年金での生活では１万円以上するワクチンを打つことはできないと相談がありました。

そこで、本市では障がいのある方への、コロナワクチン接種希望者へどのような補助金を考えているのか、補助金をどう考えているのか伺います。

次に、福祉行政についてです。

(1)は、高齢者の住宅確保における本市の取組についてです。高齢者から住むところの相談が多く寄せられています。保証人がいるとかいないとか、兄弟や子どもはいるのかと不動産屋さんで聞かれ、嫌になるといいます。

これから高齢化がますます進み、賃貸住宅の契約が本当に困難になっていきます。本市の現状と、どのような対応をしているのか伺います。

(2)本市において日常生活に支障を感じており、精神的にサポートが必要な方は、安心して出かけ、ほっとできる居場所がないと家にばかりいるようになり、ますます精神的な状態が悪くなる傾向があると言われています。作業所などでは、行く日や作業の内容が決まっており、その日の気分でというわけにはいかないでしょう。

そこで、市内の精神的に障がいがある方が居場所として利用できるサービスはどのようなものがあるのか伺います。

(3)に移ります。認知症の方を支える家族への支援についてです。家族の中に誰かが認知症を発症すると、生活は一変してしまいます。知人でサラリーマン生活を終え、これからは趣味を堪能しようと考えている矢先、お連れ合いが認知症になり、聞くところによると、直前のことを忘れてしまう、朝と夜が逆転する、料理の手順が分からなくなってしまう、買物に行っても違うものを買ってきてしまうなど、症状は人によって違うようで、戸惑いと落胆が大きいといいます。高齢化が進み、認知症の増加は高齢者の５人に１人、20％は認知症になるという推計もあります。決して特別な病気ではないと言われても、家族にとっては大変です。講習を受けて認知症を理解することも大変ですが、一緒に生活することは、とても大きな乖離があると思います。

そこで、認知症の家族を支える支援の現状を伺います。

次に、(4)です。放課後等デイサービスの現状と報酬の仕組みについて伺ってまいります。ここ数年で急激に増えたこの事業は、管理者及びサービス管理責任者、育児指導員または保育士といった人員を配置する必要があり、重症心身障がい以外、もしくは重症心身障がいを対象とするのかでも、配置基準は変わってきます。文字どおり学校帰宅後に通う専門的支援を受けるところです。

そこで、アとして、現在市内の放課後等デイサービスの事業所数、利用者数、また利用者数の過去３年間の推移、また今後予測される推移を伺います。

次に、イとして、その児童生徒に合わせた専門的な支援を行う際には、計画を立て保護者に説明をして支援を行う専門的支援と、本人だけではなく家族や兄弟に説明を行う家族的支援があり、これらの支援を行うと、通常の支援にプラスして事業所に対し加算されるものです。利用者負担は所得によって違いますが、一般的には月

4,600円で、先ほどの支援を受けても利用者の金額には変わりありません。あくまでも特別な指導を行った事業者に対して支払うものです。

専門的支援と家庭的支援に関する加算について、それぞれの具体的内容と件数を伺います。

最後に保育行政です。

こども誰でも通園制度における現状と今後について。こども誰でも通園制度の現状については、先順位者の答弁で理解いたしました。御答弁は結構です。

こども誰でも通園制度の今後について質問をします。市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例案第23条では、最低基準として、必要従事者より半数以上を保育士とするとあります。対象年齢はゼロ歳児から２歳児と手のかかる年齢であり、より専門的な技能が必要となることから、半数以上ではなく全て保育士が望ましいと考えますが、市の見解を伺います。

(2)として、民間保育園の現状と今後を市はどのように考えるかについて伺います。この間、民間の保育園が増え、保育士不足が言われつつも何とか保育の質を落とさないように努力されていることに敬意を表します。しかし、育児休職が定着していることや、小規模保育事業所も多く、職員の採用にも変化があるように思います。何年も前から要望してきました民間保育園での人件費が運営費のどのくらいを占めているかということですが、いよいよ来月には公表されることとなりました。御努力いただいた御担当部署の方々に感謝申し上げます。このことが今後、保育の質が担保され、働く職員の方々の処遇が少しでも改善されればと考えます。ここでは、現在の保育施設の設置状況と定員について伺います。

以上、初回の質問とさせていただきます。必要に応じてさらに質問をいたします。よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

角田消防局長。

○角田誠司消防局長　私からは大項目、南部地区消防防災施設整備事業についてお答えいたします。

初めに、南消防署移転、建て替えの経緯ですが、現在の南消防署は、昭和53年の竣工から47年が経過し、庁舎、設備共に老朽化が著しくなっております。また、車両の増加や大型化により、車庫に消防車が収まりきれない狭隘な状況にあり、既に令和元年度策定された市川市公共施設個別計画におきましても、南消防署建て替えに関する整備スケジュールを示しているところです。しかしながら、現行法令では現在の場所に同規模の建物は建てられないことから、公有地を中心に候補地を探し、建て替えを検討してまいりました。

そのような中、令和７年度をもって新浜幼稚園が閉園となることを受け、当該跡地が、位置、面積のほか、公有地の有効活用の観点も含め建設地として適していると判断し、移転、建て替えることといたしました。

次に、本事業に係る令和７年度当初予算の内訳でございます。公共嘱託登記委託料として575万円、また、基本実施設計委託料の債務負担行為、総額２億4,000万円のうち、令和７年度支出額である7,200万円を合わせた合計7,775万円を計上しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　私からは大項目、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を本市はどのように活用するのかについてお答えいたします。

令和７年度当初予算におきまして、国の臨時交付金を活用して実施する物価高騰対策には、先順位者にもお答えしましたとおり、省エネ家電や防犯用品の購入に際し、購入費用の30％をＩＣＨＩＣＯスマートポイントとし

て還元するほか、ＩＣＨＩＣＯポイント還元キャンペーンへの財源とする考えであります。そのうち、省エネ家電の対象品目は、市民に欠かすことのできないエアコンや冷蔵庫、そして給湯器であり、これらは決して安価なものではないと認識しておりますが、省エネ性能の高い家電への導入を促進することで、本市が進めるカーボンニュートラルの実現につなげていきたいと考えております。

また、防犯用品につきましても、ホームセキュリティーや防犯カメラなどの高価なものだけではなく、センサーライトや防犯フィルムなど、比較的安価なものにつきましても対象としていることから、市民に幅広く利用していただくことで防犯力が向上し、安全、安心なまちづくりに寄与するものと考えております。

さらに、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯによる４月と11月に実施するポイント還元キャンペーンでは、ＩＣＨＩＣＯ加盟店である中小企業や個人事業主の店舗で買物をすれば15%、大企業の店舗であれば５%が還元されるもので、こちらは品目を限定していないことから、日々の買物の中で広く御利用していただきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは大項目、教育行政についてお答えいたします。

初めに、(1)多目的屋外運動場整備事業についてです。学校の校庭は、第１に、その学校に在籍する児童生徒への充実した教育活動を行うためにあります。一方で、学校教育に支障のない限り、校庭などは地域や一般の方のスポーツのために利用を供するよう努めなければならないとされております。塩焼小学校は、市川市南部の学校の中で十分な広さの校庭を有し夜間照明も整備されていることから、サッカーや少年野球等の社会体育での活用が盛んに行われております。このたびの多目的屋外運動場整備事業は、校庭を人工芝で整備することで機能や安全性を重視させ、児童の校庭利用や地域の利用がより促進されることで学校や地域の活性化を図ることを目的としております。これまで学校との協議の上、整備計画を進めており、現在は地域住民の御質問、御意見を伺っているところでございます。

続きまして、(2)部活動地域移行推進事業についてお答えいたします。学校の部活動が直面する様々な課題として、例えば、生徒にとって当該学校に希望する部活動がないことや、部活動の指導に当たる教師の負担などがあります。これらの課題を地域と協力して子どもたちの望ましい成長が保障できる持続可能なスポーツ文化芸術環境を整備するため、部活動を地域クラブ活動へと移行を進めることで解決を図ってまいりたいと考えております。

令和７年度の進め方といたしましては、各中学校におきまして、部員数が少ないなど活動の継続が難しい部活動や、専門的な指導者がおらず困っている部活動などから順次地域展開していくことを想定しております。今後、各中学校にヒアリングを行い、学校の実情や、子どもたちが新たに参加してみたい活動があるかなど丁寧に聞き取りを行うことで、ニーズに合った地域展開を進めてまいります。令和７年度部活動地域移行推進事業の当初予算額ですが、約760万円を予定しております。内訳といたしましては、地域クラブ活動の地域指導者に対しての謝礼金、また、参加する生徒や地域指導者に対しての保険代、そして地域クラブ活動を行う際に必要な消耗品費などを主な内容としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　私からは大項目４つ目、保健行政についてお答えいたします。

初めに、(1)国民健康保険被保険者証発行の取扱いについてです。マイナ保険証のひもづけ解除は、国の通知により被保険者が加入する保険者に解除申請を行うこととなっています。本市国民健康保険では、第１庁舎、行

徳支所、大柏出張所などの窓口のほか、郵送での解除申請を受け付けており、解除申請を行った方には資格確認書を交付しています。令和７年１月１日現在の解除申請件数は100件となっています。また、被保険者証を紛失した方でマイナ保険証を所有していない方には、被保険者証が廃止された令和６年12月２日以降、資格確認書を交付しています。

次に、(2)国民健康保険税の課税限度額の引上げと市民への影響についてです。国民健康保険では、高額所得者に課税限度額が設けられており、国は、令和７年度から医療分では１万円、後期高齢者支援金分では２万円を引き上げ、介護納付金分を合わせた年間の保険税の限度額を109万円にするとしています。これにより、新たに約2,600万円の保険税が増加する見込みとなっています。

次に、(3)障がいがある方でコロナワクチン接種希望者への補助金を市はどう考えるのかについてです。新型コロナワクチン接種につきましては、国が発病や重症化の予防に効果のある接種対象者を定め、法令に基づき市町村が費用を負担し実施するものです。対象者は65歳以上の方と、60歳から64歳までの重症化リスクが高い一定の基礎疾患を有する方となっており、60歳未満の障がいのある方は定期接種の対象ではなく、任意の接種費用の助成も行っておりません。なお、次年度の接種につきましては、今後国から実施基準が示されることから、国の動向を注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　私からは大項目、福祉行政についてお答えいたします。

初めに、(1)高齢者の住宅確保についてです。本市の高齢者の住宅確保の取組は、市営住宅への入居や民間賃貸住宅あっせん制度によって支援をしております。本年度の市営住宅空家入居希望登録者募集においては、登録者319に対して高齢者世帯は170世帯で、登録者の約５割が高齢者世帯となっております。また、昨年度の市営住宅新規入居者68世帯に対して、高齢者世帯は44世帯で約６割を超えている状況でございます。市営住宅の空家入居希望者の登録は例年６月に行っており、住まいの困り度を点数化し、登録順位に従って空き家を紹介する登録制としております。点数化に当たりましては、高齢者世帯に加点するなど高齢者がより入居しやすくなるよう配慮を行っております。民間賃貸住宅あっせん制度における高齢者世帯の割合は、昨年度の申込み者61世帯に対して43世帯で約７割を超えております。申請に当たりましては、職員が申請者と面談をする際、より多くの物件を紹介してもらえるよう申請者の要望を丁寧に聞き取り、整理をして不動産業者に紹介するなど支援を行っております。

続いて、(2)本市の精神障がいがある方の居場所についてです。日常生活や社会生活に支障を感じており精神的サポートが必要な方に安心して過ごせる居場所の提供は、ひきこもりや精神的な状態の悪化を防ぐために重要でございます。本市では、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一環として地域活動支援センターを設置し、このような方々を支援しております。地域活動支援センターは、障がいのある方に対し、創作的活動や生産活動の機会の提供など基礎的な事業を行うことで、地域生活支援の促進を図る施設でございます。このセンターは、Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型の区分があり、それぞれの目的に応じたサービスを実施しております。Ⅰ型は基礎的事業のほか、精神保健福祉士などの専門職員を配置し、医療、福祉及び地域の社会基盤と連携強化のための調整、地域住民のボランティア育成、障がいに対する理解促進のための普及啓発活動を行っております。Ⅱ型は、基礎的事業のほか、地域において雇用、就労が困難な在宅障がい者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴などのサービスを提供しております。Ⅲは、基礎的事業を主に行い、従前からある小規模作業所の移行先として援護事業を提供しております。本市には現在９か所の地域活動支援センターが設置されており、北部に７か所、行徳地区に２か所ございます。市内に設置されている地域活動支援センターのうち、Ⅱ型は１か所、そのほか８か所はⅢ

型のサービスを提供しております。

次に、(3)認知症の人を支える家族の支援についてです。認知症とは、様々な原因により脳に変化が起こり、記憶や判断力などの認知機能が低下することにより、それまでできていたことができなくなるなど社会生活に支障を来している状態を言います。高齢化の進展とともに認知症と診断される方も年々増加しており、厚生労働省の「認知症および軽度認知障害（ＭＣＩ）の高齢者数と有病率の将来推計」において、令和４年時点の認知症の方の割合は約12％、認知症の前段階と考えられている軽度認知障がい、いわゆるＭＣＩの方の割合は約16％で、両方合わせると、65歳以上の約３人に１人が認知機能に関わる症状があるとされております。認知症状の原因によっては、早期治療で改善する可能性や、ＭＣＩの段階で対応することにより、その後の症状の緩和や維持が期待できると言われていることから、早期に適切な診断を受けることが大切となります。また、症状の軽いうちに御本人や家族が認知症についての理解を深めるとともに、早期から適切な支援につなげることで、認知症の方を支える御家族の負担を軽減することにつながります。本市では、このような早期診断と早期支援の重要性を広く普及するため、定期的に市民向けの講演会を開催しているところでございます。

本市の認知症の方を支える御家族の支援といたしましては、主に４つの支援がございます。１つ目として、認知症の方やその御家族が相談できる窓口である市内15か所の高齢者サポートセンターでは、随時認知症に関する相談に対応するとともに、個々の状態に応じた支援につなげております。２つ目に、高齢者サポートセンターでは、早期診断、早期支援の重要性を説明するとともに、介護に関する知識や技術、介護サービスの利用方法について学ぶことを目的とした家族介護教室を開催しており、令和５年度には45回開催し、延べ512人の方が参加されました。３つ目に、各高齢者サポートセンターに専任で配置する認知症地域支援推進員は、地域に出向き出張相談を行うほか、御家族の介護負担の軽減を目的に、介護者同士で介護の悩みを相談し合える介護者の集いも開催しております。４つ目に、認知症の方や御家族が情報交換をしたり、日頃の悩みを分かち合える交流の場として認知症カフェがございます。認知症カフェは、認知症について気軽に相談でき、認知症の方やその家族だけでなく、地域住民、支援に関わる人など、誰でも利用できる場所となっております。市の登録認知症カフェは現在９か所あり、認知症サポーターを中心に、薬局や飲食店など様々な場所で開催をされております。

次に、(4)放課後等デイサービスのアについてです。市内の放課後等デイサービス事業所は、令和６年12月１日現在で94事業所となっております。また、市内の放課後等デイサービスの事業所の利用者は、令和６年11月実績で延べ1,808人でございます。過去３年間における市内の放課後等デイサービス事業所の利用者数は、令和３年度は延べ１万5,590人、令和４年度は延べ１万7,728人、令和５年度は延べ２万132人となっており、増加傾向となっております。今後の推移につきましては、過去３年間の伸び率が平均で約14％となっていることから、今後も利用者数の増加は続くものと見込んでおります。

次に、イ、専門的支援と家族的支援に関する加算についてです。児童通所支援事業者に支払われる報酬は、提供するサービスの種類や内容によって算定できる基本報酬と、事業者が一定の質を確保するために整えた体制に応じて算定できる体制加算、そして、提供したサービスの実施内容や条件に応じて利用者ごとに算定できる実施加算の３つで構成されております。専門的支援体制加算は、専門的で個別的な支援を行う理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、５年以上の児童福祉事業に従事した経験を有する保育士などを、県の基準に上乗せして配置している事業者が算定できる加算でございます。専門的支援実施加算は、理学療法士などによる歩行訓練や筋力トレーニングなどの個別・集中的な専門的支援を計画的に行った場合に、実施の都度算定できる加算でございます。この加算は、障がい児の利用日数に応じて月２回または月４回、もしくは月６回を限度として算定が可能となっております。市内事業者における専門的支援実施加算の実績は、令和６年４月から11月までで2,980件となっており、月平均で約372件となっております。

次に、家族支援加算についてです。家族支援加算は実施加算の一つで、児童の家族に対して、個別またはグループで所定の相談援助などを行った場合に事業者が算定できる加算でございます。例えば、本人と御家族に対し、子どもの発達や行動に関することや進学、進路に関することなどの相談を対面で、自宅またはテレビ電話などで行うと加算として算定できるものでございます。市内事業者における家族支援実施加算の実績としましては、令和６年４月から11月までで547件となっており、月平均では約68件となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、保育行政についてお答えします。

初めに、(1)こども誰でも通園制度事業、乳児等通園支援事業についてです。本制度につきましては、昨年６月の児童福祉法の改正により、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこととなりました。本条例は、国が交付した内閣府令に倣って制定することとなっていますが、第23条の職員に関する項目は従うべき基準とされていることから、内閣府令と同じ内容としております。保育士以外の職員については、同条第１項で規定する研修を修了した者でなければならないこととし、一定の専門性を確保するための要件を設けています。研修の内容等については、国の検討会の中間報告書において、安全性や専門性を担保するために、令和８年度の本格実施に向けてこども誰でも通園制度の従事者向けの研修を開発するべきとの提言がなされており、今後、国から詳細が示される予定となっております。なお、本市が令和７年度に公立保育園で実施する試行的事業においては、全て保育士資格を有する職員を配置いたします。

次に、(2)民間保育園の定員数についてお答えします。令和６年４月現在、市内にある保育施設の数は、公立保育園が20施設、私立の保育施設では、認可保育園が132施設、認定こども園が12施設、小規模保育事業所が53施設、事業所内保育所が１施設、計198施設であり、公立と私立を合わせて合計218施設となります。また、これらの保育施設の定員数は合計１万3,202人で、このうち私立の保育施設の定員数は１万927人となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

廣田議員。

○廣田徳子議員　それぞれ御答弁ありがとうございました。それでは、戻りまして、まず、消防のほうから再質問をさせていただきたいと思います。

この新浜幼稚園の跡地に建設するということでお聞きしました。メリットとデメリットについて伺いたいと思います。

○稲葉健二議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

初めに、メリットについてです。建設予定地は、現在の南消防署から直線距離で約170ｍ、敷地面積は約2,000㎡で、消防車両の配置スペース、訓練施設、来庁者用駐車場など、消防署としての機能を十分に満たした敷地面積が確保できます。また、行徳地域の中心部に位置し、２か所の出張所との配置バランスもよいことから、管轄区域全域へ迅速に出動、到着することができ、消防警備上有効な配置であります。

デメリットにつきましては、移転先は現在の南消防署と近いものの住宅地であることから、特にサイレンの音は地域の皆様に影響を与えるおそれがありますことから、出動時には適切に音量を切り替えるなどして地域の生活環境に配慮してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　サイレンの音は音量が切り替えられるとのことです。近隣の生活環境には十分配慮してくださるようにお願いいたします。

移転し、建て替えとのことで、敷地面積は広くなるようですが、どのような効果が期待されるのか伺います。

○稲葉健二議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

建設予定地の敷地面積は現在の約２倍の2,000㎡となり、車庫の広さを十分取ることで消防車両を適正に配置することができ、安全に迅速な災害出動が可能となります。さらに、実際の災害を想定することが可能な訓練施設や多目的室を設置することで、各種の災害対応訓練や様々な集合研修などを行い、災害対応能力の向上を図ることが可能となります。また、市民の皆様への効果の一例といたしましては、行徳地域での救命講習会や、消防防災に関する訓練、研修を開催することが可能となりますことから、さらなる救命率の向上、地域防災力の向上が期待できると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　ぜひ緊急時に誰もがＡＥＤを使え、一人でも多くの命が救えるように、講習会を数多く地域の中でやってくださることを希望します。

消防署を新浜小学校の校庭に建設するということで、市内で10番目ぐらいに児童数が多い小学校です。学校や児童への影響がないのか伺います。

○稲葉健二議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

緊急車両の出動に際し、車庫と接続する道路は非常に重要となります。新庁舎の配置につきましては、南北に長い新浜幼稚園と隣接する新浜小学校の敷地の一部を変更し、車庫前方を南側の市道に広く面するレイアウトとすることで、安全、迅速な出動が可能となります。事業を行う上で校庭の形状に変更が生じることとなりますが、学校、保護者、施設利用団体などとも意見交換を行い、学校行事に配慮するなど、よりよい学習環境となるよう校庭の整備を行っていく予定でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　私もこの付近はよく通ります。建て替え予定地の前の道路はとてもカーブしていて、非常に見通しが悪いと思います。安全対策の一つとして、カーブミラーの設置計画はあるのか伺います。

○稲葉健二議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えいたします。

御指摘のとおり、建設予定地の南側の前面道路はカーブ形状であり、また、現在は小学校の敷地内に樹木などもあることから、見通しがよくない状況となっています。今後、建設工事に合わせ、樹木を移設し、また、通学時の児童の安全に配慮した外構の設計を行ってまいります。カーブミラーの設置につきましては、状況に応じて関係部署と協議検討をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　ぜひ近隣住民あるいは児童の保護者への丁寧な説明と理解をいただきながら進めてください。また、安全面にも十分配慮してください。

１つこの件で要望をして、この質問は終わります。今の消防署の跡地の問題です。先ほど先順位者もお話をさ

れていましたが、行徳支所も大変老朽化をしており、手狭なように感じております。例えば図書館、あるいは公民館を移設し、今まさしく信篤の複合施設の計画のような、「だれでもいつでもここちよい　まちのリビング」というコンセプトの市民の居場所、これがぴったりだと思います。市民からは、南行徳は地域行政センターができ、行徳にもあのようなものが欲しいという声を聞いています。何より新年度予算の中には、遠隔相談窓口システムの事業の予算が計上されています。行徳支所にも個別相談ができる専用ブースも近い将来多く必要になると考えます。ぜひ、跡地の活用を検討する際は、様々な観点から住民の意見や行徳支所をいかに便利にしていくか十分御検討いただき、考えていただきたいと要望して、次の質問に移ります。

次は、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を本市はどのように活用するかということです。伺ってまいりました。

そこで、再質問します。交付金を活用したＩＣＨＩＣＯ特別プランのうち、省エネルギー家電導入促進事業について、その具体的な内容や実施スケジュール、その周知方法について伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

この事業は、市民がＩＣＨＩＣＯ加盟店舗で省エネ性能の高いエアコン、冷蔵庫、高効率ガス給湯器であるエコジョーズを購入し、自身の居住地に設置または更新した場合、その本体価格の30％をＩＣＨＩＣＯスマートポイントにて付与するものとなっております。購入、設置後に世帯主より申請していただき、申請台数に制限は設けませんが、１世帯につき１回限りの申請、付与するポイントの上限は６万ポイントとしております。また、申請期間は、対象となる機種の詳細など十分な周知期間を考慮するとともに、近年の猛暑に備えて５月上旬から開始しまして12月末までとし、予算の範囲内としております。事業の周知といたしましては、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト、各種ＳＮＳでの発信に加え、家電量販店などの対象店舗にチラシを置いてもらうなど、様々な場面で市民の皆さんにお伝えできるよう考えております。また、大型の量販店だけではなく、電気製品販売及び修理工事店の組合などを通じて個人経営の店舗にも案内するなど、広く呼びかけることとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　内容やスケジュールなどについては理解をいたしました。予算もあることです。どのくらいの申請を見込んでいるのか。また、実施による環境的な効果について伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

申請件数については、令和４年度から５年度にかけて千葉県が実施しましたちば省エネ家電購入応援キャンペーンにおける市川市内での購入実績を参考に、約2,300台を見込んでおります。今回対象品目としたエアコン、冷蔵庫、給湯器は、家電機器の中でも生活必需品であり、二酸化炭素排出量の割合も多く、また、長く御利用されるものであります。このことから、本事業ではＩＣＨＩＣＯスマートポイントの付与を活用することによって、より省エネ性能の高い製品が少しでも買いやすくなるための後押しとなり、これによって二酸化炭素排出量の少ない家電等の導入が促進されることを期待しているものであります。この取組を通じて、市民一人一人が環境に対して目を向け、地球温暖化対策として何ができるのかといったことを考え、行動していただくきっかけとしていただきたいとも考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　ありがとうございます。おおむね理解はいたしました。

その中で、環境面での効果として、カーボンニュートラルの実現に向けて、今回の省エネ家電をはじめ、市民一人一人の取組が特に大事であるということが分かりました。先順位者の答弁で、市川市の地球温暖化対策実行計画、これを１年前倒しして改定するものということでしたが、2030年までに残り僅かな時間です。到底間に合わないと考えておりますが、少しでもＣＯ$_2$削減目標達成に向けて、省エネ家電以外に私たち市民が具体的にどのような行動をしていくべきかを伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

改定する計画では、2030年度までに二酸化炭素排出量を2013年度比で50％削減を短期目標として掲げ、目標達成に向け、体系的かつ定量的に取り組んでいくこととしております。重点施策の一つに、省エネ、再エネに関する行動変容の促しを掲げ、その中では、市民一人一人が地球温暖化を自分事として捉え、省エネ、節電の必要性を理解し、そして自ら率先して行動することが重要としております。そこで本市では、市民や事業者に向けた太陽光発電設備や、定置用リチウムイオン蓄電システム、電気自動車の導入への補助制度を設けており、特に今年度は太陽光発電設備などの補助額を大幅に拡大しており、こうした制度を積極的に活用いただき地球温暖化対策に貢献していただきたいと考えております。

身近な取組としては、ごみの減量、再資源化の徹底、移動手段には自動車を使わず徒歩や自転車、公共交通機関を利用するなど、日々の暮らしの中で簡単にできることを継続的に実行していただければ二酸化炭素の削減効果につながりますことから、今後も市民一人一人が高い意識を持ち、そして積極的に行動していただけるよう呼びかけを続けてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　小さな一歩でも大きな効果につながることを、ぜひ市民の皆さんにも知らせていただきたいというふうに考えます。市川市の世帯数は約26万世帯です。今回、先ほどの見込みでは2,300台ということですけれども、どれくらいの効果があるか分かりませんが、きっかけになり、今後大きな効果が見込まれるのであればと考えます。国からの交付金が終わったら終わりではなく、還元率を下げてでも引き続き取り組むべきだと考えます。

次に、防犯用品の導入促進事業の目的やスケジュール、周知方法について伺います。また、これらは集合住宅も対象になるのか伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

防犯用品等導入促進事業は、犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目的として、ＩＣＨＩＣＯ加盟店舗で防犯用品の購入や防犯設備の設置をした市民に対し、４万ポイントを上限に、対象経費の30％をＩＣＨＩＣＯスマートポイントで還元するものでございます。申請期間のスケジュールにつきましては、省エネルギー家電導入促進事業と同様に、５月上旬から12月末までとしております。なお、予算の範囲内での実施でございますので、予定より早く終了する場合もございます。周知方法につきましては、「広報いちかわ」をはじめ、市公式ウェブサイト、各種ＳＮＳによる発信のほか、周知用チラシを加盟店舗等に置いていただくことなどを考えております。なお、集合住宅に居住されている方につきましても、ポイント還元の対象となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　それでは、こちらの防犯用品導入促進事業の、こちらもどのくらいの申請数を見込んでいるの

かを伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

申請数につきましては、人口規模や、同様の事業を実施している近隣自治体を参考に、平均申請額を１万5,000円と、申請数を約1,600件とそれぞれ見込んでいるところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　購入したものを合計して申請することや、申請は１世帯に１回であることなど、具体的に市民の知りたいことが十分に知らされるように周知をお願いしたいと思います。

この大きな項目では最後の質問になります。省エネルギー家電や防犯用品等の導入を促進するためには、対象となる製品を購入できる加盟店を考えてみますと、電化製品だとあそことあそこぐらいかなとか、防犯用品は思いつくのは２つぐらい、これでは市内の店舗の活性化にはなりません。もっと多くの店舗の獲得が必要であると考えますが、どのように加盟店を増やしていくのか、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　事業の実施に当たりましては、対象製品を購入できる加盟店の獲得が必要であるものと認識をしております。より多くの店舗に加盟店として登録していただけるよう、デジタル地域通貨担当室と関係部署の職員が市内の家電販売店やホームセンターを訪問して、事業への参加を呼びかけてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　多くの店舗、多くの市民が利用できなければ、物価高騰対応の本来の目的ではないと思います。強いて言えば、今回はそれぞれに目的があるということは評価したいと思います。しかし、申請できる時期とキャンペーンとの時期が一緒でないこと、家電は高額なものばかりですし、防犯用品は必要だと思いますが、集合住宅ではどうかなと思ってしまいます。約３億円を投じる事業です。予算を使ったらよしというのではなく、事業が終わってからしっかり検証していただくことを要望して、次に進みます。

教育行政についてです。先ほど申し上げましたように、塩焼小学校の校庭をお借りして地域のお祭りが行われます。その際、火も使いますし、やぐらも立てています。人工芝で整備した際、それらの対応はどうなるのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

お祭りの際には、人工芝の上に板を敷き、その上からやぐらを設置することで、また、火気を使用する場合は防火シートを敷くことで、現在より多少手間はかかりますが、従来と同様の開催が可能です。また、テントなどは今までどおり設置できます。今後も、校庭を整備していく際は、学校や地域にとってもよりよい方向で整備できるよう御意見を伺いながら進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　お祭りなどは、開催日は確かに１年で１日ですけれども、３か月ぐらい前から会議を重ね、地域の中では一生懸命取り組んでいる行事の一つです。何より子どもたちの健やかな育ちは誰もが願っていることです。安心して学べる学校であることが一番だと思います。学校運営協議会の中では、この人工芝のメンテナンスや10年ぐらいで張り替えが必要なこと、土よりも二、三度温度が高くなり温暖化の原因になるのではなどと

様々な意見が出ているようです。先生方、保護者、地域の皆さんと意見交換をしながら、意見をたくさん聞いてゆっくり進めていただきたいと切にお願いいたします。

次に、(2)は再質はありません。先順位者の質問の中でおおむね理解をいたしました。国の方針ではあるものの、市川の現状を鑑み、できるところから無理せず行っていただくことを、こちらもお願いをいたします。

次に、保健行政です。高齢者や障がい者、施設入所者など、マイナ保険証を持っていても管理や利用が困難な人たちにはどのように対応しているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

マイナ保険証の所有者には原則資格確認書は交付されませんが、高齢者や障がい者、施設入所者など、マイナ保険証での受診が困難な要配慮者の方には、申請をいただいた上で資格確認書を交付しています。一度申請いただいた方には、次回更新時以降の申請を不要とし、資格確認書を継続して交付いたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　伺っただけでも、これまでよりも事務が煩雑になっているように思います。被保険者証の廃止に伴い、令和７年度から市の事務や予算に変更点は生じているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

被保険者証は世帯ごとに送付していましたが、世帯の中にマイナ保険証を所有している方と所有していない方が混在する場合、所有している方には資格情報のお知らせを、所有していない方には資格確認書をそれぞれ送付する必要があることから、郵便物の作成件数や郵送料が増加する見込みとなっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　厚生労働省は、マイナンバーの健康保険証としての利用登録の解除申請が、先月１月分だけでも１万3,000件を超えていることを明らかにしています。これまでの累計は３か月ちょっとで５万8,426件です。利用者の不信や不安が根強いことを浮き彫りにしています。国は膨大な税金をかけて市役所の窓口を混乱させました。さらに、医療機関の窓口では事務負担も増え、失策としか言えないと私は考えています。今後、注視をしていきたいと思います。

次に、(2)です。市川市独自に限度額を引き上げ、高所得者世帯に能力に応じた負担を求めながら、軽減対象世帯となる所得額を引き上げて、軽減対象世帯を拡充することはできないのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

保険税の限度額は、法律で納税義務者間の負担の公平を考慮して、政令で定める金額を超えることはできないと規定されているため、市川市独自に政令を超える限度額を設定することはできません。また、保険税の軽減は、法令で定める基準に従うことにより、軽減分の保険税が国、県、市から補塡され、国民健康保険の財政運営に影響が出ないよう配慮されています。このため、本市は今後も法令の基準に沿った軽減を行いつつ、保険税の納付が困難な世帯には相手に寄り添った納付相談を行うなど、きめ細やかに対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　法令では限度額が決められていることは理解しました。法律で納税義務者間の負担の公平を考

慮してとありますが、所得が2,000万の人と２億円の人も国保税は同額です。これで公平でしょうか。公平を考慮するならば、所得の細分化が必要だと思います。限度額を上げずに細分化すれば、国保税の収入は減ります。しかし、考えるのはそこではなく、国がどれだけ県、市町村に対して支援をするかだと考えています。

次に進みます。障がいのある方でコロナワクチン接種希望者の方への補助金をどう考えるかです。伺いました。

それでは、60歳を超えている障がい者は対象になるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

定期接種の対象者である60歳から64歳までの一定の基礎疾患を有する方を具体的に申し上げますと、心臓、腎臓または呼吸器の機能に障がいがあり、身の回りの生活が極度に制限される方及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な方とされています。これらの方は、身体障害者１級相当の方とされており、定期接種の対象となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　確かに様々制約があり、今のままでは接種の補助金は出ないのは分かりました。しかし、低所得者で作業所に通っており、作業所からワクチンを打ってほしいと言われても受けられない、来るなと言われているようだと言われました。こういったことに税金を使ってほしいと思います。

次に進みます。次に、福祉行政です。高齢者の住宅確保について様々伺ってまいりました。特に、行徳地域で賃貸物件が見つからないとの相談を受けています。行徳地域における市営住宅の状況はどのようになっているのか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

昨年度の市営住宅空家入居希望登録者のうち、高齢者世帯は192世帯ございました。このうち、行徳地区にお住まいの方は84世帯と、約４割以上が行徳地区からの申込みとなっておりました。行徳地区の市営住宅は、市内全域の市営住宅1,982戸に対して684戸と、行徳地区の居住ニーズに対して戸数が少ないことは課題として認識しているところでございます。昨年度の新規入居世帯のうち、行徳地区に入居した高齢者世帯は６世帯と大変少ないことから、行徳地区を希望する高齢者世帯に対しましては、状況を説明し、希望地区以外の住宅を御案内するなど、早期入居に向けた支援を行っております。これにより、昨年度は９世帯の高齢者世帯が行徳地区からほかの地区に入居していただいたところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　市営住宅は老朽化が進み、建て替え等を検討する時期に来ていると思われます。しかし、行徳地区は市営住宅だけではなく、民間の賃貸住宅もかなり老朽化が進んでいるところです。そして、そんなところに住んでいると立ち退きを求められ、そういった方からも多く相談をいただいています。高齢者世帯で立ち退きを求められている方は、より深刻な状況にあり、立ち退きを求められている方への対応を伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

立ち退きを求められている方に対しましては、市営住宅の登録申込みの際、住まいの困り度を点数化し、加点する配慮を行っております。この加点は他の項目に比べて高い配点となっていることから、入居希望の団地を特

定の団地に限定されなければ、入居できる確率はさらに高くなると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　立ち退きの場合は加点があり、市営住宅に入居できる確率が高くなるということですが、立ち退きの期間は半年程度のことが多く、年に１回の市営住宅の募集では間に合わないことがあります。随時募集を併用するなど、募集方法を改善していただけないでしょうか、考え方を伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市の市営住宅の募集は、登録順位に従って空き家を紹介する登録制となっております。立ち退きを求められている高齢者世帯を例にすると、高齢者世帯による加点、立ち退きによる加点、収入に対する家賃の割合である家賃負担率でも加点するなど、客観的に登録順位を決定することで、住宅困窮者に寄り添った制度となっております。一方で、１年に１回の募集となることから、応募の時期を逃すと１年待たなければならない点は課題として認識しているところでございます。しかしながら、随時募集の併用は、いつでも申し込みができる一方で、登録順位が常に変動することになります。これにより、直前で入居できない方が生じるなどの弊害があることから、随時募集の併用は現在考えておりません。そのため、緊急度の高い方に関しては、県営住宅の案内や、民間賃貸住宅あっせん制度により支援をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　高齢になると、本当に住むところを替えるのは大変なことです。特に単身者は引っ越しをすること自体、気が重くなるといいます。何十年も同じ地域に住んでいると、通い慣れた買物や病院など、それが何もかも変わってしまいます。高齢になってから環境が変わると、体調にも影響があります。近くに友達がいないと家に籠もりがちになるでしょう。いいことが一つもありません。安心して住むところを提供できるよう、一層努力していただきたいことを要望いたします。

次に、(2)の再質をいたします。市川市の地域活動支援センターの定員数、利用数及び今後の実施見込み数、見込み量について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

令和６年５月現在、市内に設置されている地域活動支援センターの定員は128名で、利用登録者数は延べ244名となっております。これは、利用には登録が必要ですが、複数の地域活動支援センターに登録している方がいること、毎日利用する人ばかりではないことから、定員を超える登録者数となっているものでございます。第５次いちかわハートフルプランでは、令和６年度から令和８年度までの各年において、平均利用者数を１日56人と見込んでおります。なお、令和７年１月時点の平均利用者数は１日当たり平均65人となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　地域活動支援センターで、利用者さんはどのように過ごしているのでしょうか。プログラムなどはあるのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動の機会の提供を中心とした様々なプログラムを実施しており

ます。具体的には、手工芸品や工芸品の制作、習字や絵画などで作品をバザーやイベントなどで販売することもございます。利用者は、それぞれの興味や状態に応じたプログラムを選択し、個々のペースで活動しております。また、活動を通じてほかの利用者やスタッフとの交流を深めることで、社会的な孤立感を軽減し、安心感を得ることができると考えております。本市としましては、地域活動支援センターで各種訓練を行うなど機能強化を図り、利用者一人一人が自分らしく過ごせる環境を引き続き提供してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　地域活動支援センターは施設数が少ないと考えますが、増やす計画はあるのでしょうか。日常生活や社会生活に支障を感じており、精神的にサポートが必要な方の居場所の整備について、市の取組を伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

地域活動支援センターは、障がいのある方の日中活動を支援する場として、当事者の家族会などにより設置運営されていた小規模作業所を前身としております。これらの施設は、平成18年に施行された障害者自立支援法に基づき、地域活動支援センターを含む６つの日中活動サービスに再編されたところでございます。その中で、小規模作業所の一部は就労継続支援事業所や生活介護事業所などへの移行をしており、障がいのある方の状態やニーズに応じた適切な支援を提供しております。本市では、これらの事業所が地域活動支援センターと同様に、精神的サポートが必要な方の居場所として機能を果たしていると認識しております。そのため、このような方々の居場所づくりは一定程度充足していると判断しており、現行の第５次いちかわハートフルプランにおきましても、地域活動支援センターを新設する計画とはしておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　新設する計画がないということは、とても残念です。市内には、専門の資格を有する方がいるⅠ型の地域活動支援センターが設置されていませんが、日常生活や社会生活に支障を感じており精神的にサポートが必要な方が、悩みや様々な相談をしたい場合には、市はどのように対応しているのか伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市内には、Ⅰ型の地域活動支援センターが設置されていないものの、市内に設置されている地域活動支援センターは、障がいのある方の相談の窓口機能を有しております。各センターには精神保健福祉士や社会福祉士などの資格を持った専門職員が配置されており、利用者からの悩みや相談に対応するとともに、内容に応じて、より専門的な支援が必要な場合には適切な相談支援へつなぐ役割を担っております。このほか、市の事業として精神面でサポートの必要な方の自己信頼の回復や、孤立の解消を目的としたピアカウンセリングを実施しております。この事業は、同じ障がいがあり、千葉県の障害者ピアサポート研修を修了したピアカウンセラーが、相談者の主体性を尊重しながら、有用な情報の提供や必要な助言などを行っております。カウンセリングは事前予約制で、毎月第３金曜日の15時から17時に実施し、１人１時間の枠を設けております。また、状況により当日予約なしでの相談にも対応しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　先週、地域活動支援センターのⅢ型にお邪魔をしました。利用者の登録は60名、３分の２が男

性で、10代から70代の方が登録しているそうです。月の初めに１か月のプログラムを職員と利用者で相談をして決めて、予定表をつくっていました。外出の日もあるそうで、２月は東京タワーにドライブをするという、大変参加の多い人気のあるプログラムだということです。伺った日はフリーの日で、男性ばかり８人見えていました。本を読んでいる人、コーヒーを飲みながら話している人もいました。時には利用者さん同士で悩みを打ち明けることもあり、必要な場所であることを改めて感じました。バスや電車で通ってくる方もいるようです。ぜひ行徳の地域にも増設してほしいと考えます。

次に進みます。(3)です。認知症を支える家族への支援の現状については理解をしました。今後、増え続ける認知症の人を支えていくために、市はどのような施策が必要と考えているのか、市の見解と取組について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、認知症は誰もがなり得るものであることから、認知症の方を支えられる側と考えるのではなく、認知症になっても住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けることができる地域の実現を目指しております。そのためには、まず、市民一人一人が認知症を我がこととして理解し、認知症になってからも本人の意思が尊重され、住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症についての理解を深めることが大切であると認識しております。また、認知症になったら何もできなくなるという否定的なイメージではなく、認知症になっても一人一人が個人としてできること、やりたいことがある、認知症になっても住み慣れた地域で仲間とつながりながら希望を持って暮らし続けることができるという新しい認知症観を普及させていくことも大変重要であると考えております。そのため、認知症地域支援推進員が中心となり、地域の要望に応じて認知症に関する勉強会を開催するほか、市内の店舗や事業所を中心に、認知症について分かりやすくまとめた認知症ガイドブックを手に取っていただけるよう取組を進めているところでございます。そのほか、認知症の方やその御家族と、認知症サポーターを中心とした支援者が共に活動し、支え合う仕組みであるチームオレンジの設置を進めており、現在、市内には３つのチームオレンジが認知症カフェなどの活動を行っております。また、認知症の方や御家族を地域で支える体制を整備していくため、医療、介護の関係者や民生委員など地域の多様な主体が参加する地域ケア推進会議において、地域課題として認知症の見守りについて協議を行ったところでございます。

今後も、認知症の方ができる限りこれまでの地域で安心、安全な生活を続けられるよう、多様な主体が連携、協働できる体制整備に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　新しい認知症観の普及啓発とそのための取組については理解いたしました。しかし、親子で同居しているようなケースでも、子の世代が現役で働いていると家庭内で接する時間も限られているため、親が認知機能の低下になっているということに気づくのがなかなか難しいのではないでしょうか。早期発見、早期支援につなげるためには、このような現役世代への働きかけも重要であると考えますが、市の見解と取組について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

仕事をしている現役世代にとって、親の介護は突然始まるとも言われており、仕事と介護を両立していくためには、まずはどこに相談すればよいのか、介護保険サービスはどのように利用するのか、どのような制度があるのかなどといった情報収集が重要となります。そのため、高齢者サポートセンターでは、地域で開催されるお祭

りなど多くの世代の集まるイベントに出展するほか、出張相談会や講座などを通じて、御家族の介護に困ったときは高齢者サポートセンターに相談するよう周知に努めております。

また、現役世代の方が多く利用するＳＮＳを活用し、認知症に関する取組を定期的に配信するとともに、市公式ウェブサイトでは、認知症に関する基礎知識や相談先など、認知症に関する御案内のページを公開し、いつでも誰でも気軽に情報を収集できるよう取り組んでいるところでございます。そのほか、小中学校や市内の企業などからの要望に応じ、学校、企業向けの認知症サポーター養成講座を開催することで、現役世代も含む幅広い世代の方々が認知症についての理解を深め、認知症の方や御家族を応援するサポーターとして活動できるよう支援しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　誰もがなり得るものであり、特別ではないと言われましても、個人差や発症年齢も様々、いつそのような状態になるかもしれません。ならないようにしたいと思うのは誰でも同じだと思います。パートナーや家族がいても大変です。単身の方はどうするのか、認知症だけではもちろんありませんが、高齢化社会に進んでいる今だからこそ、子育てと同じぐらい支援が必要だと考えます。

次に進みます。放課後等デイサービスの現状と報酬の仕組みについてです。

アについては現状を伺いました。大変増えているのは分かります。こちらについての再質問はありません。

次に、一部利用者から専門的支援実施加算、家族支援実施加算の要件を満たしていないのに請求しているのではないかと声を聞きました。市は、事業者から請求があった際、どのような審査を行っているか。また、仮に不正な請求がある場合はどのような取扱いとなるのか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

障がい児通所支援の加算に関する審査において、１次審査では、千葉県国民健康保険団体連合会が事業者の体制に関する審査を、２次審査では本市が実績に関する審査を行っております。このうち、本市では、事業者から提出された障がい児通所給付費の明細書の請求内容と、提供実施記録表の記録内容に相違がないかを確認し、適切な請求であるか審査を行っております。また、障がい児通所支援のサービス提供がないにもかかわらず、事業者が虚偽の提供実績記録表を偽り、そのほか不正な手段によって請求した疑いがある場合は、指定権者である千葉県と連携し、必要に応じて事業者に対し報告、文書などの提示を求め、施設の立入検査を行うこととなります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　全国的にも事業者は増えていますが、多様な障がい、保護者のニーズに対応した事業者が少なく、地域によってはまだまだ事業者が足りていない状況です。確かに事業者としても専門の職員を雇用して運営していくのは大変なことだと理解をします。しかし、ルールは守っていただきたいと切に思います。利用者は、事業者から１か月の記録表を渡され、確認し、印鑑を押して戻します。確認表には、子どもが通った日にち、時間、送迎の有無、そして加算対象の専門的支援を受けたかどうかが書かれています。令和６年度から始まったこの支援加算は、既に多くの児童生徒が使っています。保護者は、事業所から説明を受けているか確認を怠らずに適正な支援を受けてほしい、そう思います。最初に申し上げましたが、保護者負担は4,600円で、支援を受けても受けなくても変わりありません。だからといって、受けてもいない支援をしたかのように不正に受け取ることは、結局税金を使っているということです。この支援は、児童生徒が月何回通っているかで回数の上限が決めら

れています。今回分かったケースは県に返金しているそうですが、市も県もしっかり指導していただくとともに、利用されている保護者の方も確認を怠らないようにお願いしたいと思います。そして、子どもたちのために受けられる支援は大いに活用してもらいたいと思います。

次に進みます。こども誰でも通園制度のところで再質問をさせていただきます。本事業のために国が25億円かけて整備を進めている全国共通総合支援システムでは、オンラインでの予約が可能になるほか、居住地以外の施設の利用も可能になると伺っています。また、利用のために必要な事前面談もオンラインで実施可能とするということですが、保育園に預け始めるときは、少しずつ時間を延ばしながら慣らし保育を行いました。それだけ慎重に通常は行っているというものです。１日短時間だからいいというのではなく、そのお子さんがどんな子どもなのか、アレルギーはあるのか、ふだんはどんなふうに過ごしているかなど、ゼロ歳から２歳までのお子さんです。安全に預けるために問題がないのか、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

総合支援システムは令和７年度から段階的に稼働予定となっており、現在、国により自治体を対象とした説明会が実施されていますが、現時点では概要が説明されただけであり、詳細な機能などについては確認できておりません。また、国では現在、実施施設に向けた手引を作成しておりますが、公表されている検討中の素案には、面談をオンラインで実施することも可能との記載がございます。オンライン面談は、利便性の向上とはなるものの、児童の状況などを確認するためには対面による面談のメリットも大きいと考えております。現時点では、オンライン面談は付加的な選択肢として記載されておりますが、事前面談の手段については、児童を安全に預かることを十分に踏まえた上で、各施設が選択するものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　対面による面談が望ましいと認識されていて、大変よかったです。私が言うまでもありませんが、大切な命を預かる仕事をしているわけですから、安全第一で行っていただくようにお願いをいたします。今後もこの事業を注視していきたいと思います。

次に、(2)の再質です。これまでに開園時から定員に変更があった施設について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

子ども・子育て支援制度が施行された平成27年４月から令和６年４月までの９年間において、定員を拡大した施設が24施設、合計定員の変わらない内訳の変更を行った施設が６施設、定員を縮小した施設が10施設、合計40施設が定員の変更を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　その定員を変更したところは、主にどんな理由があって変更しているのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

定員変更の主な理由として、まず、定員の拡大については、認可保育園の園舎建て替えや改修等により保育室を拡充したことや、保育需要の増加に伴い、認定こども園において保育を必要とする子どもの受入れに係る定員を拡大したことなどが挙げられます。定員の内訳変更については、ゼロ歳児の定員を減らして１、２歳児の定員

を増やすといったように、利用希望に対して受入れに比較的余裕のある年齢の定員を減らし、保育需要の高い年齢の定員を増やしたことが挙げられます。定員の縮小については、３歳未満児と３歳以上児で定員に差を設けていた施設において、３歳以上児の定員に対して利用希望が少数にとどまる傾向にあったため、子どもの受入れ状況に合わせて余剰となっている定員を縮小したことが挙げられます。なお、これらの定員変更により、市内の私立保育施設の定員数は合計では増加となっております。市内の未就学児童数は減少傾向であるものの、保育施設の利用希望は増加を続けていることから、保育需要の高い地域並びに年齢においては、既存の施設に対して定員拡大の相談をするなど、今後も保育需要の受皿を確保できるよう、既存施設の活用を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　未就学児童数の減少により、今後、私立保育園の利用者が減少したときはどのような対応を考えていらっしゃいますか、伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

未就学児童数の減少により、今後、地域によっては保育を必要とする子どもの受入れに余裕が出てくる状況が想定されます。このような状況への対応として、公立保育園の受入れ数を調整することや、施設数の適正化を図ることで、私立保育園の利用を促していくことが考えられます。また、利用者の減少により、私立保育園から定員の縮小や事業譲渡などの相談を受けることが想定されますが、その際は、受皿の不足により保護者の皆様が困ることがないよう、地域の状況に応じた対応を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　廣田議員。

○廣田徳子議員　様々伺ってまいりました。未就学児童数の減少はあっても、ますます増えている支援の必要なお子さんたち、あるいは、これからは保育士の手は今まで以上に必要になることも考えられます。子育てに関する相談も対応できるよう、公立保育園の活用も含めて、地域の拠点として運営していただきたいことを要望いたします。

以上、日本共産党、代表質問を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時38分散会

第　５　日

令和７年２月27日（木曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第５号）

令和７年２月27日（木曜日）午前10時開議

第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について

第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について

第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について

第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について

第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）

第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）

第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）

第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算

第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算

第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算

第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算

第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算

第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について

第29　議案第66号　財産の減額貸付について

第30　議案第67号　財産の減額貸付について

第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて

第36　報告第40号　専決処分の報告について

第37　報告第41号　専決処分の報告について

第38　報告第42号　専決処分の報告について

第39　報告第43号　専決処分の報告について

第40　報告第44号　専決処分の報告について

第41　報告第45号　専決処分の報告について

第42　報告第46号　専決処分の報告について

（代表質問）　チームいちかわ　野口じゅん議員

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について

日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について

日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について

日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について

日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について

日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について

日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について

日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について

日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について

日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について

日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について

日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について

日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）

日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）

日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）

日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）

日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算

日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算

日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算

日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算

日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第31　諮問第５号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第32　諮問第６号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第33　諮問第７号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第34　諮問第８号　人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第35　報告第39号　専決処分の承認を求めることについて
日程第36　報告第40号　専決処分の報告について
日程第37　報告第41号　専決処分の報告について
日程第38　報告第42号　専決処分の報告について
日程第39　報告第43号　専決処分の報告について
日程第40　報告第44号　専決処分の報告について
日程第41　報告第45号　専決処分の報告について
日程第42　報告第46号　専決処分の報告について
（代表質問）　チームいちかわ　野口じゅん議員

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	けい
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお

大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦

スポーツ部長	鎌	形	秀	昭
市民部長	吉	田	一	弘
経済観光部長	根	本	泰	雄
こども部長	山	室	繁	央
福祉部長	鷲	沼		隆
保健部長	横	山	京	子
環境部長	佐	原	達	雄
街づくり部長	小	塚	眞	康
道路交通部長	米	崎	勝	則
下水道部長	森	田	敏	裕
行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	栁	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、石崎ひでゆき議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

石崎議員。

○石崎ひでゆき議員　貴重なお時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

昨日の私の代表質問中、物価高騰対策についてに関する質問において、総務省が家計調査の結果を公表した年を「2004年」と発言いたしましたが、正しくは「2024年」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長　日程第１議案第38号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第42報告第46号専決処分の報告についてまでを一括議題といたします。

これより代表質問を行います。

発言を許可いたします。

チームいちかわ、野口じゅん議員。

〔野口じゅん議員登壇〕

○野口じゅん議員　おはようございます。チームいちかわの野口じゅんでございます。通告に従い、代表質問を行います。

まず、１つ目の大項目、防災行政についての(1)地域防災についてです。

ア、地区防災計画制度の本市の認識と取組の現状と課題について。昨年は元旦に起きた能登半島地震によって、改めて自然災害の恐ろしさを目の当たりにして防災意識の高まりがあった１年となりました。大きな災害が起こるたびに意識を新たにしますが、50万人を目前にした市川市民の命と財産を守るためには危機感を持って対策を講じなければなりません。そのためには、公助の充実を図りながらも、その限界をきちんと認識して、地域住民一人一人や地域コミュニティーによる自助、共助を支援していくことが重要と考えます。

2011年の東日本大震災において自助、共助の重要性が改めて認識されたことにより、2013年に災害対策基本法が改定され、その中で地区防災計画制度が創設されました。それから10年以上が過ぎましたが、この実際の大災害の経験を生かして創設された地区居住者主体の防災計画制度をどのように進めてきたのか。この制度に対する本市の認識と取組の状況、そして課題について伺います。

続いてイとして、同じ時期に地域特性を考慮して小学校区ごとに作成された防災カルテがあります。作成されてから数年たちますが、どのように活用しているのか、その現状と課題について伺います。

次にウとして、施政方針でも触れられている小学校区防災拠点協議会について、現状と課題をお答えください。

次に、エ、地域防災における消防団の役割の現状と課題についてです。去る１月11日に行われた消防出初め式では、消防団の皆さんの勇姿を憧憬の念を持って拝見いたしました。地域におけるコミュニティーの担い手不足や若い世代の地域とのつながりが希薄化している中、地域を愛し、地域を守るために、時には身の危険を顧みず、敢然と任務に当たる消防団の皆さんは地域にとって宝です。そして、地域防災にとって自助、共助の重要性が再認識される中、消防団の皆さんが担う役割は大きいものと考えます。国が出している地区防災計画ガイドラ

インにおいても、地域における消防団との連携の重要性がうたわれています。

そこで、本市における消防団の地域防災における役割についての市の認識を伺います。

続いて、(2)海抜表示についてです。本市における水害対策としての海抜表示の現状と今後について。

真間川や江戸川など、多くの河川が市内を流れる市川市の歴史は治水対策とともにありました。これまでの治水事業によって浸水などの水害は減りましたが、近年は全国的にも大規模な水害が頻発し、大きな被害が出ています。市川市が作成している水害ハザードマップでも、台風などの災害時において危険な区域が示されています。この海抜表示の設置は全国的にも進んでいて、東京の墨田区では、日常的な水防意識の啓発向上を図ることを目的に、区内の主要な施設や公園の前などに海抜表示板を設置しています。

そこで海抜表示について、本市はどのようになっているのか、状況と今後について伺います。

続いて大項目の２つ目、まちづくり行政についてです。

中山参道活性化事業の内容について、先順位者への答弁で事業の概要はおおむね分かりました。私も先日、娘を連れておひな祭りを見に行ってきましたが、荘厳な寺院建築と、それにつながる参道の日本らしい落ち着いた雰囲気に様々な可能性を感じました。ここでは、その事業に至る経緯について、中山まちづくり協議会を構成する地域の皆さんとのやり取りを踏まえてお答えください。

続いて大項目、文化芸術行政についてですが、まず(1)市川市文化振興ビジョンの評価と今後についてです。

文化都市を標榜している市川市は自然環境にも恵まれ、歴史的建造物や文化財が残る町であり、多くの文化人が創作活動を行ってきた歴史がありますが、現在、また将来においても、新しい世代が文化的な活動を継承していくことが自他ともに認める文化都市となるためには必要不可欠と考えます。令和５年12月定例会でも私が取り上げた市川市文化振興ビジョンは、市川市の文化芸術行政を方向づけるものであり、国の文化芸術基本法や千葉県文化芸術推進基本計画とともに、その重要性は大きいものと考えます。現行のビジョンは市川市のまちづくりについても言及している意欲的なビジョンで、現在、市内で見られる様々な取組の根拠となっているものと認識しています。

そこで、市川市文化振興ビジョンの評価と次期ビジョン策定の現状についてお答えください。

次に(2)として、施政方針にあった近現代美術館の開設についてに移ります。

この近現代美術館の開設によって、市川市の文化振興がより一層進むことが期待されるところであります。ただ、先住者への答弁にもありましたが、まだどのような美術館になるかは検討段階であり、有識者からは、美術館の現代的な役割は従来の収集や保存、展示、公開だけでなく、教育普及機能や多様性社会包摂の視点など、新たな視点が重要とのことでした。市川市のまちづくりにとって、今求められる美術館がどのようなものであるかというのは美術館単体だけではなく、今後アップデートされる市全体の文化振興ビジョンの下、進められるべきと考えます。

そこで、美術館構想は、新しく策定される次期振興ビジョンにおいてどのように位置づけられるのか伺います。

続いての大項目、多様性社会の推進についてです。

(1)本市における多言語化の現状とやさしい日本語の活用状況について。

市川市は多くの外国籍の方が住んでいる町であり、多文化共生を目指しています。私は令和５年６月定例会での議員としての初めての一般質問において、外国人支援について質問しましたが、外国人にとって安心できる住みやすい町は日本人にとっても住みやすい町になるはずであるという視点で支援体制について質問いたしました。その中では、自治会加入促進リーフレットを多言語化することなど支援の充実を訴えました。本定例会では、そのような外国人支援の側面から、行政サービスなどにおいて、どのように多言語化が進んでいてやさしい

日本語を活用しているのか、その状況について伺います。

次に、(2)結婚準備・新婚生活住まい応援事業の補助対象についてです。

この事業については、先順位者への答弁で概要は分かりました。市川市への定住促進など、効果が期待できるということでした。

私が注目したのは、田中市長の施政方針の中で、目指すべき町の姿の一つである誰一人取り残さない町の冒頭でこの事業が言及されていることです。先順位者への答弁において、同じ性別のカップルの方々もパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に届出していることを条件に対象にするということが分かりました。また、外国人の方も一定の条件の下、対象に含めるということでした。

そこで、改めてこのパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に届け出た方を対象に含める市の考え方について伺います。

最後の大項目、地域共生社会の実現についてです。

福祉分野における地域共生社会の実現という考え方は、時代の変化とともに地域のつながりが希薄化して、それまでの家庭や地域における支え合いの機能の代わりとして公的支援制度がつくられ、高齢者、障がい者、子どもなど、対象ごとに整備が進められてきた中で、もう一度、その地域における多様な主体が分野を超えてつながり、住民一人一人が地域を共につくっていくという考え方です。このような地域の関係性を再構築するという考え方は福祉の分野にとどまらず、地域防災や地域の中での子育て、そして教育など様々な分野に対しても有効であり、注目すべき考え方と考えます。2023年から本市でも重層的支援体制整備事業がスタートして、地域共生社会を目指すための体制が整備されました。

そこで(1)として、そのような文脈の中で昨年オープンした南行徳地域共生センターの現状と課題について、また(2)として、南行徳に限らず、本市全体における地域共生センターの今後について伺います。

以上、初回の質問とし、答弁によって再質問をいたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　質問が終わりました。

答弁を求めます。

本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　私からは大項目、防災行政についてお答えします。

初めに、(1)地域防災についてのア、地区防災計画制度の本市の認識と取組の現状と課題についてです。地区防災計画は、災害対策基本法に基づき、地域コミュニティーにおける共助の推進を目的に市町村内の一定地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関する計画であり、その計画を市町村防災会議に対して、地域防災計画に位置づけることを提案できる制度です。これにより、地域防災計画による市全体の取組と、地域特性などに応じた地域からのボトムアップ型の取組との連携が図られることで、さらなる地域防災力の向上につながるものと認識しております。そのため、本市では内閣府のガイドラインを分かりやすく周知するため、作成の手引や地域ごとの災害リスクをお伝えする防災カルテを市公式ウェブサイトなどで公表し、小学校区防災拠点協議会――以下、協議会といいます――ごとの地区防災計画の作成を促してまいりました。

また、手引等で示す地区防災計画の内容としては、地区の特性や防災活動の体制、活動の内容や防災訓練などを項目として盛り込むこととしており、これまで一部の自治会から問合せをいただいておりますが、作成にまで至った事例はございません。地区防災計画の作成については、自発的な活動につながる防災意識のさらなる向上が必要と考えており、協議会や自治会などの自主防災組織の活動を一層周知するなど、防災への関心をさらに高めてまいります。

次に、イ、市川市防災カルテの活用の現状と課題についてです。防災カルテは、地域によって異なる災害リス

クや防災上の課題を共有化し、自助、共助の一層の促進を図ることを目的として、39の小学校区ごとに作成し、公表しております。令和６年６月には地震被害想定の見直しに合わせて内容を更新し、協議会や地域の防災講話などで効果的な防災対策を考えていただくための基礎資料として活用しております。また、各家庭での自助の備えとして、防災カルテを手にして実際に地域を歩き、地図面に避難先や危険箇所等の情報を書き込むなど、オリジナルの防災マップとしての活用も呼びかけているところです。このほか、昨年行った市長のタウンミーティングでも説明するとともに、広報紙などを通し周知に努めておりますが、地域の防災講話などでお話を伺う中では、認知度としてはまだ低い傾向にあることから、さらなる周知が必要と考えております。今後も多くの市民の皆さんに防災カルテを知っていただき、地域の災害リスクを知る有効なアイテムとして活用してもらうために、防災イベントなど様々な機会を捉えて、さらなる周知啓発に努めてまいります。

次に、ウ、小学校区防災拠点協議会の現状と課題についてです。本市では、市立小学校39校を防災拠点と位置づけ、災害発生時には情報収集のほか、災害対策本部との連携や避難所の開設等、避難生活の支援などを行っています。また、その運営は、地域の方々で構成する協議会や学校職員、拠点要員として指名している市職員などが行うこととし、現在36校で設立されております。一方で、課題として未設置校が３校あることから、早期の設置に向けて関係者に働きかけているところです。また、協議会ごとに活動内容に差が生じていることもあることから、さらなる意識の醸成が必要と考えております。

次に、エ、地域防災における消防団の役割の現状と課題についてです。地域防災における消防団の役割については、初期消火、救出活動への支援、情報収集、地域住民への避難、誘導などがあり、また、水害の場合は水防活動などを行うことを地域防災計画で定めております。また、平時においても、自治会等が実施する防災訓練へ指導的立場で参加しているほか、地域防災計画の作成や防災に関する重要事項を審議する市川市防災会議の委員として消防団長を委嘱しております。課題としては、地域の防災力を高めていくため、日頃の訓練により、災害対応の技術や知識を習得している消防団と地域とのさらなる連携が重要と考えております。今後も多くの消防団員の皆さんに平時から訓練に参加していただくなど、地域の方々と顔の見える関係をつくり、地域防災力を高めてまいります。

次に、(2)海抜表示についてです。平時から水害への危険性を実感できるよう、海抜表示も含め、浸水の深さや避難所、避難場所に関する情報を表示する取組を進めている自治体があることは承知しております。本市では、避難所や避難場所として指定した市立小中学校をはじめとする公共施設や民間施設などの屋外スペースに約120か所の案内看板を設置しております。この看板には海抜や浸水の深さのほか、洪水や高潮、崖崩れなどの災害種別ごとに丸や三角を表示し、避難する際の目安としてお知らせしているところです。引き続き発災時の避難行動に役立つ表示となるよう、先進市の事例を参考に表示内容や表示場所等について調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　私からは大項目、まちづくり行政について、中山参道活性化事業の内容についてお答えをいたします。

令和６年６月より、中山地区の活性化を図るため、市は中山まちづくり協議会との話合いを開始いたしました。さらに、まちづくり協議会の分科会として、地域の強みや課題の洗い出し、解決に向けた取組を検討する中山寺まち活性事業委員会を立ち上げ、様々な活性化に向けた取組について意見を交換してまいりました。その中で、イベント開催を増やす必要がある、商店会に空き店舗が増えてきたなどの課題が挙げられたほか、一時的な活性化策にならないよう中長期的な計画が必要といった意見が出されました。これら地元の意見を踏まえ、中山参道活性化事業を事業化することとしたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　高橋文化国際部長。

○高橋昭彦文化国際部長　私からは大項目３番目と４番目の(1)についてお答えします。

初めに、大項目、文化芸術行政についての(1)市川市文化振興ビジョンの評価と今後についてです。市川市文化振興ビジョンは、本市の総合計画基本構想を上位計画に、その基本目標の一つである「彩り豊かな文化と芸術を育むまち」の実現のため、文化振興に関する中長期プランとして位置づけたもので、平成14年度に策定し、目標年次を基本構想と同じ令和７年度としております。来年度に目標年次を控え、現在は現行ビジョンの各項目について、実現状況の確認や評価作業を行っているところであります。

これまで本市では、現行ビジョンが目指してきた街かどミュージアム都市づくりの実現に向けて、街回遊展、市川の文化人展といったソフト事業の実施や郭沫若記念館や水木洋子邸などの街かどミュージアム施設の整備と、これらの施設をつなぐサインの設置やエリアごとの回遊マップの作成等を行ってまいりました。また、街かどミュージアム構想の核となる役割を担うものとして芳澤ガーデンギャラリー、木内ギャラリー、東山魁夷記念館、文学ミュージアム、行徳ふれあい伝承館の整備を行ってまいりました。

一方で、現行ビジョンの策定から20年以上が経過し、少子・高齢化の急速な進行に伴う次世代に向けての担い手の減少やデジタル技術の目覚ましい進歩など、文化振興を取り巻く社会情勢は策定当時に比べ大きく変化してきております。それにより、市民の文化芸術活動への関わり方やそれに伴う支援の在り方など、新たな視点で見直しを進めることが重要であると認識しております。本市の文化施策につきましても、今年度は市川駅北口の市川駅前ミュージアムの開催による若手作家の作品の展示や福祉事業所との連携を行ってまいりました。また、市川市芸術祭・文化祭における芸術文化団体と小中高等学校との連携支援なども行ってきたところであり、現行ビジョンの考え方を基盤としながらも時代に即した新たな形で発展させてまいりました。このため、来年度に向けては盛り込むべき内容等について精査を行い、適宜、市民をはじめ有識者や文化芸術に関わる団体等から意見を伺いながら見直しを進めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)次期市川市文化振興ビジョンにおける近現代美術館開設の位置づけについてです。本市では、これまで市川の文化人展や収蔵作品展などを開催することにより、現行ビジョンの基本方針の一つに掲げる「豊かな心を育む文化活動の支援」の実現に向け、市民の誰もが芸術に親しみ、触れる機会の拡充を果たしてまいりました。このことからも、心豊かな創造的な感性を育む場として近現代美術館の開設を目指すことは、現行ビジョンにおいて本市が目指してきた文化振興の基本的な考え方を引き継ぐものであり、今後策定する美術館構想につきましても、次期計画に関連づけていくことを考えております。

続きまして、大項目、多様性社会の推進についての(1)多言語化とやさしい日本語についてお答えいたします。

初めに、本市にお住まいの外国人の方の人数は増加の傾向にあり、本年１月末現在で約２万2,000人となっております。そのため、市の様々な手続におきましては、それぞれの所管部署において外国語版の申請書類や案内書類を作成し、対応を図っているところでございます。また、ごみ集積所の看板や収集日カレンダー、水害ハザードマップなどでも外国語版を作成し案内を行うとともに、市公式ウェブサイトにつきましても、複数言語での表示を行っております。多言語化の一つである「やさしい日本語」は、難しい言葉を言い換えるなど、誰にでも分かりやすくした日本語のことであり、1995年の阪神・淡路大震災をきっかけに、外国人にも迅速に正しい情報を伝えるための手段として考案され、防災の分野で活用が始まりました。その後、平時においても、外国人住民と日本人住民の交流を促進する手段としてだけでなく、障がいのある方や高齢者に向けた活用など、様々な場面でやさしい日本語の活用が広がってまいりました。国におきましても、全ての省庁で外国人向けの行政情報及び

生活情報のさらなる内容の充実と、多言語化ややさしい日本語を使用した情報提供及び発信を進めることとしております。また、国が作成したやさしい日本語ガイドラインでは、コミュニケーションを図るための導入としては、やさしい日本語を使用し、複雑なことを伝える際は多言語化された資料を用意するなど、使い分けも必要としております。

そこで、本市の外国人相談窓口におけるやさしい日本語の活用状況についてですが、ある程度の日本語が話せる、聞いて理解することができる外国人の方に対しましては、やさしい日本語をコミュニケーションの手段として活用しており、外国語での応対も含め、誰にとっても理解しやすい対応が図れるよう努めております。また、それ以外でも防災やごみ、急病診療などの生活に関わる情報をＱＲコードで読み取り、スマートフォンなどで確認することができるお知らせをやさしい日本語で作成し配布しているほか、今年度新たに作成した自治会加入促進リーフレットでも、英語版、中国語版に加えてやさしい日本語版を活用しております。さらには、市の公式ＬＩＮＥアカウントにおきましても、月に２回、行政サービスやイベント情報など、やさしい日本語と英語で配信しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは大項目、多様性社会の推進についての(2)結婚準備・新婚生活住まい応援事業の補助対象についてお答えします。

令和４年２月に開始されましたパートナーシップ・ファミリーシップ制度については、同性、異性問わず、互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを約したお二人がパートナーシップの関係にあることを市に届けることができる制度です。制度の導入に当たっては、当事者、学識経験者など５名の委員から成る市川市多様性社会推進協議会を立ち上げ、併せて実施した素案に関するパブリックコメントへの御意見と同協議会の提言書の内容を踏まえ、制度を開始したものであります。また、制度導入に至るまでの取組や導入後の届出状況等につきましては、市議会定例会においても度々御質問いただき、制度への御理解をいただいてきたものと捉えております。そして令和５年７月には、届出者の転入や転出などの負担軽減を目的とした都市間連携協定を県内６市で締結し、令和６年10月１日現在では参加する市が13市まで拡大するなど、制度の広がりが見られています。このような制度の趣旨や同制度を取り巻く環境を踏まえれば、同制度の届出を出された方についても、結婚を目指しているカップルと同様に補助の対象とすることが望ましいと考えたところであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　私からは大項目、地域共生社会の実現についてお答えをいたします。

初めに、(1)南行徳地域共生センターの現状と課題についてです。市川市地域共生センターは、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民の地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていく地域共生社会の実現を目的とした施設でございます。昨年４月、そのモデル施設として、南行徳地域共生センター――以降、当センターと申し上げます――を開設いたしました。団体の様々な取組や個人の利用を通じて、当センターが地域の方々の居場所となり、地域交流の生まれる場となることを目指しております。

当センターは、地域にお住まいの方などが世代や属性を問わずに利用できる施設であり、住民の多様なニーズに対応できるよう、団体でも個人でも利用できる仕組みとしております。開設に当たりましては、これまで60歳以上の方を対象としていたいきいきセンター南行徳を改修した施設でありますことから、それまで利用されていた８つの高齢者の団体に案内を行いました。その後、地元自治町会へのチラシの配布や内覧会の開催、市広報紙

への掲載などによる周知や利用者の口コミなどにより新たな利用団体が徐々に増え、本年１月末時点で登録団体は22団体となっております。また、個人による利用につきましては、５月から利用登録の受付を開始し、本年１月末時点で90名の方が登録、利用され、さらに市の事業である子どもの学習・生活支援事業の会場ともなっており、高校生と小学生が利用されております。団体の利用では、高齢者のサークルだけでなく、こども食堂や寄附などにより集められた食品などを配布するフードパントリー、また、壊れたおもちゃを修理する活動などが行われております。こども食堂の活動におきましては、運営スタッフとして利用者だけでなく自治会及び民生委員の方々や地域の高校生などがボランティアとして参加するなど、新たな担い手となっております。そのほか、市内で学生服のリユース事業を手がける事業者と高齢者の手芸サークルが連携し、制服などの購入が困難な家庭を支援するサロン活動に発展するなど、新たな交流の場や居場所づくりの展開が見られております。さらに、定期的な利用団体ではないものの、昨年10月に市川障がい福祉ネットワーク会に所属している障がい福祉事業所が中心となり、市川市社会福祉協議会、地域のボランティア、本市が協力し、あいあい秋祭りを開催いたしました。当日は近隣にお住まいの方など約600名の来場があり、大変盛況でございました。個人利用につきましては、１階と２階にそれぞれふらっとスペースと名づけたスペースを設けており、利用者同士が歓談したり、学習やイラストを描くなど、趣味の活動の場として利用されております。また、９月から２階にＷｉ－Ｆｉを設置したことで利便性も向上しております。今後、さらなる新たな居場所づくりを創出していくためには、人と人、人と場所をつなぎ合わせるコーディネート機能が大変重要になると認識しており、その機能をいかに担っていくかが今後の課題と考えております。

次に、(2)地域共生センターの今後についてです。本市では、誰もが住み慣れた地域で安心して自分の望む生活を送ることのできる地域共生社会の実現を目指しており、世代や属性を問わずに利用でき、また新たな居場所の生まれる場所として、地域共生センターの役割は今後ますます重要になると認識しております。昨年４月にそのモデル施設として当センターを開設し、開設から約10か月ではありますが、利用者や地域住民、また関係団体の交流により、利用者などが主体となって新たな居場所が生まれてきていると感じております。地域共生センターの今後につきましては、まずモデル施設としての当センターの取組や実績、その効果をしっかりと確かめ、ほかの施設でも同様の取組が可能か、地域の特性やニーズ、そして施設を利用している利用者の方々の声を聞きながら検証してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

野口議員。

○野口じゅん議員　それぞれに御答弁ありがとうございました。それでは、順に再質問をしていきます。

まず、初めの大項目の(1)地域防災についてのア、地区防災計画についてであります。地区防災計画制度は、実際の発災時には、行政が全ての被災者を迅速に支援することが難しく、地域住民による自発的な助け合い、共助が可能となるように、地域コミュニティーのつながりや意識の醸成を進めていくということを制度として定めたのかなというふうに理解しました。市川市としても、令和元年に作成の手引はつくられてはいるものの、実際に地区防災計画が作成された事例はまだないということでした。大災害がいつ起こるか分からない中、すぐにでもこの地区防災計画の作成を市内の各エリアで進めていかなければならないと考えます。地区防災計画をつくる主体は地域住民ですが、当然、それをサポートするのが市の役割ですので、どんどん作成を促すことをやっていくべきだと考えます。小学校区防災拠点協議会が３校を除く全ての小学校区防災拠点で設置されたということであれば、小学校区単位での地域防災の核となるこの協議会において地区防災計画を作成することが、現状においては合理的であると考えます。イで質問した、小学校区ごとに既に作成済みの防災カルテを活用して地区防災計

画をつくることを小学校区防災拠点協議会の一つの役割として明確にしたほうがいいと考えますが、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

地区防災計画は、作成主体や対象地区の範囲を自由に設定できることが特徴であり、本市では既に36小学校区で協議会が設立され、地区の防災について、日頃から関係者が話し合う体制ができております。また、作成の手引では、防災カルテを活用して、地域特性に応じた活動方針や活動内容を検討することとしております。このように、計画作成に当たっては協議会が主体となって防災カルテを活用することを想定しており、多様な関係者の参加を促すことで協議会の活性化にもつながるものと認識しております。今後は協議会の活動内容の一つとして地区防災計画の作成を活動の手引に位置づけるなど、積極的に周知を図るとともに、作成を希望する協議会に対しては全面的に支援してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。現在、小学校区防災拠点は避難所開設運営という主な役割があり、それを中心に協議会が開かれ、話合いが行われていますが、地区防災計画をつくるという目的が加わることで、さらに地域の皆さんが一体となって取り組むことができるようになるのではないかと考えます。ぜひ積極的に地区防災計画の周知と作成のサポートをお願いいたします。

次のイの再質問はありませんが、地区防災計画の作成以外にも活用できるところは積極的に進めていって、その周知を進めていっていただきたいと思います。

ウについても再質問はありませんが、地域防災の要となる組織として今後も期待できますが、初回答弁の中では課題として、協議会ごとに活動内容に差が生じているということがあると挙げられていましたが、それぞれの地域で主体的につくられている協議会ですので、どうしてもそのような温度差のようなものが生まれることがあるかと思いますが、そのようなことが起きないように、例えば小学校区で行われている協議会をもう少し広い中学校ブロックごとに集まって情報共有する場を設けることも有効かもしれません。そのような場で、例えば地区防災計画を作成するためのノウハウも共有することができると思います。また、市長が行ったタウンミーティングでも要望があったという中学校の避難所開設においても、小学校区防災拠点協議会の協力で運営もスムーズになるのではないかと考えます。このように、小学校区防災拠点協議会の可能性は大きいものでありますので、今後も連携とサポートを進めていっていただければと思います。この質問はこれで終わります。

続いて、エの消防団について再質問をしていきます。地域防災での役割として、発災時での活動と平時での訓練などの活動があるということでした。また、課題として、地域とのさらなる連携の必要性があるということでした。

そこで、具体的に発災時にどのくらいの人数の団員がどのくらいの回数出動しているのか。また、訓練などの平時の活動はどのぐらいの人数の団員がどのくらいの回数を行っているのか。本市の消防団の団員数と併せてお答えください。

○稲葉健二議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

本市の消防団員数につきましては、令和７年１月１日現在、条例定数400人のところ、女性消防団員18人を含め328人となっております。

次に、出動回数でございますが、令和６年は災害出動が20回で延べ89人の消防団員が出動し、火災での放水活

動だけではなく、後方支援活動、交通規制などの災害対応に当たっております。その他、定期訓練のほか、祭礼の警備や防火パトロールなどが1,280回で、延べ人数は7,005人となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。実際に発災時の出動回数よりも訓練や警戒、パトロールなどの平時の活動が多いということが分かりました。また、実際に出動した際も常に放水活動に従事しているということでもなく、後方支援や交通規制などで活躍されているということでした。歴史的には、消防団はその原型である町火消しとして消火をする役割が主だったと思いますが、時代の流れとともに、発災時の様々な活動は消防局が取って代わるようになり、そんな中で消防団の皆さんの重要な特性は、地域に根差していて、地域において顔の見える関係が築かれていることだと考えます。そのように時代に合った役割という意味では、発災時での出動の重要性もさることながら、常日頃の地域防災を地域の皆さんと連携していくことだと思います。

そこで、発災時には出動することになっている消防団の皆さんが地域の方と常日頃から顔の見える関係をつくり、連携していくためには、そのような機会を創出していく必要があると考えます。小学校区防災拠点協議会は、先ほどから話しているとおり、地域防災の要となる存在であり、地区防災計画を今後作成していくことが期待される組織であることから、消防団の皆さんが協議会に参加することがふだんから顔の見える関係づくりに有効と考えますが、実際に協議会に消防団員の方は参加されているのか、お答えください。

また、施政方針でも触れられていた地域防災リーダーの制度にどのように消防団が関わっているのか、お答えください。

○稲葉健二議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

令和７年１月現在、小学校区防災拠点協議会の委員及びオブザーバーとして、10か所で25人の消防団員が活動しております。

また、地域防災リーダーと消防団員との関わりについてでございますが、消防団は、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律において、自主防災組織等の教育訓練における指導的な役割を担うとされておりますことから、防災訓練や各種のイベントにおいて、消防団が自主防災組織等の地域防災リーダーに対し、消火器やバールなどの資器材の取扱いや応急手当の方法などを指導しております。今後も消防団としての知識や経験を生かし、地域の方々と協力しながら地域防災の強化に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。36拠点ある協議会で10か所は消防団員が関わっているということでした。それほど多くはないなという印象です。地域における小学校区防災拠点協議会の役割と意義、また消防団のそれを考えると、小学校区防災拠点協議会に消防団の皆さんが参加していくというのは自然な流れのようにも思います。もちろん、ほかに仕事をしながら活動されている消防団の皆さんにさらに負担がかかることがないようにサポートしていく必要もあると考えます。

実はこの質問をしようと思ったきっかけになったことがありました。１月18日に地元で行われた小学校区防災拠点の避難所開設運営訓練に私も参加しましたが、同じ日に消防局主催の震災対応訓練が行われていて、多くの消防団の皆さんはそちらに参加していました。地域を思い、活動している皆さんが地元で行われている訓練に参加しようと思っても、同日に別の訓練が行われていて、参加したくてもできないという状況でした。実際にそのはざまで戸惑っている方もいらっしゃいましたし、消防のほうの訓練が終わった後にそのまま避難所開設運営訓

練を見に来られた消防団の方もたくさんいらっしゃいました。恐らくたまたま同じ日になってしまったのだとは思いますが、危機管理室、消防局双方で消防団の皆さんの地域防災における役割の重要性をもっと認識していたら、わざわざ同じ日に訓練をしなかったのかもしれません。今後はさらに消防団の方が地域において顔の見える関係性をつくり、地域防災において連携ができるように支援を進めていってもらいたいと思います。この質問はこれで終わります。

次の(2)の海抜表示に移ります。避難所になっている施設など約120か所の案内看板があり、そこに海抜表示があるということでした。ふだん生活する際に道路など身近な場所に海抜表示があれば、ふだんから意識ができると思います。看板を増やすというのは費用がかかることなので、すぐにはできないと思いますが、他市の例では、電柱に巻き付けるシートのようなものがあり、そのような簡易なものであっても、ふだん通っている道路に表示があると市民の皆さんに意識してもらえるのではないかと思います。このようなシート上の表示の設置について、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

海抜表示などの災害に関する周知の方法としては、独立の看板を設置する場合や、信号機や電柱にシートを巻き付けるなど、他市においても幾つかの事例があります。御質問者がおっしゃるように、既存の電柱を活用することは、新規に看板を設置する場合と比べ場所の確保が必要なく、費用の負担も少ないことから有効な手段であると認識しております。一方で、電柱の設置者との協議が必要となり、電柱広告と同様に一定の費用負担が発生することは課題の一つと考えております。本市では、電柱広告の事業者と協定を締結し、広告発注者の了解を得て避難場所を示す案内を無償で設置していただいた事例もあることから、引き続き災害に関する周知看板の拡充に向け、手法等について調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。ぜひ検討してください。水害もいつやってくるか分かりません。手遅れにならならないように、できることはどんどん進めていっていただければと思います。よろしくお願いします。

次に、まちづくり行政の中山参道活性化事業の内容について伺っていきます。

まちづくり協議会の分科会としてできた中山寺まち活性事業委員会の皆さんから、イベントを増やす必要があることや、商店会に空き店舗が増えているという問題があり、長期的な計画が必要という声があったということです。そこで、この事業の３つの柱の一つであるチャレンジショップについて再質問していきます。

チャレンジショップというのは、創業支援という意味合いがあります。私が以前質問の中で触れたこともある浦安市のチャレンジショップなどは、１年間という期限つきで毎年１店舗ずつ支援していくという制度です。この中山参道での空き店舗を活用したチャレンジショップというのは、期間を決めて支援して運営が軌道に乗ってきたら、ほかの場所に移っていくことを想定しているのか。その事業の中山参道における継続性について、どのように考えているのか伺います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

チャレンジショップとは、一般的には将来の創業を目指す方が、自治体などの助成により低コストで一定期間、試験的に開業する施設であります。しかし、このたび中山参道で実施するチャレンジショップは、単に創業を支援するだけではございません。チャレンジショップ終了後にもその場所で経営を継続し、中山参道に根づい

ていただきたいと考えております。そのため、開業が一時的なものにならないよう、事業の実施期間中は開業者との連絡を密にし、将来に向けた展望を共有してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　はい、分かりました。確かにそもそも中長期的な視点で活性化を目指すということなので、その創業支援は、中山参道において、長く持続するビジネスに対する支援ということは分かりました。

では、さらにお聞きします。単なるビジネスではなく、中山参道で長く継続するようなものであるということは、地域の特性や人的資源なども含めた地域性のあるビジネスとして地域の課題を解決するようなコミュニティビジネスという側面が強いものになると考えます。

一方で、中山エリアに既にある観光資源を活用したインバウンド需要を取り込むようなビジネスを目指すという方向性も考えられますが、この２つの方向性は大分違ったもので、両方を併せ持つビジネスというのはなかなか難しいと考えますが、どのような方向性を考えているのか伺います。また、その事業者は市内の事業者に限定するのかどうか。そして、その選定にどの程度市は関わるのか、お考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　中山地区には中山法華経寺や東山魁夷記念館など、ほかにはない観光資源がございます。また一方で、地元の方の生活に必須な商店会という一面もございます。そのため、中山参道活性化事業は歴史と文化の町である中山参道の活性化を前提に、観光施策としてインバウンド需要の獲得、コミュニティビジネスの醸成、いずれについても目的としております。したがいまして、チャレンジショップの内容につきましても、中山参道に彩りを添え、まちづくりに貢献していただけるものを検討してまいります。

また、開業者を市内の事業者に限定するのかという御質問でございますが、これにつきましては市内の事業者に限らず、広く募集を行う予定であります。空き店舗に入った新しい事業者が市外の事業者であっても、新たな地域のリーダーとして中山参道を盛り上げ、５年、10年先もそのにぎわいを継続していただきたいと考えております。

なお、開業希望者の選定におきましては、チャレンジショップの運営を民間事業者に委託する予定でありますが、市はその事業の実施状況を監督してまいりますので、選定についても地域の方々とともに関与をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。地域の課題に目を向けた中山参道ならではのビジネスが同時に、もしくは結果的に観光資源となってインバウンド事業を呼び込むことになる、そのような事業が生まれることを期待します。

先順位者への答弁で、市内のほかの場所での横展開も視野に入れているということでしたが、まさにそのような地域の特性を捉え、それを生かしたコミュニティビジネスがどのように持続可能なものとなるのか、そのような視点で、この事業の委託先の民間事業とノウハウを共有して次の展開を見据えた事業にしていっていただければと思います。そのためには、空き店舗に入る事業者の選定は市も適切に関わっていただき、地域の皆さんとの関係づくりなど、市がしっかりとサポートしていっていただきたいと思います。非常に期待していますので、よろしくお願いいたします。

次の大項目に移ります。文化芸術行政についてです。

まず、(1)市川市文化振興ビジョンの評価と今後について。

現行の文化振興ビジョンの下で進められてきた街かどミュージアム都市づくりの評価を行っているということで、今後は文化振興を取り巻く社会情勢の変化に即して見直しを進めていくということでした。この街かどミュージアム都市づくりは非常に先進的なコンセプトで、既にある地域の文化資源を活用して施設の整備を行い、それらを回遊するようにつなげていくことで町全体がミュージアム、つまり美術館であるという発想の下、まちづくりをするというものです。この現行ビジョンを新しい視点で見直しを進めていくということですが、それに当たり、団体などの意見等を聞きながら次期計画の内容をまとめていくということでしたが、策定において審議会や委員会などの組織をしていく考えはないのか伺います。

○稲葉健二議長　高橋文化国際部長。

○高橋昭彦文化国際部長　お答えいたします。

平成14年度に現行ビジョンを策定した際には市川市文化振興ビジョン策定委員会を組織しております。また、千葉県や他市の事例でも、有識者や文化芸術活動を担う方々から意見を聴取する会議が設けられていることを確認しております。現在、本市におきましては、文化芸術事業の内容に応じて有識者等に意見をいただく文化芸術事業検討懇話会を設けており、今回の見直しに当たりましても、当該懇話会において意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　はい、分かりました。懇話会を設けているということでしたが、この文化振興ビジョンは今後の文化のまちづくりの方向性を決める大切なものですので、ぜひ有識者の方々はもちろんのこと、多くの市民や若いアーティストなどの意見を十分に取り入れて、時代に合ったものになるように進めていっていただきたいと思います。

次の(2)の近現代美術館の文化振興ビジョンにおける位置づけについてですが、御答弁では、近現代美術館を目指すことは、現行ビジョンにある芸術に親しみ、触れる機会の拡充という方向性を引き継ぐものであるということでした。冒頭で申し上げたとおり、美術館の役割は時代とともに変化しています。芸術に親しみ、触れる機会の拡充という従来の美術館の役割だけではなく、新しい文化振興ビジョンに基づく、市民の誰もが文化的な生活を送ることができる契機となるような新しい美術館の開設を切に願っています。こちらも検討委員会を組織しているということでしたが、若い世代の方も含めて多様な意見を受け入れていただくことを要望して、次に移ります。

次に、多様性社会の推進の(1)多言語化とやさしい日本語についてです。それぞれの所管する部署がそれぞれの状況に応じて多言語化の対応をしているということでした。また、やさしい日本語についても、その有用性を認識して活用しているということでした。私が提案した自治会加入促進リーフレットの多言語化、やさしい日本語化も既に実施していただいているということで、ありがとうございます。

文化庁の出している「在留支援のためのやさしい日本語ガイドライン」を読むと、外国人に対するアンケートにおいて、日常生活に困らない言語を日本語とした方は約63%に上り、英語と答えた方の44%を大きく上回っているということでした。また、東京都国際交流委員会の調査では、希望する情報発信言語としてやさしい日本語を選んだ人が最も多く76%、次いで英語が68%ということでした。当然、英語は、ネイティブの方には英語が一番分かりやすいですが、それ以外の方にとっては、必ずしもそうではないということだと思います。私も20代の頃、イタリアに留学していましたが、一生懸命その土地の言語を勉強して現地の言葉を話そうと頑張っているにもかかわらず、イタリアの方から、恐らく親切心からだったと思いますが、英語で話しかけられたときにはとても悔しく、やさしいイタリア語であれば分かるのにと残念な思いをしたことを覚えています。

それでは、再質問として、やさしい日本語の活用も併せて、どのように現場ごとに対応しているのか、少し詳しく聞いていきたいと思います。

まずは、公共建築において多言語化のルールなどがあるのか、最近プレオープンした八幡市民交流館ニコットや妙典こども地域交流館ＣＯＣＯなども踏まえて状況を教えてください。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

公共施設のサインの多言語化に関する基準につきましては、公共交通機関や観光案内などを対象に国や県で定めたガイドラインがございます。しかし、公共建築物全般に適用されるガイドラインはなく、本市においても独自の設計基準等は設けておりません。そのため、本市の公共建築物の新築時における館内サインにつきましては、ユニバーサルデザイン導入のほか、外国語表記に関して、設計と施設管理の各担当部署が協議し、施設ごとに決めております。

館内サインの現状につきましては、第１、第２庁舎では、来庁者が快適に利用できる施設を目指し、庁舎全体のサインの形状、書体、記号、色彩などを統一したデザインコードにすることで来庁者が認識しやすく、目的の場所へスムーズな案内を可能とする表示に努めております。多言語表記については日本語と英語としており、ピクトグラムの活用に加え、色、アルファベット、数字を使うことにより、外国人を含めた様々な方にとって、直感的に分かりやすいサイン表示としております。また、最近新築した施設として、八幡市民交流館ニコットやぴあパーク妙典ＣＯＣＯにおきましては、一部を除き、ピクトグラム及び日本語と英語の表記となっております。館内サインの多言語化を進めるに当たり多くの言語を表記すれば、より多くの外国人の理解につながりますが、案内表示が煩雑になり、見えにくくなるデメリットがあります。このことから公共建築物の立地条件や地域性、利用者特性などを考慮し、施設ごとに工夫していく必要があり、表示する情報の見やすさと外国人の理解しやすさを両立していくことが課題であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。国のガイドラインは特になくて、市でも基準は設けていないということでしたが、確かに館内サインなどの多言語化はスペースに限りがあることや、誰にでも分かりやすくする必要があることから、ピクトグラムやデザインなどでの対応があるということでした。設計者やデザイナーのこだわりのデザインによって、必ずしも分かりやすくなっていないという場合もあるのかなというふうに思います。設計の仕様書などに表記のルールを決めるなど、対応があってもいいのかなというふうに思いました。公共建築については、これで分かりました。

次に、防災に関連する部分について再質問いたします。

やさしい日本語は阪神・淡路大震災をきっかけに活用が始まったということですが、災害時は日本語を十分に話すことができない外国人には多くの困難が生じます。災害時での避難所での対応などは具体的にどのようなものがあるのかお答えください。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

避難場所や避難所を示す看板については、平仮名をはじめ英語、中国語、韓国語で表記するとともに、ピクトグラムを組み合わせた分かりやすいものとしております。また、避難所となる市立小中学校には受付やトイレ、避難所のルールなどを示す掲示物を、やさしい日本語と英語、中国語、韓国語、スペイン語、ポルトガル語、タガログ語の６か国語で作成しております。さらに、避難所の受付で使用する多言語の表現集である多言語シート

なども配備しており、外国人の方々と少しでも円滑に意思の疎通が図れるよう準備をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。避難場所や避難所の看板ですね。これ、私も見たことあります。日本語以外の３か国語での表記やピクトグラムで分かりやすいものにしているということでした。

ここで、そもそも避難場所と避難所の違いというのが日本人にとっても分かりづらいという問題は指摘しておきます。他市の例では、緊急避難場所と避難所という表記にしていて、看板には併せて、緊急避難場所については、災害の危険から緊急的に逃れるための場所としたり、避難所については、避難所が一定期間滞在するための場所という文言も併記されているような事例もあります。外国人支援という視点で質問はしていますが、まずは誰にとっても分かりやすいという視点や、災害時にぱっと見たときにすぐ理解できるかなというようなイマジネーションを働かせることが何よりも重要かなというふうに思います。ちなみに韓国人である私の妻に避難所と避難場所の韓国語訳を見せましたが、その違いは理解できないというふうに言っていました。これについては、また別の機会で取り上げたいと思います。

御答弁では、避難所の掲示物を多言語で作成しているということ、また、多言語表現集として多言語シートというものを避難所の開設セットの中に入れているということで、私も１月18日の避難所開設運営訓練で確認いたしました。停電時も考えて、電子機器ではなく、紙で印刷されたものを準備しているということなのかもしれませんが、結構分厚いファイルになっていて、実際に災害時にそれを持ち運んだりすることを考えると、実用性については少し疑問が残りました。６か国語で作成したということで大変な作業だったとは思いますが、これについては活用方法について工夫をしていっていただければと思います。

再質問を続けます。災害時の避難所にたどり着いた場合は、たくさんの地域の方と何かしらの形でコミュニケーションを取り対応できますが、そもそも防災の観点で言うと、住んでいるエリアにどのような危険があり、どのような備えが必要かなど、日頃から目にできる水害ハザードマップや減災マップなどが重要となってくると思います。それらの多言語化の状況を具体的に教えてください。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

防災に関するマップとしては、減災マップと水害ハザードマップを作成しており、そのうち浸水の範囲の深さ、避難所や避難場所などを示した水害ハザードマップについて多言語化を図っており、英語、韓国語、ベトナム語の３か国語で作成しております。本市には多くの外国人の方々が暮らしており、多言語化ややさしい日本語により、情報の入手方法や備蓄品の準備などについて分かりやすく、丁寧な情報提供をする必要があると考えております。今後も外国人向けの防災情報の提供方法について関係部署と協議するとともに、外国人の支援団体などの御意見を伺うことで外国人の方々の災害に対する不安が軽減されるよう努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　分かりました。水害ハザードマップが３か国語で多言語化されているということで、それはすばらしいなと思いました。現在、未対応である地区別の減災マップですね。それについても、これは外国人の方にとっても非常に重要な資料になると思います。水害ハザードマップのように、３言語への多言語化というのは大変かなと思いますので、まずはやさしい日本語版をつくってみてはいかがでしょうか。やさしい日本語版であれば、例えば学校で子どもたちが防災を学ぶのにも活用できるかもしれません。ぜひ御検討いただければと思います。

続いて、ごみ収集所の看板やごみ収集日カレンダーについて対応しているということでしたが、ごみを分別して集積所に捨てるというのは日常的な生活に関わる行為で、災害時とは違い、地域社会において、トラブルなども含めて様々な具体的な問題として対応する必要があると思います。そのような場面でどのような対応になっているのか、現状をお答えください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

ごみ収集日カレンダーは、市内にお住まいの外国人の方に向けまして、その人数を参考に英語や中国語など９か国語、それぞれを作成し配布しております。カレンダーには、地域ごとのごみ収集日に加え、ごみの分別、ごみの出し方も記載しており、基本的な利用方法が理解できるように作成をしております。カレンダーは、外国籍の方が転入手続で来庁した際など要望に応じてお渡しするとともに、閲覧や印刷のできる市公式ウェブサイトの御案内も併せて行っております。また、外国人の方がお住まいの集合住宅などの管理者に対しては、外国語表記のカレンダー配布のお願いもしております。

次に、ごみ集積所においては、英語表記を加えたごみ出しルールの簡易的な看板の設置を一部の集積所では行っており、その場で分別や収集曜日が確認できるようになっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。カレンダーは９か国語で多言語化されているということで、これは驚きました。なかなか大変な作業だったのではないかなというふうに思います。恐らく現実的な必要性があって、そのような対応ができているという側面もあるのかなというふうに思います。

また、ごみ出しルールは集積所に英語表記で説明をしているところがあるということですが、分別のルールは日本人にとっても分かりにくいこともあり、日本語で書かれた分別ガイドブックを多言語化したり、ふだん使っているスマートフォンで確認できるような案内が必要と考えますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

今後、増加傾向となっている外国人の方に対して、ごみ集積所の正しい利用について、より一層の周知徹底することは重要であると認識をしております。このことから、来年度にはスマートフォン用のごみ分別アプリから、９か国語で作成済みでありますごみ収集日カレンダーを直接確認ができるよう改良する予定であり、より分かりやすい案内を目指していくこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。いろいろ対応を考えているということでした。分別ガイドブックについても、誰にとっても分かりやすいということを考えると、これもやさしい日本語を活用するということで、外国人だけでなく、子どもや高齢者などにとっても分かりやすいガイドブックになるのかなというふうに思いました。ごみの分別やごみ出しは日常生活で欠かすことができないものであり、地域における多文化共生を考えると、さらなる対応が必要だと考えますので、ぜひ進めていっていただきたいと思います。

いろいろ聞いてまいりましたが、それぞれ現実に即して対応しているということだと思います。ただ、全庁的なルールみたいなものはないということも分かりました。そして、やさしい日本語は、外国人にとってだけでなく、日本人にとっても分かりやすく、様々な場面で有用であるということも分かりました。この誰にとっても分かりやすいやさしい日本語は、読んだり聞いたりする分には易しいんですが、それをつくるというのは、やさし

い日本語に変えていくというのは難しいのかなというふうに思います。ふだん使っている言葉をやさしい日本語に置き換えるというのはなかなか簡単にはできないと思います。

そこで、やさしい日本語の有用性を認識して全庁的に活用していくために、その活用法も含めてルールを決めたり、普及を進めていくことが必要と考えますが、市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　高橋文化国際部長。

○高橋昭彦文化国際部長　お答えします。

国におきましては、外国人住民に対する情報発信や相談対応には、多言語での翻訳、通訳に加え、やさしい日本語の活用が広がることを期待しております。そのような中でやさしい日本語を普及していくためには、私たちがその有用性を認識し、日常的に使用している書き言葉や話し言葉をやさしい日本語に変換できるよう、職員や市民に対し、様々な対応事例を紹介していくことが重要であると認識しております。そのため職員に対しては、国のガイドラインなどを庁内のネットワークで配信し、各窓口や所管部署において、やさしい日本語の活用がなされるよう周知を図っております。

また、市民に向けた取組といたしましては、市川市国際交流協会におきましてやさしい日本語の普及のため、今年度、市民向け講座を開催しており、本市職員に対しても受講の案内を行ったところでございます。これらのことから、まずは国のガイドラインに沿った形でやさしい日本語の普及に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。多様性社会の推進にとって、コミュニケーションというのは全ての根幹にあるものだと思います。どうすれば相手に伝わるのか、その視点を大切に取組を進めていっていただきたいと思います。この項目はこれで大丈夫です。

続いて、(2)結婚準備・新婚生活住まい応援事業の補助対象についてです。

市川市が既に実施しているパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の理念の広がりなどを考えると、その届出者は同じように対象とするということでした。また、市川市は多様性を尊重する社会を推進するための指針を出しているわけですから、様々な施策において適用していくことが適正なのかなというふうに考えます。

それでは、再質問として、実際に本事業におけるパートナーシップ制度届出者の対象件数はどのぐらいになると見込んでいるのか、お答えください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の年間届出件数や、届出者のうち事業の対象となる年齢要件や所得要件などを基に算出いたしますと、年間で３件程度になるものと見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　３件程度ということですが、制度設計において、この３件――言い換えますが、３組を対象としないということもできるかもしれません。しかし、今回、その約３組を見込んでいるということで、３組を除外することなく対象にするという選択は、市川市が多様性を尊重し、誰一人取り残さない社会を目指しているということを内外に示し、それによって市川市が選ばれる市になることに貢献すると考えます。この事業が開始することになった場合は、そのような大きな視点に立って対象者を慎重に設定していただきたいと思います。何か市長に思いを語っていただければと思います。

○稲葉健二議長　田中市長。

○田中　甲市長　代表質問最後ですね。ほかに会派から質問が出ておりませんでしたので、この結婚準備・新婚生活住まい応援事業の私が提出した思いというものを本会議場でもお話ししておくべきかなと、そう判断もいたしました。

私が冒頭に施政方針で述べた最後に、党派を超えて是々非々でぜひ御判断をいただきたいと申し上げた思いの中には、この政策のことが考えられておりました。現在、日本国の出生率は1.20、千葉県は1.14、市川市の出生率は1.09であります。昨日、テレビを見ていて、韓国では出生率が0.75って聞いて、若干伸びてもそのぐらいだというニュースを聞いて驚きを隠せなかったんですが、市川市も、日本の中でも出生率が低いという現実があります。

私、そこで、いろいろ以前から考えていたんですが、若い世代に対して結婚を強制して、まるで子どもをつくることを社会的義務のように押しつけていってはならないと。今の若い世代というんですか、大体イメージをつかんでいただきたいんですが、その世代は強制されることに対しては非常に反発を感じるだろうという思いが私の中に常々ありまして、その中で緩やかに扉を開いていく、そういう環境づくりというのが市川市の中につくり出せないだろうかという思いが、この政策といいますか、事業を進めていきたいという思いの中にございます。若い世代の自由な発想、あるいは誰一人取り残さないというダイバーシティーの対応ということを市川市が取り入れた政策にならないだろうかと。新しい時代の扉を開いていく、そんな思いを持って、これを市民を代表する42名の市議会議員の皆さん方に議論していただきたいという思いで、現在、これから健康福祉委員会にかけられると思いますけども、皆さんでけんけんがくがく話し合っていただきたいというふうに思っています。

パートナーシップ・ファミリーシップに関しましては、県内で５番目に制度を導入した市川市。先ほども部長から説明ありましたが、県内で13の行政区において連携を図っている、そういう仕組みがもうつくられていますから、結婚前、結婚準備の段階、プレウェディングの段階で、そこに入れるのか入れないのかともし問われた場合には、それはやはり制度的に外していくという判断は、私はするべきではないだろうということを思ったわけであります。

政治的状況、あるいは経済的状況が大きく変わろうとしている、そんな2025年という思いが私は強く感じられていますので、新しい、例えば給食の無償化を50万都市で皆さん方が御理解いただいてスタートしたと。国がそれを追いかけてこようとしているという実態が今起ころうとしています。同じように、これからやはりダイバーシティーの多様性の社会というものをいち早く市川市が取り入れて、自由度の高い町なんだということを対外的にも示していくことができればと、そういうことを考えて、今、このようなことを問いかけているところでございます。現在の出生率の状況を見守っているだけでいいということは決してないというふうに思っておりますので、ぜひ市川市から新たな扉を開いていく、そんな施策に御理解をいただければありがたいと思っています。

以上です。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　市長、思いのほどを話していただき、本当にありがとうございます。今回のこの質問は多様性社会の推進ということで、パートナーシップ・ファミリーシップに限って質問していたわけでありますけれども、この事業における制度設計においていろいろ様々な意見があるとは思うんですけれども、ぜひこの施策が――市川市が選ばれる町になる、そういったものになるように進めていっていただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。続いて最後の大項目、地域共生社会の実現についてですが、南行徳地域共生センターにおいて、個人や団体で様々な主体の利用が増えているということでした。もともとの施設であるいきいきセンターの利用者の皆さんだけでなく、幅広い世代の方に利用されているということが分かりました。ただ、地域共生というのは、初回答弁の冒頭でも言われたとおり、様々な主体がつながり、一緒に地域をつくっていく姿と

いうことです。たくさんの団体や個人の利用の皆さんがそれぞれ別々に活動しているだけでは、単なる貸しスペースの施設になってしまいます。そのような利用者間の交流というのは実際生まれているのかお答えください。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

当センターでは、既存の団体活動だけにとどまらない広がりも見られており、一例としては、行徳こども食堂と行徳おもちゃの病院が同日に開催され、双方の利用者が行き来することで新たな交流を生み出しており、毎回大勢の親子でにぎわっております。また、子どもの学習・生活支援事業の利用者が行徳こども食堂を新たな居場所として利用したり手伝いをするなど、交流する姿も見られております。さらに、個人利用の方が団体活動に参加する例も一部で見られ、ふだんふらっとスペースでイラストを描かれている方が行徳こども食堂にボランティアとして参加するようになり、イラストを塗り絵として提供するなど、活躍の場ともなっております。ほかのボランティアや来場者からも喜ばれております。このような地域の居場所づくりを推進するために、昨年８月に本市と各利用団体の代表者などで構成する協議会を立ち上げております。これまで２回会議を開催し、その中では、利用団体の発案により、ＳＮＳを使用した情報共有、意見交換の場を設定するなど、これまでにない取組も生まれております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。非常に成果というか、すばらしい状況になっているというふうに感じました。制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで住民一人一人の暮らしと生きがい、地域を共につくっていくという御答弁が最初にありましたが、まさにそのような居場所ができつつあるというふうに感じました。そのような状態が南行徳に限らず、市内の各地域に展開していくことを期待するわけですが、そのような状況になった原因をきちんと分析して評価していくことが必要と考えます。

今、南行徳では、このような状態になっているという要因は何だと考えているか、見解を伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

当センターにおいて、団体利用者の相互交流、個人利用者のイベントへの参加、地域住民のボランティアでの関わりなどが見られている要因は大きく２つあると考えております。１つ目は、利用団体は、当センターの目的を理解した上で地域共生社会の実現に寄与する活動を行っていること、２つ目は、利用者と地域づくりを支援するコミュニティソーシャルワーカー、本市の３者が連携、協力して取り組んできたことでございます。こども食堂の例では、本市が団体に対して、当センターでの活動を相談したことで利用が開始され、その後、コミュニティソーシャルワーカーが中心となり、行徳おもちゃの病院を呼び込み、それぞれの団体をつなぐことで相互交流が図られてまいりました。実際の運営におきましては、相互の利用者が交流できるよう、市から両団体に対して、同じ日、同じ時間帯、同じフロアでの開催を提案したり、テレビゲームや卓球台を設置し、食事目的以外でも参加しやすくなる仕掛けを試みております。行徳おもちゃの病院では、複数の活動スペースのある当センターの特徴を生かして、寄附されたおもちゃなどで遊ぶことのできる遊び場を新たに展開するなど、交流の場を広げております。また、コミュニティソーシャルワーカーが自治会や個人利用の方に直接声をかけるなど、当センターでの活動を案内したことでボランティアとしての参加につながっております。その後もチラシなどの周知活動や、口コミで事業内容を知った地域の方やほかの利用者が参加するなど、世代や属性を超えて交流できる場や新たな居場所となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。地域共生社会の実現に寄与する活動を行っている団体と、コミュニティソーシャルワーカーさんが市の方向性を共有して一緒に取り組んでいることが要因だということでした。そのような枠組みとしてうまくいっているということもあると思いますが、やっぱり実際の現場での市の職員の皆さんやコミュニティソーシャルワーカーさんの工夫や頑張りがその場の雰囲気をつくっているのではないかなというふうに、現地を見学していても思いました。やはり人と人がつながっていく場づくりというのは、物理的な施設を整備したり、枠組みを決めたりするだけではなく、ソフト面の工夫や、それを行う人材が重要となってくると思います。逆に言えば、そのソフト面のノウハウを蓄積していけば、ほかの場所でも展開ができると考えます。南行徳地域共生センターは、建物の大きさなどは恵まれた部分はあるものの、アクセスが必ずしもいいとは言えない中でうまくいきつつあるということで、先ほども申し上げたとおり、ほかの地域への展開が期待されます。

そこで(2)の再質問として伺いたいのが、地域共生センターのような居場所は、ほかの地域でも必要とされています。実際に南行徳地域共生センターで開催されたあいあい秋祭りに参加された障がい福祉事業所の皆さんの中には、市川北部や中部から参加された方もいて、自分たちの活動している地域でも、このようなつながりが欲しいという話を伺いました。南行徳地域共生センターの状況を見ると、必ずしも箱としての施設が重要ではなく、枠組みや運営方法が重要であり、様々な場所で展開可能であると考えます。

そこで、市のほかの施設の空いているスペースや民間のコミュニティー施設などを利用して同じような居場所づくりができないのか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

当センター以外の既存の施設や民間のコミュニティースペースを使って地域の居場所づくりを行うことは可能でございますが、それぞれの公共施設には施設の設置目的があり、その範囲の中での活動となるよう調整を行う必要がございます。今後、あいあい秋祭りのように、複数の団体が連携して地域の居場所づくりを行いたいとの相談があった場合には、当センターでの取組を踏まえ、コミュニティソーシャルワーカー、関係部署、施設などの関係者で地域づくりの支援を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　野口議員。

○野口じゅん議員　ありがとうございます。

最初に御答弁いただいたように、市川市地域共生センターは、制度、分野ごとの縦割りや支え手、受け手という関係を超えて地域共生社会の実現を目指すことを目的としているということですので、そのような公共施設の設置目的というのはあるということで、それは尊重しながらも、地域における重要性を考えて柔軟に居場所となる場所を設定していって、この地域共生センターをどんどん広げていっていただきたいというふうに思います。

また、人と人をつなげるための人材、先ほど答弁ではコーディネート機能というような言葉も出てきましたが、そのような重要性をやはり認識していただいて、コミュニティソーシャルワーカーさんの人員の拡充や市民団体との連携をさらに進めていって、地域共生社会の実現へ向けて進んでいっていただきたいと思います。

これで私の代表質問は終わります。どうもありがとうございました。

○稲葉健二議長　これをもって代表質問を終結いたします。

以上で報告第40号から報告第46号を終わります。

―――――――――――――――――――――――――――――

○稲葉健二議長　この際、議案第38号市川市行政組織条例の一部改正についてから議案第67号財産の減額貸付についてまでは、お手元に配付いたしてあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

お諮りいたします。諮問第５号から諮問第８号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより諮問第５号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第６号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第７号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

これより諮問第８号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本件について異議ない旨答申することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本件は異議ない旨答申することに決定いたしました。

お諮りいたします。報告第39号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより報告第39号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本報告を承認することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本報告は承認することに決定いたしました。

○稲葉健二議長　お諮りいたします。常任委員会審査のため、明２月28日から３月５日まで６日間休会することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって明２月28日から３月５日まで６日間休会することに決定いたしました。

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時41分散会

第　　６　　日

令和７年３月６日（木曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第６号）

令和７年３月６日（木曜日）午前10時開議

第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について　（委員長報告）

第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について　（委員長報告）

第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について　（委員長報告）

第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について　（委員長報告）

第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について　（委員長報告）

第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について　（委員長報告）

第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について　（委員長報告）

第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について　（委員長報告）

第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について　（委員長報告）

第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について　（委員長報告）

第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について　（委員長報告）

第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について　（委員長報告）

第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について　（委員長報告）

第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について　（委員長報告）

第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について　（委員長報告）

第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について　（委員長報告）

第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について　（委員長報告）

第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）　（委員長報告）

第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）　（委員長報告）

第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）　（委員長報告）

第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）　（委員長報告）

第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）　（委員長報告）

第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算　（委員長報告）

第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算　（委員長報告）

第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算　（委員長報告）

第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算　（委員長報告）

第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算　（委員長報告）

第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について　（委員長報告）

第29　議案第66号　財産の減額貸付について　（委員長報告）

第30　議案第67号　財産の減額貸付について　（委員長報告）

第31　竹内清海議員の資格決定の件　（委員長報告）

本日の会議に付した事件

日程第１　議案第38号　市川市行政組織条例の一部改正について
日程第２　議案第39号　市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について
日程第３　議案第40号　市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について
日程第４　議案第41号　刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第５　議案第42号　市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
日程第６　議案第43号　市川市職員退職手当支給条例の一部改正について
日程第７　議案第44号　市川市手数料条例の一部改正について
日程第８　議案第45号　市川市犯罪被害者等支援条例の制定について
日程第９　議案第46号　市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10　議案第47号　市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
日程第11　議案第48号　市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第12　議案第49号　市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について
日程第13　議案第50号　市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について
日程第14　議案第51号　市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第15　議案第52号　市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について
日程第16　議案第53号　市川市教育振興審議会条例等の一部改正について
日程第17　議案第54号　市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について
日程第18　議案第55号　令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）
日程第19　議案第56号　令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）
日程第20　議案第57号　令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）
日程第21　議案第58号　令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
日程第22　議案第59号　令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）
日程第23　議案第60号　令和７年度市川市一般会計予算
日程第24　議案第61号　令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算
日程第25　議案第62号　令和７年度市川市介護保険特別会計予算
日程第26　議案第63号　令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算
日程第27　議案第64号　令和７年度市川市下水道事業会計予算
日程第28　議案第65号　市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について
日程第29　議案第66号　財産の減額貸付について
日程第30　議案第67号　財産の減額貸付について
日程第31　竹内清海議員の資格決定の件

出　席　議　員　　42　名

門　　田　　直　　人
野　　口　　じ　ゅ　ん

丸　金　ゆきこ
冨　家　薫
沢　田　あきひと
太　田　丈之
小山田　なおと
川　畑　いつこ
ほとだ　ゆうな
国　松　ひろき
やなぎ　美智子
とくたけ　純平
中　町　けい
つちや　正順
つかこし　たかのり
加　藤　圭一
浅　野　さち
久保川　隆志
西　村　敦
中　村　よしお
大久保　たかし
石　原　たかゆき
清　水　みな子
廣　田　徳子
にしむた　勲
石　崎　ひでゆき
堀　内　しんご
細　田　伸一
青　山　ひろかず
石　原　みさ子
宮　本　均
大　場　諭
稲　葉　健二
小　泉　文人
石　原　よしのり
増　田　好秀
越　川　雅史
中　山　幸紀
松　永　鉄兵
竹　内　清海
加　藤　武央

	岩　井　清　郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中　甲
副市長	松丸多一
副市長	本間和義
代表監査委員	植草耕一
教育長	勝山浩司
危機管理監	本住　敏
市長公室長	後藤貴志
総務部長	蛸島和紀
企画部長	小川広行
財政部長	田中雅之
管財部長	湯本明男
情報管理部長	川島俊介
文化国際部長	高橋昭彦
スポーツ部長	鎌形秀昭
市民部長	吉田一弘
経済観光部長	根本泰雄
こども部長	山室繁央
福祉部長	鷺沼　隆
保健部長	横山京子
環境部長	佐原達雄
街づくり部長	小塚眞康
道路交通部長	米崎勝則
下水道部長	森田敏裕
行徳支所長	秋本賢一
消防局長	角田誠司
選挙管理委員会事務局長	荒井義光
農業委員会事務局長	藤城久保
会計管理者	岩井　滴
教育次長	小倉貴志
生涯学習部長	板垣道佳
学校教育部長	藤井義康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝広	
議事課長	米津	孝成	
（議事担当）			
主幹	宮嶋		茂
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	高栁	陽	一
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
主査	岡澤	英	康
主任	関口		舞
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、申し上げます。お手元に配付のとおり、中山幸紀議員ほか３名より、議案第60号に対する修正案が提出されております。

この修正案を熟読していただくため、暫時休憩いたします。

午前10時１分休憩

午前10時６分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、御報告申し上げます。

去る２月27日、大久保たかし議員から議会運営委員の辞任願が提出され、私がこれを許可いたしました。その結果、議会運営委員に欠員を生じましたので、委員会条例第８条第１項の規定により、新たに沢田あきひと議員を議長において委員に指名いたしましたので、御報告いたします。

続いて御報告申し上げます。議会運営委員会において副委員長の互選の結果、副委員長に久保川隆志議員が選任されましたので、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　次に、この際、消防局長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

角田消防局長。

○角田誠司消防局長　貴重なお時間をお借りして誠に申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

２月27日のチームいちかわ、野口じゅん議員の代表質問のうち、地域防災における消防団の役割の現状と課題についての質問において、「定期訓練のほか、祭礼の警備や防火パトロールなどが252回で、延べ人数は1,066人」と発言しましたが、正しくは「定期訓練のほか、祭礼の警備や防火パトロールなどが1,280回で、延べ人数は7,005人」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

続いて、野口じゅん議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

野口じゅん議員。

○野口じゅん議員　貴重なお時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

２月27日の私の代表質問中、多言語化とやさしい日本語に関する質問において、「やさしい日本語であれば分かるのにと残念な思いをした」と発言いたしましたが、正しくは「やさしいイタリア語であれば分かるのにと残念な思いをした」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願い申し上げます。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長　日程第１議案第38号市川市行政組織条例の一部改正についてから日程第30議案第67号財産の減

額貸付についてまでを一括議題といたします。

本案に関し委員長の報告を求めます。その報告の順序は、健康福祉、環境文教、建設経済、総務の各委員会の順でお願いいたします。

健康福祉委員長、西村敦議員。

〔西村　敦健康福祉委員長登壇〕

○西村　敦健康福祉委員長　ただいま議題となりました議案第46号市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第47号市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、議案第48号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第49号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について、議案第55号令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第56号令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）、議案第57号令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）、議案第58号令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）、議案第60号令和７年度市川市一般会計予算のうち健康福祉委員会に付託された事項、議案第61号令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算、議案第62号令和７年度市川市介護保険特別会計予算及び議案第63号令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第46号について。

本案は、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第47号について。

本案は、児童福祉法の改正に伴い、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第48号について。

本案は、国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正を踏まえ、特定教育・保育施設等の重要事項について、インターネットを利用して公衆の閲覧に供しなければならないこととするほか、所要の改正を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第49号について。

本案は、老朽化した大和田保育園の園舎を建て替え、同園を社会福祉法人による公私連携型保育所とするため、公の施設としての供用を廃止するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号について。

今回の補正は、第３款民生費において、私立保育園保育委託料、障害児通所給付費等の増額及びゴールドシニア事業（スマートフォン）購入費補助金、後期高齢者医療保険基盤安定繰出金等の減額を、第４款衛生費において、国民健康保険特別会計繰出金、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金償還金等の増額及び自動体外式除細動器賃借料の減額を計上したものであります。また、繰越明許費の補正において、保育園整備計画事業等の事業費が、年度内の支出が困難となったことにより翌年度へ繰り越す措置を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第３款民生費第２項児童福祉費第１目児童福祉総務費、職員の異動等に伴う給与費について、「本補正は、職員の異動及びフルタイム職員の減少により１億900万円の減額補正をするものとのことだが、その要因はどのようなものか」との質疑に対し、「本減額補正の要因は、フルタイム勤務の会計年度任用職員の人数が当初の見込みを下回ったことによるものである。パートタイム勤務の会計年度任用職員の人数は当初の見込みを上回る実績となっており、勤務形態による給与等の差額が減額の要因となったものである」との答弁がなされました。

次に、保育園用地地中埋設物撤去費負担金について、「本補正は、大洲保育園及び中国分保育園の民営化に伴い、引継ぎ法人が行う市有地の地中埋設物の撤去及び処分費を市が負担するものとのことであるが、保育園ごとの負担金の内訳及び埋設物の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本負担金の内訳は、大洲保育園分が730万2,000円、中国分保育園分が300万円となっている。また、埋設物の内容について、大洲保育園においては撤去工事まで完了しており、広範囲にわたりコンクリートガラ等が埋まっていた。中国分保育園については調査中であるため、内容については今後判明するものである」との答弁がなされました。

また、「中国分保育園分の埋設物は調査中とのことであるが、どのように積算をしたのか」との質疑に対し、「中国分保育園分の負担金については、過去の事例の平均額から算出している。今後、調査が終了し、想定以上の埋設物があった場合には補正予算による対応を考えている」との答弁がなされました。

次に、第８目こども家庭センター費、児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金償還金について、「本償還金については、交付済額と実績報告額に差額が生じたため、余剰分を国に償還するものとのことであるが、その要因はどのようなものか」との質疑に対し、「本補助金の支給対象となる事業としては、市町村相談体制整備事業及び支援対象児童見守り強化事業があり、それぞれの事業において、交付済額と実績報告額に差額が生じたものである。差額が生じた要因の一つとしては、児童虐待数は増加傾向にあるため、件数を多く見込んで交付決定を受けたことによるものと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第56号について。

今回の補正は、歳出において、国民健康保険事業財政調整基金積立金、償還金等の増額及び国民健康保険システム標準化委託料の減額を、歳入において、その他一般会計繰入金、普通交付金等の増額及び特別調整交付金分、財政安定化支援事業繰入金等の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳出第５款基金積立金第１項第１目国民健康保険事業財政調整基金積立金について、「今回の補正により５億円が積み立てられているが、積立額の総額はどの程度になるのか。また、本積立金の必要性及び今後の見込みをどのように考えているのか」との質疑に対し、「本積立金の令和６年度末残高の見込みは５億635万6,450円となっている。このたび５億円を積み立てた理由は、一般会計からの赤字繰入額が大幅に増加することがないようにし、国保財政の安定化を図るために実施したものである。しかしながら、近年、国保財政は非常に厳しい状況が続いていることから、今後においても積立金の増額は必要であると考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第57号について。

今回の補正は、歳出において、負担金、償還金等の増額及び介護保険システム標準化委託料、職員の異動等に伴う給与費等の減額を、歳入において、現年度分介護給付費交付金、介護保険事業財政調整基金繰入金等の増額及び職員給与費等繰入金、保険者機能強化推進交付金等の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、債務負担行為の補正において、介護保険・障がい者福祉システム標準化対応委託費を廃止するものでありま

す。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第58号について。

今回の補正は、歳出において、後期高齢者医療システム標準化委託料及び基盤安定負担金の減額を、歳入において、保険基盤安定繰入金及びデジタル基盤改革支援補助金収入等の減額を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、債務負担行為の補正において、後期高齢者医療システム標準化対応委託費を廃止するものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、第３款民生費において、地域生活支援事業、移動支援事業、私立保育園等運営費、母子健康診査事業等に係る経費を、第４款衛生費において、予防接種事業、地域猫活動等支援事業等に係る経費を計上したものであります。また、債務負担行為において、健康診査受診券等作成委託費の期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを第３款民生費から申し上げてまいります。

まず、第３款民生費第１項社会福祉費第２目障がい者支援費地域生活支援事業費等のうち移動支援について、「本支援については、重症心身障がい児や医療的ケア児以外の発達障がい児なども利用可能とのことだが、例えば特別支援学校の中等部や高等部の生徒が保護者等と通学の訓練をする場合においても支援を受けることができるのか」との質疑に対し、「支援を受けることは可能である」との答弁がなされました。

また、第３目高齢者支援費、ゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）交付金について、「本交付金については、今年度と比較して約1,400万円の減額がなされているものの、チケットの枚数が少ないとの声も聞かれている状況である。申請窓口についても分かりづらく、インターネットを利用した申請は高齢者には難しいと思われるが、必要な市民が利用できるように改善策を講じることは考えていないのか」との質疑に対し、「本交付金については、郵送においても申請を受け付けており、今年度の申請状況はインターネット及び郵送による申請が４割程度を占めている。また、申請窓口は当初３か所であったが、今年度はさらに２か所増やして対応している状況である。チケットの枚数については、実際の利用率がバスで約52％、タクシーで約40％にとどまっていることから、今後、チケットの利用状況等を勘案しながら適切な交付枚数を検討していく」との答弁がなされました。

また、はり・きゅう・マッサージ施術扶助費について、「令和６年度当初予算と比べて約160万円の減額となっているが、その理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本事業の予算については、利用実績に基づき積算しており、ここ数年は利用実績が減少傾向にあったため、減額となったものである」との答弁がなされました。

また、第２項児童福祉費第１目児童福祉総務費、中高生の居場所づくり事業委託料について、「中高生からの相談を受けるための相談員を配置するとのことだが、どのような資格を有する人を考えているのか」との質疑に対し、「本事業は委託事業であり、プロポーザル形式で事業者を選定する予定である。そのため、配置される相談員の有する資格を含め、具体的な提案内容を見ながら優れた事業者を選定していきたい」との答弁がなされました。

また、子育て世帯同居・近居スタート応援補助金について、「令和６年度当初予算と比べて560万円の減額となっているが、その理由はどのようなものか」との質疑に対し、「令和６年度当初予算では利用件数を100件と見込んでいたが、申請実績を踏まえ、令和７年度当初予算では見込み件数を80件としたため、減額となったものである」との答弁がなされました。

また、結婚準備・新婚生活住まい応援補助金について、「事業費の総額は１億36万5,000円とのことだが、国からの交付金及び市の負担はそれぞれ幾らを見込んでいるのか。また、どの程度の利用件数を想定しているのか」との質疑に対し、「国からの交付金額は3,400万円、市の負担金は6,636万5,000円の見込みである。また、結婚準備に係る補助金は230件、新婚生活に係る補助金は360件、合わせて590件の利用を見込んでいる」との答弁がなされました。

また、「申請時に窓口で職員が面談を行うとのことだが、どのような体制で行うのか。また、不正利用防止のため、どのような対策を講じるのか」との質疑に対し、「こども施策課の職員が複数名で対応することを予定している。面談時には申請書類の確認のほか、結婚を見据え、もしくは結婚を機に、本市に一定期間住む意思があるか確認することを予定している。また、補助金は３か月に１回、居住の実態を確認してから交付することとし、必要に応じて、申請者に対し電話や訪問などによる状況確認を行う」との答弁がなされました。

また、「パートナーシップ・ファミリーシップの届出をしている者は本補助制度の対象となるのか」との質疑に対し、「結婚準備に係る補助金については対象となる」との答弁がなされました。

また、「補助対象年齢を２人とも39歳以下としているが、その理由はどのようなものか」との質疑に対し、「国からの交付金を受ける際の要件が39歳以下となっているため、これに合わせたものである」との答弁がなされました。

また、第３項生活保護費第１目生活保護総務費、生活保護受給者訪問等自立支援事業委託料について、「本事業は、生活保護に関する事務の一部を民間事業者に委託するものであるが、本市職員であるケースワーカーとの業務の役割分担はどのようになっているのか」との質疑に対し、「ケースワーカーが必ず行う業務としては家庭訪問があるが、民間事業者では、そのうち受給者本人の安否確認や健康状態の確認など、指導を伴わないものを行っている」との答弁がなされました。

次に、第４款衛生費第１項保健衛生費第１目保健衛生総務費、がん患者ＱＯＬ向上事業補助金について、「ウイッグ等の助成について、申請を何件と見込んで積算したのか。また、今年度はどのくらいの申請があったのか」との質疑に対し、「本補助金の申請数については、ウイッグ180件、胸部補整具144件を見込んで積算したものである。また、令和６年12月末時点の実績は、ウイッグが155件、胸部補整具が99件となっている」との答弁がなされました。

次に、第３目予防費、ヒブ予防接種委託料及び４種混合予防接種委託料について、「今年度と比べ、極端に減額されているのはどのような理由か」との質疑に対し、「令和６年４月から開始した５種混合予防接種にヒブと４種混合の分が含まれたことから減額となったものである」との答弁がなされました。

次に、債務負担行為、健康診査受診券等作成委託費について、「本委託費の詳細はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本委託費は、健康診査及びがん検診に係る受診券を送付するためのものである。例年、受診券は７月と３月の２回に分けて送付しており、３月送付分については、翌年度の受診券を前倒しして送っていたが、受診券の送付年度と受診年度が異なることから補助金が受けられない状況であった。そこで受診券の送付年度と受診年度を統一し、受診券の送付を４月と７月とするため、債務負担行為として計上したものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

なお、本案における結婚準備・新婚生活住まい応援事業に関しましては、質疑において加藤武央委員より、本会議での修正を検討している旨の発言がありましたことを申し添えます。

次に、議案第61号について。

本予算は、歳出において、負担金、特定健康診査等委託料等を、歳入において、一般被保険者国民健康保険税

基礎課税額現年課税分、普通交付金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。また、債務負担行為において、特定健康診査受診券等作成委託費の期間及び限度額を定めるものであります。

また、歳出予算の流用は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、款内の各項の経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳入第１款国民健康保険税第１項第１目一般被保険者国民健康保険税について、「収納率を何％で計算しているのか。また、今年度と比べ、収納率はどのように変化しているのか」との質疑に対し、「当初予算における収納率は、現年度分を92.57％、滞納繰越分を29.50％と見込んでいる。令和５年度決算では、現年度分が92.03％、滞納繰越分が25.08％であった」との答弁がなされました。

歳出第１款総務費第１項総務管理費第１目一般管理費、オンライン資格確認等システム運営負担金について、「増額となっているのはどのような理由なのか」との質疑に対し、「単価が2.94円から5.94円に上昇したことによるものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第62号について。

本予算は、歳出において、主治医意見書作成等手数料、負担金等を、歳入において、現年度分特別徴収保険料、現年度分介護給付費交付金等を計上し、収支の均衡を図るものであります。

また、歳出予算の流用は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合、款内の各項の経費の金額を流用できるよう定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳入第１款保険料第１項介護保険料第１目第１号被保険者保険料、現年度分普通徴収保険料について、「今年度と比較し、収納率はどの程度を見込んでいるのか。また、滞納者数はどのくらいか」との質疑に対し、「収納率は93.6％を見込んでいる。なお、今年度は92.0％で積算している。滞納者数は令和５年度決算ベースで1,618人である」との答弁がなされました。

また、「減免制度の利用分は、当初予算上、どのように計上されているのか。また、令和６年度の利用人数はどの程度か」との質疑に対し、「本保険料は、減免制度の利用分を含んで計上している。積算の方法としては、令和７年度の調定見込額から減免の見込額を差し引き、収納率の見込みを乗じて算出したものである。令和６年度の利用人数は60人である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

次に、議案第63号について。

本予算は、歳出において保険料負担金、基盤安定負担金等を、歳入において現年度分特別徴収保険料、現年度分普通徴収保険料等を計上し、収支の均衡を図るものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、歳入第１款後期高齢者医療保険料第１項第２目普通徴収保険料、現年度分普通徴収保険料について、「収納率を何％と見込んで計算しているのか」との質疑に対し、「本保険料については、毎年、予算要求時に実施主体である千葉県後期高齢者医療広域連合から県下全市町村に対し、翌年度の保険料負担額が提示されており、県下各市町村はその提示額に基づき、特別徴収保険料及び普通徴収保険料に分けて予算を確保しているものである。来年度の収納率は99.3％と見込んでいるとのことである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　次に、環境文教委員長、石原たかゆき議員。

〔石原たかゆき環境文教委員長登壇〕

○石原たかゆき環境文教委員長　ただいま議題となっております議案第53号市川市教育振興審議会条例等の一部改正について、議案第55号及び議案第60号のうち環境文教委員会に付託された事項について及び議案第65号市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第53号について。

本案は、教育委員会事務局の組織改正に伴い、教育振興審議会等の事務の所管部を改めるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号について。

今回の補正は、歳出第２款総務費第１項総務管理費において、水木洋子文化基金積立金の増額及び文化会館等指定管理料、外国との公式訪問団受入れ委託料、塩浜市民体育館屋根・屋上及び外壁等改修工事設計委託料等の減額を、第４款衛生費第２項清掃費において、会計年度任用職員報酬の増額及び職員の異動等に伴う給与費の減額を、第３項環境費において、猫不妊手術費等助成金、犬猫いのちの基金積立金等の増額及び 地球温暖化対策実行計画策定委託料、住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金、狂犬病予防集合注射委託料の減額を、第11款教育費において、光熱水費、校舎等改修工事費、トイレ改修工事費等の増額及び宮田小学校建替工事基本設計・実施設計委託料、第三中学校斜面地整備事業費本年度支出額、学校給食調理等業務委託料等の減額を計上したものであります。また、継続費の補正において、第三中学校斜面地整備事業を廃止するほか、繰越明許費の補正において、北東部スポーツ施設整備事業及び小中学校営繕事業の事業費が、年度内の支出が困難であるため翌年度に繰り越す措置を行うとともに、小学校営繕事業について金額の変更を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、第２款総務費第１項総務管理費第25目スポーツ費、塩浜２丁目市有地整備運営事業者選考委員報償金について、まず、「本報償金について、減額補正となった理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本事業の事業者選定に係る選考委員会の開催を、当初は今年度３回見込んでいたが、１回に変更することとなったことから、２回分の報償金を減額することとなったためである」との答弁がなされました。

次に、「本事業の事業者選定に係る選考委員会の開催は、事業者の公募が遅れているため、３回から１回に減らしたとのことだが、公募が遅れた理由はどのようなものか」との質疑に対し、「本事業の事業者の公募に係る募集要項の素案を公開し、その際実施した本事業への参加を希望する事業者との個別対話等の結果、借地料の減額や、要求内容に対する緩和がなくては事業採算が取れないという意見が事業者から寄せられたことから、多くの事業者の参入が可能となるように、本事業に係る募集要項の見直しを行うこととなり、このことに時間を要しているため事業者の公募が遅れている」との答弁がなされました。

次に、第４款衛生費第３項環境費第２目環境保全費、猫不妊手術費等助成金について、「本助成金における不妊等手術は、当初は何頭分で、今回は何頭分を見込んでいるのか」との質疑に対し、「当初は、不妊等手術について534頭分を見込んでいたが、実績として399頭分と見込みより少なくなっている。それ以外の譲渡関連の助成は当初よりも多くの申請があったため、増額補正したものである。また、今回は不妊等手術について、20頭分を見込んで計上している」との答弁がなされました。

次に、繰越明許費補正、北東部スポーツ施設整備事業の事業費について、「本件工事に係る入札が不調になったとのことだが、その主な理由はどのようなものか。また、本施設については、令和７年３月に完成する見込みだったと思うが、いまだに完成していない。令和７年度中に完成する見込みはあるのか」との質疑に対し、「入

札が不調になった理由は、対象地の賃借を開始したのが令和６年８月であり、同月以降に整備の仕様を策定し、初回の入札が11月となった。同月に入札をかけ、不調となり、再度公告を行うなどして計４回の入札を行ったが、年度末までの施工期間が短くなった上、年度末の繁忙期で職人が集まりにくく、単価が高くなってしまったこともあり、入札金額が設定金額に折り合わず、落札に至らなかったためである。また、施設の完成については、再度仕様を見直して、令和７年度の夏までの完成を見込んで進めたいと考えている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、歳出第２款総務費第１項総務管理費において、永井荷風文学賞運営事業、「市川の文化人展」等事業、国府台公園再整備事業等に係る費用を、第４款衛生費第２項清掃費において、廃棄物処理・処分事業、クリーンセンター整備事業、クリーンセンター機能維持管理事業等に係る費用を、第３項環境費において、スマートハウス普及促進事業、省エネ・創エネ普及促進事業、地域猫活動等支援事業等に係る費用を、第11款教育費において、多目的屋外運動場整備事業、全国国府サミット事業、学校運営支援事業等に係る費用を計上したものであります。また、継続費において、第三中学校斜面地整備事業の総額及び年割額を、債務負担行為において、クリーンセンター整備・運営事業費、小中学校普通教室冷暖房設備借上料等の期間及び限度額をそれぞれ定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを第２款総務費から申し上げてまいります。

まず、第２款総務費第１項総務管理費第18目文化振興費、文化芸術事業検討懇話会委員報償費について、「本懇話会について、例年、同様の金額が計上されているが、令和７年度はどのような検討を行うのか」との質疑に対し、「文化芸術事業検討懇話会は、様々なテーマに応じて、それぞれの有識者に、そのテーマに沿った意見を聴取する場となっている。令和７年度については新しい文化振興ビジョンの策定についての意見聴取等を行う予定である」との答弁がなされました。

次に、行徳地域活性化実行委員会負担金について、「本負担金として260万円の予算が計上されているが、その内容はどのようなものか」との質疑に対し、「主に行徳ふれあい伝承館の休憩所における食堂等に係る運営経費への負担金として計上したものである」との答弁がなされました。

次に、第23目東山魁夷記念館費記念館運営等アドバイザー報償金について、「本アドバイザーはどのような人を想定しているのか」との質疑に対し、「アドバイザーについては２種類あり、１つ目は展覧会を運営するに当たり、必要な助言等を行う美術関係者等、２つ目は著作権に関する専門知識を有する弁護士であり、計３名のアドバイザーを予定している」との答弁がなされました。

次に、第25目スポーツ費、塩浜２丁目市有地整備運営事業者選考委員報償金について、まず、「本報償金について、その内容はどのようなものか」との質疑に対し、「補正の際に減額した選考委員会２回分の費用である」との答弁がなされました。

次に、「その２回分のスケジュールと内容はどのようなものか」との質疑に対し、「スケジュールについては、公募の日程がまだ未確定であり、令和７年度４月中に公募を開始したいと考えている。その後、選考委員会を開催する予定である。内容については、事業者提案に対するヒアリングや、その評価に対する意見交換、評価の確認などを予定している」との答弁がなされました。

次に、「選考委員会が令和６年度に１回行われ、今回、２回目と３回目の予算として計上しているが、選考委員はどのような者を想定しているのか。また、選考委員は３回とも同じ者を予定しているのか」との質疑に対し、「選考委員会は今年度１回の開催を予定しており、選考委員は今後決定する。構成としては、内部のメンバ

ーと外部の有識者を想定しており、今回報償費に計上しているのは外部有識者の分である。官民連携に関する知見を持つ者のほか、企業会計や法務面に知見の高い者を想定している。また、選考委員は３回とも同じ者を予定している」との答弁がなされました。

次に、第４款衛生費第２項清掃費第２目塵芥処理費、高齢者等世帯ごみ出し支援委託料について、「本委託料は令和６年度と比較して増額で計上しているとのことであるが、同委託に係る世帯数の推移はどのようになっているのか」との質疑に対し、「世帯数の推移については、令和３年度においては357世帯、令和４年度においては437世帯、令和５年度においては512世帯、令和６年度においては１月末時点で約570世帯となっている」との答弁がなされました。

次に、クリーンセンター整備事業について、「次期クリーンセンター整備・運営事業に係る落札者が決定されたとのことであるが、次期クリーンセンターの整備に係る今後のスケジュールはどのようになっているのか」との質疑に対し、「令和７年２月21日に次期クリーンセンター整備・運営事業に係る落札者の決定について公表した。今後のスケジュールについては、できるだけ早く基本協定を締結し、仮契約後の令和７年６月定例会においてクリーンセンター整備事業に係る工事請負契約に関する議案の提出を予定している。また、同工事の着手と同時に、クリーンセンターの環境影響評価及び工事監理等に関する委託業務を開始する」との答弁がなされました。

次に、第11款教育費第１項教育総務費第１目教育委員会費、葛南地区教育委員会連絡協議会負担金について、「本負担金は令和６年度において計上されていないが、本協議会の目的及び本負担金の内容はそれぞれどのようなものなのか」との質疑に対し、「本協議会は、千葉県教育庁葛南教育事務所管内５市の教育委員会相互の連絡を緊密にし、協力して教育行政の円滑な運営と進展を期するものである。また、本負担金は、教職員等が広い視野を養い、資質の向上に努めるため、２年に１度、教育講演会を開催しており、令和７年度がその開催年度に当たることから、そのための費用に充てるためのものである」との答弁がなされました。

次に、第２目事務局費、入学準備金貸付金償還金債権回収強化事業委託料について、「本委託においては、債権をどのくらい回収できているのか」との質疑に対し、「本委託は、弁護士事務所等に対し、入学準備金貸付金償還金債権のうち、悪質な滞納者に係る債権の回収を委託するものであるが、令和６年度に委託した債権のうち52％が回収できている」との答弁がなされました。

次に、第３目学校教育指導費、外国人子女等適応支援講師謝礼金について、「本講師謝礼金に係る講師の人数はどのくらいなのか」との質疑に対し、「本講師謝礼金に係る講師は、主に英語、中国語、タイ語、ベトナム語、ヒンディー語、ネパール語などの通訳での補助を行い、令和５年度においては18人、令和６年度においては20人の講師が支援を行っている」との答弁がなされました。

次に、第５項学校保健費第１目学校保健費、小児生活習慣病検診委託料及びすこやか口腔検診委託料について、「検診の対象者を見直したとのことだが、どのように見直したのか」との質疑に対し、「小児生活習慣病検診については、小学校５年生の児童を対象としているが、小児生活習慣病のリスクのある、身体測定で肥満の傾向がある児童等を対象とすることとした。また、すこやか口腔検診については、希望する学校を対象としていたが、希望が少なくなっているため規模を縮小した」との答弁がなされました。

次に、第６項社会教育費第２目文化財費、全国国府サミット運営等委託料について、「本委託料の内容及びその内容を決定した経緯はそれぞれどのようになっているのか」との質疑に対し、「本委託料の内容は、イベント全体の企画構成及び進行管理の費用、舞台装飾及び音響操作の費用、シナリオ作成及びリハーサルの費用、映像作成ライブ配信費用、会場に設置する看板等の費用、国司等の衣装に関わる費用、イベント会場における各自治体の展示物費用、イベントの提案に係る費用、その他の経費及び講演等のイベント出演委託料となっている。ま

た、本委託の具体的な内容については検討中ではあるが、令和５年度に小松市で開催された全国国府サミットの内容に基づき積算している」との答弁がなされました。

次に、第４目図書館費、図書等について、「図書等のうち、３室ある市民図書室それぞれへの割り振りはどのようになっているのか」との質疑に対し、「１冊1,500円と仮定して、３室それぞれが186冊購入できる金額として、３室合計で83万7,000円を計上している」との答弁がなされました。

次に、放課後保育クラブ運営事業について、「放課後保育クラブの学校内及び学校外における設置の状況 並びに児童の入所状況はそれぞれどのようになっているのか」との質疑に対し、「放課後保育クラブは、全小学校39校に公民館等を加えた46施設において133クラス設置されている。また、令和６年度においては、４月１日時点で入所者が5,640人、入所できない待機児童が222人であったが、現時点では待機児童はゼロとなっている」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第65号について。

本案は、既定予算に基づく市川市行徳公会堂天井等改修工事について、上條建設株式会社との間に工事請負変更契約を締結するためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　次に、建設経済委員長、小山田なおと議員。

〔小山田なおと建設経済委員長登壇〕

○小山田なおと建設経済委員長　ただいま議題となっております議案第50号市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について、議案第51号市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について、議案第52号市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について、議案第55号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第59号令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）、議案第60号のうち建設経済委員会に付託された事項、議案第64号令和７年度市川市下水道事業会計予算、議案第66号及び議案第67号財産の減額貸付について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第50号について。

本案は、カーボンニュートラルの実現に寄与するため、中小企業者に対する融資制度にカーボンニュートラル促進資金を新設するためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、「カーボンニュートラル促進資金はどのような目的で新設したのか」との質疑に対し、「本市はカーボンニュートラルシティを表明し、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指しているが、市内中小企業者や個人事業主において二酸化炭素排出量を削減する取組が十分に行われていないことから、ゼロカーボンに向けたさらなる取組を推進することを目的に、二酸化炭素排出量削減を図るための設備等の導入に対して支援する本資金を新設した」との答弁がなされました。

また、「カーボンニュートラル促進資金の対象となるための基準はどのようなものか」との質疑に対し、「事前に仕様書等を提出してもらい、要領に基づき判断する。なお、国が委託している一般社団法人環境共創イニシアチブの補助対象設備と同等であれば、カーボンニュートラル促進資金の対象とすることを想定している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号について。

本案は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の改正に伴い、条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号について。

本案は、国の消防水利の基準の改正を踏まえ、事業者が事業区域内において消防水利を整備する際の整備基準を見直すほか、所要の改正を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号について。

今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出第５款労働費において、会計年度任用職員報酬を、第６款農林水産業費において、会計年度任用職員報酬を、第７款商工費において、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金及び貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を、第８款観光費において、ふるさと納税制度活用事業委託料を、第９款土木費において、道路改良工事費、下水道事業会計補助金等を増額あるいは新たに計上するほか、道路改良等設計委託料、公園緑地施設整備工事費、支所管内分等の減額を計上したものであります。また、繰越明許費の補正において、デジタル地域通貨推進事業、蓋架柵渠改修事業のほか、15事業の事業費が、年度内の支出が困難であるため、翌年度に繰り越す措置を行うほか、都市農業振興支援事業について、既に設定していた繰越明許費の増額を行うものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、繰越明許費補正、デジタル地域通貨推進事業について、「繰越明許費補正として１億5,000万円を計上しているが、この金額はどのように積算したのか」との質疑に対し、「補正予算を計上した１月末時点で最も多くＩＣＨＩＣＯを発行し、その後、未利用額が最大限発生したと仮定した場合の金額として１億5,000万円を計上した」との答弁がなされました。

また、「令和６年度末に失効する未利用のＩＣＨＩＣＯの失効期限を延長し、７年度も利用できるようにするとのことだが、行政ポイントもＩＣＨＩＣＯと同様に７年度へ引き継がれるのか」との質疑に対し、「行政ポイントについても、６年度のポイントが７年度へ引き継がれ、利用することが可能である」との答弁がなされました。

次に、繰越明許費補正、都市計画区域マスタープラン等関連事業について、「県の策定スケジュールに遅れが生じているとのことだが、どの程度遅れる想定であるのか」との質疑に対し、「令和７年度末の完成をめどに作成を進めていたが、県からどの程度遅れるかについて具体的な時期は示されていない」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第59号について。

今回の補正は、下水道事業の業務の予定量を改め、収益的収入において、雨水処理負担金等の増額及び一般会計補助金の減額を、収益的支出において、職員の異動等に伴う給与費の増額及び企業債利息の減額を、資本的収入において、公共下水道事業債等の増額及び社会資本整備総合交付金の減額を、資本的支出において、西浦下水処理場建設費負担金等の増額及び水洗便所改造資金貸付金等の減額を計上したものであります。また、企業債において、起債の限度額及び議会の議決を経なければ流用することのできない経費を改めるほか、他の会計からの補助金として、一般会計から補助を受けるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、社会資本整備総合交付金について、「内示額が要望額を下回ったとのことだが、整備が進んでいないことから減額されたのか」との質疑に対し、「整備が進んでいないことから減額されたということではなく、国の予算配分の関係で、交付金が当初よりも少

ない金額しか配分されなかったということである」との答弁がなされました。

また、水洗便所改造資金貸付金について、「１件当たりの貸付金額が当初の見込みを下回るとのことだが、どの程度下回ったことから減額したのか」との質疑に対し、「浄化槽から公共下水道への切替え工事について、当初予算の計上の際は、条例に定めのあるとおり、上限額30万円を積算根拠としていたが、令和６年度上半期において、１件当たりの実績が約24万円であったことから減額とした」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず、第５款労働費において、若年者等就労支援事業等に係る経費を、第６款農林水産業費において、市川漁港整備事業等に係る経費を、第７款商工費において、デジタル地域通貨推進事業等に係る経費を、第８款観光費において、動植物園整備事業等に係る経費を、第９款土木費において、本八幡駅北口駅前地区市街地再開発事業、市排水機場維持管理事業等に係る経費を計上したものであります。また、継続費において、斜面緑地崩壊対策事業の総額及び年割額を定め、債務負担行為において、里見公園桜まつり会場設営等委託費等の期間及び限度額を定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを第７款商工費から申し上げてまいります。

まず、第７款商工費第１項商工費第２目商工業振興費、デジタル地域通貨流通原資負担金について、「本負担金の内訳はどのようになっているのか」との質疑に対し、「本負担金は令和７年度に発行するＩＣＨＩＣＯの原資となるものであり、利用者がチャージする金額として14億2,000万円、春のキャンペーンで還元する分として7,000万円、冬のキャンペーンで還元する分として１億円、通年の還元分として600万円、行政ポイント原資分として6,000万円、ふるさと納税返礼分として100万円を計上した」との答弁がなされました。

また、「令和６年度は、ＩＣＨＩＣＯ加盟店のうち、中小企業及び個人事業主から手数料は徴収していないが、７年度はどのように考えているのか」との質疑に対し、「令和７年度も６年度と同様に、大企業からはＩＣＨＩＣＯ利用額の１％を手数料として徴収し、中小企業及び個人事業主からは手数料を徴収しない考えである」との答弁がなされました。

次に、省エネルギー家電導入促進事業デジタル地域通貨流通原資負担金及び防犯用品等導入促進事業デジタル地域通貨流通原資負担金について、「省エネルギー家電導入促進事業デジタル地域通貨流通原資負担金は１億円を計上しているが、どのような事業内容でどのような積算をしたのか」との質疑に対し、「家庭における省エネルギー家電の導入促進のため、エアコン、冷蔵庫、給湯器を購入した市民に対し、購入金額の30％のポイントを還元するものである。また、申請件数を2,370件、１件当たりのポイント還元の平均額を４万2,000円として積算した」との答弁がなされました。

また、「防犯用品等導入促進事業デジタル地域通貨流通原資負担金は2,500万円を計上しているが、どのような事業内容で、どのような積算をしたのか」との質疑に対し、「昨今の強盗事件が発生していることを受け、防犯用品の購入促進のため、セコムやアルソックなどのホームセキュリティーの初期費用や防犯カメラ、センサーアラームなどの購入金額に対し、30％のポイントを還元するものである。また、申請件数を1,650件、１件当たりのポイント還元の平均額を１万5,000円として積算した」との答弁がなされました。

また、「これらの事業において予算の上限に達してしまった場合、どのように対応するのか」との質疑に対し、「これらの事業は、国からの物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用していることから、担当するそれぞれの所管課と相談し、慎重に判断したいと考えている」との答弁がなされました。

次に、中山参道活性化事業委託料について、「本委託料は新たに2,000万円を計上しているが、どのような内容の業務委託を想定しているのか。また、予算額の積算に当たり、参考にした事例はあるのか」との質疑に対し、

「広報ＰＲイベントの実施、空き店舗を活用したチャレンジショップの開設、５年後、10年後を見据えたプランの策定の３つの取組を公募型プロポーザル方式により一括して引き受けてくれる事業者を募集したいと考えている。また、近隣市において同様の事例がないため、沖縄県うるま市や大阪市など、全国の事例を参考にして積算を行った」との答弁がなされました。

次に、第９款土木費第２項道路橋りょう費第３目道路新設改良費、道路改良設計等委託料について、「本委託料は、江戸川サイクリングロードの未整備区間の設計を委託するものとあるが、どのような整備を行うのか。また、完成時期はいつ頃を想定しているのか」との質疑に対し、「江戸川サイクリングロードのうち、未整備となっている里見公園西側の一部の区間に車道とは切り分けたサイクリングロードを整備するものであり、幅員が足りない区間において、斜面の一部に擁壁を建て、道路を拡幅するなどの整備を検討していくものである。また、本委託事業における道路の完成時期については令和９年度以降を想定している」
との答弁がなされました。

次に、第４目交通対策費、コミュニティバス運行負担金について、「前年度の予算額と比較して減額となっているが、どのような要因によるものか」との質疑に対し、「南部ルートにおける検証実験運行が令和７年１月末までの限定運行であったため７年度には運行しないこと、また、南部ルートにおいて、６年度当初予算編成時と比較して利用者が増え、収入の増加が見込まれることが負担金減額の要因である」との答弁がなされました。

次に、バス路線運行負担金について、「本負担金の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本負担金は、外出機会の創出などを目的に市川駅南口と舞浜駅を結ぶ新規で開通したバス路線について、運行経費から利用者が負担する利用料を差し引いたものである」との答弁がなされました。

次に、第４項都市計画費第２目都市整備費、住宅断熱改修促進事業補助金について、「本補助金を増額した根拠は何か」との質疑に対し、「本補助金の対象のうち、窓の高断熱化について、令和６年度当初予算において55件の申請を見込んでいたところ、６年度の実績として101件の申請があったことから、７年度においては110件の申請を見込んでおり、増額としている」との答弁がなされました。

また、「令和６年度は、申請件数が見込み件数を上回ったため支給上限に達してしまい、早くに受付が終了したとのことだが、７年度の補助額はどのように積算しているのか」との質疑に対し、「令和６年度は４月に申請の受付を開始したが、10月には上限に達したため、７年度の補助金は、６年度の実績件数や申請期間の早期終了に伴い受理できなかった件数も見込んで積算している」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第64号について。

本予算は、下水道事業の業務の予定量、収益的収入及び支出、債務負担行為、議会の議決を経なければ流用することのできない経費等について定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、下水道総合地震対策事業について、「本事業における既設管路施設3.4kmの耐震化工事により、本市の既設管路施設の耐震化の状況はどのようになるのか。また、既設管路施設の耐震化工事箇所はどのような方針で進めているのか」との質疑に対し、「本事業は市川市下水道総合地震対策計画に基づき実施するものであるが、その計画の中で当面の目標としていた約40kmの整備が完了する予定である。また、工事箇所の選定は緊急輸送路や小学校区防災拠点などの震災時において重要な役割を担っている箇所を優先する方針で進めている」との答弁がなされました。

また、資本的支出において、「企業債償還金について、前年度と比較して増額となっているが、どのような要因によるものか」との質疑に対し、「企業債はおおむね30年間で返還するもので、発生してから５年の据置期間を設けているため、令和元年度に生じた分が令和７年度に返還開始となることから増額となったものである」と

の答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第66号及び議案第67号について、両案は、株式会社市川市場が公益性の高い地方卸売市場の運営を継続的に行うことができるようにするため、本市が所有する地方卸売市場の土地、建物及び建物に附属する土地を当該法人に減額して貸し付けるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、両案とも可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　次に、総務委員長、国松ひろき議員。

〔国松ひろき総務委員長登壇〕

○国松ひろき総務委員長　ただいま議題となっております議案第38号市川市行政組織条例の一部改正について、議案第39号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について、議案第40号のうち市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について、議案第41号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、議案第42号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について、議案第43号市川市職員退職手当支給条例の一部改正について、議案第44号市川市手数料条例の一部改正について、議案第45号市川市犯罪被害者等支援条例の制定について、議案第54号市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について並びに議案第55号及び議案第60号のうち総務委員会に付託された事項について、委員会における審査の経過並びに結果を一括して御報告申し上げます。

まず、議案第38号について。

本案は、効率的かつ機能的な行政体制を整備するため、行政組織を改めるものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号について。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号について。

本案は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正を踏まえ、時間外勤務の制限を受けることができる職員の範囲を拡大するとともに、介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する措置を講ずるためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号について。

本案は、刑法の改正に伴い、関係条例中の条文の整備を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号について。

本案は、人事院勧告等を踏まえ一般職の職員の給料、期末手当、勤勉手当等の改定を行うとともに、これに合わせて市長等の期末手当の改定を行うほか、給料の水準の適正化を図るため給料表の見直しを行うためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「今回の給与改定において、国の改定と異なる点はあるのか」との質疑に対し、「地域手当の支給割合について、人事院勧告では、本市に対し、現在の

12%から４％の引下げとなる８％が示され、検討を行った。その結果、近隣市等で引下げを行う自治体が見受けられなかったことや、東京都特別区の支給割合との兼ね合いを考慮し、令和７年度においては12%の支給割合を維持することとしたものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第43号について。

本案は、雇用保険法等の改正を踏まえ、雇用保険法に基づく就業促進手当に相当する失業者の退職手当に係る条文の整備を行うほか、所要の改正を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第44号について。

本案は、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正に伴い、住宅部分に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を定めるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法の改正に伴い宅地造成または特定盛土等に関する工事の中間検査に係る手数料の額を定めるほか、所要の改正を行うためのものであります。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第45号について。

本案は、犯罪被害者等の権利利益の保護及び被害の早期の回復を図り、もって犯罪被害者等を支える地域社会の実現に寄与することを目的として、犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等の支援の基本となる事項を定めるためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを申し上げますと、まず、「本条例案の第７条には『犯罪被害者等が地域社会で孤立することがないよう、啓発活動等を講ずる』とあるが、市民への啓発活動について具体的にどのようなことを行うのか」との質疑に対し、「啓発活動においては、市公式ウェブサイトや『広報いちかわ』に加え、犯罪被害者が二次被害や再被害に遭わないようにすることを重視する観点からリーフレットを作成し、これらを活用したいと考えている」との答弁がなされました。

次に、「本条例案の第９条に係る見舞金のうち、重症病見舞金及び性犯罪見舞金について、代理申請は行えるのか。また、見舞金の申請窓口においては、デリケートな内容を扱うことが想定されるが、受付はどのように行うのか」との質疑に対し、「見舞金の申請については、犯罪被害の程度によっては本人が申請できない場合も想定されることから、２親等以内の親族が代理で申請できるようにしたいと考えている。また、申請の受付に当たっては申請者に配慮し、個室を用意するほか、性犯罪に係るものについては申請者と同性の職員が対応できるようにしたい」との答弁がなされました。

次に、「第２条において定義している犯罪被害者等には犯罪の間接的な被害者も含まれるのか」との質疑に対し、「第２条の犯罪被害者等は広く捉えるべきとの観点から、犯罪の間接的な被害者もこれに含まれるものと考えている。ただし、見舞金の支給をはじめとする市が行う支援については、施策ごとに対象が異なるため、規則などにおいて対象等の詳細を定める予定である」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号のうち本委員会に付託された事項について、今回の補正の主なものを申し上げますと、歳出においては、第２款総務費において、財政調整基金積立金、こども福祉総合システム改修委託料等を増額するほか、情報システム標準化委託料、ガバメントクラウド使用料等の減額を、第10款消防費において、燃料費、消火栓維持管理等工事負担金を増額するほか、西消防署改修工事設計委託料、事業用機械器具費の減額を、第13款諸支出金において、土地開発基金繰出金の増額を計上し、歳入においては、市税、国庫支出金、市債等を増額する

ほか、繰入金、諸収入等の減額を計上するものであります。また、繰越明許費の補正において、街頭防犯カメラ設置事業、通信業務管理事業等について、年度内の支出が困難であるため、翌年度へ繰り越す措置を行うほか、債務負担行為の補正において、戸籍・戸籍附票システム標準化対応委託費、税務システム標準化対応委託費その２等を廃止し、地方債の補正においては、起債の限度額を変更するものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、まず、歳出第２款総務費第１項総務管理費第12目情報システム費、ガバメントクラウド使用料について、「本使用料の減額の理由は具体的にどのようなものなのか」との質疑に対し、「情報システムの標準化については、住民情報を取り扱う20の基幹システムについて、令和７年度末までに国の定めるシステムに改修を行うこととなっているが、全国の自治体が一斉に作業を進めていることによりシステム事業者の業務が圧迫されているほか、人手不足なども生じている。本市においても、６年度の予算で対象となるシステムの移行に着手することを予定していたが、これらの事情により、20システム中、16システムで年度内の移行作業に着手することが困難となったため、本使用料をはじめ事業費の減額を計上したものである。なお、先般、国の基本方針が改定され、目標の７年度末までに移行が間に合わないものについては、おおむね５年以内に安全に移行ができるように、国が移行を支援することとなっている」との答弁がなされました。

次に、歳入について、第20款諸収入第５項雑入第５目電力売払収入について、「今回の減額は、入札により売払い単価が当初の見込みを下回ったことによるものとのことであるが、約１億8,000万円とかなり大きな減収となっている。入札によって電力の単価は幾らとなり、発電量はどのようになったのか」との質疑に対し、「１キロワットアワー当たりの電力の単価は、当初予算計上時には、７月から９月の夏の期間における平日昼間で22.066円、夏以外の期間の平日昼間で20.773円、夜間で19.459円と見込んでいたが、入札の結果、全ての期間、区間で一律に13.31円となった。また、発電量は3,024万3,000kWhを見込んでいたところ、実際には3,225万2,690kWhとなったものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、可決すべきものと決しました。

次に、議案第60号について。

予算の主な内容について申し上げますと、まず歳出では、各款において人件費を計上したほか、第２款総務費において、電子市役所の推進に係る情報システム統括事業、犯罪被害者等支援事業、街頭防犯カメラ設置事業、平和啓発事業等に係る経費を、第３款民生費第１項第４目国民年金費において、国民年金事業に係る経費を、第10款消防費において、南部地区消防防災施設整備事業等に係る経費を、第12款公債費において、令和７年度に償還する市債の元金及び利子を、第13款諸支出金において、土地開発公社業務委託料等を計上したものであります。

次に、歳入では、各款において、前年度の実績及び令和７年度の事業計画に基づき、年度内に収入が見込まれる金額を計上したものでありますが、前年度に比べ収入増が見込まれる主なものは、市民税、固定資産税、地方消費税交付金、国庫支出金、県支出金、市債等であり、収入減が見込まれる主なものは、市たばこ税、地方特例交付金及び諸収入等であります。

また、債務負担行為において、税務システム標準化対応委託費、学習用端末借上料等の期間及び限度額を、地方債においては、起債の限度額等を、一時借入金及び歳出予算の流用は財政運営上の措置として、それぞれ定めるものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされた主なものを歳出第２款総務費から申し上げてまいります。

まず、歳出について。

第２款総務費第１項総務管理費第２目人事管理費、内部公益通報外部窓口設置委託料について、「弁護士が中心となる外部窓口を設置するに当たり、どのような制度設計をし、本市と外部窓口はどのように連携を行うのか」との質疑に対し、「内部通報制度においては、職員による通報の受付後、調査の必要性を勘案の上、受理し、調査終了後に調査結果に基づく措置を行う流れであるが、このうち、通報の受付から調査までの事務の全部または一部を外部窓口に委託する。本市においては、外部窓口から提供される調査結果及び対応方針を踏まえ、調査に基づく措置を行うことを考えている」との答弁がなされました。

次に、第３目職員研修費、職員旅費について、「本費用は、職員を海外派遣することにより、令和６年度と比較して約650万円を増額したとのことであるが、どのような目的でどこへ派遣するのか。また、派遣する職員はどのように選定したのか」との質疑に対し、「本市における今後の多文化共生のため、国際的な視野と見識を持つ職員が必要となることから、経済交流や国際交流などの専門領域のスキルを持ったスペシャリストの養成を行うことを目的に、イギリスのロンドンへ令和７年４月から２年間、若手職員の研修派遣を行う。また、派遣する職員の選定に当たっては、立候補により候補者を募った後、派遣研修推薦委員会において選考を行った」との答弁がなされました。

次に、第５目広報費、広報紙制作等委託料について、「本委託料は、新聞購読者数の減少に伴い、令和６年度と比較して減額となったとのことであるが、新聞の折り込み部数はどの程度減るのか。また、ほかの媒体を活用し、最低限の部数を確保する考えはないのか」との質疑に対し、「折り込み部数については、当初予算を基に令和６年度と比較すると約１万部の減となっている。また、このことを踏まえて、広報スタンドなどの配布拠点の拡充や広報紙の郵送を希望する新聞未購読世帯への個別の郵送などを行っているほか、市公式ウェブサイト、広報紙を閲覧できるスマホアプリ、ＬＩＮＥやフェイスブックなどのＳＮＳ、メールマガジンなど電子媒体の活用により、世代やライフスタイルに応じたきめ細やかな情報発信を行うことで、市民が情報を受け取れる環境の維持に努めている」との答弁がなされました。

次に、第10目危機管理対策費、消耗品費について、「携帯トイレなどをはじめとする衛生用品については、200万回分の備蓄を目標としているものの、今回の購入分を加えても目標の２割にも満たないが、この目標はいつ達成できるのか」との質疑に対し、「トイレ確保・管理計画では、年間34万枚ずつ購入し、５年で一定程度の備蓄を見込んでいるため、目標の早期達成を目指して財政部局と調整していきたいと考えている」との答弁がなされました。

次に、第15目多様性社会推進費、犯罪被害者等見舞金について、「犯罪被害者に対しては、国からも補償があるものの、一旦は被害者が医療費等を立て替えることが想定され、市はそこに支援を行う必要があると考えるが、予算を計上するに当たり、見舞金に加えて貸付けを行うことについて考慮しなかったのか」との質疑に対し、「貸付けについては、全国的にも導入している自治体が数少なく、実績が少ないため、今後、被害者の話を伺い、他市の事例を注視しながら必要性を勘案の上、検討していきたい」との答弁がなされました。

次に、第３項第１目戸籍住民基本台帳費、戸籍・住民基本台帳振り仮名記載事務委託料について、「本委託料の内訳及び委託の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本委託料には、住民基本台帳に係る事務費960万3,000円及び戸籍に係る事務費１億467万9,000円が含まれており、委託する事務の内容については、窓口や電話による受付のほか、戸籍に氏名の振り仮名を記載する際に必要となる振り仮名の通知書の印刷、発送などを予定している。なお、戸籍と住民基本台帳に係る事務費の金額差については、通知書発送の対象が戸籍のほうで約35万人、住民基本台帳のほうで約800人と人数に差があることによるものである」との答弁がなされました。

次に、第５項統計調査費第２目諸統計調査費第７節報償費について、「本報償費に係る国勢調査は、前回の令和２年の調査と比べてどの程度変更があったのか。また、本報償費の内訳はどのようなものか」との質疑に対

し、「調査区については、前回の4,281調査区から154調査区増の4,435調査区、調査員については、前回の2,404人から169人増の2,573人、指導員については、前回の432人から16人増の448人を予定している。また、報償費の内訳は、調査員の分を１億8,986万5,820円、指導員の分を2,909万7,600円としている」との答弁がなされました。

次に、第10款総務費第１項総務管理費第１目常備消防費、千葉県消防救急無線設備再整備負担金について、「無線設備の再整備によるメリットをどのように考えているのか」との質疑に対し、「現行の設備では、無線の電波が届きづらい不感地帯が存在するほか、無線通信にタイムラグが生じている状況であるが、アンテナを標高の高い場所へ移設し、感度の高いアンテナへ変更することに加え、無線基地局に同期機能を追加することにより、これらの問題の解消が見込まれる。また、中間サーバーと呼ばれる設備を整備することにより、本市が利用している指令台と県が再整備する無線基地局の機材のメーカーが異なる場合でも互換性が確保される」との答弁がなされました。

次に、第３目消防施設費、南消防署建替工事基本設計・実施設計委託料について、「南消防署の建て替えにおいて、既存施設と異なる部分はあるのか」との質疑に対し、「現在の施設では女性職員が２名までしか当直することができないが、最大４名まで当直できる施設を計画している。また、消防隊が使用する市内で初となる専門の訓練棟の併設、救命講習と救急隊の訓練などを行うことができる訓練室の設置及び来庁者用駐車場の増設を計画している」との答弁がなされました。

次に、歳入について。

第17款第１項寄附金第２目指定寄附金、クラウドファンディング指定寄附金について、まず、「本寄附金の内容は具体的にどのようなものか」との質疑に対し、「寄附を募る事業と寄附金額は、平和啓発事業のうち、核兵器廃絶に係る会合の開催経費130万円に対して100万円、観賞植物園に整備を予定している地域猫活動の支援拠点の運営経費として活用するための基金積立金として1,000万円、動植物園における猿の空中散歩の様子が観覧できる施設の修繕費用2,400万円に対して1,000万円を予定している」との答弁がなされました。

次に、「前年度の実績がない中で、どのような根拠で目標の寄附金額を算定したのか」との質疑に対し、「活用事業については、多くの人から共感や賛同が得られるものを選定し、市と市民等が協働で事業に取り組んでいくという目的を踏まえ、事業費の２分の１を寄附として受け入れることを目標としている。その上で、インターネットを介したふるさと納税による寄附の実績や他市の同様の事例を勘案し、1,000万円を上限とするなどして算定したものである」との答弁がなされました。

次に、第20款諸収入第５項第６目雑入、広告料収入について、「本収入は、令和６年度と比較してどのくらい変化したのか。また、広告の内容はどのようなものか」との質疑に対し、「本収入は、７年度に新たにオープンする国府台スタジアムで有料広告を行うことなどにより、６年度の960万2,000円から316万9,000円増の1,277万1,000円となっている。また、広告の例としては、市公式ウェブサイトのトップページのバナー広告や市税の納税通知書の封筒の広告、スポーツ施設における広告などがある」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、歳入歳出予算の総額については、他の常任委員会の審査の結果を確認の上、採決の結果、多数をもって可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　この際、議案第60号に対しては、中山幸紀議員ほか３名から修正案が提出されております。

これを本案と併せて議題とし、提出者から提案理由の説明を求めます。

中山幸紀議員。

〔中山幸紀議員登壇〕

○中山幸紀議員　創生市川・自民党第２、中山幸紀でございます。議案第60号令和７年度市川市一般会計予算に対する修正動議を提出します。

提案理由を申し上げます。

本予算原案に計上された結婚準備・新婚生活住まい応援補助金の経費に係る結婚準備住まい応援事業は、少子化対策及び定住促進を目的に、結婚前の段階から結婚を見据えて新たに住居を賃借して一緒に住み始める世帯に対し、住居の賃借にかかる費用の補助を行うものとのことである。確かに少子化対策及び定住促進は、本市にとって非常に重要な課題ではあるが、本事業の対象とされる者は必ずしもこの課題の解消と直結しておらず、事業の効果をどのようにはかるのかも不明確であり、また、不正受給を防止する方策が不十分である一方、不正受給防止を図るあまり申請しづらい制度となってしまっているなど、本事業は、市単独事業として実施するには制度設計に難があると言わざるを得ない。

以上の観点から、本事業の実施にはより慎重な研究と精査が必要であって、その経費を本予算原案に計上するのは時期尚早であることから、本予算原案から削除する必要があります。これが、この修正案を提出する理由であります。

以上です。

○稲葉健二議長　これより委員長報告及び修正案に対する質疑に入りますが、議長といたしましては、まず委員長報告に対する質疑を行い、その後、修正案に対する質疑を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって、まずは委員長報告に対する質疑を行い、その後、修正案に対する質疑を行うことに決定いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

次に、修正案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。――質疑がありませんので、修正案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず、とくたけ議員ですが、どのぐらいのボリュームを。

〔とくたけ純平議員「45分ほど」と呼ぶ〕

○稲葉健二議長　越川議員にお伺いいたします。どのぐらいのボリュームを。

〔越川雅史議員「50分ほど」と呼ぶ〕

○稲葉健二議長　それでは、討論は休憩後ということにさせていただきたいと思います。

この際、暫時休憩いたします。

午前11時39分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１議案第38号から日程第30議案第67号までの議事を継続いたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

とくたけ純平議員。

〔とくたけ純平議員登壇〕

○とくたけ純平議員　いちかわ共生の会のとくたけ純平です。ただいま議題となっております議案第60号令和７年度市川市一般会計予算に対する修正案に賛成、修正部分以外に反対、第61号令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算、62号令和７年度市川市介護保険特別会計予算、63号令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算、64号令和７年度市川市下水道事業会計予算にそれぞれ反対の立場で討論を行います。

議案第60号についてです。

前年度比で6.7％、118億円の増額となる1,886億円規模の予算が組まれ、２年続けて過去最大となっています。その理由は、歳入は個人市民税や地方消費税交付金などの増が見込まれるほか、扶助費や普通建設事業費などの歳出予算の増加に伴い、国県支出金などが増額となったことなどによるものとのことです。歳出は、人事院勧告を踏まえた人件費の増加や物価高騰による物件費の増加、扶助費の伸び、大規模な建設事業の進捗による普通建設事業費の増などが理由とのことです。止まらない物価高騰の影がうかがえる予算編成と言えます。

本議案について、広がり続ける市民の困窮に対して適切なものか、多様な属性、価値観を尊重し合うダイバーシティーの実現を推進するものか、市民の声にしっかりと耳を傾けたものかという観点を軸に検証をいたしました。一つ一つ述べてまいります。

まず、修正案についてです。修正案は、結婚準備・新婚生活住まい応援事業について、3,912万5,000円が計上された結婚準備住まい応援事業を削るものとなっています。結婚準備住まい応援事業は、結婚を見据えて新たに住居を賃借して住み始める世帯に対し、最大で29万円の補助を行う新規事業であり、若者を応援し、本市への定住を促進しようという意図は理解する部分がありますが、私が懸念するのは、本制度のパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の扱いです。本制度を届出をすれば、この制度の対象になるということですが、一方で、法的に同性ではできない結婚については、将来的にそれを見据えていれば対象になる一方、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度の利用を見据えたカップルは対象にならないとしています。これは同性愛者を差別するものであると考え、容認することができません。

また、申請を受ける際、結婚を見据えているカップルであるかどうかを職員が直接対面で確認をするとしています。職員に牧師さんのようなことをさせるのでしょうか。同棲を始めた２人がその後結婚をすることがデータの上で高いと本市は説明をしていますが、それはあくまで結果であり、同棲を始める段階では、内心、それぞれに結婚を見据えていたとしても、お互いにまだ様子見の段階であり、最初から結婚を見据えていると互いに確認し合っているケースは多くないのではないかと思います。

以上の点から、結婚準備住まい応援事業を本議案から削ること自体は妥当であると考え、その点において賛成するものです。

続いて、修正部分以外について述べてまいります。

最初に、結婚準備・新婚生活住まい応援事業の新婚生活住まい応援事業についてです。こちらは、結婚を機に新たに住居を賃借して生活を共にする世帯に対し最大で29万円の補助を行う新規事業で、6,124万円の予算が計上されています。そのうち、約55％に当たる3,400万円には、国の地域少子化対策重点推進交付金が充てられるとされています。本事業は、結婚準備をするカップルに対し、少子化対策という名目で支援する面を備えています。出産をしたい市民を後押しするのであれば賛同しますが、結婚と出産を結びつけている本事業は、女性に対し出産を推奨していると捉えられかねません。本事業が子どもを産まない女性を否定するものではないとおっしゃるかもしれませんし、市長も結婚して子どもをつくることに社会的な義務を課することには賛同しないと発言しています。しかし、本市の意図がどうであれ、実際に本定例会中においても、子どもを産まない場合はどう考えるのか、何人の子どもが生まれることを想定しているのかという議論が生じており、女性に出産を求める風潮や偏見につながったり、リプロダクティブライツを侵害したりすることが懸念されます。

当然ながら、結婚は必ずしも子どもを産むためにするものではなく、女性が子どもを産むかどうかは自由であり、選ぶ権利は一人一人の女性にあります。結婚と出産を結びつけ、女性に対し出産を求めるような風潮ができてしまえば、そのような社会にこそ子どもを残すのは不安だという思いが高まり、むしろ少子化を進行させてしまうのではないでしょうか。まずは、今いる子たちを育てやすい環境整備をさらに進めるとともに、単身者でも安心して生きていける社会を整えることのほうが少子化対策に有効であると考えます。若者の経済支援自体には賛成をしますが、一方で、非常に厳しい経済状況に置かれている中高年の独身者、特に女性の中高年独身者や高齢者を含め生活に困窮している市民への家賃補助を、世代間や価値観による分断を回避しながら展開するべきです。

続きまして、犯罪被害者等支援事業についてです。本事業は、犯罪被害者等の相談対応、市民への啓発、見舞金の支給などを行う新規事業で66万6,000円が計上されています。見舞金の内容は、犯罪行為による死亡の場合、遺族に対し30万円、犯罪行為による重傷病や精神疾患の場合、本人に10万円、不同意性交等罪、監護者性交等罪、強盗・不同意性交等罪による性被害の場合、本人に10万円というものです。額の算定に際しては他市の先例を参考にしたということですが、死亡の場合に比べて性犯罪被害への額が少ないことに疑問を覚えます。これらの性犯罪は魂の殺人とも言われ、生涯にわたって消えない傷を負い、人生を大きく損なうものです。

しかしながら、現在、日本では性加害、性被害に対して極めて軽い扱いがされていることが問題となっています。例えば電車での痴漢という行為はれっきとした犯罪であるにもかかわらず、そんなことくらいと考える人がいまだに少なくないのが、残念ながらこの社会の現実です。これを是正しなければならないにもかかわらず、本事業の見舞金の設定は、性被害は殺人に比べればずっと軽いものだという印象を広げてしまうおそれがあり、性犯罪被害を、その実態に比して軽く見る風潮を助長しかねません。

本市としては、性被害を１つの項目として独立させることで、それが深刻なものであると示す意図があったのだろうと思いますが、金額を死亡の場合と同等か、極めて近い額に設定するべきです。また、本事業に含まれる犯罪被害者等の相談対応については、無意識にも二次加害をしてしまわないように、極めて慎重な対応が求められます。しかし、議案第45号で示されている市川市犯罪被害者等支援条例には、第６条に、犯罪被害者等の支援に従事する職員に対し、知識等を身につけさせるよう努めるとの旨が示されているものの、現時点で相談を受ける職員に資格要件は設定されておらず、研修も必須とはされていないと聞いています。このような状態では、犯罪に遭った市民が安心して相談することができません。犯罪被害者への二次加害は意図せず、場合によっては、よかれと思ってした発言によって引き起こされる場合さえあります。せめてこの事業に従事する職員への研修は必須とすべきです。

あわせて、継続事業である職員研修事業についてです。法令の遵守や職員としての成長に資する研修が行われることは結構ですが、それだけでは市民に対する本市職員としての資質を十分には養えないと考えます。私のもとには、職員から心ない言葉をかけられ、傷ついたという市民からの声が寄せられることもあります。今のところ、職員に対する人権研修は必須事項として予定されていないということですが、職員に対する人権教育を重視し、ここに力を入れることが必要です。

次に、ゴールドシニア事業（バス・タクシーチケット）交付金です。御存じのとおり、2023年度中にスタートし、対象となる75歳以上の方々から大きな期待が寄せられた事業です。しかし、本議案では前年度当初比で1,400万円以上が削減されています。見込んだほどの利用がなかったとの理由です。しかし、一方では、バス10枚、タクシー５枚では１か月ももたない、少な過ぎる、申請できる場所が少なくて諦めたという市民の切実な声があることは本市も十分に把握しているはずです。予算を削るのではなく、必要な人にはチケットの上限枚数を増やすことや、たった５つしかない申請窓口を増やし、必要な人が利用しやすいようにするなどの対策が必要だ

と考えます。申請窓口については、事業開始の際の３つから今年度は５つに増やしていると本市は述べています。しかし、ウェブでの申請にも明るくなく、そもそも外出に困難を伴う方が一定数いる75歳以上の高齢者に対し、たった５つの申請窓口では十分でないことは明らかです。公民館でも申請を受け付けるなど、窓口を増やすことはすぐにでも対応可能であったはずです。スタート時に大々的にアピールをしておきながら、市民の声を取り入れて制度の改善を十分にすることなく予算を縮小するべきではありません。

続いて、はり・きゅう・マッサージ施術扶助費です。今年度、補助額が１回1,000円から800円へと減額されたこともあり、今年度当初予算では、前の年度の当初比で約600万円が減額されていました。本議案では、さらに約160万円の減額が提案されています。はり・きゅう・マッサージは医療と位置づけられるべきもので、利用者は深刻な体の不調を持ちながらも、何とか日々を少しでも苦痛なく過ごしたいという切実な気持ちで施術を受けています。施術費用は5,000円前後が一般的で、決して手軽とは言えないものです。

一方で、本制度の対象条件の一つは市民税個人非課税であることです。物価高騰などの影響で生活が厳しくなる中、補助額を削ったわけですから、今年度の利用が少なくなるのも無理はありません。この利用数の減少は決して需要がなくなったわけではなく、本来必要であるにもかかわらず、経済的に受けられる状況ではなくなったと考えるのが妥当です。本市は健康都市を掲げ、さらには誰一人取り残さない町を目指すとしているはずです。本事業の予算を削減することは、その２つの理念に反すると考えます。はり・きゅう・マッサージを慰安、リラクゼーションとして位置づけるのではなく、市民の健康を支えるための医療と位置づけ、本来であれば担当部を保健部に移し、所得制限や年齢制限を緩和して、むしろ予算を拡大し、抜本的に立て直すべきです。

続いて、健康寿命延伸事業の健康講演会についてです。健康に関する知識と教養を高め、よりよい生活習慣の実践に向けた行動の変容を促す講演会を行うというもので、３回の講師謝礼金に対して合計240万円が計上されています。健康づくりに関しては、テレビ、新聞、雑誌、各ウェブサイトなど、あらゆる場所で情報を入手できる時代になっています。その中でこの健康講演会、どの程度の効果が見込めるものかと考えると限定的ではないかと思います。さきに述べたはり・きゅう・マッサージ助成券の利用者からは、アピールだけのイベントはもうたくさんです。講演料を厳しい家計の方々に回していただきたいという意見を耳にしました。苦しむ市民の声に寄り添っていただきたいと思います。

続いて、生活保護についてです。生活保護は、憲法第25条の生存権に基づく重要な制度です。市民にとってのセーフティーネットとして、本市職員が誇りと責任を持って取り組むべきものです。その核となるケースワーカーが受け持つ平均世帯数が、本市では、国が示す標準数１人につき80世帯を大きく上回り、１人につきおよそ100世帯となっています。人数にすると、標準数に比べて10人以上の職員が不足している状況です。しかしながら、本議案を見る限り、必要な職員数を増員する見込みがうかがえません。一方で、いわばケースワーカーの外部委託と言える受給者訪問等自立支援事業には、前年度当初比で約460万円増の4,922万8,000円が計上されています。生活保護の利用者に直接会い、健康状態や生活環境を確認する仕事は非常に重要なものです。この分野を外部に依存するようになっては、市民の安心、安全を守るべき基礎自治体としての本市の矜持に関わるのではないでしょうか。外部委託に頼るのではなく、ケースワーカーの標準数を満たすよう、早急に職員を増員すべきです。

また、生活保護は、全国的に捕捉率が２割程度と低いことが問題とされており、本市でも同様の課題を抱えていると認識しています。捕捉率を上げるためには、生活保護の申請が権利であることを広く周知する必要があります。しかし、事業費の中に周知を行うためのポスターの印刷費等が含まれておらず、市民の生存権を守ろうという考えが本市にどこまであるのか、疑問を抱かざるを得ません。

ここまで述べたように、誰一人取り残さないまちづくりの基盤となる福祉の分野で必要な経費が十分に計上さ

れていない中、市立美術館整備事業や全国国府サミット事業に予算を割くべき状況とは思えません。市立美術館整備事業は、開設に向けた調査研究を行うため、有識者による検討委員会の開催に向け、本議案では11万円が計上されています。今後、事業が本格化した際には大きな予算が必要になります。私自身、芸術の大切さ、時には人の命を救うことさえあるという大きなその価値を理解しているつもりではあります。しかし、市民が置かれた現下の厳しい経済状況を考えれば、残念ながら市立美術館構想は棚上げすべきと言わざるを得ません。市民からの意見も、私が把握している限りにおいては、現時点では否定的なものが多いことを申し述べたいと思います。

全国国府サミット事業は、全国の国府が置かれた町の首長が一堂に会し、各都市との交流や情報交換などを行うとともに、国府の歴史的価値を市民に周知するというもので2,935万8,000円が計上されています。そのうち2,300万円は、昨年12月定例会の補正予算にて債務負担行為として計上されていたものではありますが、残る635万8,000円は全国国府サミット開催に係る経費に充てられています。本市の歴史を市民に周知していくことは大切なことですが、歴史文化遺産の継承や今後のまちづくりに生かすという点で、この635万円は果たして１円の税金も無駄にしないと言える使い道なのでしょうか。予算を抑える工夫が十分ではなく、衣装の制作など、ぜいたくな見積りとなっていると思います。市民の暮らしの困難に目が届いていないと言われても仕方がないと考えます。

次に、海外都市交流事業についてです。本事業には、ローゼンハイム市やガーデナ市に公式団を派遣する事業が含まれています。ローゼンハイム市へは５名で４泊６日に合計370万円、通訳１名に120万円、ガーデナ市へは３名で３泊５日に合計300万円、通訳１名に90万円が計上されています。国際交流は大切なことではありますが、市民が日々の生活に苦しむ中、計上されたこの予算は過剰ではないでしょうか。

なお、生活困窮者対策として本市が行っているいちカレ事業は、その需要の高まりから提供食数を増やすとして、前年度当初比でおよそ倍の予算が計上されています。ここから分かるように、困窮が本市に広がっているということを強調したいと思います。海外都市交流事業に合計で1,977万2,000円が計上されている一方、異文化理解を促進するという、同様の趣旨を持った多文化共生推進事業には132万8,000円しか計上されていません。本事業は、在住外国人向け日本語教室で指導するボランティア講師を養成するための講座の開催、小学生を対象に、市内に居住する外国にルーツを持つ方から母国の文化等について学ぶ講座の開催の２つによって構成されています。要するに、日本に住む外国人のためになるというものと小学生に向けたものです。今、いい年をした大人こそが外国人に対する差別をあおる現象が日本中で起きています。極めて深刻な事態と捉えています。子どもだけではなく、大人こそが多文化共生を学ぶ必要があります。多文化共生推進事業にはより多くの予算をつけ、大人が理解を深める場、日本人と外国人の住民が交流する場をもっと本市の主導で増やしていくべきです。

続いて、平和啓発事業です。合計で420万3,000円が計上されています。施政方針での、核兵器の脅威と平和の尊さを途切れることなく次の世代に伝えていくことは私たちの責務だとの市長の言葉には私も同意するものです。広島で行われる平和記念式典やヒロシマ青少年平和の集いに派遣団を送ることや、核兵器廃絶平和都市宣言を行っている自治体の市長を招き会合を行うことは、平和構築への取組として評価をいたします。一方で、かねてより市民から要望されている核兵器廃絶平和都市宣言の塔の再建が漏れていることについては賛同できません。核兵器廃絶平和都市宣言が市民にまだまだ周知されていない中、核兵器の廃絶と軍縮、そして世界の恒久平和の確立への訴えを市民の目に見える形で堂々と示すべきであり、市役所本庁舎、行徳支所、市川駅付近から撤去されたままの塔の再建を予算化することを求めます。

続いて、カーボンニュートラルに向けた施策であるスマートハウス普及促進事業です。本事業は、住宅用太陽光発電設備やエネファームなどの導入を補助するもので、カーボンニュートラルに向けてとても重要な施策です。しかし、前年度比で2,173万3,000円減の3,348万5,000円が計上されています。この大幅な減額の理由は、今

年度補助の対象要件を、それまでは市外の事業者の施工も対象だったところを市内事業者が施工した場合のみに変更したことによって、利用が減少したからだということです。市内の事業者を優遇することは必要ではありますが、気候危機は人類の存続をかけた時間的な猶予がない非常に深刻な問題であり、優先度を高めて取り組まなければなりません。その柱の一つとなる事業を縮小することは命取りと言えます。市内事業者への支援は別枠で行いつつ、本事業は、目的をカーボンニュートラルの実現に定めるべきです。

同じくカーボンニュートラルに向けた施策である省エネ・創エネ普及促進事業は、事業所等の省エネ改修費用や太陽光発電設備等の設置費用の一部を補助するもので、本議案では、新たに補助対象者に学校法人等も加えられ、前年度比で約140万円増の285万円が計上されています。事業者にも二酸化炭素排出の削減に貢献する責任がありますが、予算が倍増したにもかかわらず、僅か285万円では、本市のカーボンニュートラル実現への本気度が疑われます。１件当たりの上限補助額を増やしてでも、事業者に省エネ、創エネに取り組んでいただく努力をするべきです。

続いて、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を利用した３つの事業について述べたいと思います。

省エネルギー家電導入促進事業は、市域から排出される二酸化炭素の削減を図るために、家庭における省エネ家電を購入した市民に対し費用の一部を還元する事業で、１億27万6,000円が計上されています。こちらもカーボンニュートラル実現に向けた事業となり、ここに予算をつけることに異論はありません。しかし、１億円分の還元は全てデジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯのポイントであり、しかも、ＩＣＨＩＣＯ登録店で購入したものでないと対象になりません。ＩＣＨＩＣＯの普及を目指すがあまり、本来の目的がかすむことを危惧します。本事業にＩＣＨＩＣＯを絡めるべきではありません。

防犯用品等導入促進事業において、その懸念はさらに深刻です。本事業は、防犯用品の購入や防犯設備の設置をした市民に対し、費用の一部を還元するというものです。こちらも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充てられています。昨年、いわゆる闇バイトによる強盗事件が起きたこともあり、防犯に対する関心が高まっています。多くの市民が不安を抱いていますが、中でも75歳以上の後期高齢者からの不安の声が多く聞かれています。本事業も2,500万円分のポイント還元は全てＩＣＨＩＣＯのポイントであり、ＩＣＨＩＣＯ加盟店にて対象品目を購入、設置したものに限るとされています。75歳以上のＩＣＨＩＣＯ登録者は、総数約３万3,000人のうちの約５％とのことです。つまり、僅か1,650人ほどという計算になります。そのうち、実際に利用を継続している市民はさらに少ないと考えます。75歳以上の方だけを対象にした制度ではありませんが、防犯にとりわけ不安を抱いているであろう、そういった方々が使いづらい制度になっては本末転倒です。

デジタル地域通貨推進事業では、１億7,000万円が２度のキャンペーン用のポイント発行として計上されています。ここにも物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金が充てられています。本交付金は、本議案で計上されている３億円弱が全てＩＣＨＩＣＯのポイント還元に充てられるということになります。さきにも述べたように、ＩＣＨＩＣＯの登録者は約３万3,000人、それを少し超えたという程度だと聞いています。本交付金をＩＣＨＩＣＯのポイントに充てることは、物価高騰対応としてゆがみが生じるものだと考えます。低所得者または経営に苦しむ中小個人事業主に直接的な支援をするのが適切です。

続いて、市立学校に関するみらいサポーター事業についてです。みらいサポーターは、校内教育支援センターに配置される職員です。校内教育支援センターは、学校や自分の学級に入りづらい児童生徒が校内で安心して過ごすことができる場所とされており、みらいサポーターが負う責任は重大です。そんなみらいサポーターが会計年度任用職員とされていることが問題です。もし毎年のようにみらいサポーターが替わるということになれば、子どもとの間に築いた信頼関係も１年で切られてしまいます。それは、子どもにもよい影響を与えません。大人たちは自分のことを軽んじているのではないか、そんな印象を子どもの心に植え付けてしまうことさえ懸念をし

ます。また、みらいサポーターからしても、１年ごとの契約であれば、次の年に雇用される確信がない中で、みらいサポーター自身が未来を見通せない状況で仕事をするということになってしまいます。正規職員としての雇用も考えるべきです。また、併せて学校に登校しない、できない子どもに対し、フリースクールの利用に対する経済支援も行うべきであるということを付け加えたいと思います。

中高生の居場所づくり事業は、八幡市民交流館ニコット内の八幡親子つどいの広場開設時間終了後に行われるというものです。自宅や学校に居場所がないと感じる中高生に対し、気軽に集い、相談できる場を提供するとして、日曜日の10時から18時のほか、平日のうち２日、16時半から20時半に開設されるとのことです。自宅や学校に居場所がない中高生を主な対象としていながら、平日の場合、16時半からの開設では、学校に居場所のない児童生徒には有効なものとは言えません。また、誰もが自由に利用できるスペースということで、居場所がないわけではない子どもたちの遊び場として機能する可能性もあります。それ自体が悪いというわけではありませんが、そうなった場合に居場所のない子どもの居場所は結局確保できなくなってしまうことが危惧されます。さらに、相談支援の実施も予定されていますが、未成年からの相談を受けることは非常にデリケートなことで、間違いがあれば大きな問題に発展します。事業委託をするということですので、その点、資格保持者を配置するようにするなど、事業者の選定に留意が必要であることを併せて申したいと思います。

学校給食食物アレルギー等対応補助金は、市立学校に通学しながら、食物アレルギー等により給食の提供を受けることができず、弁当を持参している児童生徒の保護者等に対し、その経費の一部を補助するというものです。食物アレルギー等の「等」に含まれているのは、サポートルームふれんどに通う子どものみということです。市内には海外ルーツの子どももおり、宗教上の理由で給食の提供を受けられないケースや、何かしらの理由でビーガン、ベジタリアンを選択している子どもがいることも想定する必要があります。アレルギーの子には補助をするが、宗教、あるいは信条によって給食が食べられない場合には補助ができないという状況は、憲法第14条の法の下の平等、信条に基づく差別の禁止に反するおそれがあるもので、早急な見直しを求めます。

次に、塩浜親水事業についてです。本事業は、塩浜２丁目護岸前面に干潟を再生するものです。本議案では、事前覆砂後のモニタリング調査関連費用に2,400万円ほどが計上されています。覆砂は、昨年９月定例会の補正予算にて議決された漁港から漁場への航路確保のためのしゅんせつ土を利用することになっています。ただし、議決された予算はあくまで航路確保のためのしゅんせつの費用であり、覆砂のための費用としてではありません。本事業には様々な懸念が寄せられ、市民の間でも賛否が分かれていると認識しています。現時点の計画では、来年度、航路確保のためのしゅんせつと同時に事前覆砂をした後、モニタリング調査を実施、その翌年となる2026年度に設計、27年度と28年度に本格的な干潟再生の工事を行うというふうに聞いています。しかし、2027年度以降の覆砂はどの砂を使うのか、どれだけの予算がかかるのかの見通しは立っておらず、さらに生物多様性を呼び戻し、市民が触れ合えるような人工干潟の造成が可能だとする根拠が乏しい状況だと考えます。人工干潟ができた場合、そこで不慮の事故が起きないかと懸念する声もあります。このように、市民からの反対の声が一定数上がっていることを考えれば一度立ち止まるべきときです。事前覆砂をしてしまえば、その後のモニタリング調査で中止の判断をしたとしても、まかれてしまった砂を元に戻すことはできません。砂がまかれた場所に生息していた生物は一部が犠牲になることが考えられます。

また、最終的に数億円の経費が見込まれると言われていますが、美術館構想同様に、これを困窮が広がる社会情勢の今進めるべきでしょうか。航路しゅんせつと併せて行うこのタイミングを逃せば、さらに経費がかさむということですが、最終的に数億円をかけた後、失敗となっては目も当てられません。慎重になって立ち止まるべきです。

環境保護の点では、地域猫活動等支援事業は高く評価をしたいと思います。とりわけ地域猫の一時預かり事業

は、以前より多くの地域猫・保護猫ボランティアが望んでいたものであると認識しています。現場の活動者の声を聞き入れ、実現に向けて動かれたということには敬意を表したいと思います。

これまで猫の問題は、主に屋外に焦点が当てられており、野良猫をいかに減らすかということが問題となってきました。いまだにその問題は継続していますが、昨今はそれに加えて飼い主の施設への入居や認知症の発症、他界などで飼育ができなくなるというケースが増えています。昨年９月定例会でこの問題を取り上げた際、市内15か所の高齢者サポートセンターのうち、13か所で飼い主の死亡や長期入院等により世話ができなくなったケースがあるとの答弁がありました。こういったケースでは、時間的に猶予のない状況で緊急的に動物の受入先を探す必要に迫られる一方、ボランティアの収容可能頭数は常に限界を超えている状況にあるため、収容場所探しに多大な苦労が伴います。そんなときに本市の一時預かり事業は大変大きな役割を果たすことを期待するものです。福祉の現場との連携も視野に入れて進めていただきたいと思います。

なお、本事業には委託費として、一時預かりをした猫の世話や従事者への指導を行うとして、千葉県動物保護管理協会に550万円、一時預かりをした猫に病気やけががあった場合の医療やボランティアへの講習を行うとして、市川・浦安地域獣医師会に90万円の支出が計上されています。合計で640万円となる委託費用は、配分に工夫をすれば、市民からの動物に関する相談対応や飼い主のいない猫のＴＮＲなどの業務委託が十分にできる金額だと考えます。今後、市内のボランティアとの連携を深める中で、市内の活動者にそのような業務を委託し、飼い主のいない猫の不妊手術の徹底と猫に関するトラブルの解消を進めていただきたいと思います。

猫不妊手術費等助成事業には1,100万円を超える予算が計上されています。この数年、予算が増額している点を評価しますが、地域猫・保護猫活動に取り組む市民の活動を支えるためにはまだ十分ではないと私は考えます。来年度、途中で予算がつきそうになった場合には、迅速に補正予算を組むことでの対応を求めます。

動物福祉の点で言えば、動植物園における猿の共有放飼場設置修繕に2,500万円が計上されていることも評価をいたします。開園から40年近くなる本園には、まだまだ動物福祉の観点で修繕が必要なところがございます。本市において動物園を続ける以上、珍しい動物で集客を図るよりも、飼育環境の改善を徹底して進めるとともに、教育や行き場のない動物の保護に力を入れ、ほかの園にはないような特色をアピールしていただきたいと思います。ぜひ今後とも環境の改善をお願いいたします。

市立小学校における飼育動物の医療費が依然として計上されていない点は問題です。来年度からは、学校運営支援事業から各校の判断で出費することができるようになるということではありますが、本来であれば、学校で動物を飼育する最低限の責任として動物の医療費を予算計上すべきです。これがされていない現状は異常な事態だということを申し上げます。

最後に、職員数についてです。当初予算ベースで、常勤の正規職員の数は前年度当初の3,079人から3,075人となり４人減少、短時間の正規職員の数は前年度当初の100人から88人となり12人減少、合計して正規職員が16人減少をしています。一方、いわゆる非正規である会計年度任用職員は、フルタイムの数は前年度当初の307人のまま増減なし、パートタイムの数は前年度当初の2,495人から2,551人となり、56人増加となっています。常勤、短時間ともに正規職員が減り、パートタイムの会計年度任用職員が増えるということです。正規職員の減少は一人一人の職員の負担を増大させ、その結果、モチベーションの低下にもつながると考えます。市民への対応がおろそかになることも考えられます。市民サービスの向上において、本市の職員の一人一人が宝です。一人一人を大切にし、それぞれの長所を伸ばすためにも正規職員の数を増やす予算編成にすべきことを申し上げ、議案第60号に対する反対討論といたします。

次に、議案第61号令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算です。

今年度、９年ぶりに国保税が値上げされましたが、本議案もこれをベースに計上されたものです。今年度の滞

納世帯は１万7,000世帯を既に上回っており、年度末までにはさらに増えることが予想されます。加入世帯が６万世帯を切っている中、大変な数字です。この状況から、現在の国保税の支払いが大きな負担となっていることは明らかです。税額をせめて以前の税率、税額に戻す必要があります。

また、本市は、マイナ保険証を登録している被保険者には資格情報通知書を、登録をしていない被保険者には資格確認書を発送する予定としていますが、被保険者の利便性を考えて、全ての被保険者に対して資格確認書を発送すれば、郵送にかかる経費が削減できることが明らかになっています。市民サービスの向上のためにも、経費削減のためにも、資格確認書を全ての被保険者に送付するべきです。

以上の点から議案第61号に反対をします。

次に、議案第62号令和７年度市川市介護保険特別会計予算です。

介護保険料の見直しは３年ごとであり、本議案のベースとなる保険料が前年度と変わらないことは承知していますが、2023年度決算によれば、1,600人を超える市民が滞納し、68人が減免制度を利用していたということです。困窮が広がる社会情勢を考えれば、今年度はさらに、そして来年度はまたさらに増加するということも想定しなければなりません。しかし、前年度当初予算においては、現年度分普通徴収保険料の収納率を92％で計算していたところ、本議案においては93.6％で計算をしているということです。収納率を上げることが本市の責務だという考えでしょうが、物価高騰の収束や景気の回復が予想されているならまだしも、その兆しが見えない中で、無理をして苦しみながら支払いをする人を増やすことにつながる議案には反対せざるを得ません。そもそも非課税世帯、世帯課税本人非課税の方からも保険料を徴収する仕組みは、憲法25条の健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を脅かすことになり、看過できないことを申し上げ、議案第62号への反対討論といたします。

次に、議案第63号令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算です。

後期高齢者医療保険料の見直しは、県の後期高齢者医療広域連合により２年ごとであり、本議案のベースとなる保険料が前年度と変わらないことは承知をしていますが、それを払うことに苦労している市民がいることにも向き合わなければなりません。2023年度決算における現年度分普通徴収保険料の収納率が98.7％だったところ、本議案においては99.3％としているということです。物価高騰が続く中、年金だけではとても生活ができないという高齢者の声が高まっています。75歳を超えてもなお、労働をしなければ生きていけないという市民も少なくありません。この状況下で滞納者を減らしていこうということになれば、苦しむ高齢者を増やすことにつながると考えます。後期高齢者医療広域連合に減免制度の拡充を求めるなどし、困窮する高齢者に寄り添うべきです。そもそも2008年度から始まった後期高齢者医療制度は、住民を年齢で区切り、高齢者を別枠の医療保険へ囲い込み、差別医療を押しつけるという問題のある制度であることを申し添えて、議案第63号への反対討論とします。

次に、議案第64号令和７年度市川市下水道事業会計予算です。

本議案には、ウォーターＰＰＰ導入可能性調査事業費として、サウンディング調査などに3,000万円が計上されています。ウォーターＰＰＰは、下水道の管理や維持を官民連携で行うもので、下水道事業の民営化につながりかねません。下水道事業を民営化した浜松市では、水ビジネスの世界大手、ヴェオリア社の日本法人が受け手となり、自身の関連企業に何億円もの工事を随意契約で発注するなど、税金の流れが不透明になったと批判が上がりました。国は汚水管の改築に係る国費支援に関して、緊急輸送道路等の下に埋設されている汚水管の耐震化を除き、ウォーターＰＰＰ導入を決定済みであることを2027年度以降に要件化するとしています。今年度、本市には約1,500万円の交付金がついていました。本市の人口で割ると、およそ１人30円ということになります。市民から預かった大切なお金ではありますが、それと引換えに重要なインフラである下水道を民間に任せてしまうという未来につながっては悪手です。下水道の民営化につながりかねないウォーターＰＰＰ導入に道を開く事業は行うべきではありません。

以上、議案第60号の修正案に賛成、修正部分以外に反対、61号、62号、63号、64号に対して反対の立場での討論といたします。

○稲葉健二議長　次に、越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員　無所属の会の越川雅史でございます。ただいま議題となっております議案第60号令和７年度市川市一般会計予算につき、修正案に賛成、修正箇所を除いた原案については反対の立場から討論を行います。

なお、現下の市政を取り巻く社会情勢並びに当初予算の概要につきましては、賛成の討論があれば、そちらで触れられるかと思いますので割愛し、早速本題に入ります。

私たち無所属の会は、新年度一般会計予算は、昨今の物価高騰や実質賃金の低下などに苦しむ市民生活を支える一助となっているか、それとも田中市長御自身の興味や関心が優先され、福祉や保健、子ども政策といった市民生活に不可欠な分野がおろそかにされていないか、あるいは本市の政策課題解消へ向けて事業の優先順位は適切に設定されているか、市民の皆様からお預かりした貴重な税金は１円たりとも無駄にしてはならないとの御自身のお言葉どおりに、最少の経費で最大の効果を企図した事業設計がなされているか、市民生活を顧みることなく、田中市長御自身の単なる趣味、嗜好が優先され、いわゆる映えを狙った派手な演出に多額の予算が計上されていないか、能登半島地震を受けて、田中市長は現地を訪問し、現場をくまなく見て回ってきたとのことですが、これが単なる表層的なパフォーマンスにすぎないものなのか、それとも現地視察で得たであろう知見が十分に反映され、いざ災害が起ころうとも市民は安心して日常に近い生活を送れるよう、避難所環境整備などに万全の準備が整えられているのか、最近徐々に顕著になり始めた、議会はあたかも単なる追認機関であると言わんばかりの田中市長の議会軽視の姿勢が表れていないかといった観点から、増田議員とともに議案書の閲読及び常任委員会における質疑等にとどまらず、調査期間の限り昼夜を問わず、でき得る限りの調査を実施いたしました。時間的制約により、その全てを紹介できるものではありませんが、調査の結果、幾つかの重要な事項が検出されましたので、御紹介いたします。

初めは、第２款総務費第１項総務管理費第14目自治振興費のうち自治会コミュニティ活動支援補助金についてです。

本事業は、自治会あるいは町会――以下、便宜的に自治会で統一させていただきます――が主催もしくは中心的な役割を担って市内で開催する地域の住民との交流を促す活動や行事を支援することにより自治会活動の活性化を図ることが目的であり、事業概要は、自治会が実施する盆踊り、餅つき大会、文化祭など、開催自治会の会員のみに限らず、地域住民等の交流を主たる目的とする事業に対し補助金を交付するというものであります。確かにこれだけ聞けば、様々な事業に補助金が交付されるのだから、自治会活動は活性化しそうだと受け止める人もいるでしょう。しかしながら、この補助金は１自治会当たり補助対象経費の２分の１を限度として上限10万円に限られるわけですから、貸切りバスの借り上げ料にも充てられますと言ったところで、バスの利用料や運転士の賃金も上昇しているこの御時世、バス１台借りるだけで上限近くまで使ってしまうことにもなり、実質的に１つの事業しか実施できないことになる、あるいは、会員数の多い自治会は複数台のバスを借りる必要があるところ、それを賄えないわけですから、実質的に貸切りバスを利用できないとの指摘も聞かれます。

地域の状況によって異なりますが、各自治会は盆踊り、餅つき大会、文化祭以外にも節分の豆まき、ひな祭り、お花見、こいのぼりの掲揚、田植え体験、潮干狩り、ビール祭り、サマーデイキャンプ、稲刈り体験、秋祭り、クリスマス会など、地域のニーズに応じた多様な事業を通じて会員との交流や会員数の維持に努めており、市民目線、現場主義を掲げる田中市長は、自治会が実施する様々な事業の現場に足を運び、御自身の目で御覧になっているわけですから、その実情を誰よりも把握されていることでしょう。新年度の増額は評価いたします

が、多くの自治会からは、市内において実施するコミュニティー活動と貸切りバスを使用したコミュニティー活動の補助を別枠とするよう求める声が寄せられている実情に鑑みれば、今回の増額では不十分であり、さらなる拡充が不可欠です。

いざ災害が発生した際に、市民にとって自治会の存在は大きな力となるはずです。自治会館は避難所機能を担うかもしれませんし、食料などの備蓄品があり、炊き出しのために必要な道具一式やノウハウもそろっています。そんな自治会の機能を最大限に引き出すためには、会員の維持と日常的な交流による結束力の強化が鍵となることは言うまでもないでしょう。６月の補正予算におけるさらなる増額を要請いたします。

次に、第３款民生費第１項社会福祉費第２目障がい者支援費に計上された移動支援事業についてです。

本事業の目的は、屋外での移動が困難な障がい者及び障がい児に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の支援を行うことにより、地域における自立生活、社会参加を促進するというものであり、事業内容は障がい者及び障がい児が外出を行う際にヘルパーが付き添い、移動支援するというものであります。

私ごとにはなりますが、私がまだ当選１回生だった頃、ある障がい児施設を視察したことをきっかけに、難病と診断された仮称じゅんたす君と出会いましたが、これが私にとって、医療的ケア児と初めて身近に触れる貴重な機会となりました。その後、じゅんたす君は残念ながら、ほどなくしてこの世を去ってしまいましたが、亡くなった翌日に御自宅に伺い御遺体と対面し、不自由な肢体、小さな体でありながらも、５年という短い人生を一生懸命生き抜いたじゅんたす君のけなげな姿と、そんなじゅんたす君をそばで献身的に支えてきたお母さんが泣きじゃくる姿を目の当たりにし、ふだんは人の死では泣くことのない私も、このときばかりは自然と涙があふれ出て止まりませんでした。

じゅんたす君の死に直面するまでは、医療的ケア児のことも肢体不自由児のこともあまり知らない状況で、いつかこの子たちのお役に立てればよいななどとのんきに考えておりましたが、すっかり冷たくなったじゅんたす君の手を握りしめる中で、いつかじゃねえだろ、おまえはこの子に何もしてあげられなかったじゃねえか、それで市議会議員だなんてふざけるなと自責の念に駆られました。この出来事から、私は市議会議員である限り、医療的ケア児及びその家族に対する支援については、他のどの議員よりも一生懸命取り組んでいこうと、じゅんたす君に約束し、その思いを胸に刻みました。

私が行政の不作為や無駄遣い、時の市長による思いつきや趣味に走った事業などに強い憤りを覚える理由としては、じゅんたす君の命がたった５年間しかなかったという厳しい現実に直面したことも大きく影響しています。無駄遣いをするくらいなら、この子たちへの支援を拡充してほしいという怒りと、いつかではなく今すぐに対応しなければ、この子たちに必要な支援が行き届くことはないのかもしれないという危機感こそが私を突き動かす原動力になっています。だからこそ、政策の優先順位や市民ニーズとの整合性、必要不可欠な事業なのか、不要不急の事業であるのかについては厳しい監視の目線を注いでいるつもりです。

じゅんたす君が亡くなってから、もう12年近い歳月が流れましたが、私はこの間、じゅんたす君との約束を忘れることなく、自ら天に誓ったとおり、実際に様々な施策の実現に取り組んできたとの自負がありますが、この移動支援事業の拡充についても令和５年12月定例会において取り上げ、本市在住の医療的ケア児が必要な教育を受けられるようにするとともに、保護者等の負担軽減のため通学支援を強化すべき、現行では通年かつ長期にわたる外出は支援対象外となっているが、医療的ケア児の通学に利用できるよう改定すべき、看護師等が付き添い、タクシーでの通学が可能になれば保護者の負担は軽減されるとの趣旨で訴えました。幾度もの議論を重ねながらも、常に誠実に御対応くださった職員の皆様、特に小倉教育次長、藤井学校教育部長、池田次長、当時の菊田福祉部長、当時の鷺沼こども部長には心より感謝を申し上げます。

さて、今回の拡充により、特別支援学校等への通学支援が特例的に認められることは、医療的ケアが必要な児童や各御家庭にとって、精神面も含めて大きな支えとなるはずです。また、移動支援のルールが柔軟になり、自宅から外出先までの片道利用が認められることで利用者の選択肢が広がり、サービスをより利用しやすくなる効果が期待できるというのは関係者の皆さんと思いを一にするものであります。

ただ、ここがゴールではありません。これまでの調査活動を通じて、事業者からは、新たなヘルパーを募集しても必要な人材が集まらない、必要十分な応募がないなどの課題が指摘されていること、市内における介護タクシーの数も限定的であり、容易に確保できないといった課題がなお残存していることも確認しております。今後、移動支援の需要がさらに高まることが予見されるため、サービスの利用状況を継続的に注視し、必要な支援が現実に行き届くよう、さらなる拡充を求めます。

次は、第２款総務費第１項総務管理費第18目文化振興費に計上された市立美術館整備事業についてです。

新年度では、検討委員会において有識者の方々から御意見を伺い、構想案をまとめていただく予定と伺っておりますが、具体的な用地取得のめどすら立っていない現状は、餅の絵をどこに描けばよいのか分からない状況であり、実効性のある構想案が出来上がるのか、甚だ疑問です。そもそも本市議会は市立美術館整備事業を承認したわけではありませんので、それに先立って構想案を策定するのは時期早尚ですし、具体的な立地や大きさ、展示できる作品数も不透明なまま議論が進められることには、ただただ既成事実化を図る意図しか感じられません。少なくとも我が会派は、このような事業の進め方は容認できませんので、本事業は凍結されるよう要請します。その上で、予算規模や施設の計画、展示内容、市民への提供サービス、年間の運営費の見通しについて、具体的な事業構想を示すよう求めます。

次に、第６款農林水産業費第２項水産業費第１目水産業振興費第12節委託料に計上された海域環境調査委託料についてです。

新年度において本調査を実施する目的は、塩浜２丁目護岸前で予定する干潟再生に当たり、漁船航路確保のためのしゅんせつ土を利用した覆砂を実施することから、覆砂中、覆砂後における環境変化を把握するための地形調査、漂砂調査、底質調査、水質調査並びに海生生物調査を行うとのことであります。確かに昨年度において漁船航路確保のためのしゅんせつ土を利用した覆砂を実施することに限っては市議会も承認した経緯があったかと思いますが、干潟を人工的に再生すべきかどうかについては、覆砂による環境変化を見極めてからしか判断できないわけですから、塩浜２丁目護岸前で予定する干潟再生などと、あたかもそれが決定事項であるかのように言われても困ります。一体、市議会がいつ塩浜２丁目護岸前に干潟を人工的に再生することを承認したのでしょうか。

憤りを感じながらも冷静に今後のスケジュールを確認したところ、令和８年度に設計業務を行い、令和９年から10年度にかけて工事を実施し、本海域環境調査についても令和11年度まで継続して実施するとの回答がありました。そもそも本市議会は、漁船航路確保のためのしゅんせつ土を利用した覆砂の実施以上の内容を承認した事実はなく、その後のスケジュールにも予算的な裏づけは確保されておりません。それにもかかわらず、議会の意思なぞに目も向けず、あたかも既定路線であるかのように構想を進めようとする田中市長の議会軽視の姿勢には強く抗議いたします。少なくとも我が会派は、このような強引な事業の進め方を容認することはできませんので、覆砂後における本海域環境調査の結果が明らかになるまでは、塩浜２丁目護岸前干潟再生について、市民に対して軽々に公言することのないよう求めます。その上で、本海域環境調査の結果を踏まえ事業概要や予算規模、維持管理にかかる年間費用及びその上限の設定の有無などにつき、市民に明確な説明を行うよう求めます。

次に、第11款教育費第６項社会教育費第２目文化財費に計上された全国国府サミット事業総額2,935万8,000円についてです。

本事業については、去る12月定例会において、本年10月に国府サミットなるイベントが本市で開催されることをいつの間にか当然の前提とした下総国府等デジタルコンテンツ作成委託費が補正予算に計上された経緯があったことが思い出されます。我が会派の調査により、令和６年10月７日の段階で、本市での開催日程等について、関係する自治体に予告のお知らせまでしていたということが判明しました。当時においては、本市で国府サミットの開催予定があるなどということはほとんどの議員が知らなかったわけで、その段階で対外的に予告のお知らせをするなど、議会軽視も甚だしい対応と言わざるを得ません。また、開催の担保が何一つない中で、関係する自治体に本市での開催をお知らせする行為は自治体間の儀礼をも欠いている対応と言えるのではないでしょうか。

そして、このデジタルコンテンツ作成委託費の主な内訳ですが、ＣＧ画像作成に約900万円、このＣＧ画像のＡＲ化とＶＲ化に約300万円、アニメーション化と脚本化で約600万円、ナレーションなどで約100万円とのことでした。このことを耳にした私は、国府サミットに参加する他の全ての自治体が財政的に本市ほど恵まれた状況にあるとは到底思えなかったため、本当に他の自治体もこれほどの予算を投じて派手なイベントに仕立て上げているのだろうかと、私の無駄遣い検知センサーが作動しました。そこで私は、他の自治体は一体どのような規模で国府サミットを開催しているのかと調べてみましたところ、令和５年に開催された小松市における決算額は約350万円だったことが分かりました。

この調査結果を踏まえ、我が会派は、本事業の予算については、最少の経費にて最大の効果を上げられるよう、外部委託は慎み、市の職員を中心に身の丈に合った事業とするよう御忠告申し上げていたはずです。しかしながら、田中市長はそんな我が会派からの忠告など意に介さず、新年度において、本事業に約3,000万円もの予算を計上されました。市民が物価高騰や実質賃金の低下に苦しんでいる中で、田中市長は格好いいＣＣ画像など、いわゆる映えるものをつくりたい、ＶＲゴーグルもかけてみたいといった感じで御自身の趣味に走り、小松市で要した費用の８倍を超える予算を計上して派手なイベントを実施しようと企画していることになります。田中市長には、市が行う多くの事業にかかる費用は納税者である市民の皆さんの税金で賄われているという御認識はあるのでしょうか。本市はクリーンな市川市を目指し、覚悟を持って市政運営を行い、市民の皆さんからの信頼を取り戻していかなければならない状況にあることを御理解されているのでしょうか。我々市議会議員が行政を監視するという職責に忠実に、田中市長に対し厳しい監視の目を光らせていなければ、市民生活にとって不要不急の事業がいつの間にか既成事実化され、無用に高額の予算が充てられてしまう象徴的な事例の一つと言えるでしょう。ここで市議会が自らの意思を示さなければ、何をやっても事後的に承認してくれるありがたい市議会、議員集団であると勘違いされてしまい、こうした無駄遣いに拍車がかかることすら懸念されます。

そこで我が会派は繰り返し御忠告申し上げますが、仮に当該予算が承認されることがあったとしても、その執行に当たっては最小の経費で最大の効果を上げられるよう、外注は最小限に慎み、市の職員を中心に身の丈に合ったイベントを実施されるよう要請します。

次は、第２款総務費第１項総務管理費第10目危機管理対策費などに計上された避難所環境整備事業についてです。

本事業の目的は、地震や台風、大雨等の災害に備え、多くの市民が集まる避難所の環境整備を行い、災害時に市民が安心して過ごせる環境を整えることにあります。そして我が会派としては、いつ来るかもしれない災害に備え、避難所における備蓄食料品や衛生用品が必要十分な量確保されているか、確認いたしました。その結果、携帯トイレについては、令和６年度末では約27万回分の備蓄量となることを踏まえて、市川市災害時トイレ確保・管理計画では約200万回分を備蓄するとの目標を掲げ、その差分については、今後の５年間で34万回分ずつ購入し続けるスケジュールがうたわれております。しかしながら、新年度において計上された予算では約10万回

分しか購入できないことが判明いたしました。これでは、令和７年度末に至っても、備蓄量は自ら掲げた目標の２割にも達しません。田中市長は一体どこの予算をけちっているのでしょうか。財政調整基金を積み立てる際には、災害など、いざというときに備えることを強調されていたかと思いますが、その、いざというときに避難所において必要不可欠かつ最重要であるはずの携帯トイレの備蓄が、自ら掲げた目標の２割にも至っていないとは驚きです。果たして田中市長は、能登半島地震後に延べ44人の職員を約100日間現地に派遣した結果、何を重視するに至ったのでしょうか。

そこで、新年度の遅れを挽回できるだけの修正計画はあるのか、予算的な裏づけは確保できているのか、重ねて問いただしましたが、目標到達に至る明確な修正計画もなければ、予算的な裏づけも確保されていないことも分かりました。

さらに、詳細は省きますが、小中学校や公民館などに配備するバルーンライト及び蓄電池の状況も確認いたしましたが、新年度は各10基分ずつ購入するための予算額の計上にとどまっていることから、こちらも目標の３分の２にも達しない着地見込みとなっており、携帯トイレと同様に、目標に至る修正計画もなければ、予算的裏づけも確保されていない状況です。これでは、避難所環境整備事業の予算は不十分としか言いようがありません。

確かに施政方針では、自助や共助には触れられていますが、避難所環境の整備、充実はうたわれておりませんので、これぞ、まさに田中市長の施政方針を忠実に表している予算案だと胸を張られてしまえば、そうなのかもしれませんし、携帯トイレは自助と共助で賄えということなのかもしれませんが、私から言わせれば、被災地に野菜を届けるプロジェクトに参加していることを誇るよりも前に、わざわざ大田市場まで出向いて市川の梨を３年連続でＰＲすることよりも、避難所環境整備にこそ全力を注ぐべきなのではないでしょうか。

能登半島の被災地では、いまだに避難所で生活されている方や6,800戸余りの仮設住宅で不安な日々を過ごされている方がいらっしゃいますが、田中市長はこのことを御存じでしょうか。また、生活に必要なインフラも依然として回復しておらず、１年もたっているのに多くの住宅で断水が続くなど、対策に間違いがあるのではないかと思わざるを得ないなどといった批判が生じていることは御存じないのでしょうか。

ましてや、目下、全国各地で巨大地震に対する緊張感が高まっているさなかです。本市においても、東京湾の直下でマグニチュード7.3の地震が発生した場合、市域の大半が震度６強の揺れに見舞われ、最大で10万人近くの方が避難を余儀なくされると想定されていることを田中市長は御理解されているのでしょうか。今後いつ起こるかもしれない巨大地震から市民の皆さんの生命と財産を守るため、できる限りの対策を講じる必要性が叫ばれている中で、避難所環境整備事業の予算を十分に確保することと引換えに、国府サミットや平和都市市長会議、著名人との対談といった御自身の晴れ舞台や、一昨年訪問したばかりであり、都市締結の周年行事もないことから、本来行く必要性が乏しいと指摘されているガーデナ市訪問、多額の工事費や運営費を要する人工干潟や市立美術館といった市民生活に不急の事業に前のめりになることは、政策の優先順位が明らかに間違っていると指摘せざるを得ません。

本市においては、今列挙したどれよりも、水害を撲滅するための雨水排水対策や避難所環境整備のほうがより重要かつ喫緊な課題です。いざ災害が発生しても、市民が避難所において安心して日常に近い生活を送れるよう、せめてトイレの心配をすることのないよう、今回の予算編成について猛省を促すとともに、政策の優先順位を改め、６月補正で結構ですので、衛生用品や電池等の整備に十分な予算を割り当てられるよう要請します。

最後は、第３款民生費第２項児童福祉費第１目児童福祉総務費に計上された結婚準備・新婚生活住まい応援事業についてです。

本事業の目的は割愛いたします。念のため申し上げますが、私は、本市が少子化対策及び定住促進を進めていくこと自体に異論はございません。経済的支援によって若者が結婚しやすい環境をつくることにも賛成ですし、

将来的に子育て世代となる若者を本市に呼び込むこと、結婚を機に本市に住み続けてもらうようにすることを否定する理由もありません。地域少子化対策重点推進交付金を利用して新婚生活住まい応援事業を実施することに反対はいたしません。

本日、ここで問題にしたいのは、田中市長が記者会見やこの本会議場において、市川市はＬＧＢＴＱも認める社会とＰＲした結婚準備住まい応援事業についてです。実は私は内心では、田中市長がこの事業を御提案くださったことをありがたく思っております。その理由は、本事業は表層的に評価すれば、少子化対策、結婚応援、新婚生活応援、定住促進、ＬＧＢＴＱ＋、パートナーシップ制度推進、全国初などといった前向きな言葉が躍り、議員は、私は賛成だ、反対する理由などない、反対するなんて理解できないなどと、一見賛成しやすい事業としてしつらえられている一方で、スルメイカで例えるべきか、遠目の富士と例えるべきか分かりませんが、事業の中身を精査すればするほど、この事業の制度設計を理解すればするほど、実際に現場でどのような事態が生じるか、シミュレーションすればするほど、反対せざるを得なくなっていくような巧妙な仕掛けが隠されている、言うなれば市議会議員の力量が試される事業提案であり、その意味に限って言えば、本当によい御提案をしてくださったと田中市長に感謝申し上げたいと思います。

さて、結論から申し上げますが、この事業について多角的な調査を進めれば進めるほど、本事業に隠された数多くの問題点に遭遇し、現状のままでは実施すべきではないとの判断に至りました。理由は幾つもありますが、可能な限り一つ一つ丁寧に御説明申し上げたいと思います。

まず、事業目的が非常に曖昧である点が挙げられます。少子化対策をしたいのか、結婚するカップルを支援したいのか、定住促進を図りたいのか、パートナーシップ制度を推進したいのか、何に主眼を置いた事業であるのか判然としないわけですから、多額の自主財源を用いて実施する本事業の成果をどのように評価するかについても不明確にならざるを得ない点も問題です。仮に少子化対策を重要視しているのであれば、子どもをつくらないことを前提としているカップルをあえて補助対象に含めていることと整合していません。また、世の中には選択的に子どもを持たない夫婦もいるわけですから、単純に結婚するカップルを支援したいのであれば、少子化対策などと持ち出す必要はありません。どのような２人組であれ、２人で人生の新たな一歩を踏み出そうとする人々を応援すればよいだけの話です。

加えて代表質問でも同様の指摘がありましたが、定住を促進する施策だと言うのであれば、的外れの施策との印象も拭えません。結婚を機にせっかく本市に住み始めても、子どもができたら、より広い家を求め、住宅費の安い郊外に転出してしまうという課題が長年指摘され続けてきましたが、本事業を実施したところで、子どもができたら広い家を求めて住宅費の安い郊外に引っ越してしまうという、定住に関する課題の解消にはなり得ません。もし仮に、越川議員は市長の批判ばかりしていないで定住促進の具体策を示すべきだという御批判があるのならば、私なら、本市に居を構えた夫婦に子どもができ、より広い家を求めて市内の別の場所に引っ越す場合には、その引っ越し費用や家賃の差額を一定期間補助することで、本市における子育ての継続を促す施策を提示したいと思います。

２つ目の理由は、この事業は、行政が将来における結婚の意思を支給要件とし、それを面談で確認する仕組みとなっていますが、市民の極めてプライベートな内面やライフスタイルを職員が面談にてヒアリングするといった点でナンセンスであるばかりか、行政として関与すべき範囲を超えてしまう可能性すら懸念されます。また、そこまでのリスクを取って面談を実施したところで、公平公正な事業遂行に効果があるとも思えません。

そこで、手続の妥当性や公平性を確認する観点から、単なるルームシェアと結婚を前提とした同棲とをどのように判別することができるのか確認したところ、補助金申請の際に、結婚を見据えて一定期間本市に定住する意思があることを申請書に記載していただいた上で、面談では結婚を見据えているのか、結婚を目指しているのか

といった表現で意思確認を行うとの回答がありました。将来的な結婚の意思などという人の内面を客観的に証明し得る手段などないわけですから、性善説に立ち、お二人の申請を信じるのであれば、結婚を見据えて一定期間本市に定住する意思があることを申請書に記載させているにもかかわらず、重ねて面談で同様の確認をする必要はないと思います。もしかしたら本市は性悪説に立ち、申請書の記載のみでは不十分と判断し、面談の実施を必須と判断したのかもしれませんが、最終的には形式的な自己申告でよしとするわけですから、面談での意思確認にいかなる効果があるのか疑問です。

また、今の時代、支給対象であるはずのお二人は、初対面の赤の他人である本市職員から結婚を見据えているのかなどと単刀直入に聞かれることに対し、不快感や抵抗感を覚える人が生じる可能性があることも考慮すべきです。ちなみに私は御覧のとおり、極度の引っ込み思案で恥ずかしがり屋さんであると自覚していますが、私なら、将来的な結婚に関する意思を赤の他人の面前で打ち明けることなどできません。さらに言えば、本市職員による面談により結婚に関する心理的なプレッシャーを感じ、結果として結婚に対する迷いが生じる可能性も否定できません。果たして、本市はそのような事態を生じさせることはないと断言できるのでしょうか。仮にそのような事態が生じた場合、田中市長はどのように責任を取られるのでしょうか。

そこで私からは、様々なケースを想定して、市役所に来ていざ面談に臨んでいる中で、本当にこの人と結婚してよいのだろうかと急に葛藤が生じ、結婚の意思を断言できなくなってしまった場合はどうなるのか。無事に面談も済み、申請手続を終えたものの、その後マリッジブルーになってしまって、本市担当者に対し、このまま同居は開始するけれど、本当に将来結婚するかどうかは分かりませんと揺れ動く心情を率直に打ち明けたらどうなるのかと確認したところ、これらのケースはいずれも結婚の意思の要件を満たさないため、支給対象にはならないとの回答がありました。その一方で、本心では迷っていても、面談では結婚を見据えていると形式的に回答した場合は支給対象となるのか、同居開始後に気持ちが変わり、やっぱり結婚しないかもと思ったとしても市役所に申告しなければ支援が継続されるのかと確認したところ、こうした人の内面は事実確認のしようがないため、結論としては支給対象となるとのことでした。

さらに付け加えるのであれば、人の心は秋の空のように移ろいやすいものとも言われますが、ついさっきまで将来的な結婚に関する意思を断言できずに市役所を後にしたものの、本八幡駅での別れ際に、心優しいパートナーの寂しそうな後ろ姿を目の当たりにし、その瞬間に結婚を決断する人もいるかもしれません。そんな２人が永遠の愛を誓い合い、きびすを返して市役所に戻り、満面の笑みで再度面談に臨み、さっきまでの逡巡がまるでうそであったかのように私たち結婚しますと宣言した場合、あるいは、面談の場で断言できなかったことを理由に支給対象にはなりませんと告げられた瞬間に前言を翻し、やっぱり結婚を見据えていますと回答した場合、現場の職員に混乱は生じないのでしょうか。いずれにしろ、そもそも将来的な結婚の意思を証明し得る客観的な手段などないにもかかわらず、わざわざそのような要件を設定し、結果として形式的な自己申告さえすれば要件を満たせる仕組みになっている点は、手続の適正性にも公平性にも問題があると言わざるを得ません。

以上の点を踏まえれば、面談など実施せずに、男女であれ同性であれ、一定の要件を満たす若い人たちが本市で新たに２人での生活をスタートさせることを純粋に応援してあげればよいのではないでしょうか。

また、田中市長が記者会見において、市川市はＬＧＢＴＱも認める社会とＰＲされた点にも違和感を覚えます。誤解のないよう再度申し上げますが、私はＬＧＢＴＱ＋を否定する立場ではなく、その権利が尊重されるべきだと考えています。ニューヨークに駐在していた際にはＬＧＢＴＱ＋の同僚もたくさんおり、マンションの住人の方々とは家族ぐるみで親しくしていました。少なくとも20年以上にわたって、様々なＬＧＢＴＱ＋の方々と関わり合いがございます。

私がここで問いたいのは、田中市長はＬＧＢＴＱ＋に関する論点をどこまで深く御理解されているのかという

点です。そもそも田中市長が、市川市はＬＧＢＴＱも認める社会とＰＲすること自体に違和感があります。この表現は、ＬＧＢＴＱ＋の権利が尊重されることは当然の前提であるにもかかわらず、あたかもＬＧＢＴＱ＋を認めない社会が存在するかのような前提を置いた上で、市川市は特別にＬＧＢＴＱも認める社会であるとＰＲしているからです。

また、田中市長はＬＧＢＴＱ、全国初などとＰＲに余念がありませんが、本事業はＬＧＢＴＱ＋当事者の多様な価値観を十分に考慮しているとは言い難いのではないでしょうか。その理由として、本事業はパートナーシップ制度に基づく届出を行った方のみを対象としていることが挙げられます。ＬＧＢＴＱ＋のうち、法的な結婚を目指す方々の中には、パートナーシップ制度の定着によって同性婚の法制化が遅れることを懸念する声もあることから、全てのＬＧＢＴＱ＋の方々がこの制度に賛同し、利用を望むとは限らない点にも留意する必要があるでしょう。真にＬＧＢＴＱ＋の方々の多様な価値観を尊重するのであれば、ＬＧＢＴＱ＋全体を包括的に支援できる仕組みを再度検討すべきなのではないでしょうか。

私が最も懸念するのは、田中市長がＬＧＢＴＱ、全国初などと、事業の実態と必ずしも整合しない表層的なＰＲを繰り返すことで、それを真に受けたパートナーシップ制度に否定的なＬＧＢＴＱ＋の方々が本市を先進市であると誤解し、本市への移住を真剣に検討することです。しかし、よくよく調べてみたら、自分たちのような法律婚を目指す立場のＬＧＢＴＱ＋は実際には支給対象とならないわけですから、存在を否定されているような気持ちになるかもしれませんし、失望するかもしれないということです。後になって、こうした問題点が明るみになって、事後的に要件の変更を余儀なくされる可能性も予見できますが、だったら最初からパートナーシップ制度に基づく届出を要件とせずに、男女であれ同性であれ、一定の要件を満たす若い人たちが本市で新たに２人での生活をスタートさせることを純粋に支援すればよいのではないでしょうか。

その他にも本事業を容認できない理由として、支給対象者を決定する要件があまりにも形式的過ぎる点が挙げられます。無事に面談も申請手続も終えて、部屋も準備して、いよいよ同居を開始しようとする直前に婚約者が１年間海外駐在となってしまった場合でも支給の対象になるのか。無事に面談も申請手続も終えて同居を開始した直後に御両親の病状が悪化し、介護を優先するために婚約者が実家に帰省して遠距離恋愛となった場合でも支給の対象になるのかと確認したところ、これらのケースでは、いずれも結婚の意思の要件を満たしていても同居の要件を満たさないため、支給対象にはならないとの回答がありました。これでは、制度を正しく理解したことにより、もしかしたら自分たちは対象から外れてしまうかもと心配になって問合せをするような誠実で正直な人ほど、支給対象から外れてしまいます。

私は、結婚を誓い合った２人が家庭の経済的基盤を確立すべく誠実に仕事に励んでいるだけなのに、業務命令である海外駐在を理由に支援対象から外されてしまうことには抵抗感がありますし、結婚を誓い合った２人が両親の介護と遠距離恋愛を乗り越えて結婚することを夢見ているにもかかわらず、そんな心情面から最も支援してあげたい、けなげで純粋な２人が支援対象から外されてしまうことが残念でなりません。田中市長は本事業を全国初だと誇らしく思っているようですが、本気でこのような理由で若い２人に対する支援を打ち切りたいのでしょうか。なぜＩＣＨＩＣＯや干潟再生、市立美術館など、自ら興味、関心が強い事業には多額の予算を要することも意にも介さない一方で、両親の介護と遠距離恋愛を乗り越えての結婚を夢見る若い２人に対する僅かな支援はかくも冷酷に打ち切れるのでしょうか。そんな支援対象から外されてしまった若い２人が田中市長に手紙を送り、それがマスコミに報じられることとなり、こうした問題点が現実化した後に、顔をしかめて首を横に激しく振りながら、こんな要件は撤廃すべきだなどと、あたかも市長が即決即断で要件を変更したかのようなパフォーマンスがテレビカメラの前で展開され、「広報いちかわ」のコラムで喧伝されることも予見されますが、問題が顕在化してから対応を変えるぐらいなら、今すぐ同居を要件とせずに、男女であれ同性であれ、一定の要件を満

たす若い人たちが本市で新たに２人での生活をスタートさせることを純粋に支援する制度に改めるべきです。

しかし、ここにも抜け道があります。もしかしたら本市が冷酷にも支援を打ち切ってしまう対象は、制度の正しい理解に努める誠実な正直者だけかもしれません。仮に市役所には黙っておこうと考える人がいれば、本市はその事実を把握する手段を持たないわけですから、支援が打ち切られることはあり得ません。つまり実態を把握できるはずもない同居を要件に支援の可否を決める仕組みとなっているため、誠実な正直者こそ支援打ち切りの対象となる点で、私はどうしても本事業に賛同することができません。

さらに言えば、ただいま取り上げた支給対象者の要件である同居についても、何をもって同居状態にあると認定するのか、その定義や客観的な基準がいまだ設定されていないため、我々はそもそもこの事業自体、正しく理解した上で審査できていない可能性も否定できませんし、申請受付や面談に際して現場が混乱することも懸念されます。例えば国内出張が多く、週末以外、ほとんど家を空けている場合でも同居と認めるのか。当初は３か月程度の長期出張と思っていたら延長が繰り返され、結果的に半年超の長期出張となってしまった場合でも同居状態にあったと認めるのか。勤務地が静岡で、平日は静岡の単身寮で暮らし、週末に市川に戻ってくる場合でも同居と認めるのか。どちらかの兄弟が大学に入学するに際して上京し、居候し始めた場合、３人での生活期間も支援対象に含まれるのか。独り暮らしの母親の痴呆症が深刻化し、緊急避難的に２人で引き取ることとなった場合、３人での生活なら支援が打ち切られるのか。

私は、本事業の可否を審査しなければならない立場ですので、あえて支給対象者の要件やその客観的な基準、申請者の内面の評価の是非などについて、あらゆるケースを想定しながら細かく確認しましたが、所管部署であるこども部長は、通常起こり得るケースは全て想定している。ごくまれなイレギュラーなケースを除き、現行の制度で問題なく対応できる、私たちはベストを尽くしていると自信満々な御様子で、議論が深まることはありませんでした。それなら、この事業に要する予算は修正の上、削除しなければなりません。

私からは、まだまだほかにも幾つかの問題点を指摘できますが、いずれにしろ、このようなずさんな事業を安易に認めるのかどうか、本市議会、そして市議会議員各位の真価、力量が問われる局面だと受け止めております。

老婆心ながら、私の拙い経験で言わせていただきますと、いわゆるテスラ導入見送りの決議の際には、表決の結果につき市民からの批判にさらされ、後にそれを悔やんでいた何人かの議員の姿を見てまいりました。今回の表決も、それと同等の緊張感を伴うものとなることでしょう。

本修正案を除く部分については議員それぞれのお考えがあるでしょうから、我が会派から賛否に関するお呼びかけはいたしませんが、本修正案の採決につきましては各議員に呼びかけたいと思います。どうか議員各位におかれましては、本修正案に反対することにつき、後悔することなく、堂々と胸を張れるのであれば、ぜひとも反対していただきたいと思います。

その一方で、結婚準備住まい応援事業について疑問や御懸念を抱かれたのであれば、市議会は単なる市長の追認機関ではないとの矜持を示されるのであれば、ためらうことなく修正に賛成の意思表示をされますようお呼びかけをいたしまして、我が会派無所属の会の討論を締めくくります。御清聴ありがとうございました。

○稲葉健二議長　以上で通告による討論を終わります。

次に、修正案に対する討論のある方は挙手を願います。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　１人ずつ賛成か反対を聞きます。

野口議員は。

〔野口じゅん議員「反対です」と呼ぶ〕

○稲葉健二議長　中町議員は。

〔中町けい議員「賛成です」と呼ぶ〕

○稲葉健二議長　それでは、反対のほうからということで野口じゅん議員。

〔野口じゅん議員登壇〕

○野口じゅん議員　チームいちかわの野口じゅんでございます。ただいま議題となっております議案第60号令和７年度市川市一般会計予算に対する修正案について、会派を代表して、反対の立場から討論を行います。

この修正案は、結婚準備・新婚生活住まい応援補助金の経費に係る結婚準備住まい応援事業を本予算原案から削除するというものです。提案理由の説明の中で、本事業の対象者が少子化対策及び定住促進という課題の解消に直結していないことや事業効果のはかり方が不明確であること、そして不正受給防止対策の不十分さなどが挙げられていました。

まず前提として、この結婚準備住まい応援事業は、もう一つの新婚生活住まい応援事業とともに、少子化対策及び定住促進を図るだけでなく、市川市がその対象者である若者への支援を進めていく姿勢を明確に示すことになり、それによる転入促進という効果も併せて評価する必要があります。人口減少が顕著化する中、東京都の衛星都市というアドバンテージにいつまでもあぐらをかいているわけにはいきません。まずは、市川市が選ばれる町になるための努力を転入促進の施策として進めていかなければ、この人口減少の波に市川市も例外なくのまれることになります。

少子化対策について考えると、国においても、子育て支援政策をはじめ様々な政策を打ち出してはいるものの、なかなかすぐには結果に結びつかない状況が続いていますが、それは、少子化の背景には様々な要因が複雑に絡み合っていて、何か１つの政策が直接的かつ効果的にその問題を解消することが難しく、様々な政策と包括的に進めていく問題であるということです。

また、リプロダクティブライツ、つまり他者から強要されずに産む自由、産まない自由を自己選択できる権利の観点からも、出産することだけを是とするような政策はあってはなりません。2020年に改定された国による少子化社会対策大綱においても、令和の時代にふさわしい環境を整備し、国民が結婚、妊娠、出産、子育てに希望を見いだせるとともに、男女がお互いの生き方を尊重しつつ、主体的な選択により、希望する時期に結婚でき、かつ希望するタイミングで希望する数の子どもを持てる社会をつくることを少子化対策における基本的な目標とするとされていて、さらに、もとより結婚、妊娠、出産、子育ては個人の自由な意思決定に基づくものであり、個々人の決定に特定の価値観を押しつけたり、プレッシャーを与えたりすることがあってはならないことに十分留意すると書かれています。そして、若い世代が将来に展望を持てるような社会をつくることが結果的に少子化対策につながるという考え方が示されています。

そのような視点に立てば、新婚生活や結婚を前提に一緒に暮らすカップルを経済的に支援するこの結婚準備・新婚生活住まい応援事業は、事業の対象者である若者を応援し、若い世代が将来に展望を持てるような環境をつくっていることにほかなりません。さらに、市川市がこの事業を通して、結婚する前の段階においても一体的に若者を支援することで経済的な支援につながるだけでなく、市川市が若者に対して支援する姿勢を明確に示すことができ、それにより市政に対する関心を高めることにもつながり、市川市への転入促進とともに、誰一人取り残さない市川市の先進性を内外に示すことができると考えます。

つまり原案にある結婚準備・新婚生活住まい応援事業は転入促進や定住促進、また、市川市の先進性を示すという効果が期待できるとともに、少子化対策のための環境づくりとして期待できる。長期的かつ広い視野でこの事業を評価すべきと考えます。

しかしながら、この修正案は、結婚準備住まい応援事業を本予算原案から削除することにより、本来支援され

るべき対象である若者を、制度としての結婚をしているか、していないかで区別してしまっていて、結果的にその制度を前提とした価値観を押しつける危険性があるばかりか、市が進める多様性社会の推進、具体的にはパートナーシップ・ファミリーシップ届出制度にもうたわれている全ての人の人権が尊重され、性自認、性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく生きることができる社会を実現するという趣旨にも反するものになっています。

少子化が進む背景には様々な要因が複雑に絡み合っていますが、大きな要因の一つとして、そもそも多様化する人生観や、その中で位置づけられる結婚、妊娠、出産、子育てに対する新しい価値観に行政の制度が追いついていないからにほかなりません。原案の中にある結婚準備住まい応援事業は、そのような既存の制度によって取りこぼされてきた若者世代にしっかりとスポットを当て、支援していくものであり、先進的で意欲的なものと評価しています。したがって、その先進性を後退させるかのような修正案に反対するものです。

全国において初めての試みとなる新しい制度であるため、今後、不正受給防止対策など慎重に設計していく必要があり、また面談などにおいても、具体的なアドバイスがたくさん聞こえてくるわけでありますから、その具体的な面談のアドバイスについてもしっかりと反映しながら、この制度を慎重に設計していく必要があると思います。そのためには、引き続き注視していく考えであります。

議員各位におかれましては、市川市の将来を担う若者のために、長期的かつ広い視野でこの議案に対する判断をお願いいたします。

これで反対討論を終わります。

○稲葉健二議長　次に、中町けい議員。

〔中町けい議員登壇〕

○中町けい議員　会派市民クラブの中町けいです。議案第60号令和７年度市川市一般会計予算に対する修正動議に賛成の立場から討論をさせていただきます。

我が会派は、労働者のための安心、安全な職場環境の改善や障がい福祉、高齢者福祉など、現在も困難な状況下にいる方々に寄り添い、市民生活と命を守ることに重きを置いております。若者世代の結婚準備に向けた経済的支援の在り方について、制度設計を見直しした上でよりよい制度として応援をしたいという思いと、一方で、本市における全ての事業の原資は市民の血税で成り立っているという大原則の下、慎重に、かつ効果的な政策として反映されるべきであるという会派の立場から、本予算原案に計上された結婚準備・新婚生活住まい応援補助金の経費に係るうち、結婚準備住まい応援事業における評価と制度設計上の問題点について、会派としての考えを述べさせていただきます。

まず、同事業の方向性についてでありますが、パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に登録をすることを前提として、ＬＧＢＴＱ＋の方や在留資格を条件として外国籍の方も対象である制度については一定の評価をしています。しかし、実現すれば全国初の試みとなるということは、先進事例がなく、期待する政策効果が実現できるのか、予測が困難な点が多く、結婚準備住まい応援事業に対して修正の必要があると考えられることから、以下、指摘をさせていただきます。

１点目は、予算上の上限額です。230件と想定していますが、新規事業であり、かつ他市でも先例事例がないため、仮に見込み申込件数が超過した場合の対応が不明瞭になっています。あらかじめ上限を設けるのか否か、再検討が必要です。

次に２点目は、結婚し、その後定住となれば効果的なインセンティブとなりますが、その逆で、結果的に結婚が成立せず、かつ家賃補助終了後に他市へ転出するケースも想定できます。その場合は返金を求めないとしていますが、契約金補助と家賃補助を含め、１組につき最大29万円の事業目的に対する政策効果が低く、ある種ギャンブル的な要因を含んでいる点があります。

次に３点目は、審査手続、追跡調査の内容が不十分かつ職員への負担を懸念しています。現状の想定では、初回に面談し、３か月ごとに確認し支払いをすると伺っていますが、不正防止の対応をする職員の負担や、利用者も平日に面談に応じることができるのか懸念をします。仮に同棲後、途中で別れてしまった場合の確認手段や、相手方と連絡が取れなくなってしまった場合にどのような対応方法を想定しているかにも疑問が残ります。

次に４点目は、所管部署の妥当性です。同事業の所管部署はこども部ですが、今後の職員の負担を考えると、果たして業務量が多いこども部に限られた人員で対応できるのかという点も考えられます。

次に５点目は、今回一番の懸念点ですが、同制度では、これから新たに一緒に同棲をする方のみを対象とし、同じように結婚を前向きに捉え、既に市内で同棲している方は恩恵の対象外という不公平感です。同じ対象要件者が結婚に向けた目的は同じでも、単純に引っ越しのタイミングが違うだけで対象外になり、この方々が逆に市外へ転出動機にならないか心配です。

次に、今後の改善点における我が会派の考え方についてです。同事業がさらによりよく効果的な制度設計となるために、参考までに例を紹介させていただきます。先ほど指摘をした中で、根本的な問題は、毎月２万円、年間最大24万円の家賃補助が果たして公平かつ有効かという点です。仮にシンプルに結婚を見据えた市外から市内への転入や、市内から市内の新たな生活を共にする契約金補助としてのみ補助すれば、先ほど述べた、確認に必要な煩雑な審査及び不正防止の追跡調査など、職員の負担軽減につながるのではないかと考えます。

また、所得制限についての考え方として、例えば上限の所得制限を設けず、原案よりさらに低く、所得を仮に500万円を基準値に契約金補助のみを対象とした場合に、所得500万円以上は10万円、契約金の補助、所得500万円以下は15万円の契約金補助など、所得額に応じて適正価格の支援を設ければ幅広い層に、かつ、より経済的支援が必要な若年層へのめり張りも生まれます。そして先ほど述べた、これから新しく生活をする方のみが対象となる年間最大24万円の家賃補助という概念がなくなることによって不公平感は低減します。また、同事業の目的である少子化対策と定住促進の政策効果を高めるには、結婚を機に新たに生活をする新婚生活住まい応援事業に余った予算を上乗せし、結婚を機に住宅の購入者にも追加補助を設ける選択肢も考えられます。

以上は一例ですが、よりよい制度設計を行うためには、我々市民クラブは話合いを受ける準備があります。

そして、最後に総評としてまとめさせていただきますと、このたびの新婚生活住まい応援事業については賛成でありますが、現時点で修正すべき点が多数あり、繰り返しとなりますが、いま一度精査と議論を重ねるべきものであると考えます。定住促進、少子化対策の危機意識と早急な取組の必要性に関しては強く共感していただけに、今回の事業目的に対して、事業内容がより整合性あるものにしなければならないと考え、この事業を改めてよりよい制度とするためには、今後は事前に丁寧な説明を要望しまして、会派市民クラブとして、議案第60号令和７年度市川市一般会計予算に対する修正動議に賛成の立場からの討論とさせていただきます。

○稲葉健二議長　これをもって討論を終結いたします。

これより議案第38号市川市行政組織条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第39号市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第40号市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第41号刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第42号市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第43号市川市職員退職手当支給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第44号市川市手数料条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第45号市川市犯罪被害者等支援条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第46号市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第47号市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第48号市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第49号市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第50号市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第51号市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第52号市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第53号市川市教育振興審議会条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第第54号市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第55号令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第56号令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第57号令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第58号令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第59号令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第60号令和７年度市川市一般会計予算を採決いたします。

まず、本案に対する修正案を採決いたします。

本修正案に賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決いたします。

修正部分を除くその他の部分を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボ

タンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数。よって修正議決した部分を除くその他の部分は原案のとおり可決されました。

これより議案第61号令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第62号令和７年度市川市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第63号令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第64号令和７年度市川市下水道事業会計予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第65号市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第66号財産の減額貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第67号財産の減額貸付についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

―――――――――――――――――――――――――――――

○稲葉健二議長　暫時休憩いたします。

午後３時２分休憩

午後３時35分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第31竹内清海議員の資格決定の件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、竹内清海議員の退席を求めます。

〔竹内清海議員退席〕

○稲葉健二議長　本件に関し委員長の報告を求めます。

資格審査特別委員長、細田伸一議員。

〔細田伸一資格審査特別委員長登壇〕

○細田伸一資格審査特別委員長　ただいま議題となりました竹内清海議員の資格決定の件につきましては、資格審査特別委員会において、お手元に配付の資格決定書案のとおり決定いたしましたので、本特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

なお、本特別委員会の審査におきましては、議員が議員としてではなく、関係人として発言することがございましたが、本報告におきましては、その呼び方は「議員」に統一させていただきますので、御了承願います。

まず、議員の資格に関する規定の概要及び本特別委員会の設置に至る経緯についてであります。

私たち市議会議員の資格につきましては、地方自治法第127条第１項において、議員が同法第92条の２の規定――以下、兼業禁止規定と申し上げますが、これに該当するときは、その職を失うと規定されております。この兼業禁止規定により、議員は、主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役もしくは監査役、またはこれらに準ずべき者、支配人及び清算人たることができないこととされており、この主として同一の行為をする法人の意義につきましては、同趣旨の法142条の規定に関し、最高裁判所の昭和62年10月20日の判決において、「当該普通地方公共団体等に対する請負が当該法人の業務の主要部分を占め、当該請負の重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度に至っている場合の当該法人を指すもの」と示されているところであります。

また、主として同一の行為をする法人の要件としましては、同判決において、「当該普通地方公共団体等に対する請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超える場合は、そのこと自体において、当該法人は『主として同一の行為をする法人』に当たるものというべきであるが、右請負量が当該法人の全体の業務量の半分を超えない場合であっても、当該請負が当該法人の業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度にまで至っているような事情があるときは、当該法人は『主として同一の行為をする法人』に当たると言い得る」とされています。

すなわち、議員が本市と請負関係のある法人の役員等に就任し、その請負量が当該法人の全体の業務量の半分に至っているとき、あるいは半分に至っていない場合であっても、当該法人の業務の主要部分を占め、かつ、その請負の重要度が一定程度に至っているときは兼業禁止規定に該当するものと解されます。

このことに関し、本特別委員会が設置された経緯は次のとおりであります。

竹内議員は、平成11年５月２日から現在に至るまで７期にわたり市議会議員として在職しておりますが、その任期中の平成30年９月28日から令和６年２月20日まで同社の監査役に就任し、その旨の登記がされておりました。その後、令和６年４月26日、竹内議員の資格決定の件を付議事件とする臨時会の際、竹内議員が議長に対

し、自身の議員資格に係る資格決定要求書を提出したことに伴い、委員会条例第７条第１項の規定により本特別委員会が設置されました。本特別委員会は、地方自治法第98条第１項及び第100条第１項の規定による検査及び調査の権限を委任され、これらの権限に基づき、竹内議員がコマツ社の監査役に就任していたことが兼業禁止規定に該当するか否かの点に着目し、令和６年４月26日から令和７年２月13日までの間、慎重な審査を行いました。

次に、審査において留意した事項についてであります。

本件の審査に当たっては、コマツ社の本市に対する請負量が同社の業務量のどれだけの割合を占めるかを比較して行うことが想定されましたが、本特別委員会では、請負量について精緻な数字を算出することは困難であることから、竹内議員が提出した資料に記載されている同社の売上高等の数字を基礎とすることとし、これらの数字については、次の点に留意すべきであることを確認した上で審査を行いました。１、コマツ社の決算に関する資料は、監査法人等による外部監査を受けていない可能性があること。２、本市の会計年度と法人の事業年度とでは始期と終期が異なること。３、計算の根拠をどこに置くのか。例えば受注を基準とするのか、出荷基準とするのか、市の支払い総額を基準とするのか、納品・検収基準とするのか等、様々な選択が考えられること。４、竹内議員は、請負量の割合の算出に当たり、本市の支払い額を税込みの純売上高で除しているものの、法律は請負量の割合の算出方法を定めていないため、弁明等で述べられている請負量の割合は、あくまでも竹内議員が任意の方法によって算出したものであること。

次に、本特別委員会に提出された記録等についてであります。

まず、竹内議員が資格決定要求書に添付して提出した資料として、本市とコマツ社との令和５年度中の日付に係る物品供給契約書及び製造請負契約書それぞれの写し、コマツ社の履歴事項全部証明書の写し。次に、竹内議員が任意で提出した資料として、コマツ社の10期比較変動損益計算書、弁明書、法第92条の２に係る判例や解釈に関する資料、コマツ社と本市の取引額や取引割合に関する資料、コマツ社の登記情報。次に、コマツ社の代表取締役である飯沼俊雄氏が任意で提出した資料として、コマツ社と竹内議員の関係等 に関する宣誓書、コマツ社の定款の写し、コマツ社と本市との契約書の写し等 。地方自治法第100条第１項の規定により飯沼氏が提出した記録として、監査役就任承諾書の写し、竹内議員主催のパーティーにコマツ社の社員が参加した際の領収書及び支払報告書。市川市長が提出した記録として、竹内議員がコマツ社の監査役に就任していた期間中のコマツ社と本市の取引記録。本特別委員会といたしましては、審査において、これらの資料を精査いたしました。

次に、委員外議員の発言についてであります。まず、令和６年５月14日、同29日及び６月12日に竹内議員に出席を求め、発言を許可しました。その発言の概要を申し上げます。

「令和６年３月１日に議会事務局の職員から、私がコマツ社の監査役になっていることを聞き、議長からアドバイスをもらったことから、疑義を晴らすためにこのような経緯となった。平成30年から６年間監査役に就任していたことは全く分からなかった。飯沼氏に名前を貸してほしいと言われ、何に使うのかを聞かなかったことを非常に反省している。また、飯沼氏から報告もなかったため、全く知る由もなかった。コマツ社から株主総会への出席の招致はなく、監査役として業務を行うことは一切なかった。平成31年は議長として、令和３年の９月、12月については議員としてコマツ社との契約に関する議案の採決に参与していたが、コマツ社の監査役になっていたことを知り得なかったため、採決についても全く分からなかった。自身を含めて親族等がコマツ社に出資しているという事実は、過去に全くない。飯沼氏とは長い付き合いであるが、監査役のポストは、就けば大変な役職であるので、監査役の就任を依頼されているとは考えていなかった。飯沼氏から名前を貸してほしいと依頼されたときに、書類にサインはしていないが、住民票を提出したことは覚えている。印鑑証明等は提出していない。議会事務局から監査役となっている事実を聞いた後、監査役は当然なってはいけないため、一日も早く退任

したほうがいいのではないかということで退任した。辞任の手続はコマツ社が行った。コマツ社と本市との間に長らく経済的な取引関係があったということは分かっていた。監査役としての役員報酬等は一切もらっていない」との発言がありました。

また、「コマツ社から本市の取引に関する相談等は一度もなかった。今回、コマツ社の本市に対する請負量が全体の請負量の50％を超えるかどうかが大きな論点だったため、コマツ社に依頼し、コマツ社から10期比較変動損益計算書を提出してもらった。コマツ社の売上げのうち、主たる売上げが本店売上高であることは詳しくは知らなかった。監査役就任の際、私が議長の年度に会派の部屋または議長室で飯沼氏と２人で話をして住民票を渡したと思う。住民票を渡した際、取締役や監査役、相談役、顧問など、役員名簿の中に入るものかと思った。住民票を渡し、名前を貸したのであるから、登記されることはあらかじめ承知していたが、登記上監査役になっている期間中にコマツ社の登記事項証明書を見たことは全くない。監査役就任に当たり、就任承諾書にサインしたことは一切ない。コマツ社から報酬や陣中見舞い等の金銭の受領は一切ない。自分が主催する年に１回の催物に飯沼氏が来たことはないと思う。コマツ社の関係者が来たことはあったのではないか。コマツ社の経営に関わっておらず、兼業禁止規定に違反していないと思うが、疑義が生じてはいけないので、２月末頃に飯沼氏に辞任させてほしいと伝えた。その後、３月１日に正式に報告があって辞任をしたと思う」との発言がありました。

また、「監査役の就任に当たり、報酬に関する話は一切なかった。名前を貸してほしいということが発端であり、会社の一端を担うポストになるとは思っていなかった。主催の催物の会費は4,000円前後だと思う。男性の社員が10年ぐらい前に二、三回来た。監査役就任後、６年間何もなかったので、就任当時のことについて記憶が定かではない」との発言がありました。

次に、参考人の発言についてであります。本特別委員会は、令和６年６月12日、飯沼氏に対し、本特別委員会に出席を求め、意見を聞きました。その発言の概要を申し上げます。

「竹内議員とは、昭和56年に青年会議所に入会してからの付き合いである。監査役就任の依頼については、役員改選に当たり、真面目で、私の商売に関係性がなく、地元で生まれ育った者として、青年会議所の後輩であった竹内議員に依頼した。平成30年９月か10月頃、役員になることについて承諾をもらい、登記のため、当時の仮本庁舎の議長室で住民票を受け取り、手続をした。住民票の提出を依頼すれば、役員になり、登記されることは竹内議員も当然承知していたと思う。署名や押印はいただいておらず、住民票以外は何も受け取っていない。監査役就任を依頼した際、名前を貸してほしいというくらいの感覚で、監査役と言ったかどうか、記憶が定かでないが、役員を受けてくれということで依頼した。なお、監査役の就任が決定してからその旨を伝えたり、株主総会に招集したりしたことは全くない。監査役を竹内議員に依頼したことは、市議、議長だからということは全く関係なく、そのようなことで取引が増減することはない。役員が議員であっても売上げに関係することは一切ないし、市との取引で有利になることなど全くない。令和６年２月末頃に竹内議員から話があって、兼業なので辞任することになると思い、２月20日付で監査役を辞任する手続の準備をし、３月の初め頃、竹内議員から辞任したいと言われ、２月の末ぐらいの日付で３月になってから登記した。監査役辞任の日付を２月20日として登記することはあらかじめ竹内議員に知らせていなかった。竹内議員より過去の売上げを知りたいと言われたため、10期比較変動損益計算書を竹内議員に渡した。竹内議員は、私どもが市川市とどのくらい商売しているか、どんなことを行っているかをおぼろげに知っているぐらいだと思う。竹内議員に無報酬で監査役に就任させた理由については、単に名前を借りて登記するという考えであった。令和４年の監査役重任の登記については、辞めたいという連絡もなかったため、そのまま継続したという経緯である。この委員会まで兼業禁止規定については知らず、竹内議員と話したことはない。兼業禁止規定の中身については、いまだもって分からない。市川市との取引が私どもの売上げの50％以上であるとよくないという程度の知識である。竹内議員は、監査役としての仕事を全

くしていなかった。竹内議員主催の催物には営業社員を１人行かせた。市川グランドホテルで、会費制で3,000円か5,000円ぐらいで行っていたかと思う。会費は、会社で稟議書を書かせて支出している。弊社は、税務調査において１円の狂いもないという調査結果を受けており、金銭を裏金で渡したり、物で渡したりした事実は一切ない。市川市との契約に係る売上高は毎年変動しているが、継続的に言えば大きい顧客と思っている。コンスタントに件数も多く、何百円単位のものから受注しているので、この５年間の平均が30％弱となっているのではないかと思う」等の意見が述べられました。

次に、理事者の発言についてであります。本特別委員会は令和６年５月14日、兼業禁止規定の趣旨等について説明を受けるため、執行機関の職員に出席を求め、意見を聞きました。その発言の概要を申し上げます。

「竹内議員が監査役となっていた期間中に議会に提出した契約のうちコマツ社に係る議案は、物品の購入に関するもので３件あった。平成31年２月定例会においては、議案第70号として気化式涼風機の購入、契約金額は8,216万6,400円、令和３年９月定例会においては、議案第35号として学習用タブレット等の購入、契約金額は１億3,860万円、令和３年12月定例会においては、議案第48号として市川市文化会館用備品の購入、契約金額は2,420万円であった。契約の相手方の役員または支配力を持つ人の中に議会関係者がいないかということは、契約の際の審査項目に入っていない。兼業禁止規定は議員の身分の保持の要件を定めるものであり、本市とコマツ社の契約の効力は影響を受けないものと考えている」等の意見が述べられました。

次に、証人尋問についてであります。本特別委員会において、関係者から証言を得る必要があると認め、地方自治法第100条第１項の規定により、令和６年10月３日に飯沼氏及び竹内議員に対し証人尋問を行いました。その概要について申し上げます。

まず、飯沼氏に対する尋問事項及び主な証言であります。

飯沼氏は、竹内議員にコマツ社の監査役就任を依頼した経緯について、「仕入先やメーカー関係の者を採用した場合に、そのメーカーの色がつくことを嫌ったためである。また、何かのときの地元の者の信用度、安心感を踏まえたためである。竹内議員は、自身が監査役であることを６年間全く知らなかったと発言しているが、忘れていたのだと思う。竹内議員の監査役就任期間中、相談や礼は一切していなかった」との証言をしました。

また、コマツ社及び飯沼氏と竹内議員との関係について、「竹内議員とは青年会議所以来の付き合いであるが、近来、特に会って行動を共にすることはない。陣中見舞い、寄附、政治献金等の金銭を竹内議員に提供したことは一切ない。竹内議員主催の催物に社員が参加した記録は、令和２年か、その前の年ぐらいが最後であったと思う。参加者は１名であり、領収書をもらってきた社員に会社が立替分を支払った。竹内議員またはその親族等がコマツ社に出資したことは一切ない」との証言をしました。

また、コマツ社と本市との契約書の写しについて、「市川市が公募しているもののうち、当社が取り扱えるものは２割あるかないかである。取り扱えるものについては応募している。学校教育部の主に机、椅子の什器備品の契約がかなり連続しているが、他市の学校への納品の実績はなく、市内の私立学校にはかなりの実績を持っている。市川市には長年世話になっているため、学校関係の入札においては定価の40％ぐらいで納めている」との証言をしました。

また、就任承諾書の写しについて、「書類の作成については、誰が行ったのかは分からない。専門の者が登記をした。住民票と承諾をいただいた後の報告はしていない」との証言をしました。

また、竹内議員によるコマツ社の経営、事業への関与について、「竹内議員が監査役を務めていた６年の間に、竹内議員との会話において、市役所の建て替えなど本市の調達に関わることやコマツ社の業績、事業、経営などの話題は一切なかった」との証言をしました。

また、そのほか、審査のため必要な事項について、「コマツ社にとって市川市は重要な顧客である。大きい仕事

はほかからも結構いただいているが、スポット的なものが多い。市川市は継続して、ある程度の仕事はいただいている。取引がなくなれば会社が潰れるかどうかは分からない。法第92条の２という言葉は、今回初めて知った」との証言をしました。

次に、竹内議員に対する尋問事項及び主な証言であります。

まず、竹内議員のコマツ社の監査役就任に係る経緯について、「名前を貸すということは、会社の一端を担うような役職ではなく、顧問程度に就くものと思っていた。青年会議所時代の深い絆が尾を引き、名前を貸したのだと思う」との証言をしました。

また、竹内議員のコマツ社の監査役辞任に係る経緯について、「兼業禁止規定を知っていた上で、その後、監査役になっていることを認識し、これは辞めたほうがよいと思った」との証言をしました。

また、コマツ社及び飯沼氏と竹内議員との関係について、「飯沼氏とは、昭和47年か48年頃に青年会議所で初めて会って、５から６年一緒にいたかと思う。青年会議所から離れた後は、月１回会うか会わないかの頻度で、監査役になっていた間も２人で会うことはほとんどなかったと思う」との証言をしました。

また、そのほか、審査のため必要な事項について、「兼業禁止規定があることは、議員になったときの勉強会や仲間同士の話の中で知った。私も商売をしているため、中身は当然知っていた」との証言をしました。

次に、被要求議員による一身上の弁明についてであります。竹内議員の申出を受け、令和６年12月９日に、本特別委員会において竹内議員が一身上の弁明を行いました。その概要を申し上げます。

「コマツ社の監査役として登記されていたことは事実である。様々な経緯はあるが、深く反省をしている。証人喚問や質問等には、私の知り得る限り正直に答えてきた。また、飯沼氏には、本市の取引関係にある重要な書類等について提出をさせていただいた。採決に当たっては、委員の適切な判断をお願いしたい」との弁明がなされました。

次に、審査の過程で述べられた意見についてであります。

本件の審査に当たっては、兼業禁止規定の趣旨等から抽出した解決すべき論点を整理し、各論点について委員間討議を行いながら協議を進める方法を採用いたしました。解決すべき論点としましては、まず、コマツ社が法第92条の２が規定する、主として同一の行為をする法人に当たるかどうかについて、１、コマツ社は、本市に対し、広く業務としてなされる経済的または営利的な取引契約をしていたかどうか、かつコマツ社と本市との契約行為は、一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものであったかどうか、２、コマツ社の本市に対する請負量が全体の請負量の半分を超えていたかどうか、３、コマツ社の本市に対する請負量が全体の請負量の半分を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負量が業務の主要部分を占めていたかどうか、４、コマツ社の本市に対する請負量が全体の請負量の半分を超えていなかった場合、コマツ社の本市に対する請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度に至っていたかどうか、次に、竹内議員及びその親族がコマツ社に対して出資していたかどうか、次に、竹内議員は、法第92条の２が規定する監査役に当たるかどうか、次に、法第92条の２の規定に照らし、竹内議員が令和６年２月にコマツ社の監査役を辞任したことをどのように評価すべきか、次に、竹内議員がコマツ社から、役員報酬に限らず、陣中見舞い、政治活動寄附、政治献金等の金銭等を受領していたかどうか、次に、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことをもって、法第92条の２が規定する兼業禁止の趣旨を損ねていたかどうかについて、１、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、利害関係に立つことを禁止する趣旨が損なわれたかどうか、２、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、議会運営の公正を保障する趣旨が損なわれたかどうか、３、竹内議員がコマツ社の監査役を兼業していたことによって、事務執行の適正を確保する趣旨が損なわれたかどうか、以上の各論点に沿って協議を行ったところであります。

各委員からは、コマツ社が兼業禁止規定における、主として同一の行為をする法人に当たるかどうかという点について、コマツ社と本市との関係は都度入札による納入等の取引であって、リース契約のような継続的、反復的取引ではなく、また、本市は幾つかの重要顧客の一つにすぎず、安定的な収益源として業務の主要部分を占めていたとは認定できないとして、そのような法人には当たらないという意見が述べられた一方、コマツ社と本市との取引は40年以上に及び、令和３年８月から令和４年７月までにおけるコマツ社の本社売上高のうち、本市に対する請負は約52.6％を占めていることから、コマツ社の本市に対する請負は業務の主要部分を占めていたと評価すべきとの意見が述べられるなど、各論点について多角的に様々な意見が述べられましたが、これらは多岐にわたるため、ここでは割愛させていただき、お手元の資格決定書案の添付資料を御覧いただければと思います。

以上のとおり、解決すべき論点に関する委員間討議を行った後、令和６年12月９日の会議において討論を行いました。２名の委員より、いずれも竹内議員は議員の資格を有するとの立場から述べられた意見は次のとおりであります。

まず、コマツ社と本市の取引は、一般競争入札、見積り合わせの単一の取引が大半であり、同社の業務量の２割から３割に満たないこと、請負の重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度にまで至っている事実は確認されなかったことから、判例に照らし、同社は主として同一の行為をする法人に当たらない。よって、竹内議員は兼業禁止規定に該当せず、議員資格を有するとの意見。

また、竹内議員が兼業禁止規定を知りながらコマツ社の監査役に就任した行為には一定程度の責任があるものの、同社と本市の取引には継続性がなく、単発のものであり、同社は、法第92条の２の規定する請負をする法人には該当しない。よって、竹内議員に議員としての資格はないと直ちに導き出せるものではないとの意見が述べられました。

本特別委員会といたしましては、以上申し上げましたとおり、約８か月にわたり慎重な審査を重ね、令和６年12月９日の会議において、竹内議員は議員の資格を有しないとすることについて採決を行った結果、賛成少数により、竹内清海議員は法第92条の２の規定に該当しない、すなわち兼業禁止規定には抵触しない と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

越川雅史議員。

〔越川雅史議員登壇〕

○越川雅史議員　無所属の会の越川雅史でございます。ただいま議題となっております竹内清海議員の資格決定の件につき、議員資格を有しないとの立場から討論を行います。

まず、今回争点となった地方自治法第92条の２の趣旨についてですが、これは細田委員長が今委員長報告において述べられたとおりであるものの、少し補足するのであれば、同規定は罰則が規定されていない同法の他の多くの条文における規定とは異なり、抵触することで同法第127条第１項の規定により失職となる点に最大の特徴があります。この意味するところは、地方自治法――以下、法と申し上げます――にとっても、市議会議員にとっても、同規定は最も重要な規定の一つであると解すべきであり、これをどのように解釈し運用するかは、各市

議会議員や各市議会の規範意識の高さを問う試金石になるとの識者の見解も聞かれるところです。

次に、竹内議員が監査役を務めていた株式会社コマツ――以下、法人と申し上げます――の本市に対する請負の状況についてです。法人は本市と40年以上にわたる請負関係があり、毎年複数の契約を締結しています。私は本件調査を通じて請負の実態を詳細に検証いたしましたが、この関係は非常時、あるいは緊急時に、臨時的に現金にて物品等を購入するような単発的な取引にとどまるものではなく、本市に備品等購入の必要が生じた都度、随意契約や入札などにより、例えば机や椅子などを調達、納品する業務を繰り返していたことが分かりました。したがって、本市と法人との請負には時間的継続性と反復性があるものと判断いたしました。

次に、法人の売上高に占める本市からの請負の割合についてですが、竹内議員の申告によれば、過去５年間平均で28.6％、令和４年７月期では41.4％に達しているとのことです。ただいま私は、本件の当事者である竹内議員からの申告をそのまま採用している旨申し上げました。ここだけ聞けば、調査対象である竹内議員が申告した数値に信憑性があるのかといった違和感を持たれる方もいらっしゃるでしょうが、これには合理的理由があることを細田委員長が先ほど委員長報告において述べられておりますので、必要があれば、そちらを御確認いただきたく存じます。

話を法人の請負量に戻しますが、令和４年７月期の割合が41.4％にも達していたことが象徴的ですが、直近５年間平均でも28.6％とのことから、法人の業務の主要部分を占めていたことは明らかです。

なお、本件のように、法人の本市に対する請負量が全体の請負量の半分を超えていなかった場合においては、法人の本市に対する請負の重要度が、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度に至っていたかどうかも争点となり、この点、議員が議員に就任する前から、個人の資格において法人の役員に就任している場合などは議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いとの判断を示した東京高裁の判例が参考となりますが、竹内議員は現任期である令和５年５月２日から起算して約５年前の平成30年９月に監査役に就任していたことが判明しております。

なお、竹内議員は調査委員会における答弁に際し、役員に就任することは理解していたが、監査役とは聞いていなかった旨主張していましたが、一方では、役員として登記されることを認識した上で、法人に対して本人確認書類として住民票を提出したことを認めている点は見逃せません。この点については参考人も、本人は知らなかったっておっしゃっているけど、私から言わせれば、忘れていたということだと思います、多分言ったと思いますという表現ながらも、監査役という具体的役職名を竹内議員に告げていた可能性を示唆しています。

加えて竹内議員の、議員就任当初より、法第92条の２の規定は理解していたとの発言も考慮すれば、竹内議員が市議会議員としてのコンプライアンスを確保するために必要な行動を怠った結果、監査役を兼業するに至ったものであり、後述するように、竹内議員は法第117条が定める除斥規定に抵触する態様にて、その後の議事への参与を繰り返していたことから、法人の本市に対する請負の重要度は、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度に至っていたことは明らかです。

最後に、議員としての公正性、中立性への影響についてです。竹内議員には、監査役在任中の平成31年２月定例会において、中立公正な職務執行に努めなければならない議長職にありながらも、法第117条が定める除斥規定に抵触する態様にて、議案第70号の議事に参与していた事実が認められます。同様に、令和３年９月定例会においては議案第35号の議事に、また、令和３年12月定例会においても議案第48号の議事に、やはり除斥規定に抵触する態様にて参与を繰り返していた事実が検出されました。

当時、私もこれら議案の採決の場におりましたが、まさか竹内議員が監査役を兼業する会社を相手方とする契約議案であったとはつゆ知らずに、いずれも賛成の表決をしてしまいました。もちろん当時において、竹内議員が監査役を兼業していたことが分かっていれば、法が定める兼業禁止規定に抵触しかねない議案に私が賛成する

ことはなかったはずですし、周囲の何人かの議員も同様の見解を示されていました。だとすれば、これら契約議案自体が否決されていた可能性も否めませんので、議会運営上、重大な瑕疵があったことは論をまちません。

また、監査役を兼業する竹内議員は、法の規定により、そもそも議場にいること自体が許されなかったわけですから、竹内議員が議場にいながらなされた議決は適法性を欠くものであり、これに基づく事務の執行も当然に正当性を欠くものとなります。つまり、竹内議員が監査役を兼業しながらも議事への参与を繰り返した行為によって、議会運営の公正を保障する趣旨ばかりか、本市の事務執行の適正を確保する趣旨をも損なわれてしまったものと評価すべきであり、法の趣旨をかくも踏みにじる行為が１人の議員によって３度も繰り返されたことは、市政90年を超える本市の歴史にとどまらず、全国的にも前例を見ない異例さであり、本当に残念でなりません。

さらに言えば、我々市議会議員一人一人が、同僚議員との関係においてコンプライアンスの確保をお互いに厳しく問うてこなかったことに、かかる事態が生じた原因があるとも言えるのかもしれません。議員各位に対し、竹内議員の行為を不問に付して本当によいのかどうか、慎重な判断が求められることにつき注意喚起する次第です。

以上、るる申し述べましたが、法第92条の２の趣旨及び関連する判例等に照らせば、竹内議員が地方自治法第92条の２の規定に抵触していることは明らかであり、竹内議員には議員資格はないものと評価せざるを得ません。

本市議会において、二度とこのような事態を招かないためにも、また、今この議場に議席を有する私たちがあしき先例をつくり出す当事者にならないためにも、さらに言えば、議員同士かばい合っているのではないかとの疑義が生じ、市民からの本市議会に対する信頼を失墜させないためにも、法の下、竹内議員には議員資格はないと表決すべきだと申し上げ、討論を終わります。

○稲葉健二議長　次に、宮本均議員。

〔宮本　均議員登壇〕

○宮本　均議員　公明党、宮本均です。資格決定について、決定書案のとおり、地方自治法第92条の２の規定に該当しない、資格を有するものとする立場から討論いたします。

竹内清海議員が令和６年２月20日まで株式会社コマツの監査役を務めていたことについて、地方自治法第92条の２、兼業禁止規定に抵触するとの疑義が生じているとし、この疑義を払拭するため、竹内清海議員が議長に対し、議員資格を議会において決定するよう求め、同日付で資格決定要求書が提出されたものであります。

資格審査特別委員会では、最初に地方自治法の兼業禁止規定と同規定違反に係る資格審査の概要についての説明がありました。その内容は、地方自治法第92条の２は、議員は一定の要件に該当する法人の取締役、監査役等の役員となることはできない旨を規定しております。どのような法人が対象になるかという点につきましては、法人の業務量、すなわち一般的には売上げの半分以上が市との取引によって占められているか、また半分に満たなくとも、市の取引が業務の主要な部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いと認められる程度にまで至っているという事情があるかといった基準が判例により示されております。取引としましては、業務委託や物品供給といった契約が想定されますが、単なる１回限りの取引では足らず、一定期間にわたる継続的な取引関係であることを要すると解されます。以上がその内容です。

また、委員会で配付されました資料のうち、平成30年４月25日に総務省から通知がございます「地方議会に関する地方自治法の解釈等について」、こちらには同条の請負について、「一定期間にわたる継続的な取引関係に立つものに限られると解されます。したがって、法令等の規制があるため当事者が自由に内容を定めることができない取引契約や、継続性がない単なる一取引をなすに止まる取引契約は、同条の請負に該当するものではない」と、このように書かれております。

その後の委員会では、92条の２に該当するのかしないのかということをこの委員会で議論しているわけであって、それに基づいて、過去の判例でどこが論点になっているのか、既にもう裁判所が出している基準というのはあるので、それに基づいて議論したほうがいいという意見、また、議員の資格、身分に関わるものを判定しなければならない、資格の有無を決定していかなければならないという重い責任を担う委員会であるとの意見がありました。私も全くそのとおりと思い、早期に結論が出るものと思っていましたが、残念ながら、４月から延べ８か月にわたり委員会が続きました。委員会の議論を続けていく中で自身の感情を基準とする旨の発言もあり、私はこれに強い憤りを覚えました。私は法第92条の２に該当するのかの判断を行うに当たり、行政実例等を調査し、次のとおり判断をいたしました。

審査の対象となる株式会社コマツは、主として同一の行為をする法人に当たるかは、株式会社コマツと市川市の取引は一般競争入札、見積り合わせの単一の取引が大半であり、業務量の２割から３割に満たないものであることが確認されました。これは株式会社コマツから提出された取引の資料141件を閲覧し、契約課に契約形態を確認したものです。また、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高いと認められる程度にまで至っていることは確認されなかったことから、竹内清海議員は地方自治法第92条の２の規定に該当せず、資格を有するものと判断をしました。

この特別委員会は法的責任を問うものです。私は法律の専門家ではありません。だからこそ、判例、行政実例を基準とすることが公平公正な判断であるとしました。議員の皆様の良識に託し、以上で討論を終わります。

○稲葉健二議長　次に、にしむた勲議員。

〔にしむた　勲議員登壇〕

○にしむた　勲議員　会派新しい流れのにしむた勲です。地方自治法第92条の２の兼業禁止規定に該当しないとの立場から討論を行います。

地方自治法第92条の２は地方議会議員の資格要件を定めるものであり、資格審査委員会の審査はあくまで法的適格性を判断するものであります。議員の行動倫理や道義的な評価を行う場ではないことを明確にしなければなりません。資格審査特別委員会は、法律の解釈に従い、議員が兼業禁止規定に抵触するか否かを判断する責務を負っています。したがって、道義的、政治的な評価や先入観を交えた議論があってはならず、冷静かつ法にのっとった判断が求められます。本市と取引のある企業の役員になることは議員として控えるべきではないかなど、個人的には様々な意見や行動基準、倫理基準があり得ることは承知していますし、それを否定するものではありません。ただ、ここで審査、表決の対象となっているのは議員の行動評価や倫理審査ではなく、地方自治法が定める議員資格の適格性を法的に判断するものであることを改めて確認しなければなりません。感情や政治的意図に左右されることなく、法律に基づいた公正な判断が求められます。

繰り返しになりますが、決定すべき内容は議員の情状を含むものではなく、あくまで92条の２に該当することの客観的、事実的な判断であって、それ以外の何物でもないということです。ここでの議決は欠格事由に該当するかしないかの二者択一的判断です。そして、92条の２に該当するかしないかの判断基準については、最高裁、昭和62年10月20日判決をはじめとして、ほぼ客観的、法的な判断基準が形成されています。我が国が法治国家である以上、様々な意見や価値観の対立の最終的な解決は法に基づくものでなければならないことは言うまでもなく、ましてや公権力によって議員の身分を奪うという、個人に対する重大な不利益を伴う罰を与えるものであるとすれば、市議会の判断とて、法を超えることができないというのが市民、国民の共通理解であることは間違いないと思います。

本採決で兼業禁止に該当するとの結論が出た場合、その議員は資格を喪失し、議員の身分を剝奪されることになります。これは単なる懲罰や注意処分とは異なり、地方議会の構成員としての権利を完全に奪う極めて重い決

定です。さらに言えば、公的権力をもって生活の糧を奪うこととなり、刑罰に匹敵する公権力の行使を伴うものですから、憲法31条に規定する、何ぴとも法律の定める手続によらなければ刑罰を課されないとの罪刑法定主義の原則からも、本採決は法的手続、審査判断、表決によらなければならないことは明白です。

このような重大な決定を行う以上、感情論や政治的意図に基づく判断ではなく、法律の厳格な適用と過去の判例を踏まえた慎重な検討が必要不可欠です。歴史的に見ても、議員資格の剝奪が政治的手段として利用された事例は少なくありません。米国のレッドパージ、ドイツ国会議事堂放火事件とナチスの台頭、日本の治安維持法による議員弾圧により政府に批判的な勢力が弱体化し、軍部の台頭を許す結果となったことなど、政争の一環として議員の資格を剝奪しようとする動きがどのような結果を招いたか、歴史の事実を忘れるべきではありません。こうした行為は民主主義の根幹を揺るがすものであり、断じて許されるものではありません。

また、憲法50条において、国会議員に不逮捕特権が認められているのも、公権力によって恣意的に議員の活動が制限されることを防ぐためであります。この憲法の精神を考えれば、地方議会においても、議員資格の剝奪という重大な判断が不当な理由で行われることがないよう、最大限の注意と監視が必要であることは言うまでもありません。とはいえ、議員とて、法の下の平等の原則を免れるわけではないことは当然であり、むしろ、より厳しく自らを律し、疑いを持たれることがないよう行動するとともに、仮に疑いを持たれることがあったとすれば、自ら説明責任を果たす責任を課せられていることもまた、言うまでもないところです。

ここで問題となっている私企業からの隔離、請負禁止規定の歴史は古く、明治21年制定の市制・町村制にまで遡ります。これが昭和31年制定の自治法で92条の２として制定されます。さらに、昭和36年改正によって、現行のように、普通地方公共団体の議員が自治法92条の２に該当するかどうかは議会の決定に委ねられ、決定によって兼業禁止規定に該当するとされた議員は、その職を失うこととなりました。

ここで、地方議会の自律権との関係について付言します。市川市議会独自の判断で適格性を決定できるのかどうかという点ですけれども、地方公共団体は、憲法自らが認めた自主的な統治機構であることから自主立法権、自主行政権、自主財政権が強く認められることに異論はありません。

では、議員の兼業禁止規定とその判断について、議会が自律権を援用することは可能でしょうか。およそ自律権は憲法秩序の範囲で認められたものであって、その保障される範囲は法令の想定する範囲内のものでなければならないこと、地方議会の決定が法律の範囲を超えられないことは、地方公共団体の権能を定めた憲法94条にて、条例の制定が法律の範囲内と定められていることからも明らかです。さらに言えば、もし議会自律権を主張するなら、自治法118条で、議会の判断に対して総務大臣や都道府県への審査請求、裁判所への出訴を認めていることとの整合性が説明できなくなります。自治法自身が、議員の兼業禁止規定については、第三者が客観的な観点からの判断を行うことを許容しているというものであり、地方自治法は、議員の資格を決定する権限を議会に与えており、議会で客観的な判断が行われることを予定しながらも、それが実現されない場合に備え、絶対的な自律権は与えていないと解釈すべきと考えられます。つまりは市議会の自律権を根拠とした独自の基準や評価で本件該当性を結論づけることは否定されると解釈すべきです。

地方自治法92条の２に関する過去の判例では、兼業禁止の対象となる行為が公務員としての地位や公的権力の行使に関連するものであるか否かが判断基準とされてきました。単に職を有しているだけでは兼業禁止の対象とならないことが確認されています。また、最高裁判例においても、議員としての職務と私的な職務の間に利益相反がなく、政治的な中立性が確保されている場合には議員資格の剝奪は認められないとの見解が示されています。

憲法22条第１項は職業選択の自由を保障しています。しかし、この自由は無制限ではなく、公共の福祉に反しない限りにおいて保障されると解されています。地方自治法92条の２の兼業禁止規定は公共の福祉、すなわち地

方自治の公正性と適正な運営を確保するための合理的な制約と位置づけられています。逆に言えば、92条の２で規定される兼業以外の兼業については、地方議員においても、憲法の職業選択の自由で保障されるということです。

それでは、地方自治法92条の２で規定される兼業禁止に該当する兼業とは何か。92条の２では、禁止の対象となる行為を明確に２つ示しています。すなわち請負及び同一の行為をする法人の役員等です。本件事案で言えば、後者の主として同一の行為をする法人の監査役に就任していたかどうかが問題とされています。監査役に就任していたことについては、御本人は知らなかったと証言していますけれども、現に登記されていた事実があるので監査役就任の事実はあったとして審査すべきであり、委員会でもそのような審査がなされたものと理解しています。本人が本当に知らなくて監査役になっていたかどうかは別の訴訟として明らかにすべきことだと判断します。

監査役に就任していたことは事実だとする前提で、論点は同一の行為をする法人に該当するかどうかに絞られます。この点についての準則は、昭和62年、最高裁判例で示された、地方公共団体に対する請負量が法人の全体の業務量の半分を超える場合、それを超えない場合であっても、当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが類型的に高い場合とされています。

さらに平成15年、東京高判では、業務量が半分を超えない場合について、当該法人の性格や請負契約の内容を考慮すべきであり、具体的には、当該法人と議員との個人的な関係が密接である場合、すなわち議員に就任する前から、個人の資格において法人の役員に就任している場合や、議員が個人の資格において営利目的等で法人に出資している場合などは、議員の職務執行の公正、適正を損なうおそれが高いとして、これらの事情の有無と法人の請負比率を相関的に総合判断して、おそれが類型的に高いか判断すべきとしています。

本案件について裁判所が示す、ただいまの該当性に関する委員会審査の内容については委員長報告でも触れていましたので多く触れませんが、請負量が法人の全体の業務量の半分を超えた事業年度は一度もないと私は理解しています。先ほどの委員長報告にありました審査の過程で、本店売上高に占める比率が52％という報告がありましたけれども、私は大学で少しだけ会計学を学んだ人間として、本店売上高が全体の売上高になるということは全く理解ができません。仮に本支店会計等で、本店と支店が売上げが重複している場合はもちろんそういうことが考えられるわけですけれども、委員会の審査の過程でそうではないということを確認していますので、本店の売上げが判例で示す全体の請負量に当たるということは、どう考えても認められないというふうに考えています。

それから、議員に就任する前から個人の資格で新監査役に就任していることや、法人に出資していた事実もないことから、その他の事情を考慮しても、極めて明確に地方自治法92条の２が規定する兼業規則に該当するものではないことが明らかになったと判断しています。少なくとも公権力によって罰を与える判断において、最高裁、高裁の判例があり、基準が明確になっているにもかかわらず、市川市議会独自の判断でそれを超えることができないことは既に述べました。そうでないと主張するなら、もはやそれは法治国家でなくなることであり、論外と言わざるを得ません。ましてや政治的意図に基づく採決が行われるのであれば、市議会民主主義の歴史に重大な汚点を残すことになります。我々のやるべきことは、事実認定と、過去から蓄積された法的判断と確立された基準を基にした審査以外ありません。

以上の点を総合的に鑑み、私は本件について、地方自治法第92条の２の兼業禁止規定には該当しないと考えます。議員の皆様の冷静かつ法に基づく公正な判断を求めるものであります。

以上、討論を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　以上で通告による討論を終わります。

これをもって討論を終結いたします。

これより竹内清海議員の資格決定の件を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は、資格決定書案のとおり、議員の資格を有するとするものであります。

本件を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって竹内清海議員の資格決定の件は、委員長報告の決定書案のとおり、議員の資格を有すると決定いたしました。

なお、会議規則第149条の規定により、竹内清海議員には、この結果を散会後に本職からお伝えいたします。

竹内清海議員の除斥を解除いたします。

〔竹内清海議員入場〕

○稲葉健二議長　以上をもって本日……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　無所属の会の越川雅史でございます。竹内清海議員の資格決定の件については、これで最終的な決着をしたという上で、竹内清海議員におかれましては、地方自治法第117条に抵触する態様にて、議事への参与を３度繰り返し、市政を混乱させた責任というものが認められると思います。この責任を問う必要があると思います。

そこで、地方自治法第117条に抵触する態様にて、議事への参与を繰り返した竹内清海議員に対し、市政を混乱させた責任を問う決議を提出いたします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　ただいま越川雅史議員から動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

この際、越川議員に申し上げますが、ただいまの動議につきましては、後ほど文書にて提出いただきたいと思います。

―――――――――――――――――――――――――――――

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時40分散会

第　　７　　日

令和７年３月７日（金曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第７号）

令和７年３月７日（金曜日）午前10時開議

第１　一般質問　国松ひろき議員、つかこしたかのり議員、石原よしのり議員、沢田あきひと議員、加藤圭一議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　42　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	けい
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず

石	原	みさ子
宮	本	均
大	場	諭
稲	葉	健二
小	泉	文人
石	原	よしのり
増	田	好秀
越	川	雅史
中	山	幸紀
松	永	鉄兵
竹	内	清海
加	藤	武央
岩	井	清郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田	中	甲
副市長	松	丸多	一
副市長	本	間和	義
代表監査委員	植	草耕	一
教育長	勝	山浩	司
危機管理監	本	住	敏
市長公室長	後	藤貴	志
総務部長	蛸	島和	紀
企画部長	小	川広	行
財政部長	田	中雅	之
管財部長	湯	本明	男
情報管理部長	川	島俊	介
文化国際部長	高	橋昭	彦
スポーツ部長	鎌	形秀	昭
市民部長	吉	田一	弘
経済観光部長	根	本泰	雄
こども部長	山	室繁	央
福祉部長	鷺	沼	隆
保健部長	横	山京	子
環境部長	佐	原達	雄
街づくり部長	小	塚眞	康
道路交通部長	米	崎勝	則

下水道部長	森田　敏裕		
行徳支所長	秋本　賢一		
消防局長	角田　誠司		
選挙管理委員会事務局長	荒井　義光		
農業委員会事務局長	藤城　久保		
会計管理者	岩井　滴		
教育次長	小倉　貴志		
生涯学習部長	板垣　道佳		
学校教育部長	藤井　義康		

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田　孝広		
議事課長	米津　孝成		
（議事担当）			
主幹	宮嶋　茂		
主査	大場　辰磨		
主任	北川　陽介		
主任書記	高栁　陽一		
（調査担当）			
主幹	渡辺　孝文		
主査	岡澤　英康		
主任	関口　舞		
主任	荒木　智貴		
主任書記	伊藤　祥太		

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

国松ひろき議員。

○国松ひろき議員　おはようございます。国松ひろきでございます。通告に従って一問一答にて一般質問を行わせていただきます。

大項目の１つ目、子ども行政について。

小項目の１つ目、第２子以降保育料無償化が昨年から実施されました。とてもすばらしい政策だと思っております。１年たって様々な意見を聞くようになりました。そこで、始まった経緯や現在の経過、また、１年たっての課題など、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、少子化や子育て世帯の転出超過が続いており、子育てしやすい環境整備が喫緊の課題であったことから、２人目を望む夫婦の夢を後押しするとともに、出生率の向上、子どもの数の増加、子育て世帯の定住促進などの様々な効果を期待し、令和５年10月から第２子以降の保育料の無償化を実施しました。この事業では、同一世帯で第２子以降の子どもが保育所、認定こども園、小規模保育事業所などのゼロ歳児から２歳児クラスに在籍している場合に保育料を無償にするとともに、簡易保育園に在籍している子どもについては、月額２万5,000円を限度に補助しております。令和５年度下半期の実績としましては、保育所などに通った延べ１万5,064人に対して、合計３億6,270万円の保育料の負担を軽減し、簡易保育園に通った延べ906人に対して約2,110万円の補助金を交付いたしました。ゼロ歳児から２歳児クラスに在籍している子どものうち、約42％がこの事業の対象となっております。

最後に、課題についてですが、第２子以降の保育料無償化については、支障なく業務が進められており、事務上の課題などは特にないものと認識しております。

一方で、少子化対策や子育て世帯の定住促進の効果につきましては、小中学校の学校給食費の無償化や、高校生相当の年齢まで拡大した子ども医療費助成制度など、本事業だけでなく様々な事業の複合的な要因により効果が現れるため、本事業を単体で評価することが難しいといったことは、課題の一つとも考えられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ありがとうございます。それでは、再質問を続けさせていただきます。単体での評価が難しいということでございました。そして３億6,000万もの財政負担とのこと、すばらしい政策ですので、継続的に御支援をお願いしたいというふうに思います。

東京都では、令和７年９月から保育料無償化を第１子に拡大するとのことです。そもそも国が３歳児から５歳児までを全世帯、０歳から２歳までは所得制限を設けて無償化をしており、今回の東京都のお話では、公立は都と区市町村が半額ずつ、私立は都が全額負担するとのことでございます。これは大変すごいことでございまして、田中市長がせっかく子育てのしやすい町として、第２子以降保育料無償化や、幼稚園では未就園児への補助、また小中学校の給食費無償化や医療費助成制度の拡充など、子育て政策をたくさんしてくれておりますが、

教育に一切お金がかからないのならば、お隣の江戸川区へ転出が増加してもおかしくありません。

そこでお伺いいたしますが、市川市も同様に、第１子まで思い切って無償化にしてしまったほうが、それこそ今回は江戸川区に転出されてしまう危機がある一方で、近隣他市から市川市に大幅に転入してくるかもしれません。市川市で東京都と同様に第１子まで無償化を拡大することはできないか、無償化するならばどの程度の予算規模がかかるか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市において第１子の保育料を無償化した場合の経費は年間で約16億円と試算しており、実施に向けては慎重な判断が必要と考えております。今後も少子化対策や待機児童対策、在宅での子育て支援など、多様な視点から、本市がより子育てしやすい環境となるよう、様々な施策を総合的に捉え、バランスを取りながら取り組むべき施策を見極めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　年間16億円ということでございますから、なかなか難しい事業かなというふうに思います。ですが、いろいろ検討していただきたいなというふうに思います。都内で始めたら確実に転出が増加してくると思います。何らかの市川市だからというプラスを、市川市ならではの特典など考えなければならないと思います。

では、もう一歩踏み込んでお伺いいたしますが、あくまで第１子無償化は保育園でのお話でございます。昨年始めた幼稚園での未就園児教室に参加する第２子以降の利用料の補助ですが、同幼稚園に兄弟で通っている場合、下の子だけ預けて、上の子は金銭の問題で預かることができない、そういった場合が発生してしまっております。そこで、先順位者の答弁で、私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の第１子への拡充に至った経緯については理解をいたしましたが、改めて令和７年度当初予算の計上内容と、令和８年度以降も事業を継続していく考えはあるのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

私立幼稚園等未就園児教室利用支援補助金の令和７年度当初予算額の内訳ですが、第１子分として、延べ利用者１万9,000人、事業費で年額1,340万円を、第２子以降分として、延べ利用者１万7,000人、事業費で年額1,180万円、合計延べ利用者３万6,000人、事業費で年額2,520万円を見込んでおります。

次に、令和８年度以降の事業の継続についてですが、さきの代表質問でも御答弁させていただいたとおり、本事業を開始したことで、保護者の育児負担の軽減や、児童が通う施設の選択肢の増加といった効果が見込めることに加え、施設や利用した保護者から好意的な意見をいただいております。引き続きこのような声をいただけるようであれば、事業を継続することが望ましいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　継続していただけるような答弁をいただきました。決して保育園だけ、幼稚園だけという議論ではなく、様々なニーズに応えて多種多様に子どもの成長を促す機会として幼稚園や保育園があると私は思っておりますので、ぜひ未来の市川市の宝のためにも、こういった子ども政策に関しては継続してほしいなというふうに思います。

続きまして(2)、こちらも毎度お伺いしております幼保就職ナビに関して伺ってまいります。2024年度は幼保

就職ナビの件はちょっと知らなかったものですから、お声をかけてもらえず、開催していることを知りませんでしたが、コロナ禍前まで毎年お邪魔させていただいており、こうすればよいのにと思うことが多数ありました。そしてたくさん要望させていただいた経緯がございます。どの議員さんも皆一様に質問や要望している案件ですが、保育士確保や幼稚園教諭の確保は喫緊の課題の一つです。公表されている待機児童がゼロになったとはいえ、地域によってはパンクしているところもございます。何よりも空いた教室があれば預かりなどできる状況なのに、保育士や幼稚園教諭がいなくてできないという状況が往々にして起こっているようでございます。また、江戸川区に行けば東京都の加算があり、保育士、幼稚園教員加算があるため、給与の面でも都内には負けております。給与で負けているのならば、待遇等やすばらしい園があることを広く周知していかなければなりません。

そこで、改めて幼保就職ナビに関して経緯と課題をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、市内の保育事業者が参加する合同就職説明会、通称幼保就職ナビを平成29年度から市川市主催で開催しております。また、本市には保育士を養成する教育機関、いわゆる養成機関が複数ありますが、令和５年度からは、この養成機関等で組織する大学コンソーシアム市川産官学連携プラットフォームキャリア支援部会と連携して幼保就職ナビを実施しております。平成29年８月に開催した第１回の幼保就職ナビには55の事業者が参加し、98名の来場者がありました。その後、毎年実施してまいりましたが、コロナ禍の令和２年度は開催を中止し、令和３年度は動画配信による開催といたしました。令和４年度からは、従来どおりの対面による説明会を再開したところです。開催場所を和洋女子大学とした令和５年度は、会場の都合で30の事業所の参加となり、学生など54名の来場者がありました。また、本年度は７月に昭和学院短期大学で開催し、前年度同様30の事業者が参加し、81名の来場者がありました。今後の開催に向けては、参加者の多くが市内の養成機関の学生であったため、その他の参加者を増やすための周知が必要であること、また、会場の広さに限りがあり、参加を希望する全ての事業者がブースを設置できず、冊子でのＰＲのみとなっていることが課題と考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　課題をお伺いいたしました。和洋女子大学で行った際に参加をさせてもらいましたが、私が男だからか、女子大に入るのにかなり抵抗がございました。また、恐らく事業者側も参加がしにくいとかあったかもしれません。また、女子大ということもありセキュリティーが厳しく、門を通るのに署名したりと、何だか大変だなと思った記憶がございます。

そこで再質問いたしますが、令和５年度から市内の大学で開催していることは分かりました。実際、大学で運営をしてみて、行政としての所感や振り返り等あれば教えてください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

大学の構内で開催することで、学生が気軽に足を運びやすくなり、市内の養成機関からは多くの参加がありました。一方で、市外の養成機関の学生や転職、復職を考えている方の参加が少なく、大学になじみのない一般の方の集客力の低さが課題と感じております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　確かに同大学の学生さん、生徒さんは来やすいですから、気軽に参加できるのかなというふうに思います。ですが、課題のほうが多く感じております。あくまで参考ですが、全千葉県私立幼稚園連合会で

実施している就職フェアの事後報告書からの抜粋のアンケートの一部分なんですが、４年制大学は企業に就職する子が多く、短大や専門学校の子が保育士や幼稚園教諭になる確率が高いとのことでございます。また、４年制大学の場合、就職時期が早まってきている状況で、短大や専門学校などでは逆に実習の兼ね合いで就職活動の開始は秋の頃から遅くなっているとのことでございました。こういった振り返りをやってほしいと要望させていただいたこともありましたが、改めまして幼保就職ナビの日程、実施回数について、今後どのように検討していくのかお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

今後の幼保就職ナビの日程や実施回数などにつきましては、会場となる大学などと保育実習等の予定を踏まえてよく相談しながら、学生が参加しやすい日程で計画したいと考えております。その上で、市内の学生以外にも広く周知する方法を検討していくとともに、当日参加する事業者については、参加者のニーズに沿ったものとなるよう、幼稚園や保育園などの事業所の種別ごとにブースの数の調整をするなどのほか、事業者の意見を参考にして、引き続き来年度も大学コンソーシアムと連携し、幼保就職ナビを開催してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　もろもろ分かりました。全千葉県私立幼稚園連合会でもちょっとお話が出ていたようでございますが、１回きりじゃなくて、４年制大学バージョンの春の開催、短大、専門の場合の秋の開催など、開催時期を分けたり複数回行ったりだとか、大学もそうですが、何年か前に立ち戻って市役所や全日警ホールなどで開催をする、また、曜日も土日、祝日だけではなくて平日開催でやってみるなど、いろいろ試行錯誤をしっかりしていただいて、ぜひ市川市に保育士や幼稚園教諭を確保していただくようお願いを申し上げたいというふうに思います。

就職ナビでございますから、保育士や幼稚園教諭の確保のための説明会だけでなく、何らかの支援をしていかなければなりません。先ほども言ったように、都内は千葉県よりも加算が高く、給与が高いわけですから、様々な支援を講じていかなければならないわけであります。

そこで、市内施設で就業を開始するに当たっての支援を行っているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、待機児童対策とそれに伴い必要な保育士を確保するため、保育士確保対策事業の一つとして、保育士就職支援補助金を実施しております。本補助金は、市内の保育施設で働き始めた保育士に対し、１年以上その施設で就業することを要件に、保育士１人当たり10万円を支給するための費用を運営する法人に補助するものです。なお、本補助金は、待機児童対策のための保育士確保対策事業の一つとして設けた制度であることから、幼稚園教諭に対する補助は行っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　保育士には10万円も支給しているとのことでございますが、幼稚園にはしていないとのこと。待機児童対策のため保育士に払っていたのなら、待機児童の解消に取り組んだのは保育士だけではなく、幼稚園も行っていたと思います。幼稚園も幼稚園教諭の成り手不足に大変困っております。ぜひ幼稚園にも拡充してほしいと切にお願いをしたいというふうに思います。ほかにも、松戸市では松戸手当なるものが保育士に出ていたり、保育士用の社宅を用意してくれる事業者に補助制度を設けていたり、新卒保育士への家賃補助を行って

いたり、さらには、就職準備金の貸付制度、奨学金の返済支援制度、保育士資格の受験勉強費用に補助を出していたりと、今挙げただけで保育士に５つもの補助制度を設けているそうでございます。幼稚園に関しても、免許取得支援補助金制度もあります。市川は、今紹介してくれた就職支援補助金の保育士補助の１つのみ。これは東京都に人材が流出するだけでなく、松戸に流れてしまってもおかしくありません。もう少し保育士確保、幼稚園教諭確保に市川市として応援をしてほしいなというふうに思います。隣がやっていて市川市ができないなんてことはないはずです。ぜひ検討のほど、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、(3)不適切保育防止に向けた研修について伺ってまいります。2022年、田中市長が不適切保育防止の研修会を開いてくださり、新聞などでも取り上げられました。その2022年は静岡県裾野市の認可保育園での園児の虐待、富山市の認定こども園で足をつかんで引きずる行為、熊本市の園児への暴言など、不適切な保育が多く報道された年でございました。その2022年、令和４年に開催した１回きりと認識しておりますが、私もその年に参加をさせてもらった記憶がございます。その後は続いているのでしょうか。継続して行っているのか、お伺いさせていただきます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市では、令和４年に静岡県で発生した保育所における児童に対する不適切な保育の事案を受け、市内の教育・保育施設を対象とした不適切保育防止のための研修を開始し、継続して実施しております。令和４年度は市の公立保育園園長経験者などを講師として、不適切な保育の防止について、現場経験を生かした講義を行い、会場となった全日警ホールとオンライン参加で196名が受講いたしました。令和５年度は２回実施し、１回目は大学教授を講師に迎え、子どもの最善の利益を考慮する保育を考えるという演題で、市川教育会館において行い、85名の参加がありました。２回目は外部講師に依頼し、就学前施設の不適切な保育防止という演題で研修を行い、会場である全日警ホールとオンライン参加で145名が受講しました。本年度は大学教授を講師に、子どもの人権を尊重した保育の在り方を考えるという内容で全日警ホールで研修を行い、96名が受講いたしました。不適切保育の防止に向け、様々な観点から日々の保育を見直していけるよう、令和７年度も不適切保育防止のための研修実施を予定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　毎年実施してくれているということ、とてもすばらしいことだというふうに思います。もっと告知をしていただきたいなというふうに思います。もし市内でそういった事案が発生した際は、多分施設が報道されるのはもちろんのことでございますが、市川市は何をしていたんだとテレビでたたかれてしまってもおかしくありません。私たちは年に１度、こういった対策を講じていました、そうしっかり言えるよう、施設側へも、我々や市民に発信してくれるとうれしいです。このすばらしい取組を市川市ではしっかり続けていってほしいなというふうに思います。また、その中で、同じ先生が何度聞いても意味がないわけでございますから、一度受けた方は受けなくてもよくて、次の先生に受けてもらえるようにだとか、園長先生が毎回来ているだけではなくて、いろんな先生が見てもらえるような、いろんな先生がそこで研修を受けられるような制度にしていただきたいなというふうに思います。こちらは再質問なしで、次の(4)に移りたいと思います。

保育園や幼稚園のＩＣＴ化の推進について伺ってまいります。東京では、教育支援体制整備事業費交付金という幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援事業補助金がございます。また、千葉ではＩＣＴ化推進事業補助金などを行っているとのことでございます。私も幼稚園に娘を通わせている親の１人として、送り迎えやイベントなどに伺っておりますが、「ＣｏＤＭＯＮ」というサイトで各幼稚園・保育園でも全ネットで案内になっている

のかなというふうに思っております。そういったものを整備するのにも多くの金額がかかります。そういった部分に補助を本市では行っているのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育施設においては、国庫補助を活用した保育所等業務効率化推進事業補助金を交付しております。本補助金は、ＩＣＴ化推進事業と多言語通訳・翻訳機器導入事業の２種類となっております。ＩＣＴ化推進事業は、保育の計画及び記録、園児の登園及び降園の管理、保護者との連絡、キャッシュレス決済に関する機能などを有するシステムを導入するための経費の一部を補助するものです。補助の対象額の上限は、導入する機能の数や端末の購入の有無によって異なりますが、令和６年度は最大で130万円となっており、そのうち国が２分の１、市と法人がそれぞれ４分の１の負担となっております。多言語通訳・翻訳機器導入事業につきましては、保育施設に在籍する外国語を母語とする保護者とのコミュニケーションの質の向上を図るため、通訳・翻訳機器を導入する経費の一部を補助するもので、補助の対象額の上限は15万円、そのうち国が２分の１、市と法人がそれぞれ４分の１の負担となっております。

また、同じく国庫補助を活用した保育所等安全対策事業補助金にもＩＣＴ化に関するものがあり、事故防止機器導入事業と子ども見守り機器導入事業の２種類がございます。事故防止機器導入事業は、睡眠中の事故防止対策に必要な機器の導入のため、経費の一部を補助するもので、補助の対象額の上限は50万円、そのうち国が２分の１、市と法人がそれぞれ４分の１の負担となっております。子ども見守り機器導入事業につきましては、ＧＰＳなどにより子どもの位置情報を管理するなど、園外活動などにおいて子どもの見守りに必要な機器を導入する経費の一部を補助するもので、補助の対象額の上限は20万円、そのうち国が２分の１、市と法人がそれぞれ４分の１の負担となっております。

次に、幼稚園については、市からはＩＣＴ化の推進に係る補助は実施しておりませんが、千葉県の事業として千葉県教育支援体制整備事業費補助金の幼児教育の質の向上のためのＩＣＴ化支援事業があり、学校法人立の幼稚園などに対して、教員の業務負担軽減や教育の質の向上に資するシステム導入経費などの一部を補助していると伺っております。なお、補助の対象額の上限は150万円で、負担割合は国が２分の１、事業者が２分の１となっていることから、補助額の上限は75万円と確認しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ほとんどが国の制度であって、東京都や千葉のように行政単位での補助は行っていないということ、何となく理解できました。また、説明の中でも保育園ばかりの補助金内容で、幼稚園に関しては大変少ないなというふうに感じております。幼稚園に対して、どの制度も優しくないような感じをしております。一昔前は、確かに文科省マターの幼稚園、厚労省マターの保育園、今では同一化したこども家庭庁があるわけでございます。もっと同様の支援を講じてほしいなというふうに思います。先ほども言いましたが、待機児童解消に貢献しているのは、何も保育園だけではありません。もっと行政として私立の幼稚園のほうにも目を傾けてほしいなというふうに思います。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、(5)毎度伺わせていただいておりますが、未就学児に対する昼食支援の助成について。令和６年６月定例会において、未就学児の昼食代の助成についてお伺いしました。何度も質問しており、何度も要望しておりますが、当初は学校給食費の無償化を行ったのならば、保育園だけでなく、幼稚園においても給食代の無償化をお願いしてまいりましたが、お弁当の園や給食の園、オーガニック食材を使用している園、さらには施設に行かせていない子など様々な人がいて、一律に無償化は難しいということは理解をしております。そこで、未就

園児に対して、例えば１人100円でも、200円でも、全ての子に補助をしたら公平に、公正に支援ができるのではないかと提案をさせていただいておりました。前回の質問では、おおよその金額、本市の未就学児２万1,500人、月20日、200円の補助ならば年間10億3,000万、100円の補助ならば５億1,500万、50円ならば２億5,750万という数字を出してくださいました。小学校に上がったら給食費の無償化ですが、最も大変な未就学期に支援がないというのはおかしいかなというふうに思っています。

そこで、前回の質問以降の検討状況を教えてください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

令和６年６月定例会で御答弁させていただいたとおり、未就学児に対する昼食代の助成は、補助する金額や手段だけでなく、施設に在籍していない児童との公平性の確保や、多額の財源を要する点において課題があると認識しているところです。近隣市の実施状況などを確認してまいりましたが、松戸市においては、多子世帯への支援の一環として、幼稚園や保育園などに通っている子どものいる多子世帯の第２子以降に対してのみ給食費等の支援を行っていると伺っております。一方、本市では、令和５年10月から第２子以降の保育料無償化を実施することで、多子世帯を支援していくとともに、本年度からは私立幼稚園等が実施する未就園児教室利用支援補助金を創設するなど、様々な子育て施策を進めているところです。

６月定例会で全ての未就園児を対象とした昼食代の補助ということで御提案いただき、これまでも様々な調査研究を続けてきたところですが、例えば第２子以降の保育料無償化の対象者は、保育料だけでなく給食費の負担もないことから、これに加えて昼食代の助成を行うと重複した助成になってしまうといった新たな課題も生じることとなります。これらのことから、現時点においては、全ての未就学児を対象とした給食費、もしくは昼食代を助成することは難しいものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　ついに結論が出てしまいました。難しいとの答弁でございます。施設に在籍していない子も含めて配付してしまえば、今の問題は解決できるでしょうし、手段としても、子ども手当に加算するだとかの方法もあります。保育無償化や未就園児教室利用支援補助金と重複するとのことでございますが、小学校も同様でございます。給食費の無償化と一緒に新入学児童支援補助費や就学援助、国による教育無償化など様々な制度が重複しております。これに懲りずに、定期的にできる方法等を質問していきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。これで大項目の１つ目を終えさせていただきます。

続きまして、大項目の２つ目、こちらは様々な議員が今議会において路線バスの件を質問しております。それほど各地域が困っているということでございます。若宮の路線は昨年から減便されて、週末帰宅できないという方が多く、本当に金曜日の晩はお迎えに来ている車の方が大変多く駐車しております。また、３月末から原木線も廃止されるということで、市民の移動手段に関して大変な状況になっているわけであります。

そこで、現在の路線バスの減便及び廃止の状況についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市内の路線バスは、京成グループの京成バス、京成トランジットバス、東京ベイシティ交通、京成バスシステム、京成タウンバスの５つのバス事業者によって22路線が運行されております。このうち京成タウンバスを除いた４つのバス事業者が、令和５年から６年にかけて、主に始発便の繰下げや最終便の繰上げなどにより、約12％の減便をしております。昨年、京成バスの冨貴島線の一部である市川駅から市川総合病院を経由して本八幡

駅を結ぶ便など、一部の運行が取りやめられたものはあったものの、路線の廃止はございませんでした。しかしながら、京成トランジットバスから本八幡駅南口と妙典駅、または二俣新町駅入り口の間で運行している原木線を今月末に廃止する予定との報告を受けております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　12%の減便、朝早い便を使用していた方は、さらに早い時間に起きて、バス以外の通勤方法を利用しなければなりません。また、夜遅い便の利用の人は、くたくたに疲れて遠いところまで歩いて帰宅する場合もございます。

そこで、信篤地域に関して、原木線が廃止ということでございますから、これに関しては各議員が対策など質問していました。改めてお伺いいたしますが、原木線の廃止理由についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

京成トランジットバスに確認したところ、年々利用者が減少している赤字路線であったことから、運行経路を見直しするなどの自助努力を行ってきたものの、コロナ禍などによるさらなる打撃により、運行を継続することが困難になったとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　企業さんでございますから、赤字路線と言われると対策はなかなか困ってしまうのかなというふうに思います。行政ならば、赤字でも市民のためと言えるところではありますが、あくまで企業さんですので利益を求めているものであって、市民のために赤字でも続けるというわけにはいかないというのも分かります。ですが、利用している市民からしたら困ってしまうというところでございます。

さらに深掘りしていきます。では、各路線で12%の減便と初回質問に答弁をいただきましたが、減便理由もお伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市域で多くの路線を運行している京成バス及び京成トランジットバスに確認したところ、働き方改革により、運転手の１日の拘束時間や、１回に連続して運転できる時間が短縮され、これまでの運行ダイヤを維持できるだけの運転手を確保することが難しくなったことから、各路線における利用状況を加味した減便に至ったとのことでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　やはり2024年問題でございました。原木の廃止は、赤字だと言われたら仕方ないとは言いませんが、難しい部分もあるなというふうに思います。減便の理由が、赤字だからではなく、運転手不足で減便されたのであれば、何とかできそうな気がしなくもないのかなというふうに思います。これはきっと市川市だけじゃないと思うのですが、分かる範囲で構いませんので、近隣他市における減便・廃止状況についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市に隣接する船橋市、松戸市、鎌ケ谷市、浦安市の４市に確認したところ、同様に路線バスが減便されてい

るとのことでした。なお、本市が昨年５月に京成バスから減便する旨の事前説明を受けた際、京成バス全体で約７％の減便率に対し、本市域における減便率は4.8％と低い状況との説明を受けております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　市川市はまだましなほうということが理解できました。といっても、交通不便地域が多数存在していることには変わりありません。先住者の答弁にて、近隣商業施設の送迎をしているところと連携を考えているとの発言がありました。もちろんそれができれば大変すばらしいことと思います。

そこで、別視点でお伺いいたしますが、近隣市を含めた広域でのルートは検討できないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

京成グループからは、今年４月からバス事業の再編を予定していて、来年４月には、現在17社あるバス事業者を、東京都内２社、千葉県内３社の５社に再編する予定と伺っております。この再編により、本市域の路線バスの大半は、新たにできる京成バス千葉ウエスト株式会社が運行することになります。この新会社は、現在市内で運行している京成バスの市川営業所や松戸営業所、京成トランジットバス、東京ベイシティ交通のほか、主に船橋市域で運行している船橋新京成バスの鎌ケ谷営業所、主に松戸市域で運行している松戸新京成バスで構成される予定とのことです。現在、近隣市で運行しているバス路線も、新会社での運行となりますので、広域ルートの検討も可能になると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　広域ルートの検討が可能というのは大変朗報だと思います。いろんなルートを検討できると思いますので、ぜひ様々なプランを検討していただきまして、また、その企業再編の際は本市からもしっかり要望していただくようお願いをいたします。

次に、先順位者の質問と答弁では、商業施設の送迎の話がございました。もちろんクリーンスパや自動車教習所も含めてでございますが、学生の頃、二俣新町駅や南船橋駅付近の倉庫街で派遣のアルバイトをしていたとき、どこの派遣会社も、西船橋発の便で１日に何度もピストン輸送をしているバスがございました。

そこで、そういった企業さんとの連携はできないのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

原木線の廃止に伴い、バス路線がなくなる信篤地域では、クリーンスパ市川や自動車教習所など複数の民間施設において、利用者用の送迎バスが運行されております。それぞれの利用状況などを確認したところ、運行している全ての便で満員とならないものの、利用者が多い時間帯などには１台では乗り切れず、２台体制で運行している場合もあるなど、バス運転手の確保が課題になっているとのことでした。

また、高谷新町や東浜などにある幾つかの会社が西船橋駅からの送迎バスを運行していることを確認しており、運行ルートなどの調査を進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　調査を進めるということでございますから、しっかりと進めていただきたいなというふうに思います。原木線は３月末に廃止でございます。早急に対応しなければなりません。高齢者には移動支援やゴー

ルドシニアにはチケット75でタクシーの割引もあります。ならば学生はどうでございましょうか。毎朝バスで通学している子はバスがなくなることによって大変な思いをしております。市民が困っている公の分野で支援をするのが行政の立場だと私は思っておりますので、ぜひ対応のほど、お願いしたいなというふうに思います。

もう少し掘り下げて聞いてまいりたいというふうに思います。赤字の問題もあると思いますが、2024年問題で拘束時間の短縮や長時間運転ができなくなって働きやすくなった一方、収入が少なくなったこともあり、バスの運転手不足に歯止めがかからない状況なのかなというふうに認識しております。そこで、バスの運転手の採用に係る補助金を出すことはできないのか、お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市は、これまでにＩＣカード機器等の設置やバスロケーションシステムの整備に関する費用の補助などのバス事業者支援をしており、バス運転手の採用については、就職説明会等を開催し、運転手の確保に協力しております。採用に係る補助金については、バス事業者の運営形態とともに他市の状況を注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　していないということ、分かりました。ただ、自治会の掲示板にバス運転手、タクシー運転手募集の就職説明会のチラシが貼られており、こういったことは広く周知したことに関して、大変すばらしい取組だなというふうに思います。自治会の掲示板だけでなく、新聞を読まない世帯にも広く周知できるよう広げてほしいなというふうに思います。

また、市原市では運転士確保支援金を出しております。バス運転手になったら10万円、継続して勤務したら20万円の支援金とのことでございます。日立市でも金額は違いますが、似たような制度を行っています。また、少し離れますが、長野市では、大型免許や二種免許の免許取得費用補助や県外から運転手を募集すべく移住支援まで行っているとのことでございました。抜本的に運転手不足を改善するためにも、補助や支援というのは必要なのかなというふうに思いますので、ぜひ前向きに検討をお願いしたいなというふうに思います。

また、前回、バスの関係の質問をした際にも申しましたが、大型の運転にも慣れており道も詳しい消防の職員さんや警察の方が退官された後に、再雇用できるシステムの構築をぜひ進めてほしいなというふうに思います。他市ではごみ収集車の運転手さんも、退官後に声をかけているとも聞いております。アグレッシブに攻めなければ運転手がいなくなってしまいます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

続いて、市内には北東部ルート及び南部ルートにコミュニティバスが走っております。つまり、交通不便地域に全てコミュニティバスが配置できれば、企業さんの手を借りずに市独自で市民の要望に応えることができるわけでございますが、そうもいかないということも重々理解をしております。

そこで、コミュニティバスを運行させる手順についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

現在、本市のコミュニティバスは、市川市コミュニティバス運行指針に基づき、地域の方々と運行事業者、そして本市の協働を目指して導入しております。既存ルートを延伸する場合は、既存のコミュニティバス実行委員会に運行ルートやダイヤを再編成することを諮り、地域公共交通協議会の承認を得ることが必要となります。ルートの延伸手続に必要な期間としては、最短でも６か月程度が見込まれます。また、新たなコミュニティバスを導入する場合には、地域住民10人以上で構成された要望団体から運行計画などを受け付け、実証実験協議会を設立、その後、協議会において計画の検討及び運行事業者を選定して、実証実験運行を行い、その間の採算率が

30％以上であることと、沿道住民を対象としたアンケート調査の結果が良好であるなどの条件がそろえば、実行委員会を設立して本格運行に移行となります。期間としましては２年程度が必要と見込まれます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　延伸でも半年、とても長く感じております。そして、新規ルートに関して言えば、実行委員会設立から本格運行まで約２年、びっくりするほど長いなというふうに思います。それだけ慎重に慎重を期してやっているということも理解できますが、２年はとても長いです。３月末に原木線が廃止され、今から実行委員会をつくったとすれば、運行開始は令和９年度末まで実走できないということ、理解できました。実際にコミュニティバスの新たなルートに２年間かかるとのことでございますが、具体的に何にどのくらいの期間がかかっているのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

要望団体から運行計画が提出された後、実証実験協議会において計画の妥当性及び運行ダイヤの作成などに６か月程度かかることが見込まれます。その後、本市で実証実験運行の予算を確保し、地域公共交通協議会の承認、運行事業者の選定、国土交通省からの運行許可までにおおむね６か月必要となるため、実験運行を開始するまでに１年程度が必要と見込まれます。６か月間の実験運行後、沿道住民へのアンケート実施、実行委員会の設立、地域公共交通協議会の承認、国からの本格運行の許可までに６か月程度必要となりますことから、新たなルートの運行までに２年程度見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　聞けば聞くほど市民がバスを望んだからといって、すぐにできないということが理解できました。後半の１年は実験運行を半年、協議会の認証、国からの許可など、ここまでは短縮が難しいと感じましたが、前半の１年は短くできませんでしょうか。計画の妥当性、運行ダイヤの作成に１年がかかりますというのはちょっと分からないところでございます。

再度質問いたしますが、新規ルート運行手続に係る期間を短縮することはできないのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

要望団体から提出された計画を運行に結びつけるためには、計画内容の妥当性の判断や沿線住民の意向確認、また、警察、国土交通省、市議会の承認などの合意形成が不可欠となります。このため、手続期間の短縮は難しいものと思われます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　難しいということでございます。そもそも原木線が廃止される。市民から大きな声が上がっているわけでありまして、各議員が必要だよ、対策を何とかしようよと今定例会でもたくさん言われているわけでございます。これだけで妥当性は十分と言えませんでしょうかね。既存の原木線のルートで、同じ金額で、運行ダイヤでならば、後半１年はしようがないとして、前半１年を大幅に短縮できるのではないかなというふうに思います。

原木線だけではありません。若宮の減便でも相当な声が上がっています。また、高校生からも、朝バスが使えなくなったとの声もあるそうでございます。我々は大人ですから、何とか移動手段はありますが、子どもは選択

肢が限られるわけでございます。こんなにも都心に近く、立地が最高な町なわけですから、転入者が来て、東京から数十分はうそじゃないかと思われないように、しっかり対応をお願いして、次の項目に移りたいと思います。

大項目の３つ目、物価高騰対策について伺ってまいります。

まずは、(1)貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金について伺ってまいります。先ほどもお話に出ましたが、2024年問題は物流全般にも及んでおります。そこに輪をかけて、この高物価。事業者の皆さんは大変御苦労なさっているということだと思います。物流が止まれば品物は市民に流通しません。さきの３.11の際にも、ガソリンが運ばれなくて燃料が入れられなかったり、スーパーやコンビニに商品がないわけでございます。最も重要なお仕事の一つだと、私は思っております。ですが、コロナ禍の頃、困っている飲食店を支援しようと国はたくさん支援を行いましたが、その飲食店に荷物を運んでいる物流事業者には支援がなかったと聞き及んでおります。そんな折、2023年３月より、本市では貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金を始めました。以前より要望していたことが実現して大変うれしく思った記憶がございます。

そこで、これまで中小貨物自動車運送事業者にこの支援金の給付を４度実施しておりますが、その実施の実績をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

中小貨物自動車運送事業者に対しては、貨物運送事業者燃料費高騰対策支援金――以後、貨物支援金と申しますが、令和４年度から令和６年度にかけて、第１弾から第４弾まで実施をしてまいりました。給付の実績としては、第１弾で177者に対し7,168万円、第２弾では225者に対し9,006万2,000円、第３弾で251者に対し１億1,194万4,000円、第４弾では255者に対し１億774万円の給付をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　年々申請事業者数が少しながら増えてきているということ、大変うれしく思います。私の市川四中の頃の同級生なのですが、女性の方で、一人親方でトラック運転手をしている方がおります。妻も同級生なので、地元でばったり会った際に、第３弾が始まったよと私が声をかけたときには、え、何それと言われてしまいました。そして第４弾が始まったときもばったり会った際に、申請が難しいし面倒くさいと言って申請をしていないようでございました。トラック協会にも入っていないし、法人だけど１人だし、おっくうに思ってしまったのかもしれません。こういった人も中にはいるのかなと思いますが、第４弾まで続けて、本市として課題等認識しておりましたらお伺いいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　貨物支援金につきましては、第１弾から第４弾まで対象となる経費や御提出いただく書類など、制度そのものに大きな変化はなく、申請件数も回を追うごとに増加をしております。制度としての問題は少ないものと認識をしておりますが、より多くの事業者の皆様に申請いただくためには、周知方法が課題であるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　やはり本市は周知に関して非常に弱いというところもありますから、何らかの方法を考えていかなければならないのかなというふうに思います。先ほどの同級生もしかりですが、新聞も読まない、本市のホームページなんて見る機会がない、でも、しっかり仕事をしている、そういった方にも周知ができる方法って

何だろうと考えますが、こちらに関しては部署をまたぎますが、やはり「広報いちかわ」の全戸配布なのかなというふうに思います。新聞購読世帯が減っているわけですから、こんなにもすばらしい支援金なのに知らないというのは、損をしてしまうということでございます。話が脱線しましたが、しっかり周知のほど、お願いを申し上げたいなというふうに思います。

もう１点、再質問させていただきます。今回の２月補正予算にて、再び第５弾の予算が計上されました。こちらは第４弾までの課題も踏まえてブラッシュアップされているのでしょうか。金額なども変わっているようでしたら教えてください。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　貨物支援金の内容につきましては、令和６年４月から令和７年３月の12か月間を対象として、燃料価格の値上がり想定額を踏まえ、軽油車１台当たり２万3,000円、ガソリン車１台当たり8,000円の給付を行うこととしております。課題とした周知方法につきましては、これまで市川商工会議所をはじめ一般社団法人千葉県トラック協会市川支部などの各種団体へ周知を依頼してまいりました。また、過去に支援金の申請をいただいた事業者が申請のない場合には、直接市から電話及び電子メールで申請の御案内を差し上げるといった方法を行ってまいりました。今回も同様の周知をしてまいりますが、第１弾から第４弾までに申請いただいた事業者のデータが蓄積されておりますので、一層きめ細やかな周知が可能になるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　第４弾では３万円、第３弾では３万2,000円、第２弾では２万6,000円、初回は２万3,000円、金額が下がってしまったということ、理解できました。ただ、日付の期間はすごく伸びておるところでございますから、ぜひすばらしい制度を続けていただきたいなというふうに思います。物価高に際して恒久的に続けられるならば、仕方ないこととも思います。また会議所、トラ協に加盟していない方は知らないままということでございます。きめ細やかな対応をしっかりしていただき、どこにも属していない企業さんにも、本市のほうからしっかり、こういった支援金を用意していますよと、できるだけ広範囲に周知のほどお願いをいたします。

そして、まだまだ物価高が終わる見通しが立たない中ではありますが、第６弾、第７弾と継続していただきますようお願い申し上げまして、(2)に移ります。

続いて、事業者エネルギー価格等高騰対策支援金について。本当に光熱費が上がっているところでございます。本市の決算の書類を見ると、各施設において追加で予算が組まれているのはもちろん、連日テレビや新聞でもこの話題で持ち切りでございます。ガソリンも高いままです。トリガー条項はどこに行ったのかなというふうに思います。

先日、妻と下総中山付近のスーパーに行った際に、卵が高いと、隣のスーパーに行こうと言われました。今までは幾らで、今この価格だよと、たまたまこのスーパーが高いだけかもしれないからといって隣のスーパーに行ったら、隣のスーパーの価格も変わりませんでした。どこも高いというところが理解できたところでございまして、光熱費、食費、ガソリンと生活に直結する全てが軒並み値上がりしているわけです。家庭でもそうなんですから、事業者ならば、もっと高水準で大変だと思われます。

そこで、本市では大変すばらしく事業者エネルギー価格等高騰対策支援金を行っておりますが、過去の実績をお伺いしたいと思います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　お答えします。

中小事業者や個人事業主等に対しまして、令和４年度から令和５年度までは事業者電気・ガス料金高騰対策支

援金の給付を第１弾から第３弾まで実施をしてまいりました。令和６年度には、対象範囲に燃料費、原材料費を加えた事業者エネルギー価格等高騰対策支援金として拡大し、以後、エネルギー支援金と申し上げますが、第４弾として実施をいたしました。給付の実績につきましては、第１弾で1,160者に対し9,335万円、第２弾で1,288者に対し１億8,189万円、第３弾で884者に対し3,496万500円、エネルギー支援金に拡大した第４弾では1,722者に対し１億7,199万9,700円の給付をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　1,722事業者というのは大変すごい数字だというふうに思います。それだけ市内事業者さんのエネルギー費が高騰しているのだと思います。先ほど同級生の女の子のお話を出しましたが、今回は私がいつも行くラーメン屋さんのお話でございます。昔かたぎな店主で、常連さんたちといつも雑談をしているような店主さんですが、２人になるといつも相談をされます。水道料金が高い、こっちは何リットル使っていると思っているんだ、小麦粉も高くて、麺を変えようと思っている、昼の営業中、酒があまり出ないから酒用の冷蔵庫の電源を切っているとのこと。シンクを１つ潰して酒を氷漬けにしておりました。このマスターは推定55歳くらいなのですが、パソコンはできません。コロナ禍のとき、支援金も御自身ではできませんでした。その方に、市川市ではこういった補助金を行っていますよとお話をしたところ、知らない、どうせ申請を出しても、これが足りない、あれが足りないでいらいらするだけだと言って、申請をしていないようでございました。

そこで、この事業者エネルギー価格等高騰対策支援金についても、今まで行ってきて、現在までの課題についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　エネルギー支援金につきましても、貨物支援金と同じく、周知方法が１つの課題であります。そのほか、第４弾の事業終了後に実施したアンケート調査において、申請に必要となる確定申告書や領収書の写しをそろえることが面倒だという意見が多くありました。このことから、手続の簡素化についても大きな課題であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　そうですね。できれば手続の簡素化は切にお願いしたいなというふうに思います。恐らく今回の第５弾のチラシを持って、先ほど述べたラーメン屋のマスターに私、渡しに行くと思いますが、難しいの一言で終わってしまうかもしれません。新しいチラシを作る際には、ただ数字、字句を変えるだけでなく、分かりやすさも追求したほうがよいかもしれません。どうぞよろしくお願い申し上げます。

もう一つ再質問させていただきます。こちらも貨物運送支援金と同様に、２月の補正予算で上がっておりました第５弾をやられるとのことでございますが、周知の課題や面倒と言われた部分の改善など、課題に対する対応はどのようにしたのかお伺いしていきたいと思います。

○稲葉健二議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　エネルギー支援金の内容につきましては、令和６年４月から令和７年３月までの12か月間を対象期間として、１者当たり７万5,000円の給付を行うこととしております。課題とした２点のうち、周知方法につきましては、貨物支援金と同じくデータの蓄積がありますので、これを活用してまいります。

手続の簡素化という課題につきましては、法人税または所得税の確定申告書、通帳の写しなど、前回御提出いただき再度確認する必要がないと判断される一部の書類は、今回提出を求めないものとして、可能な限り簡素化を図る予定であります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　国松議員。

○国松ひろき議員　第１弾では５か月分、第２弾では半年分、第３弾では３か月分、第４弾は４か月だった中、今回は丸々１年が対象になったわけでございます。すばらしい取組だと思います。期間が延びた分、支援金額が第４弾が10万円だったのに対して、今回７万5,000円ですから、下がったのかなと思われます。ですが、それはしょうがないとして、頂けるだけうれしいわけでございますから、金額を下げたならもっと門戸を広げて、多くの人に支給できるよう、そして第６弾も行ってもらうよう心からお願い申し上げまして、私の一般質問を終了させいただきます。もろもろ御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　つかこしたかのり議員。

○つかこしたかのり議員　会派市川維新の会、つかこしたかのりです。通告に従いまして一般質問を行います。

まずは大項目、自治会加入促進の(1)自治会新規加入でＩＣＨＩＣＯポイントを付与した効果についてです。

本年度より、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯは本格稼働しており、その一環として、自治会に新規加入した世帯にＩＣＨＩＣＯポイントを付与しています。本格稼働から約１年が経過しましたが、本市はこの事業効果をどのように考えているのか、その御見解を伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

自治会の加入率低下や自治会活動の担い手不足につきましては、かねてからの課題となっていることから、今年度から、デジタル地域通貨ＩＣＨＩＣＯが本格稼働することを契機として、行政ポイントを活用した自治会加入促進のための取組を開始いたしました。この制度では、自治会に新たに加入した世帯に対し、１世帯当たり3,000ポイントを付与するとともに、新規加入世帯が増えた自治会に対しても、１世帯当たり500ポイントを付与するものでございます。

昨年度行った実証実験では、加入した世帯には1,000ポイントを付与しておりましたが、今年度からは自治会費相当額の3,000ポイントに増やして付与しております。また、昨年度は４月から９月までの期間限定で実施した結果、75世帯、32自治会から申請がございました。今年度は、年間を通じて実施しておりますが、４月から１月までの10か月間で約230世帯、70自治会から申請がありました。１か月当たりの申請数を見ますと、昨年度の12世帯に対し、今年度は約23世帯と約２倍になっております。また、ポイントを申請した世帯を対象に実施したアンケート調査では、約７割は転入と同時に自治会に加入した世帯でしたが、残りの３割は、既に本市にお住まいではありましたが、今まで自治会に加入していなかった世帯でありました。また、世帯別では、約９割が20代から50代までの世帯でありました。このことから、ＩＣＨＩＣＯポイントの付与は、自治会加入率の向上と将来的な自治会活動の担い手不足の解消に効果が見込まれるものと分析しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ＩＣＨＩＣＯポイントの付与は自治会加入促進の向上に寄与していることを理解しました。この事業につきましては、引き続き私も注視してまいります。

次は、(2)住宅関連事業者に対する働きかけについてです。住宅地の開発をする際など、事業者は円滑に工事が進むよう、地域住民の代表である自治会長に道路使用の了承を得るための判をもらっていると聞いています。その際、自治会長の中には、事業者へ道路の使用を許可するに当たり、現場の近隣住人に対して開発工事に対する理解を求めるなど、工事の協力をしても、その後、新居に入居した方々が自治会へ加入するのはごく一部だと

いう声を聞いています。

そこで、住宅関連事業者に対し、住宅購入者に向け、自治会に加入してもらえるようパンフレットを配布するなど、加入促進の協力を依頼することはできないのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

自治会につきましては、加入率が減少傾向となっているほか、活動の担い手不足といった課題に直面しており、このままでは遠くない将来、地域にとって欠かせない様々な分野の活動に支障が生ずることが懸念されることから、このような状況を改善するために、令和２年４月に市川市自治会等を応援する条例を施行いたしました。この条例では、自治会等への応援に係る基本理念並びに市民、自治会等、市、事業者、住宅関連事業者及びその他関係団体の役割等を定めており、これに基づき、本市では自治会加入促進と自治会活動の支援の強化を図っているところでございます。令和２年３月にこの条例の制定を契機といたしまして、市と市川市自治会連合協議会及び一般社団法人千葉県宅地建物取引業協会市川支部の３者で自治会等への加入促進に関する協定書を締結したところでございます。この協定に基づき、市川支部に加入している不動産仲介事業者に御協力をいただき、アパートの賃貸や住宅購入等の新規契約者に対しまして、自治会活動の内容や必要性を記載したチラシを配付していただき、自治会への加入促進を図っているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　条例に基づき、既に住宅関連事業者からは御協力いただいており、自治会への加入促進を図っていることは理解しましたが、一部の自治会長の声としては、特に市外の住宅関連事業者からの協力は消極的で、なかなか加入につながらないという声も聞いています。ＩＣＨＩＣＯポイントの付与とは異なり、住宅関連事業者からの御協力を通じた自治会加入の世帯数を把握することは困難だと考えますので、この質問は行いませんが、本市の役割として、市内だけではなく、可能な限り市外の住宅関連事業者まで含めた協力体制を構築していただき、よりよい形での自治会加入が推進されますことを要望して、この項目は終えます。

次は、公園利用についての⑴喫煙、飲酒における本市の認識についてです。

私自身、定期的に朝のラジオ体操や夜の防犯パトロールの集合場所、プライベートでも子どもたちと遊ぶ場所として市内の公園を利用しています。その公園を利用する際、残念ながら、たばこの吸殻やアルコールの缶や瓶が散乱している現場を目撃することが一定数あります。

そこで、まずは基本的なこととして、公園内の喫煙、飲酒は禁止されていないのかお伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

本市の公園内での禁止行為は市川市都市公園条例に定めております。禁止行為の主なものとしては、公園を壊すことや他の利用者の身体に危害を及ぼすおそれのある行為などで、喫煙や飲酒については禁止行為とはしておりません。しかし、特に子どもの利用が多い児童遊園地は、平成30年の健康増進法の改正を機に、令和２年４月から全面禁煙としています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　健康増進法の改正を機に、特に子どもの利用が多い児童遊園地を令和２年４月から全面禁煙しているとの御答弁ですが、逆に言えば、児童遊園地以外は公園は喫煙できるということです。現在、市公共施設の敷地内は全面禁煙となっています。全面禁煙の背景には、望まない受動喫煙をなくすこと、受動喫煙

による健康への影響が大きい子ども、患者などに特に配慮したものと理解しています。この趣旨に鑑みれば、市公共施設の敷地内は全面禁煙となっている一方で、子どもたちや御高齢の方々も多く利用している公園で喫煙できることに疑問です。また、飲酒については、これからの時期、公園内で花見を楽しみながらお酒を飲まれる方も多いと考えます。まず、誤解が生じないように申し上げますが、私は公園内での飲酒を否定するつもりはありません。花をめでながらお酒を飲むことは、古くから日本に根づいている文化であると考えますし、私自身、お酒は飲めませんが、共感はしています。しかしながら、一方で飲酒に伴うトラブルは懸念しています。

そこで、喫煙や飲酒に伴うトラブルを防ぐためどのような対策を行っているのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

公園内での喫煙や飲酒を起因とするトラブルの多くは、喫煙者や飲酒者がマナーを守っていないことが原因であります。喫煙につきましては、喫煙時のマナーに関する注意看板の掲示やステッカーの貼付けなどを行い、マナーの向上をお願いしております。なお、市川市公共施設における受動喫煙防止対策の基本的な考え方に、多数の者が利用する建物のある公共施設においては敷地内全面禁煙としています。この指針を踏まえ、公園内の喫煙について関係部署と協議を進めているところでございます。飲酒につきましては、飲酒中の大声や、飲んだ後の空き缶などのごみ、他の利用者や公園の周辺地への迷惑行為が考えられます。飲酒に関する連絡がある公園につきましては、喫煙と同様に飲酒のマナーに関する注意喚起を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　飲酒については、まだ大きなトラブルの声はない、そして、今後、連絡があれば対応いただけるということを聞いて安心しました。また、将来的に公園内の喫煙について、受動喫煙防止対策の敷地内全面禁煙という指針を踏まえ、関係部署と協議を進めているという前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。望まない受動喫煙、特に子どもや体の不自由な方々が受動喫煙の被害に遭うことのない公園の実現を要望して、本項目の質問は終えます。

続いては、ボール遊びの現状及び課題です。この項目につきましても、まずは基本的なこととして、公園内でのボール遊びは禁止されているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

本市では、公園内のボール遊びは原則禁止はしておりません。しかし、公園の規模や周辺の立地条件、ボール遊びに関する強い苦情などがある場合は、看板にて周りの人や施設に被害を与えるサッカーや野球などの球技はやめましょう、軟・硬式ボールやバットなどを使用した野球は危険のため禁止します、ボールの壁当てはお住まいの方の迷惑となりますなどの注意喚起を行っている公園もあります。さらに、騒音などの理由で、夕方から早朝まではボール遊びを控えてほしいなど強い要望がある場合には、ボール遊びの時間を昼の時間に限定する旨の内容を看板にて注意喚起している公園もあります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　公園内でのボール遊びは禁止していないとの御答弁ですが、公園内の注意喚起を見ると、禁止されているような印象を受ける公園も多数あります。

そこで、公園内でのボール遊びについて、今後、本市はどのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

現在の公園の状況や近隣の立地条件などを踏まえた上で、ボール遊びのしやすい公園や広場を12か所選定し、その情報を市の公式ウェブサイトに「ボール遊びおすすめ広場」として掲載しています。なお、今後、条件などによりボール遊びがしやすい環境となる公園につきましては、利用状況や規模、立地などを踏まえて、おすすめ広場に追加していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　ボール遊びは子どもたちの健康にも寄与するものであり、子どもたちとボール遊びを楽しみたいという保護者の声も耳にしています。その一方で、公園の近隣にお住まいの方々などからは、過去にボール遊びが原因で事故が起きたことから、同じような事故が起きないよう、注意看板に書かれているような表現で子どもたちや保護者の方々に注意喚起しても、本市の公園はボール遊びを原則禁止していませんから、注意喚起していることの真意を理解してもらえず、利用者と公園の近隣にお住まいの方々の間に摩擦が生じているときもあると聞いています。公園の利用者は、公園の近くに住んでいることも多く、そのような近い環境の中で、ボール遊びが原因で摩擦が生じている現状は改善すべきと考えます。そのような摩擦が生じることがないよう、例えばですが、公園の地域事情によっては、思い切ってボール遊びを禁止する一方、子どもたちや保護者が気を遣うことなくボールで遊べる公園を増やすなど、改善に向けた取組を要望します。このことにつきましては、部署など関係なく、市内でボール遊びがしやすい公園を増やしていただき、それを市公式ウェブページで紹介してくださることをお願い申し上げ、本項目の質問を終えます。

次は、マイナンバーカードの国民健康保険証利用についての(1)本市が担っている業務についてです。

法律の改正により、令和６年12月２日からマイナ保険証を基本とする仕組みに切り替わりましたが、マイナ保険証に関して、本市が担っている業務はどのようなものがあるのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

令和６年12月２日以降、マイナ保険証を所有していない国民健康保険の被保険者には、有効期限が令和７年７月31日までの資格確認書を交付しています。マイナ保険証所有者には、原則、資格確認書が交付されませんが、マイナ保険証での受診等が困難な高齢者や障がい者、施設入所者などの要配慮者には、申請を受けた上で資格確認書を交付しています。そのほか、マイナ保険証の利用登録解除を希望する被保険者に対しては、保険者である市が解除申請を受け付けるとともに、資格確認書を交付しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　マイナ保険証に関して本市が担っている業務は、資格確認書を交付していることは理解しました。その上で、次の質問項目(2)利用に不安を感じる市民への対応に移ります。

マイナ保険証については、利用したいが利用方法が分からない、マイナ保険証を持っていないとどうなるかなど、不安を感じる市民の声を耳にします。このような市民に対して、本市はどのような対応を行っているのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

マイナンバーカードと保険証のひもづけは、原則、医療機関や薬局に設置されているカードリーダーやマイナポータル、セブン銀行のＡＴＭで被保険者自身で行うこととされていますが、来庁された市民の方に対しては、

市の窓口でマイナンバーカードと保険証のひもづけができることを御案内しています。マイナ保険証に関する情報は、市公式ウェブサイトや広報等で広く周知を図っており、被保険者が安心して医療を受けられるように努めています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　マイナ保険証の利用方法が分からず来庁した市民については、窓口でマイナ保険証の利用登録ができることを案内しているとの御答弁ですが、それは市民部の窓口で対応しているのでしょうか、それとも御答弁いただいている保健部の窓口で対応しているのかお伺いします。

また、マイナ保険証に関する情報は、市公式ウェブサイトや広報などで広く周知をされているということですが、不安を感じる市民の方々に対応する窓口がどこなのか、市公式ウェブサイトなどで周知しているのか、こちらについても併せて御答弁ください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

市で行うマイナ保険証の利用登録は、機器の設置の関係から、市民部の窓口で対応しています。マイナ保険証の利用に関して不安を感じる市民の方に対し、国民健康保険課の窓口や電話での対応のほか、市公式ウェブサイトのマイナ保険証に関する情報ページから、直接メールで国民健康保険課に問合せができるようになっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　市公式ウェブサイトのマイナ保険証に関する情報ページを私も確認しましたが、厚生労働省へのリンクが積極的に掲載されており、本市が窓口となり対応するような印象を私は受けませんでした。情報ページには、御答弁にありましたようにマイナ保険証の利用登録は市民部の窓口で対応しているとの記載もなく、不安を感じる市民に対しては、国民健康保険課の窓口や電話で対応していることも、直接の電話番号も記載されておりません。ひょっとしたらあるかもしれませんが、私は見つけられませんでした。加えて、情報ページから直接メールで国民健康保険課に問合せができるとの御答弁ですが、これは市公式ウェブサイトの全ての情報ページの一番下にある所管課への問合せフォームのリンクであり、この問合せフォームによってマイナ保険証の利用に不安を感じる市民の方々の不安や懸念が解消されるのか、私は疑問です。マイナ保険証利用に不安を感じる市民の方々の中には、インターネットを利用することが苦手な方々も少なくないと考えます。そのような方々に対して、メールで問合せができるという対応では、不安を解消することはできないと私は考えますし、現在のページについては、もう少し市民に寄り添ったものに修正してほしいと考えます。

不安を感じる市民に対しては、国民健康保険課の窓口で、電話や、また窓口でも対応していることを市公式ウェブサイトなどで積極的に周知してくださることを要望して、本項目の質問は終えます。

次は、学校施設開放申請手続を簡素化する考えについて。

現在、学校の施設開放について、施設を使用している一部の団体からは、手続の簡素化を求める声を聞いています。

そこで、申請手続の現状及び簡素化への考えについてお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

申請手続をする団体は、市川市運動場等使用承認申請書、市川市運動場等使用承認証、市川市運動場等照明設

備及び空調設備使用実績報告書――以降、申請書、承認証、実績報告書といたします――の３枚が感圧紙で１つに閉じられた書類に記入をし、使用申請月の前月５日までに学校へ提出することとなっております。その提出を受け、学校長の承諾を得た申請書が３枚つづりのまま学校から教育委員会に送付され、確認後、使用を承認した団体に対して承認証と実績報告書の２枚を送付いたします。その後、使用団体は使用月の翌月５日までに実績報告書を学校を経由して教育委員会へ提出いたします。これらのことは、市川市学校施設の開放に関する規則の第８条使用の承認の申請、第９条使用の承認等、第13条の２照明設備及び空調設備の使用に関する実績報告に基づいて行われております。簡素化への考えにつきましては、今年度より、学校施設を使用している団体に向け、次年度の継続団体登録受付手続を従来の紙登録にて提出をするか、あるいはＵＲＬ、または２次元コードから団体登録フォームにて電子で提出をするか、どちらかの方法での提出を選択制といたしました。現在、644団体中188団体が電子申請となっておりますが、従来の紙登録での提出も多いことから、電子申請での手続が困難と思われる団体も一定数いると考えられます。

今後も申請手続を含めた簡素化に向けて、電子化及び従来の紙などによる手続をそれぞれ選択している団体にとって申請しやすい手続になるよう、施設開放委員会の調整を含めて検討を進めてまいります。また、そのほかの手続につきましても、電子申請への移行ができないか、引き続き関係各課と調整を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　既にいろいろと簡素化に向けて取り組まれていることは理解しました。その上で、188団体が電子申請をされているとの御答弁ですが、私に届いた声の中には、電子申請で手続ができることを知らない団体もありました。つきましては、電子申請をしていない残りの456団体に対して、年度が切り替わる今の時期に改めて電子申請ができることを周知してくださること、加えて、引き続き簡素化に向けた検討を継続してくださることを要望して、本項目の質問は終えます。

次は、第三中学校斜面地整備事業の(1)斜面地整備事業を生涯学習部が所管することに至った経緯について。

当該斜面地については、過去に街づくり部が関わったと理解しています。ですが、今は生涯学習部にて本事業の整備を行っています。

そこで、まずは本事業を生涯学習部が所管するに至るまでの経緯、経過についてお伺いします。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

当該斜面地は令和２年６月２日に土砂災害防止法に基づき、千葉県にて土砂災害崩壊危険区域等に指定されました。この指定を受けまして、令和４年６月と12月に斜面地の安全対策について街づくり部が近隣住民への説明会を開催しております。その後、当該斜面地の所有者からは、学校用地として活用することを条件に市へ寄附する意向が示されたことから、学校用地として活用することとし、市が寄附を受けました。こうした経緯により、寄附を受けた土地につきましては、その後、教育財産として管理し、令和５年度より教育委員会生涯学習部で斜面地の整備に取り組んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　あくまでも本事業については、令和５年度より取り組まれているとの御答弁ですが、当該地の斜面については、整備を求める声は以前からあり、着手に至るまで長い時間が経過しております。過去には、平成13年度に当時の教育総務部が斜面地西側の整備を行っているなど、当該地の斜面は過去からの経緯、経過があります。そのような状況から、近隣住民の中には、世代交代をしている世帯もあり、当時の経緯、経過

に詳しい自治会長も交代してしまったことに加え、以前は街づくり部が当該地の斜面における整備事業を所管していたこともあり、本市の認識と近隣住民の認識が一部乖離している現場を私は見ています。今後は、本事業の整備が完了するまで生涯学習部が所管されることを要望いたします。

その上で、次の項目、(2)近隣住民への説明に移ります。近隣住民に対しては、これまでどのような説明を実施していたのか。また、今後はどのような説明を予定しているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

近隣住民への説明につきましては、令和５年12月22日に生涯学習部が住民説明会を開催し、整備の概要やスケジュール、それまでにいただいた御意見に対する対応方針について説明を行いました。この説明会におきましては、整備工事を令和６年度から令和７年度にかけて行う旨の説明を行いましたが、その後、整備において支障となる電柱の移設に時間がかかることなどにより、整備スケジュールが遅れることとなりました。そのため、令和６年６月から順次、近隣住民の方に対して個別に訪問し、工事開始が当初の予定より１年遅れ、完成が令和８年度になることについて説明を行いました。今後におきましては、業者が決定し、契約締結後、速やかに工事に関する住民説明会を開催したいと考えております。

また、工事を行うに際し、事前家屋調査や工事期間中に駐車場の移転が必要な住民の皆様に対して個別に対応するなど、適切に対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　今の御答弁から、本事業に係る費用が本定例会の一般会計補正予算の継続費補正において廃止となったこと、加えて、令和７年度当初予算にて新たに設定されたことにより事業が継続されることになった、そのいきさつは理解いたしました。その上で、本定例会の継続費補正が廃止となったこの理由が、電柱の移設に時間がかかるとの御答弁でしたが、このようなことは事前に分からなかったのか疑問です。補正にて予算を廃止したことは重く受け止めていただき、今後は、電柱の移設というような理由で予算を廃止するようなことがないよう要望いたします。

また、近隣住民の方々は、御答弁にもありましたように、千葉県により土砂災害崩壊危険区域等に指定された地域で、身の危険を感じながら生活されています。地震による土砂崩れにより、御自身はもとより、御家族にまで危害が及ぶのではないかと不安を感じながら長年生活されています。市民の命を守ること、これは何よりも優先すべきものです。住民に対しては、整備スケジュールが遅れたことを個別に説明したことは理解しましたが、今後は本事業を延期することがないよう、また、工事内容については引き続き丁寧に説明するとともに、一日も早い整備の完了を要望して、本項目の質問を終えます。

次は空き家問題の対策、(1)空家除却・活用事業補助金の実績について。本事業の実績と令和７年度の事業内容についてお伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

市川市空家除却・活用事業補助金は、特定空家の除却と空き家の利活用などに対する補助事業であります。特定空家の除却に対する補助は３種類あり、平成27年度から開始した特定空家除却・跡地活用事業、令和２年度から開始した無接道敷地特定空家除却事業と不燃化・耐震化促進地域特定空家除却事業であります。事業を開始して以降の実績は、これまでに16件であります。空き家の利活用に対する補助は２種類あり、令和２年度に開始した空家活用リフォーム推進事業、令和６年度から開始した市内居住者と市外からの移住者それぞれを対象とする

子育て世帯空家活用リフォーム推進事業です。利活用に関する事業の実績は、開始以降、まだありません。空き家対策は継続性が重要であります。令和７年度の事業につきましても、令和６年度と同様の事業を継続して実施してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　補助金の実績については理解しました。除却に関しては、16件の補助をした実績があり、利活用に関しては、事業開始以降の実績はないとのことです。この実績、特に利活用に関して補助の実績がないのは、どのような理由なのか疑問です。

そこで、(2)補助金の助成に至らなかった主な理由についてはどのようなものがあったのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

利活用補助の実績がなかった理由の一つに、本市は都心に近く不動産の流通が活発であることが挙げられます。また、相続などの理由により利活用可能な良質な空き家が少ないこともあります。放置され、管理されていない空き家は状態が悪化し、様々な問題を引き起こします。利用可能な状態の空き家を早い段階で利活用していただくことは、空き家対策において有効であります。国土交通省の調査では、空き家を放置するのは、残置する家財道具などの問題があるとの結果があります。これらのことから、利活用推進のため、所有者、活用希望者双方の条件を合致させるマッチング制度や、家財道具の処分費用に関する補助事業を開始しております。今後も各種補助事業に関して、市公式ウェブサイトや広報紙への掲載、地域活動を行う団体や宅建業の団体への事業説明など、周知啓発活動を継続的に実施し、空き家所有者の利活用に関する意識向上を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　本件における来年度の予算は、市議会の議決をもって成立しておりますが、この予算が計上されながら、利活用に関する補助実績のように実績がないことは、事業として課題があると考えます。相続など、いろいろな理由から空き家になってしまった声を聞くことがあります。前の項目、斜面地での御答弁でも述べられていた土砂災害崩壊危険区域等に指定を受けた後に家屋を相続したケースでは、土地や家屋に資産価値がなくなってしまったことで、不動産会社へ売ることもできず、新たに家屋を建て直すにも、危険区域の指定を受けた土地に家を建てるのは非常に費用が高額であること、この方は本市へ相談されたそうなんですが、補助金の助成には至らなかったなど、やむを得ない理由から空き家になっている声も私は聞いています。空家除却・活用事業補助金につきましては、その執行率の推移を注視していただき、実績が低い場合、あるいは実績がない場合は、年度の途中であっても補助の要件を緩和するなど、本当に必要としている市民の方々に活用してもらえるような柔軟な対応を要望して、本項目の質問を終えます。

次は、市内公立小学校において盗撮の疑いがある事案が発生したことについて、学校を通じて当該教諭との関わりのあった児童生徒の心が疲弊されていないのか懸念しています。

そこで、本市は当該校に通う児童生徒の心のケアをどのように行っているのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

当該校では、事案が発生した直後に千葉県にスーパーバイザーの派遣を依頼し、教職員の児童への関わり方について指導、助言を受けながら、児童の心のケアを行いました。また、児童の精神的な落ち着きを取り戻すため、中学校に配置しているカウンセラーを当該校に配置し、児童への面談を実施いたしました。面談結果から、

継続的に見守る必要がある児童も複数いることが分かり、人的配置を行い、悩みや不安を抱える児童について、全校体制で共通理解を図りました。現在も継続的な面談が必要な児童につきましては、経過を確認しながら進めており、当該校に３学期末までカウンセラーを配置し、いつでも安心して相談できる体制を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　児童生徒がいつでも安心して相談できるよう、引き続き支援を続けてください。児童生徒に対しての支援体制は理解しましたが、本事案について支援が必要なのは生徒、児童だけではないと考えます。

そこで、同僚教諭、場合によっては校長、教頭、ＰＴＡスタッフや保護者の方々など、関係する大人たちはどのように支援していくのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

当該校は教職員から管理職に速やかに相談する体制が整っており、また、校外の相談窓口として千葉県の相談窓口、公立学校共済組合の相談窓口等を教育委員会より紹介しております。加えて、教育委員会は、特に校長の相談に乗り、問題対応について指導、支援するなど、学校と連携しております。また、ＰＴＡの役員をはじめ保護者などに対しては、臆測を呼んだり広がったりしないためには正確な情報を伝える必要があると判断し、当該学年保護者に対して２回、全校保護者に対して１回、説明会を実施しております。さらに教育委員会といたしましては、事案発生後に、校内の死角改善のための点検について、児童生徒がＳＯＳを出しやすい雰囲気づくりについてなどの研修を実施し、組織としての対応を改めて考える場を設定いたしました。研修実施後、当該校より保護者に研修を実施したことを報告するなど、再発防止に向けての学校の取組を発信することで、保護者に安心してもらえるように取り組んでいるところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　本事案に関係する大人たちについても、その対応を理解しました。その上で、今御答弁にもありましたように、懸念されるのは再発防止についての取組です。教員は千葉県の管轄になっていることは理解しておりますが、本事案については、本市の教育委員会が記者会見を行い、当日は勝山教育長が学校側の対応に問題がなかったと、このように御発言されたことに鑑みれば、市立学校の教員は、本市と無関係であるとは言えません。

そこで、現在、市川市コンプライアンス委員会議の意見が契機となって実施された職員アンケートなどのフィードバックを教職員の方々にも共有するなど、コンプライアンスの観点から再発防止に取り組むことはできないのか、本市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

まず前提といたしまして、本市コンプライアンス委員会議におけます検証等の対象は、本市職員による重大なコンプライアンス違反となります。ただいま申し上げました本市職員とは、市長、または本市の執行機関が任命した職員であり、千葉県教育委員会が任命した県費負担教職員は含んでおりません。そのため、今回の県費負担教職員による重大なコンプライアンス違反事案についてつきましては、同会議におきましては検証や再発防止等の意見を聴取することを予定しておりません。

このことから、御質問にありました同会議からのフィードバックや再発防止策はなく、県費負担教職員に対し

まして、本市が何らかの取組等を実施することは考えておりません。なお、今後、今回の事件に関しての対応につきましては、県教育委員会が主体となり、本市教育委員会と連携して再発防止に向けた取組などを進めていくものと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　まず誤解が生じないように申し上げますが、私は本事案を市川市コンプライアンス委員会議で検証すべきとまでは申し上げておりません。ただ、このような悲しい事案の再発防止を図る意味からも、コンプライアンス委員会議が行っている検証結果などのフィードバックを、市内公立学校に勤務されている教職員にも行うことで、少しでも再発防止に寄与できないかと質問しましたが、教職員は千葉県教育委員会が任命しており、その負担も県が行っているから、本事案は本市教育委員会と県教育委員会が再発防止を図るものであり、市長部局としては本事案の再発防止には取り組めないという御答弁は、個人的には残念です。

その上で、教職員は千葉県教育委員会が任命しており、その負担も県が行っているから再発防止に取り組めないという御答弁であれば、どうして本事案に対する記者会見を本市教育委員会が行ったのでしょうか。総務部長の御見解であれば、本事案における記者会見は千葉県に任せ、本市のシビックプライドが低下することを防ぐという考え方もあったのではないでしょうか。事実として、本事案の記者会見を見た市民の方々より、残念ながら否定的な声を聞くこともありました。しかしながら、私は千葉県教育委員会に任せず、本市教育委員会が記者会見を行ったことは意義があることと考えています。勝山教育長は、生徒、児童はもとより、そこで勤務されている教職員の方々が、事実と異なるうわさや、それから連鎖する誹謗中傷などから守るためにも学校側の対応に問題はなかったと踏み込んだ御発言をされたと理解しています。厳しい声が寄せられることは容易に想像できる状況において、本市教育委員会が中心となって記者会見を行ったことには、私は敬意を表します。加えて、田中市長は令和７年度に向けた施政方針の重点施策「①誰一人取り残さないまち」において、「子どもたちの未来は、市川市の未来です」と述べられてもいます。このことに鑑みれば、総務部としてのお立場もあるとは思いますが、子どもたちの未来が育まれる市内公立学校において、本事案のような悲しいことが起きないよう、コンプライアンス委員会議から得た知見、これを広く教職員の方々にも共有できないか御検討いただき、総務部としても再発防止に努めてくださることを要望して、本項目の質問は終えます。

最後の大項目、全国で児童生徒の自殺が過去最多となったことに伴う本市の取組について。

(1)児童生徒の自殺を防ぐ取組の現状及び課題についてです。本年１月29日のＮＨＫの報道では、昨年１年間に自殺した人は全体で２万268人と、過去最少の水準となった一方で、児童生徒は527人に上り、これまでで最も多くなってしまったとの報道がありました。悩みを抱える子どもたちをどう支えていくか、本市においても様々な取組が求められていると考えます。

そこで、本市は今後どのように自殺を防ぐのか、その取組の現状及び課題についてお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

平成18年に成立した自殺対策基本法が平成28年に改正され、子どもの自殺予防の充実を目指すことが重点課題として示されました。教育委員会では、年度初めに全校に少年相談カードを配布し、校長会議において、早い段階に教育相談強化期間を設けることなどの指導、助言を行っております。また、各学校では、全ての教育活動の中で学校の実情と発達段階に応じて、命を大切にする心を育む活動を推進し、ＳＯＳの出し方に関する教育の実施や定期的な教育相談を行うなど、自殺予防教育に取り組んでおります。

課題といたしましては、生きるのがつらいと思っている児童生徒に対して、保護者との連携を含め、大人が子

どものＳＯＳを受け止める力を向上させることや、適切に対応することなどが挙げられます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　保護者やＰＴＡの方々など関係各位と粘り強く連携していただき、引き続き悩みを抱えている児童生徒の早期発見に取り組まれることをお願いします。

その上で、本件については、学校と直接的な関係がない事案に対して、どこまで対応されるのか疑問です。一例ですが、2023年５月、宇都宮市内の小学校で、高学年の女児が同じ学校の男児の投石で歯を欠損するけがを負い、心的外傷後ストレス障害を発症していたことが分かり、市教育委員会は、市いじめ防止基本方針の定義に基づき重大事態に認定し、調査報告書を公表したとの報道がありました。このように、学校からの帰宅途中、場合によっては帰宅後に発生しているトラブルについても、そのことが原因で児童生徒が悩みを抱えている、その悩みが自殺につながると想定されるときは、学校が直接的に関わっていない事案でも児童生徒を支援するのか疑問です。

そこで、(2)として、自殺の予防として市立学校が対応する範囲についてお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

文部科学省の生徒指導提要では、学校における自殺予防は、予防活動、危機介入、事後対応の３段階とされています。この３つの取組が相互に連動することで、包括的な自殺予防が可能となります。とりわけ予防活動におきましては、学校が全ての児童生徒に対し発達段階に応じたアンケートを実施することや、カウンセリングルーム、保健室等を開かれた場にしておくなど、いつでも悩みを相談できる場を設けることが重要であると考えております。また、帰宅途中や帰宅後であっても不安を感じることがあれば、自分からＳＯＳを出せるように、全ての児童生徒に対し学校を通じて電話やメールなどの相談窓口など、年度初めに周知しております。現在、各学校では、自校の児童生徒について帰宅途中や帰宅後に発生した事案も含め、関係職員で緊急ケース会議を行うなど、本人の安全確保や心のケアというような対応をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　つかこし議員。

○つかこしたかのり議員　学校だけでなく帰宅後でも児童生徒の心のケアについて、いつでも、どこでも対応してくださる教職員、本市教育委員会の方々には心から感謝申し上げます。学校での予防活動を通じて自殺する生徒、児童がいなくなるよう取り組んでくださることを、より一層、そして、そういった生徒たちがいなくなることを要望しまして、私の一般質問を終了させていただきます。御答弁いただきまして、ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時開議

○つちや正順副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　会派新しい流れの石原よしのりです。

２月26日に発生した岩手県大船渡市の山林火災が連日報道されています。記録的な少雨による乾燥で延焼を続け、焼失面積が2,900haに達し、死者や多くの建物が焼け、大きな損失が報道されています。一昨日やっと雨が降って火の勢いが弱まり、新たな延焼は止まったとのことですが、まだ鎮火には至っていないようです。被災された方々、避難を余儀なくされている方々にお見舞い申し上げるとともに、早期の鎮火と復興をお祈り申し上げます。ロサンゼルスの山火事も含め、やはり気候変動、地球の大問題ということを考えざるを得ないんだろうと思います。なお、本市から緊急援助隊として、消防車両２台と10名の消防隊員が現地に派遣されて活動しています。24時間体制、数日間活動して、次の派遣隊と交代するという体制で、現在、３次隊が活動中とのことです。消防局が頑張ってくれていることに敬意を表したいと思います。

さて、通告に従って質問を始めてまいります。

最初のテーマは下水道管の老朽化対策についてです。

１月28日に埼玉県八潮市で発生した道路陥没事故は衝撃的でした。道路に突然開いた穴に転落したトラックの運転手の男性は、いまだ発見されていません。このような悲しい大事故が突然発生するんだと思うと、本当に不安になります。今定例会の代表質問での答弁で、八潮市の事故発生後、本市においても１月29日から２月６日まで、市内下水道管の緊急点検を実施し、幸い問題のあるところはなかったとのことでした。しかし、本市の下水道は昭和35年から順次整備されていることから、古いところでは60年を超えています。老朽化による道路陥没事故のリスクは低くないと思われます。

そこで、改めて伺いますが、本市は下水道管の老朽化に起因する道路陥没事故のリスクをどう認識し、どう対処しようとしているのか、本市の考えをお聞かせください。

○つちや正順副議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

初めに、下水道管に生じる損傷の種類といたしましては、管路の破損やクラック、腐食などのほか、管接合部のずれなどがございます。これらの損傷が生じる原因といたしまして、管路の老朽化や下水から発生する硫化水素による影響のほか、車両交通や地震及び近接して行われる他の工事の振動による影響などが考えられるところであります。

なお、損傷が発生した初期の段階では、周辺の道路施設や管路の下水を流す能力への影響も少ないため、早期の発見には細やかな視点が必要となるところであります。具体的には、下水道管の損傷に伴う道路陥没の前兆を捉えるため、パトロールでは、道路表面などを目視により微細な変化がないかを確認するほか、下水道管路の清掃調査時等にはマンホールを開け、管口の確認や管渠内部の状況確認を逐次目視により行っております。また、管路の異常や陥没発生後の対応においては、パトロールによる発見や市民からの通報等に迅速に対応できるよう、人員や資材、連絡体制などを整えているところであります。

下水道管路の損傷による道路陥没は、通行車両等の事故や下水道を利用する市民生活に大きな影響を与える可能性があり、発生させない取組及び発生後の迅速かつ的確な対応が重要であると考えております。今後とも下水道管路における異常箇所等の早期発見、早期対応により、適切な点検、維持管理に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　ありがとうございます。そのとおりですね。道路陥没事故を発生させない取組、発生後の迅速かつ的確な対応が重要で、適切な点検、維持管理に努めていくとのことでした。私が住んでいる真間地区の下水は菅野終末処理場に集められて下水処理がされています。菅野終末処理場に集められる地域というのは、真間、市川、菅野、八幡、東菅野の約280haで、菅野処理区と呼ばれています。菅野処理区は市内で最も早く、昭

和35年頃に下水道管が敷設された地域です。既に60年を超えており、下水道管の老朽化が懸念されるところです。八潮市の道路陥没事故発生以来、私の地元真間地区の住民の皆さんから数多く、この点について心配する声を聞きました。菅野処理区の現状について、下水道管破裂による道路陥没がどの程度発生しているのか、全市の陥没事故発生件数と比べてどのような状況になっているのかを伺います。併せて、今後の老朽化対策や事故防止策についてどのような取組をしていく考えなのかも伺いたいと思います。

○つちや正順副議長　森田下水道部長。

○森田敏裕下水道部長　お答えいたします。

本市の下水道で整備着手の最も早い真間・菅野地区では、管渠の一部が建設から60年以上が経過しております。本市における下水道管路の損傷を原因とする道路陥没は小規模なものでありますが、家屋等からの汚水を下水道本管に排水する管径150㎜を主とした取付け管において見られ、発生件数は令和５年度は27件、６年度は35件となっております。このうち真間・菅野地区では、令和５年度が23件、６年度は31件となっており、御質問者のおっしゃるとおり、整備着手の早い真間・菅野地区において主に発生しております。対応といたしまして、陥没の発生が認められた際には、市民の安全確保と被害の拡大防止を最優先し、直ちに職員による補修、または応急措置を行い、その後、陥没の規模等により、必要に応じ修繕工事を発注しているところであります。

また、真間・菅野地区における下水道管路施設の老朽化対策といたしまして、予防保全的な対応を踏まえた市川市下水道ストックマネジメント計画に基づき管路施設の改修を進め、長寿命化を図っているところであります。なお、同地区で管路の破損が多い取付け管の具体的な改修方法としましては、整備当時、資材として一般的に採用されていた陶器などに使用される素材を用いた陶製の管、陶管を、現在一般的に使用される硬質塩化ビニール管に交換する工事を進めております。また、下水道本管の老朽化対策に当たっては、まず、既存管路の状況を把握した上で改修方針を決定する必要があることから、管径800㎜以上の管路については、管内に人が入り目視による調査を行い、また、管径800㎜未満については、自走式カメラによる調査を行っているところであります。これらの調査により、クラックや破損、劣化等の状況を定量的に評価し、順次改修を行う方針としております。

なお、下水道本管の主な改修方法といたしましては、樹脂系の材料を用いて管内面を被膜する管更生を行う方針としており、令和７年度より実施予定であります。今後も下水道管路施設の適切な点検、維持管理及び効率的な老朽化対策の推進に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　今、部長から丁寧な説明をいただきました。本当にそのとおりやっていただければとは思っています。市内の下水道管路の損傷を原因とする道路陥没、令和５年度には27件発生し、そのうち23件が真間・菅野地区、令和６年度は35件中31件が真間・菅野地区で発生しているんですね。ほぼ９割近いですね。結局、陥没が発生しているのはほとんどこの地区ということじゃないですか。市川市はまだ下水道普及率が80％と、近隣他市に比べても低い状態です。外環道路の地下に埋設される下水道幹線の完成を待っていたために、それにつなげる下水道網の整備が遅れたのが原因です。外環道路完成で、今新たな下水道管設置工事に重点が置かれている事情は十分理解します。しかし、既存の古い下水道管の老朽化対策も決しておざなりにしてはならないと思います。定期的な点検と計画的な改修、更新をしっかり進めていっていただきますようお願いし、次の項目に移ります。

大項目２つ目は環境行政についてです。

まず(1)、市川市は、令和７年１月23日に地域新電力会社いちかわクリーンエネルギー株式会社を京葉瓦斯、

千葉銀行と共同で設立しました。カーボンニュートラルの核となる施設としてクリーンな電力を市内に供給するとともに、地域経済の域内循環を高めるのが目的と発表されました。事業の進め方として、クリーンセンターでごみ発電する電力を市内の公共施設に配電する事業から始め、その後、軌道に乗ったら第２段階として、市内事業者や家庭において太陽光で発電する電力を買い取り、市内電力需要者に小売販売する事業を始めるということです。私は、これまで議会において再三、再生可能エネルギー普及のための地産地消の地域新電力会社の設立を訴えてまいりました。そういった意味では、今回のいちかわクリーンエネルギー株式会社の設立は大変評価しています。しかし、再生可能エネルギーを増やし、カーボンニュートラルに寄与するといった効果は、第２段階の買取り販売事業を展開することによって市内に太陽光発電設備が増える、そしてそれで初めて発生するように私には思えます。

そこで、買取り販売事業を最初から行わない理由と、第２段階はどのように進める計画なのか伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

新電力会社の運営における第２段階は、民間住宅や事業者へ電力の供給を目指すものでありますが、そのためには、市内で生み出されるクリーンなエネルギーを調達する必要性がございます。この電力の供給、調達に向けては、他の小売電気事業者との競合、安定した電力需給の確保といった課題やリスクを解決していかなければなりません。このことから、クリーンセンターで発電されたエネルギーを公共施設に供給していく第１段階で、新電力会社経営の安定化や第２段階に備えた資金確保に努めていき、第２段階への道筋を見定めていく計画としております。進め方につきましては、経営状況やコストバランスを慎重に見極めながら、共同事業者と判断する予定としております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　今定例会の代表質問での御答弁でも、本事業は環境面、経済面、社会面で効果が期待されると説明されていました。しかし、それは第２段階も含めた将来的に事業が成長した暁のことだと思います。

そこで、明確にするために伺います。第１段階ではどのような効果が期待できるのか、どう考えているのでしょうか、お答えください。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

第１段階、約120の公共施設への電力供給による年間での効果を申し上げますと、環境面においては、公共施設で使用する電力がクリーンエネルギーに置き換わることで、一般家庭約7,000世帯分の電気使用量に相当する二酸化炭素の排出量が削減されます。経済面においては、これまで市外に流出していた約10億円の電気料金が市内にとどまります。社会面においては、安定的な運営の中で約3,000万円の利益が見込まれ、地域還元に充てることを想定しております。

このように、第１段階より環境面、経済面、社会面、それぞれの効果が得られるものと考えてはおりますが、新電力会社が目指す将来像と比較した場合、まだまだ小さいものであり、今後大きく展開していくための第一歩だと認識しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　現段階では、まだ小さな一歩だと部長はおっしゃいました。この中に地域に落ちる金ということで、売上高で10億、利益で3,000万円が落ちてきて、その3,000万円は地域貢献に回すんだという話をされ

ました。環境面の一般家庭7,000世帯分の電力がクリーン電力に代わるから、それを計算するとＣＯ$_2$削減になるんだという話をされました。しかし、これは机上の計算の話ですよね。実質的に考えますと、何一つ変わっていないわけですよ。もともとバイオマス発電で行われたごみ発電のクリーンな電力は、東京電力に売電していたわけですね。これは、結局売電されているわけですから、どこかの方がそのクリーン電力を使っていて、今回、市川の公共施設が使うということは、その分、東京電力のどこかで、この7,000世帯分の電力がクリーンな電力でなくなったということで、差引きゼロという意味で、日本全体、あるいは世界を考えれば何ら変わっていないということになりますので、そこは十分含めておいていただければと思います。

そこで、この電力会社のスムーズな運営に向かっての話をさせていただこうと思います。先ほど第２段階に向けた本市の考え方について伺いました。これまでの答弁でも、安定した経営基盤や資金確保と述べておられましたが、もちろん行政のやることですから、できるだけリスクを避けてという考え方は理解します。

そこで伺いますが、第２段階に進むための判断材料となる安定した経営と利益や資金の確保のために、具体的にどのような努力や工夫をしているのか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

いちかわクリーンエネルギー株式会社は、カーボンニュートラルの実現に向けて、市が過半を出資した公益性の高い株式会社として設立されたものです。会社の利益より環境面、経済面、社会面の好循環を目的とする経営方針について、共同事業者も賛同をしており、当面株主には剰余金を配当いたしません。また、田中社長をはじめとする役員の報酬をゼロとするなど、経費も必要最小限とし、得られた利益は地域に還元していく中で、少しでも早期の経営安定化を目指していくこととしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　そういった工夫、分かりました。田中社長の報酬をゼロにしてまで経営の安定を最優先させようという御答弁でした。そうであるならば、第２段階にスムーズに移行するために、経営の安定化と並行して、できる取組については早い段階から取りかかっていくのがよろしいんではないかと考えますが、本市の見解を伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

第２段階へスムーズに移行するための現時点からの取組等は非常に大切であると認識をしております。例えば、現在市内では太陽光発電設備が既に約6,000軒の住宅に設置されているため、この余剰電力を買取りができるように調査、検証を速やかに進めていくことが考えられます。また、第２段階での新電力会社の市民からの電力買取りに備え、新たな太陽光発電設備を設置した場合、設備投資費用は一般的におおむね十数年程度で回収可能と言われていることや、各種補助金などのメリットを現時点からお伝えしていくことなども非常に有効と考えております。

このように、新電力会社で実現を目指す将来像や市民の皆様に協力いただきたいこと、そのことによるメリットなどをしっかり周知し、早期に第２段階へ移行ができるよう取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　地域新電力会社とは、特定の地域に根差し、その地域の資源を活用して電力を供給する地域密着型の事業者のことをいいます。再生可能エネルギーの地産地消を推進し、エネルギー自給率の向上と地域

経済の活性化に貢献することが期待されるものです。地域経済には、多岐にわたる効果をもたらします。中でも特に重要なのは、地域内での資金循環、新規雇用の創出、地域内再投資による経済活性化、そして地元企業との連携強化などです。

最後に私が強調して申し上げたいのは、本市が目指すカーボンニュートラルの実現のためには、何より地域内の再生可能エネルギーの発電を増やすこと、すなわち市内で太陽光発電設備の一層の導入普及を目指すことが必要です。それが最も重要だということです。本市では、カーボンニュートラルに向けて様々な施策を進めているわけですから、このいちかわクリーンエネルギーには積極的にその役割を担っていただきたいと考えています。

御答弁にもありましたように、市内の皆さんに太陽光発電設備を設置することの投資効果、つまり、もうかるということをしっかり積極的に促すことが重要です。そして、新会社の利益分、当初3,000万円ぐらいを目指していると言いましたけれども、これはぜひこの太陽光発電のメリットのＰＲなど、あるいはキャンペーン、そういったことで使っていただいて、この政策実現を図っていただければと思います。そして、市内で発電したクリーンな電力を積極的に買い上げる段階へ早く進めていっていただきたい。このことを申し上げて切に願い、私の地域新電力会社についての質問を終わります。

次の質問項目、(2)家庭から出た廃食用油についてです。家庭から出た廃食用油は、本市では紙や布に染み込ませたり、紙パックなどに入れたりして燃えるごみとして出すことになっています。これはこれでクリーンセンターで燃やされ、発電に利用されているという意味では、活用されているとも言えます。しかし、廃食用油は、家畜飼料、航空燃料やディーゼル燃料をはじめ、再資源化が可能な有用な資源であり、業務用の廃食用油は回収ルートが確立し、実際に有効にリサイクルされています。しかし、家庭用となると、少量ずつの廃食用油を回収する手間を考えれば、なかなかリサイクルが進んでいないのが実態です。そうはいっても、環境問題を考える上では、様々な取組を積み重ねていかなければなりません。

そこで、家庭から出る廃食用油の回収と活用についての本市の考えを伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

廃食用油のリサイクルにつきましては、昨年６月定例会の一般質問を受けまして、他市の状況について調査を行うなど、現在も検討を継続しております。先行します自治体として、千葉県では家庭系廃食油を活用したＳＡＦ導入推進に向けたサプライチェーン構築事業を立ち上げ、これにセブンーイレブン・ジャパン、三井不動産レジデンシャルなど大手７事業者が共同で参画し、本年１月から事業を開始しております。事業内容としては、回収ボックスが設置されたコンビニエンスストアやスーパーなどの店舗及び大規模分譲マンションに集まった廃食用油を事業者が回収し、持続可能な航空燃料、いわゆるＳＡＦの製造事業者に引き渡すといったものです。また、千葉市では、平成26年より廃食用油の回収事業を開始し、現在、公共施設３か所を含む計41か所で拠点回収を実施しており、回収された廃食用油は、公共施設については市内事業者へ売り払い、その他の拠点については各自で契約した収集事業者に売り払っております。また、松戸市では、平成22年から事業を開始し、現在、公共施設５か所を含む計６か所で拠点回収を実施しており、回収は収集事業者が無償で行い、バイオディーゼル燃料に生成された後、その一部を松戸市のごみ収集車の燃料に使用しているとのことでした。

先行する自治体のこのような取組は、環境負荷の低減だけでなく、市民の資源リサイクルに向けた意識の醸成にも有効であるものと認識をしております。

一方で、それぞれの自治体ごとに課題があるとも伺っていますことから、本市で実施する際には、例えば家庭でどこまでごみの除去をしていただくのか、どの程度の分量が収集できるのか、費用対効果などの分析をする必要があると考えております。今後は、近隣市の先行事例を参考に、課題を分析し、本市にとっての有効性につい

てしっかり検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　千葉県や千葉市、松戸市の事例などを調べていただきました。まだ千葉市でも41か所、松戸でも６か所、回収拠点が広がっていないことが分かります。廃食用油回収の先進事例として取り上げられる札幌市の事業を紹介します。札幌市では、スーパー、ホームセンターをはじめとして、市内約400か所の回収拠点で家庭から出た廃食用油を無料で回収しています。回収拠点に持ち込まれた廃食用油は民間事業者が回収し、バイオディーゼル燃料をはじめ様々な形でリサイクルされ、活用されています。回収量は、何と１年間に200ｔだとのことです。札幌市は、区役所をはじめとした150か所の市有施設に回収ボックスを設置しており、市のホームページや広報紙でのＰＲ活動、回収拠点ののぼり旗やチラシなどのＰＲ素材を制作して提供するなど、この活動を支援、協力しています。もちろん一朝一夕にこのようなシステム構築は望めませんが、地道に努力を続ければ、ここまで可能だという事例です。本市でも廃食用油の回収事業に乗り出せば、積極的に協力したいという環境問題に意識の高い市民の皆さんが大勢います。前向きな検討をお願いして、この質問は終わります。

続いて、⑶家庭用生ごみ処理機についてです。本市では、生ごみは燃えるごみとして捨てられています。本市が収集する燃えるごみの内訳では、重量ベースで生ごみが約３割強を占めています。ごみの削減とクリーンセンターでの燃焼不良問題などの解消といった課題のために、生ごみ削減が強く求められています。

これまでもエコライフ推進員などの取組で、食品ロスを減らすよう努めてください、生ごみは極力水切りをしてくださいなどとお願いをしてきました。一定の効果は見られるものの、残念ながら、その効果は芳しくありませんでした。生ごみ処理といったら、前市長がＩＣＴ技術を活用した先進的な生ごみ専用回収ボックス、通称スマートｉ－ＢＯＸの開発を図り、試作を繰り返し、実証実験を行いましたが、案の定うまくいかず、計画を断念したこと、記憶に新しいと思います。原因は、汁が垂れる、臭い、腐るといった生ごみ特有の扱いが難しい点と、生ごみの形状のせいで満杯のセンサーがうまく作動しないといったことだったかと思います。本市は現在、コンポスト容器の購入補助金助成制度を行っています。コンポストは集合住宅ではなかなか利用できませんし、一軒家でも処理後の堆肥を利用できる家庭となると限定されてしまいます。どの家庭でも利用可能だと考えられるのが電動式生ごみ処理機ではないかと思われます。標準的な生ごみ処理機は、台所に据え置く炊飯器を一回り大きくしたような形状の装置で、生ごみを入れてスイッチを入れると、熱でぱりぱりに乾燥させ、重量が７分の１程度になるという機械です。乾いてかさの減った生ごみは、もう腐ったり臭ったりという心配はありません。その後、そのまま燃えるごみとして出しても構いませんし、畑に埋めても構わないというものです。

本市は、かつてこの電動式生ごみ処理機の購入補助金の制度を行っていました。私は改めてこの家庭用生ごみ処理機の購入補助金を復活し、生ごみ削減を図るべきだと考えますが、本市の考えをお伺いします。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

本市では、家庭から排出される生ごみの減量化及び資源化を促進することを目的として、平成12年度より、御質問にありました電動式生ごみ処理機の購入費補助を行っておりました。制度を開始した平成12年度には210件の申請がございましたが、以降は減少傾向となり、平成22年度には51件にまで減少したことから、平成23年度をもって補助制度を終了いたしました。現在は電力を使用しないコンポスト容器などに対する補助を行っております。電動式生ごみ処理機については、脱水され、容量が少なくなり、最近では小型で臭気が出にくく、集合住宅でも手軽に使用ができる機種も開発されていることから、家庭から排出される生ごみの減容化及び資源化を促進させる面で有効であり、ごみの排出量削減にも効果があるものと認識をしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　過去を振り返ると、平成12年当初、補助金制度が始まったときには200件以上の申請があったんだけれども、だんだん減ってきたという話です。そして23年度に廃止になりました。私も覚えていますが、当時の事業仕分の項目に挙げられたわけです。それでも当時、最終年度で51件、それだけ申請があったのにやめてしまったということです。

それでは、近隣市など他市の家庭用生ごみ処理機の購入補助金制度、どのようになっているのかお伺いします。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

近隣の松戸市では、購入価格の３分の１、２万円を限度に補助を行っており、令和５年度の申請件数は213件、船橋市では購入価格の３分の１、１万円を限度に補助を行っており、令和５年度の申請件数は106件となっております。ほかにも、千葉市や柏市など多くの自治体で購入補助を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　２月から隣の松戸市の補助金制度、３分の１で上限２万円、これ市川が昔やったのと全く一緒ですよね。３分の１と２万円、それで令和５年度で二百十何件、結構あるわけですよね。よく分かりました。これはそういうことも考えれば、家庭用生ごみ処理機の購入補助金の再開、拡充など今後の展望について、本市の考えを伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

今後につきましては、現在行っていますコンポスト容器等の普及促進に努めるとともに、電動式生ごみ処理機の購入補助の再開に向けては、市民ニーズを調査し、検討していきたいと考えております。検討に当たり、環境フェアや市民まつりなどで電動式生ごみ処理機の機能や性能、効果などを紹介した上で、いちモニなどによるアンケートを実施し、市民の意見を反映させた、よりよい施策となるよう進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　いちモニなどを通じて市民の意見やニーズを調べて、導入について御検討いただくとのことでした。ぜひよろしくお願いします。

それでは、次の項目、ソーラークッカーです。ソーラークッカーとは、太陽光を反射鏡で効率的に１点に集め、その焦点に置いた調理容器の温度を上昇させて調理する装置です。形状は、箱型、パネル型、パラボラ型などがあり、特にパラボラ型ソーラークッカーは集光効率が高く、短時間で調理ができます。オリンピックの聖火はギリシャのオリンピアの遺跡で採火するのですが、その際には凹面鏡が使われ、それを太陽に向けて、その焦点となる真ん中にトーチを差し込んで火をつけています。ソーラークッカーの仕組みもこれと同じです。太陽光を直接利用するため、化石燃料などのエネルギー源を必要とせず、二酸化炭素を発生させることもないため、地球温暖化対策としても貢献します。環境問題に取り組む市民団体などがソーラークッカーの紹介と普及の取組を進めています。市としても、普及の取組を図ってはいかがかと思いますが、本市の考えを伺います。

○つちや正順副議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ソーラークッカーは再生可能エネルギーの一つである太陽熱を活用したもので、メーカーによる既製品もありますが、アルミホイルや段ボールなど身近な材料から自作することも可能なもので、楽しみながらのソーラークッキングや活用方法を提案する大会も開催されております。このようなイベントやキャンプなどでソーラークッカーに触れることによって、省エネ、創エネを身近なものとして体験しながら、再生可能エネルギーについて学ぶことができます。実際の使用に当たっては、日照条件に左右されるなどの課題はあるものの、楽しみながら二酸化炭素の排出削減への意識を高めることができるため、環境フェアにおける展示や実演、環境活動推進員による啓発活動など、環境学習において有効な取組の一つであると認識をしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　きちんとした理解をしてくださっていると思います。ありがとうございます。取組もこれから進めていっていただきたいと思います。ソーラークッカーは、また防災用品としても非常に有効です。災害時、電気やガスなどのエネルギー供給が途絶えた状況でも、ソーラークッカーがあれば太陽光を利用して調理することができます。長期的な避難生活においてはソーラークッカーの存在は非常に心強いものです。ソーラークッカーは学校に置いて、理科や環境教育の教材としても活用できます。ぜひ防災用品として、災害時の避難所となる各小学校に配備してはいかがかと考えますが、本市の認識を伺いたいと思います。

○つちや正順副議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

ソーラークッカーは燃料が不要なため、災害時に電気やガスが供給停止となった場合でも、湯沸かしや調理に活用することが可能であると認識しております。しかしながら、大勢の人が訪れる避難所での活用については、調理の数が限られることや、時間を要することなど考慮すべき点があることから、避難所用の資機材としての導入には慎重な判断が必要と考えております。一方、ソーラークッカーについては愛好家も多く、ホームページなどで様々な活用方法などが紹介されていることから、災害時の使用事例について情報収集を行うなど、調査研究してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　ありがとうございました。当然、災害時で大勢の避難者が来たときに、炊き出しするのにソーラークッカーがメインなものだとは全く思っていません。だけど、違った意味を考えなきゃいけないんだろうと思っています。気候変動対策やカーボンニュートラルを目指すためには、様々な取組を積み重ねていくことが重要です。例えばこのソーラークッカーを各小学校に配備すると、災害時の備えになるだけではなく、通常時には生徒に実演をして調理体験をすることで、多くの生徒はびっくりしたり、面白がったりと大変強い興味、関心を示します。理科や環境教育の素材としては最適です。もちろん、先ほど環境部長が答えたように、アルミ箔と段ボールで自作することもでき、これもまた教育上では役に立つんじゃないでしょうか。そして、これをきっかけに環境問題に関心を持つことになるかもしれません。また、子どもたちが家に帰って、家族にソーラークッカーのことを話し、環境についての取組を始めることも考えられます。ひいては、家に太陽光発電装置を取り付けることにつながるかもしれません。市販品のパラボラ型、大変効率のいいものが１台５万円として、市内39校の小学校に配備しても、費用は200万円程度です。すぐにでも実施可能な金額じゃないでしょうか。御検討くださいますようお願いしたいと思います。

以上で環境に関する項目を終わって、次の最後の大項目、まちづくりについてに移ります。

今年2025年、団塊の世代が全員75歳を超え、後期高齢者に入ります。後期高齢者になれば、多くの方に健康上

の支障が出てきます。車の運転や自転車に乗ることも、また、遠くへ歩いて買物に出かけるのも難しくなってきます。私の住んでいる真間地区においても、近年、住民の高齢化が進んできていることを実感します。一方、地域にあったお店が、近年どんどん閉店してきて、食料品や日用品などのちょっとした買物でも、駅前の繁華街や郊外の大型店などに出かけなければ用が足せないといった状況が発生してきています。

例として、私の家の周りの状況を紹介したいと思います。ＪＲ市川駅前から真間山弘法寺へ向かう大門通りという商店街があります。この大門通りを起点の市川公民館の前から北に進んでいくと、だんだん静観な住宅街に入っていきます。10分ほど歩いて京成の踏切を渡ると、そこの住所は真間となります。まだまだ商店街が続くのですが、この京成線から北側部分において、ここ数年の間、魚屋、豆腐屋、個人経営のコンビニ、陶器屋、洗濯屋、洋服仕立屋、八百屋２軒が次々と閉店し、ついに食料品、日用品を売っているお店が皆無になってしまいました。最近生活が不便になって困っているという地域の方の声を頻繁に聞くようになりました。何も以前から買物難民が問題になっていた大町や柏井などといった市川市の郊外の話ではありません。従来から住宅が建ち並んでいる市街地の住宅地の話です。恐らく市内の多くの住宅地でも同様な状況が進んでいるのではないでしょうか。

そこで、市内の住宅街で高齢者等が日々の生活に支障を来すことになってきている状況について、本市の認識と、こういった状況に対して本市が取ってきた対応、そしてその成果についても伺いたいと思います。

○つちや正順副議長　根本経済観光部長。

○根本泰雄経済観光部長　住宅街の小売店の状況についてお答えをします。

御質問にもございましたが、日常生活に欠かせない生鮮三品や日用品を取り扱う小売店が減少していることは認識をしております。商店主の高齢化や後継者不足が廃業を選択する理由の一つとなっており、小売店の減少傾向は続いていくものと思われます。また、市内の一部地域では廃業した店舗の跡地が、開発によりマンションや駐車場となることもあり、新規出店できる場所がなくなっていることも小売店の減少に拍車をかけているものと考えられます。住宅街にある小売店は市民生活に密着しており、市内経済にとっても重要な存在であります。本市では市内経済活性化のため、商店会が実施する販売促進事業やお祭りなどのイベントに対し、商店街活性化事業補助金を交付しているほか、経営基盤の強化や安定化のための融資制度や事業の承継、引継ぎ支援等に関する情報を関係機関と連携して発信するなど、多方面から支援を実施してきております。商店会のイベント等への補助金につきましては、令和３年度以降、緩やかに件数が伸びていることから、商店街ににぎわいをもたらすだけでなく、商店主同士のつながりの強化にも寄与していくものと思われ、営業への意欲を高める一助となっているものと考えております。いずれにいたしましても、市内の小売店が営業を継続していただけるよう、今後も必要な支援を引き続き行ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

初めに本市の認識についてです。高齢化の進展により、介護を必要とする高齢者や単身の高齢者世帯は増加していることから、買物が困難な高齢者は今後も増えるものと想定しております。昨年のタウンミーティングにおいて、外出や買物が困難といった市民の声を直接市長が伺っているほか、高齢者サポートセンターなどにも相談が寄せられております。高齢者が買物困難となる要因としては、加齢に伴う身体機能の低下や外出意欲の減退、ＩＴリテラシーの不足など高齢者個人に起因するものと、交通手段や道路事情、身近な地域の商店の廃業など生活環境に起因するものが考えられます。高齢者が買物などによる外出頻度の低下は、生きがいの創出やコミュニケーションの機会の減少だけでなく、フレイルや社会的孤立につながりかねない課題であると認識をしておりま

す。

次に、イ、本市の主な取組とその成果についてです。現在、買物が困難な方への一般的なサービスとしましては、民間事業者による移動販売や買物代行、ネットスーパーや宅配サービス、移動支援など様々な方法がございます。本市の取組としましては、買物不便地域の解消及び市民の交流促進を目的として、令和２年度より、株式会社ダイエーと移動販売の実施に関する協定書を締結し、共同にて移動販売を実施しております。この移動販売は、本年１月現在、市内26か所で行っており、利用者からは、品物を見て買物ができてうれしい、近くに来てくれてありがたいなど御好評をいただいているところでございます。また、一部の地域では移動販売車の到着後、地域住民が主体となって会場の設営や買った荷物を自宅まで届けるといった地域による支え合いの活動にもつながっております。このほか、買物など外出の機会に利用していただきたいチケット75事業や、介護を必要とするなどで１人で公共交通機関を利用できない方には、会員制の福祉有償運送もございます。これらの取組は外出の機会や住民との交流促進、また孤立防止や地域による見守りにもつながっているものと考えております。

続いて、ウ、今後の対応についてです。移動販売につきましては、地域ニーズに応えるべく、来年度新たな事業者との協定締結に向けて、現在協議を進めております。今後も引き続き各高齢者サポートセンターに配置した生活支援コーディネーターを中心に、高齢者などの生活支援ニーズと民間事業者を含めたサービスを把握するとともに、地域の実情に応じた買物支援について検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　御答弁ありがとうございます。経済部が商店街の活動を支援し、小売店の廃業を防いだり、新規開業の後押しをしたりといった対応をしてきたこと、それから、福祉部が買物に困難になった地域や高齢化が進んだ地域向けに移動販売車を手配したり、またチケット75でバス・タクシー割引券を配ったりといった対応をしてきたこと、お答えいただきました。それが悪いとは言いませんし、それはそれで効果があるんだろうと思います。ただ、それでも市内の店舗、特に住宅街の中にある小売店舗の廃業は止まっていません。また、移動販売車が来るから生活の不便は解消するのかといったほど単純なものでもありません。福祉部長の御答弁の中にも言及しておられましたが、徒歩圏内の店舗が減少することで、食料品や生活必需品の購入が困難になるだけではなく、高齢者の外出機会が減り、健康維持のための散歩や運動が不足するようになります。さらに、地域コミュニティーとの交流機会が減少し、孤立感や孤独感を深める原因ともなってきます。さらに、遠くまで出かけようとしたとしても、もちろん高齢になり車の運転ができなかったり、自転車の利用もおぼつかなくなったりということに加え、最近はバス路線の廃止や減便による移動手段がさらに削減されているといった状況です。今後、住民の高齢化は一層進んでいくことが予想されます。従来からの施策を超えて、今後さらに対策を考えていかなければ、深刻な事態になりかねません。

施政方針に移動プラン75といった新たな施策も示唆されていました。今後の新たな施策について本市の考えを伺いたいと思います。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

既に施政方針で述べている公共交通の面から「誰一人取り残さないまち」を目指して、市長指示の下、移動プラン75の策定を進めております。バス路線の減便や廃止による移動不便地域の、特に高齢者が買物をするための移動手段については、アンケート調査において、移動の希望時間帯、移動目的、移動したい場所及び移動費用など、移動に関するものをお聞きするので、買物目的の移動手段についても検討することになります。今後、既存の送迎バスの活用やデマンドタクシーなど、地域のニーズに適した移動手段を検討したいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原よしのり議員。

○石原よしのり議員　道路交通部長にお答えいただきました。移動プラン75、これはしっかり検討していただければと思います。ただ、道路交通部もいろんなことを考えていかなきゃいけませんね。歩道をしっかりと広げていったり、段差をなくしていったり、あるいは駅まで行く間の休憩所となるようなベンチをちゃんと設置するなりといった必要は重要なんじゃないかと思っています。そういったこともしっかりこれから進めていっていただければと思います。当面皆さんが進めなきゃいけないことというのは、今まで答えていただいた移動販売サービスの導入や拡充、スーパーなどの買物したものを配達するサービスの高齢者向けの割引制度なども考えることだったり、また、ＩＴリテラシーの薄い高齢者にもネットスーパーが使えるようにいろいろと支援をすること、買物支援のボランティアというものの組織化なんかも地域とともに考えなければいけないかもしれません。また、場合によっては、公民館等に仮設の店舗を開店してみたり、移動の面では、高齢者のバス、タクシーの割引券もそうですけれども、先ほど言った歩道の整備やベンチの設置などといったこともぜひ進めてもらいたい。デマンド交通など新しい移動手段の導入なども進めていただきたいと思っています。

しかし、もっともっと先を見据えた場合、駅前などの多様な店舗や医療機関、公共施設が集まった地域で安全に歩いて暮らせる町を整備して、そこに高齢者向けの住まいを用意していくといった将来のまちづくりプランを立てて、実現を図っていくといったことなども必要なのではないでしょうか。

今この質問をしても答えがないというようですから、質問はしませんけれども、今後策定する本市の総合計画、都市計画マスタープランなどの策定過程で、こういった議論が行われることを期待して私の質問を終わります。どうもありがとうございます。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　沢田あきひと議員。

〔沢田あきひと議員登壇〕

○沢田あきひと議員　会派新しい流れの沢田あきひとでございます。通告に従い、初回総括その後一問一答にて再質問してまいります。

まず大項目、介護を取り巻く環境と介護者支援の取組について質問してまいります。

2024年12月27日の新聞報道によれば、日本の国家予算は総額115兆円の歳出見込みとなっております。これは過去最高になっております。そのうち約38兆円が社会保障関係費として計上されております。これは日本の財政の約３分の１、非常に大きな予算を占めることになります。厚生労働省によれば、社会保障費の中の介護保険費用の総額は、令和５年度11兆5,139億円、令和６年度予算ベースで前年度より多い約13兆2,000億円に上るとされており、我々は、より充実した介護保険システムを構築していかねばなりません。ちなみに、一般にその増大を指摘されている防衛費が７から８兆円に鑑みても、私たちはこの社会保障費の数字を真摯に受け止めなければなりません。国民の生命や財産、権利を守る社会保障費については、憲法第25条第１項、国において、「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」と明記されている以上、時代の流れとともに増大していくわけです。この大切な財源を１円たりとも無駄にせず、介護保険制度の維持向上は重要です。

介護という言葉が広辞苑に出てきたのは、昭和58年のことです。ごく最近に使われるようになった言葉であることに驚きを感じました。近代に入って、みとりや看護という言葉の下、主にお嫁さんという立場の方々が家族の世話をしておりました。こういった時代があったことから、我々の中には、介護は女性の仕事であるという無意識の思い込み、いわゆるアンコンシャス・バイアスはないでしょうか。

ここで、今私たちの生活に目を向けてみましょう。厚生労働省等の発表した資料、同居の主たる介護者の続柄

を見れば、1968年においては、嫁による介護が49.8％を占めていたのに対し、2019年には9.8％まで落ちております。これに対し、夫による介護は、1968年時点で4.5％であったものが、2019年には14.3％、さらに、息子による介護については、1968年時点で2.7％であったものが14.9％まで上昇しております。妻や娘といった女性による介護も継続されており、妻については約25％、娘については約15％で推移しておりますが、現実には介護者の３人に１人が男性となっております。このように、時代の流れとともに国民生活のスタイルの変化に合わせて、これまでの介護は女性という固定概念を打ち破らなければならない時代に直面しています。今後、こうした数字から、私たちは本市の現実に即した政策を講じなければなりません。

ＥＢＰＭ、エビデンス・ベースト・ポリシー・メイキング、証拠に基づいた政策立案が求められる中で、様々な視点から政策立案に向けて動くべきであると思います。仕事をしながら介護をする人をビジネスケアラーと呼ぶのであれば、その割合は増大しています。このことは国も認識しており、育児・介護休業法を改正し、企業に社員の仕事と介護の支援をより明確に義務づけた法律の施行は2025年４月からとなっております。介護保険制度を社員に個別に周知することや、利用の意向の確認、社員への情報提供、研修実施や相談窓口の設置、介護のためのテレワークを努力義務としています。一見、社員に親族の介護をする時間を与えるように考えた施策に見えますが、とにかく休みを与えて、自己責任で介護してという方向に向かうのではないかと危惧する声も上がっています。

ここで、ある方のお言葉を引用し申し上げます。高齢社会をよくする女性の会理事長、樋口恵子さんによれば、介護は人間しかしない、他の動物は決してしない、介護をすることは人間の証明ですとおっしゃっていました。介護は、古代から続く営みであることを歴史的に証明する例があります。黒海の東沿岸に位置しているジョージアという国のドマニシ遺跡に、オールドマンと呼び名のついた老人の頭骨化石には介護の痕跡が残っていたそうです。旧石器時代の遺跡から歯のない方の遺骨が発掘されたということは、歯のない人に仲間が柔らかい食事を提供していた、寒さや暑さ、何かと面倒を見るなど、介護者がいたと考えられるでしょう。介護というのは、古代、いにしえから大切なものなのです。

では、現代において、介護をしながら日常生活をしていく、そのためには何が必要なのでしょうか。政府も介護離職ゼロを掲げている時代です。全ての方が介護だけに時間を割かれるのではなく、雇用も生活環境も変えることのない介護の制度づくりが大切です。このために、これから社会全体で形成していかなければならないのが、ながら介護という形です。

さきにお名前を挙げました樋口恵子さんも、その人の人生の志を全て介護にささげなくても済むシステムを今からつくっておこうと、ながら介護を提起していました。近年では核家族化が進み、夫婦共働きが珍しくない社会になり、家族、介護環境の多様化が進んできたものと考えられます。１つ目に、子育てをしながら介護をする。２つ目に、別居にて通いながら介護をする。３つ目に、就活、修学、婚活しながら介護をする。４つ目に、通所、通院しながら介護をする。５つ目に、働きながら介護をする。市民の皆様が介護をするに当たっては、ワーキングケアラーとして会社に通勤して、収入を得ながら日常生活を可能にしていける社会保障制度の確立とワーキングケア、すなわち、ながら介護の一般化こそ我々の使命といえるでしょう。

質問いたします。本市における介護を取り巻く環境として、高齢者人口や要介護認定者の認定率の推計、また、ながら介護の実現を含めた介護者支援の取組について、同居の主たる介護者の続柄の状況と併せて伺います。

続いて大項目、本市の不登校児童生徒及びその保護者等への対応について伺います。

人には皆個性があります。一人一人が大切な存在です。しかし、時として人は人とぶつかり合い、それゆえに集団生活になじむことができず、孤立してしまうこともあります。それは大人も子どもも同じです。社会には、

学校に行かれない、学校という集団生活になじむことのできないお子様も多くおられます。また、こうした不登校のお子様を支えながら、その成長を見守る親御様、御家族様がいらっしゃいます。私たち行政は市民１人も取りこぼすことのないよう努めなければなりません。そこで、本日は前々から各議員の方々が取り上げてこられた不登校のお子様へ、さらにそうした家庭への支援につき質問させていただきます。

文部科学省の生徒指導上の諸課題に関する調査によると、不登校とは、年間30日以上の欠席者、いわゆる長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にある者、ただし、病気や経済的な理由による者を除いた状況と定義されます。文部科学省の調査によると、令和５年度に小中学校における不登校児童の生徒数は34万6,482人でした。この約34万という数字は、前年の令和４年度と比べて15.9％増加しており、過去最多となっております。統計上、私たちの千葉県は、令和５年度の小学校不登校児童は5,738人で全国８位、中学校不登校生徒は8,854人で全国９位というよくない数字が出されております。また、ここでは、お母さんと一緒でなければ来られない子や、病気との診断が曖昧な不登校傾向の子どもの数は含まれておりません。本市の実情は正確に捉えられているのでしょうか。

本市では、不登校児童生徒への対応として、校内教育支援センターが設置されていますが、それは適切な役割を果たし、不登校の子どもたちを教室や集団へ戻すことができているのでしょうか。さらに、不登校の子どもたちを持つ親御さんへのサポートも肝要かと思われます。学校に通うことのできないことで悲しむお子様の姿を見る親御さんも心を痛められています。そこには経済的な問題が生じることもあるでしょう。

2024年12月14日、報道によれば、不登校は低年齢化が顕著になり、その増加率は低学年、すなわち小１から小３で高い数値を示しています。小学１年生は令和３年度調査に比べ倍増し、小学２年生も1.88倍になりました。この場合、保護者は、まだ幼い子どもたちを家に置いて仕事に出かけることができず、離職や仕事の制限に迫られます。離職した保護者は全体で２割を占め、特に不登校が小学１、２年生から始まった保護者については、約３割から４割は離職に至っています。つまり、お子様が不登校になった場合には、親御さんの就労の仕方にも影響が生じ、結果として、世帯収入の低減をもたらすことも十分に考えられるということです。保護者が退職した場合、家庭生活にも大きな影響が出ます。私たち行政は、保護者への支援をも考えなければなりません。給付金などを実現することは非常に厳しいと思いますが、御尽力よろしくお願い申し上げます。

経済的以外にも不登校によって保護者に起きる変化、例えば体調不良や孤独感などに対して、親御様へのケアも重要になると思います。不登校の子どもを持ったとき、高いお金を出してフリースクールに行かせるか、自分が家で勉強を教えるか、１人ぼっちにして働きに行くか、どうするべきか思い悩んでいる親御様もいらっしゃるでしょう。私は、残念ですが、独身ですので、子どもはおりません。しかし、子育てはすごく大変だと思うんですね。今や子育ては社会全体でする時代と考えます。子育てに伴う負担を軽減していかなければ、少子化は止まりません。私たち行政は、不登校は子どもだけの問題ではなく、保護者が介入して解決しなければならないことをしっかり認識した上で、市民の皆様を守らなくてはならないのです。子どもが不登校になっても、家族皆が安心して生活するために必要なサポートについて、本市では数々の議論がなされてきたことは承知しております。しかし、本市は本当に子育てしやすい町なのでしょうか。

質問させていただきます。本市の不登校児童生徒及び保護者等への対応について、不登校に関する本市の現状と課題を伺います。

まず、ア、具体的に本市の市立学校の小学校、中学校において、文部科学省の定義する不登校児童生徒の数を伺います。

次に、イ、これを基に不登校の低年齢化が本市でも見られる現象でしょうか。また、それに伴う離職を把握していますか、伺います。

そして、ウ、無利息の貸付けなどで生活維持の相談をできる窓口が本市にあるかを伺います。

次に、お子様だけでなく、悩みを抱えている親御様のために御相談を受ける窓口などが本市にあるか伺います。

最後にオ、不登校傾向にあるお子様の実態把握につき、本市教育現場での実情についてもお伺いします。

以上、初めの質問を終わります。各位御答弁をいただいた後に再質問を続けさせていただきます。

○つちや正順副議長　答弁を求めます。

鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　私からは大項目、介護を取り巻く環境と介護者支援の取組についてと本市の不登校児童生徒及びその保護者などへの対応についてのウ、本市に無利息の貸付けをする相談窓口があるのかについてお答えいたします。

初めに大項目、介護を取り巻く環境と介護者支援の取組についてです。本市の65歳以上の高齢者人口は、本年１月31日現在10万6,423人であり、今後も増加傾向は続き、団塊ジュニアが65歳以上となる令和22年には約12万9,300人、高齢化率は約27％に上昇すると見込んでおります。これに伴い、令和５年は約18％であった本市の要介護認定者数は、令和22年には約19％に上昇する見込みであることから、介護する側の方たちも増加するものと考えております。そこで、高齢者サポートセンターでは、介護者の方々への支援や負担軽減のため個別の相談に応じるほか、介護技術の講習や介護者同士の交流機会を提供しております。相談に際しては、介護を必要とする方が円滑にサービスを利用できるよう、介護保険制度やサービス事業所に関する情報提供を行うとともに、ケアマネジャーなどの支援者に対しては、介護者の方の仕事と介護の両立に資する制度や相談窓口を周知しているところでございます。また、主たる介護者については、令和４年度に本市で実施した在宅での介護に関する調査において、介護者全体のうち約90％は配偶者、または子でございます。内訳としましては、配偶者のうち男性は約21％、女性は約17％、また、子のうち男性は10％、女性は約42％でございます。

次に、大項目、本市の不登校児童生徒及びその保護者などへの対応についてのウについてです。本市では、生活資金などの補塡を目的とした貸付けは実施しておりませんが、一時的に生活資金を必要とされる方には、千葉県社会福祉協議会が実施している生活福祉資金貸付制度を御案内しております。生活に困窮する方の相談の窓口としましては、平成27年度より、市川市生活サポートセンターそら――以降、そらと申しあげます――を設置し、相談を受け付けております。そらは、生活困窮者自立支援法に基づき、経済的に困窮し、生活の維持が難しくなるおそれのある方を対象に、個々の状況に応じた支援を行い、自立の促進を図ることを目的とした生活困窮者自立支援事業の相談窓口でございます。そらの主な支援内容は、一人一人の状況に応じ自立に向けた支援計画を作成し、家計の状況を見える化し、支援する家計改善支援事業や一般就労の準備のための就労準備支援事業のほか、離職者の就職活動を支援するために、家賃を一定期間給付する住宅確保給付金の支給などを活用して、生活困窮状態の解決を図っております。

なお、相談者が複合的な課題を抱え、複数の支援機関の関与が必要となる場合には、令和５年度より実施している市川市よりそい支援事業と連携するなど、一体的な支援を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは大項目の本市の不登校児童生徒及びその保護者等への対応について、不登校に関する本市の現状と課題についてのア、イ、エ、オについてお答えいたします。

初めに、ア、市立学校における文部科学省が定義する不登校児童生徒数についてお答えいたします。御質問者からもございましたが、文部科学省が定義する不登校は、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要

因・背景により登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるために、年間30日以上欠席した者のうち病気や経済的な理由による者を除いた者とされております。本市において、この定義による不登校児童生徒数につきましては、小学校は令和３年度225名、令和４年度303名、令和５年度379名であり、中学校は令和３年度423名、令和４年度460名、令和５年度539名となっております。

次に、イ、不登校児童生徒の低年齢化が本市においても見られているのか。また、それに伴う親の離職を把握しているのかについてお答えいたします。小学１年生の不登校児童数は、令和３年度14名、令和４年度12名、令和５年度27名です。また、小学２年生の不登校児童数は、令和３年度19名、令和４年度25名、令和５年度38名です。令和４年度から令和５年度にかけては、小学１年生は約2.2倍の増加、小学２年生は約1.4倍の増加となっており、本市におきましても、国と同様の低年齢化の傾向があると捉えております。なお、不登校児童生徒の低年齢化に伴う親の離職につきましては、教育委員会といたしましては把握しておりません。

次に、エ、本市に不登校児童生徒に対し悩みを抱える家族のための相談窓口があるのかについてお答えいたします。悩みを抱える家族のための校内の相談窓口といたしましては、教職員やカウンセラーが対応しております。また、校外の相談窓口といたしましては、本市教育センターの教育相談ほっとホッと訪問相談などの利用が可能となっております。

次に、オ、本市の教育現場において把握している、いわゆる不登校傾向にある子どもの実態についてお答えいたします。学校を休みがちであったり、登校できても所属学級に行けずに学校内の別教室で過ごしている児童生徒の実態につきましては、各学校が月ごとの長期欠席児童生徒数を教育委員会に報告する際に把握を行っております。令和３年度末における教室以外の場所で過ごす児童生徒数は240名、令和４年度末では270名、令和５年度末では292名となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　答弁が終わりました。

沢田議員。

○沢田あきひと議員　各位御答弁ありがとうございました。介護を取り巻く環境と介護者支援の取組について、再質問してまいります。

本市でも、御回答から、介護者が配偶者の場合には、男性の担う率が20％を超え、いわゆる男の介護が問題になっていることが分かりました。また、介護者が子の場合には、圧倒的に娘さんであることも分かりました。別の機会にでも、こうした介護者の介護と本人の仕事の割合、ワーク・ケア・バランスについてお示しいただければ幸いです。私の調査したところでは、日本全体では介護者の33％、すなわち３分の１が男性となっております。中には、要介護認定を受けた家族のことを会社に伝えないほうがよいと判断する方もいらっしゃるかもしれません。この推測から、この数字は低めに出された可能性があると私自身は認識しております。20年前に遡ると、介護サービスを利用することは恥だと考えられる時代もありましたが、現在では過去の話になろうとしています。私も、ながら介護が当たり前の社会になるよう、本市とともに周知活動を働きかけております。残念ながら、現在では、働きながら親の介護をすることでワーク・ライフ・バランスが崩れ、ストレスから介護離職につながるケースも多いと仄聞しております。

再質問いたします。本市では介護離職の現状はどうなっておりますか、お答えください。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

先ほどの調査結果におきまして、介護者291名のうち主な介護者が介護のために離職した方は23名と約８％で、男女比はおおむね３分の１が男性で、３分の２が女性となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　いただいたお答えから、要介護者は65歳以上高齢者数10万6,423人に令和５年度の認定率0.18を乗ずることで、１万9,156人程度であると算出されます。先ほどの調査結果サンプル数は十分でないと思われますので、さらなる介護離職の実態把握に努めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、介護と仕事の板挟みにより、精神的に追い詰められる方々もいらっしゃることでしょう。特にこれまで仕事に専念されてきた方にとっては、会社とは異なる介護という世界に戸惑いを感じる方も多いと思います。初めて親や配偶者の介護に直面する方々や、介護に不慣れな方々が集まって話をし、情報提供し合うことは、そういうことをしているのが自分だけでないと分かると思います。心のケアにもつながり、介護をうまくできるようになると考えますが、そういったところに予算をつけたり、場所を提供する支援が必要ではないでしょうか。

再質問します。介護者同士の交流の場など、心のケアの場を設けることに関する御意見を伺います。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢者サポートセンターでは、介護保険サービスの使い方や施設の選び方、介護者のメンタルヘルスなど様々なテーマで家族介護教室を開催しており、介護に必要な知識や技術を紹介するだけでなく、参加者同士でつながる機会にもなっております。そのほか、介護者の交流会などを通じて介護者同士の情報交換や日頃の悩みや苦労、工夫などを共有し、孤独、孤立を防ぐとともに、精神的負担の軽減を図っております。また、認知症カフェは認知症の方を支える御家族も参加することが可能であり、気軽に立ち寄り、一息つける場として、また、専門職などに気軽に相談できる場ともなっております。これらの取組を通じて、引き続き介護者が孤立しないよう、交流の場を創出するとともに、気軽に参加いただけるよう情報発信に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。様々なイベント、情報提供の場、交流の場が設定されているようですが、また別の機会にいま少し詳しい状況、開催頻度や参加者数、さらには参加された方の感想等を伺えれば理解が深まると思いますので、よろしくお願いいたします。

個人的には、子育てと介護とは家族をサポートするという点において類似性のあるライフイベントであると認識しております。例えば育児休暇を積極的に取得し子育てをする夫、いわゆるイクメンは、介護も受け入れやすいのではないでしょうか。一方、現在、介護に直面している男性介護者、いわゆるケアメンの方々は高齢者の方も多く、ビジネスに心血を注いできたという方も珍しくはないでしょう。そのような方々が介護という新しい世界に戸惑うのも当然のことと思います。市川市では、子どもが生まれる前にはプレ親学級があり、お父さんになる準備などができます。それと同じように、介護初心者の方々を集めて介護に必要な知識や技術の提供はできないでしょうか。

再質問いたします。増えていく男性介護者に対して、介護を実践している有識者による介護教室を開催するのはいかがでしょうか。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

家族介護教室は、介護者や介護に興味のある方であれば誰でも参加できる教室であり、参加者の中には親や配偶者の介護に携わっている男性もいらっしゃいます。また、男性の介護者を対象とした介護者交流会を開催しており、男性介護者の交流の場にもなっております。この男性介護者交流会には、介護初心者から長年介護を行っ

ている方など様々な方が参加しており、意見交換を通じ苦労や工夫などを共有し、孤独、孤立を防ぐとともに、精神的負担の軽減につながっているものと考えております。そのほか、今年度、市では高齢者サポートセンターやケアマネジャーなどの支援者向けに男性介護者の支援に関するオンライン研修を実施予定でございます。今後もこのような交流会や研修会などを開催し、介護者の意見交換や負担軽減につなげてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。介護をしている方の中には、介護のために離職し、介護中は親の年金や貯蓄を切り崩すことで生活をしていた方がいらっしゃることでしょう。では、介護を終えた後はどうなるのでしょうか。介護を終えた方が再就職をし、元の生活に戻るには高いハードルがあると思います。ここで、行政はどのような支援ができるのでしょうか。

再質問いたします。介護を終えた介護離職者の生活再建への支援体制の充実に対するお考えを伺います。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢者サポートセンターでは、介護を終えた介護離職者の方が再就職などへの支援を必要とする場合には、市川市生活サポートセンターそらやハローワークを案内するなどの支援をしております。引き続き介護離職者の方の生活再建につながるよう、関係機関との連携に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。あくまで私の意見ですが、生活サポートセンター、ハローワークへの案内に加えて、その方が蓄積されてきた介護者としての経験、知見をプロの介護担当者になるための基礎として役立ててもらうようお勧めするのはいかがでしょうか。人材不足が言われている現在の介護市場の問題解決にもつながると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、介護離職後の元介護者の生活について、経済困窮に陥る可能性も否定できません。もし生活保護の申請が必要な場合があっても、諸手続が分からない方も多いのではないでしょうか。

再質問します。介護終了後の元介護者の生活を成り立たせるために必要な場合には、高齢者支援センターの窓口などで生活保護の申請部署につながるような体制を整えてはいかがでしょうか。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

高齢者サポートセンターでは、介護を終えた方に限らず、相談や支援などで関わっている世帯が経済的事情により生活に困窮している場合には、生活保護の申請に関する助言、生活支援課や相談機関への連絡、面接への同行など必要に応じた支援を行っているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。私ごとで恐縮でございますが、私も過去20年にわたり母の介護を行ってきました。常に親の体調の心配や経済的な心配、何よりも、誰にも相談できないという孤独の中で闘ってまいりました。そのような私の体験から、市民の皆様に少しでも行政が寄り添うことができればと、今回の質問をさせていただきました。ヤングケアラー、トリプルケアラー、老老介護、様々な介護負担を負う皆様のいることも承知しております。高齢の方に耳を傾け、かつ若い人たちが仕事や結婚を諦めることのないよう、今、介護を頑張っている市民の皆様の声を聞きながら、本市行政と丁寧に議論していく所存でございます。

介護を取り巻く環境と介護者支援の取組については以上で結構でございます。

次に、本市不登校児童生徒及び保護者等への対応について再質問いたします。ア、ウ、エについては理解いたしました。イについては、１週間前、３月１日の報道でも、不登校で母親の約２割が離職、月５万円の出費増と報道されておりました。不登校児童生徒の親の離職の現状を把握することは、市民生活を守るためにも重要です。個々人の家庭に深入りすることは難しいことは承知しておりますが、個人のプライバシーを守りながらも、しかし、弱者となる市民を見つけ出し、寄り添うというバランスのよい組織づくりを要望いたします。

では、オについて再質問をしてまいります。私たちの責務は、不登校傾向にある子どもの実態を把握し、いわゆる隠れ不登校児童生徒を含めた全ての子どもたちに教育を受けさせることにあると考えます。いじめを基に不登校になる児童生徒も考えられます。2024年11月26日、こども家庭庁は、学校でのいじめが深刻化していることを踏まえ、子どもが不安や悩みを打ち明けやすい環境整備が必要であるとして、子ども目線からの支援を強化する方針を打ち出しました。若手や民間企業から出向している職員30人余りがプロジェクトチームをつくり、自治体や支援団体と密な関係を取り合うそうです。

再質問いたします。11月下旬のこども家庭庁からの発表を受け、重要なことにつき、本市の御認識を伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

こども家庭庁は、いじめを政府全体の問題として捉え直し、文部科学省など関係省庁との連携の下、学校外からのアプローチによるいじめ防止対策に取り組むことで、学校におけるアプローチと相まって、いじめの長期化、重大化の防止、重大事態の対処の適切化を推進しようとしています。また、こども家庭庁の令和７年度当初予算案の概要では、学校外からのアプローチによるいじめ解消の仕組みづくりに向けた手法の開発、実証を行う事業を挙げています。具体的には、自治体の首長部局において専門家を活用するなど、学校における対応のほかに、いじめ相談から解消まで関与する手法等の開発、実証とし、令和６年７月時点で全国12か所の地域で実施し、令和７年度は実証地域を16か所へ拡大する予算案を計上しています。また、昨年11月26日にこども家庭庁は、子どもが相談窓口などにためらいなく悩みを打ち明けられる環境の構築を目指して、若手職員を中心としたプロジェクトチームを発足させました。今年度末に実態把握結果などの活動報告を大臣に行う予定とのことですので、今後このような国のプロジェクトチームの取組結果や実証地域での効果等について注視してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　回答理解いたしました。私が伊勢市に視察に行った際に、市の施設内にいじめに対する窓口がございました。本市にはまだないそうですので、悩んでいる御家族も多いと思いますので、環境整備、よろしくお願いいたします。

具体的な対策として、いじめなどへの相談窓口をより身近にすることや、児童生徒と本市の市議会議員が話をする機会を定期的に設けること、あるいは江戸時代の目安箱のように、子どもから田中甲市長への手紙を広く受け付けるなど、いろいろな施策が考えられると思います。子どもたちの素直かつ率直な意見を受け止められるよう、私たち行政はさらに門戸を広げる必要があるのではないでしょうか。

私は昨年、福岡県にある立花高校に視察に行ってまいりました。そこは、不登校になりがちなお子様がやってくる高校として、近年は定員以上の入学希望者が殺到しております。その志願者は県を越え、不登校になった多くの生徒が新たな学びの場、コミュニケーションの場を求めやってくるそうです。市川市からも生徒さんがいらしたとお話を伺いました。令和５年、2023年、現状の在校生、定員450人に対し576名です。この数字は全国的に

不登校の学校が少ないことを表していると思われます。立花は高校でありますが、この方針は低学年の子どもたちにも参考になると思います。私は、立花高校現校長たる齋藤先生に直接お話を伺いました。よかよかという口癖と柔和な語り口こそ、立花高校の姿勢である子どもの心に重きを置き、居心地のよい場所の創出を体現していると私は感じました。校長先生は、不登校の子どもにとって一番重要なことは、子どもの個性を尊重し、それぞれの子どもを認めてあげることであるとおっしゃっていました。現行の教育システムは、あくまで大人主導でつくられたものであります。生き生きとした想像力に富んだ子どもたちにとって、大人の決めたルールは時に息苦しく、居心地の悪いものになるかもしれません。そのとき我々がすべきは、子どもの主張を生意気と突き放すのではなく、柔軟に一人一人の個性を生かし、育てていくことになるのではないでしょうか。

こうした教育方針の下、立花高校が採用している制度にチーム担任制があります。これは2021年度に導入された制度であり、１チーム３人の教員が１週間ごとに担任を替わり、２クラスを担当します。従来の教育制度では固定担任制が主ですが、必ずしも生徒さんの気質と合致するとは限りません。そんな中、チーム担任制によって、できるだけ多くの教員と子どもたちがコミュニケーションの取れることで、生徒さんからも、担任の当たり外れがなくなったという声が聞かれるそうです。また、先生方からも、フレックス勤務が可能となって年休も取りやすくなったとのことで、教育者、生徒双方に喜ばれている制度であると実感いたしました。

再質問いたします。本市では、不登校児童生徒に対し校内教育支援センターが設けられておりますが、元の教室に戻れるお子様の割合はどれぐらいでしょうか、お答えください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

令和６年度に小学校に設置したモデル校６校の校内教育支援センターにおいて、自分の所属する学級に戻ることができた児童の割合は13.7％でございます。また、中学校の校内教育支援センターにおいて、自分の所属する学級に戻ることができた生徒の割合につきましては、令和５年度は10.2％、令和６年度は１月末現在で7.1％でございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　続けて質問してまいります。本市の小学校校内教育支援センターでもチーム担任制を導入し、子どもの個性を見つけるお考えはありますか、お答えください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

現在、小学校に設置しているモデル校６校の校内教育支援センターでは、既に校内の複数の関係教職員が連携しながら、子どもの実態を把握した上で支援を行っております。子どもに合ったよりよい支援を行うためには、児童生徒に関わる教職員が当該児童生徒の個性について多角的に見立て、適切に把握することが必要であることから、来年度以降も各学校に複数の教職員が連携し、実態把握するよう指導、助言に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。続けて質問してまいります。校内教育支援センターではどのような仕組みで子ども一人一人に合った学びの場、コミュニケーションの場に導いているのでしょうか。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

各学校における校内教育支援センターの利用につきましては、最初に児童生徒、保護者、学級担任などが共通

理解を図った上で利用を行っております。また、校内教育支援センターで取り組む学習課題を学級担任と児童生徒で相談し、決定した上で学習を進めたり、小学校では児童同士、ボードゲーム等をしたりするなど、学年に応じた方法でコミュニケーションを図りながら過ごしております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　答弁理解いたしました。本市では、全中学校と今年から試験的に小学校６校内に校内教育支援センターが設けられておりますが、さらに本市では取組として生涯学習センター学校教育部教育センター内で、公的にサポートルームふれんど市川を開設しています。以下、ふれんど市川と略称いたします。このふれんど市川では、市内小学４年生から中学３年生の混合教室で児童生徒を受け入れております。約70人の登録があり、毎日20人程度の登校があるとのこと。児童生徒さんが来られる時間に登校し、自分の席で学習できる場であるとのことです。

質問いたします。私が拝見したところ、メイン教室には30席、サブ教室には12席程度しか机はなかったのですが、登録だけでほとんど来ない子もいるのでしょうか、お答えください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

令和７年２月14日現在におけるサポートルームふれんど市川の登録者数は、小学校38名、中学校43名の合計81名であり、そのうちおよそ半数の児童生徒が手続や体験入室のみとなっております。登録者数のうち、週１回程度の来室があると認められた正式入室児童生徒数は、小学校19名、中学校20名の合計39名でございます。その中には在籍校での登校が安定している児童生徒もおり、１日の平均的な来室児童生徒数は、小学校６名、中学校８名程度となっております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　なかなか難しい状況があると思いますが、集団での学び方になじむことができず、登校が難しいお子様もいることが推察されます。そのようなお子様を取りこぼすことなく、人間関係づくりや家庭から学校へのステップアップを目的とした居場所づくりは非常に重要であると考えております。

ここで、私は立花高校で実施している学校外教室について提案させていただきます。この制度は、学校に登校することが難しい生徒のために公民館などに先生が出向いて授業を行うものです。この教室は人間関係づくりを目的とした家庭から学校へのステップアップの場であり、授業内容も周りの生徒たちとコミュニケーションの取れるよう、楽しさを配慮した気軽に参加できるものと伺いました。本市各地域には公民館が15か所ございます。学校に登校することが難しい生徒さんがいらっしゃるならば、その地域のお子様に公民館に集まってもらい、学校外教室を行うのも１つの手だと思います。

質問いたします。本市では、生涯学習センターサポートルームふれんど市川が既に開設されておりますが、増加している不登校児童生徒の中には、物理的に自力で通うことのできないお子様もいらっしゃることでしょう。そこで、さらにそれぞれの地域の近くの公民館で出張授業を行うことはできないでしょうか。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

現在それぞれの地域の公民館に出向いての不登校児童生徒に対する出張授業は行っておらず、その実施については想定しておりません。自力で学校などに通うことができない児童生徒に対しては、各学校がオンラインで授業配信を行ったり、家庭訪問を行ったりすることで、不登校児童生徒の学習機会を確保しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。本市ふれんど市川は、小学４年生から中学３年生の混合教室となっておりますが、進学のため、学力の向上も加味した制度づくりも可能でしょうか。お隣の浦安市では、本年度、県内初となる学びの多様化学校が開校される予定です。各学年定員は10人程度の少人数制で授業を行うそうです。不登校の中学生のため、特別な教育課程を整備した学びの多様化学校は、2030年度、千葉市においても設置予定されております。本市ふれんど市川においても、学力向上のため見習う必要はないでしょうか、お伺いいたします。

本市でも学年別、もしくは習熟度別少人数指導の学習体制は取れないでしょうか。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

校内教育支援センターは各学校に１教室の開室であるため、１つの教室を学年別、習熟度別の指導体制を取ることは想定しておりません。しかしながら、１教室の中で児童生徒の状況に合わせて、学年別に指導を行ったり、児童生徒の学習の状況に合わせて指導を行ったりすることは可能であります。具体的に申し上げますと、現在、中学校の校内教育支援センターでは、教員がそれぞれの生徒が取り組んでいる課題の支援を行ったり、授業時間を学年ごとに分割して、学年ごとに授業を実施しており、生徒の学習の状況に合わせて指導を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解いたしました。不登校の子どもたちのために、進路選択や社会自立に向けた学びの場の提供をお願いいたします。

私が市民の方から御相談を受けたところでは、中学生の不登校のお子様は、友達と同じように全日制高校に進んで学校生活を仕切り直したいと思っているそうです。不登校だから通信制や定時制高校など進路を狭めるのではなく、選べる道を広げてほしいということでした。

私が調べたところでも、不登校になったお子様の４割は進学を望んでいます。そこで、親御様と本人が一番気になるのが調査書の存在です。不登校生徒の調査書を書くのは困難ですが、高校受験に重要になることも多いからです。

質問いたします。本市において不登校生徒の進学指導についてどのような対応をしておりますか、お伺いいたします。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

本市といたしましては、不登校児童生徒の学習評価を行う際の留意点として、所属学級以外での学習についても考慮し、評価に差をつけることがないように指導しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　沢田議員。

○沢田あきひと議員　理解しました。現在の入試制度の在り方を見直す必要もあるのではないでしょうか。例えば長野県教育委員会は、2025年から調査書の出欠、健康の記録欄を削除する方針を決めています。実際に不登校など長期欠席者の受験に対する要望を基に、山梨県では2025年度入試から県立高校27校、公立１校、計28校の後期入試で調査書の要らない入試が、今年の今月５日、６日に行われました。まさに昨日とおとといです。我が子

のことで心配な御家族の方々もいると思います。千葉県でも、県教育委員会が入学者選抜の改善を検討しています。令和８年度以降、入学者選抜において改善を行うそうです。配慮の必要なお子様の心理的負担とならないように、調査書の４つの項目を削除するそうです。第１に総合的な学習の時間の記録、第２に出欠の記録、第３に行動の記録（第３学年)、４番目に総合所見、この４つです。そして、令和７年度入試選抜においても、不登校経験を有する生徒について、在籍する学校における出席の状況のみをもって不利益に扱わないことになっております。全てのお子様が希望を持つことのできる入試選抜の制度の構築を進めていただきたいと思います。

進学や就職は、あくまで人生を豊かにする１つの手段であり、ゴールではありません。10年後に誰もが自分らしく人生を歩んでいることが肝要です。我々がすべきことは、子どもたちが学校に行かない状態を否定せず受け止めること、そして、興味や関心を広げるため、情報や出会いの場を提供し、広い意味でのキャリア支援を行うことであります。

教育とは、子どもたちが自分の意思でどのように生きていくかを決定するためにあらねばならないのです。人づくりこそが国づくりであると思います。皆が支え合う世の中を実現するためには、親御様の所得に関係なく、安心して子ども目線から教育を選択でき、学力を向上させることは、この国の社会全体のレベルアップにもつながると私は考えます。全ての子どもたちが夢や希望を持って歩んでいってほしいと思うところでございます。

以上、会派新しい流れ、沢田あきひとでございました。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時51分休憩

午後３時20分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○稲葉健二議長　この際、街づくり部長より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　貴重なお時間を頂戴し、申し訳ございません。発言の訂正をお願いいたします。

午前中の市川維新の会、つかこし議員の一般質問中、空き家問題の対策についての質問に対する答弁におきまして、不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業を、不燃化・耐震化促進地域特定空家除却事業と申し上げましたが、正しくは不燃化・耐震化推進地域特定空家除却事業でありますので、訂正をお願いいたします。議長におかれましては、お取り計らいのほど、よろしくお願いいたします。

○稲葉健二議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を継続いたします。

加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　皆さん、こんにちは。会派創生市川・自民党第２の加藤圭一でございます。通告に従い一般質問を行います。どうぞよろしくお願いいたします。

初めに、大項目１つ目、ＮＰＯについて。

広義には非営利団体、狭義には非営利で社会貢献や慈善活動を行う団体のことを指します。金銭的な利益を得る目的ではなく、社会の様々な課題を解決、また、社会に貢献するために活動している団体と認識しています。

(1)本市のＮＰＯに対する認識と支援につきまして。市川市市民活動団体事業補助金の制度の下、件数と金額

については先順位者への答弁で、令和６年度では44件、約570万円の申請があったと承知しています。では、具体的にどのような事業に交付しているんでしょうか。また、その審査方法について伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

ＮＰＯとは、非営利の組織全般を指し、本市でも多くのＮＰＯが、福祉、子育て、まちづくりなど様々な場面の活動を通じて地域の共助を担っていただいております。

次に、市民活動団体事業補助金の交付条件でございますが、特定非営利活動促進法でＮＰＯ法人として認証を受けられる保健、医療または福祉の増進を図る活動、社会教育の推進を図る活動、まちづくりの推進を図る活動など20分野のいずれかの活動の実施を目的とする団体が、市民を対象に市内で実施するなどの条件を満たした事業に対して補助金を交付しております。この補助金の審査方法につきましては、市職員による申請書類の形式審査のほか、学識経験者、関係団体からの推薦者及び公募による市民で構成された審査会が団体に対するヒアリングや書類審査等の実質審査を行った上で、交付の可否や補助額の決定をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。本市においても多数のＮＰＯ団体さんが福祉、子育て、まちづくりなどの分野で知見を生かし、地域の共助を担っていらっしゃる。そして、同補助金の名称のとおり、団体に対してではなく、ＮＰＯが行う事業に対し補助金が出ているということも改めて確認いたしました。さらに本市からの市民活動団体事業交付金、その交付対象、審査基準についても御答弁いただきまして、言わずもがなでありますが、税金から補助金を拠出しておりますので、公正な審査が求められます。形式審査と実質審査の２段階で行われているとの御答弁でございました。ＮＰＯの補助金の審査基準についてお尋ねした理由は、行政から拠出された委託費の在り方が他自治体で問われた一件があったからでございます。

2023年４月17日付の「月刊正論」のオンライン版によりますと、東京都が家出した性被害に遭った若年女性を支援する一般社団法人に拠出された業務委託費に不明瞭な会計があったとし、住民監査請求が起こされたとの記事がありました。ちなみにこの団体でございますが、令和３年度には東京都から業務委託費2,600万円支払われた、こういう記事でございます。そこから明らかになりましたのは、１回で高額な食費を拠出していたり、また、領収書がない経費を計上するなど、ずさんと評さざるを得ない、そういう状況だったわけです。果たして本市が支援するＮＰＯの事業というのは大丈夫なんでしょうか。そして、公金を支出する行政も問われてまいります。改めて補助金の透明性確保をお願いいたします。

続いて、現行の制度に至る経緯について確認したいことがございます。以前、１％支援制度として市民活動団体支援金が交付されていましたが、現行制度に変更された経緯、伺えますでしょうか。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

平成17年４月に施行した納税者等が選択する市民活動団体への支援に関する条例に基づく支援制度、いわゆる１％支援制度は、市民が納めた市民税の１％相当額を賛同する市民活動団体に投票し、その額が団体への支援金になるという制度でございました。この制度を現在の制度に変更した経緯でございますが、納税額の確認など、市の事務量が非常に多かったという課題に加え、市民活動団体からは、活動に賛同する市民を募るための広報活動が団体の負担となること、支援額が毎年大きく変動する可能性があるため事業の見通しが立たないこと、支援額に上限がないため各団体に交付される支援金に大きな差が生ずることなど、市民活動団体の本来活動に影響する旨の意見が数多く寄せられておりました。これらのことから、平成28年４月に適正な事業に安定した補助金を

提供することができる現在の市民活動団体事業補助金の制度に改めることとしたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございました。各市民団体さんが、安定的な収入が得られないなどの問題があったということを理解いたしました。

続いて、(2)本市のＮＰＯ法人に対する認識について確認いたしますけれども、(1)のＮＰＯと(2)のＮＰＯ法人とは別物です。前者のＮＰＯは任意団体であるのに対し、後者のＮＰＯ法人は、その名のとおり法人格を有しております。市民活動団体補助金は、ＮＰＯ法人として認証を受けられる活動の実績を目的とする団体に補助金を交付しているとのことでございますが、これも確認も含めてであります。ＮＰＯ法人とはどのような団体なんでしょうか。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

ＮＰＯの多くは法人格を持たない任意団体として活動しております。そのため、銀行口座の開設、事務所の賃借、不動産の登記などをＮＰＯ団体の名義で行うことは難しい場合がございます。これらの問題を解決するため、任意団体としてのＮＰＯが特定非営利活動促進法に基づき設立の認証を受けますと、法人格を付与されてＮＰＯ法人となります。なお、ＮＰＯ法人は特定非営利活動の実施を主たる目的にしなければならず、特定の公職にある者等、または政党を推薦し、支持し、またはこれらに反対することを目的としてはいけないなどの制限がございます。

また、ＮＰＯ法人は、法令により事業報告書や定款等の書類を所轄庁である千葉県に対して提出することが義務づけられており、これらの書類の一部は内閣府のウェブサイトで公開されます。これはＮＰＯ法人が自らの情報を公開することにより、市民の信頼を得て市民によって育てられるべきであるとの考えによるもので、ＮＰＯ法人の社会的な信用が高まることにつながっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。ＮＰＯと違って申請に手間がかかりますけれども、ＮＰＯ法人として認証されるメリットは、先ほど述べましたように法人格を有しているため、団体名義で様々な契約を締結できる。また、収益事業を除いた部分については、法人税が原則非課税であるということも大きいかと存じます。そして、ＮＰＯ法人に課される制限として、特定政党、特定議員等を応援する、支持する、あるいは逆にそれらに反対するような政治活動はできないということですね。ＮＰＯ法第２条第２項第２号ハにおいて、その旨記載がございます。当然、議員の皆さんも御存じですね。もし同項に違反した場合というのもいろいろと規定があるようでございますが、ここでは割愛いたします。

ところで、2024年12月６日金曜日19時過ぎ、市内で行われたＮＰＯ法人のイベントに参加したところ、特定の市議会議員の議会活動を紹介する様子がスクリーンに映し出されまして、この目で確認いたしました。一参加者である私は、ＮＰＯ法人の枠組みで政治活動していらっしゃるんじゃないかという印象を受けました。ＮＰＯ法に適合しない事態ではないかと思います。

話は変わりまして、ＮＰＯ法人について、有識者の見解にも触れます。福島大学経済学会出版の「商学論集」に星野珙二同学名誉教授が書かれた「ＮＰＯによる共助社会の形成」という論文があります。同大学の副学長まで務められた方です。部分的に引用いたします。特にＮＰＯ法人は、社会の中で自立した組織として活動することが求められており、会計上も自立性が求められる。このように原則ＮＰＯは、共助の枠組みに位置づけられ、

公の助けの公助との役割分担を明確にすることが望ましいと思います。もし行政からの補助金受領を前提とするような会計とするならば、やはり考えを改めていただきたいです。そして、補助金を受けて事業を行うようにしましても、会計の透明性が求められます。ＮＰＯ法人は団体の情報を公開することにより、社会的な信用が高まるとのことでありますが、その活動に法令違反等の疑義が生じた場合、どのようにすればよろしいんでしょう。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市川市に主たる事務所があるＮＰＯ法人が特定非営利活動促進法に違反する疑いがある場合には、千葉県の所管部署が対応の窓口となります。千葉県知事は必要に応じて、法人に対して報告や改善措置を求めたり、認証の取消しを行うことができます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。ＮＰＯの不祥事というのも、いろいろ起きているようでございまして、例えば2024年７月９日にＮＨＫが報じたところによりますと、山形県長井市において、児童の発達支援を行うＮＰＯ法人が、利用者の実績を偽るなどして給付金300万円を不正受給した例などもございます。このように、先ほど御答弁の中で、ＮＰＯ法人における、法令違反等の疑義について御質問いたしました。ここで、個別具体的な事例ではなく一般論としてお尋ねします。市議会議員等政治家がＮＰＯ法人の活動において、食材を無償で配布する場合、公職選挙法で禁止されている寄附行為に当たるのではないかと考えますが、政治家の寄附について、市の見解をお尋ねします。

○稲葉健二議長　荒井選挙管理委員会事務局長。

○荒井義光選挙管理委員会事務局長　お答えいたします。

政治家が行う寄附につきましては、公職選挙法により、当該選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするかを問わず寄附をしてはならないとされており、親族に対する寄附など特定の場合を除いて禁止されております。また、政治家が役職員、または構成員となっている団体などが政治家の氏名を表示し、または氏名が類推されるような方法で寄附をすることも禁止されております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。令和６年９月定例会の私の代表質問におきまして、市議会議員が子ども食堂を運営し、食事を無償で提供しているケースにつきましても選管にお尋ねしたことがございました。今お尋ねしたことと共通しておりますのは、生活困窮対策として善意だったということは理解できるんですが、これを市議会議員の立場で行えば寄附行為が疑われると。自制心を持つなど公人としての自覚が問われてこようかと存じます。

続いて、(3)に参ります。今後のＮＰＯに対する支援の在り方について。市民活動団体事業補助金は、ＮＰＯの活動を支援するために一役買っているものと理解はしております。ただ、同一あるいは類似事業に永続的に補助金を拠出するのは、ＮＰＯの自立的な運営の観点からして好ましくないと考えますけれども、いつまで補助金を交付するんでしょうか。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

市民活動団体事業補助金の補助額は、補助対象事業に係る経費の２分の１で、限度額は、１回目から３回目までの交付を受ける場合は30万円、４回目以降は15万円となっております。交付回数の上限については、条例に制

限が定められていないことから、要件を満たす事業には継続して補助金を交付しております。この補助金制度は、市民活動団体の活動の支援及び促進を目的としており、財政的基盤が確立している市民活動団体に対し、長期間にわたり補助金を交付することは制度の趣旨に反するのではないかという御意見があることは認識しておりますが、継続して申請している団体の中には、よりよい活動をするために補助金を要望しているところもあることから、今後は制度の趣旨を踏まえながら、交付回数の上限等について調査研究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございました。現状、同一事業であっても継続的に補助金を交付しているということを理解いたしました。ただ、それでは、今申し上げたようにＮＰＯの自立的な運営を、いわば阻害しているんではないかと。行政からの支援に依存した会計、財務構造になっております。補助金の原資たる税金の使い方として、広範な理解が得られるのか疑問です。部長が可能性として言及されていた補助金の交付回数に上限を設けるということ、これはぜひ御検討いただきたいと思います。

ＮＰＯについて問題提起いたしたいのは、ＮＰＯと行政の距離感、これをきちんと取る。共助と公助の役割分担、さらに政治家の関わり方、そして補助金拠出の妥当性であります。こういったことをきちんと考慮に入れていただきまして、ＮＰＯ法人に期待というのも大いにあろうかと思いますので、ぜひこういった質問を基に、より建設的なＮＰＯ法人の活動を一緒に考えることができればというふうに思います。

ＮＰＯに関する質問は以上でございます。

続いて、大項目２つ目、国民健康保険について。

本市における国民健康保険事業は、国民健康保険法、市川市国民健康保険条例をはじめとした関係諸条例に基づき運営されているものと認識しています。その会計制度は、地方自治法第209条で根拠づけられている一般会計から独立した特別会計で収支の管理がなされておるということです。

(1)国民健康保険の財政状況について。現状、国民健康保険の財政状況は、どの自治体も厳しいと認識しております。もちろん国も手をこまねいているわけではありません。厚生労働省に設置されている社会保障審議会医療保険部会は令和２年12月17日に発行した「国民健康保険制度について」という資料において、財政運営の都道府県単位化・都道府県と市町村の役割分担について言及しておると。「都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担う」ということです。一方、「市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健康事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き」行うと、こういった、今し方述べましたように県としての役割分担というのをここに明記しておるわけでございます。

話を本市の国民健康保険に戻します。本市も長年にわたって赤字が続いておりますけれども、令和７年度はどのような見通しになっているんでしょうか。また、赤字の原因について、どのように認識されていますでしょうか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

市川市国民健康保険特別会計の令和７年度当初予算では、赤字補填のための一般会計からの繰入金がおよそ16億円、財源不足を補うための国民健康保険財政調整基金の取崩しが５億円、合わせて21億円となっています。要因の96％は、県内の国民健康保険被保険者の医療費などを賄うために、千葉県から各市町村に割り振られた納付金に対する財源不足となっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　具体的な数字を出していただいて、ありがとうございます。令和７年度当初予算において国民健康保険特別会計の赤字額は21億円、それを補填するために一般会計からの赤字繰入金が16億、そして国保の財調の取崩しが５億、これを足して21億でございますね。赤字額と、それを補填するお金の出どころは理解いたしました。改めて国保財政が危機的状況にあるということを認識せねばなりません。御答弁によりますと、千葉県から割り当てられた納付金に対して財源不足が生じているとのことでございます。

ここで、国保財政の仕組みについて、議長の許可をいただきまして図を用いて確認いたしますと、私がこの質問をする前に県と市で役割分担があると申し上げました。このように、県と市におきまして、それぞれ国保の特別会計が存在します。初めに、県から市に対し納付金額の決定が示され、それに基づき本市が県に納付金を支払います。ちょっと分かりにくいですけども、この上を向いている赤い矢印、これが市から県への納付金です。ここに財源不足が生じているということですね。県に納付金を支払うことによって、今度は県から交付金が得られます。それを今度は市が医療機関に保険給付金として払う、こういう構造でございますね。

そこで再質問いたします。今、この図上で赤い矢印、上を向いている矢印、この指している部分、これは県から割り当てられ、県への納付金に財源不足が生じているということでありますけど、その原因は何でしょうか。また、それを解消するためにどのような措置を講じていますでしょうか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では、令和６年度に９年ぶりの国民健康保険税の見直しを行いましたが、平成27年度から長年にわたって据え置いてきたため、国や県が求める保険税水準や近隣市の保険税水準と比べて大幅に低い水準となっています。このため、直近では毎年20億円を超える赤字が発生しており、少子・高齢化に伴ってさらに拡大していく見通しとなっています。本市は、国の通知により赤字削減・解消計画の策定が義務づけられており、千葉県からは、令和12年度までの削減・解消が求められています。今後も計画に掲げる医療費の適正化や保険税の収納率の向上、適正な保険税率等の設定など、国民健康保険財政の改善に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。やはり保険税水準の議論が出てまいりました。低く抑えられていて、負担は軽減されていますが、必要な財源を賄い切れていないということが言えます。本市では、令和６年度に平成27年度以来９年ぶりに保険税率の見直しを行いました。田中市長の下で、ようやく収支の改善が図られるようになり、安堵しております。さきに取り上げた厚労省社会保障審議会の資料におきまして、法定外繰入れの解消、保険料水準の統一、医療費適正化などが今後の課題として据えられております。この資料は令和２年に出されております。当時の村越祐民市長の下では、保険税率の見直しの議論すら行われてこなかったと認識していますが、まさに無策、無責任だと考えます。近隣自治体並みに国保税率を引上げ、持続可能で、被保険者の方が安心できる国保財政を目指していかねばなりません。

国民健康保険との対比で、会社員や公務員の方が加入されている被用者保険について考えますけれども、そのうち主に大企業の方とその家族が加入されている組合管掌健康保険につきまして、いわば、いわゆる会社の健康保険、健保組合とも呼称されております。従業員と雇用先の企業が毎月折半して支払った健康保険料を収入として医療費の支払い等、保険事業を行っています。約2,800万人の方が加入されている組織でございます。2024年10月３日付日本経済新聞電子版が報じるところ、2023年度の収支が全体で約1,300億の赤字になったとのこと。

高齢者医療への拠出金の増加が響いておるとか、いろいろと新聞には書かれておりますけれども、このように組合管掌健康保険というのも大変財政状況が厳しい。保険料率の値上げや基金の取崩しなど自助的に対応しているのが現状です。ただ、もちろん税金は投入できません。ところが、なぜ国保は一般会計からの安易な繰入れを恒常的に行ってきたんでしょうか。しかも、毎年20億もですよ。本市は予算編成段階で100億の財源不足が言われておりまして、一般会計にも余裕はありません。財源は無尽蔵にはございません。なぜ被用者保険に入られている会社員、公務員の方が納めた税金を使って国保の赤字の補塡をし続けなければいけないんですか。私が周りの会社員の方々にこのことを話すと、皆さん口をそろえて、おかしいと言っていますよ。また、共済組合に加入されている理事者の皆さん、そう思いませんか。国保税納付に当たって、経済的状況が厳しいということなど、そういった理由も十分に理解いたしますが、保険税を払えないのはやむを得ないでは済みません。公平に負担していただきませんと国保の制度が成り立ちません。

続いて、(2)に参ります。滞納整理事務について。国保財政の健全化のためには、あまねく公平な収納業務をお願いしたいところです。ア、保険税収納状況はどのようなもので、滞納額はどのように推移していますでしょうか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

現年課税分の収納率は、平成29年度以前は80％台でしたが、近年の徴収強化の取組により、令和５年度は92％まで向上しています。また、滞納繰越分は滞納額自体が縮小する中、毎年度７億円前後の収納額を確保しており、令和６年度は８億円に迫る見通しとなっています。現在は徹底した財産調査を行い、資力がありながら納付いただけない方に対しては、差押えなどの適正な対応を行うことで、被保険者間の保険税負担の公平性の確保に努めています。その結果、国民健康保険税の滞納額は、平成25年度末の78億円から、令和５年度には25億円まで減少しており、53億円の滞納額の解消を図っています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。一般に国民健康保険はほかの医療保険に比して税負担が重いとされる中、保険税の９割以上を確保し、滞納額をおおよそ78億から25億でございますから、３分の１程度に縮減できているということが分かりました。そういった御努力に感謝申し上げます。

続いて、イ、組織改編における今後の影響について。令和７年度の組織改編において、国民健康保険の滞納整理事務につきまして、保健部国民健康保険課から、財政部納税・債権管理課へ事務移管されます。議案第38号市川市行政組織条例の一部改正においても図示されているものでございます。その目的と効果について伺います。

○稲葉健二議長　田中財政部長。

○田中雅之財政部長　お答えいたします。

新年度より国民健康保険税の滞納整理事務を私ども財政部へ事務移管する目的といたしましては、まずは国民健康保険税の収入未済を縮減することが大きな目的であると考えております。そこで、本市の収入未済の状況を令和５年度の決算ベースで御説明をさせていただきますと、まず、一般会計の収入未済額は全体で約17億6,100万円となっており、その内訳といたしましては、市税の収入未済が約８億6,400万円、生活保護費返還金収入などの市税以外の収入未済が約８億9,700万円となっております。また、国民健康保険などの特別会計の収入未済額は、３会計合わせて約26億7,200万円となっておりますことから、本市全体の収入未済額は約44億3,300万円となっております。このうち国民健康保険税の収入未済は、先ほど保健部長が答弁させていただきましたが、近年減少傾向とはなっておりますが、いまだ約24億5,900万円と、本市全体の収入未済のうち半分以上を占めている

状況となっておりますことから、まずはこの国民健康保険税の収入未済の縮減を図ることを目的として、事務移管を行うものでございます。

次に、事務移管する効果といたしましては、大きく３点あると考えております。まず、１点目の効果といたしましては、これまでは市税の納税相談は納税・債権管理課へ、国民健康保険税の納税相談は国民健康保険課へ、それぞれ相談をする必要がありましたが、相談窓口を一本化することによりまして、市民の利便性が向上するとともに、市税と国民健康保険税を合わせた総合的な納付計画を立てられるといった効果が考えられます。

２点目の効果といたしましては、事務移管による組織編成により職員の適正な配置を行うことで、これまで双方の課で行っておりました財産調査や居所調査といった重複して行っていた事務の効率化が図られるといった効果が考えられます。

３点目は、滞納整理事務の知識やノウハウが共有されることで、国民健康保険税の収納率の向上に加えまして、収入未済額の縮減が見込まれることによりまして、将来的には国民健康保険の財政運営の改善にもつながっていくものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。財政部長、期待しております。御答弁にございましたように、市全体の収入未済額の約半分が国民健康保険税なんですね。いろいろと数字も挙げていただきましたけれども、国保だけでも大変すごい額だということです。

あと、事務移管の効果につきましてもいろいろと御答弁ございました。やはり窓口を一本化する、これは分かりやすいですね。そういったメリットも１つ目に挙げられていました。

それから、３つ目に挙げられていたメリットとして、これまでノウハウというものが各部署であったかと思いますけども、そのノウハウをお互い生かしていける、そして、収納整理事務の経験値を生かして、より効率的な業務が行える、そういうことを目指していらっしゃるんだということを理解いたしました。これからもこういった徴収業務、いろいろ大変だと思うんですけれども、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

最後、大項目３つ目、こども送迎ステーションについて。これまで提案してきた改善案に関する進捗状況、大変恐縮でございますけども伺います。私は令和６年６月定例会におきまして、行徳駅前２丁目にございます同施設につきまして、日中の時間帯、使われていないと。その間の有効活用について意見を申し上げました。並びに、この施設、バスで保育園児のみんなを送迎するわけでございますけれども、送迎先が１か所しかないといった具合に、複数の送迎先というのが回れないもんかと、こういった大きく２点、改善の御提案をさせていただきまして、その検討状況を伺えますでしょうか。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

初めに、日中の空き時間の有効的な活用に関する検討の状況についてです。行徳駅前にあるアイキッズステーション行徳は、朝から夕方までの児童を預かっていない時間帯に施設を活用することができていないため、その時間帯の施設の活用方法について、現在、運営法人と協議を進めております。運営法人からの具体的な提案の一例としましては、子育て世帯へ向けた地域貢献として施設を開放することや、地域子育て支援センターとして利用することなど、自由に遊ぶことができ、子育て世帯が交流をすることができる場として活用するといった本施設の立地や設備を生かした提案がなされております。これらの提案を含め、地域における必要性などを考慮して、引き続き検討してまいります。

次に、送迎先を複数園にすることに関する検討の状況についてです。送迎先を増やすことは、保護者にとって

預け先の選択肢が広がる一方で、児童のバスの乗車時間が長くなってしまうことや、送迎先における駐車スペースを確保する必要があることなど、安全性を維持するための課題がございます。このことを踏まえ、新たな送迎先をアイキッズステーション行徳から、現在の送迎先の動線上にある施設とし、当該施設に駐車スペースを確保できる場合は、現在アイキッズステーション行徳を利用している児童にとっても、バスの乗車時間がそれほど変わらず、影響も最小限で実施することが可能と考えております。これらのことから、現在新たな送迎先の候補となる施設に対して、実施に向けた聞き取り調査を行っているところであり、条件が整い次第、送迎先を増やすことが速やかに可能になると考えております。

なお、令和７年度の予算額については、歳出として1,796万1,000円の委託料を計上しており、人件費の上昇に伴う単価の見直しにより、令和６年度当初予算と比較すると、73万5,000円増加しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。こども部さんが御尽力いただきまして、運営を委託する社会福祉法人さんからいろいろと御提案もいただいた。１つ目のこども送迎ステーションが稼働していない日中の時間帯の有効活用につきましては、子育て世代向けにこの施設を開放する御提案というのがございました。これは大変すばらしいと思います。

そして２つ目、送迎先の保育園を複数にしたらいかがでしょうかという御提案でございますが、現在聞き取りをされている最中でありますから、まだまだ途中経過でございますけれども、公募した結果、うちの保育園もぜひバスに来てほしいということでありましたらば、それはそれでいいんですが、やはり園児を乗降させるための駐車スペースが、その保育園に仮に行くとしても必要であるということを理解いたしました。安全性を確保する上でも重要なポイントでございます。また、子どもの乗車時間が長くなる可能性というのも確かにございます。ただ、程度にもよるかなという気もいたしますね。現状、行徳駅前からセレン保育園まで、バスの所要時間、およそ10分弱ぐらいですかね。交通事情などを勘案して大体そのくらいかもしれませんが、これが仮に30分ぐらいになっちゃうと、３倍以上所要時間がかかるようでは受忍限度を超えるのかもしれませんけれども、ある程度所要時間が延びるということについては、御理解をいただきたいなという気もいたします。

以前も申し上げたように、松戸、柏、流山といった近隣のこういった送迎ステーションにおきましては、複数の園に送迎をしておりますから、実際にそういう運用運行もできるわけですね。そして現状、定員割れしている状況を改善することのほうが重要でございますので、所要時間が若干延びてしまうということも一定程度御理解いただく必要がございます。そして、そもそもこのこども送迎ステーションという事業は、本市と国が委託費を拠出しているということで、運営を主導している側になりますので、しかも、送迎ステーションの利用者から利用料も頂いていませんし、運営の裁量というのは、やはり本市にあるということは、これはもう明らかかと存じます。そもそもこのこども送迎ステーションというサービス自体は、通常の保育園の運営に付加した、いわばオプションサービスのようなものだと私は認識しております。オプションですから、平たく言えば、行政としてわざわざやらなくてもいいでしょうということも言えるわけです。そもそも何でこういう事業を始めたかといいますと、これも村越祐民前市長の肝煎りですね。待機児童解消を掲げていらっしゃった。そういったところまで遡れます。同市長は、在任中に待機児童ゼロは達成したと自ら宣言しております。ただ、それもあくまで国基準の待機児童をゼロに達成したということで、そこはちょっと正確性を期して言う必要があるんだと思います。したがいまして、国基準の待機児童数ゼロを達成したんですから、こども送迎ステーション、その存続させる必要があるかというのは、やはり再考の余地はあるでしょうということですね。

また、そもそも保育園の送り迎えというのは、親御さんが自力でやっていらっしゃいますよね。御自宅から通

園可能な園、あるいは親御さんの通勤の動線上で保育園を探される例が多いと思います。あと、単純比較はできないにいたしましても、幼稚園は送迎用のバスなんかもございますけども、保育園もあるところはありますね。そういったところもいろいろと勘案して、わざわざ自宅から離れた保育園にバスで通わせるということでありますから、私なりに一定の受益者負担の原則というのも考え方としてはあり得るんじゃないですか。すなわち、現状、利用料は頂いていませんけれども、このような付加的なサービスを本市として行っていると。そして、バスを運行することによって、運転手の方、それからこども送迎ステーションで朝夕１時間半ずつ保育士の方を雇っていますね。人件費もかかっておりますから、一定程度そういう行政が負担しているコストに対しては、受益者負担というのも、要するに利用料を頂くという考え方もあり得ると思います。今言及いたしましたこども送迎ステーションは、月曜日から土曜日のこの曜日で、朝夕それぞれ１時間半ずつ時間幅を持たせて開所している。そこで保育士の方を雇っていらっしゃると思うんですけども、もし仮にこのこども送迎ステーションの運営をやめたとしたら、ここで働いていらっしゃる保育士の方に、勤務時間１時間半とは言わずに、もうちょっと別のところで働いてみませんかというお声がけはできるかと思います。大変今、保育士の確保が言われているじゃありませんか。そういったところで、ぜひ有効な保育士の方の活用という観点からして、いかがでございましょう。そういう考えはいかがでございますか。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

アイキッズステーション行徳では、月曜日から土曜日までの朝７時から８時30分までと、夕方17時30分から19時までの開所時間に合わせて、４名の保育士が朝と夕方に２名ずつ勤務しております。本施設で勤務する職員は、それぞれのライフスタイルに適した短時間での勤務形態を選択しているものと考えられますので、仮に本施設の運営を取りやめたとしても、そこで働いていた職員が他の保育施設でフルタイムの保育士として働く可能性はあまり高くないのかなとは考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　加藤圭一議員。

○加藤圭一議員　ありがとうございます。それはなかなか難しいですよね。そんな簡単にはいかないかもしれません。ただ、いろいろな可能性、方策、こういったものをアイデアを出し合って、保育士の確保ということが言われておりますから、いろんな可能性について議論がなされてもいいだろうと思います。そして、このこども送迎ステーション、度々取り上げまして、こども部長におかれましてはいろいろと御対応いただいていまして恐縮でございます。

最後に一言申し上げることは、やはり行政としてこういうこども送迎ステーションを運営しているという点で、やはり定員ですね。20名の定員に対して現状８名の登録しかないなど、定員割れをしている。効率的な運営がなされていないということは私も度々指摘しているところでございます。そして、先ほど御丁寧に令和７年度の費用につきましても言及がございまして、令和６年度に比べて保育士の方の人件費も上がるということで、よりこの施設を運営していくに当たってはコストがかかっているということでございます。

この施設につきまして、月額のテナント料が約50万ということで御答弁いただいています。短時間の営業、そして日曜、祝日はお休みと、こういう形態でございますと、遊休している時間、遊んでいる時間というのが長いということも指摘できますね。こういった状況を鑑みまして、やはり幾ら行政が運営する保育施設としましても効率性が求められる。再三指摘しているところでありますが、地方自治法第２条第14項における「地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。」、こういった条項に合致する保育行政をお願いいたしたいということを最後申し上げ

まして、私の一般質問、終わります。皆さんありがとうございました。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後４時14分散会

第　　８　　日

令和７年３月10日（月曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第８号）

令和７年３月 10 日（月曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　宮本　均議員、小山田なおと議員、川畑いつこ議員、中町けい議員、やなぎ美智子議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　41　名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子

宮本	均
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

大場　諭

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦
スポーツ部長	鎌形	秀昭
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	根本	泰雄
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	森田	敏裕

行徳支所長	秋本	賢	一
消防局長	角田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒井	義	光
農業委員会事務局長	藤城	久	保
会計管理者	岩井		滴
教育次長	小倉	貴	志
生涯学習部長	板垣	道	佳
学校教育部長	藤井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田	孝	広
事務局次長	町田	茂	幸
議事課長	米津	孝	成
（議事担当）			
主幹	宮嶋		茂
主査	大場	辰	磨
主任	北川	陽	介
主任書記	高栁	陽	一
主任書記	三澤	啓	成
（調査担当）			
主幹	渡辺	孝	文
主査	岡澤	英	康
主任	関口		舞
主任	荒木	智	貴
主任書記	伊藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

宮本均議員。

○宮本　均議員　おはようございます。公明党、宮本均です。初回から一問一答で質問を始めます。

まず、トイレトレーラー、トイレカーの導入についてです。

これまで数多くの災害に見舞われてきた日本ですが、その災害で何が起こり、何が必要であったかの情報は数多く残っており、これからの災害対策に結びつけていく必要があります。その中でも、避難所におけるトイレ問題が大きくクローズアップされております。各自治体では移動型トイレ、トイレトレーラー、トイレカーの導入検討が進んでおります。千葉県では来年度６台の導入が決まり、そのうちの１台は松戸市の防災センターに配備が決まっております。また、柏市では２台導入も決まっております。この質問は公明党の代表質問でも取り上げておりますが、平時の運用、導入時の条件など幾つかの課題が確認できた、また、導入に向けて前向きに検討するとの答弁をいただいておりますが、さらに、これまでの検討状況、導入時期、運用の課題、その詳細についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

トイレトレーラーやトイレカーなどの移動式のトイレについては、令和２年度に本市と災害時相互応援協定を締結している富士市長からトイレトレーラーの導入について提案があり、検討を始めました。その中で、トイレトレーラーは洋式の水洗トイレや手洗い場などが設置されており、衛生的な環境が確保できる反面、車体も大きく、運行に際し牽引免許が必要なことや購入先が限定されることなどが分かり、慎重な判断を行ったところです。その後も導入についての研究を継続し、メーカーへの聞き取りや他市事例の調査を行い、自走式のトイレカーが開発されていることや、車体も普通免許で運転できるコンパクトなものなど、様々な種類があることが分かりました。

また、昨年市長が能登半島の被災地を訪問した際にも、全国から被災者支援のために駆けつけたトイレトレーラーやトイレカーを視察しており、課題への対応方法について検討を進めているところです。具体的には、移動式トイレ導入時の課題は平時の活用にあると考えており、他市の事例では、大規模なイベントでの使用や周知啓発のための展示のほか、公園で公衆トイレとして使用している事例などがございますので、本市においても有効な活用方法について関係部署と協議を進めてまいります。また、運用面については、保管場所や運行に必要となる免許の有無などが課題となりますが、本市の道路事情や保管スペース等を考慮し、より多くの職員が運転できるコンパクトな車両の導入などについても検討が必要と考えております。

引き続き、本市に適した移動式のトイレを選定し、早期の導入に向け、検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。いろいろまだ課題があるということは分かりました。導入事例で特徴的なものをさらにちょっと御紹介いたしますが、東京消防庁、こちらは2021年度、全国の自治体に先駆けてトイレカーの導入を行いました。初年度は44回の出動実績を挙げております。ただ、東京と市川では事情が大きく

異なりますので単純に比較はできないと思いますが、新たな運用の事例であります。また、東京都の調布市、こちらは水洗トイレを積んだトラック型トイレカーを都内で初めて導入をしております。特徴的なのは、導入資金約2,650万を得るために、インターネット上で寄附金を募るクラウドファンディングを活用、目標額を超え1,514万円の寄附が集まっております。これは資金調達についての事例です。

答弁の中で、平時の活用が特に課題があるということですが、さらに車両の保管場所、または管理点検、これらはどのような課題があるとお考えでしょうか。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

移動式のトイレを導入した場合の保管場所や管理方法については、平時の活用方法に従い検討する必要があると考えております。他自治体では、主にイベントでの仮設トイレとしての使用や啓発用に車両の展示を行うなど、定期的ではなく年に数回の活用となっていることから、防災部門での保管、管理する場合が多いと伺っております。また、管理費用としては、他の公用車と同様に定期的な点検や車検などに関する費用のほかに、トイレを使用した際の清掃やくみ取り費用などを想定しております。

そこで、本市での平時の活用方法についても、総合防災訓練や花火大会などの大規模イベントに加え、市内を日常的に走行するなど防災意識のさらなる醸成につながる取組も必要と考えております。今後も平時の活用方法に加え、保管場所や管理方法についても関係部署と協議を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。まだ解決すべき課題として残ってはおりますが、ただ、このトイレトレーラー、トイレカーの検討をいつから市川市は始めてきたのかなと思ってちょっと資料をめくりました。令和６年５月に作成されて、その後、７月に１度修正されております市川市災害時トイレ確保・管理計画というものがございます。その中で、災害発生時には、特に高齢者や女性等の避難者が利用しやすい場所を優先する必要があることから、自治体間の相互応援体制を強化し、災害用トイレトレーラーの活用を検討する、このような記述がございます。ここでは導入を検討するとありませんが、既にトイレトレーラーの活用に関しては１年以上前から検討に入っていると思っております。災害用トイレの充実、これにさらに取り組んでいく必要から、市川市でもトイレカーの導入は早期に図るべきと思います。この点について再度お伺いいたします。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

本市では、地震による被害想定を基に、災害時のトイレの必要数とその確保に向けた目標などを定めた市川市災害時トイレ確保管理計画を策定し、備蓄等を進めております。トイレトレーラーやトイレカーなどの移動式のトイレについては、衛生的な環境の確保が容易であり必要な場所へ移動することも可能であるため、本市での活用はもとより、自治体間の相互応援などでも大きな役割を担うものと考えております。この移動式のトイレの導入につきましては、先順位者に御答弁したとおり、本市の道路事情や発生時の運用方法などの諸課題を考慮し、最も適したものを選定するなど前向きに検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。前向きに検討するということですが、前向きに導入を図る、そのような思いで、トイレカーだけに、導入に向けてさらに一歩前進の検討をお願いしたいと思います。

次の質問です。第三次市川市環境基本計画について、こちらではペットボトルの削減、マイボトル推進に関す

る本市の取組についてお伺いをいたします。

第三次市川市環境基本計画、こちらは2021年度から2030年度、令和３年から令和12年度を計画期間とし、近年の社会動向や新たな環境課題に対応した計画となっております。その中で、第５章第１節(1)市民の取り組み、こちらに「ペットボトル飲料はなるべく買わない。(マイボトルの使用を心がける)」とあります。また、「ごみを捨てる際は、例えばプラスチック製容器包装類や紙類等の資源物を分別し、リサイクルに協力する」とあります。庁内を見ますと,ごみ箱の横に１個ペットボトル回収のごみ箱の設置はされておりますが、一方で、委員会、審議会等では各委員にペットボトルが配られております。質問席の横にもペットボトルが用意されていますが、ここに私は若干の矛盾を感じております。削減を訴える環境部であっても、ペットボトルを購入また配置、これが続いております。

質問ですが、市川市のペットボトル削減、マイボトル推進の取組についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

御質問者のおっしゃるとおり、第三次市川市環境基本計画では、環境に配慮した具体的行動の一つとしてマイボトルの推進が記載されております。また、いちかわじゅんかんプラン21でも、環境に優しい消費行動の促進として、マイバッグやマイボトル、マイカップの利用を促進し、レジ袋やペットボトルなどの削減を図ることとしております。このように、本市ではマイボトルへの転換はペットボトルや使い捨て容器などの発生抑制につながると考えていることから、市民には市公式ウェブサイトでの情報発信に加え、じゅんかんニュースやごみ分別アプリを活用し、市民意識の向上を積極的に呼びかけてきております。今後も、他市や民間の事例などを参考にしながら、引き続きマイボトル使用の拡大に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今のペットボトルの処分・回収方法についてはここで置いておきますが、マイボトルの推進、こちらがなかなか呼びかけだけで実際どうなっているのかちょっと疑問なんですが、マイボトルの利用促進に有効なもの、これは何かないか考えてみました。１つ、今回の質問をするきっかけにもなったのですが、いわゆるマグボトルに給水ができる設備がございます。給水スポットと呼ばれているようですが、こういった給水スポット、今までの冷水器とは違う形の設備がマイボトルの利用促進に有効ではないかと考えております。今後の公共施設に設置していただきたい設備でありますが、現在、本市の公共施設にある冷水器、ウオータークーラー、これは給茶機を除いていますが、設置状況はどうなのか、これは管財部にあらかじめ問合せをして調べていただきました。公民館等を含め15施設に設置されております。１か所は今故障中ということですが、給水スポットの設置でマイボトルの推進を図るのが非常に有効な方法かと思いますが、環境部の見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

マイボトルの利用を推進するための給水器などの飲料補充の環境整備は大変重要な要素と考えております。冷水など飲料を補充できる場所があれば、空のボトルを持ち歩く負担が減り、ペットボトルや使い捨てカップの飲料を買い足す機会を減らすことにつながります。公共施設に給水器を設置することは、ペットボトル削減に向けた単なる給水スポットとしての役割だけではなく、熱中症対策や災害時の活用が期待できることから、今後は関係部署とも情報共有し検討をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。この給水スポットの質問は、私、たしか３期目のときですかね、学校教育部に当時質問をかけております。そのときにはなかなか新しい設備ということで、まだ学校にも置かれていない状況ですが、今回質問をするきっかけとなりましたのは、今年の３月に供用開始されました妙典こども地域交流館、こちらにマイボトルに給水ができる給水スポット設備、これは多分市川市の公共施設で初めてのものですが、設置をされております。

そこでお伺いいたしますが、この地域交流館に給水スポットを導入するに至った経緯、この点についてこども部のほうにお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

ぴあぱーく妙典ＣＯＣＯは、子どもたちが自由に遊び、学び、集うことができる施設であるとともに、子どもたちだけでなく、大人も利用することができ、子どもを中心に市民が交流することができる施設を目指しています。施設内には、屋内運動場やダンスなどができる部屋などの運動できるスペースを設置していることから、利用する方の水分補給のために冷水器を設置しております。また、近年子どもたちは外出の際に水筒を持参することが多く、冷たい水を水筒に補給することも必要と考えておりました。そこで、冷水器の選択に当たっては、直接飲めることに加え、ボトルへの給水が可能なタイプを選択いたしました。なお、本市はカーボンニュートラルを目指して様々な取組を進めておりますが、この施設についても太陽光パネルを設置して再生可能エネルギーを最大限に活用するなど、環境に配慮した施設であることが大きな特色の一つとなっております。ボトルへの給水が可能なタイプの冷水器を設置することで、水筒などの容器の持参が促され、ペットボトルの削減にもつながることから、環境への配慮の一助にもなると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今の答弁で分かるように、こども部のほうがこの給水スポットの設置を決定しております。環境部のほうでは、計画を基に推進をするとありますが、こと、この庁内のことで考えますと、各所管がこの給水スポットの設備を置くかどうか決定権があるということなので、環境部が推進しようと思ったときに、その考えがそれぞれ所管で反映されるかどうか、ここに環境部が言っているような推進ができるかどうか、かかっていると思います。１つは、管財部のほうでしっかりコントロールしてほしいなとも思ったんですが、管財部のほうは決定事項以外の決定権がございませんから、それもなかなか、これから公共施設に置こうとしたときには難しい課題かと思います。しっかりとした考えを示し、今後給水スポットの設置をぜひとも進めていただきたいと考えております。

次の質問に移ります。路面下空洞調査についてです。

こちらの路面下空洞調査につきましては実は2016年、2018年の定例会で取り上げております。埼玉県八潮市で起きた道路陥没事故を受け、千葉県、各自治体で緊急点検空洞調査を実施しておりますが、まず、(1)現在までの路面下空洞調査の結果、その対応でございます。この点についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

路面下空洞調査は、道路舗装の下の空洞による陥没事故を未然に防ぐことを目的とし、電磁波地中レーダーを搭載した空洞探査車を走行させ、空洞の発生状況を調査するものです。本市では、東日本大震災で液状化が多く発生した塩浜地区や二俣新町地区などの幹線道路で、平成23年度に初めて実施しております。その後、平成29年

度からは、本市が管理する緊急輸送道路及び緊急活動道路を対象として継続的に調査し、これまでに約50㎞の道路を調査してまいりました。これまでの調査によって159か所の空洞を確認しております。その中で、空洞の位置が比較的浅く、厚みのある空洞44か所について補修を行いました。その他の箇所については、緊急の対応が必要となる大きな空洞ではないことから、日常の道路パトロールにて監視を行っております。現在に至るまで、道路面の下がり等の兆候は見られず、経過観察を継続しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。今、答弁で東日本大震災の後を受けて、平成23年度に市川市で初めて空洞調査を行っておるとの答弁でございました。実は、この平成23年は市川市に限らず全国的に空洞調査が行われた年でもあります。ただ、その後継続して調査を行ったか、一切行っていなかったか、近隣市、船橋ですけれども、平成23年には行っておりますが、その後を一度も行っておりません。市川市は継続して行って、調査結果に基づいた適切な対応ができているということは確認できました。ありがとうございました。

(2)の次の質問に移ります。今後の調査、計画時期、規模、路線、委託業者選定についてお伺いをします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

今後も引き続き、緊急活動道路に位置づけられたニッケコルトンプラザ通りの市道0131号及び市川駅南口ロータリーから県道若宮西船市川線間の市道0216号など、幹線道路８路線の調査を実施してまいります。委託業者の選定方法は一般競争入札を採用しており、道路舗装の下という目視で確認することができない部分の特殊な調査であることから、入札参加における会社の実績要件として、自らが保有する空洞探査車を用いて、道路法で規定された道路を対象とした路面下空洞調査業務を元請で受託したことがあること、技術者の資格要件として、技術士などの資格保有者を配置することなどの要件を付しております。これらの要件を付すことで技術力を担保しており、これまでの路面下空洞調査委託において不具合が見受けられたことはございません。今後も、一般競争入札により適切に執行したいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　宮本議員。

○宮本　均議員　ありがとうございました。市川市は継続して調査を行っていることは本当によかったと思います。改めてよかったなという、本当にそんな思いです。ただいまの答弁で、一般競争入札を続けます、大きな問題も発生しておりませんということですが、ここで他の自治体の事例を紹介させていただきます。

空洞調査についてですが、国交省九州地方整備局、こちらの2016年度発注業務について、過失による粗雑業務と認められると認定し、調査に当たった業者を１か月の指名停止処分にしております。これは熊本地震で発生した道路陥没の主な原因とされる路面下空洞調査において、熊本河川国道事務所は報告内容に疑問を感じ、他社に調査を依頼。その結果、20倍以上の空洞の報告があり、実際に地面を７か所掘って調べたところ、いずれも空洞が確認された。放置すれば陥没の危険性があったものであります。同事務所は検証委員会を設置し、同社のデータ分析について極めて曖昧、適切に業務を行っていないとしております。同事務所の担当者によりますと、業者の選定で、技術提案の文書から十分能力があると思ったが見抜けなかった。さらに別の事例ですが、大阪市、こちらは空洞調査を1994年から開始しております。その間、業者の能力にばらつきがあることに気づき、精度の高い結果を受けるための業者選びとして、従来は価格重視の業者選びでありましたが、2010年調査対象区間の一部を実際に調査を行わせ、評価するコンペ方式を導入しております。福岡市などもこれに従い導入を始めました。熊本の査察業務を受け、国交省も全地方整備局が発注する調査、全てこの方式で行うとしております。また、東

京国道事務所が発注した調査では、空洞発見に明らかに違いがあったという報告もございます。

冒頭案内をしました緊急調査、こちらは千葉県も７都府県の一環として一斉に今年調査を行っている。下水道管は１月31日から２月７日、こちらは目視によるマンホールを開けた内部点検、これを保守点検委託業者に依頼しております。また、路上からの空洞調査は、地中レーダーによる深さ1.5ｍまで調査、こちらは千葉県の場合です。こちらは緊急ということで、随意契約で２月５日から実施を行いました。その後、７都府県の自治体は調査を終え、調査結果を公表しましたが、２月11日の時点で千葉県の空洞調査はいまだ調査中、他の自治体に比べ発表が遅れております。これは県土整備部下水道課、県議会を通して確認をした内容であります。

なぜ千葉県が遅れたか、その原因の一つに、調査会社が、先ほど言いました７都府県のうち千葉県だけが他の自治体と違う業者であったことが原因かと思います。今後の参考にしていただければと思います。

さらに、一番新しいものですが、道路の陥没防止、これは調査のさらに一歩進んだ道路陥没の予防調査として、神奈川県藤沢市ですが、こちらはポテンシャルマップ、こちらは危険がある地域を可視化し、地図で示す陥没ポテンシャルマップというものを藤沢市、東京大学、調査会社と連携して開発したものです。こちらを活用して、効果的に道路の予防調査、陥没防止に役立てております。

この予防調査ですが、実は道路陥没の主な要因を４つに分類しております。例えば、表層の地質が砂、地下水が地表から３ｍ以内に流れている、下水道管の形式が古く合流式のもの、また、下水取付管が一定のエリアに密集しているところ、この４つに多く当てはまるほど危険性が高い、調査の優先度を上げております。市川市では継続して調査を行ってきましたから、今後、現在は地中３ｍまで計測可能な調査もできるということでございます。道路陥没の予防調査を行っている自治体もあることから、市川市でもぜひこの道路陥没の予防調査を実施していただきたいとお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　小山田なおと議員。

○小山田なおと議員　公明党の小山田なおとでございます。通告に従いまして、一問一答にて質問を行わせていただきます。

まず初めに、子ども行政について。

日本経済新聞社と日経ＢＰによる共働き子育てしやすい街ランキングを踏まえた本市の認識について。

本市は、2022年度より子育て支援制度に関する本調査に参画いただき、本年度で３回目のランキングとなりました。本ランキングに参画する目的ですが、改めて確認させていただきますと、１点目は、第三者の評価を受けることで本市の子育て施策が他市と比較してどのくらいの立ち位置となっているのか。２点目としては、ランキング上位の都市においては様々な先進的な事例が取り組まれておりますが、本市の子育て施策の参考となるということであります。最後の３点目といたしましては、ランキングの上位となることで、本市を広く宣伝することができることにあります。本市の子育て施策を全国の方に知っていただき、多くの方に市川市に転入していただき、また定住していただきたいというようにも思います。

そこで、ア、2024年度版のランキング結果及び内容についてであります。昨年12月に新たなランキングが発表されましたが、その結果及び今年度の調査内容の特徴についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

共働き子育てしやすい街ランキングは、日本経済新聞社と日経ＢＰが毎年実施している、自治体の子育て支援制度に関する調査の結果に基づき作成されております。この調査は、首都圏、中京圏、関西圏の主要市区、全国の政令指定都市、道府県庁所在地、人口20万人以上の自治体を対象としており、2024年版の調査ではこれに該当

する180自治体中155自治体が回答しております。2024年版のランキング結果につきましては、全国第１位が兵庫県神戸市、第２位が栃木県宇都宮市、第３位が東京都板橋区であり、本市は得点が71点で全国第15位でした。前回は77点で全国第７位であったことから、若干順位が下がったものの、千葉県内では前回に引き続き松戸市に次いで第２位に位置づけられております。

次に、2024年版の調査内容の特徴についてです。今回の調査項目は、前回調査と比較して大きな変更はなかったものの、子育て関連予算の一般会計全体に占める割合、未婚の男女の出会いや結婚を促す取組、生産年齢人口の男女それぞれの平均年間賃金などに関する質問がなくなりました。一方で、出産直後の母子をサポートする産後ケア事業への取組、認可保育園の保育士の配置基準や保育料無償化などに関する質問が新たに設けられており、乳幼児のいる子育て家庭向けの施策に関する項目が多くなったという特徴が見られました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　前回よりも順位、得点が下がったということでありましたけれども、引き続き県内で２番手に位置づけられているということでありました。また、今回のランキングでは１位が神戸市、２位が宇都宮市、３位は東京都の板橋区、豊島区、福生市、また松戸市ということでありましたけれども、それぞれの自治体における取組について確認をしてみました。神戸市では、病児・病後児保育施設が市内に24か所設置されているということでありました。また、学童保育については、小学校６年生までの希望者全員が利用可能であるということであります。また、共働き家庭における朝の子どもの居場所づくりのため、市内７校で児童の受入れ時間を試験的に30分間から１時間早めているということでもあります。実は、これはお隣の松戸市でも昨年より試験的に実施されており、利用者からおおむね好評であるため、来年度から全40小学校で始業前の午前７時から全児童を受け入れる事業を開始するということも新聞報道でなされておりました。また、高校生の世代に対しても、神戸市は24年９月から通学定期代を無料にするということも行っております。保護者の弁当作りの負担軽減としてキッチンカーを高校に出したり、市内博物館等の公共文化施設を全て無料にしたりと、次々と新たな施策を行っております。

次に、２位の宇都宮市でありますけれども、ここは各種送迎に力を入れられております。送迎保育ステーションの拡大、病児、病後児の送迎、学童、塾、習い事の送迎などが行われておりました。３位の自治体においては、記事によれば豊島区が全ての認可保育所に看護師を配置しているということも記載がされておりました。ただ、そのほか記載されている内容につきましては、例えばゼロ、２歳第２子以降の保育料無償化であったり、病児・病後児保育施設の看護師さんが保護者に代わってタクシーで迎えに行って預かるサービスなどが紹介されておりましたけれども、こういった取組につきましては既に本市においても行われており、ランキング上位の自治体と同等の施策ができているということも確認することができました。

続いて、イ、今後の課題及び新たな施策の方向性についてであります。上位にランキングされた自治体の取組を確認しますと、いずれも病児・病後児保育事業に力を入れている傾向が見受けられます。本市は今後の課題としてどのように現状を認識されているのでしょうか。また、今後の新たな方向性について、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現在、市内には病児及び病後児の両方をお預かりする施設が２施設、病後児のみをお預かりする施設が３施設、合計で５施設があります。各施設の定員数は、病児保育は６人、病後児保育は２人から３人であり、令和７年２月現在で合計26人となっております。施設の利用状況につきましては、令和５年度は病児・病後児保育の合

計で1,095件の利用がありました。令和６年度は４月から12月までの９か月間で1,326件の利用があり、既に令和５年度の実績を上回る利用状況となっており、令和６年２月に病児・病後児保育施設を新設した効果が出てきているものと考えられます。また、定員に対する利用率につきましては、令和５年度は24.7％であったのに対し、令和６年度は４月から12月までの実績で32.0％となっております。事業の課題といたしましては、利用数は増加傾向であるものの、感染症の流行などにより日ごとの利用数には波があり、全体としては受入れにまだ余裕があることが挙げられます。

そこで、病児・病後児保育について、保護者の皆様への周知とともに、保育所などの職員の方を通じてさらなる制度の周知に努めてまいります。また、施設によって利用申込み方法にばらつきがあるなど、利用者にとって分かりにくい点もあるため、サービスが必要となったときにより身近に利用できると感じてもらえるよう、利用者の利便性の向上に努めてまいります。

今後の方向性といたしましては、制度の周知を図るとともに、各施設の利用状況を注視し、サービスを利用したい方が利用できるよう、地域の需要に応じた整備の必要性を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市の現状についてでありますけれども、利用実績については着実に増えているということでありましたけれども、利用率につきましては約32％ということで、感染症の流行、こういったところで波はあるものの、受入れにまだまだ余裕があるということでありました。

共働きの御家庭としては、特にこの感染症の流行時期に預かっていただきたいと考える方が増えてくるのではないかというようにも思います。例えば、このインフルエンザであったりノロウイルスであったり、こういった感染症は受け入れていただくことは可能なのでしょうか、再度お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

病児・病後児保育施設の利用に当たっては、事前に医療機関で診察を受け、病名や病気の回復期にあるかどうか、当面症状の急変が認められないかどうかについて医師に診断していただく必要があります。その上で、各病児・病後児保育施設において、施設の空き状況や日ごとの受入れ予定のお子様の症状などから、受け入れの可否が決定されております。なお、受入れの可否について、市として一律の基準は設けておりませんが、麻疹や水ぼうそうのように感染力が強く、重い症状となるおそれのある疾患などについては、各施設の判断で受入れをお断りしていると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　市としては一律の基準は設けておらず、麻疹――いわゆるはしかですよね――や水ぼうそうについては各施設の判断となっているということでありました。先ほどの神戸市の病児保育の御案内を確認してみますと、対象となる病気として、感染性の胃腸炎、インフルエンザ、水ぼうそう、おたふく風邪などの感染症の病気、ぜんそくなどの慢性的な病気、骨折などの外傷に対応できるという記載がありました。また、専用の隔離室があるため感染症も十分対応できるということであるそうです。本市においてもできるだけ受入れができるような整備を進めていただきたいと、このように思います。

さらに質問してまいりますけれども、令和６年３月に三菱ＵＦＪリサーチ＆コンサルティングが、病児保育事業の運営状況に関する調査報告書を発表しております。未就学児を持つ共働き家庭及び父子家庭、母子家庭の親2,000名に対するアンケート結果を報告されておりますけれども、この報告書によりますと、病児保育の利用に

当たり困っていることについて、一番多かった回答は、利用したいときに利用できないが43.8％ありました。さらに、具体的な要望として、もっと気軽に利用できるようにしてほしい、もっと緊急時の対応をお願いしたい、事前に医師の診察が必要なのが負担などの意見が添えられておりました。

例えば、お子さんが朝、急に発熱した場合、病児施設に預けるためには、まず連携施設またはかかりつけ医を受診する必要があります。ただ、この朝９時から診療開始する医療機関も多く、また、発熱をしている場合は事前に予約が必要なことが多いことから、朝の段階では既に午前中の予約が取れないといったこともあります。これでは結局仕事を休むしかなく、利用したくても利用できない方がいらっしゃるのではないかと考えます。本市として何らかの対策が必要かと考えますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

病児・病後児保育施設の利用に当たっては、事前に医療機関での診察が必要となりますが、医療機関の診療開始時間や混雑状況によっては相当の時間を要し、結果として当日は仕事を休まざるを得ないといった状況も考えられます。こうした状況への対応、支援の一つとしては、他自治体で実施しているベビーシッター利用料の補助など、保護者の負担軽減を図る支援が考えられることから、まずは他自治体の事例などを調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　最近では、このベビーシッターを活用した病児保育の受入れ、お迎えができるベビーシッター事業者さんも増えております。東京都では独自支援として行っている自治体もございます。このベビーシッターの補助については、国が企業向けに実施しているところでありますけれども、また、知らない方も多くいらっしゃるのではないかと思います。本市としての独自支援の検討や、この既存支援策の周知についてしっかりと進めていただきたいと、このように思います。

また、先ほどの調査報告書を確認すると、そもそものこの病児保育の認知状況について、利用方法まで知っていると回答されている方は僅か14.8％、名前は知っているが利用方法まで知らないになりますと51.4％、全く知らないは33.9％となっておりました。さらに、病児保育の利用意向では、利用したいと思うは35.8％、分からない36.1％となっております。利用希望者が一定程度いるということも、この結果から伺えます。病児保育を利用したい理由としては、仕事を休みにくいが56.9％、できる限り仕事を休みたくないというのが54％、見てもらえる家族等がいないが34.9％との結果も出ておりました。まだまだ休みたくても休めない方が多くいらっしゃり、近くに頼れる身内もいない方にとっては、この病児・病後児保育はとても大切な事業であると考えます。

まずはさらなる周知を行っていただき、利用登録者を増やしていただいて、利用者アンケートを適時行いながら、利用希望者にとって最適な病児・病後児保育事業としていっていただきたいと、このように思います。

続いてウ、本市が考える共働き家庭を後押しする施策の現状と課題についてです。今後さらに本市においても共働き家庭は増えていくものと思います。本市が考える共働き家庭を後押しする施策の現状と課題についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

共働き家庭を後押しする施策として、本市では、保育施設を計画的に整備し、令和３年度から４年連続で国基準の待機児童ゼロを達成しております。また、令和５年10月より第２子以降の保育料無償化を実施することで、経済的負担の軽減を図っております。このほか、幼稚園の利用を希望する共働き家庭のニーズにも対応できるよ

う、私立幼稚園や幼稚園型認定こども園における預かり保育への支援を拡充し、現在は20園で、長期休業時も含めた就労支援型の預かり保育が実施されております。さらに、ファミリー・サポート・センターは、保育施設や幼稚園の前後の預かりや送迎にも対応しており、令和５年度の活動件数は１万5,637件と、近隣市の中でも最も多くなっております。

次に、こうした現状を踏まえた課題でございます。本市では、国基準の待機児童はゼロとなっているものの、入園できずに保留となっている児童が令和６年４月１日現在で、保育施設への申請者総数の約3.3%に当たる397人となっており、これらの子育て家庭への案内を適切に行っていく必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市としては、待機児童ゼロの継続をしていると。また、預かり保育の支援、ファミリー・サポート・センターの充実を進められているということでありました。一方で、隠れ待機児童が全体の約3.3%に当たる397名いらっしゃるということであります。

そこで再質問いたします。入園が保留となっている御家庭の状況と、本市のフォロー状況についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。入園が保留となっている児童の保護者の中には、自宅近くの保育施設に入所できたら働きたいという方や、保育理念の合う施設に入れないなら次年度まで育児休業を延長したいという方もいらっしゃいます。また、お子さんを保育しながら自宅で仕事をしている御家庭もあり、保育施設の入園のタイミングや利用頻度に対する考え方は様々となっております。このため、まずは保護者の意向を丁寧に聞き取り、御家庭の優先事項を確認した上で保育施設の申込みについて説明するなど、保護者に寄り添った対応ができるよう心がけております。その上で、一時預かりや幼稚園の預かり保育など、様々なサービスに関する情報を提供するなど、保護者のニーズに合った選択ができるよう支援に努めております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　入園保留となっている理由につきましては、御家庭によって様々あるということでありました。私も承知をしております。本市としても、少しでも保護者のニーズに合った選択ができるように、支援を本市としてもされているということでありましたので、今後も引き続き丁寧な支援をお願いしたい、このように思います。

さて、この本市が考える共働き家庭を後押しする施策の現状と課題なんですけれども、ちょっと新しい施策についてもいろいろ議論をしていきたいなというふうに本来思っているところでありますけれども、実は、このソニー生命保険株式会社が令和７年１月28日に公表した20代、30代共働き夫婦の生活意識調査によりますと、今後本市が支援を検討すべき施策が見えてくるようにも思います。例えば、家計について悩みや困ったことがあった際に誰にも相談できないという方が27.1%いらっしゃるということであります。また、相談相手がいると回答されている方も、この63.8%は配偶者となっておりましたので、家計だったり金融等の専門家による支援というものもしっかり行っていくことが、この20代、30代の若い世代に対しては大事じゃないかなというようにも感じました。

また、家事の負担について、家事の主な担当は53%が妻であり、妻の52%はもっと配偶者に分担してほしいと回答されております。この家事の負担軽減として行っていることしまして、まずはまとめ買い、冷凍食品の利用、食洗機や電子レンジ、衣類乾燥機の活用、こういったことが多いことが認められております。こういったこ

とを考えましても、例えば家電の購入の支援、こういったことも一つ手ではないのかなというようにも思います。

また、育児、子育てで大変だと感じていることに関して、女性では育児と仕事の両立、また、女性自身の自由時間の確保が29.4％いらっしゃいます。となっており、男性の育休取得日数の向上とともに、女性が自由になれる時間の創出支援についてもさらなる検討が本市にとっても必要ではないかと思います。

本市にとっても我が国においても、出生率を上げていくことは大変重要な課題であります。近年の調査では、ＯＥＣＤ諸国において女性の就業率と出生率には相関関係があるということが分かってきております。一方で、日本はどうなのかといいますと、残念ながら日本では地域差が激しく、３世代同居型が多い地方においては、女性の就業率だったり出生率も高くなっているということでありました。そのため、都市型の本市においては、この３世代型同居に代わる共働き世帯への支援、なかんずく女性に対する家事・育児支援の充実をさらに図っていくことが大変重要なのではないかと思います。この結婚、妊娠、出産から子どもが社会に巣立つまで、ライフステージに応じた切れ目のない子育て応援トータルプラン、公明党が推進しておりますけれども、今後もしっかりと進めさせていただいて、共働き世帯にとって喜ばれ、選ばれる本市となっていくことを切望して、本質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、福祉行政に移ってまいります。

市川市再犯防止推進計画についてであります。次年度新事業として、再犯防止推進計画策定事業が予定をされております。市民が犯罪による被害を受けることを防止し、安心、安全に暮らせる地域を構築していくためには非常に重要な取組であると思います。

そこで、ア、計画策定の経緯と目的についてであります。本市において再犯防止推進計画を策定するに至った経緯と目的についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

地方再犯防止推進計画は、平成28年12月に制定された再犯の防止等の推進に関する法律において、都道府県及び市町村は国の再犯防止推進計画を勘案して、地方計画の策定に努めるものとされております。国は、令和５年３月に第二次再犯防止推進計画を策定しており、計画期間は令和９年度までの５年間となっております。また、千葉県は令和４年１月に千葉県再犯防止推進計画を策定し、計画期間は令和７年度までの５年間となっております。再犯者の状況としましては、国の犯罪統計では、全国的に刑法犯の再犯者数は年々減少傾向にあるものの、再犯者率はここ数年約48％前後で推移をしております。また、本市においては、刑法犯422人のうち、初犯者が208人、再犯者は214人となっており、再犯者率は50％を超えております。

本市では、これまでも人と人、人と資源が丸ごとつながる地域共生社会の実現に向けて様々な取組を展開してまいりました。一方で、再犯を防止するためには刑事司法手続の中では中だけではなく、刑事司法手続を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが重要でございます。誰一人取り残すことのない地域共生社会の実現に向けて、安全、安心な市川市とすることを目的とし、再犯防止推進計画を策定することとしたものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　平成28年12月に制定された再犯防止等の推進に関する法律において努力義務が設定され、令和４年１月には千葉県が策定されたということでありました。また、今再犯率のデータについても示していただきましたけれども、全国が約48％に対して本市は50％を超えているということでありましたので、本計画の策

定を早めていくことがよかったなというふうに思うところでもありますけれども、これからいい計画を策定していければというようにも思います。

さらに伺ってまいりますけれども、本市における再犯者の主な犯罪内容、犯罪件数、またその内訳、年齢や特徴についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

国から提供を受けた令和４年のデータによりますと、本市の再犯者214人の犯罪の内訳で最も多いものは窃盗犯の100人で、割合としましては約47％でございます。次に、暴行傷害といった粗暴犯が55人で約26％となっております。また、初犯、再犯にかかわらず、犯行時における年齢別では、刑法犯422人のうち20歳以上64歳以下が322人で約76％、65歳以上が100人で約24％となっております。このうち185人、約44％が犯行時に無職であったことが示されております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　約半数が窃盗犯で、年齢別に見ると65歳以上が約24％ということであります。高齢者による件数も多く、約44％が無職であるということから、本市においてもいわゆる衣食住の問題をいかに解決していくことができるかが犯罪を抑止していくためには大変重要であるというふうにも思います。

続いてイ、計画策定における議論の進め方についてであります。本市再犯防止推進計画を策定するに当たり、策定までの議論はどのように進められていくのでしょうか。また、策定委員会を設置されることと思いますが、委員の人選やスケジュールについてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

令和５年３月に国が策定した「地方再犯防止推進計画策定の手引き」において、計画策定に当たっては国や都道府県の再犯防止施策などを把握すること、また、庁内横断的な体制の整備などを経て計画策定委員会の設置及び協議を行うことが示されております。これにのっとり、現在は国の第二次再犯防止推進計画、千葉県再犯防止推進計画及び近隣市の再犯防止推進計画について調査研究を行っております。令和７年度は福祉部が中心となって庁内横断的な体制の整備などを行い、新たな再犯防止施策に係る事業について協議するとともに、再犯に係る実態や再犯防止に関する住民意識を把握するためのアンケートを実施することなどを予定しております。国の手引では必要に応じて策定計画策定委員会を立ち上げることが示されており、その委員として刑事司法関係機関の職員、また保護司会、更生保護女性会、ＢＢＳ会、弁護士などが示されております。このような方に委員になっていただき、第１回目の市川市地方再犯防止推進計画策定委員会を本年７月頃に開催したいと考えております。

計画の策定時期でございますが、庁内における再犯防止に係る意識の醸成、計画策定委員会における十分な議論を得た上で、令和８年度中の策定を目途に、令和11年度までの４か年計画とすることを目指しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　令和７年度は福祉部が中心となって庁内横断体制を整備されると。また、新たな再犯防止施策についての協議もなされるということでありまして、地域住民や地域福祉関係者へのアンケートも予定されているということでもありました。また、本年７月には第１回目の計画策定委員会を予定しており、令和８年度中の策定を予定されているということでもありました。国の第二次再犯防止推進計画は、計画期間が令和９年度までとなっておりますが、まずはこの計画に合わせていくというような形になるのかなと思います。その計画の

中では、７つの重点課題と具体的な施策が示されており、それぞれにおいて成果を上げていくためには、この専門家また民間の力を積極的に活用していくことが求められております。策定委員の人選に当たっては、多様な人材の選出をお願いしたいと思います。

続いて、ウ、その他の計画との整合性についてであります。繰り返しとなりますが、国の第二次再犯防止推進計画は令和９年度までとなっており、また、千葉県の計画は令和７年度までとなっております。これら国や県との計画の整合性についてはどのように図っていかれるのでしょうか。また、本市における関連計画との整合性についても併せてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

国の第二次再犯防止推進計画は、令和９年度までの計画期間でございますが、千葉県再犯防止推進計画は令和７年度までの計画期間であるため、新たに計画を策定する千葉県の動向を注視し、整合性を図ってまいります。また、計画期間につきましては、国の手引では計画期間や変更時期は各団体の実情に応じ判断して差し支えないとされていることから、国や千葉県の計画期間と異なることにつきましては、特段の支障はないものと考えております。市の計画との関連性につきましては、庁内横断的な体制の整備などを行った上で、関連するほかの計画を確認するとともに、既存事業については再犯防止の視点を取り入れるなど、整合性を図りながら計画を策定することが重要と考えております。

また、本計画は令和８年度から４年間の単独計画として策定いたしますが、令和12年の次期計画策定の際に政策的に関連の深い福祉部が所管する地域福祉計画に組み込むことを考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　千葉県の計画が令和７年度までということでありますから、まずは新たに策定される千葉県の計画を注視されていくということであります。本市の計画期間中に新たな施策が出てくることも想定されるため、しっかりこの国、県の新たな計画を注視していただき、本市計画期間中であったとしても対応できるように努めていただきたいと、このようにも思います。

さらに伺ってまいります。再犯防止推進計画を本市の地域福祉計画に令和12年度より包含されていくということでありましたけれども、その理由についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

地域福祉計画に組み込む理由としましては、地域福祉計画は福祉分野の上位計画として位置づけられた計画であり、再犯防止推進計画を組み込むことで、新たな計画を策定する際に各事業との整合性や事業の進捗管理、また市民ニーズを把握し事業に反映するなど、一体的な検討ができることによるものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　犯罪の抑制、再犯防止に当たっては、複合的な生活課題を抱える人に対し、この地域包括ケアシステムの構築、進化をさせていくことが必須であるというようにも思います。どうか地域福祉の大変重要な課題でありますので、地域共生社会の実現に向けてさらに取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、教育行政に移ってまいります。

市内小中学校におけるＳＮＳ教育についてであります。近年におけるこのＳＮＳの急速な普及は、様々な社会

問題を巻き起こしております。特に、スマートフォン所有の低年齢化は、同時にＳＮＳトラブルに児童生徒が巻き込まれやすい環境になっているのではないかと考えます。その一方で、ＳＮＳにはいい面もあり、知人や他人との交流を深めることや、様々な情報を収集する上で大変便利なツールであるかと思います。このＳＮＳのよさや怖さをしっかりと認識した上で活用していくことが児童生徒にとって大変重要であると思います。

そこで、児童生徒に対するＳＮＳ教育の現状についてです。本市小中学校における児童生徒に対するＳＮＳ教育の現状についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

全国の小学校高学年のスマートフォン所有率は約70％、中学生のスマートフォン所有率は約93％と高率となっており、また、所有開始の低年齢化が進んでおります。本市でも同様の傾向であることや、ＳＮＳ等での児童生徒間の問題が増加していることから、教育委員会といたしましても、児童生徒がスマートフォン等によるＳＮＳ利用時にトラブルに巻き込まれないような対策を行うことが必要であると認識しております。教育委員会では、ＳＮＳ等によるトラブルに巻き込まれないための防止策や、対処法について教えるインターネットトラブル防止授業を各学校からの要請により行っており、令和６年度は２月20日現在で約65％の学校に対し、小学２年生から中学３年生を対象に、延べ7,398人に行いました。授業後の反応として、ＳＮＳは便利だが危険性もあることがよく分かったや、人に嫌なことは絶対にしてはいけないなど、ＳＮＳ教育の重要性を再認識するような感想が多く見られました。また、県からのインターネットトラブル防止に関する広報啓発資料等を、各学校を通じて児童生徒及び保護者に配付し、内容を周知しております。さらに、学校によっては警察関係者や企業、大学職員などのゲストティーチャー等によるＳＮＳに関する教育を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　スマートフォンの所有率について今ありました。本市のデータはないということでありましたけれども、全国では小学校高学年で約７割、中学生に至っては９割を超えているということであります。また、本市各学校においてインターネットトラブル防止授業が行われており、今年度は約65％の学校に対して実施されたということでありました。ぜひ来年度は全校に対して実施していただきたいというふうに思いますけれども、このインターネットトラブル防止授業の指導内容について再度お伺いをいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

小中学生が使用しているＳＮＳの種類は、主にコミュニケーション型アプリや写真投稿型アプリ、動画投稿型アプリです。インターネットトラブル防止授業では、各種ＳＮＳの使用注意点を具体的に指導しており、コミュニケーション型アプリでは許可を取らずに顔写真を投稿しないこと、当人のいないグループでも悪口はいじめになること、写真投稿型アプリでは居場所特定の危険があるためライブ配信を行わないこと、見知らぬ人とのダイレクトメールのやり取りは思わぬ事件や事故に巻き込まれる可能性があること、動画投稿型アプリでは使用は保護者の許可の下、約束の範囲内で行うこと、チャレンジ動画等のまねは決して行わないことなど多岐にわたっております。

今後もＳＮＳが原因となって起こる闇バイトの防止対策など、最新の情報を提供できるよう情報収集に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　様々な起こり得るトラブルに対して具体的に指導を行われているということでもあります。また、最新の情報収集にも努めていかれるということでありました。このＳＮＳのアプリですけれども、大変多岐にわたっており、今も新しいアプリが出てきているものと思います。私が聞いたところでは、時間に関係なく写真を撮ることを通知してくるアプリがあり、高校生や大学生が授業中に写真を撮っているケースもあるそうです。今どんなＳＮＳを使っているのか子どもたちにアンケートを取るなどして、最新情報をしっかりと把握していくことも要望させていただきます。

さらに伺ってまいりますが、児童生徒のスマートフォン所有率は大変高いと思いますけれども、学校内への持ち込みルールについてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

各学校で定めているルールの例としては、親子間の連絡が目的であること、校内では一切使用しないこと、盗難、紛失、破損等については全て保護者の責任で対応すること、持たせることに関して事前に子どもと十分に話し合うことなどがあります。携帯電話やスマートフォンを校内へ持ち込む際の手順につきましては、保護者からの要望があり、かつ各学校で定めたルールを遵守することを承諾した場合のみ許可している学校や、承諾書を年度当初に全校児童に配付する学校、また保護者からの申出のみで許可している学校があります。本市において抽出調査した小中学校の児童生徒の携帯電話、スマートフォンの学校への持ち込みの割合は約5.5％でした。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　本市において把握されている学校内の持ち込みの割合が今、約5.5％ということでありましたけれども、これは所有率を考えると、もっと実際は持ち込まれているんではないかというようにも思います。一方で、学校内に持ち込むこと自体は悪いことではないというように思いますので、学校側としても、この把握に努めていただければなというようにも思います。一方、紛失等が発生したときに、学校側としても適切に対応が必要かなというように思いますので、よろしくお願いをいたします。

続いて、イ、教職員に対する研修の現状についてであります。子どもたちをＳＮＳトラブルから未然に守っていくためには、教職員に対する研修も重要となってくることと思います。現在の研修状況についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

教育委員会では、年度当初の情報主任研修会でインターネットトラブルの現状や防止策、対処法について伝えたり、月１回実施する生徒指導主任会で児童生徒のＳＮＳ等に関する問題について情報を共有し、指導助言を行ったりしております。近年、ＳＮＳ等のトラブルが増加、また低年齢化していることから、教職員向けの研修の充実も求められており、教職員が最新の情報や正しい知識を習得するための研修の在り方について今後検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　今後の研修の在り方について検討いただけるということでありました。繰り返しとなりますけれども、次から次へと新しいアプリが登場して、ＳＮＳによってトラブルの発生要因が異なるということから、情報の入手にしっかりと努めていただきたいというふうに思います。

続いて、ウ、今後のＳＮＳ教育の取組についてであります。2022年10月に施行された改正プロバイダ責任制限

法により、インターネット上の誹謗中傷により権利侵害を受けた被害者の立場にある本人は、発信者情報の開示請求が可能ということになりました。発信者情報開示請求により、氏名、住所、メールアドレスなど発信者の特定につながる情報が開示され、最近では中学生の発信が逮捕事案となってしまうケースも発生しております。今後のＳＮＳ教育についてどのように考えておられるのか、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

　ＳＮＳを通じて児童生徒が犯罪等に巻き込まれる事案も起きていることから、プライバシーや個人情報の取扱い、ネットいじめや不適切なコンテンツへの対応など、インターネット上の情報の取扱いやトラブル事例を教育活動全体を通じて繰り返し学習することで、規範意識の向上につなげてまいります。また、青少年がインターネットを安全に利用できる環境を整備することを目的とした青少年インターネット環境整備法にのっとり、家庭と学校が連携を密にし、情報社会で適正な行動を行うための考え方や態度の育成に努めてまいります。

　以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　青少年、これはインターネット環境整備法にのっとり児童生徒の規範意識の向上を図っていかれるということでありました。この規範意識を向上させていくためには、例えばこれを発信したらどんなことになり得るのかというのを考える力であったり、正しいものを見抜く力も重要となってくるのではないかというようにも思います。そのためには、年齢別の使い方であったり、ＳＮＳ利用に関する学校風土の醸成、こういったものを体系的なプログラムとしてＳＮＳ教育を進めていく必要があるかと思いますけれども、再度本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

　現在、市川市ではＳＮＳ教育に特化した体系的プログラムは作成しておりません。しかしながら、子どもたちが情報社会の特性を知り、インターネット等を適切に利用し、的確な判断ができる資質、能力の育成を図ることが重要であることから、他自治体の取組を参考にしながら、児童生徒にとって有効なＳＮＳ教育の在り方を今後も調査研究してまいります。

　以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　新潟県では令和５年３月にＳＮＳ教育プログラムを作成し、小学校低学年と中学生を対象に、体系的なＳＮＳ教育が進められております。かなり詳細に学習指導案が作成されており、本市にとっても大変参考になるのではないかなというようにも思います。児童生徒に対する教育は、今後体系的に進めていっていただきたいと、このようにも思いますけれども、児童生徒が、例えばＳＮＳでどんな発信をしているのか、またどんな使われ方をしているのかということを学校において個別に対応していくことはなかなか難しい面もあるのではないかというように思います。今後、御家庭との連携をしっかり行っていく必要があると思いますが、どのように進められていくのか、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

　ＳＮＳに関する教育は市内全校で行っておりますが、青少年インターネット環境整備法に明記されているように、家庭の協力は必要不可欠であると考えております。各主任会で活用している大人向けの情報モラル啓発に関する資料を、今後は各学校を通じて保護者に提供し、大人として子どもを守るためにできることを考えてもらう

機会とすることで、家庭と学校が共通認識の下で子どもたちを指導し、ＳＮＳ等を発端としたトラブルに巻き込まれないように連携を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　情報モラル啓発に関する資料を、今後は学校を通じて保護者に提供されていくということでありました。最新情報や様々なトラブル事例などを定期的に提供していただくとともに、御家庭におけるルールづくりもやっぱり大切ではないかというようにも思います。東京都では、ＳＮＳ東京ルールを策定し、ＳＮＳ家庭ルールの策定について広く啓発を行っております。本市においても、各御家庭においてＳＮＳルールが策定されるよう啓発をお願いし、本市の児童生徒がＳＮＳトラブルに巻き込まれることがないよう、さらなる取組の強化を今後も図っていただきたいと思います。

以上で終わります。

最後となります。交通行政についてであります。

(1)市内駐輪場における原動機付自転車及び普通自動二輪車の駐車スペースの現状についてであります。原動機付自転車をはじめとする二輪車の駐車スペースが、特に市内主要駅周辺において少ないという声をいただいております。2023年度、二輪市場動向調査報告書によりますと、二輪車の需要台数は2015年度以降、は30万台の水準で推移しておりましたけれども、2020年度に新型コロナの感染拡大による３密回避行動の高まりから増加に転じ、2021年度以降は40万台を超えており、保有台数も微増となっているそうであります。本市においても同様の傾向が見られるかと思いますけれども、そこで、本市の市営駐輪場における原動機付自転車及び二輪車の駐車スペースの現状についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

現在、市営駐輪場は41か所あり、50cc以下の原動機付自転車、いわゆる原付を駐車できる駐輪場は、ＪＲ線及び東京メトロ東西線の市内各駅のほか、北総線の北国分駅、京成本線の菅野駅、京成バスの国分高校バス停周辺などに19か所あります。このうち、ＪＲ線の本八幡駅及び市川塩浜駅、東西線の行徳駅、北総線の北国分駅、京成本線の菅野駅周辺の６か所は、125cc以下の普通自動二輪車も駐車することができます。原付及び125cc以下の普通自動二輪車の駐車可能台数は、定期使用が624台、１回使用が208台となっております。１回使用の状況は天候や時間帯により変わるため、把握するのが難しい状況です。定期使用の状況は、ＪＲ線の本八幡駅周辺と市川大野駅周辺の駐輪場が満車となっているものの、その他の箇所では空きがある状況となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　原動機付自転車及び125cc以下の駐車可能台数は、定期の契約で624台、１回使用が208台ということでありました。これは令和７年１月末時点での本市における第１種及び第２種原動機付自転車の登録台数を調べていただいたところ、約２万1,500台でありました。これは単純な計算となりますけれども、1,000台当たりの駐車可能台数は約38.7台となります。一方で、自動車はどういう状況かといいますと、一般社団法人日本自動車工業会の資料によりますと、これは全国のデータで大変恐縮ですけれども、自動車1,000台当たりの駐車可能台数は68台ということでありました。この125cc以上のバイク、二輪車がありますから、それらも考慮しますと二輪車の駐車スペースというものは自動車と比較して半分程度しかないということが分かります。とはいえ、すぐにスペースを増やしていくということは難しいことかと思います。

そこで、現在の駐車スペースを効率的に活用していただきたいというふうに思いますけれども、先ほどの答弁

におきまして、現在、この定期利用のスペースが空いている駐輪場もあるということでありましたけれども、１回使用スペースとして使用することができないかについてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

今後、電動キックボードや電動自転車などの普及が進み、定期使用の申請者が増える可能性もありますので、状況を見ながら検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　定期利用の申し込みというものは、ある一定の時期を越えてくれば落ち着いてくるものではないのかなというようにも思います。その後、そのスペースがずっと空いているという状況であれば、少しもったいないなという気がしますので、何とかうまく運用していただいて、この１回使用に活用できるように検討をお願いしたいなというように思います。

続いて(2)に移ります。令和４年３月24日に警察庁より通達された「地域の実情に応じた自動二輪車等に係る駐車環境の整備に向けた継続的な取組の推進について（通達）」を踏まえた本市の取組状況と今後の取組についてであります。こうした二輪車の駐車スペース不足の問題は警察も認識をしており、令和４年３月24日、警察庁より各県警に対して通達が発出されております。この自治体と協力して駐車環境の整備を進めていくことが推進されておりますけれども、本市の取組状況と今後の取組についてお伺いをいたします。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

令和６年11月13日に、国から道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が公布され、令和７年４月１日以降、最高出力を制御した総排気量125cc以下の普通自動二輪車が原付に区分されることから、本市の市川市自転車等駐車場の設置及び管理に関する条例施行規則では、最高出力を制御したものは原付に区分されて駐輪場に駐車できることになります。しかし、現行の125cc以下のものは駐車できない状況となります。本市では、125cc以下の駐車場所増設の市民要望が多い状況であったことから、原付の駐車を認めている駐輪場に125cc以下も駐車することができるように施行規則を改正いたしました。このことにより、来年度からは125cc以下が駐車できる市営駐輪場は６か所から19か所に増加いたします。

今後、新たに市営駐輪場を整備する際には、周辺の駐輪場利用状況を調査し、需要に応じた駐車台数の整備を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　小山田議員。

○小山田なおと議員　ありがとうございます。本市としては、来年度より規則を改正して市内19か所の駐輪場において125cc以下の普通自動二輪車が駐輪可能となるということでありました。こちらについては迅速に対応いただきまして、大変にありがとうございます。ただし、本改正を行って初めてこの1,000台当たりの駐車可能台数が約38.7台ということでありますので、少ない状況に変わりはないということであります。

一方で、今回警察庁から発出された通達は、駐車規制の廃止であったり駐車方法の指定、時間制限、駐車区間規制、いわゆるパーキングチケット等の検討などが盛り込まれており、今まで止められなかった箇所でも安全性だったり必要性だったり等、状況によって警察と協議の上、駐車スペースとすることが可能となるというような通達であるかと思います。東京都では柔軟に対応を行っておりまして、例えば銀座のど真ん中の道路の路肩にバイク用のパーキングチケットスペースの設置等が既に行われております。東京都としては、総合的な駐車対策の

在り方、こういったものも作成して自動二輪車の駐車場整備について様々な検討を進められております。ぜひ参考としていただいて、本市においてもこの総合的な駐車対策の在り方等について検討を行っていただいて、やはりこの駐車駐輪スペースというのはまちづくりと併せた検討も必要だと思いますので、二輪車の駐車スペースの確保についても今後進めていっていただきたいと要望させていただきまして、私の一般質問を終わらせていただきます。大変にありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員　公明党の川畑いつこです。通告に従いまして、一問一答にて質問させていただきます。

初めに、大項目、公立の幼稚園や保育園のオンライン研修についてです。

幼稚園教諭や保育士は、幼児教育の質の向上のために行われる研修は少なくありません。コロナ禍前は対面での研修が主流で、現場では人手不足の中で参加をされていたこともありますが、現在ではオンラインと対面を交ぜて行われています。例えば、保育士キャリアアップ研修ガイドラインの中では、実施主体は都道府県または都道府県知事の指定した研修実施機関で、内容は専門分野別研修、マネジメント研修、保育士保育実践研修があり、研修時間は１分野15時間で45時間の研修を受けることになっています。中でも専門分野別研修はｅラーニング、いわゆるオンライン研修を受けられることがあります。

それらを踏まえ、１、実施状況について伺います。現在、公立の幼稚園教諭や保育士のオンライン研修の受講はどのような形で行われているのでしょうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現在、幼保施設管理課が主催している保育研修につきましては、公立と私立の垣根を越えて、他施設との職員同士のつながりを大切に考えていることから対面での研修を中心としておりますが、各種団体が主催する研修においては、コロナ禍を経験し、オンラインによる研修も多くなっております。公立幼稚園・保育園の職員が受講しているオンライン研修につきましては、主に国、県が実施主体となっておりますが、令和５年度は５件、令和６年度は８件の研修を受講しており、内容は小児アレルギー、感染症対策、子どもの人権、施設長や主任保育士などの役割に関する研修などとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　公立幼稚園・保育園合わせて令和５年度は５件、令和６年度は８件の受講をし、近年はオンライン研修が多くなっていることを理解しました。

次に、２、課題について伺います。オンライン研修を受ける際、幼稚園や保育園にある端末を使用できているのでしょうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

公立幼稚園及び公立保育園でオンライン研修を受講する際は、情報セキュリティー上の安全確保のため、行政の業務専用回線から分離したインターネットウェブ会議サービスを利用することとされております。そのため、インターネットウェブ会議サービスの利用に当たっては、本市職員に貸与されている庁内ＬＡＮ端末からは利用することができず、庁内ＬＡＮ端末とは別にサービスが利用できるパソコンやタブレットなどを準備するか、あるいは市が保有する貸出しパソコンを利用することとなります。現在、公立幼稚園及び公立保育園にはインターネットウェブ会議サービスを利用できる回線がなく、また、サービス利用のためのパソコンやタブレットなども

保有しておりません。そのため、インターネットウェブ会議サービスを利用しての研修で受講人数が多い場合には、貸出しパソコンを利用し第１庁舎の委員会室を会場にするなどして対応しております。しかしながら、事前予約で貸出しパソコンが借りられないときや、貸出し場所への往復の移動時間が確保できないときなどは、オンライン研修が受講できなくなることが課題であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　情報セキュリティー上の安全確保のために、行政の回線から分離されているインターネットウェブ会議サービスを使い、それを利用するためには庁内ＬＡＮ端末を使用しないパソコンやタブレットなどが必要だが、公立の幼稚園や保育園にはインターネットウェブ会議サービスの回線や、それを利用するパソコンやタブレットなども保有できていない状況であり、それらを使用するためには、第１庁舎に来庁して受講し、さらに、貸出しパソコンの予約ができなかった際には受講できないとのこと、理解しました。

幼児教育の質の向上のために行われる研修が、環境整備が整っていないことで受講することができないということになります。さらに、ウェブ回線を使うために来庁ということは、保育時間中に離れる時間が増える、あるいは休息時間などが減る可能性があると考えます。

では、再度伺います。庁内の貸出しパソコンは数に限りがあり、予約制のため、使用したくても借りられないときがあり、受講できないことが課題とのことでしたが、先日、保育士の方から話を伺い、研修で個人所有のスマートフォンやタブレットを使用して受講する場合があるとのことでした。それは、仕事のための研修をプライベートのギガを使っていることになります。

そこで、スマートフォンを使って動画を見る際に必要なギガバイト数を調べると、標準画質で１ギガバイト当たり約１時間から２時間で、使用料はプランなどで違いますが、携帯会社では１ギガバイト追加した際には約1,090円、格安ＳＩＭは約410円でした。Ｗｉ－Ｆｉなしで15時間の標準画質の動画を見るためには約７ギガバイトから15ギガバイト必要で、金額は研修時間分を追加購入したとすると、約2,870円から１万6,310円かかることになります。ほとんどの方が何らかのプランに加入しているため、このまま当てはめることは考えにくいことではありますが、プライベートのギガ数やお金を使って研修を受けている方がいることになり、保育士等の働く環境を改善する動きがある中で、このことも改善する必要があると考えます。

そこで、パソコンの支給やＷｉ－Ｆｉ環境の整備を本市として支援できないかお聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

課題解決のための対策としては、まずは必要なオンライン研修ができるよう関係部署と調整の上、インターネットウェブ会議サービス利用のためのパソコンについて、必要となる数を確保することが考えられます。加えて、保育現場から離れた市役所第１庁舎などの通信環境の整った場所でオンライン研修を受講できるような研修環境を整えることも必要と考えております。また、今後、保護者の利便性向上や職員の業務効率化を進めるために、公立幼稚園及び公立保育園における総合的なＩＣＴシステム導入の検討も必要と考えられることから、これらＩＣＴシステムの導入と併せ、施設にＷｉ－Ｆｉなど無線ＬＡＮ環境を整備することで、幼稚園や保育園現場でのオンライン研修が受講しやすくなるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　ウェブ回線を使うために、第１庁舎にパソコンの台数を増やし、今後は総合的なＩＣＴ化システムの導入の検討が必要と考えていることを理解しました。パソコンの台数が充実することは大切なことと考

えますのでいいのですが、さきにも述べたように、オンライン研修を受講するために幼稚園や保育園から来庁することになります。例えば、塩焼幼稚園や香取保育園から電車で片道約40分かかります。往復約１時間20分です。幼稚園や保育園での仕事は１時間にやることがたくさんあります。幼稚園や保育園にＩＣＴ化システムの導入を早急に行い、オンライン研修を個人負担で行うことがない体制づくりを強く要望し、次の質問に移ります。

次に、大項目、本市の人事についてです。

全国的に人材不足が課題に挙げられる中で、本市としても同様の状況ですが、「広報いちかわ」などで採用募集をしているのを目にし、努力をされていることは伝わってきます。しかし、福祉関係や保育士などの専門職や、土木や建築などの技術職となると一層の工夫が必要と考えます。

そこで、１、正規職員の普通退職者の退職理由及び平均就業年数についてです。試験を合格し職員として働いてくださった方々が途中退職される理由には様々あり、途中退職せざるを得なかった方もいると考えます。

それを踏まえ、初めに、ア、途中退職者の退職理由及び平均就業年数について伺います。令和６年度の正規職員の人数は3,106人で、令和元年度の3,151人と比較すると45人の減となっています。一般行政職のうち、定年や懲戒免職、死亡、国、他自治体への出向などを除く普通退職者の退職理由は、育児や家族の介護などが考えられますが、主にどのようなものが挙げられているか、直近の令和５年度の状況と普通退職者の平均就業年数についてお聞かせください。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

令和５年度の一般行政職の普通退職者数につきましては、年代別に区分せずに申し上げますと、全員で49人となっております。その退職理由につきましては、確認できたもののみではありますが、介護などの家庭の事情が17人で最も多く、次いで地元自治体や民間企業等への転職、本人の健康上の問題などとなっております。また、平均在職年数につきましては約７年となっております。

以上であります。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　再度伺います。

令和５年度の普通退職者は49名で、少ない人数ではないと考えます。また、介護など家庭の事情で退職するという理由が一番多く、これらは転職など、いわゆるステップアップを目的とした、どちらかというと積極的な理由によるものではなく、フォローしてくれる家族や公的サービスが見つけられず、やむにやまれぬ理由から退職せざるを得なかった方々と考えられます。近年は、民間も公務員も人手不足が課題となっており、対策の一つとして、大企業などを中心に退職者の再雇用、いわゆるアルムナイ採用を導入する企業や自治体が増えてきています。アルムナイ採用は、即戦力の人材を確保できることが一番のメリットであり、双方にとってウィン・ウィンの採用方式です。現在、長野県や静岡県などのほかに東京都や千葉県でもアルムナイ採用を導入し、令和７年度からは船橋市でも導入されます。即戦力、人材育成コストの削減などのメリットが挙げられるアルムナイ採用ですが、どういう人材であっても構わないというわけではなく、ほとんどの企業などでは少なくとも３年以上修業の実績のある方を最低限の要件としているようです。

本市の普通退職者の平均在職年数は約７年であり、この条件に合う方は少なくないと考えます。そこで、令和５年度の普通退職者で、育児や介護など家庭の事情を理由として退職された方のうち、３年以上勤務経験がある方はどのくらいいたのか、その人数をお聞かせください。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

令和５年度の普通退職者の中で、育児や介護など家庭の事情を理由に退職した者の17名のうち、３年以上の職務経験があった者は15名となっております。

以上であります。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　令和５年度では15人の方がアルムナイ採用の該当者であることを理解しました。

では、２、人材確保についてお伺いします。

初めに、ア、人材の不足を感じている部署とその対策についてです。人材不足を感じている部署として、福祉関係や保育士などの専門職や、土木や建築などの技術職が考えられますが、どのように対策を取られているのでしょうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問にありますように、専門職や技術職などいずれかの部署だけに偏って突出した退職者が出たということはありませんが、業務を進める上で、人材不足を感じる部署があるかもしれません。その前提を踏まえまして、人員配置等の計画に基づき対応してきているところではありますが、例えば、年度の途中で退職などにより人員が不足する場合には、その業務量に応じた会計年度任用職員を任用するなどして早急に対応するように努めております。

以上であります。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　本市としては、専門職や技術職を含め人員が不足していない認識であり、不足した際には会計年度任用職員を任用して対応しているとのこと、理解しました。

では、次はイ、職員の募集状況及び今後の取組について伺います。会計年度任用職員の方がいるからこそ仕事がスムーズに行われている面がある中で、専門職や技術職に従事する職員の代替を会計年度任用職員で補充することには限界があるのではないでしょうか。正規職員で補充はできないかと考えます。そこで、職員の募集状況については、先日の代表質問の答弁にて、令和６年度の一般行政職採用試験のうち、専門的な知識を要する技術職については、受験者数は97人、合格者数は23人で、競争率は約４倍になっていることを理解しました。しかし、本市ウェブ上で公表されている募集人数の52人に対し、合格者数は半数以下の23人で必要な人数を確保できていません。これは、技術職職員の退職に対しての人数が確保できていない状況と考えます。

この結果を踏まえ、今後どのような取組を予定しているかお聞かせください。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市は、これまでもより多くの有為な受験者の確保に向けまして、民間企業と公務員を併願している大学生や、働きながら転職活動を行っている社会人の方々により受験しやすい環境を整えるため、令和２年度から公務員の専門試験を廃止しているほか、技術職の試験におきましても、一定の国家資格を保有する受験者については専門試験を免除するなど、それぞれのニーズに合わせた受験環境の整備に努めてまいりました。

また、より多くの大学生や転職を志望する方々に向けて、公式ウェブサイト内の採用ページをリニューアルしたほか、大学や民間企業等が主催する説明会にできる限り参加するなど、本市の魅力や市職員としての仕事のやりがいをＰＲしてきたところであります。

今年度におきましては、先順位者にもお答えしましたが、新しい試みといたしまして、この第１庁舎を会場とし、千葉県や船橋市など近隣の複数自治体と合同で説明会を行い、事務職と技術職に分けた２日間で延べ300人

を超える参加者の来場がありました。令和７年度におきましても、可能な限り外部の説明会やセミナーへの参加のほか、他自治体などとの連携による合同説明会の開催などにより、一人でも多くの公務員志望者と接し、本市のＰＲに努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　ニーズに合わせた受験環境の整備に努力し、本市の魅力や市職員としての仕事のやりがいをＰＲされ、今年度は新しい試みとして行った近隣複数の自治体との合同の説明会に延べ300人を超える参加者がいたことを理解しました。

では次に、３、アルムナイ採用を導入する考えについて伺います。近年は、少子・高齢化の影響などで労働人口の減少は顕著で、民間企業も公務員も人材確保の競争が激化しています。給与面を初めとした待遇の向上だけではなく、既定の概念に捉われることなく様々な採用方法を導入して幅広く人材の獲得に動いており、本市においても理由は様々ですが、転職者や退職者が増えている状況です。今までどおりの採用方法だけではなく、さきに紹介した近年、特に民間企業で取り入れられている採用方法の一つで、以前勤務していた職員や従業員を再雇用する制度であるアルムナイ採用について、本市においても導入する考えはないかお聞かせください。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

御質問にありましたアルムナイ採用につきましては、御質問にありますとおり雇用者側と志望者側それぞれが理解し合った関係にあるので、採用プロセスを効率化できることや、人材育成に関する負担を軽減できるなど、双方にとってメリットもあり、近隣の船橋市を初め他自治体においても導入の動きがあることは承知しております。

一方、特に若年層の職員にとりましては、離職することへの心理的なハードルが下がり、かえって退職を助長してしまうおそれがあるほか、採用後の給与等の処遇など検証すべき点も少なくないと考えているところであります。本市といたしましては、現在のところ早急にアルムナイ採用を導入するということは考えてはおりませんが、他自治体や雇用情勢の変化を注視しつつ、多様な採用方法の調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　アルムナイ採用を今は導入する考えはなく、他自治体の雇用情勢を注視するとのことですが、本市が今年度新しい試みとして、近隣複数の自治体と合同で説明会を行ったように、新しいことに取り組むことは大切と考えます。私が議員になる前に勤めていた会社では、アルムナイ採用を導入していました。入社すると初任者研修が必要でしたが、アルムナイ採用で再就職された方には研修を受講する必要がなく、即戦力として現場で活躍されていました。また、従来の職員は残業が減り、本来の仕事を行うことができ、ワークパフォーマンスが向上しました。職員の負担も含め、市民への影響が少なからずとも起こり得ることを考え、アルムナイ採用の導入を要望し、次の質問に移ります。

○稲葉健二議長　川畑議員に申し上げますが、残余の質問は休憩後でよろしいでしょうか。

○川畑いつこ議員　はい。

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時51分休憩

午後１時開議

○つちや正順副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

○つちや正順副議長　この際、石原よしのり議員より発言の申出がありますので、これを許可いたします。

石原議員。

○石原よしのり議員　貴重な時間をお借りして申し訳ありませんが、発言の訂正をお願いいたします。

３月７日の私の一般質問中、下水道管の老朽化対策についての質問において、菅野終末処理場において下水処理を行っている地域を、「真間、須和田、菅野、八幡、東菅野の約2,800ha」と発言しましたが、正しくは、「真間、市川、菅野、八幡、東菅野の約280ha」でありますので、訂正をお願いいたします。

議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いします。

○つちや正順副議長　ただいまの申出のとおり発言の訂正を許可いたします。

○つちや正順副議長　日程第１一般質問を継続いたします。

川畑いつこ議員。

○川畑いつこ議員　では、続きまして、大項目消防行政についてです。

岩手県大船渡市の山林火災では、被害に遭われた皆様にお見舞いを申し上げますとともに、犠牲となられました方へ御冥福をお祈りいたします。火災は鎮圧し避難解除されましたが、想像を絶するほどの心の傷は癒えるのに時間がかかると思いますが、安心して生活が送れることを心より願います。

また、本市の消防隊が派遣隊として出動し、貴い任務を遂行されたことに敬意を表します。

本市では、１月18日に避難所開設運営訓練が行われました。参加者が実際にテントを設営したり、簡易トイレに座ってみたりと、皆さんが体験をしながら真剣に説明を聞かれ、中にはメモを取られている方もいらっしゃいました。また、聞くことが困難な方々には手話通訳者が間に入り、各ブースで質疑応答され、担当者が丁寧に説明されている姿を拝見し、大切な訓練であることを再認識しました。また、避難所開設運営訓練の会場に行く前に少し地域を回り、臨時消防署の様子も拝見しました。自分たちの町は自分たちで守るとの貴い思いを持っている消防団の皆さんが、消防隊から道具の説明をされ、真剣に聞き、質問をし、双方の顔が見える活動をされていました。

それらを踏まえ伺います。１、臨時消防署の消防機材倉庫についてです。市内には臨時消防署が20か所あります。災害時に使われるものですが、倉庫内にある機材が使えなくては意味がありません。

そこで、ア、機材の点検について伺います。消防機材倉庫は、全ての臨時消防署に設置されているのでしょうか。また、機材点検の頻度はどれくらいなのでしょうか。さらに、消防ポンプ、いわゆる小型ポンプや発電機は、全ての倉庫に設置されているのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

初めに、臨時消防署を設置した経緯につきましては、昭和53年に大規模地震対策特別措置法が制定され、同法において、地震防災対策強化地域が定められました。本市はこの強化地域には含まれておりませんが、地震災害への対策強化として、昭和57年に防災資機材を収納した臨時消防署を市内15か所に設置しました。その後、阪神・淡路大震災や東日本大震災を教訓に５か所増設し、現在では市内20か所に臨時消防署を配備しております。

次に、保管する資機材でございますが、20か所の全ての臨時消防署に同一の資機材を保管しており、可搬式の消防ポンプやホースなどの消火用資機材をはじめ、バール、パンタグラフジャッキ、ハンマーなどの救助用資機

材、さらには発電機や投光器なども保管しております。資機材の点検につきましては、有事の際に臨時消防署としての防災機能を発揮できるよう、毎月１日と16日の２回、資機材の外観及び作動点検を実施しております。その他、台風や強風時には風による損傷等がないか、倉庫の外観点検を実施しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　全ての臨時消防署に消防機材が設置されていて、点検は毎月２回実施しているほか、台風や強風時の通過後には外観点検を実施しており、小型ポンプや発電機は全ての倉庫に設置されているとのこと、理解しました。20か所全てに小型ポンプや発電機などの機材が設置されていることで安心しました。しかし、私が拝見した機材倉庫にあった消防ポンプ、いわゆる小型ポンプは昭和57年式のものでした。43年前の小型ポンプです。

そこで、再度伺います。機材倉庫20か所にある小型ポンプや発電機の年代はいつのものなのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

保管している可搬式の消防ポンプや発電機は、臨時消防署設置当初からのものが多く、消防ポンプは昭和57年式が12台、平成７年式が８台となっております。発電機につきましては、全て平成７年式となっております。製造からかなりの年数が経過しておりますが、有事の際に活用できるよう点検整備し、使用可能な状態を維持しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　有事の際に活用できるように点検や整備をして利用可能な状態を維持しているとのこと、理解しました。

では、イ、小型ポンプと発電機を買い換える考えについて伺います。小型ポンプを販売しているある会社が推奨している耐用年数はおおむね10年で、補修用部品の供給は生産打切り後10年となっていました。エンジン始動は月２回の点検時に確認できているとのことでしたが、製造から43年が経過している昭和57年式や、10年目を迎える平成７年式の小型ポンプの買換えをし、誰もが使えるものにする考えはないかお聞かせください。

○つちや正順副議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

消防局では、臨時消防署の資機材のほかに、地震対策用資機材として、各消防署にエンジンカッターやチェーンソーも配備しております。資機材の更新につきましては、現在臨時消防署の資機材に比べて使用頻度が高い地震対策用資機材の更新を優先しておりますが、懸念される大震災へ備えるため、臨時消防署の資機材の更新についても検討してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　発災時に消防隊や消防団がすぐに到着できない際には、これらの機材を地域の方が使うことも考えられますので、使用できないようでは困ります。私が拝見した昭和57年式の小型ポンプは、エンジンを起動させる際、ロープを引いて起動させるリコイルスターターのものでした。女性や力が弱い方がエンジンを起動させるのは大変かと考えます。今はスイッチで起動するセルスターターが主流ですので、機材の買換えを強く要望し、次の質問に移ります。

２、消防訓練についてです。消防署の前を通ると、消防隊員が暑い日も寒い日も訓練をされている光景を目にし、その姿を見るたびに感謝の思いでいっぱいになり、日々の訓練があればこそ、国内外への消防援助隊の派遣で活躍ができると感じております。

そこで、ア、消防訓練及び特別訓練の状況について伺います。訓練はどのようなものがあり、それぞれどれくらいのペースで行われているのでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

消防隊員が行う訓練は、あらゆる災害に対応するため、警防活動に必要な知識、技術及び組織的活動について習熟を図ることを目的に実施します。訓練の区分については、市川市消防警防規定において４つの項目に区分されております。１つ目は基本訓練で、放水訓練や３連はしごなどの資機材取扱い訓練、ロープ結索訓練などを行います。２つ目は図上訓練で、災害を想定し机上で対策をシミュレーションする訓練です。３つ目は実践訓練で、実際の災害を想定した活動を行う訓練となります。４つ目は特別訓練で、石油コンビナート等防災訓練、千葉県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊合同訓練など、複数の消防機関や関係機関との連携強化に向けた訓練となります。

訓練の実施状況につきましては、各消防署において年間の訓練計画を作成し、基本訓練、図上訓練及び実践訓練を計画的に毎日実施しております。また、特別訓練につきましては、各種の訓練を毎年定期的に実施しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　訓練区分は４つに分けて行われ、様々な状況を想定しながら毎日訓練を行っているとのこと、理解しました。

次に、イ、より実践的な訓練を実施する考えについて伺います。昨年12月に佐倉市八街市酒々井町消防組合と千葉県解体工事業協同組合が合同で行った災害対応訓練を視察させていただきました。協同組合理事長が会社敷地を提供し、2020年から行われている訓練で、昨年は２回行い、延べ41名の消防隊員が訓練しています。建設廃材や砕石の山に埋もれた人の救助訓練や、敷地内に２ｍぐらいの穴を掘り、穴から救出する訓練では、救出時にガードパネルを使って土留め作業をして救出する様子を拝見しました。また、以前には硬いコンクリートに閉じ込められたことを想定し、コンクリートに穴を開けて救助する訓練も行われたとのことでした。本市としては、災害時には倒木、崖崩れ、浸水、建物の倒壊などが想定されますが、それらの訓練は行えているのかお聞かせください。

○つちや正順副議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

水害や地震等の自然災害を想定した訓練については、毎年出水期を前に台風や集中豪雨等の水害に備えるため、水害の状況に合わせて土のうを積み上げる水防工法など、消防団と合同で訓練を実施しております。また、地震災害に対応するため、倒壊した建物からの救助を想定し、解体予定の建物を使用して、実際に壁や床を破壊し要救助者を救出する訓練や、建物を木材で補強し、消防隊が安全に活動できる環境をつくる訓練などを実施しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　出水期を前に、消防団と合同で土のうを使用した水防工法訓練等を行う水防訓練や、地震災

害対応には解体予定の建物を使用して、倒壊した建物を想定した訓練などを実施しているとのこと、理解しました。

再度伺います。解体予定の建物を使用して訓練を行っているとのことでしたが、自然災害に対するより実践的な訓練を行う場所の確保はできないでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

自然災害を想定した訓練は、現在、各消防署や大野消防訓練場、江戸川河川敷等で実施しております。さらに、より実践的な訓練を実施するため、自然災害に対応した訓練施設のある千葉県消防学校や、他の消防本部の協力を得て合同で訓練を実施しているところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　現在、各消防署や大野消防訓練所、江戸川河川敷等で実施できており、より実践的な訓練は千葉県消防学校や他市消防本部の協力を得て合同で訓練を実施しているとのこと、理解しました。

では、さらに伺います。本市には大きな広場で宮久保６丁目市民広場があり、西側と北側に分けられており、それぞれフェンスで周りが囲まれています。西側は子どもたちが遊ぶ姿をよく見かけ、菜の花が咲く頃にはレジャーシートを敷いてお弁当を食べている姿も見受けられます。しかし、北側は湿地でぬかるんでいるため閉鎖されている状態です。

そこで、本市は災害時に浸水や土砂崩れなどが考えられ、水を含んだ土での救出活動が考えられるため、湿地で閉鎖されている宮久保６丁目市民広場北側が災害対応訓練に適していると考えますが、穴を掘るなどして、より実践的な訓練ができないでしょうか、お聞かせください。

○つちや正順副議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

浸水や土砂崩れ等の災害現状では、水を多く含んだ土砂が堆積する状況での活動が予想されます。宮久保６丁目市民広場北側は湿地のため、実際の土砂災害に近い環境であり、また、令和５年度に配備した重機を使用した訓練も実施することが可能であると考えられることから、当該広場を土砂災害等の自然災害を想定した訓練場所として使用することが可能か、関係部署と協議してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　川畑議員。

○川畑いつこ議員　宮久保６丁目市民広場北側は、実際の土砂災害現場に近い環境で訓練ができ、令和５年度に配備した重機を使用して訓練も可能と考えられ、関係部署と協議してくださるとのこと、ぜひお願いします。

このほかに、本市には建て替えを予定している施設や学校があります。例えば、信篤公民館や市民プール、市川市斎場や宮田小学校などの市立学校の建て替えなど、それらを使ってより実践的な訓練実施のために活用し、引き続き災害対応力の強化に努めていただきたいと考えます。より実践的な訓練を行っていただける際には、ぜひ近隣住民への丁寧な説明も行い、御理解と御協力をお願いしていただけたらと思います。

さきにも述べた合同で行った災害対応訓練では、2023年から災害現場で建設業者と消防隊員らが連携をスムーズに行えるようにと、千葉県解体業工事協同組合の役員の方々も参加するようになり、日頃から土木作業などを行っているため、生きた知識を消防隊員に伝えるなどしてアドバイスを行い、より充実した訓練になっているとお聞きしました。また、解体組合の役員の方は、実際の現場では当組合員と消防が連携することで、さらに効率よく作業が進められる可能性があると言われ、理事長は、このような訓練は非常に大切で、この取組が全国に広

まってほしいと言われていました。

災害時には想定外のことが起こります。一つでも多くの実践的な訓練を行うことを強く要望し、質問を終わります。御答弁いただきましてありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　中町けい議員。

○中町けい議員　会派市民クラブの中町けいでございます。これより一般質問を行わせていただきます。なお、質問が多岐に渡りますので、テンポよく御答弁いただけますよう御協力をお願いしまして質問に入らせていただきます。

まず、大項目、保育行政についてになります。

１番目、特別な支援が必要な子どもたちの受入れ体制及び受入れ状況についてです。保護者の希望に対して現状各園に対する利用調整と受入れ状況はどうなっているのか、また、利用調整における課題について伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育施設入園の申込みがあった子どもの中から内定者を決定する、いわゆる利用調整については、障がいの有無にかかわらず、保護者の就労状況など、各家庭の保育の必要性を指数化し、指数の高い子どもから内定する仕組みとなっております。なお、障がいのある子どもについては、保育施設の申込みをされる前に本市の看護師が面談を行い、子どもの特性を把握するとともに、保護者が施設を選ぶための相談にも応じております。また、施設側が子どもの状態を把握することも重要であることから、公立、私立を問わず、希望する施設への保育施設見学や体験保育の際に、施設の職員が施設内での子どもの様子を確認しております。利用調整の結果、内定となった場合には、安全に受け入れられるよう、施設に対して、受入れ体制の整備を依頼します。

なお、保護者が希望している施設において受入れ体制が整わず、安全面などへの懸念からやむなく保留となる場合には、施設に対して受入れに向けた体制を確保するよう依頼していくとともに、他の施設での受入れができないか確認を行っていくこととなります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。それでは、ちょっと続けて再質問で３点伺います。

まず１点目、利用調整の結果を受けて、内定した子どもの入園を施設側が断った場合のその後の施設側の受入れはどのように影響するのか。

次に２点目、利用調整前に市内全体での各施設における支援が必要な在籍園児について把握をされているのか。

次に、既に支援が必要な子どもたちを積極的に受け入れている園や、そうでない場合に、市内全体の受入れ体制として考えた場合に公平性を保った利用調整としているのか、３点併せて伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

施設側が、職員体制が整わないことなどを理由に障がいのある子どもの受入れを断らざるを得ない場合には、指数の高い子どもから内定する利用調整の仕組みを踏まえ、当該施設においては、その子どもより下の順位の子どもの受入れはできないこととなります。また、現行の制度では、障がいの有無にかかわらず利用調整を行っていることから、障がいのある子どもの在籍状況を把握した上で人数の調整を図る仕組みとはなっておりません。このことから、障がいのある子どもを積極的に受け入れてくれる施設では、在籍数が多くなるといった傾向があ

り、安全な保育の提供や、保育者の負担感の軽減のためには、受入れの平準化に向けた取組も必要であると考えております。

一方で、利用調整の制度を変更するには、市内に220以上ある全ての保育施設の協力が不可欠であり、各施設に様々な意向がある中では調整すべき課題も数多くありますが、子どもが安全に安心して過ごせるよう、施設の意見も丁寧に伺いながら、制度の見直しに向けた調査や協議を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　障がいのある子どもの在籍状況を加味した上で利用調整をしなければ、事業者の中で不公平感や子どもたちの受入れも偏ってしまいます。以前にも同様の質問をしましたが、私がこの点になぜこだわっているかといいますと、各園の不公平感をなくし、幅広い園での受入れ体制を望んでいるからです。以前、障がいの子どもを持つ保護者から保育園に入園相談の電話をしてもどこも断られてしまい、就労もままならず心が折れそうだと聞いたことがあります。平準化に向けての尽力をお願いいたします。

続けて再質問させていただきます。より多くの園での受入れ体制を構築するには、加配人材の確保も必要です。そこで、特別支援保育推進事業の補助金について、現状要件が厳しいために制度活用が難しいと聞きます。特に、一番募集の反響が大きいと思われる無資格の保育補助に関して、研修を設けるなど一定の条件を緩和できないか伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

特別支援保育推進事業は、特別な支援が必要な児童を保育するに当たり、全ての児童が分け隔てなく集団生活を送ることができるような体制を整備することを目的とし、支援のためのスタッフの人件費を補助するものです。補助の対象としているスタッフの要件としては、原則として、保育士や理学療法士、臨床心理士など、一定の資格を持っていることとなっております。また、それだけでは雇用が難しい場合も想定されることから、一定期間以上児童福祉事業に従事されたことがある方も対象としております。

一方で、この補助金の対象となる要件を有していない職員を雇用される場合には、別の制度として、特に資格要件を設けていない保育体制強化費加算を活用していただいており、さらには、県が実施する子育て支援員研修を修了した職員を対象とした保育補助者雇上費加算も実施しております。今後も各制度の利用実態を把握し、特別な支援が必要な児童の受入れ状況を勘案しながら、各施設に対して適切な制度を案内するとともに、制度を見直す際にはより受入れが進むような設計にしたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　先ほどの特別支援の状況を加味した受入れの平準化に向けても、この補助金が活用できる状態にしなければ、結果、加配人員がいないという壁に当たることが予想されます。特に無資格保育補助の要件を１年または２年の経験に緩和をして、プラスアルファ、研修を受けるなど、求人の実態に合った上での見直しについてぜひ検討をお願いします。

この項目最後の再質問です。保育園と児童発達支援事業所との連携についてですが、手帳を既に持っているケースですと、保育園での集団保育とは別に、週に数回は療育に並行して通うケースがあると思います。実際に保護者が保育園に園児を預けて、その後、児童発達支援事業者が保育園に直接送迎しているケースもあると思いますが、発達の部分での共有事項も踏まえて、保育園と児童発達支援事業者との情報連携において、市が間に入って協力体制を構築できないか伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現在、公立保育園では保護者の同意の下、日頃のお子さんの様子を事業所との電話連絡などにより共有しているほか、事業所の職員が保育園に来園して、保育士とともに子どもの様子を観察し、子どもの特性についてお互いの理解を深めるなどの連携をしています。また、私立の施設においても同様の連携が必要であることから、市内の私立保育園や幼稚園などに向けて、事業所と保育園などがお子さんの支援内容等を共有することや、連携して支援に当たることの必要性について、市公式ウェブサイトにおいて理解と協力を呼びかけております。

なお、令和６年度の報酬改定において関係機関連携加算の要件が見直され、従来の要件であった連携した個別支援計画の作成に加え、児童の心身の状況や生活環境等の情報共有、連絡調整を行った場合も加算できるようになりました。今後は、市内の事業所が集まる会議を活用して、公立保育園で実施している連携事例の紹介を行うとともに、報酬改定による関係機関連携加算の見直しについても改めて周知するなど、保育所等と児童発達支援事業所の協力体制の強化に向けて取り組んでまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。もともとこれまで保育園と児童発達支援事業所等は積極的にあまりやり取りしなかったのだと思います。しかし、そこを行政が子どもたちのために間に入って双方に指示をしてもらうことで、特別な支援が必要な子どもたちの成長や発達の促進に大きくつながってくると思います。

保育園での集団保育に追い着くために療育に行って個別に訓練を行っていますので、成長具合など個人差があります。まずは連絡帳など情報の共有を図ってもらいつつ、発達を伸ばしていくために、保育園と児童発達支援事業所等とのさらなる連携強化を期待しまして、このテーマの質問は終了します。

次に２番目、潜在保育士の確保に向けてになります。市は、潜在保育士の確保に向けて潜在保育士確保事業を行っていますが、事業の概要と効果について伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本事業は、保育士資格を保有しているものの、保育現場での実務経験がない方や、ブランクがある方を対象に、有給で雇用し実習を行うことで保育現場で働く不安を軽減するとともに、保育業務への認識を深めていただき、市内の保育施設等への就職を支援するものです。賃金は時給1,200円、１日６時間、期間は10日を限度に雇用しております。実習の受入れには施設側に相応の負担が生じることから、事業は公立保育園で実施していますが、終了後は本人の希望により、私立を含む市内の保育施設等から就職先を選択していただいております。

過去５年間の実習受入れの実績は毎年３件から４件程度で、終了後、約６割の方が公立保育園に短時間保育士などとして就職しており、その他の方については民間の保育施設等に就職しているものと考えております。毎年少数ではございますが、一定数の潜在保育士の方に実習の機会を提供しており、市内の保育士確保の一助になっているものと認識しております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　まだ実績はそんなに年間少ない状況だそうですけれども、私はこれはいい取組だというふうに思っております。

そこで、再質問で２点お伺いします。

１点目は、同様の取組をもし民間事業者が行いたい場合に、市のホームページなど広報協力することは可能で

しょうか。

次に２点目として、現在の潜在保育士確保事業と合わせて、幼保就職ナビ以外に市役所本庁舎を活用した潜在保育士確保に向けてのイベントが実施できないか、併せてお伺いします。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本事業の主な目的は、潜在保育士の就職支援であり、有給の雇用契約や保育現場での実習指導など、施設には相応の負担が求められますが、民間の保育園などから同様の取組を実施したいとの要望があった場合は、現在の事業と同じ内容の雇用契約で実習指導を行うほか、終了後の就職先を制限しないことなどの条件を遵守することを前提に実施していただくことは考えられ、その際は、実施施設の広報にも協力してまいります。また、潜在保育士の就職支援に関するイベントの実施につきましては、本市では、市内の保育施設等への就職希望者を対象とする保育事業者等による合同就職説明会、幼保就職ナビを毎年開催しており、潜在保育士についても対象としております。近年は市内の大学を会場として実施しており、参加者は学生が大多数となっていますが、引き続き潜在保育士をはじめとする一般の方々に向けた周知にも積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。同様の人材確保の問題は幼稚園でも同じと聞いていますので、同じように免許を持っていても現在働いていない潜在幼稚園教諭の確保にもつながるよう、同イベントの企画をぜひ検討いただきますようお願いしまして、次に進みます。

次に３番、保育士資格取得に対する支援及び修学資金貸付制度を導入する考えについてです。他市では、県の制度に上乗せして、専門学校や大学進学の際に保育士資格に関わる修学資金貸付制度を設け、新卒後の市内での保育園での就職率向上に当たっています。

そこで、本市での修学資金支援の考え方について伺います。あわせて、本市では保育士試験による資格取得支援事業補助金を行っていますが、実績と課題についても伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育士確保のための保育士資格に関わる奨学金支援につきましては、千葉県や近隣市において修学資金制度の貸付制度を創設しています。千葉県の修学資金貸付制度は、修学資金として月額５万円以内で総額120万円の貸付を受けられるほか、本人の希望により、入学準備金20万円や就職準備金20万円などを加算できるものです。返還免除の条件としては、卒業後１年以内に保育士登録を行い、県内の保育所等で５年間継続して従事した場合となっております。他市においては、この県の制度に上乗せして修学資金の貸付制度を実施している例がありますが、在学中の経済的支援になる一方で、時に多くの借入金を抱えることにもなりかねず、本市としては、将来の職業選択の制約となることを懸念しているところです。

次に、保育士試験による資格取得支援事業補助金についてです。本補助金は、保育士試験により保育士資格を取得した後、市内の保育所等で保育士として勤務することが決定した方を対象に、主に保育施設などの運営事業者に対し、保育士試験受験のために要した講座費用や教材費等を交付するものです。令和６年度は３人分の申請をいただいており、現在交付の手続を進めております。課題としては、申請件数が少ないことから、周知の方法を工夫する必要はあると考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　この就学金制度は保育園のみではなく、預かり保育を実施している幼稚園も対象となっているそうです。本市の保育事業者が市外の各大学や専門学校に新卒の学生さんの就職案内として学校訪問するときに、市川市は就学金制度を設けていないために肩身の狭い思いをしていると伺っております。また、市内の学校に訪問しますと、既に他の自治体でこのような就学金制度を活用しているために、その自治体での保育園の就職を第一に考えているそうで、本市の保育園での就職率は高いとは言えない状況だそうです。このように、各自治体間でも進学時から支援し卒業後の保育士確保に向けて制度を設けていますので、ぜひ市川市でも新卒の保育士確保に向けて検討することを提案します。

次に、社会人になってからキャリアアップとして保育士資格を取得される方もいます。そのための補助として、保育士試験による資格取得支援事業補助金について、申請までのフローが分かりづらく、保育士試験は４月から６月の前期試験と10月から12月の後期試験の年２回が実施されているにもかかわらず、前期試験のみを基準とした制度設計になっているように見受けられますが、その点について再質問させていただきます。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本補助金は、例年12月に申請受付を行い、２月末頃をめどに支払いができるよう、審査等の手続を行っております。保育士試験の後期試験につきましては、おおむね１月の中旬に合否の通知が届き、その後、保育士証が届くまでに２か月程度を要し、当該年度内の補助金交付は困難なことから、後期試験の合格者については翌年度に申請していただくこととなっております。なお、補助対象期間は、合格をした保育士試験の試験日の２年前までの経費を対象としていることから、翌年度の申請でも補助の対象となります。申請のフローにつきましては、分かりづらいという声があることも踏まえ、より申請者にとって分かりやすいものとなるよう、今後検討したいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　ぜひ活用しやすい制度にしていただきますようお願いします。

また、中高生の職場体験として、市内の私立幼稚園や私立保育園にも協力してもらい、職業体験をすることなども大事だと思いますので、ぜひ進学前の中高生の視点に立った教育も取り組んでいただきますよう、重ねて検討をお願いしまして、次に進みます。

次に４つ目、公立保育園における給食の提供方法についてです。公立保育園において、給食調理委託を導入するとのことでありましたが、その後、現状について伺います。また、委託による費用対効果についてどのように考えるのか、委託導入により土曜日の調理給食を再開する前に、現在の人員配置の充実や人材確保に努めるべきと考えますが、市の見解を伺います。

○つちや正順副議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

公立保育園における給食調理業務委託導入の現状については、令和６年９月定例会において、給食調理業務委託料を計上した補正予算案が可決され、令和６年11月28日に大野保育園及び塩浜保育園の給食調理業務委託の一般競争入札を実施いたしました。入札は２件とも不調となりましたが、大野保育園につきましては、最低価格を提示した事業者との協議により契約締結に至り、令和７年３月28日から３年間の給食調理業務を委託する予定となっております。一方、塩浜保育園につきましては、設計金額を見直した上で、令和７年１月21日に再度入札を実施いたしましたが、再度不調となったことから、改めて仕様や設計金額を見直し、再度入札を実施したいと考えております。

次に、委託による費用対効果についてです。今回契約した大野保育園の給食調理業務委託料と、大野保育園の調理食数に応じた正規職員及び会計年度任用職員を配置し直営で運営した場合の人件費を比較すると、年間で約290万円委託料が上回ると見込まれます。一方で、調理員の採用や育成、管理に係る経費を軽減できることに加え、安定的に給食を提供できることが委託による効果と考えております。

最後に、土曜日の調理献立による給食の再開についてですが、入札の不調等により、現時点において再開に必要な調理員の人数を確保できていないことから、令和７年４月からの土曜日の調理献立による給食の再開は予定しておりません。今後、会計年度任用職員の採用及び給食調理業務の委託を進めることにより、平日を含めて安定的に給食提供が維持できる状況になった後に、土曜日の調理献立による給食を再開する予定です。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　今の御答弁で、費用対効果が委託の場合290万円上回るとのことでした。令和７年度の公立保育園は16園となり、そのうち調理員は３名配置が11園、２名配置が５園、正規職員は13名で残りは会計年度で回しており、土曜日調理給食を再開する場合には最低各園３名配置が整わないと難しいと現場からは聞いております。現状でも、各園に１名の正規職員の配置を考えても、最低正規職員が３名不足しているので、その３名の正規職員を採用すれば安定した人員体制が築けるというふうに思いますが、そこで１年前にも同様の質問をした企画部に改めて質問させていただきます。平成28年当時、現業職員のあり方検討会の中において、直営維持の第１グループ、民間委託検討の第２グループに分け、当時の行財政改革における考え方として、委託にしたほうがコスト面でメリットがあると判断したからだと推測しますが、しかし、現下の人件費の上昇により、委託にすると逆にコストが上がってしまう可能性もあります。また、平成28年当時から約10年近く経過し、保育園の子どもたちの日々食べる給食の安心、安全、食育、複雑化するアレルギー対応を考えますと、直営の体制を維持し安全を守るほうが子どもたちのためにもよいと私は考えますが、グループの見直しについてお伺いします。

○つちや正順副議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

現業職につきましては、現業職場全体の最適化に向けて、平成23年度より関係課及び職員組合の労使で構成する現業職員のあり方検討会を設置し、協議検討を重ねてまいりました。検討会におきまして、現業職場の業務を整理し、平成28年に労使合意の上で報告書の取りまとめを行いました。職員による直営を検討する学校用務員や特別職運転手などの第１グループと、アウトソーシング等を検討していく給食調理、ごみ収集などの第２グループに分類し、併せて植栽など複数課の類似業務を集約してグループ化を行い、業務効率の向上を図ってまいりました。

御質問の給食調理業務につきましては、民間企業の実績も多く、民間活用が可能な現業業務であることから、委託を進めてきております。また、不足している人員の補充は任期の定めのない正規職員ではなく、会計年度任用職員で対応することとしております。生産年齢人口の減少等により、人件費全般が上昇するなど社会情勢の変化があることから、民間を活用できるものは活用するという行財政改革の考え方を踏まえつつ、今後も安定的な運用ができるよう、現業職場の現状につきましては改めて調査を行い、関係部署と協議をしてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。私は過去にこの職員組合と合意した内容をひっくり返そうとしているわけではなく、あれから時間が経過し人件費が上昇している中で、民間活用との費用対効果、現状の正規職員の年齢構成や会計年度との割合、現在の人員体制に無理がないか、特に乳幼児たちが日頃口にする給食という重要

なセクションにおいて安心、安全な給食を維持できるのかなど、様々な角度からいま一度精査し、必要に応じて見直しを要望させていただきまして、大項目１つ目を終了とさせていただきます。

次に、医療的ケア児及び特別な支援が必要な子どもたちの支援についてになります。

(1)レスパイトケアを目的としたショートステイによる保護者の負担軽減についてです。昨年の11月に兵庫県で医療的ケア児の子どもが亡くなり、その母親が逮捕される事案が発生しました。寝たきりで気道確保のため、たんの吸引などが必要だった娘さんを１人で家に残し、17時間にわたり外出、結果として窒息死させたとして保護責任者遺棄致死事件で逮捕されました。朝日新聞によると、この母親は３人の子どもとの４人暮らしで、主に１人で介護をしていたそうです。また、本年１月、福岡県にて自宅で介護をしていた当時７歳の長女の人工呼吸器を外し窒息死させたとして殺人容疑で母親が逮捕されました。私も同じ医療的ケア児の家族として加害者の苦労が分かるだけに非常に心が痛んだ事案であり、共通することは、医療的ケア児の家族の重い負担であります。

そこで、以前にも質問しましたが、医療的ケア児におけるレスパイト支援について伺います。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

医療的ケア児のレスパイト支援につきましては、千葉県が所管する医療型障がい児入所施設及び指定発達支援医療機関の県内６か所において、一時的に児童を預かり、入浴、排せつ、食事などのサービスを提供しております。しかし、市内には医療的ケア児を受け入れることができる施設がないため、利用する御家族や本人にとって施設への移動の負担が課題となっております。本市としましても、医療的ケア児のいる御家庭の負担軽減の観点から、市内における医療型短期入所事業所の必要性を認識しており、その開設に向けた取組を進めております。医療型短期入所事業所は、国の基準において、医療機関などの人員配置や設備基準に準じることとされております。医療専門職の見守りと、安全な医療的ケアが受けられる短期入所であれば、御家族は安心して児童を預け、休息することが可能となります。令和５年11月に、本市の医療的ケア児等コーディネーターが主体となって千葉県に働きかけを行い、医療型短期入所事業所の開設説明会を合同で開催し、市内の診療所、病院、介護老人保健施設など14施設に御参加いただきました。その結果、１施設が本年１月に医療型短期入所事業所の県の指定を受け、現在開設に向けた受入れ体制の整備を進めていると伺っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　本来は、数日間主たる介護者である家族が休めるための時間を確保するために、お子さんが医療施設で入院できるに越したことはありませんが、答弁にもありました移動の課題もあります。そして、どうしてもすぐに医療施設での入院支援が難しければ、例えば自宅に訪問看護さんに来てもらい、１回に４時間、例えば年間24時間だけでも用途に合わせて睡眠や買物、たまには美容室やスーパー銭湯に行ったり、少しでも自分だけの時間を持つことによって短時間でもリフレッシュ効果も期待できると思うのですが、本市独自の訪問介護支援ができないのか伺います。

○つちや正順副議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

医療的ケア児の支援としましては、公的医療保険制度による訪問看護の利用が可能でございます。訪問看護は、主治医の指示の下、医療的ケア児に対して必要な医療的支援を提供するものであり、健康状態の管理や家族のサポートを行っております。短時間でも訪問看護を利用することで家族などの介護者が休息や外出の時間を確保できることは、負担軽減の観点からも重要であると考えております。現在、本市独自の訪問看護助成制度は設けておりませんが、医療的ケア児のいる家庭の支援策の一つとして、他自治体の先進事例などや国の動向などを

注視してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。以前、質問の際にもお話ししましたけれども、私も医療的ケア児の子どもが自宅に帰ってきてから24時間に近い形でケアをして、３か月ぐらいたってきますと睡眠不足であったり大変しんどくなって、千葉県でも数少ないレスパイト入院が可能な病院に相談したところ、まず、レスパイト入院に慣らすための１日体験の入院をするだけで１年以上待つというふうに言われて、当時非常に絶望した記憶があります。質問冒頭にも述べました、全国で発生した大変痛ましい事案は、人口49万人の市川市や千葉県においても決して他人事ではなく、先進事例や国の動向を注視するとの答弁でしたが、あまり悠長なことを言っている場合ではないと思います。特に、重い障がいのお子さんを持つ親御さんの、とりわけお母さんが主たる介護者として、自分の子どものために自宅でのケア、学校の送迎や校内でのケア、就労や、やりたいこともかなわず、生涯にわたって子どもにつきっきりになってしまう背景があります。その限界を超えてしまえば、今後このような悲しい痛ましい事案は全国で増加する可能性もあります。これは本市だけではなく、千葉県や国とも連携しなければなりませんし、どうやって支える側の――特にお母さんの負担を社会や行政が一緒になって課題解決していくか、その姿勢が問われています。いま一度支援方法について考えていただくよう要望しまして、次に進みます。

次に、⑵喀たん吸引事業についてです。2021年９月より医療的ケア児支援法が施行され、国や地方自治体など、医療的ケア児とその家族に対する支援の責務が定められました。

そこで、本市においては今年度喀たん吸引の研修費補助金を当初予算で100万円計上していましたが、その実績と内訳、来年度についてお伺いします。

○つちや正順副議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

障がい者（児）喀痰吸引等研修費補助は、喀たん吸引等を行うことができる介護職員や生活支援員などの人材を育成し、医療的ケアを必要とする市内の障がい者及び障がい児に対する支援を充実させることを目的に、障がい福祉サービス事業所を運営する事業者へ研修費用を補助するものです。対象となる研修区分は、不特定多数の方に喀たん吸引等の全ての行為を実施できる１号研修、不特定多数の方に特定の行為のみを実施できる２号研修、特定の方に特定の行為のみを実施できる３号研修全体としており、１号及び２号研修の補助額は10万円を上限とし、３号研修は５万円を上限としております。

本年度は、市内で障がい福祉サービスを提供している192事業者に対し郵送にて周知をするとともに、本市自立支援協議会の相談支援部会や重症心身障がい児者サポート会議にて、補助事業の案内をいたしました。その結果、本年２月時点で申込みのあった４事業者27名分を補助しており、研修区分別では、１号研修が８名、２号研修が17名、３号研修が２名となっております。令和７年度につきましても、医療的ケアなどの支援を行うことができる人材を確保するために、令和６年度と同様に100万円の予算を計上したところでございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　従来では、保育所や学校に通えなかった医療的ケア児が安心して通える体制を整えるため、各地方自治体と連携しながら看護師や医療的ケアができる保育士を配置することが求められております。私が知る限り、千葉市の民間保育園ではそこに勤める看護師さんが喀たん吸引指導の講習を受け、同じ園で働く保育士さんが３号や２号の喀たん吸引研修の実技研修の指導に園にいる医療的ケア児で行い、結果的に保育士さんも看護師さんの補助として喀たん吸引ができる人員が増えたことにより、各クラスに１人の割合で医療的ケア児の受入

れを積極的に取り組んでいる園があります。継続して喀たん吸引の資格者を増やすことも大切ですが、実技講習が実施できる場や喀たん吸引指導講習ができる看護師も少ないと現場の声として聞いております。喀たん吸引指導講習を指導できる看護師を増やしていくことも並行して重要ですので、その点も指摘をした上で、今後もこの事業の発展を期待しまして次に進みます。

次に３番、ゼロ歳から２歳までの児童発達支援等の利用者負担無償化を実施する考えについてです。東京都は、2023年10月１日より、ゼロ歳から２歳までの第２子以降の保育料の無償化と併せて、就学前の障がい児を支援するため、同じくゼロ歳から２歳の第２子以降の児童発達支援等利用の無償化を実施しています。国の制度により、満３歳になって初めての４月１日から３年間の利用者負担は既に無償化をされております。東京都の独自制度としては、利用日数等に応じた利用者負担額１割部分を一旦事業所に支払い、その利用者負担額を後日東京都から給付し、実質的に利用者負担がゼロ円になる仕組みとなっております。

そこで、児童発達支援等の無償化について、本市の考えを伺います。

○つちや正順副議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

ゼロ歳から２歳までの児童が児童発達支援などのサービスを利用した場合、原則費用の１割を負担することとなりますが、保護者の負担が高額になり過ぎないよう、児童福祉法などには負担軽減措置が２つございます。１つ目として、保護者の家計の負担能力などを考慮した負担上限月額の定めがございます。負担上限月額は主に３段階あり、生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯はゼロ円、市町村民税所得割の額が世帯で28万円未満、ちなみに収入の目安として、厚生労働省では収入としておおむね920万円以下と示されておりますが、この世帯の場合は4,600円、28万以上の世帯は３万7,200円となります。また、サービスを利用する児童が複数いる世帯でも、負担上限月額は変わらないこととなっております。

２つ目として、小学校就学前の児童が複数いる多子世帯について、第２子の未就学児の保護者の自己負担を半額、第３子以降の未就学児の保護者の自己負担を無料にする措置が取られております。昨年11月現在で本市において児童発達支援などを利用するゼロ歳から２歳の児童は128人であり、国の制度により保護者の負担軽減はなされているところでございます。調べたところ、負担上限月額が３万7,200円の世帯では、１か月の平均負担額は約１万1,000円となっております。このことから、本市独自の負担軽減措置を行うことにつきましては、国の動向や近隣市などの状況を注視し、今後とも調査研究してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　東京都、区のそれぞれの独自の支援として、既に第１子から無償化している自治体が東京都足立区、墨田区をはじめ増加しつつあります。また、2024年４月から東京都千代田区、そして神奈川県鎌倉市、また昨年10月よりお隣の浦安市も、障がいが判明した際の御家族の精神的・経済的負担を軽減するため導入を模索しながらも、昨年の当初予算で議会も承認し、昨年10月から18歳までの児童発達支援等の無償化を実施したそうです。健常者の通う学童の無償化より先に障がい福祉を優先した首長としての姿勢や判断は、個人的に大変共感しております。

そこで、本市が多子世帯だけではなく、第１子から、まずはゼロ歳から２歳の無償化を実施する場合における対象者及び想定予算額は幾らなのか伺います。

○つちや正順副議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

自己負担が発生する第１子以降のゼロ歳から２歳の児童については、昨年11月現在で117人おり、児童発達支

援など対象サービスの自己負担額を無料とした場合、市の１か月の支出額は約68万円で、１年間にすると約820万円の負担が見込まれます。同様に、対象を第２子以降のゼロ歳から２歳の児童とした場合、対象となる児童は15人で、市の１か月の支出額は約10万円となり、１年間で約120万円の負担が見込まれます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　第１子からの対象にしても年間約820万との答弁、ありがとうございます。実際に児童発達支援が必要な子どもたちというのは、生まれつき難病指定されていたり、状態で言いますと歩行や発音の遅滞、または状態が重く保育園では受け入れてもらえない子どもたちです。このような子どもたちが施設でどのように過ごしているかというと、集団保育に追いつけるように歩行訓練や話す訓練などに取り組んでおります。また、ケアが必要で共働きが難しい保護者にとって、無償化は大変大きな効果があると思っていますので、要望と同時に、私から田中市長に１つ御提案させていただきたいのは、実際に施設に市長自らが足を運んでいただきまして、現場を見てもらって、支援の必要性をぜひ御判断していただきたいと思っております。

以上でこの項目は終了し、次に進みます。

次に、最後、大項目、交通行政についてになります。

１番、地域公共交通事業者に対する支援及び移動プラン75における支援の方向性についてです。施政方針や先順位者の質問や答弁でも、バス事業者の運転士不足や減便について言及されておりますが、一つ一つ整理をする必要があると考えます。地域の公共交通の廃線や減便になった後の地域課題もありますが、その前に2024年問題として残業規制の影響や、運転士の労働収入や労働条件による担い手不足も根本的課題であると感じております。逆に考えれば、より多くの方々にいかに公共交通を利用してもらって、運転手の労働条件が改善されなければ、今後ますますこのような地域が発生してしまう可能性があります。

そこで、地域の公共交通を担っている、とりわけバス事業者に対する支援について、どのように考えているのかお伺いします。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市はこれまでバス事業者支援として、平成20年度にＩＣカード機器等設置に関する費用への補助、平成27年度にバスロケーションシステム整備に関する費用への補助を行っております。また、令和４年度から今年度にかけて、燃料費の価格高騰に対する影響緩和のための支援をしております。そのほか、バス運転士不足の対策として、就職説明会を令和５年度に２回、令和６年度に２回開催するなど、運転士の確保に協力しております。引き続き、運転士就職説明会の開催などの支援をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　例えばですけれども、市がバスに対するラッピング広告などをして、事業者支援を通じて現場の運転手さんの所得支援につなげる方法、方策などもあると思います。また、移動プラン75については、今後免許を返納する高齢者の移動手段としても考える必要があり、本年１月12日の読売新聞によりますと、東京都は本年70歳以上の都民が公共交通機関を定額利用できるシルバーパスの販売額を、新年度から４割程度引き下げることを決めたそうです。有効期限が１年のものであれば、現行の２万510円を１万2,000円にし、高齢者の家計負担を減らすことで外出しやすく、社会参加を後押しするとしています。

そこで再質問になりますが、田中市長が掲げる健康寿命日本一をさらに後押しするためにも、全市的な取組としてチケット75以上の支援が必要であると考えます。そこで、市内バス事業者における年間パスの大胆な割引の

導入について見解を伺います。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

既に施政方針で述べているとおり、本市では、路線バスの減便などにより、特に高齢者等の移動が困難となることが想定されることから、地域のニーズに適した移動手段を考え、市長指示の下、どの地域の方々も円滑に移動できることを目的とした移動プラン75の策定を進めております。御質問の年間パスは、市内のバス事業者である京成グループのバス会社が発行しているもので、運転免許証を返納した方や車の運転が不安な方など、70歳以上の方が気軽にバスを利用できるように、京成グループのバス会社のうち、主に本市内を運行する３社を含めた７社の路線バスが乗り放題になるゴールドパスと、さらに７社を加えた14社を対象としたダイヤモンドパスがございます。年間パスの割引については、民間事業者が路線バスを運行する本市では市で料金を徴収していないことから、導入することは困難です。割引の代わりとして事業者や利用者に補助することについては、今後、地域公共交通計画を策定する際に研究したいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　１つの選択肢として年間パスの割引も、ぜひ御検討いただけたらと思います。

私は定期的にバスの運転手さんたちとの勉強会に参加させていただく中で、特に現場の声として、高齢者の車内での事故に対して非常に神経を使うということを聞いております。実際に車内において走行中に席を立った拍子に転倒してしまった場合は、その場でバスを停車し警察を呼んで対応しなければならないそうです。

そこで再質問しますが、現在本市においてもチケット75を展開する中で、同時に高齢者の車内事故防止について行政のほうでも考えられる支援がないか伺います。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

高齢者の車内事故防止に関する事業者の取組として、京成トランジットバスでは、日頃から利用者の着席確認や降車時の安全確認、そして高齢者の乗降を急がせないなどの取組を行っているとのことです。また、令和６年７月の社内事故防止キャンペーン期間には、利用者及び乗務員への啓発活動を行ったと伺っております。京成バスでも、バスが停車するまで立ち上がらないように、車内アナウンスや掲示物などで注意喚起を行っているとのことです。さらに、京成バス金町営業所では、車内に赤ランプと青ランプの装置を取り付け赤ランプ時には着席、つり革、手すりに捕まることを啓発し、青になったら立ち上がるようにアナウンスするという、目と耳に訴える実験を行っているとのことです。今後、事故減少の効果を注視していきたいと考えております。

本市の取組としましては、ゴールドシニア外出支援事業として展開しているチケット75では、市公式ユーチューブにおいてチケットの使い方動画を公開しており、その中で、バス乗車の際に守っていただきたいこととして、安全に乗車するための注意事項を紹介するなど、高齢者の車内事故防止について啓発を行っております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　運転士の離職の要因に車内事故もあると言われております。日頃から多くの乗客を乗せ、雨の日でも時間どおりに運行を心がけ、万が一車内事故につながれば運転士が責任を取らなければならなくなり、それに加えて低賃金だったら、将来ますます運転士不足が加速をします。日々365日稼働している公共交通機関は当たり前の存在と思われがちですが、運転士がいなければバスを走らす以前の問題となります。チケット75のバスチケットを渡す前に、転倒防止や車内事故防止のための取組を実施していただくことを要望しまして、次に進

みます。

最後に、市民が隣接市の公営駐輪場を定期使用する場合の料金格差についてです。自宅から最寄り駅まで距離的、物理的に考えて、どうしても市外の駅の駐輪場を利用しなければならないケースもあります。具体的に言いますと、市内北東部では船橋法典駅を利用している場合に市外料金が設定しているため、約1.5倍の市外料金となっております。本市は、将来を担う子どもたちとその家族の負担を軽減するため、緊急的な支援措置として、市川市在住の高校生以下は定期使用料の約５割に相当する額、つまり４分の１の料金での減免が実施されておりますが、他市ではこのような減免がありません。そのため、本市在住で船橋法典駅の駐輪場使用する高校生に限っては、通常の市外料金の約２分の１となり、４分の１の減免が適用されていない状況が続いております。

そこで、市境における料金格差の課題解決について、駐輪場の使用後の補助も含めて、本市の見解をお伺いします。

○つちや正順副議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

昨年８月25日に開催された児童議会においても、船橋市の駐輪場との料金格差についての質問がありました。本市に在住している高校生以下の料金に格差が生じていることは認識しております。このとき、市境における料金格差の課題解決については、駐輪場の新設や料金の補助などの対策の前に、まずは船橋市に市外居住者も同一料金にしてもらいたいとの意見を伝えて、検討していただくことが必要と答弁いたしました。その後、本年１月に船橋市と打合せを行い、使用料を見直す際の検討を申し入れております。今後、船橋市との打合せなどの機会に検討状況を確認してまいります。

補助制度の導入については、定期使用の制度が年度途中で解約でき、返金する必要がある制度でありますので、解約手続をした場合の実際に使用した期間の確認方法、また、市民が隣接市以外の駐輪場から学校などの目的地へ向かうために駐輪場を使用する場合などは対象とするのかなど、課題を整理する必要がございます。まずは隣接市の状況を調査し、課題を整理し、研究してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　中町議員。

○中町けい議員　ありがとうございます。答弁にもありました市外の通学先の最寄り駅の駐輪場を利用しているケースなどもありますので、一つ一つ課題の整理が必要だと思います。現在の減免措置がいつまで継続するか分かりませんので、できるだけ早期に解消、解決できるようにお願いをしまして、私の一般質問は終了します。どうもありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時11分休憩

午後２時40分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

やなぎ美智子議員。

○やなぎ美智子議員　日本共産党のやなぎ美智子です。通告に従いまして一般質問を行います。よろしくお願いします。

介護事業者の休業、廃業、解散が昨年612件、前年比1.2倍、平成22年の調査開始以降最多、介護の必要な体制

を維持できるか危機的な状況、介護事業者の休廃業など過去最多とのことです。コロナ禍での利用控えによる経営難や、物価高騰などによる経営悪化が要因とされています。さらに、令和６年の報酬改定の影響が加わり、介護事業所では必要な体制を維持できない危機的な状況です。市民が利用するために必要な介護サービス事業が確保できているかと危惧しています。

昨年６月定例会、日本共産党の代表質問で、令和６年度介護保険制度の改定内容と本市への影響について質問したところ、今後の保険給付費の推移を注視し、本市の介護保険制度が健全かつ円滑に運営できるよう努めていくと答弁がありました。報酬改定から約10か月経過した今日の状況について伺ってまいります。

最初の大項目は、本市の介護保険事業についてです。

(1)特別養護老人ホームの利用状況についてです。以下、特養ホームと言います。市民から、介護度が高く在宅での生活を続けるのは難しく施設入所を申し込んだが、入所を待っている間の在宅生活を続けることに限界を感じるとの声が届いています。このような相談から、入所を待たせることについて、入所施設が足りているのか疑問に感じます。

そこで、入所施設の一つである市内の特養ホームの施設数や定員、施設の利用率や要介護度別の利用者数、待機者について伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市川市内の特別養護老人ホームの施設数は、本年１月１日現在18施設で、入所定員は1,710人となっております。施設の利用率は、令和４年度市川市居所変更実態調査において約90％でございます。

次に、要介護度別の入所者数について、直近１か月の給付実績で申し上げますと、要介護１の方は14人、要介護２の方は55人、要介護３の方は527人、要介護４の方は598人、要介護５の方は407人の合計1,601人の方が利用しております。市内の特別養護老人ホームの本年１月１日の待機者数につきましては、160人という結果でございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　特養ホームの利用状況については分かりました。千葉県全体では、特養ホーム待機者は１万人以上とのことです。本市では現状、待機者が160人いるということについて、市としてどのように認識されているのか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。本市の高齢者福祉計画・介護保険事業計画では、国が整備を推進する地域密着型サービスと、千葉県の介護保険事業計画において、量的規制のあるサービスについて整備計画を立てております。特別養護老人ホームについては、この量的規制のあるサービスに該当するため、本市においては整備計画を策定しております。令和３年度から令和５年度の３年間の第８期計画においては、特別養護老人ホームを100床整備する計画とし、既に公募選考を終え、令和７年度中の開設を見込んでおります。特別養護老人ホーム待機者の本市の認識についてでございますが、施設の利用率は約90％と高いものの、10％程度の空きがあることや、令和７年度中に開設する施設のベッド数を加えると1,810床に増えることから、充足するものと考えております。そのため、令和６年度から令和８年度の第９期計画では、整備の公募は予定しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市には地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、本市市民のみが利用できる定員29

名以下の特養ホームが１か所もありません。計画では、広域型施設での対応が見込まれるので、本期間内においては整備しないとのことです。本市には、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型の介護付き有料老人ホームが１か所、定員29名があります。ウェブサイトで施設案内を見ると、利用料金が高額ですが、満員であることから、地域密着型施設のニーズはあるのだと思います。高額な利用料金が必要な有料老人ホームではない地域密着型特養ホームを整備する方針に変更できないか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

地域密着型特別養護老人ホームを含め、特別養護老人ホームは量的規制のあるサービスに該当しており、本市の計画策定時において、待機者などに見られる施設の需要と施設のベッド数などの供給状況を総合的に勘案し、整備計画を策定しております。第９期計画においては、既存施設と令和７年度開設予定の施設で待機者の受入れは可能と見込んでいること、都道府県の事業計画にも県内の整備計画が記載されていることから、計画を変更することは考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　特養ホームは充足しているので、第９期計画では整備の予定がないとのことです。しかし、現時点では入所できない方がいることを認識して整備を検討していただきたいと思います。特養待機者の方が入所までの間、どこでどのような介護サービスを受けているのか、把握することは困難かと思いますが、デイサービスやショートステイ、訪問介護や訪問看護などの介護サービスを綱渡りのように利用しているのではないかと思われます。早期に特養待機者がゼロになることを望みます。

入所までの間、在宅で何とか頑張る必要があります。在宅のサービスとして、訪問介護や通所介護が重要と考えます。令和６年６月定例会で清水議員は、訪問介護の基本報酬引下げで介護人材確保が難しくなり、新聞各社も報道しているように、事業者の撤退の危機で在宅ケアの崩壊を招きかねないと市に対応を求めました。市からは、基本報酬は引き下げられたが、介護職員処遇改善加算などで人材確保に結びつく改定が行われたものと考えているとの答弁がありました。しかし、そのように楽観視できるものではないことが現実に表れているのではないでしょうか。

昨年４月に訪問介護基本報酬が引き下げられて以降、昨年下半期の半年間で訪問介護事業所がない自治体が全国で10町村増え107自治体になり、その後も深刻な事態が続いています。訪問介護は在宅介護の要です。

そこで、(2)訪問介護の利用状況についてです。訪問介護の事業所数と利用者数について伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

訪問介護の事業所数は、本年１月１日現在、市川市内に83事業所ございます。

次に、利用者数の１か月の給付実績は、要介護１の方は988人、要介護２の方は1,198人、要介護３の方は855人、要介護４の方は570人、要介護５の方は546人で、合計4,157人がサービスを利用しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　訪問介護の利用状況については分かりました。報道では、コロナ禍や改定報酬の影響を受けて、全国で訪問介護事業者の休廃業が448件となっています。本市におけるコロナ禍の前と報酬改定時点及び直近における事業所の推移について再度伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。コロナ禍前の令和２年１月と、報酬改定の行われた令和６年４月、また、令和７年１月における訪問介護事業所数を比較いたしますと、令和２年１月は77事業所、令和６年４月は83事業所、令和７年１月は83事業所でございます。コロナ禍前からの事業所数は増加しており、また、報酬改定時点と直近における事業所数に変化はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市では訪問介護事業所数は増加しており、報酬改定前後の変化はないとのことですが、全国的に厳しい状況が報道され、訪問介護基本報酬の２％から３％引下げの影響が深刻な社会問題になっています。東京商工リサーチは調査結果で、介護事業所の休廃業の主な要因を、介護職員が不足し事業が続けられなくなった、物価高などで経営が悪化している、2024年から訪問介護基本報酬が２％から３％引き下げられたとしています。介護報酬引下げの影響を市川市は受けていないとは考えられません。訪問介護基本報酬は介護保険から介護事業所に支払われるもので、事業所の基本的な収入源です。この収入が減らされ、訪問介護事業の継続が困難になり倒産が過去最多を更新しているのは、当然過ぎる結果だと言えます。

このような状況の中、新潟県村上市は2025年１月７日、次期介護報酬改定までの３年間の措置で、報酬引下げによる減収分を昨年４月の改定時に遡って市として独自に補助することを決めました。

そこで、本市として訪問介護基本報酬の引下げの認識や、訪問介護事業所からの相談状況を踏まえ、訪問介護事業所への独自の補助などを行う考えについて伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

介護保険制度は全国一律の制度であり、３年ごとに介護報酬の改定が行われます。令和６年度の介護報酬の改定は、介護サービス施設や事業所の経営状況を踏まえ、基本報酬や加算の配分を行うことを基本的な考え方としております。このうち厚生労働省が公表する令和５年度介護事業所経営実態調査において、訪問介護は収入に対する収入と支出の差の割合で表す収支差率が介護サービス全体の平均より高いことから、基本報酬を引下げております。一方、介護報酬の７割程度が人件費である訪問介護においては、基本方針の引下げが直接人件費に影響することを踏まえ、介護職員等処遇改善加算の加算率をほかのサービスよりも高くすることで、基本報酬の引下げを補う制度設計となっております。介護職員等処遇改善加算は、訪問介護事業所が就業規則や給与規程などの必要書類を整備し、介護職員への処遇改善の計画書を都道府県に届けることで取得するものでございます。この加算の取得率について国が調査したところ、全国にある訪問介護事業所の約7.1％が未取得となっており、本市においても約10％の事業所が加算を取得できていない状況となっております。このため、訪問介護においては、まずは介護職員等処遇改善加算の取得に努めていただくことが重要であると考えております。また、介護報酬改定以降も、本市においては訪問介護事業所数に変化はなく、報酬改定の影響に関する相談は寄せられてはおりません。国は、令和６年度の補正予算により、介護職員等処遇改善加算を取得している事業所を対象に、介護職員の賃上げや職場環境の改善のための補助金を支給することとしております。本市としましては、まずは国の制度設計の枠組みを最大限活用していただき、また、活用していただけるよう努めるほか、訪問介護事業所の指定権者となる千葉県への国の補助金の申請手続などについて支援をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　基本報酬の引下げを補う制度としての介護職員等処遇改善加算の取得が、本市では訪問介護事業所の10％が加算を取得できていない状況とのことです。介護職員の処遇改善の計画書の届出がされていな

いのか、就業規則や給与規程などの必要書類の不備があったのか、県や関係機関と協力して確認の上、制度の有効活用を促していただきたいと思います。また、訪問介護事業所からは報酬改定の影響に関する相談は寄せられていないとのことですが、市が制度の周知や報酬改定の影響の有無など、アンケートや聞き取りなどを実施したら様々な声が寄せられると思います。ぜひ実施していただきたいと思います。

次に、(3)通所介護の利用状況についてです。通所介護の事業所数や定員数、利用者数について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

通所介護事業所、いわゆるデイサービスは、本年１月１日現在市川市内に115事業所あり、１日の定員数は約2,300人でございます。

次に、利用者数の１か月の給付実績は、要介護１の方は1,693人、要介護２の方は1,701人、要介護３の方は1,021人、要介護４の方は518人、要介護５の方は262人で、合計5,195人がサービスを利用しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　通所介護の利用状況について伺いました。訪問介護同様に、本市におけるコロナ禍の前と報酬改定時点及び直近における通所介護事業所の推移とその影響について再度伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

通所介護事業所数は、令和２年１月は120事業所、令和６年４月は116事業所、令和７年１月時点では115事業所で、コロナ禍前から報酬改定時点において４事業所減少し、また、報酬改定時点から直近においては１事業所減少しております。令和元年度から現在までに５事業所減少しておりますが、通所介護サービスの１か月の給付実績は、利用延べ人数４万3,000人に対し、利用定員枠は約４万6,000人分であることから、不足はしていないものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　訪問介護や通所介護などを利用するには、利用者の介護実態を踏まえ、事業所の状況を把握、ケアマネジメントし、ケアプランを作成、利用者家族と介護サービス事業所をつなぐ高い専門性を持つのが介護支援専門員、ケアマネジャーです。以下、ケアマネと言います。そのケアマネが千葉県では減少しているとのことですが、本市の状況について伺います。

また、ケアマネは、介護保険上の業務以外にも御本人や御家族などの多様な困り事に対応していると聞いていますが、負担軽減策があるかについて伺います。

あわせて、介護サービスを利用するため、ケアマネ確保は急務と考えますが、そのための取組について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市の監修する介護サービス事業者に関するガイドブック「ハートページ」に掲載されている市内の居宅介護支援事業所に所属するケアマネジャーは、令和６年６月１日現在で約300人でございます。前年度の「ハートページ」と比較しても、ケアマネジャーの数は横ばいとなっております。ケアマネジャーの業務負担については国も課題と捉えており、厚生労働省において、ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会を開催し、介護保険サービスで行うべきケアマネジャーの業務を中間整理として示し、さらに社会保障審議会の介護保険部会で引き

続き検討されることから、これを注視してまいります。

ケアマネジャーの確保策としましては、本年度からケアマネジャーの資格を取得された方に対し、５万円を上限に、受験料の半額を補助しております。また、主任ケアマネジャーの資格を取得された方に対し、２万9,000円を上限に研修受講料の半額を交付しており、今後もケアマネジャー確保のための支援を継続してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　通所介護は、利用者にとって社会参加やリハビリの目的がありますが、介護者にとって、介護から少しでも解放される時間になります。利用定員に対して利用者数は下回っているので、通所介護事業の不足はないとのことですが、５つの事業所が減少した要因や背景、その影響が大変気になるところです。市として調査分析を実施することを提案します。介護事業はそれぞれの独自性を持ちながら連携しているので、いずれかで問題が生じたら連携が困難になります。施設と在宅の中間に位置する通所介護事業への支援を求めます。

ケアマネは利用者家族を支えるという重要な役割を担っています。利用者家族のひきこもり、高齢化などへの対応は大きな課題です。ケアマネ数は横ばいとのことですが、業務負担に見合った増員など、支援の強化を求めます。本市の介護事業所は極端に休廃業していないということ、介護保険計画などにおいて待機者は解消する方向性で計画されていることについて伺いました。しかし、報道であったように、介護事業所は閉所に追い込まれたり、物価高の影響を少なくとも受けており大変であると思います。本市の介護サービスの質を低下させないためにも、介護事業所への整備や支援は必要であると考えます。

そこで、(4)介護サービス向上のための取組と事業者支援についてです。本市の新たな介護事業所の整備状況と、事業所への支援について伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。第９期高齢者福祉計画・介護保険事業計画において、さらなる介護サービスの充実に向けて、看護、訪問介護、通所介護、宿泊サービスを一体的に提供できる看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備を計画いたしました。これに基づきまして、昨年２月に事業所の公募選考を行い、本年２月に本市で初となる同事業所が開設され、今後一層利用者へのサービス向上につながるものと考えております。

次に、事業所への支援につきましては、これまで３回にわたり市川市介護サービス事業所原油価格・物価高騰対策支援金を給付し、事業所の運営支援を実施してまいりました。実施後の事業者へのアンケートでは、物価高騰により経営や運営に影響が出ているといった回答もあり、本市においても物価高騰が事業所の運営などに影響を与えているものと考えております。現在も物価高騰の状況が続いていることから、国の物価高騰対応重点支援地方創成臨時交付金を活用し、改めて事業所に対する支援を実施するための調整をしております。引き続き、事業所が適切に介護サービスを提供できるよう、事業所の実情の把握に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　これまで本市に整備されてこなかった看護小規模多機能型居宅サービス事業所１か所が本年度開業したことについて伺いました。この事業はどのようなものか伺います。小規模多機能型居宅サービスとの違い、本市に整備されることになった背景や経緯についても伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

看護小規模多機能型居宅サービスは、それぞれの事業所が提供していた看護、訪問介護、通所介護、宿泊サービスを同一の事業所で提供できるサービスでございます。また、ケアマネジャーを配置することから、一体的な

サービスを提供するためのケアプランを作成することができ、小規模多機能型居宅サービスとの違いは看護サービスを提供できることでございます。例えば、自宅で喀たん吸引や在宅酸素療法などの定期的な看護サービスが必要となる場合や、深夜に急遽看護師の訪問が必要となる場合などに、別の訪問看護事業所に依頼することなく同一事業所のスタッフから24時間切れ目のないサービスの提供を受けることができます。

次に、整備の背景及び経緯についてです。看護小規模多機能居宅サービスは、平成24年度介護保険制度の改正におきまして、複合型サービスとして地域密着型サービスの中の新たなサービスとして創出されました。本市では、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域包括ケアシステムを推進していたことから、その一環として地域密着型サービスの充実も図ってまいりました。しかしながら、看護小規模多機能型居宅サービス事業所の整備に向けて、平成26年度整備分として初めて整備計画を立てましたが、このたびの整備に至るまでの間、応募はあったものの、審査の結果、選定には至らなかったところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　看護小規模多機能型居宅サービスの事業所数が増えない原因として、多様なニーズへの対応困難や職員確保の難しさ、サービスの認知度が低いことなどが従来から挙げられていました。特に看護師の確保が大きな課題となっていたと認識しています。事業所が増えない理由と、サービスの周知について伺います。併せて、今後の整備について伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

これまでの公募において問い合わせいただいた事業者からは、介護サービスまたは医療サービスいずれかの実施経験が乏しいことや、18人程度が集まり、レクリエーションなどができるリビングルームや９人程度が宿泊できる個室が必要となり相応の面積を要することから。土地の確保が困難であったなどの声を聞いております。

次に、看護小規模多機能型居宅サービスの認知度につきましては、本市初の事業所となるため十分とは言えない状況であると考えられます。同じ地域密着型サービスである小規模多機能型居宅サービスなどにつきましては徐々に浸透しておりますので、これらのサービスと同様に、利便性の高いサービスとして高齢者サポートセンターなどを通じて周知を図ってまいります。

今後の看護小規模多機能型居宅サービス事業所の整備につきましては第９期計画において３事業所の整備を計画しております。本年２月に開設した事業所を除く残り２事業所の整備につきましては、今後のさらなる高齢化の進展に備え、計画的に進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　新潟県村上市の高橋市長は、訪問介護の基本報酬だけ下げられたと聞き、何で訪問介護だけ下がったのか、事業所は大丈夫なのか聞いてくれと事業所へのアンケート調査を指示しました。そうしたら、もうやっていけない、廃止を検討していると切実な回答が寄せられたのです。これはゆゆしき事態と危機感を持って対策の検討を指示しました。村上市の支援策は、次期介護報酬改定まで３年間の措置で、総額は4,200万円、介護保険給付等準備基金を取り崩すものです。支援金は、引下げ後の実績の報酬額との差額を訪問介護事業所に支払うものです。村上市では、さらにガソリン価格高騰対応として、燃料費支援金として車１台につき月3,000円、利用者宅まで７㎞以上かかる訪問介護に１回50円を上乗せするなどきめ細かな支援を行っています。ぜひ村上市を参考に、本市の在宅介護を支えるための支援を求めます。

三重県議会が令和６年６月議会で、訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書を、

千葉県多古町議会が令和６年12月議会で在宅介護の崩壊を食い止めるため訪問介護報酬の早急な見直しを求める意見書を国に提出しました。2024年７月10日時点で、全国で２県、３政令指定都市、73市町村自治体の計78自治体が同様の意見書を提出しています。本市でも、訪問介護報酬の引上げを国に求めること、訪問介護報酬の引下げに伴う事業者経営悪化への財政支援を国と県に求めることを提案して、この項目の質問を終わります。

２つ目の大項目は、JR下総中山駅南口バリアフリー化についてです。

私は令和５年６月定例会一般質問で、市民利用者の皆さんから船橋市、市川市に対して提出された下総中山駅南口バリアフリー化を求める要望書を紹介し、早期にバリアフリー化を実現するために市としての取組の強化を求めました。また、令和６年９月定例会一般質問で他会派議員が、下総中山駅南口のバリアフリー化に係る経過及び連携について取り上げました。市からは、３者協議が８月に持たれたこと、１ｍの高低差はスロープや昇降機、構造上の問題があり再開発が必要とのことでした。下総中山駅南口バリアフリー化については度々本議会で取り上げられてきました。本年２月３日には、ＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化早期実現をめざす会が、市川市長宛にＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化早期実現を求める要望書を提出、私も立ち会いました。要望事項は、１つ、ＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化の早期実現に向けて、エレベーターを設置するための調査研究費を計上するなど具体的な手だてを講じること。２つ目、市川市のホームページに同駅南口のバリアフリー化実現のための専用ページをつくって、これまでの検討経緯やＪＲ東日本千葉支社との協議の日程、内容を毎回公表し、市民に広く周知することです。2006年にバリアフリー法が施行され、翌2007年９月から地域住民の皆さんがＪＲ東日本千葉支社に、バリアフリー法は駅周辺の移動しやすいまちづくりに役立つ法律でなければならず、高齢者や障がい者だけの問題ではありません、下総中山駅を利用するときや、南口と北口を通り抜けるときの障害になっている南口の６段の階段をバリアフリー化してくださいと訴え続けて17年が経過しました。いまだに実現していません。本市としても様々な努力を講じていただいているのは理解していますが、現状と課題について伺ってまいります。

(1)本市、船橋市及びＪＲ東日本の３者協議についてです。これまでの協議の経緯、現在の状況について伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

これまでのバリアフリー化に関する経緯としましては、ＪＲ東日本への要望活動等を行うために、県内の自治体等で構成されている千葉県ＪＲ線複線化等促進期成同盟において、船橋市が平成22年度からスロープまたはエレベーターによる段差解消を要望しております。平成29年度からは、本市も船橋市と連携して要望しており、今年度は11月に要望しております。このほか、本市、船橋市及びＪＲ東日本の３者による同駅南口のバリアフリー化に関する協議を令和５年６月と令和６年８月にＪＲ東日本千葉支社で行っております。同駅南口は、駅舎の床と前面道路に約１ｍの高低差があり、一般的なバリアフリー化の手法としてはスロープや昇降機の設置のほか、駅舎の床や道路の高さを変更することが挙げられます。スロープや昇降機の設置は、朝の通勤通学時間帯に大変混雑している状況にもかかわらず、昇降機の設置により階段の幅が減少してしまうことや構造上の課題がございます。駅舎の床や道路の高さの変更については、駅の南口と北口で道路の高さが異なり、それぞれの道路の高さに合わせて周辺の建物が建ち並んでいることから、再開発など周辺地区を含めた対応が必要となり、いずれも難しい状況です。そのため、昨年の協議の際は、段差の解消とともに、南口と北口を行き来できる南北通路の新設などを船橋市とともにＪＲ東日本へ要望しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　南北通路の新設など、船橋市とともにＪＲ東日本へ要望されたとのことですが、ＪＲ東日本からはどのような回答があったのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

現時点でＪＲ東日本からの回答はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　ＪＲ東日本からの回答がない中、本市が船橋市とともに様々な努力をされていることは理解しますが、努力が目に見えない上に結果が伴わないと疑心暗鬼に陥ってしまいます。それでも利用者や住民は自分たちができることは何かと模索しながら取り組んでいます。バリアフリー化早期実現をめざす会の要望項目に、市川市のホームページに専用ページをつくって、これまでの検討経緯やＪＲ東日本との協議の日程、内容を毎回公表し、広く市民に周知してほしいというのはそういうことです。ぜひこの要望に応えていただくことを求めます。

次に、⑵船橋市との連携についてです。本市と船橋市及びＪＲ東日本の３者での協議の経緯及び現在の状況は分かりましたが、バリアフリー化の実現に向けて、船橋とどのように連携を図っているのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

下総中山駅は船橋市に所在していることから、船橋市と連携してＪＲ東日本への要望や協議を行っており、協議日程の調整などは船橋市が窓口となっております。両市に寄せられた要望等も共有しており、今年２月３日にＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化早期実現をめざす会から提出された要望書についても、船橋市と情報共有をしております。バリアフリー化の実現が可能となった際には、本市も協力する必要があるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　船橋が窓口になっていることは理解していますが、本市が船橋市に協力するというスタンスではなく、両市ともに主体性を持って取り組んでいただくことを要望します。

次に、⑶南北通路の整備のための予算を計上する考えについてです。現在までバリアフリー化の実現に向けた具体的な調査は実施されていません。南北通路の整備に関する予算計上をする考えはないか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

予算計上は、ＪＲ東日本と駅が所在し窓口にもなっている船橋市とで方向性が決まってから考えるべきと思っております。現段階では、南北通路の整備に向けた予算計上は考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　2019年６月定例会、他会派議員が一般質問で南北通路について取り上げました。市から、ＪＲ東日本としては下総中山駅南口のバリアフリー化について、同駅北口がバリアフリー化の整備済みであり同駅のバリアフリー化は完了しているとの認識です、南北へ通り抜けするための通路として整備する場合には自治体が全て費用を負担して実施すべきとの考えでしたと答弁がありました。2019年６月定例会で、ＪＲ東日本は下総中山駅のバリアフリー化は完了しているとの認識でしたが、現在はどのような認識を持っているのか確認でき

ているのでしたら伺います。また、南北通路に関して、方向性が決まったら整備に関する予算計上はあり得るとの理解でよろしいのでしょうか、併せて伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

ＪＲ東日本の現在の認識は、下総中山駅の乗降客数から必要なバリアフリールートを１ルートは確保されており、管内のバリアフリールートが確保できていない駅での整備が優先になるとのことでした。仮に２ルート目の整備を行うにしても、乗降客数の多い駅から行うことになるとのことです。整備に関する予算計上については、基本的に船橋市域のＪＲの土地と施設に関することなので、両者のいずれかが措置すべきと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　ＪＲ下総中山駅南口のバリアフリー化早期実現をめざす会の活動経過記録を見ますと、2007年９月、女性団体が取組を開始したことが新聞報道されています。2012年に南北連絡通路を設置する予定だったとの記録もあります。会員の１人は、ＪＲ恵比寿駅西口の階段６段にエレベーターが設置されているが、下総中山駅南口もほぼ同様の設備設置が可能ではないかと提案しています。このように自分事として世代を超えて取り組んでいることを紹介し、次に移ります。

３つ目の大項目は、地域公共交通機関に関する市の認識についてです。

(1)京成バスシステムの柏井線の現状についてです。ＪＲ下総中山駅と市営霊園及び保健医療福祉センターを結ぶ京成バスシステムの柏井線は、令和５年10月に減便されてから、利用者から深町坂上バス停などからバスに乗ろうとしても満員で乗れないことがあるとの声も聞いています。

そこで、柏井線の現状について、市の認識について伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

柏井線は、ＪＲ西船橋駅または下総中山駅を起点として、若宮地区、北方町地区、船橋法典駅、柏井町地区を経由し、市営霊園または保健医療福祉センターを終点とするルートで運行されていて、利用状況を踏まえて令和５年10月に約20％減便されております。運行状況を京成バスシステムに確認したところ、下総中山駅に向かう便において、通勤時には若宮付近からの乗客が多く混雑しているとのことです。特に、雨天時には乗客が増加するため乗り切れなくなることもあるものの、通勤時以外で乗り切れない状況となることは認識していないとのことです。既に施政方針で述べておりますが、バスの減便や廃止の影響がある地域の移動などについては、移動プラン75の策定を進める上で調査してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　日本共産党市議団が取り組んでいる市民アンケートに寄せられた地域要望を市に提出した中に、京成バスに対する要求が多くありました。下総中山駅からのバスが少なく、21時で終バスになる、増便及び終バスをせめて22時まで延長してほしい、バス停には椅子を置いてほしい、船橋法典駅から西船橋駅のバスを運行してほしい、中山、若宮、北方町地域は店が少なく買物難民になっている、運転免許は返納した、スーパーマーケットや病院などに行けるバスが必要です、満員で乗車できず１時間以上待つこともあったなどです。市からの回答は、柏井線を運行する京成バスシステム株式会社に要望を伝えてまいりますとのことでした。

京成バスシステム株式会社からどのような回答があったのかを伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

各政党や市民の方などから寄せられる御要望や御意見については関係する事業者等に要望を伝えており、特に回答はいただいておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　要望を伝えていただきありがとうございました。しかし、京成バスからの回答はなかったということです。

アンケート以外にも柏井線を利用している市民から、現状は上下線ともに１時間に２本の運行が基本になっているが３本の運行はできないか、回送車をうまく使えないのかとの声も寄せられています。目の前を通り過ぎる回送車を恨めしく見送る様子が目に浮かぶようです。昨年12月23日、日本共産党千葉県委員会は2025年度政府予算に関する要望交渉を行いました。私は、国土交通省要請に参加してバス問題を取り上げました。バス路線の減便で市民生活に影響が出ている、バス路線確保のための助成制度をつくること、路線バス事業者の運行経費への支援及びバス運転手の処遇改善に資する財政支援を強化することを要望しました。今年１月28日、全国各地の路線バスの減便や廃止が大問題になっていることを考える、地域公共交通を考えるセミナーに参加しました。千葉県では、県による緊急調査で、2023年10月に約３万1,900便が、2024年４月に約３万便に減少。減便は約1,900便で全便の約６％に相当するとの報告がありました。金沢大学の西村教授は講演で、誰もが快適で容易に移動できる生活に必要不可欠な交通の維持などへの国の財政支援は極めて不十分で、自治体に責任を負わせていることが問題だと指摘しました。

本市として、国に対して財政支援を求めること、バス事業者が市民の要望に応えた営業ができるように市としても支援することを求めて、次に移ります。

(2)市内北部地域におけるタクシーの利用についてです。大町の市営住宅にお住まいの独り暮らしの高齢者から、タクシーで病院に行きたいのに、どこのタクシー会社も迎えに来てくれないので入院するしかないと悲痛な相談があり訪問しました。タクシーの予約を手伝いましたが、五、六か所のタクシー予約センターに電話して何とか予約できました。独り暮らしの高齢者には大変なことだと思いました。500円の予約料金がかかるだけではなく、３日前から予約しなければならないなど利用者負担が大きいことも問題だと感じました。タクシーを予約するときに、大町のほうまではなかなか難しいと言われました。

そこで、北部地域のタクシー利用について、市の認識を伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市、船橋市、習志野市、八千代市、鎌ケ谷市、浦安市の６地域は、タクシー営業の京葉交通圏に属しております。タクシー営業は、事業者が属している交通圏内もしくは乗降場所のどちらか一方が属する交通圏内であれば可能となります。京葉交通圏に属している市内タクシー事業者と、大町地区に近接する鎌ケ谷市、船橋市のタクシー事業者に対して配車の状況を確認したところ、営業所が同地区から離れている事業者では対応が難しく、配車依頼があった際には市川市内の事業者を紹介する場合があるとのことでした。また、大町地区に近くても、異なる交通系に属する松戸市に営業所を有するタクシー会社では、乗降場所が本市内となる移動に対する営業はできません。御指摘のケースは、営業所は近いものの交通圏の異なる松戸市の事業者に、乗降場所が本市内となる移動の配車を依頼して断られたものと思われます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　本市など６市域がタクシー営業の京葉交通圏に属していること、交通圏の異なるタクシー営業ができないことが分かりました。北国分地域の方からも、松戸のタクシーを何で利用できないのかとの声があると聞いています。私も含めて、このようなタクシー営業の圏域があることを知らない方が多いのではないかと思われます。とりわけ市境にお住まいの方に対して営業圏域を周知することを、市としてタクシー事業者に求めていただきたいと思いますが、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

利用者に周知する方法については、千葉県タクシー協会京葉支部に相談したいと思います。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　相談していただけるとのこと、よろしくお願いします。

次に、(3)バス、タクシーの乗務員不足への対応についてです。市民の方から、ゴールドシニアチケット75を利用したくても、タクシーは呼んでも来ないしバスは減便されるし、せっかくのチケットだが利用しにくい、自治会の掲示板に足りないんです、バス、タクシー乗務員募集説明会のポスターが貼ってあるけれどもどうなっているのとの声が寄せられています。１月28日に受講した政策セミナーで、2023年度バスの運転手は約11万1,000人、必要な運転手の数から約１万人不足、2030年度には９万3,000人にまで減る見込み、現在の路線を維持した場合には３万6,000人の運転手が不足し、タクシーの運転手の数は2023年３月末時点で約22万人、コロナ禍前の2019年３月末比較で約２割減少との国土交通省の報告が紹介されました。2024年には運転手不足と燃料費高騰によるタクシー会社の倒産も増えました。倒産件数は35件、休廃業、解散は47件と過去最高となっています。もともと慢性的な運転手不足の中で、休日出勤や残業で対応していたのが、労働時間の規制が新たな要因となり労働時間の上限が加わり、便を維持できなくなったのが新しい局面と分析しています。バスの減便、タクシーは呼んでも来てくれないなど、運転手が不足していることにより特に高齢者などの移動が困難になっています。

そこで、運転手不足の解消に向けた市の対応について伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

本市では、運転手不足の解消を目的として、令和６年１月にはバス運転手及びタクシー乗務員就職説明会を、同年２月には船橋市と合同でバス、タクシー乗務員募集説明会を開催いたしました。両説明会で１名ずつ、計２名が採用に至っております。今年度は、昨年７月にバス運転手及びタクシー乗務員就職説明会、今年２月に船橋市と合同で、バス、タクシー乗務員募集説明会を開催しております。７月の説明会には12名、２月の説明会には27名の参加がありましたものの、今日まで採用には至っておりません。

今後も説明会の開催を継続していくほか、他市の支援状況を注視してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　これまで募集説明会に参加した事業者数、説明会の参加者数を伺います。募集説明会の案内ポスターを自治会掲示板で見ましたが、それ以外にどのように募集説明会を広報したのか伺います。また、参加者がどこで説明会をしたのかも伺います。船橋市と合同の取組を企画するに至った経緯についても併せて伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

説明会の参加者数は、令和５年度が１回目15人、２回目も15人、令和６年度は１回目が12人、今年２月に開催した２回目の説明会は27人でした。事業者数は、バス事業者が各回４社から６社、タクシー事業者は、おおむね６社から８社でした。説明会開催の周知は、自治会の掲示板や駅、公民館などへ掲示したほか、「広報いちかわ」や市公式ウェブサイト及び各事業者のホームページなどで行いました。なお、参加者に行ったアンケートでは、自治会の掲示板で知ったとの回答が最も多い結果でした。また、合同開催は船橋市から提案があり、企画し、開催に至ったものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　県内事業者の全35社に県は緊急調査を実施したところ、約半年で約1,900便、全体の約６％が減便になっているということが判明して、県は昨年９月補正予算に3,500万円を計上し、運転手確保に向け事業者支援に乗り出したとのことです。女性用休憩室などの労働環境の整備や、県外から移住して働く人材の確保に取り組む事業者に補助しているとのことです。

本市でこの県の補助事業を受けた事業者はあるのか伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

市内の事業者では、京成バス株式会社が申請をしていると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　やなぎ議員。

○やなぎ美智子議員　埼玉県のバス事業者が運転手不足でコミュニティバス運行から撤退するとしていたが、運転手給与のベースアップ、入社祝い金制度、転居に伴う住居支援などの待遇改善を行ったところ、運転手不足率が回復し、コミュニティバス運行を継続することになったとのことです。葛飾区は、バス運転手の住居手当や借り上げ住宅の費用を、運転士１人当たり月額２万円を上限に補助するなどのバス事業者への独自助成約3,500万円を実施し、運転士確保とバス路線の維持に効果を上げているとのことです。本市として、地域の足を確保するため、このような事例も参考に、本市独自のきめ細やかな事業者支援を行っていただくことを求めます。財政力が豊かな千葉県が葛飾区と同額の3,500万とは、いかがなものかと思います。県に対して、さらなる事業者支援を求めてください。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時38分散会

第　　９　　日

令和７年３月11日（火曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第９号）

令和７年３月 11 日（火曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　久保川隆志議員、中村よしお議員、清水みな子議員、門田直人議員、大場　諭議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　41　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮本	均
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　1名

大場　諭

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦
スポーツ部長	鎌形	秀昭
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	根本	泰雄
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	森田	敏裕

行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	栁	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

久保川隆志議員。

○久保川隆志議員　おはようございます。公明党の久保川隆志です。

質問に入る前に、本日３月11日は東日本大震災から14年になります。震災の犠牲になられた全ての方々に改めて哀悼の意をささげるとともに、いまだ目には映ってこない様々な課題を抱えられている被災者の心の復興が成し遂げられるよう、きめ細やかな支援が行き届くよう支援をしてまいります。

東日本大震災の後も熊本地震や能登半島地震など激甚災害が続いており、自然災害への備えを進めている人も少なくありません。いざというときに適切な行動を起こせるための命を守る姿勢をいま一度考える機会としたいと思います。

それでは、通告に従い一般質問を行います。

初めに、相談支援について伺ってまいります。

少子・高齢化、核家族化の進展から地域とのつながりが希薄となり、人と人とのつながりや支え合いの機能が弱まることで、頼れる方や相談できる方がいればまだしも、１人で抱え、生きる上での困難さや生きづらさといった生活上の課題が増幅していくことに危惧を感じています。公明党は令和３年２月に社会的孤立防止対策本部を設置し、孤立などの実態調査を聞き取りで実施した調査結果を基に政府へ同年５月に提言を行い、社会的孤立を個人ではなく社会の問題と位置づけ、対策の推進と法整備の検討を提言の中で求めていましたが、昨年４月には孤独・孤立対策推進法が施行されました。孤独、孤立の状態にある人は、悩みがあっても言い出せずに追い詰められるケースが少なくなく、経済的な厳しさに社会的孤立が加わることで生活困窮が一層深刻になるため、大切なことは、孤独、孤立を感じている方にとって、声を上げやすく、声をかけやすい環境をどのようにするかなのだと思います。

そこで、相談支援について一つ一つ伺ってまいります。

(1)生活困窮者の相談支援体制と課題についてです。

生活困窮者の相談窓口を市川市生活サポートセンターそらに委託をしておりますが、本市の生活困窮者自立支援事業についての内容を伺うとともに、コロナ禍とその前後での相談件数の推移と、また相談員の人数、人員数含めた相談体制の現状及び今後の課題について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

経済的な困窮をはじめとして就労の状況、心身の状況、住まいの確保、家計の課題など、生活困窮者の抱える課題は複雑で多様化しておりますことから平成27年度に生活困窮者自立支援法が施行され、生活困窮者の相談窓口を自治体に設置することとなりました。本市では相談窓口として、市川市生活サポートセンターそら――以降、そらと申し上げます――を設置し、平成27年度より相談を受け付けております。そらの主な支援内容としましては、相談者に対して一人一人に合った支援計画を立て、社会福祉協議会や基幹相談支援センターえくるなどの関係機関と連携を図りながら住居確保給付金などの様々な制度を活用して支援を行っております。新規の相談件数は、令和元年度は約600件、令和３年度は約760件、令和５年度は約890件となっており、年々増加しており

ます。

相談内容の主なものは、離職や収入の減少による経済的困窮や住まいへの不安が最も多く、また、コミュニケーションが苦手で就職活動がうまくいかない、家族関係に悩みを抱えているなど、相談者の抱える悩みは多岐にわたっております。相談体制につきましては、これまで主任相談支援員の１名のほか、相談支援や就労準備支援員などの人員を11名以上配置し、社会福祉士などの専門資格のある実務経験の豊富な相談員が相談者に寄り添い、課題解決に向けて支援をしております。そらが開設されてから今年で10年目と、市民の方や関係機関からも認知されるようになっており、また自立に至ることで支援が終結する割合も高く、生活に困窮する方を支援する方法も一定程度充実していることから大きな課題はないものと考えておりますが、今後もさらなる周知や相談支援体制の充実を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。新規の相談件数は年々増加をしており、令和５年度は約890件で、生活的困窮や住まいへの不安が最も多いとのことで、相談者の抱える悩みは多岐にわたっていること、理解をいたしました。相談体制は社会福祉士などの専門資格を有する12名で対応されており、開設されて今年で10年目となるそらの支援方法も一定程度充実をしてきており、課題はないとのことでした。経験の蓄積からスキルの向上がされている証左だとは思いますが、生活環境の変化から、困ったときにどこに行けばいいのか、その認知度はそう高くはなく、生活保護の相談を含めた相談に市役所へ行くことが多いのではないかと思います。さらに、窓口が南八幡の１か所のみとなり、経済的困窮の方にしてみれば、南部地域にも窓口を増やすなど、アウトリーチ等での寄り添った相談支援ができる人員確保と体制構築が必要と考えます。

続けて伺います。そらへの相談に至るまでの流れについてとともに、心身の事情や経済的な事情等の様々な事情により窓口に行くことができない方に対しての相談支援体制について２点伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

そらの窓口への相談に至るまでの流れとしましては、市公式ウェブサイトやリーフレットなどを御覧になった方から直接電話や来所による相談がございます。また、ほかの相談窓口における相談の結果、その相談窓口の職員がそらに電話をして相談者の事情を説明するなどの案内により、そらにつなげている場合もございます。

次に、窓口に来ることができない方の対応につきましては、御自宅などへ訪問して相談者の個別の事情に寄り添った相談や支援を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。直接電話が入っての相談や来所しての相談とのことで、窓口に来ることができない方へは自宅などに訪問をして相談者の個別の事情に寄り添った相談支援を行っているとのことで、アウトリーチ型支援も実施していることも理解いたしました。生活に困窮している方は、窓口に移動するまでの交通費の工面や電話代が払えなくなってしまい、使えなくなっている方もいますので、アウトリーチ型支援はありがたく、継続もお願いしたいのですが、電話での相談に際し、電話料のかからないフリーダイヤルを開設できないのか。これについても御検討いただければありがたく存じます。

どこに相談したらいいのか分からずに、身近な市役所や支所、行政サービスセンター等に来庁して相談される方もいるかと思いますが、状況を聞いた上で、そらのチラシを渡して終わることのないよう、最初に対応した職員の方が間に入って取り次いでいただいて、相談者の気持ちに寄り添った対応をぜひともお願いしたいと思いま

すので、よろしくお願いいたします。

次に移ります。(2)高齢者の相談支援体制と課題についてです。

本市の令和７年１月末での高齢者人口は10万6,423人となり、年々高齢者人口は増加をしており、本年で団塊世代の全てが後期高齢者となることから、要介護者が来年以降に急激に増える可能性があると予測されております。本市では、高齢者の相談窓口を市川市高齢者サポートセンターに委託をしておりますが、高齢者サポートセンターの業務内容について伺うとともに、コロナ禍とその前後での相談件数の推移と相談員の人員数含めた相談体制の現状及び今後の課題について、まとめて伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、市内15か所に地域包括支援センター――以降、高齢者サポートセンターと申し上げます――を設置しております。高齢者サポートセンターでは、保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの専門職員により、介護申請などの高齢者の総合相談や高齢者虐待の対応などの権利擁護事業、ケアマネジャー支援などを行っております。これまでの相談件数をコロナ前後で見ますと、令和元年度は約５万1,780件、令和３年度は約５万5,990件、令和５年度は約６万100件と、年々増加している状況でございます。

高齢者サポートセンターに寄せられる主な相談は、介護保険申請をはじめとする介護保険制度に関することのほか、認知症や成年後見制度、虐待などの権利擁護に関することなど多岐にわたっております。これらの相談に対応するため、市川市地域包括支援センターの人員などに関する基準を定める条例に基づき、高齢者サポートセンターの担当する区域における65歳以上の高齢者人口、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなどの３職種を配置しております。さらに本市独自の基準として、高齢者人口6,000人以上の区域には2,000人ごとに保健師などの専門職員１名を配置するほか、各高齢者サポートセンターに事務員１名を加配職員として置くこととしております。

課題としましては、高齢化の進行や生活環境の変化などにより相談件数は年々増加しており、その内容も多様化、複雑化している状況にあること、また全国的に専門職の確保が難航していることもあり、退職などで欠員が生じた際、人員補充に時間を要する場合が懸念されることがございます。本市では、様々な相談に適切に対応できるよう、高齢者サポートセンターの職員を対象とした専門研修や事例検討会を開催し、資質の向上を図っております。

人材の確保につきましては、専門職の人材確保が難航している現状を受けて、令和６年４月１日付で介護保険法施行規則において、非常勤職員の複数配置による常勤換算及び複数圏域の職員数を合算可能とする配置職員の柔軟化に関する２点の改正がなされたところでございます。このことによりまして、今後、欠員が生じた際でも迅速な人材確保につながるものと期待しており、引き続き相談体制の確保、充実に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　相談件数は年々増加し、令和５年度は約６万100件で、寄せられる相談は介護保険申請や介護保険制度の相談のみならず、認知症や成年後見制度、また高齢者虐待の相談もあるということで多岐にわたっており、人員配置に関しては、厚生労働省が定義しています65歳以上の高齢者3,000人から6,000人ごとに保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の３職種、各１名以上の配置に加えて、高齢者人口6,000人以上の区域には2,000人ごとに保健師などの専門職員１名を市独自で配置をして、さらに各高齢者サポートセンターに事務員１名を加配配置しているということでありました。

様々な事情から職員の欠員が急遽発生することもあるかと思いますが、欠員状態が続くことで業務が回らないことのないように、職員配置基準を柔軟化する法改正も視野に入れるという先ほどの答弁もありましたが、初回相談まで日数を要しているとの声を多々聞いております。職員が報告書等、作成の業務がしやすい環境も含めまして、相談者が相談できる場所の確保等がされているのか、今後、より一層相談件数の増加が見込まれてまいりますので、早めの調査をお願いしながら、必要な改善に関しては早めに御対応いただき、改善いただければと思いますので、ここは要望とさせていただきます。

次に移ります。(3)障がい者の相談支援体制と課題について伺います。

障がい者の相談窓口は、第１庁舎内の障がい者支援課とともに市内２か所の基幹相談支援センターえくるに委託をしておりますが、事業内容及びコロナ禍とその前後での相談件数の推移、相談員の人員数など、相談体制の現状と今後の課題について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市では、障がいのある方々が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一環として基幹相談支援事業を実施しております。この事業では、障がい者やその御家族からの生活上の困り事や障がい福祉サービスに関する相談に応じ、適切な支援につなげることを目的としております。本市では基幹相談支援事業の窓口として、平成29年度から基幹相談支援センターえくる――以降、えくると申し上げます――を設置しております。えくるは、市内における障がいのある方の相談支援の中核的な役割を担い、地域支援の充実に取り組んでおります。主な支援内容としましては、地域の相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所と連携し、総合的な相談業務を行っております。また、えくるは、市川市障害者虐待防止センターとして、障がい者虐待の早期発見、防止及びその事案対応にも取り組んでおります。

新規の相談件数は、コロナ前後の推移で見ますと、令和元年度は約460件、令和３年度は約480件、令和５年度は約450件でございました。また、訪問、同行支援、来所相談、関係機関との連絡調整などを含めた対応件数は、令和元年度は約１万7,000件、令和３年度は約１万9,000件、令和５年度は約１万4,100件でございました。えくるに寄せられる相談内容は、日常生活の困り事、障がい福祉サービスの利用や就労支援など多岐にわたります。特に障がい者虐待への対応については、迅速かつ丁寧な対応が求められます。令和６年度の障害者総合支援法改正により、基幹相談支援センターには地域の相談支援従事者への助言や指導の役割が求められることとなりました。これに対応するため、令和６年４月に障がい者支援の経験を持つソーシャルワーカーを２名増員し、この結果、社会福祉士や相談支援専門員などの資格を有するソーシャルワーカー12名、サポートスタッフ１名、事務員２名となりました。相談件数の増加傾向に伴い、迅速かつ適切な対応を継続していくためには相談員の負担軽減や支援の質の向上が課題となっております。特に多くの機関との連携や緊急対応が求められる事案では調整機能の強化が重要でございます。今後は増員した職員の専門性を生かし、関連機関との連携を一層強化するとともに、えくるの機能をさらに充実させ、地域全体で障がいのある方を支える仕組みづくりを推進してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　障がいのある方々が地域で安心して生活できるよう、障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の一環として、基幹相談支援事業の窓口をえくるに設置して平成29年度から実施しているとのことでした。地域の相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所と連携をして総合的な相談業務を行い、市川市障害者虐待防止センターとして障がい者虐待の早期発見、防止及びその事案対応にも取り組んでいるとのことで、相談内

容は日常生活の困り事、障がい者福祉サービスの利用や就労支援など多岐にわたり、相談件数は年々増加傾向にあり、また、相談員の負担軽減や支援の質の向上が課題であることを理解いたしました。

再質問をいたします。年齢や疾病、また障がい種別を問わずに、何らかの理由によって自ら支援を求めることができない方に対して、本市ではどのように支援をしているのかについて伺います。また、支援することで、その方が社会参加につながった事例がもしあればお伺いをします。さらに、相談窓口の周知をどのように行っているのか、それぞれ伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

障がいのある方を支援する機関としては、えくるのほか、令和５年度に開始しました市川市よりそい支援事業におきまして、制度のはざまの問題や複雑、複合化した問題を解きほぐす支援を実施しております。この支援事業では、複雑、複合したケースについて、各支援機関の役割や関わりの調整を図るほか、ひきこもりの方などについては、アウトリーチなどを通じた継続的支援を行っております。社会参加につながった事例としては、本市発行のリーフレットによって制度を知った家族からひきこもりの相談があり、御本人と信頼関係を構築し、就労につながったという事例もございます。ひきこもりの方など、自ら支援を求めることができない方を適切な支援につなげるためには周囲の方の気づきが重要でございます。市川市よりそい支援事業の周知につきましては、市公式ウェブサイトのトップページへの掲載や、支援機関や市民の方々に対してリーフレットの配布などを実施しております。今後も適切な支援につなげられるよう、市川市よりそい支援事業をはじめとした相談窓口について、市民の方々に広く知っていただけるよう、さらなる周知に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　市川市よりそい支援事業のリーフレットを見て制度を知った家族からひきこもりの相談があり、信頼関係を構築し、就労開始につながった事例を先ほど紹介していただきましたが、家族や近隣住民、医療関係機関等、周囲の方の気づきが重要だと私も感じております。孤立を防ぎ、声を上げにくい方を取り残さないために相談しやすい環境づくりや、人と人とのつながる機会を増やしていくことが重要であると考えますので、その要となるのが市川市よりそい支援事業をはじめとした相談窓口の充実かと思います。誰一人取り残すことのないよう、相談支援事業者や各種支援機関との連携の下に継続的に、また一体的な支援が構築をされ、地域支え合いの体制強化が進むことを期待し、また市民の方々に広く知っていただけるよう、ありとあらゆる媒体を通じて文字を大きくしたり、また図やイラストを効果的に使ったり、分かりやすい周知に努めていただくことをお願いしまして、相談支援についての質問は以上とさせていただきます。

次に、児童虐待防止対策についてです。

これまで公明党は2000年制定の児童虐待防止法をリードするとともに、児童相談所や市区町村の体制強化、親による体罰禁止、児童相談所とＤＶ対策を担う関係機関との連携強化など、同法や関連法の改正に一貫して取り組んでまいりました。虐待は重大な子どもの権利侵害であり、心身に深い傷を与え、大人になっても、その傷に苦しみ続けることは少なくありません。児童虐待の発生予防、早期発見、関係機関との連携強化、この３本を柱にして痛ましい虐待を起こさせない取組が重要と考えます。

そこで伺ってまいりますが、(1)子どもの虐待の現状について。

本市の現状と傾向として、児童虐待の対応件数の推移、児童虐待の種類や加害者の内訳、児童の年齢構成について、それぞれ伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

本市での児童虐待対応件数は年々増加傾向にあり、令和５年度が1,228人で、令和元年度の840人と比較すると約1.5倍となっております。虐待の種別で最も多いのは、大声で脅かす、無視する、夫婦間のＤＶを子どもが目撃するなどの心理的虐待で44.5％、次いで養育者が食事や衣服の世話を怠るなどのネグレクトが28.1％、身体的虐待が25.9％、性的虐待が約1.5％の順となっており、国や県の傾向と比較いたしますと、本市はネグレクトの割合が若干高い傾向にあります。虐待の加害者につきましては、実母と実父を合わせた数が全体の約95％となり、父と母の割合はほぼ同数となっています。千葉県においては、実母の割合が半数以上を占め、次いで実父が４割弱であることから、本市では父の割合がやや高い傾向にあります。虐待を受けた児童の年齢構成は、就学前の児童が全体の約半数で最も多く、次いで小学生、中学生の順になっており、この傾向は県とも同様となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。本市での児童虐待に対応した児童数は、令和元年度では840人だったのに対して令和５年度では1,228人と約1.5倍に増加をしているとのことで、虐待の種別では、心理的虐待が44.5％、半数近くと一番多く、ネグレクトの割合が国、県と比較すると、本市は若干高いと。また、被害児童の約半数が就学前児童となっていて、小学生、中学生と続いているとのことでした。

再質問をいたします。対応件数が令和元年と比べて約1.5倍に増加をしているとのことですが、適正な人員配置の下、体制強化が図られているのか。新規対応と合わせますと、継続支援もある中で増員が必要かと思いますが、現状と取組状況について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

現在、こども家庭センターで児童虐待相談の対応をしている職員数は、正規職員と会計年度任用職員合わせて21名となっており、令和元年度から比較すると、正規職員２名、会計年度任用職員２名、計４名の増員となっております。一方で、本市の職員１人当たりが担当するケース数は50件を超えており、これは児童相談所における児童福祉司の配置基準である１人当たり40ケースを上回っていることから、今後は受け持つケース数の適正化が図れるよう、体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　児童虐待相談を対応している職員は現在21名体制ということで、令和元年度と比べて４名は増員されたものの、職員１人当たりの担当ケース数は50件を超えており、計算すると60件近くを担当しているかと思います。児童相談所の児童福祉司の配置基準を述べていただきましたけれども、これは１人当たり40ケースということで、これに換算しますと31名の体制が必要であるのではないかと思いますが、現体制から10名が不足となっており、継続支援と合わせますと、さらに人員が必要と考えます。市川市の未来の宝である子どもの権利擁護に携わる適正の人員配置になるような体制強化を強く要望いたします。

また、家庭訪問が夜ともなれば長時間労働になり、職員の心理的、また体力的負担が大きいのも現状かと思います。こういったものの改善に例えば遅番とか早番とかというシフト制がなじむのかは分かりませんが、このような職員の負担軽減も併せて要望したいと思います。

次の質問に移ります。(2)情報提供や相談があった際の対応についてです。

児童虐待のほとんどは家庭という密室の中で起こっており、周囲の方からの通報は早期発見につながり、問題

が大きくなる前に解決ができることが多く、公明党の推進により、「いちはやく」で認知度が高い189の番号３桁化や通話料の無料化が実現をされ、24時間365日対応ができるようになりました。虐待に関する相談や情報提供は、この児童相談所虐待対応ダイヤルや市役所、また警察署などへの連絡等で得られているかと思いますが、対応への流れや支援について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

虐待に関する相談、情報提供、通告は、こども部のこども家庭センターで受け付けております。虐待相談を受理した後の流れとしては、虐待対応職員が全員で受理会議を行い、緊急性の判断や方針を決定した後に対象となるお子さんや御家庭についての情報収集など、調査を開始します。その際、お子さんに傷やあざのあるケースなど緊急性の高いケースにつきましては、即日訪問して安全確認を行い、その後、収集した情報や訪問結果を踏まえてケース検討会議を行い、初期支援の方針を決定します。会議の結果、子どもの保護が必要と考えられるなど、重症度の高いケースについては児童相談所へ送致または援助依頼を行います。また、継続的な支援を必要とする要保護児童については、支援計画を作成した上で支援を開始しております。これら要保護児童の情報につきましては、こども家庭センターが事務局となっている要保護児童対策地域協議会で関係機関と情報を共有し、児童相談所とも協力しながらケース対応に当たっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　先ほど答弁、最後の部分では、要保護児童対策地域協議会で関係機関と情報共有し、児童相談所とも協力をしながらケース対応に当たっているとの答弁がありましたが、この会議の具体的な役割について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

要保護児童対策地域協議会とは、児童福祉法第25条の２に定められている市町村が事務局となる法定協議会であり、市川市の全ての虐待ケースについて、情報を一元管理しております。本市では、子どもの支援に関わる関係機関が集まる実務者会議を月１回開催しており、要保護児童等に関する情報交換や支援内容の協議を行っております。構成員は市の関係各課のほか、教育委員会、児童相談所、保健所、病院、警察などの28機関であり、実際に活動している実務者が参加しております。会議では、前月に児童相談所または市で受理した要保護児童についての情報共有と継続支援をしているケースの進捗状況を共有しています。この要保護児童対策地域協議会では、全ての構成員に守秘義務が課されているため、積極的な情報交換が可能となり、各関係機関の共通認識が図られた上で役割分担ができるため、支援の隙間に落ちてしまう事例の防止や適切な連携による、よりよい支援が可能となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　実務者会議は月１回開催をして要保護児童等に関する情報交換や支援内容を協議し、構成員は児童相談所や保健所、病院、警察等の28機関の実際に活動している実務者が参加をしているとのことで、会議では、前月に受理した要保護児童についての情報共有と継続支援の進捗状況を共有し、各関係機関の共通認識と連携した支援が可能なこと、大変重要な内容だと思います。理解をいたしました。常日頃では案件ごと、関係機関と連携を取って対応されているかと思いますが、顔と顔を向き合わせて情報共有をすることで、ほんのささいなことでも気づきに変わってくることが多く、早期対応にも効果的と考えますので、児童虐待に対応した児童数

の増加で大変になっているかと思いますが、効率的な運営と、また効果的な対応を引き続きお願いしたいと思います。

続きまして、(3)市川市児童虐待対策システムの活用状況についてです。

本市では、令和元年度よりＤＸ推進事業として児童虐待対策を推進するため、児童に関する相談記録を入力するシステムを再構築し、相談支援の機能を強化してきているかと思いますが、本システムの活用状況について伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

市川市児童虐待対策システムは、虐待に関する通告を受理した後、児童の情報収集を行う際に活用しております。このシステムは、児童虐待リスクに関する情報を庁内の各部署が保有するシステムから収集して一元化しております。収集している情報の内容は、家庭の経済状況や福祉サービスの利用状況、子どもの乳児健診結果や予防接種歴などの保健情報、児童生徒の出欠席に関する情報など、児童虐待リスクに関連するものとなっております。調査対象となる家庭や児童について、このシステムで事前情報を得てから訪問や面接することができるため、より適切に支援することが可能になると考えております。また、システムから条件抽出することで、リスクの高い児童や家庭をデータベース化することも可能となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　市川市児童虐待対策システムは、虐待に関する通告を受理した後に児童の情報収集を行う際に活用していて、家庭の経済状況や福祉サービスや保健情報、児童生徒の出欠席など、児童虐待リスクに関連する情報を庁内の各部署が保有するシステムから収集して一元化しているとのことでした。各部署が保有するシステムから新規入力や更新がされると、プッシュ通知機能があれば、これまでの蓄積されたデータを基に情報をより有効に活用できると思います。現状では、情報を自らが取りに行っている、そんな状態かと思いますが、そのようなプッシュ機能に関して改修への考えがないのか、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

プッシュ通知機能により、例えば現在支援している子どもの住所が変わったなどの情報が直ちに確認できることは相談支援業務の効率化にも有効と考えております。また、虐待リスクの高い子どもについて常時通知があることは、状況が深刻になる前に早い段階から支援につながる可能性を広げるものと考えております。今後、児童虐待対策システムの機能の拡大に向けては先進事例などを調査研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　職員負担軽減となる業務効率化のためにも、また、何よりも早期発見と早期対応のためにより一層の取組が大事ですので、児童虐待対策システムを活用していくのであれば、その機能の拡大に向け先行事例などの調査研究をお願いし、進捗を見守りたいと思います。

それでは、最後、(4)虐待をした親への再発防止対策について。

虐待をした親が反省しても再び虐待を繰り返すケースもあり、そうなった場合、エスカレートして子どもの命を奪いかねない状態まで発展することもあります。本市では、再発防止対策をどのように取り組んでいるのか、現状を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

虐待で児童が児童相談所に一時保護された場合、親に対する支援は一時保護中から保護解除後まで児童相談所が中心となって行っております。一時保護が解除されると一定期間は児童相談所が支援しますが、引き続き支援が必要な家庭は児童相談所からケースが送致されるため、その後の在宅支援は市が中心となって行います。児童虐待は、保護者や子どもの身体的、精神的な状況、養育環境など様々な要素が絡まって起こることから、単独の期間だけで状況の悪化や再発を防止することは困難です。

そこで、対象とする家庭にどのような支援が必要なのか、家庭の課題を明確にし、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用しながら、関係機関と連携して支援を行っております。例としては、医療機関の受診に消極的な家庭に対しては受診に保健師が同行したり、子どもの発達に悩んでいる保護者に対してはこども発達センターの予約をお手伝いしたり、休息が必要な親には子どもショートステイやファミリー・サポート・センターの利用を促すなど、具体的な支援を提供しながら虐待の再発防止に取り組んでいるところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　子どもが児童相談所に一時保護された場合、親に対しては一時保護中から保護解除後まで児童相談所が中心となって支援しているとのことで、一時保護解除後の在宅支援は市が中心となって行っていて、関係機関と連携した支援のすばらしい事例も紹介をいただきましたが、寄り添った支援には敬意を表したいと思います。子どもとのよりよい関係をつくれるよう、心理教育プログラムやカウンセリングなどは児童相談所が中心となって実施している現状も分かりました。

最後に伺いますが、虐待をした親への再発防止対策となるペアレントトレーニングやペアレントプログラムを――家族を支援している自治体もありますが、本市ではそのような実施があるのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

ペアレントトレーニングの種類は多くありますが、専門的なものが多く、取組が難しいといった課題があります。そこで本市では、ペアレントトレーニングより専門性が低く、誰にでも実践でき、よりよいコミュニケーションの取り方を学べる機中八策という方法を保護者の支援に取り入れております。これは、千葉県の児童相談所長が非暴力コミュニケーションを学ぶことで児童虐待防止を図ろうと考案したものです。本市では、この機中八策を広めるため、市川市内でお子さんや保護者と関わる仕事に従事されている職員を対象としてトレーナーを養成する研修を毎年開催しており、実際にトレーナーとなった保育士が勤務している保育園の保護者向けに講座を開き、好評を得たという報告もあります。また、虐待を行った保護者に対して、市の職員がこの機中八策に基づくコミュニケーションの取り方を伝え、家庭で実践してもらったところ、子どもへの対応が適切になった事例もあり、虐待の状況改善や再発防止に一定の効果があるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　機中八策という方法を本市では取り入れて、職員を対象に毎年研修を開催しているとのことでした。市の職員が虐待を行った保護者に対して機中八策に基づくコミュニケーションの取り方を伝え、家庭で実践してもらったら子どもへの対応が適切になった事例もあったとのことで、効果的だったとのことでした。人間は心の変革により物の見方が変化することで可能性を広げていけると確信しておりますので、課題を明確にして、本気に気づきを与える寄り添ったチームワークの支援は大事かと思います。引き続きスキルアップで人材育成もお願いをしまして、この項の質問は以上とさせていただきます。ありがとうございました。

最後の大項目、市民プールについて伺います。

昭和57年の開設から43年が経過し、プール施設の耐用年数30年を大幅に超過し、老朽化が著しい中、毎年点検をしながら修復して夏の２か月間営業している市民プールとなります。市川市北東部スポーツタウン基本構想を平成26年11月に策定され、地域の皆様から新施設を待ち望む声が多くあり、これまで何度となく議会質問して進捗を確認してまいりました。平成30年11月には基本構想の一部見直しが行われ、仮称名が市川スポーツアリーナから東市川スポーツプラザに変更され、令和５年３月には第２期市川市スポーツ推進計画が策定をされ、社会情勢等の大きな変化を理由に２回目の一部見直しも行われました。このたび何の説明もなく、突如として市民プールが令和８年、来年をもって営業終了する旨の通知がされ、当初予算には解体設計委託料1,600万円が計上をされております。

まず伺いますが、(1)として、営業終了までの流れと新施設の概要についてです。

整備方針も策定されていない中、令和８年の営業終了までの流れと新施設の概要と整備に向けた流れについて伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

市では、令和８年度の営業をもって現在の市民プールを解体し、新たなスポーツ施設を整備する予定としております。そのための準備として、令和７年度当初予算に市民プールの解体設計業務委託の費用を計上しております。令和７年度及び令和８年度につきましては、これまでどおり、市民の皆様に御利用いただくことを予定しております。一方で、市民プール及び北方多目的運動広場、駐車場部分などの周辺エリアにつきましては、令和５年度に一部見直しを行った市川市北東部スポーツタウン基本構想に基づき、年間を通じて利用できるスポーツ施設として多目的グラウンドや体育館、屋内プール等を整備していくことを想定しております。この構想の実現に向けて、令和７年度におきましては、具体的に整備する施設を盛り込んだ整備方針を策定してまいります。

なお、整備時期につきましては、北東部においてスポーツ施設が不足していることを鑑み、可能な限り早期の整備を行いたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　ありがとうございます。先ほども述べましたが、北東部スポーツタウン基本構想の策定以降、新しいスポーツ施設の整備を楽しみにしている周辺住民にとって、整備方針や整備計画も示されておらずに解体予定のみが示されていて地域住民への何の説明もされない中、将来の展望が見えず、憤りと不安の声が届いております。令和７年度中に整備方針を策定するとのことですが、その後のスケジュールをどのように想定しているのか、見通しについて伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

北東部スポーツタウン基本構想において、整備を検討する主要な施設用途はおおむね定まっており、令和７年度は、それら施設の具体的規模や附帯する機能等について、市民の御意見をお聞きしながら整備方針として定め、各施設の整備手法や整備スケジュールをお示しする予定でございます。

なお、全体の整備スケジュールにつきましては、施設規模によって異なりますが、方針策定後、設計に約２年、新設工事に約２年程度の期間を想定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　施設の具体的規模や機能等を、市民意見を通して令和７年度中に整備方針を定め、整備手法や整備スケジュールを示す予定で、整備スケジュール感として施設規模によって異なるものの、方針策定後、設計に約２年、新設工事に約２年程度の期間を想定しているという答弁でした。基本構想策定から期待し、待ち望んでいる地域住民に対して、このような説明もせずに解体設計業務委託や営業終了時期のみを伝えるということでは、市民感情を逆なでしていると指摘せざるを得ません。健康寿命日本一をうたう市川市として、スポーツに親しめる環境と機会の拡充は必要と考えますので、早急な着手を強く要望します。

別の角度で再質問をいたします。長年愛され続けてきた市民プールの営業が来年、令和８年夏の営業をもって終了するとのことですが、近年、埼玉県内をはじめ公営の屋外プールが老朽化を理由に閉鎖や休業、休園となる中、お別れイベントを実施して施設への感謝や別れを告げる機会をつくる報道を目にしました。

そこで、市民に親しまれてきた市民プールの営業終了に当たって、お別れイベントなどの開催を行う考えはないのか伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

市民プールは昭和57年の開業時から令和６年まで延べ約433万人が訪れており、長きにわたり多くの市民に親しまれてきた施設でございます。そこで営業の終了に当たりましては、市民プールが思い出に残るようなイベントの開催を検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　これまで延べ約433万人の利用があったということで、令和２年と３年はコロナの影響で未営業、そのような期間もありましたが、大変驚きましたが、長きにわたって多くの市民に親しまれてきた施設ですので、様々な多種のイベントも参考にしていただきながら調査研究をしていただいて検討をお願いし、次の質問に移ります。

(2)安全と渋滞に配慮した周辺道路整備についてです。

北東部スポーツタウン基本構想が公表された当初は、大会等が開催できるアリーナの建設なども予定されていましたが、基本構想の改定に伴い、整備する施設の規模が縮小され、スポーツプラザとなりました。大会等の開催ができる施設の整備を考えているのであれば、周辺の安全や渋滞緩和に配慮した周辺道路の整備も検討すべきと考えますが、本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

北東部スポーツタウン基本構想で示した施設の規模等につきましては、市民の方々の声なども踏まえた整備方針を策定してまいります。その中で大会が開催できる規模の施設整備を計画する場合には、バスでの来場等において、施設の利用に支障がないよう、道路整備等を考慮する必要があるものと考えております。整備方針の策定に際しましては、周辺住民の方々への影響も考慮し、関係部署との連携を図り、プール周辺の整備を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　整備方針策定後、施設設計、新設工事と続きますが、施設規模に応じたプール周辺の整備を早急に検討していただきたいと思います。都市計画道路3･4･18号は時間帯によって渋滞が発生しており、また、お墓参りの時期は霊園へ向かう車で大変渋滞をしておりますので、今後、新しいスポーツ施設が整備された場合

は今以上の利用が見込まれ、大型バスなどによる来場や退場に対応するため、市民プール入り口の交差点には来場側と退場側の右折レーンの設置を含めた幅員の検討が必要かと思います。本市では、周辺道路の状況をどのように認識し、対応策をどのように想定しているのか、最後に伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

現在、市を南北につなぐ都市計画道路3･4･18号は、市南部から市民プールへ向かう際の主要な道路となっております。そのため夏季営業期間のうち、お盆などの期間につきましては、3･4･18号を北上し、市民プールへ向かう車が市民プール入り口に向かい右折する際、車の流れに影響を及ぼす場合があると認識しております。今後、整備方針を策定するに当たり、施設へのアクセス道路も含め、周辺道路の整備などについて検討する必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　久保川議員。

○久保川隆志議員　そのためには整備方針を早急に策定する必要がありますので、複数の経路を想定して周辺道路の整備を検討していくとの内容かと思いますが、早期整備に向けた早期着手を強く要望し、以上をもちまして私の一般質問を終えさせていただきます。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　中村よしお議員。

○中村よしお議員　公明党の中村よしおでございます。通告に沿って質問を行ってまいります。よろしくお願いいたします。

塩浜２丁目市有地活用事業について。

(1)募集要項（素案）の内容について、現市民プールのレジャープール機能のほか、造波プールを整備しようとした理由についてであります。

塩浜２丁目市有地活用事業については、令和６年２月定例会にて一般質問をしました。今定例会においては、代表質問及び常任委員会において、塩浜２丁目市有地活用事業について議論が交わされました。今現在分かっていることは、募集要項はまだ公表できない状況にあり、当初のスケジュールどおりに進んでいないということが明らかになったと捉えています。その理由は、市の要求では採算が取れない等の理由で応募する企業がなくなってしまうのではないかというおそれが生じたため、募集要項の内容について調整を図る必要が生じてしまっていることだと私は理解をしています。端的に質問をしてまいりますので、明確な御答弁をお願いいたします。

それでは、現市民プール機能のほか、造波プールを整備しようとした理由をお答えください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

現市民プールは、毎年７月から９月の夏季に限った運用であるため、平成26年に策定した北東部スポーツタウン基本構想においても、利用効率の悪いことが課題として挙げられておりました。この課題を解決するに当たり、塩浜２丁目の市有地活用事業におきまして、現市民プールのレジャー機能のほか、要求するレジャープール機能として造波プールの整備を挙げた理由といたしましては、１点目といたしまして、新たな施設整備として、子どもの波遊びからサーフィン競技の利用まで多様な使い方ができるなどレジャー機能の拡大を図ったこと、２点目といたしまして、サーフィンは東京2020オリンピック競技大会より正式種目として採用され、認知度が高まっており、サーフィンを楽しむ方の増加や、施設として年間を通して利用効率の向上を図ろうとしたものです。このような理由により、募集要項（素案）に要求機能の一つとして提示したものでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。

それでは、再質問してまいります。当該市有地面積に現市民プール面積と造波プールの面積、スライダープールの面積を合計すると何㎡になるのかお答えください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

公開した募集要項（素案）では、現市民プールの水面積を目安とし、整備の要求機能として提示しております。塩浜２丁目市有地の活用事業面積約３万8,000㎡のうち、要求した水面積といたしましては、流水プールと子ども用プールを合計した1,800㎡と造波プールの水面積1,400㎡の合計3,200㎡であり、事業面積の約8.4％と想定しております。

なお、スライダー機能については、具体的な水面積は示しておりません。

また、施設の運用に当たりましては、管理施設も必要となるため、目安として現市民プールの管理棟の面積約1,000㎡を要求プールの水面積に加えた場合、事業面積の占有率は11％程度となります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　公開した募集要項（素案）においては、現市民プールの水面積を目安とした整備を要求しています。その合計は答弁ありましたけれども、管理棟を含め約4,200㎡ということで、当該事業面積の約11％になるということでありました。しかし、これはいわゆる水面積と管理棟の敷地面積のみのことでありますので、現市民プールと同規模の面積を考えますと、当該市有地の約50％程度をレジャープールが占めるというふうに私は理解をしております。これに、さらにレジャープールの整備に法的に求められる駐車場の面積も加わってくるわけであります。プール利用者以外の方が憩える商業施設等は民間が考えることとしていますが、レジャープールの赤字が仮に出た場合、この赤字分をカバーできる収益のある施設を整備できるのか、心配になるところであります。

さらに伺いますが、流山市の令和６年施政方針には、流山インターチェンジ周辺の大規模土地開発について、常磐自動車道流山インターチェンジの西側において、民間事業者により、新たに大規模な物流施設と日本最大級のウエーブプール、いわゆる造波プールを中核とするスポーツレジャー施設が計画をされていますということでありました。流山のウエーブプールの規模については、詳細は分かりませんが、大規模になるということであります。市川市の造波プールの規模では、とてもではないけれども、対抗できないのではないかと考えています。流山のこの施設は大規模かつ流山インターチェンジから近く、地の利もよく、塩浜の造波プールより集客力があり、塩浜の造波プールの魅力が落ちてしまうのではないかと私は思いますが、このことについては検討しなかったのか、お答えください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

流山市で民間事業者によりサーフィンの練習が可能な造波プールを整備する計画があるという情報については把握しております。このような近隣自治体で進められている民間事業者の動向も踏まえ、募集要項を精査しているところでございます。今後も進捗状況等について、情報収集に努めていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　流山の状況については把握をされているということで、造波プール建設等、近隣自治体での動向も踏まえて募集要項を精査しているということでありました。これまでの議論で、当該事業について、詰まるところ、現レジャープールと同規模の整備を第一に考えていることが課題につながっているのかなというふうに私は受け止めたところであります。ひとまず、この項はこれで結構であります。

次に、(2)整備による周囲への影響について、駐車場、駐輪場の整備及び渋滞対策、周辺との親和性について伺ってまいります。

令和９年夏のプールオープンというスケジュール感に立てば、企業任せにせず、周囲への渋滞等の影響について検討し、駐車場、駐輪場について、根拠法に基づいた台数の想定を立てるべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、渋滞対策や公共交通利用に誘導するということであれば、バス路線の開設について、減便されている現状を考えれば、今のうちから街づくり部や道路交通部との協議をする必要があると考えますが、見解を伺います。

そして周辺との親和性、つまり三番瀬との連続性についてどのように考えているのか。これも企業任せになっていないか心配です。本市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

駐車場、駐輪場につきましては、募集要項に市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例による必要な整備台数の基準が適用されることを明示いたします。この条例により、民間事業者は、本市が要求するプール施設のほか、事業敷地内に計画する施設に応じた台数を加算し、必要整備台数を想定し、整備することとなります。本市といたしましては、周辺道路での車両の渋滞を防ぐ工夫を整備条件として示す考えでございます。

また、渋滞対策につきましては、当該地がＪＲ市川塩浜駅に近接する立地特性を持つことや、本市がカーボンニュートラルの実現に積極的に取り組んでいることから、環境配慮のため、公共交通機関の利用を促していく必要があると考えております。あわせて、利用者の利便性を考慮し、バス事業者との協議も進めることも検討したいと考えております。今後も当該地までの交通手段に関する対策において、関係部署との協議を行ってまいります。そして、三番瀬との連続性については、塩浜親水事業の対象地と近接していることから関係部署と情報共有を図っており、募集要項において、空間の連動性に考慮することを求める考えでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　駐車場、駐輪場の整備について、条例に基づき整備をすること、周辺道路での車両の停滞を防ぐ工夫を整備条件として示す考えである。交通手段に関する対策については、環境配慮もあわせ、公共交通機関の利用を促していく必要がある。あわせて、利用者の利便性を考慮し、バス事業者との協議を進めることも検討したいと考えているという答弁でありました。

しかし、バス路線の新設について、バス事業をめぐる厳しい環境を考えれば簡単ではないと考えます。これからの検討で間に合うのか。また、市民プールに訪れる市民には、子連れで大荷物の家族が多いと考えます。南北の移動手段が十分でないと私は思っていますけれども、そのことに鑑みて、やはり車を移動手段に使わざるを得ない方々も相当数いるのではないかと思います。周辺との親和性について、募集要項において空間の連動性を考慮することを求める考えと、関係部署と情報共有を図っているということでありますけれども、レジャープールと同じくらいの熱量で魅力ある施設にするための要求を他部署と具体的に検討してもよかったのではないかと思います。

次、(3)に移ります。市民利用の想定及び今後の課題についてお聞きします。

主に南行徳在住の市民に造波プールや市民プールの話をしても、正直反応は濃くはないです。プールと言っても、ああ、プールなのですかという回答が私の周りでは多いです。プールって、夏の利用だけでしょうというふうにも言われます。冬は造波プールでサーフィンの練習ができますと申し上げると、ああ、そうですかと、同じように言われてしまいます。また、現地まで行く公共交通機関はどうするのかというふうにも聞かれます。それで先ほど質問させていただいたわけであります。

また、私が他の造波プールの施設について調べましたところ、サーフィンのトレーニング利用料金等で１日１万円程度かかるところもあります。どれぐらいの市民が利用するのか。プール全体で現市民プールと同程度の年間７万人の利用者ということであるならば、通年利用の効果を見込んでいないのではないかというふうにも考えてしまいますが、見解を伺います。そして、今後の課題についてもお答えください。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

利用者の想定につきましては、民間事業者から事業敷地内の計画を公募により提案いただく予定であることから、具体的な想定人数も併せて提案があるものと考えております。

なお、現市民プールにおいては、夏場の約50日間で約７万人の利用があり、本事業のうち、レジャープール機能部分における１つの目安になるだろうと考えております。しかしながら、塩浜２丁目市有地活用事業はレジャープール機能のみならず、民間事業者の創意工夫によって、年間を通じてにぎわう場所として整備することを要求事項としていることより、多くの市民の皆様に利用していただく場所になることを目指しているところでございます。

次に、募集要項（素案）の見直し内容についてです。現在、市有地を有効に活用できるよう、募集要項の精査を進めております。既に公開した募集要項（素案）では、レジャープール機能部分における市民料金の設定等を求めており、市民の皆さんに喜ばれる施設とするため、民間事業者との個別対話等における御意見を参考に要求内容を整えていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　再質問を行ってまいります。課題について答弁がありましたが、今回の募集要項の公表が遅れているのはどうしても合点がいかないのであります。そもそもサウンディング調査は、市の構想が実現可能か否か、民間の力を借りて見定めていくわけであります。その上で募集要項を作成するわけで、ここに来て企業の採算が合わないので借地料等、要求項目を見直すということであれば、つまりレジャープールの実現可能性を見極めるということについて、確かなサウンディング調査ができていなかったと言わざるを得ないというふうに考えます。

ここで私からの提案でありますけれども、この塩浜２丁目市有地活用事業はスポーツ部のみで進めるということではなく、街づくり部、道路交通部と行政が力を合わせて進めるべきであると考えます。そしてレジャープールを整備したいのであれば、現市民プールと同サイズにこだわることなく、また令和９年夏のオープンにこだわることなく、塩浜まちづくり基本計画と整合性を持たせた募集要項にさらに見直しを進め、企業がより自由な創意工夫のある提案をしやすいものにするべきと考えますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

令和５年度に当該地を活用するアイデアや参入意向を調査するためにサウンディング調査を実施いたしまし

た。その後、令和６年度に本市が求める詳細な要求内容を踏まえ、募集要項（素案）を公開し、募集の推進に際しての課題が把握できたものでございます。判明した課題を解決するため、現在、募集要項の精査を進めております。

次に、レジャープール機能の移設については、かねてより現市民プールの老朽化という問題がございました。そのため、少しでも早くこの問題の解決を図るため、切れ目ない市民サービスの提供を目指し、引き続き令和９年夏の利用開始を目標としてまいります。

また、事業の推進に当たり、当該地は塩浜地区まちづくり基本計画内であり、令和６年８月に策定した塩浜２丁目市有地整備方針では、年間を通じて人々が集い、にぎわいのある空間を創出し、スポーツに親しむほか、海辺の特性を生かした魅力的な場所として活用することを目的として掲げております。そのため、関係部署との情報共有及び連携が重要と考えていることから、引き続き行徳支所、街づくり部及び道路交通部等と協議も併せて進めていく考えでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。さらに議論を進めてまいります。これまでの答弁で、その中で事業者の積極的な参入を図るために、この募集要項の精査をしていくというような御答弁ありましたけれども、この募集要項の精査とは何か、明確な答弁を求めます。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

具体的な内容といたしましては、土地の貸付料や市の要求内容、レジャープールにおける市民料金の設定等について検討を行っているところでございます。本市の事業目的であるにぎわいの創出及びレジャープール整備による市民サービスの継続を達成できるよう、募集要項を精査しているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　まとめます。募集要項の見直し内容については、土地の貸付料や市の要求内容、レジャープールにおける市民料金の設定等について検討を行っているということであったと思います。募集要項について、当該事業が真に市民に喜ばれ、持続可能なものにするよう、市川市が一丸となって整えていただきたい。市川市の市川のまちづくりをしていくのだ、この行徳、塩浜のまちづくりをしていくのだという大きな視点で取り組んでいただくことを切に願い、この項はこれで終わります。

障がい児への支援について。

⑴障がい児相談支援についてであります。

サービスを利用するに当たり、障害児支援利用計画の作成が必要ですが、その方法として、相談支援事業所が作成する方法と保護者が自ら作成するセルフプランの方法がありますが、障害児支援利用計画の概要とその作成方法について伺いたいと思います。よろしくお願いします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

障害児支援利用計画とは、児童発達支援や放課後等デイサービスなど、障がい児通所支援を利用する児童に対して、本人が抱える発達の課題や支援方針などを踏まえ適切なサービスの組合せを検討し、作成する総合的な支援計画です。計画には、児童本人や保護者の意向や解決したい課題、また、必要なサービスの種類とその量などが記載されており、この計画と通所受給者証をそろえて利用を希望しているサービス提供事業所へ提示し、事業

所と契約することでサービスが利用できるようになります。計画を作成するに当たっては、指定障がい児相談支援事業所の相談支援専門員が作成する場合と、事業所に代わり、本人や家族が作成するセルフプランの二通りがあります。

相談支援専門員が作成する場合は、初めに利用者自身が計画の作成を依頼する相談支援事業所を決めて、事業所と利用者とで契約を行います。その後、契約した事業所から相談支援専門員が御自宅を訪問し、本人や保護者から、抱えている困り事や利用したいサービスの内容、どのような暮らしを望むかなどについて聞き取りを行います。専門員は、聞き取った内容を参考に本人に合ったサービスの組合せを提案し、本人や保護者の意向を確認しながら、本人の生活を総合的に支援する計画を作成します。一方のセルフプランを選択した場合は、本人や保護者自身が児童発達支援や放課後等デイサービスなどのサービスを提供する事業所を決め、家庭や学校で困っていることなどを解決するために利用したいサービスの種類や頻度、利用する時間、曜日などを決め、国が定める必要項目を含めた市の書式である障害児支援利用計画と中間ケア計画に記載することで作成ができます。

なお、作成に必要な書式と作成方法につきましては市公式ウェブサイトに掲載しており、ダウンロードできるようになっているほか、発達支援課や行徳支所など複数の窓口に必要な用紙を置くなど、市民が手に入れやすい環境を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　障害児支援利用計画の概要とその作成方法、二通りについて説明、答弁いただきました。これはこれで結構であります。

次に移ります。次に、イ、障害児支援利用計画を相談支援事業者が作成した場合と保護者等が作成した場合の相違点について質問してまいります。

相談支援専門員が作成する計画と保護者が作成するセルフプランのメリット、デメリットはどのようなものがあるのか、お答えください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

相談支援専門員は計画を作成するだけでなく、障がい児が地域で生活するための支援に関わる関係者を集め、連絡調整を行う関係者会議を開催するなどして情報共有に努めているため、複数のサービスや事業所を利用している場合であっても、一体的な支援体制の下でサービスを受けることができます。また、定期的にモニタリングを行い、利用者の新たなニーズを確認するほか、置かれている環境や健康状態など、計画を作成したときとモニタリングを行う時点においての暮らしの変化を確認し、必要に応じて計画が見直され、数多くある障がい福祉サービスの中から相談支援専門員が様々なサービスの組合せを提案し、本人や家族が抱えている困り事に対応することで、そのときの利用者の状況に合ったサービスが提供されるようになります。

一方で、本人や保護者に聞き取りや意向を確認しながら計画を作成するため、サービスが導入されるまでに時間を要する場合があるといったデメリットが考えられます。セルフプランの場合は相談支援専門員を介して申請する必要がないため、利用者が主体的に進めることができ、サービスを早期に利用することが可能になることや、希望の伝え漏れがなく、ニーズに基づきサービスを選択することができるといったメリットがあります。一方で、利用者自身で自分に合ったサービスを探す必要があるため、障がい福祉サービスの情報を把握していないと、本人に適切なサービスを選ぶことが難しいといったデメリットもあります。

このように、それぞれにメリット、デメリットがあることから、発達支援課の窓口において、相談支援事業所に作成を依頼する場合と、本人や保護者自身が作成するセルフプランの違いについて説明しております。加え

て、セルフプランで計画を作成している方が通所受給者証を更新する際には、事業所の利用について相談したい、家庭や学校などの困り事を相談したいなどといった相談がある場合には発達支援課や児童発達支援センターで受け付けている旨を周知しており、随時相談に対応できる環境を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　まとめます。相談支援専門員が作成する場合とセルフプランのメリット、デメリットについて御説明がありました。これはこれで結構であります。今の答弁を踏まえて次に移ります。

ウ、本市における相談支援事業所の現状と課題について伺ってまいります。

本市における障がい児相談支援の現状について、相談支援の仕組みの概要及びサービス利用者数、相談支援事業所による計画とセルフプラン、それぞれの件数と過去５年程度の推移を伺うとともに、課題はどのようなものがあるのか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市内にある指定障がい児相談支援事業所は、本年１月末現在で29事業所でございます。これらの事業所に配置されている相談支援専門員は79人であり、このうち常勤で相談支援業務に従事している方は25人となっております。本市における障がい児相談支援事業所の課題としましては、他の業務と兼務しながら相談支援業務に携わっている相談支援専門員が多いことから、事業者が作成できる障害児支援利用計画の数に限りがあることでございます。このため、御本人や御家族が作成するプランであるセルフプランの割合――以降、セルフプラン率と申し上げますが、セルフプラン率が高くなっております。児童福祉法では、障害児通所給付費の支給の申請に当たっては、基本的に指定障がい児相談支援事業所が作成する障害児支援利用計画案を市町村に提出することとなっておりますが、申請者は身近な地域に事業所がない場合か、セルフプランの提出を希望する場合はセルフプランを提出できることになっております。本市のセルフプラン率は令和５年度末時点で84％で、令和４年度末時点の全国平均の30％、千葉県平均の35.9％と比較しますと非常に高いことが課題であると認識をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　今の御答弁で、本市のセルフプラン率は令和５年度末時点で84％ということで、全国平均の30％、千葉県平均の35.9％、こちらは令和４年度末時点ということでありますけれども、この本市のセルフプラン率は非常に高いことが課題であるという御答弁でありました。この課題に対しまして、市としてはどのように取り組んでいくのか、考えをお聞きします。

また、相談支援所業者の質を担保しつつ、市内事業者数を一定確保すべきと考えますが、そのための取組や支援について、どのような取組がなされているのか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市はセルフプラン率が高いことから、事業者による障害児支援利用計画の作成を望んでも作成する事業者がなく、やむを得ずセルフプランを作成している方が一定数いらっしゃるものと考えております。このため、事業所によるプラン作成を希望する全ての方に対して障がい児相談支援が行われる体制を目指し、これまで市川市自立支援協議会の場を活用して事業者や関係機関と課題を共有してまいりました。事業者に対しましては、相談支援事業への参入や相談支援体制のさらなる拡充に努めていただけるようお願いしております。また、市川市自立支援協議会が定期的に実施している事業者向けの研修会におきまして、相談支援の質の向上を図っております。

一方で福祉サービスの利用児童は増加しており、セルフプラン率は依然高水準となっていることから、他市町村の取組なども参考に、今後も相談支援専門員が作成するプランの割合を高めるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　ここはまとめますが、本市はセルフプラン率が８割と、かなり高い。事業者によるプラン作成を希望する全ての方に対して、障がい児相談支援が行われる体制を目指し、本市として対策を講ずる必要は考えてあるというような答弁でありました。課題解決に向けて、市川市自立支援協議会の場を活用して課題等を共有して、事業者に対しては相談支援事業への参入やセルフプラン率の低減に向けて、障がい者相談支援体制のさらなる拡充に努めてもらえるようお願いしてきたと。また、事業者向けの研修会において、相談支援の質の向上も図ってきたということでありました。

これらの取組については重要であるというふうに考えますけれども、現在の本市の高セルフプラン率の解消の効果というものにはまだ結びついていないようであります。事業者が相談支援事業へ参入するインセンティブといいますか、その一つとしてモニタリングの回数を増やすということが有効であるのではないかと考えます。これは、もちろんいたずらに増やすということではなくて、より適切な回数を設定して目指していくということもあるのではないかと思います。私はこのことについて、市のチェックを受け、事業者の適切な運営や支援の質を確保することが肝要であるということであります。

いずれにせよ、これからも引き続き事業者によるプラン作成を希望する全ての方に対して、障がい児相談支援が行われる体制を目指し、取り組んでいただくことを要望します。これはこれで結構であります。

次に、(2)障がい児通所支援利用者負担について伺ってまいります。

近年、障がい児支援サービスの無償化を実現した地方公共団体が増えています。

ア、本市の利用者負担の現状について。先順位者への答弁で、ゼロ歳から２歳までのお子さんの障がい児通所支援の利用に当たっての利用者負担軽減策に触れていましたが、改めてゼロ歳から２歳に限らず、障がいのある児童がサービスを利用する場合にどのような利用者負担額の軽減が行われているか伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

児童福祉法に定める障がい児通所支援には児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援の４つのサービスがございます。この利用に際しまして、障害児通所給付費の支給を受けようとする場合は、市町村に対して障害児通所給付費の支給申請をしていただき、支給通所給付決定を受ける必要がございます。これにより、利用者は市から障害児通所給付費の支給を受けられ、費用の１割相当額を負担することとなります。また、利用者負担軽減措置といたしましては、全国一律の負担上限月額制度がございます。負担上限月額は主に３段階あり、生活保護受給世帯や市町村民税非課税世帯はゼロ円、市町村民税所得割の額が世帯で28万円未満の世帯の場合は4,600円、それ以外の世帯は３万7,200円となっております。

なお、これは世帯における負担上限月額となっており、同一世帯において障がい児通所支援を利用する複数の児童がいる場合であっても負担上限月額は変わりません。また、平成26年４月に多子軽減制度が開始されており、小学校就学前の児童が複数いる多子世帯について、第２子の未就学児に係る保護者の自己負担額を半額、第３子以降の未就学児に係る保護者の自己負担を無料にする措置が取られております。さらに、令和元年10月からは幼児教育・保育無償化の一環として、小学校入学前の３年間については児童発達支援などに係る自己負担を一律に無償とする就学前障害児発達支援無償化制度が始まっております。このほか、高額障害児通所給付費の支給制度により、障がい児通所支援と障がい福祉サービスなどを併用した場合の１か月の負担額が高額となり過ぎな

いよう給付が行われております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　御答弁ありがとうございました。この内容については理解をしました。このことを踏まえて、次のイに移ります。

イ、近隣市の状況について。障がいのあるお子さんが障がい児通所支援を利用するに当たり、利用者負担に対して独自に助成を行い、負担を軽減している浦安市のような市町村があると聞いております。

そこで、近隣市の状況について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

近隣市におきまして、独自の利用者負担軽減を行っているか調査したところ、船橋市と浦安市において実施していることを確認いたしました。船橋市では、児童発達支援などを利用する小学校入学前の児童が３人いる場合は、負担上限月額の２分の１を超えた額について助成を行っております。また、浦安市では、児童発達支援、放課後等デイサービスなどの全ての障がい児通所支援について、年齢や所得状況に関係なく、利用者負担を全て無償化する助成を実施していると聞いております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。その前の答弁も踏まえまして、この国の制度、大変手厚い支援になっているなというふうに私は理解をしています。その一方で、今、御答弁ありましたけれども、浦安市、利用者負担、全て無償化している、船橋市も一部助成しているなど、国の制度は大変手厚い一方で、地方公共団体が独自で助成しているケースもあるということが分かりました。このことを踏まえて次に移ります。

ウ、課題について。近隣市で負担軽減制度を実施しているところがある中で、本市が実施する上での課題について伺います。また、この浦安市と同様の制度を実施した場合、本市が新たに負担する見込額について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市において、未就学児対象の児童発達支援や就学している児童対象の放課後等デイサービスといったサービスに係る負担軽減策の実施を検討する場合、全国一律の制度に上乗せして実施する必要性はあるか、対象とする年齢の範囲、また全額助成とするか、一部助成とするかといった点を十分に検討する必要があると考えております。これに加えまして必要となる財源につきましても、考慮する必要がございます。過去３年間のサービス利用実績を確認したところ、利用者負担額の総額は令和３年度は約5,400万円、令和４年度は約6,500万円、令和５年度は約7,800万円と年々増加しております。

このため、令和６年度中の利用実績の見込みから今後の利用者負担額を想定しますと、令和７年度は約１億100万円、令和８年度は約１億1,300万円になるものと見込んでおります。仮に本市において、浦安市と同様の制度を令和８年度に実施するとした場合、約１億1,300万円の財源が必要となり、また、その助成額は年々増加することが見込まれるところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　障がい児通所支援の利用は年々増加を続けていると。仮に本市において、浦安市と同様の制

度を令和８年度ベースで実施するとした場合、約１億1,300万円の財源が必要となるということであります。今の御答弁から、無償化した場合の財政負担額の見通しについては理解をしたところであります。

再質問を行います。その上で、本市の通所給付決定を受けている方はどの程度いらっしゃるのでしょうか。その人数について、また年齢別の内訳について伺います。そして、本市が負担軽減制度を実施する場合のメリットとデメリットについて、その見解を伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市の通所給付決定を受けている児童は本年２月末現在、2,474人であり、この内訳を年齢別にしますと、ゼロ歳から２歳までの方が58人、３歳から５歳までの方が671人、６歳以上の方が1,745人となっております。本市が負担軽減制度を実施する場合のメリットとデメリットについては、どのような形で利用者負担軽減を実施するかによって異なりますが、メリットとしましては、利用者にとっては現在より少ない自己負担で障がい児通所支援を利用できることだと考えております。一方で、市の給付費は利用者が増えることなどによって年々増大することとなり、また、一定の所得がある方も負担軽減の対象とした場合には、ほかの制度との違いによって、市民の不公平感につながる懸念もございます。このため利用者負担軽減策の検討に当たっては、近隣市の状況などを注視しつつ、必要性、対象範囲、助成額、そして財源の状況など、総合的な観点から慎重に検証する必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　では、まとめます。近隣市については、浦安市と船橋の２市のみということで先ほど伺いましたけれども、全国を見てみますと、私が調べた範囲でありますけれども、千代田区、品川区、鎌倉市、また福岡市、この３市区が無償、福岡市については一部助成をしているというふうに承知をしております。先ほどの答弁にありましたけれども、総合的な観点から慎重に検証する必要があるということはそのとおりだと思いますが、本市独自の負担軽減制度の創設については、今後の社会情勢の進捗、変化等を見据えながらしっかりと前向きに検証していただくことを強く要望して、このテーマは終わりたいと思います。ありがとうございました。

次、本市の窓口ＤＸについて。

(1)本市のワンストップサービスの現状について伺ってまいります。

第１庁舎１階の窓口で、他自治体議会の視察とおぼしき団体の姿を目にすることがあります。恐らく来庁者が様々な課の窓口を渡り歩くのではなく、職員が来庁者のもとへ赴くというスタイルの市川市のワンストップサービスを視察に来られているのかなと思います。今回の本市の窓口ＤＸについて議論を進めていくに当たり、まず他自治体、あるいは議会が本市の窓口等の何に興味を持ち、視察されているのか、そして視察をしてどのような感想を持たれたのかについて伺います。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

本市のワンストップサービスは、各種の手続のために市役所に来庁する方がこれまでのように各課の窓口に出向かなくても、１か所で移動することなく手続ができるようになることを目指し、第１庁舎１階で実施しております。このワンストップサービスの他の自治体からの視察につきましては、令和３年１月の第１庁舎の供用開始以降、多くのお問合せをいただいております。実際に視察に来られた自治体数は、令和６年度は２月末現在で８団体、令和５年度は14団体、それ以前につきましては、コロナ禍の影響もあり、７団体でありました。

次に、視察の理由につきましては、自治体職員の視察の場合は、庁舎の建て替えの際にワンストップサービス

の導入を検討しているためというものが多く、市議会議員の場合は、主に自らの自治体で採用すべき政策の情報収集のためでありました。そして、視察に来られた皆様は職員の動線、業務端末の活用や内線電話の無線化、総合受付の役割など、ワンストップサービスの実際の運用について興味をお持ちで、これからの市民サービスの在り方について大変参考になったという御意見を多くいただいております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　視察の目的、また感想について理解いたしました。

それでは、本市のワンストップサービスの現状について、これまでの経緯を踏まえてお答えをください。

○稲葉健二議長　吉田市民部長。

○吉田一弘市民部長　お答えいたします。

まず、ワンストップサービス導入の経緯でございますが、第１庁舎の整備を契機に、若手職員を中心とした新庁舎における窓口業務の在り方を考えるプロジェクトチームにおいて検討を重ねた結果、１階フロアに来庁者の目的を聞き取る総合受付や来庁者用テーブルを設置することとし、各課の職員が業務端末を持参して来庁者のもとに出向くワンストップサービスを導入することとしたものです。このワンストップサービスの導入により、来庁者の方の利便性は格段に高まったと認識しておりますが、さらなる向上を図るために幾つかの改善を実施してまいりました。１つ目は、死亡に伴う手続は特に多岐にわたるため、これに特化したおくやみコーナーを設置いたしました。２つ目は、東側出入口からの来庁者のために、東側にも総合カウンターを設置いたしました。３つ目は、１階フロアの混雑緩和のために障がい者支援課、国民健康保険課、国民年金課の専用窓口を設置いたしました。４つ目は、順番待ちの時間を有効に活用していただけるように、来庁者御自身のスマートフォンで待合状況を確認することができるサービスや窓口予約サービスを開始いたしました。このほか、ワンストップ窓口のスムーズな運営と連携を図るために市民窓口サービス向上関係課長会議を定期的に開催しております。ワンストップサービスの実施により、体の不自由な方やお子様連れの来庁者からは、１か所で手続が済んでよかったという好意的な評価をいただいております。今後も来庁者の声に耳を傾けてサービスの改善を図るなど、市民サービスの向上を目指して取り組んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　分かりました。御答弁ありがとうございました。ワンストップサービスについて、様々改善を図られてきたこと、また、これからも来庁者の声に耳を傾けてサービスの改善を図るということでありました。これはこれで結構です。

次に移ります。(2)本市のオンライン申請の現状について伺ってまいります。

令和５年９月定例会でオンラインサービスの状況について質問し、総務省の定める行政手続のオンライン化に係る手順書の取組方針による27手続は整備済みだという答弁がありまして、そのことについては確認をしているところでありますが、オンライン窓口について、現在の状況を伺います。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

総務省では、子育てや介護に関する手続などを地方自治体が優先的にオンライン化する27の手続として、行政手続のオンライン化に係る手順書を定めており、本市は全てオンライン化しております。また、国全体のデジタル化を推進するデジタル庁では、総務省の27の手続を含む59の手続を、地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続として示しております。本市では、デジタル庁の定める59の手続のうち、県が行うべき13の手続

を除く46の手続が対象となっており、既に40の手続についてオンライン化しております。本市全体の法令に基づく行政手続数は令和５年度末で1,230の手続があり、そのうち戸籍謄本の交付申請や税証明の交付申請など、約２割に当たる229の手続をオンライン化しております。

また、法令によらないウェブアンケートやイベントへの参加申請などを含めた総数といたしましては、1,146の手続をオンライン化しております。オンライン化している行政手続の一例といたしましては、マイナンバーカードを使用するマイナポータルのぴったりサービスで、引っ越し時の転出届の提出ができます。また、ＬｏＧｏフォームを活用したオンライン申請では、自転車乗車用ヘルメット購入費の補助金申請やゴールドシニア外出支援事業、チケット75などの手続ができます。さらに、今年度新たに施設予約システムにおける全日警ホールや勤労福祉センターなど、使用者登録の更新手続のオンライン化や、市民税や国保税、保育料などの納入に際し、市民が郵送や窓口への来庁することなく、24時間いつでもどこでも印鑑レスで口座振替の申請が可能となるウェブ口座振替の導入を行っております。また、市公式ウェブサイトのトップページや市公式ＬＩＮＥ上に引っ越しや子どもの出生など、ライフイベントごとに手続を案内する「手続きナビ」を設置し、必要な手続を確認しながらオンライン申請に移行できるようにしてまいりました。今後もオンライン申請を拡大し、さらなる市民の利便性向上に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　御答弁ありがとうございました。オンライン申請の現状について理解しました。

再質問になりますけれども、デジタル庁の示している手続のうち、オンライン化について残る６つの手続ということでありますが、これは何か。また、デジタル庁では、自治体窓口のＤＸ化として書かないワンストップ窓口の取組を推進していますが、他市の動向及び本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

デジタル庁の掲げる手続のうち、オンライン化が未完了の手続は道路占用許可申請、建築確認申請、災害弔慰金や災害障害見舞金の支給申請、災害援護資金の貸付申請、被災者生活再建支援金の支給申請、以上の６つの手続でございます。いずれもオンライン化へ向け所管部署と協議し、検討を進めているところでございます。

御質問の書かないワンストップ窓口につきましては、デジタル庁が推進しているもので、手続のために来庁した市民が同じことを書かされる、複数の窓口に回され、その都度窓口で待たされるなどの負担を軽減するため、マイナンバーカードから読み取った情報を基に氏名や住所などが印字された申請書を発行し、書かない、待たない、回らないを実現することで窓口サービスの向上につなげようとするものでございます。

次に、他市の導入事例です。神奈川県藤沢市では、申請に必要な内容を専用ウェブサイト上で事前に入力し、入力後に表示される２次元コードを市役所に設置している端末にかざすことで、窓口で申請書を記載しなくても手続ができる窓口ソリューションシステムを導入しております。また、松戸市では、各自治体でシステムを構築する必要のないデジタル庁が提供する共同利用型のパッケージシステムであります自治体窓口ＤＸＳａａＳを利用し、マイナンバーカードの読み込みにより、手書きすることなく申請書の作成ができる書かない窓口を１月から導入しております。本市では、第１庁舎において実施しているワンストップサービスにより、１階フロアでまとめて対応することで各窓口で待たなくてよい、複数の窓口を回らなくてよいサービスを既に提供しているところでございます。マイナンバーカードを活用し、書類を書かない窓口となることは市民の利便性につながるものと考えられます。

一方で、システムの導入費用が必要なことや国のシステム標準化が進んでいる最中であり、新たな窓口システ

ムと国準拠で標準化されたシステムとのデータ連携を考慮する必要があることなど、課題もございます。引き続き他市の事例なども参考にしながら、窓口サービスのさらなる向上に向けて最適な手法を研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　では、これもまとめます。オンライン化未完了の手続６つについては分かりました。また、書かないワンストップ窓口について、国のシステム標準化の進捗を見極めていくということで理解をしたところであります。この項はこれで了とします。

次に移ります。(3)本市の方向性及び課題について。

これまで窓口ワンストップサービスについて、本市では来庁者が様々な課の窓口を渡り歩くのではなく、職員が来庁者のもとへ赴くというスタイルを進化させてきた。また、オンライン申請では、マイナポータルのぴったりサービスによるオンライン申請での手続数を大きく伸ばし、ウェブ上からも申請フォーム、ＬｏＧｏフォームを活用し、オンライン申請の手続数を大きく拡大させている。さらに、今年度新たにウェブ口座振替や施設予約システム登録の更新についても手続をオンライン化したということでありました。そして、公式ウェブサイトのトップページや公式ＬＩＮＥ上に「手続きナビ」を作成し、必要な手続を確認しながらオンライン申請に移行できるようにしたということで、市民が来庁せずとも申請が可能となる仕組みづくりを進めてきたということでありました。

それでは、今後、本市において市民窓口をどのようなものにしていくのか、今後の方向性及び課題についてお答えください。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

マイナンバーカードの公的個人認証機能やオンライン決済、キャッシュレス決済などを活用し、今まで実現していない手続を含めたオンラインサービスをさらに拡大することで、市民が手続のために市役所に来なくて済む24時間365日止まらない電子市役所の実現に向け、取り組んでいきたいと考えております。

一方で、窓口における手続のオンライン化が進むことで窓口対応業務は減少してまいりますが、デジタルが苦手な方など一定の窓口需要が残るため、ワンストップサービスにつきましても必要なものと考えております。手続を行う来庁者が減った後の市役所は、様々な相談業務の拡充や、市民の交流や活動、協働の場になるなど、市民に開かれた交流拠点として庁舎機能の在り方そのものが大きく変わっていくと予想されます。引き続き市民サービスの一層の向上を目指しましてオンライン化を推進し、来なくてもよい市役所、また、対面ではワンストップサービスを継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　さらに伺ってまいります。答弁で、マイナンバーカードの公的個人認証機能やオンライン決済及びキャッシュレス決済などを活用し、今まで実現していない手続も含めたオンラインサービスをさらに拡大するというようにありましたけれども、具体的なものはどのようなものがあるのか伺います。

○稲葉健二議長　小川企画部長。

○小川広行企画部長　お答えします。

現在、税に関する支払いは地方税統一ＱＲコードでオンライン支払いが可能でございますが、税以外の利用料等の支払いは納付書での支払いを行っているため、オンライン決済を活用できれば市民の利便性は向上するものと考えられます。そのほかにもマイナンバーカードの個人認証を活用した市民向けの通知文書の電子化や、マイ

ナンバーカードの空き領域を活用した施設予約との連携などがございます。情報システム、セキュリティーなどの課題はございますが、引き続き市民の利便性や行政の効率性を高める施策を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　今後のオンライン化を進めたい内容につきまして、御答弁ありがとうございます。理解をいたしました。

さらに伺ってまいりますが、先ほどの答弁の中で、書かない窓口にしていないことについて、システム導入費用が必要であること及びシステム標準化が進んでいる最中であり、標準化されたシステムとのデータ連携も考慮する必要があると答弁がありました。国のシステム標準化に対する本市の現在の進捗状況を伺います。

○稲葉健二議長　川島情報管理部長。

○川島俊介情報管理部長　お答えします。

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、全自治体が住民情報を取り扱う20の基幹業務において、国が仕様を定めた標準準拠システムをガバメントクラウド上で運用するものでございます。本市の標準化の進捗でございますが、まずは住民情報の基本となる住民記録システムについて、５月の連休明けから標準準拠システムへの移行を予定しております。加えて印鑑登録、国民年金のシステムにつきましても、同時期での移行を予定しております。その他の基幹業務に係るシステムにつきましても、標準準拠システムへの移行に向けて順次進めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　中村議員。

○中村よしお議員　最後にまとめてまいります。法に基づいて全国の自治体が住民情報を取り扱う20の基幹業務を、国が仕様を定めた標準準拠システムに移行していく。本市の標準化への進捗は、住民記録システムを５月の連休明けから標準準拠システムに移行していくことを予定している。加えて、同時期に印鑑登録、国民年金のシステムも移行する予定でありますということでした。その他の基幹業務に係るシステムについても、標準準拠システムへの移行に向けて順次進めているということで、標準化に移行していくことを理解しました。

総務省が毎年発表している地方公共団体における行政情報化の推進状況調査結果というものを基にＤＸ推進度ランキング2024というものがありますが、これは時事通信社が独自配点で集計、算出しているということで、このランキング、市川市は46位にランクインをされたということであります。これは１つの見方でのランキングでありますけれども、市川市のＤＸ推進度は大きく評価されてきているというふうに、先ほどの答弁からも思うところであります。今後もさらなる取組をお願いしたいと思います。

今回の一般質問を通じまして、市民部、企画部、そして情報政策部の皆さんが本当に細かいところから一つ一つ粘り強く取り組んでいく結果がこの窓口ＤＸにつながってきている。いよいよ大きく、さらに進んでいくということを聞いて大変うれしく思ったところであります。これからも市民のためにさらなる取組をお願い申し上げまして、中村よしおの一般質問を終わります。大変にありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

清水みな子議員。

○清水みな子議員　日本共産党の清水みな子です。

本日、３月11日は東日本大震災から14年目です。なお、２万7,000人が避難生活を送られています。国は2025年度が復興期間と定めていましたが、まだまだ支援が必要です。再稼働も要りません。

さらに、２月26日に大規模に発生した岩手県大船渡市の山林火災でも大きな被害が出ました。28日以降、東北や関東、首都圏からも消防の皆さんが現地に派遣され、懸命の消防活動が続けられてきました。市川市からも10名の方が現地へ派遣され、消火活動に当たってこられました。本当にお疲れさまでした。

それでは、通告に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、大項目、不登校児童生徒対策についてです。

この不登校児童生徒対策は先順位者も取り上げております。また、以前にも何人もの議員が取り上げている問題ですが、しかし、不登校児童生徒は増える一方です。令和５年度は全国で34万6,000人がいると言われています。子どもたちも保護者も本当に苦しんでいるのではないかというふうに思います。その前年、令和４年度で30万人、３年度で25万人と、毎年約５万人ほど増えていることになっています。今の教育がどこかゆがんでいるのではないでしょうか。教育だけではなく、社会全体もゆがんでいるのかもしれません。教員の多忙化、教員不足など、大いに関係ありというふうに思います。少人数学級であれば一人一人に目が届き、悩みも正面から受け止めてもらえるのではないかというふうに思うところです。

千葉県内の不登校児童生徒数を調べてみますと、小学校で5,713人、中学校で8,587人、合わせて１万4,300人います。小学校は県内に756校、29万9,819人が学んでいますが、その1.9％です。中学校は388校、15万5,991人学んでいますが、その5.5％が不登校になっています。中学校になると、２％から5.5％とぐっと多くなっておりますので、小学校の段階で対策をきちんと打つことが必要ではないかというふうに考えます。

私は、昨年２月定例会の一般質問で校内教育支援センター、仮称スペシャルサポートルームを開設するに至った経緯と効果について質問いたしました。そのときの部長答弁で、児童が安心して過ごせる居場所を小学校にも開設する。その開設を児童や保護者に知らせることによって登校のきっかけとすること、また、登校ができたときに安心して過ごせる居場所、学びの場となることを目指し試行運用を行ってまいりますと。小学校のモデル校６校での実践が行われたと思います。

ここでは(1)として、令和６年度の校内教育支援センター、仮称スペシャルサポートルームですけれども、その運用状況についてまず伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

校内教育支援センターのモデル校６校の令和６年12月における来室児童の延べ人数は、15日間の開室で554名でございました。学校によって増減はございますが、１校当たりでは１日６名程度が利用しております。開室時間につきましては、各学校が児童の実態などに応じて設定しており、１日約６時間となっております。同センターで過ごす児童は、自分の好きな本を読んだり、担任と相談した学習課題に取り組んだりするなど、支援員が見守る中、安心して過ごしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。千葉県の不登校児童の数で見ますと、１校当たり平均7.5人ということになります。１日６名程度ということですが、延べ人数ということです。児童が安心して過ごせる場所であるモデル校

６校の校内教育支援センターは、これまでのゆとろぎ相談室を利用しているのでしょうか。それとも、別の教室が確保できているのでしょうか。その際、支援員は何名ほど確保できたのか。この点について伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

令和６年度は校内教育支援センターを毎日開室し、その効果を検証いたしました。担当につきましては、既存の事業内予算から可能な範囲で市会計年度任用職員を増員したり、既に任用しているゆとろぎ相談員や少人数学習等担当補助教員の方々などへ同センターへの支援を依頼するなど、様々な職員が支援に当たっておりました。人数につきましては、各学校二、三名の配置となっております。開室場所につきましては、ゆとろぎ相談室を併用したり資料室等を活用したりするなど、各学校の実態に合わせて設置しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。先ほどの答弁で、支援員が見守る中、安心して過ごしたという答弁がありましたけれども、支援員の役割というのは見守りなんでしょうか。令和６年度の校内教育支援センターの支援員はどのような役割を持って依頼されたのか、この点について伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

モデル事業におきましては、同センターを利用する児童が曜日を選ばずにいつでも登校し、安心して過ごせることに重点を置き、各支援員に対しましては、児童の状況に応じて寄り添いながら柔軟に対応し、活動を見守る役割を依頼しておりました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　やはり見守りが主というか――の役割をしていたということですね。不登校児童を抱える保護者――母親ですけれども、Ａさんのお話です。お子さんが小学校２年生のときにゴールデンウイーク明けから登校渋りが始まり、６月からは学校に行けない日々が増えていったということです。その学校では、全国に先駆けて、不登校の傾向にある子どもの居場所として校内教育支援センターを設置してありましたが、学校からの支援、また日々の声かけ、こういうのは全くなかったということです。そのＡさんは仕事をしていたんですけれども、子どもが安心できるのが母親のみ、学校は信頼できないということで、子どもが学校に行かないとき――小学校２年生ですから、行かないときに１人で家に置いていくのか、誰が面倒見るのか、お昼御飯はどうするのか、そういう悩みがたくさんありました。

そこで子どももＡさんも２人で悩みながら神経がおかしくなり、とうとう退職に追い込まれ、仕事を辞めざるを得なくなったということです。不登校になると、特に母親に負担が多くなるのではないでしょうか。介護離職という言葉がありますけれども、今、不登校離職、こういう言葉もはやりそうです。仕事を辞めれば当然家計も苦しくなります。Ａさんは、学校はもちろん、医療も福祉も行政の支援も全く足りてないというふうに語っております。登校を選ばない子が増え続けている。だから、学校の在り方も変わらなければいけないのではないか、このように言っているところです。関係機関が子どもたちや保護者に伴走型の支援をしてほしいと訴えているところです。

そこで、(2)の令和７年度、全ての小学校に校内教育支援センターを設置し、会計年度任用職員を配置するということですけれども、これがみらいサポーターと呼ばれる職員の皆さんです。どのような応募方法で集めるのかについて、まず伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

先順位者で御答弁いたしましたが、現在、令和７年度より会計年度任用職員として配置を行うため、「広報いちかわ」、学校教育部指導課ウェブサイトを活用し、公募にて、みらいサポーターの募集を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　これまで学校にはスクール・サポート・スタッフ、ＳＳＳと言われる方、また、ゆとろぎ相談室の職員といらっしゃいますけれども、みらいサポーターに応募するようにというふうに校長先生に言われて渋々応募しているという話も聞きました。今後、ＳＳＳやゆとろぎ相談室は廃止の方向ということで、このような事態になっているのかなというふうに思います。

しかし、募集するのは令和８年３月31日までの１年契約の会計年度任用職員です。その後も、多分、会計年度任用職員ですから、１年ごとの契約ということになると思います。しかも、教員免許を必須としておりません。権限がないのに担任との連携、学習支援、また、心理面での対応などを担うこの仕事というのはすごく重いのではないかというふうに感じています。もちろん研修もするんでしょうけれども、みらいサポーターに丸投げをするような、そういうことはやめていただきたいというふうに思います。一人一人の児童の不登校の原因、これはそれぞれ違いますし、接し方も違うのではないでしょうか。

先日、船橋市で「学校に行かなきゃだめですか？」と題する不登校問題を考える集いが開かれました。200人以上が参加しました。神戸大学名誉教授で、全国各地の不登校を考える親の会の相談員として活躍している広木克行さんという方を講師に招きました。広木さんは不登校の問題について、やはり子どもたちの心の傷、これを癒やすこと、心の傷は命の問題、本当に生きている価値がない、このように思うと最悪の場合、自殺を考える子どもたちが多くなるということです。子どもたちは傷つきやすいけれども、育ち直しの名人であると。大丈夫だというオーラを親が出し続けることが大切だと語りました。保護者もそうですが、学校の教職員も、また、それに携わる皆さんも同じだと思います。不登校のお子さんは、信頼できる大人がずっといないと安心して学校に来れませんよと、ある教員の方がおっしゃっておりました。そういうことだというふうに思います。

次に、(3)で不登校児童生徒の卒業後をどのように考えているのかということです。

小学校６年間、中学校３年間の義務教育終了後の進学先、また就労先、これはどういうところを想定しているのでしょうか。家庭の自助努力によってのみ子どもを背負わせなければならない、本当につらいと思います。先ほどの保護者のＡさんのように、頼れるところがないという状態ではいけません。

「広報いちかわ」の２月１日号で不登校問題が見開きで特集されました。家庭を真ん中に市川市（教育センター)、市立学校、そして民間が取り巻き、つながる取組を掲載しています。市民の皆さんにお知らせするのはとてもよいことだというふうに思います。しかし、卒業後のことは書いてありません。教育委員会としては、卒業後どのように考えているのか、これについて伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

教育委員会といたしましては、各学校において、不登校児童生徒やその保護者の思いや願いを踏まえ、面談などを通して、共に卒業後の進路を考え、児童生徒の将来の社会的自立につなげていくことが重要であると考えております。小学校卒業に当たっては、当該児童とその保護者が進路先の中学校の管理職やカウンセラーと事前に面談を行ったり、中学校の校内教育支援センターの見学をしたりするなど、安心して中学校に入学できるよう支援を行っております。中学校卒業に当たりましては、学校が当該生徒及び保護者と教職員が進路面談を十分に行

い、本人の卒業後の希望を把握しながら、その進路希望先の情報を収集し、当該生徒及び保護者に情報提供をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。答弁の中に面談という言葉が何回か出てきます。本当に面談ができるのかというふうに疑問を持ちました。学校に行けない、先生と面談できない、顔を合わせられない、そういう子たちはどうするのかなというふうに思います。小学校から中学校へ行くのはまだ義務教育の範疇ですけれども、中学校の卒業に当たっては、具体的にどのような形式で面談をし、進路指導に当たったりするのか、この点について伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

不登校生徒の進路面談の実施につきましては、各学校が生徒及び保護者に面談を行う時間や場所、方法等をあらかじめ提示し、個々の状況に合わせて選択できるよう配慮しております。また、面談を実施する担当職員につきましては、生徒本人や保護者の希望により、担任のみならず、その他の教職員や不登校支援担当教員が応じたり、カウンセラー等が同席したりするなどして、生徒や保護者が安心して相談できる環境を整えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　お伺いしました。新日本婦人の会という全国組織、女性団体がありますが、昨年11月１日から６日まで緊急の不登校アンケートというのを実施いたしました。全国45都道府県から、過去に不登校だった、今、子どもが不登校、そういう方たち、そういう会員さんなど1,123人から回答を得ました。今、一番悩んでいることは何かという問いに、学びが保障されていない、心身の健康面が不安、将来の見通しが持てない、経済面の負担が大きい、こういう回答が多くありました。やはり将来への不安が大きいのではないでしょうか。その具体的な回答の中に、通信制の試験を受けるに当たり、本人がネットに出ている高校の過去の問題を解こうとしたが全然分からなかったということです。中学の３年間、まともに学校に行っていなかったので仕方がないが、勉強ができる環境があればよかった、このような回答がありました。これは東京在住の方です。岐阜の方は、中学校内にフリースクールをつくってほしいと校長先生に何度もお願いしたが、人手不足を理由に渋られた。学校も不登校生徒の対応策に困っている様子だった、このように回答しています。

今、不登校の子どもたちに対して不登校ビジネスというのが横行していますが、教育委員会としてどのように考えますかというのが(4)です。不登校ビジネスが横行しているというと悪いイメージがありますけれども、そうではなくて不登校ビジネスが増えていると、そういう意味です。つまり学校だけでは解決できないということではないかと思います。文科省も毎年増え続けている不登校児童生徒には頭を悩ませているのではないでしょうか。市の教育委員会としては、この不登校ビジネスをどのように見ているのか、この点について伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

教育委員会といたしましては、フリースクールなどの民間施設やＩＣＴを活用した学習支援などは多様な教育機会を確保し、社会的自立に必要なものであると認識しております。今後も学校に対し、保護者や児童生徒から学校外の公的機関や民間施設などの利用に関する相談があった場合には、その児童生徒にとって社会的自立を目指す上で有効なものであるか、学校と保護者で十分に検討するよう指導助言を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　伺いました。フリースクールとは、不登校やひきこもりなどの子どもを受け入れ、学習活動、教育相談、体験学習などをする民間の施設と聞いています。このフリースクールも月額３万円から６万円など様々ありますけれども、東京都ではフリースクール利用料の補助を行っています。山梨県も７年度、この４月から開始をするということです。山梨県も過去最多の不登校児童生徒がいて、フリースクールの利用料が月額３万円程度。経済的に困難な家庭がこのフリースクールは利用できない、断念している例が多いということで、県が２分の１を補助するということだそうです。対象は非課税世帯ですけれども、やはりこのように経済面の負担が大きい家庭には支援の手をしっかりと差し伸べてほしいというふうに思います。

次に、(5)他市には不登校児童生徒対象の学校や分校がこの４月から開校するということです。本市にはその考えがあるのかどうか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

本市におきましては、現状の課題を踏まえ、まずは令和７年度より全小学校に校内教育支援センターを開設するため、その準備を進めているところです。教育委員会といたしましては、まずは校内教育支援センターの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　文科省が進めている学びの多様化学校は、先ほど言いました習志野市や浦安市で４月から開校するというふうに大きく報道されました。習志野市は小学校２年生から６年生を受け入れます。各学年５人で、５学年ですから約25人を想定しています。特別な教育課程の変遷が認められているため、習志野市は毎朝15分間を体操の時間として軽い運動を行い、午前中２時間、午後２時間授業すると。市の教育委員会は早い段階、小学校の段階から不登校児童への支援が必要だと判断をして、この学びの多様化学校を進めています。運営費は85万8,000円。予算として掲げています。

一方、浦安市は中学校が対象です。様々な理由で登校できなくなったり、教室に入れなかったりした子どもたちにとって、新たな選択肢として期待されています。浦安市は各学年10名程度なので、３学年で今約30人ということです。教員やスクールカウンセラーなどの経費も入れて、運営費は2,700万円を予定しているということです。先ほどの答弁で、学びの多様化学校は、本市は予定してないということです。しかし、選択肢はたくさんあったほうがよいというふうに思います。本市は校内教育センター以外の学びの保障について、どのような方法、どのような窓口、そういうのがあるのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

不登校児童生徒は、タブレットを使って学校が配信する各教室での授業を教室以外の場所で受けることができます。また、市が導入している「ドリルパーク」や「ジャストドリル」といった学習ソフトを児童生徒が各自で活用し、自分の学びに合わせた学習を進めることもできます。一方、児童生徒が自ら小集団での学習や活動を希望する場合はサポートルームふれんど市川を活用することもできます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　タブレットを使って授業の配信を見ているということですけれども、全ての授業を配信しているわけではないというふうに思います。お聞きしましたところ、12校で配信をし、約50人が利用したというこ

とです。しかし、日によって見たり見なかったり、１か月に一、二回見ている、１か月見ていたが今は見ていないなど、やはり１人でタブレットに向かって学習するというのはちょっと無理があるかなというふうに思います。不登校の原因は、学校生活に対してやる気がない、不安がある、生活リズムの不調、学業の不振、友人関係をめぐる問題など本当に様々です。

先ほどの新日本婦人の会のアンケートで、行政にやってほしい政策、これを聞いたところ、学校外の居場所づくり、少人数学級の実現、それから情報の提供、こういうのがありました。東京都北区で、学校外の教室として３か所の児童館にありおーそという施設を開設しています。ありおーそというのは歌うようにというのを表す音楽用語で、明るい歌声が聞こえるような場所という願いが込められているそうです。毎週火曜日から金曜日、10時から２時半まで、設置されているパソコンでインターネット上の仮想空間で交流できるバーチャル教室、こういうのも体験できるということです。北区の区長さんも視察に訪れて、利用者も多く必要性を実感した、子どもが大人と接点を持てる方法が多くあることを発信していきたい、このように話されています。

また、京都市教育委員会では、オンラインの居場所を届けようと小中学生の参加を募り、仮想空間で学習支援を始めました。実証実験の段階だそうですが、好きなキャラクターで自分の分身、アバターをつくって仮想教室に参加し、理科の実験やプログラミングなどの授業テーマに沿った体験を行ってきた。人が目の前にいないので緊張せずに参加できた、いろんな人の意見を知ることができたと、参加した子どもたちは言っていると。参加した生徒の保護者からは、久しぶりに同年代の子と話をした、授業内容をうれしそうに話してくれた、このように語っているそうです。参加状況は在籍校に報告され、出席日数や評価の対象というふうになっているそうです。調べると、各自治体が様々な工夫をして不登校児童生徒の対策、対応をしていることが分かりました。市の教育委員会も他市の経験も参考に、不登校児童生徒に寄り添う施策をぜひお願いしたいと思います。

次に、平和行政についてです。

(1)令和７年、今年の夏は戦後80年として、中学生を広島に派遣することとしています。その理由と行動計画及び報告集の作成について伺います。

今年は被爆80年の年です。今年１月に、ノーベル平和賞を受賞した日本被団協の田中熙巳代表のお話を聞く機会をいただき、とても有意義な時間を過ごすことができました。市長の施政方針で、人類史上初めて広島と長崎に原子爆弾が投下されて80年が経過します。これだけ長い年月を重ねても核兵器は廃絶されないばかりか、今なお、地球上に推定１万2,000発もの核弾頭が存在し、うち4,000発が直ちに発射できる状態にあると言われています。日本被団協の田中熙巳氏を市川にお招きし、平和講演会を開催することができました。改めて戦争や核兵器の使用を二度と繰り返してはならないとの思いを強くしました。核兵器の脅威と平和の尊さを途切れることなく次の世代に伝えていくことは私たちの責務だと考えていますと述べられました。

昨年12月定例会の補正予算で、全ての中学校から各１人を広島に派遣する費用が成立しました。派遣先を広島にした理由と、現地における行動計画、また派遣事業報告書の作成について伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本市は昭和59年に核兵器廃絶平和都市を宣言して以来、この宣言の趣旨に基づいて平和意識の啓発と高揚を図るため、様々な平和啓発事業を実施してまいりました。一方で、事業を実施していく中での課題といたしまして、戦争を知らない次世代の子どもたちに戦争の記憶を風化させずに平和の大切さを継承していくことが挙げられます。そこで戦争の悲惨さ、核兵器の恐ろしさ、平和の大切さを継承するために、平成17年の終戦60周年から定期的に市内公立中学生を対象に長崎や広島への平和学習青少年派遣事業を実施していたところであります。これまでに長崎に３回、広島に１回の派遣を行いましたが、終戦75周年事業として長崎への派遣を予定しておりま

した令和２年度は、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

まず、今回の派遣先選定の理由についてでありますが、10年ぶりの派遣事業実施に当たりまして、近隣市の状況も踏まえた上で派遣先について検討いたしましたところ、核兵器廃絶平和都市を宣言している本市としては、やはり被爆地への派遣が望ましいと考え、２つの被爆地のうち、これまで長崎への派遣が続きましたことから今回は広島を選定したものであります。

次に、現地におけます行動計画についてであります。これは予算計上した内容、見積りの内容となりますが、令和７年８月５日から７日まで２泊３日を予定しており、初日は移動と広島平和記念資料館などを見学いたします。２日目は平和記念式典に参列し、その後、平和記念公園など、広島市内でフィールドワークを行い、最終日は広島平和記念資料館が主催するヒロシマ青少年平和の集いに参加し、全国から派遣されました青少年たちと一緒にグループ討議などを行った後に帰京する予定であります。

最後に、派遣実施後の報告についてであります。派遣生徒には感想や記録をまとめた報告書を作成していただき、総務課で取りまとめまして冊子にする予定であります。さらに、それを市内の各小中学校や図書館などに合計で約100冊配付するほか、市公式ウェブサイトに掲載することも考えております。

なお、派遣事業の成果をより多くの市民に伝えるために、市民向けの平和イベント等を活用した派遣報告も予定しているところであります。

以上であります。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　コロナ禍もありまして、10年ぶりの派遣ということです。最終日の広島平和記念資料館主催のヒロシマ青少年平和の集いが開かれますが、３月１日現在、全国から70自治体、891名の申込みがあるということです。その中の１自治体が市川市ということです。

さらに、広島市は原爆の日の平和祈念式典や前後の平和学習に小中高生を派遣する全国の自治体に対し旅費を補助する制度を創設するということです。市が他の自治体に補助するのは異例のことです。しかし、それだけ被爆80周年の思いが込められているのではないでしょうか。

そこで、次に(2)として、本市はこれまで５年に１度の派遣ということです。先ほども答弁でありました。毎年派遣を行う考えはないか、この点について伺います。

県内では、毎年派遣をしている自治体も多くあります。核兵器廃絶平和都市宣言を行っている本市が11月にサミットというか、近隣の自治体を集めた平和都市の会を開きますけれども、本市が５年に１度の派遣ではなく、毎年派遣する考えはないか伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本派遣事業は、中学生が学校を代表して参加し、市民の皆様に向けて発表するなど、平和の大切さを伝えていく上で大変意義深いものであると捉えております。その考えに基づき、平成17年度以降、原則５年ごとに周年事業といたしまして実施してまいりました。一方で、派遣事業にかかる経費は約290万円と高額で、平和基金を活用しているとは言いましても、限られた財源をより効果的かつ長期的に使うという観点から、毎年行うのではなく、節目の年に絞って実施することが適切であるとの考えもあります。この考えにより、現状では５年ごとの周年事業として実施しているものであります。しかしながら、派遣事業につきましては、５年に１度という事業の実施期間を短くするなどの御意見もあり、より多くの生徒に被爆地への学習の機会を与えることができれば、おのずと事業効果も高まりますが、財源の枯渇も想定されます。まずは10年ぶりとなります来年度の派遣効果を見極め、実施手法等について調査研究してまいりたいと思っております。

以上であります。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　今の答弁で、派遣事業に係る経費が290万円と高額というので、そのことでびっくりしました。ゼロが１つ違う。3,000万円ではないんですよね。ですから、他の項目を削ってでも、ぜひ派遣をしていただきたいというふうに思います。

５年に１回だと、全くかからない学校というか、学年が出てくるわけですから、５年に１度だと忘れた頃の派遣となってしまいますので、毎年が希望ですけれども、少なくとも２年に１度とか、もっと期間を短くして平和学習をみんなで行い、平和意識の向上をぜひ進めていただきたいというふうに思います。本市が核兵器廃絶平和都市宣言をしているということも知らない世代も多くなってきていますので、ぜひよろしくお願いしたいと思います。

また、中学生の派遣は夏の平和啓発事業として市の主催で行っていますけれども、昔は中学校の修学旅行で広島へ行ったという話は結構聞きました。しかし、今はあまり聞きません。今の修学旅行の行き先はどのように決めているのか分かりませんが、被爆地は候補として挙がっていないのか。また、被爆地の広島、長崎へ行く考えはないか。これについて伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

中学生の修学旅行先として被爆地を選択し、平和事業を行うことは、否定するものでは当然ありません。しかしながら、修学旅行自体は様々な社会見学を織り交ぜて実施するものであり、平和啓発に特化した行き先の選定は厳しいものと考えております。

また、教育委員会に確認をいたしましたところ、市内の公立中学校の修学旅行につきましては、学校単位で保護者も交えて入学してすぐの１年生の時点で時期や予算等を勘案し、行き先を決めているとのことで、急な行き先の追加等の対応は難しいとのことでありました。しかしながら、各学校の判断の参考といたしまして被爆地の情報提供を求められた場合などにつきましては、積極的に協力していきたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　多分、ここ何年も被爆地の広島、長崎へは修学旅行で行ってないというふうに思います。修学旅行先の学習はグループなどでよくやります。私も修学旅行は京都と奈良でしたけれども、やっぱり歴史などを学習して、行き場所をみんなで決めた覚えがあります。被爆地を選択することにより平和学習も行えるのかなというふうに思いますので、ぜひ修学旅行先の候補にも入れていただきたいと思います。教育委員会の皆さんもぜひよろしくお願いいたします。

次の大項目へ行きます。ごみの集積所についてです。

最初に、(1)ごみ集積所は、１か所に何世帯を想定しているのかということについてお聞きします。

この間、ごみ集積所に関する問合せや苦情がたくさんあります。そこで、今回はごみ集積所について幾つか質問することにしました。市内には１万とか２万とか、たくさんのごみの集積所があります。金網式のごみ箱やネットのみの場所などいろいろです。私の近所の方が、ネットのときにカラスがごみをつついて散らかすので、どうしたらよいのかと清掃事業課に電話をしました。折り返し電話しますと言ったきり電話が来ないので、もう一度電話するとクレーマーだと思われて市の担当者が３人来たそうです。出したお茶にも一切手をつけず、話合いも平行線で、何のために来たのか不思議だったというふうに言っていました。その後、そこの場所はネットから金網式に変更になりました。ごみ集積所の設置場所の決定や管理は誰が行っているのか。また、市内には多くの

ごみ集積所が点在していますが、何世帯で１か所を想定しているのか、まず伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ごみ集積所の設置場所や管理につきましては、利用者の方々で決めていただいており、集合住宅においては、建物を管理しているオーナーや管理会社にお願いをしております。戸建て住宅は原則５世帯以上で１か所とし、集合住宅は世帯数に合わせた大きさの専用の集積所を敷地内に設けてもらうようお願いをしております。ただし、設置場所が狭く、ごみがあふれることでカラスの被害や歩行者の通行が懸念される場合には分散していただくようお願いをしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　５世帯以上で１か所のごみ集積所が設置できるということが分かりましたが、上限は、ないわけですね、何世帯でもいいというか、さらに、本市がどのような要件でごみ集積所の設置を行っているのか。特に狭隘道路沿いに設置をする場合の要件などがあるのかについて伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ごみ集積所の設置要件については、基準等を要綱において定めており、設置を申請された場所の可否は職員が現地を確認した上で決定しております。設置可能な場所は、歩行者などの通行に支障がないことを原則としており、狭隘な場所については、通り抜けや転回可能な道に面していることなど、ごみ収集の通行に支障がないこととしております。また、ごみ収集車が法令違反とならない場所や見通しの悪いカーブがある道路に面していないことなども規定をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　はい、分かりました。

(2)として、住宅の増加により、ごみ集積所からごみがあふれ出る事態となっているが、その解決方法はどのように考えているのかということですが、ある方からこんな相談がありまして、近隣で新築住宅が建ちましたが、そこにはごみ集積所が設置されていないということです。その新築住宅の方たちは近くのごみ集積所にごみを捨てるようになって、そのごみがあふれてどうしようもないと。市はどういう指導をしているのかというのを聞かれました。

新築住宅に入居した方々に市はどのような説明をし、ごみ出しをお願いしているのか。また、市川市に転入をされた方々がごみを捨てるところが分からず、既存のごみ集積所に勝手に捨てるという場合もあります。その際、市はどのように対応しているのかについて伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

一定の宅地面積を有するなど、条例に基づき開発行為により建てられた戸建て住宅の場合には計画時にごみ集積所を設置していただいておりますが、個々の新築住宅の場合にはごみ集積所の設置は求めておらず、市が事前に集積所の利用に関することを把握することは困難となっております。新築住宅の方から問合せをいただいた際には、近くにある既存の集積所が利用できるよう、現在の利用者から承諾を得ていただくことをお願いしておりますが、利用が困難となった場合は改めて近くの設置場所を決めてもらうこととなってしまいます。このような場合の対応や、御質問の既存の集積所があふれてしまうなどの問題が発生した場合には、御連絡をいただければ

現地に職員が直接伺い、既存の集積所の利用者を紹介するなど、問題解決に向け様々なサポートを行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　小規模の新築住宅にはごみ集積所の設置は求めてないということでした。現在の利用者に承諾を得るということをぜひ徹底をしていただきたいと思います。

(3)のごみ集積所を変更したい場合、手続が必要になるかということです。これも相談があったことなんですけれども、いつも利用しているごみ集積所が、新築住宅が増えたこと、住民が増えたことによって、ごみで毎回あふれていると。そこで、隣にあるごみ集積所はごみが本当に少なくて余裕があると。ごみを出す場所を移動したいというものでした。その場合には手続が必要なのか、それとも必要ではないのか。この点について伺いたいと思います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ごみ集積所の設置や利用に関することは利用する方々で決めていただいていることから、利用者同士で話し合っていただき、移動などをしていただくことは問題ありません。その際の手続も不要です。利用者の増加に伴い、追加のごみ箱やカラスネットが必要となる場合などには清掃事業課に相談していただきたく思っております。しっかり対応していきます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　清水議員。

○清水みな子議員　ごみ集積所に関わる問題が少しすっきりしました。それでも、坂の下にごみ箱があり、それを持っていくのが高齢になって大変なので近くにごみ集積所を設置したいと担当者を呼んで話し合いましたけれども、うまく折り合いが取れないこともありました。まだまだ相談があると思いますので、その際にはぜひよろしくお願いいたします。

それから、ごみを収集しているお兄さん――お兄さんという言い方は嫌ですけど、お兄さんにお礼を言ってくださいという話がありました。いつもごみ集積所が汚い場所があるんだけれども、ごみを収集しているお兄さんが収集した後で必ずほうきで掃いてきれいにしてくれると。その方は、そこにごみを捨てている方たちはそのことを知らないんじゃないかというふうに言っていましたので、ぜひ感謝を伝えてほしいとお願いされました。本当にごみ収集されている職場、３Ｋ、４Ｋと、そしてダブルワークしながら家族を支えている、そういう方たちをたくさん知っております。ぜひ感謝の言葉をごみ収集されている皆さんにお伝えしていただいて、それで私の質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　門田直人議員。

○門田直人議員　こんにちは。私はれいわ新選組の門田直人と申します。それでは、通告に従い一般質問を始めてまいります。

まず、最初の大項目です。防災行政についてお聞きいたします。

今日は、くしくも３月11日、東日本大震災発生から14年です。本日の新聞報道によりますと、今も約２万8,000人の避難者がおられます。また、都市型大地震であった阪神・淡路大震災から30年、中越地震からは20年、能登半島地震からは１年となりました。しかしながら、避難所の環境整備は30年たってもあまり変わらないとの指摘もあります。

内閣府は今年１月、物資が不足した能登半島地震を教訓に１都６県などの都道府県と市区町村の災害備蓄状況、つまり避難所で配ったりする物資、機材の詳細な備蓄量を初めて調査いたしました。具体的には主食、水、携帯トイレ、生理用品、紙おむつなどです。

そこで、(1)本市の避難所の環境整備についてお伺いします。

まず、本市の避難所数、そして食料、飲料水、簡易ベッド、携帯トイレ、毛布、女性用物資としての生理用品や下着、間仕切り――これはパーティションともいいます――について、各学校における備蓄状況をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

避難所は自宅が被災して生活できない場合などに宿泊できる施設であり、市では、市立小中学校54校の体育館や公民館など95か所を指定しており、必要に応じて開設いたします。

次に、各学校の備蓄物資の状況ですが、食料としてアルファ化米やビスケットなどを各校に約2,000食、全体では約18万食を備蓄するとともに、飲料水は各校の受水槽などを活用し、１人１日３ℓと換算して50万人分以上である約170万ℓを確保しております。また、福祉避難室などで使用する組立て式の簡易ベッドを各校２台、全体で約600台保管するとともに、断水等で水洗トイレが使えないときに洋式トイレなどにかけて使う袋式の携帯トイレを各校3,000枚、全体で約27万枚を備蓄しております。そのほか、毛布については各校200枚、全体では約５万枚、生理用品を各校約700枚、全体では約９万枚を備蓄しておりますが、下着類についてはサイズや種類が豊富にあることから自助での備えをお願いしております。また、プライバシー空間を確保するためのパーティションについては備蓄に限りがあることから、災害時支援協定を締結している展示会等で会場設営を行う市内事業者などから調達する体制を整えております。発災直後は、これらの備蓄品を被災者に供給する計画としており、このほかの食料や生活必需品などの確保については、千葉県や他自治体をはじめ協定事業者などから調達することとしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。避難所・避難生活学会の常務理事である新潟大学特任教授の榛沢和彦氏によりますと、欧米の避難所では、１人当たり４㎡の広さが必要とされ、簡易ベッドを全員使用することになっております。また、国際赤十字が定めた避難所に関する国際水準、これはよく出てくる話ですが、スフィア基準では１人当たり3.5㎡、畳２畳程度ですが、日本の避難所では１畳程度にとどまっていると言われております。着替えや授乳時などのプライバシー確保を守ることも重要です。トイレにつきましては、内閣府の自治体向けガイドライン改定では、災害発生当初に50人に１個のトイレを用意できるよう備蓄を要請しています。特に女性用は男性の３倍であると要請してあります。また、仮設入浴施設も50人に１つ設置するよう要請しております。

先順位者への答弁で災害関連死についての言及がありましたが、復興庁によりますと、災害関連死の最多の原因は避難生活における肉体的、精神的な疲労で、日本の避難所環境はまだまだ課題があります。大規模災害に備え、本市も災害関連死を防止する手だてをさらに準備することを要望いたします。

また、私は30年前の都市型震災、阪神・淡路大震災の発生直後に１週間にわたり取材したことがございましたが、当時は避難住民が極めて多く、学校校庭にテントが林立しておりました。本市でも都市型災害を想定して、校庭用にテントの備蓄をする必要があるのではとは感じております。

再質問いたします。備蓄物資だけではなくて事業者との協定を有効に活用するとのことですが、現在、どのよ

うな協定を締結しているのか、事業者との協定の種類と件数についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

本市は大規模災害の発生に備えて速やかな災害対応や被災者への支援を行うため、民間事業者等と多くの災害時支援協定を締結しており、本年２月末現在で197件の協定を締結しております。その主な内容は、食料品や飲料水、日用品などの物資供給が52協定、救援物資の輸送や人員搬送などが15協定、医療や衛生活動に関するものが22協定、避難所や避難場所の提供に関するものが46協定などとなっております。引き続き災害発生時に想定される多くの要望に対応するため、平時から訓練などにより協定の実効性を確保するとともに新たな協定先を検討するなど、体制の強化に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。197の協定を締結していることが分かりました。ただ、震災時には多くの協定を結んでいたとしても、搬送手段や搬送経路が使えないケースも想定されます。物資搬入が極力途絶えないような方策を検討しておいていただきたいと思います。

再々質問いたします。備蓄物資については理解しましたが、市民の発災時の持ち出し品や災害が長期化した際などの備蓄が重要であると再認識しました。これらの自助による事前の準備を周知する必要があると思いますが、どのような取組を行っているのか、市の見解をお伺いいたします。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

避難所の備蓄品には限りがあることから、自助の備えとして、災害時に必要となるものを事前に準備しておくことは重要であり、これまでも周知啓発を進めてまいりました。具体的には水害ハザードマップや減災マップなどで非常持ち出し袋に入れておくものをイラストやリストで示すほか、これらを市公式ウェブサイトや広報紙でも周知しております。さらに、地域の防災訓練や講話などでは備蓄を推奨する物品を展示し、実際に持ってもらい、避難時に運べる重さを体験していただくなど、その必要性を分かりやすく説明しております。また、多くの市民が参加する防災イベントや自治会連合協議会主催による防災講演会をはじめ、市内の大学と連携した危機管理に関する講座などを通して自助の備えの重要性を発信しております。市民の皆さんに災害時のイメージを持っていただくことが備えにつながると考えていることから、今後も様々な関係機関や団体と連携し、あらゆる機会を捉え周知啓発に取り組んでまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。共助、公助の前段階での自助の大切さを理解いたしましたが、特に働き盛りで忙しい若い世代への自助の周知をさらに行うことを期待します。

次に、(2)災害備蓄の保管場所の確保についてお伺いいたします。

本市に多くの災害備蓄があることは理解しましたが、その保管場所は避難所となる小中学校だけでは不足すると思います。市はどのように保管しているのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

備蓄物資については、避難所となる市立小中学校などに防災倉庫を設置しており、開設に必要な資機材を全て保管しております。設置場所については、学校と協議の上、学習活動に支障がなく、可能な限り体育館に近い場

所に設置するほか、体育館が上階にある場合などには物資の運搬ルートを考え、空き教室などを活用することもあります。小学校の備蓄物資については、小学校区防災拠点協議会や避難所開設運営訓練の際に内容や取扱いを確認するとともに、使用する資機材に同じ色のシールを貼ってグループ化するなど、搬出しやすいようにしております。このほか、大洲や広尾の防災公園をはじめ市内14か所に防災倉庫を設置しており、組立て式トイレをはじめ大型発電機や投光器など、大型の資機材のほか、食料や毛布などを分散して保管しております。発災時は道路等の損壊や障害物などにより円滑な配送が難しくなることも予想されるため、さらに分散備蓄による保管について進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。防災公園など、計14か所の防災倉庫でも保管していることが分かりました。私自身、地元小学校での防災拠点協議会や避難所開設訓練に参加し、分散備蓄の重要さを実感していますが、市内の自治会などの倉庫や物置での備蓄や、例えば、ほかにも道の駅でもさらに備蓄が増やせるよう、市からの支援と協力を要望いたします。

次に、(3)必要な備蓄量の基準の明確化についてでございます。

大規模災害に備えて各自治体で備蓄を進めていますが、備蓄数などに偏りがあるように思います。どのような考えのもとに備蓄を進めているのか、本市のお考えを伺います。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

新たな地震被害想定では、東京湾直下の市川市に近い場所を震源とするマグニチュード7.3の地震が発生した場合に市内の多くの場所で最大震度６強を観測し、約10万人が避難すると見込んでおります。そのうち、約５万人が市立小中学校等に開設する避難所に避難すると想定しており、これらの避難者数を基本として市川市地域防災計画において方針等を定め、備蓄を進めております。また、自助の備えとして、家庭での備蓄も重要であることから、最低３日分、できれば１週間分の備蓄について、引き続き周知啓発に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。市内で10万人が避難し、約５万人が避難所に来ると想定しているとのことを理解いたしました。

次に、(4)自治体との相互協力についてお伺いいたします。

本市は多くの自治体と災害時応援協定を締結していますが、相手方自治体の選定ポイントや支援内容についてお聞かせください。

○稲葉健二議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

本市は、千葉県及び県内の全市町村をはじめ江戸川区や葛飾区のほか、本市と同時に被災するおそれが少ない遠方の自治体や、道路が寸断された場合に海上からの支援が可能な港湾施設を持った自治体などと相互応援協定を締結しております。具体的には熊本県宇土市、岡山県総社市、兵庫県明石市、宮城県岩沼市など全国各地に広がっており、その数は千葉県及び県内53自治体、県外では16の自治体になります。協定の内容としては、食料や飲料水、生活必需品や応急復旧等に必要な資機材の提供、応援職員の派遣、被災住民の受入れなど多岐にわたっております。今後も相互応援協定が効果的に機能するよう、平時から訓練や研修会等を通じて顔の見える関係をつくることで発災時の円滑な災害対応につなげてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。数多くの自治体と協定を締結し、災害対応に向け準備が進められていることを確認いたしました。先日、松戸市とのパートナーシップ協定も締結されました。様々な分野で提携するものと認識しておりますが、防災についても、これまで以上の関係が築かれることを期待し、避難所運営マニュアルを見直すことを期待して、次の大項目に移ります。

２つ目の大項目は、救急搬送対体制についてでございます。

(1)救急搬送の現状と救急出動の件数についてお伺いいたします。

全ての市民が110番通報から15分前後で医師による治療が受けられる救急医療を進める必要があり、それによって患者の救命率が格段向上すると識者は指摘しております。その意味で本市の体制はどうなのでしょうか。第１に救急搬送の現状や救急出動件数及び事故種別について、第２に搬送医療機関の状況について、第３に市内北部地区と南部地区それぞれの救急搬送状況についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

本市には、消防署と出張所合わせて11の消防庁舎に13台の救急車を配備しております。この13台全ての救急車が出動した後に重症の救急事案が発生した場合には、消防局に勤務する職員で編成する日勤救急隊が出動する体制を整えております。昨年１年間の救急出動件数は２万7,863件で、令和５年と比べて981件減少いたしました。救急出動の内訳といたしましては、急病が１万8,912件で最も多く、次にけがなどの一般負傷が4,463件、交通事故が1,384件となっており、これらが救急出動全体の89％を占めております。また、傷病程度別では軽症が46％と最も多くなっておりますが、令和５年と比べて約３％減少しており、これは救急車の適正利用に対する広報を積極的に行ったことで市民の理解と協力が得られたことの効果であると考えております。

次に、搬送先医療機関につきましては、市内が約８割、市外が約２割で、ＪＲ総武線を境として市内を南北に分けますと、北部地区への搬送が約47％、南部地区は約53％となっており、これは北部地区と南部地区の人口割合から見ても、搬送先はおおむね平準化しているものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。救急搬送の現状や救急出動件数について理解いたしました。本市では、医師や看護師らを乗せて救急現場に直接出動するドクターカーの分類の一つでありますラピッドカー――ラピッドレスポンスカーと申しますが、市内全域に出動する体制を整えています。隣の船橋市や松戸市に配備されておりますドクターカーと同様な役割を果たしていると聞いております。しかしながら、具体的な出動状況などを知らない市民も多いと思います。

そこで、(2)ラピッドカーの現状及び課題についてお伺いいたします。

１、ラピッドカーはいつから運用されているのか。２、本市への出動件数はどれくらいあるのか。３、ラピッドカーの連携についての課題についてお聞かせください。

○稲葉健二議長　角田消防局長。

○角田誠司消防局長　お答えします。

本市は平成25年に順天堂大学医学部附属浦安病院とラピッドカーの運営に関する協定を締結し、以降、ラピッドカーが市内全域に出動する体制を整えております。このラピッドカーは、いわゆるドクターカーと同様に医師や看護師が救急現場に出動し、救急隊と連携して活動するもので、昨年１年間で本市に出動した件数は380件で

あります。おおむね１日１件の割合で出動している状況です。

次に、ラピッドカーとの連携についての課題ですが、ラピッドカーは浦安市から出動するため、北部地区までは距離が遠く、現場到着までに時間を要することが課題の一つとなっております。この場合、傷病者を収容した救急車は、あらかじめ指定された場所でラピッドカーと待ち合わせるほか、傷病者の状態によっては、ラピッドカーからの医師の指示を得て、ラピッドカーの到着を待つことなく直近の医療機関に搬送するなど、傷病者が少しでも早く治療が受けられるように柔軟に対応できる体制を整えております。消防局では、市民の救命効果を高められるよう、引き続き重要な医療資源であるラピッドカーとの連携を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。ラピッドカーの現状と課題について理解いたしました。しかしながら、順天堂浦安病院のラピッドカーだけで本市北部までカバーできているのかどうか、疑問に思います。

船橋市と松戸市のラピッドカーやドクターカーの稼働体制、年間出動件数をある公的機関で調べましたところ、船橋では、1993年から24時間365日体制を取っております。松戸では、2013年からドクターカーとラピッドカーの計２台が配備されておりまして、ドクターカーが365日、午前８時30分から午後５時まで稼働しております。しかしながら、本市に出動してくる順天堂浦安病院のラピッドカーは平日９時から午後５時までしか出動しておりません。年間出動回数につきましては、昨年、船橋市は1,807回、松戸市は534回、本市は僅か380回です。船橋の21％、松戸市の71.2％でしかありません。２年前、令和５年も船橋1,785回、松戸541回。出動比率は、本市と比較しますと17.3％、あと57.0％でした。市川市は非常に少ない出動比率です。

本市は市民の命をどう考えているのでしょうか。特に本市には、北部を中心に養護老人ホームが18施設ございます。高齢化が進む市営住宅、これも24団地あります。市民の容体が急変する場合が少なくなく、１分１秒が迫られる事態が懸念されております。二、三分の違いで命に関わる事例も少なくありません。本市に出動してくるラピッドカーは民間の順天堂浦安病院に所属のため、市立の船橋や松戸のケースとは違います。また、資金や人材不足など、普及に向けた課題も横たわっていますが、本市でも50万都市にふさわしい体制をお願いしたい。

最後に、田中市長に申し上げたいことがございます。政治は命を守るというのが市長の政治理念と思います。ラピッドカーは順天堂浦安病院にではなく、ぜひ市川と浦安の市境にあります東京ベイ・浦安市川医療センターに配備していただき、24時間365日体制を確立するよう、御尽力を切に要望いたします。

次に、大項目、市営住宅についてお伺いいたします。

市営住宅は1968年から2000年に建設された市内の大町、柏井町、曽谷、北方町、相之川などを含む24団地、50棟、1,982戸あり、県内で２番目に戸数が多いようです。年齢的には、令和６年度の入居者3,057人のうち、773人が70代、619人が80歳代、91人が90歳代と、高齢化率は何と55％に達しております。独居高齢者世帯数は790、生活保護世帯は231、障がい者数は482人です。

そこで、(1)市営住宅の管理及び修繕についてお伺いいたします。

市営住宅の入居者から、共用廊下の照明が切れた場合の対応や、さびて開きにくくなった玄関ドアの調整は誰が負担するのかなど、どこに連絡したらよいのか、市と入居者のどちらが負担するのか、管理区分や負担区分が分かりにくいとの声があります。市営住宅の管理区分や修繕の負担区分はどのようになっているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

入居者が共同で使用する部分につきましては、入居者の皆様で管理いただいております。例えば共用廊下の照

明が切れた場合には団地の当番の方などに連絡をしていただき、電球交換などを対応いただいております。修繕につきましては、修繕する箇所により入居者負担と市の負担に分けております。例えば便器や流し台など、設備本体の交換は市の負担とし、部品交換や排水管の詰まりの修繕、玄関ドアの調整などは入居者の負担としております。また、住居に不具合が生じ、入居者から市に連絡をいただいた場合には負担区分を御説明し、必要に応じて修繕の手配を行っております。また、夜間、休日に不具合が生じた場合につきましては、管理補助業務として委託業者が対応する体制としております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。共用部分の管理は、入居者の高齢化が進んでおり、また身障者も少なくなく、脚立などを使って高い位置の照明交換などはできないケースが多いと聞いております。また、管理補助業務の会社についてですが、再質問いたします。

夜間、休日は委託業者が対応するとのことですが、管理補助業務とはどのような内容の業務で、業者の選定方法はどのようになっているのか。また、過去３年間の緊急対応件数とその対応についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市営住宅管理補助業務は、借り上げ型市営住宅を除く市営住宅48棟の夜間、休日における緊急時の応急措置対応に関する業務と年に１回実施する建築設備の法定点検や給水設備の点検を行うものでございます。緊急時の応急措置対応につきましては、専用のコールセンターによる電話対応や市営住宅の現場での応急措置対応を求めており、一定期間業務を担当することでノウハウの蓄積ができ、より的確かつ迅速な対応が見込めることから３年間の長期継続契約としております。委託業者はマンション等管理事業者から一般競争入札により決定し、契約期間は令和４年６月から令和７年５月までの３年間としており、契約期間満了後は新たに一般競争入札を実施する予定でございます。電話による対応も含めた緊急対応実績は、令和４年度は59件、令和５年度は58件、令和６年度は12月までで50件となっております。対応内容といたしましては、ブレーカーが落ちて電気がつかない、トイレの水が流れない、上の階からの漏水、給水施設の故障による断水など多岐にわたりますが、水回りに関するトラブルが多い状況でございます。

緊急対応措置の流れとしましては、まずコールセンターで連絡を受け付け、連絡内容の状況に応じて現地に赴き、応急措置等の初動対応を行っております。対応結果は翌日以降に市営住宅課に報告されることとなっており、必要に応じて修繕などの手配を行っております。断水等の大きなトラブルが発生した場合には休日、夜間にかかわらず、速やかに市職員と連絡を取り合い、建物の不具合に迅速に対応できる体制を整え、入居者に安心して生活いただけるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。私が確認しましたところ、この委託業者は東急コミュニティーという会社でございまして、私もかつてここで勤務していたことがございました。民間マンションと日勤、駐在の委託とは異なると思います。市営住宅では守備範囲の相違を感じております。

再々質問いたします。市営住宅の施設に重大な不具合が生じた際には夜間、休日にかかわらず迅速に対応できる体制を整えているとのことですが、そもそも市営住宅は老朽化が激しく、耐用年数70年というのは長過ぎるのではないでしょうか。特にエレベーターについては、重大な事故が起きたら利用者の命に関わる事態となることが懸念されます。市営住宅のエレベーターの老朽化に対してはどのように対応しているのか、お伺いいたしま

す。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

借り上げ型市営住宅を除き、市の管理する市営住宅48棟のうち17棟にエレベーターを設置しております。エレベーターは、常に安全に運行できる状態を維持するために法令に基づく法定検査と定期的な保守点検が必要であることから、エレベーター管理業者に保守業務などを委託し、安全性の確保に努めております。エレベーターの法定耐用年数は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令では17年とされており、メーカーによる主要機器の耐用年数はおおむね20年とされておりますが、市営住宅のエレベーターはほとんど設置から20年を経過しております。このため、平成29年度から令和２年度の４年間をかけて、エレベーターの機能維持と合わせて安全性のさらなる向上のために全てのエレベーターの制御盤、巻上機など、主要部品を交換するリニューアル工事を実施いたしました。今後も適切に保守を行うことにより、さらに20年程度安全に利用できるものと見込んでおります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。エレベーターの法定耐用年数20年を超えている場合、主要部品を交換するリニューアル工事を実施していると聞きましたが、本体の交換、つまり大規模修繕が必要だと言われております。これ、一般の民間マンションでは大規模修繕をしてエレベーター本体を取り替えます。部品交換だけでは大規模災害発生時に不安がございます。

次に、(2)敷地内の樹木の剪定についてお伺いいたします。

市営住宅は緑が多い印象を受けますが、入居者からは、樹木が伸び過ぎて日当たりが悪くなり、敷地内通路が暗くなって防犯上不安だといった声も寄せられております。市営住宅の樹木の管理についてはどのようになっているのか。また、入居者からの情報提供は樹木の管理にどのように反映されているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市営住宅敷地内の樹木の管理につきましては、市営住宅及び周辺の環境を良好に維持できるよう、市営団地を２地区に分けて樹木剪定等業務として委託をしております。高木、中木、植え込みなどの区分や剪定、刈り込みなどの作業ごとに単価を設定して、一般競争入札により委託業者を決定しております。樹木剪定、刈り込み等の管理につきましては、委託事業者決定後に業者と職員で樹木の状況確認を行うとともに、入居者からの防犯灯が樹木で覆われている、あるいは樹木が育ち過ぎてベランダに日が当たらないといった情報提供を参考に剪定の時期や剪定箇所の優先度をつけて実施しております。今後も市営住宅周辺の良好な環境の維持と安全確保のために、入居者からの要望なども踏まえつつ適切な樹木管理に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。私が確認しましたところ、市営団地の数に比べて一般競争入札で決定した委託業者への支払いが極めて少なく感じました。住民の要望をお聞きになって、さらなる改善をお願いしたいと思います。

次に、(3)入居者の緊急時における対応についてお伺いいたします。

市営住宅は高齢化が進んでおりまして、単身入居者も多いです。特に高齢の単身入居者からは、自身に何かあったときのことが不安だとの声も聞いております。入居者の緊急時の対応はどのようになっているのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

市営住宅は、入居に当たり、緊急連絡先として１名以上届け出ていただく必要がございます。既存の入居者につきましても、年に１回、緊急連絡先を届け出ていただいております。緊急連絡先に親族要件はございませんが、入居者の緊急時には対応を依頼することから、万が一の際に対応いただける方が望ましいところでございます。例えば単身入居者を最近見かけないといった安否確認が必要な情報が入居者などから市に寄せられた場合には、市から緊急連絡先に連絡をして安否の確認依頼をいたします。緊急連絡先の方が電話連絡や訪問により入居者の安否を確認し、確認できない場合は消防、警察に通報していただきます。また、長期入院や施設への入所などで市営住宅を退去することとなった場合には、市営住宅の返還の手続もお願いをする場合もございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。

次に、(4)入居件数、退去件数及び入居希望者数の推移並びに入居者が亡くなった場合の対応についてお伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

空き家入居希望者の過去３年間の登録件数及び新規入居件数につきましては、令和３年度は登録者279件に対して入居者は55件、令和４年度は登録者322件に対して入居者38件、令和５年度は登録者323件に対し入居者68件となっております。また、退去件数につきましては、年度によってばらつきはございますが、令和３年度は82件、令和４年度は67件、令和５年度は77件となっております。

次に、単身入居者がお亡くなりになり退去となる場合につきましては、まず御親族に返還の手続をお願いし、御親族がいない場合は緊急連絡先の方などに返還手続をお願いすることとしております。また、緊急連絡先の方などが高齢や諸事情により手続が困難な場合は市が代わって相続人の調査を行い、その後、相続人が判明した場合には、その方に返還手続を依頼する対応としております。この相続人調査は、返還手続を行っていただけるかどうかの意向を相続人に確認する必要があるなど、返還手続までに時間を要するケースが多いところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　御答弁ありがとうございます。

再質問いたします。相続人が見つかっても相続放棄など、対応を拒否されるケースも考えられますが、そのような場合の対応はどのようになっているのか、お伺いいたします。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

相続人が相続放棄した場合や相続人不在の場合は市営住宅の返還手続を行う者が存在しないことから、市営住宅課において返還の手続を行うこととなります。そのような場合は家財道具なども居室内に残されたままとなっていることから、それらの残置物の処理についても市で行っております。その後、畳の表替えやふすま、壁紙の張り替え、破損箇所の補修など、退去に伴う居室の修繕を行い、可能な限り速やかに次の入居者に提供できるよう努めているところでございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　詳細な御答弁ありがとうございます。単身の入居者がお亡くなりになられた場合、遺品の整理が問題になると思います。相続人の許可が必要という理由で放置されてしまうことを危惧しています。入居できない部屋を減らす方策を考えていただくことを要望いたします。

最後に、高齢化が進む公営住宅の空き室に大学生を受け入れる取組が全国自治体で広がっております。それは、目的は自治会活動への参加を条件にしております。東京都、神奈川県、兵庫県、札幌市、金沢市など各地の自治体で広がっております。ぜひ市川市も御検討いただければと思います。

最後の大項目、中国分保育園の民営化についてでございます。

公立保育園の民営化計画では、東大和田保育園、これは令和５年度４月、北方保育園、令和６年度２月、大和田保育園、令和７年度４月、大洲保育園、令和７年度９月、中国分保育園、令和８年度、冨貴島保育園、これは令和12年度閉園予定です。若宮保育園、令和８年度以降、民営化または統合閉園が予定されております。その中で中国分保育園、定員120名ですが、この民営化に関連して、(1)引継ぎ法人の選定の経過及び評価結果についてお伺いします。

現在、中国分保育園の建て替えに伴う民営化を進めていますが、引継ぎ法人についてどのような選定経過や評価結果になったものかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

市川市立中国分保育園は、令和元年度に策定された市川市公立保育園民営化ガイドラインに基づき、建て替えに伴う民営化を進めております。選定経過としましては、まず令和６年７月に運営法人の公募を開始し、申請した事業者について、同年11月に学識委員や保護者代表及び公立保育園の園長経験者を含むこども部職員をもって充てる公私連携型保育所設置・運営主体評価委員による評価会議を行いました。評価の視点としては、運営実績など申請事業者に関する事項、新たな保育所の施設及び設備に関する事項や保育の実施に関する事項などです。また、現在、中国分保育園の定員数は120名ですが、民営化後はこれを増員するほか、必要な職員を配置し、保育の質を確保していくことも評価基準に含まれております。公募には２法人の申請があり、評価委員会による評価の結果を踏まえ、令和６年12月に引継ぎ法人を選定するに至りました。現在は令和８年４月の開園に向けて引継ぎ法人や保護者との協議等を重ねているところであり、令和７年２月から敷地内の埋蔵文化財や地中埋設物の調査を行っている段階です。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。

(2)工夫された提案内容について、引継ぎ法人選定のための評価委員において、どのような点が評価されたのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

引継ぎ法人が現在運営している園での経験を生かした障がい児保育の実施や医療的ケア児を受け入れる提案、またカーボンニュートラルに配慮するとともに、中国分保育園の園庭に以前からあるケヤキをはじめとする樹木を生かした新園舎の設計などの提案内容が高く評価されたものです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。

再質問いたします。工夫された提案内容において、カーボンニュートラルに配慮した設計とは具体的にどのような内容かお伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

具体的な内容としては、建築時に他の構造より炭素排出量が少なくなる木造園舎とし、高い断熱性能や保温効果により電気の使用量を削減するほか、ソーラーパネルの設置などを予定しており、カーボンニュートラルの実現につながるものとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　保育園のソーラーパネルにつきましては、市川市の環境施策推進参与の平田仁子さんとお話しした際に、公私連携型保育園ができるのであれば、ぜひ屋根にソーラーパネルを乗せてほしいと言われました。今後の公共施設民営化計画でもソーラーパネルの設置に期待したいと考えております。

次に、(3)民営化後の保育の質の確保について、民営化後、保育の質はどう確保されるのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

民営化後の保育園は現在の中国分保育園の保育内容を引き継ぐこととなりますが、設置運営事業者として決定された法人は、児童福祉法第56条の８第２項の規定に基づき、本市と公私連携型保育所の設備及び運営に関する協定を締結し、公私連携保育法人として指定されます。そして、民営化後の保育園は公私連携型保育所となり、運営等を適正に行うため、本市が協定内容の履行確認を行い、民営化後の保育の質が確保されるようにいたします。また、引継ぎ法人、保護者及び本市により構成する３者協議会を協議事項があった場合などに随時開催することで保育の質の維持向上について調整を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。

再質問させていただきます。保育の質の確保において、協定内容の履行確認をする中で指摘すべき事項がある場合、どのような対応をするのかお伺いいたします。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

公私連携型保育所の運営等を適正に行うため、協定内容に従った保育などを行っておらず、指摘すべき事例などが発生した場合には業務の是正、改善または補完を勧告することとしております。その後も締結された協定書の内容に従って定期的に履行確認を行い、必要に応じて事業者に対し指摘や改善を促していくことで保育の質の維持向上に努めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　門田議員。

○門田直人議員　ありがとうございます。もし協定書を履行しない保育園の職員配置や行事の引継ぎなどが発覚した場合、厳しく対処、指導していただきたいと思っております。

また、公立保育園で一番の広さを持つ自慢の園庭がございます。シンボルでもありますケヤキの大木が植わっ

ております。地元の住民もケヤキの木は絶対切らないでくれと言っております。このような樹木を伐採しない形で民営化を進めていただくことを要望して、私の一般質問を終わります。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　次に大場諭議員でありますが、本日欠席でありますので、以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後２時43分散会

第　　10　　日

令和７年３月12日（水曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第 10 号）

令和７年３月 12 日（水曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　ほとだゆうな議員、丸金ゆきこ議員、増田好秀議員、石原みさ子議員、太田丈之議員

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問

出　席　議　員　　40　名

門　田	直　人
野　口	じゅん
丸　金	ゆきこ
冨　家	薫
沢　田	あきひと
太　田	丈　之
小山田	なおと
川　畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国　松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純　平
中　町	け　い
つちや	正　順
つかこし	たかのり
加　藤	圭　一
浅　野	さ　ち
久保川	隆　志
西　村	敦
中　村	よしお
大久保	たかし
石　原	たかゆき
清　水	みな子
廣　田	徳　子
にしむた	勲
石　崎	ひでゆき
堀　内	しんご
細　田	伸　一
青　山	ひろかず
石　原	みさ子

宮本	均
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
中山	幸紀
松永	鉄兵
竹内	清海
加藤	武央
岩井	清郎

欠席議員　　2名

大場	諭
越川	雅史

説明のため出席した者の職氏名

市長	田中	甲
副市長	松丸	多一
副市長	本間	和義
代表監査委員	植草	耕一
教育長	勝山	浩司
危機管理監	本住	敏
市長公室長	後藤	貴志
総務部長	蛸島	和紀
企画部長	小川	広行
財政部長	田中	雅之
管財部長	湯本	明男
情報管理部長	川島	俊介
文化国際部長	高橋	昭彦
スポーツ部長	鎌形	秀昭
市民部長	吉田	一弘
経済観光部長	根本	泰雄
こども部長	山室	繁央
福祉部長	鷲沼	隆
保健部長	横山	京子
環境部長	佐原	達雄
街づくり部長	小塚	眞康
道路交通部長	米崎	勝則
下水道部長	森田	敏裕

行徳支所長	秋	本	賢	一
消防局長	角	田	誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井	義	光
農業委員会事務局長	藤	城	久	保
会計管理者	岩	井		滴
教育次長	小	倉	貴	志
生涯学習部長	板	垣	道	佳
学校教育部長	藤	井	義	康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池	田	孝	広
事務局次長	町	田	茂	幸
議事課長	米	津	孝	成
（議事担当）				
主幹	宮	嶋		茂
主査	大	場	辰	磨
主任	北	川	陽	介
主任書記	高	栁	陽	一
主任書記	三	澤	啓	成
（調査担当）				
主幹	渡	辺	孝	文
主査	岡	澤	英	康
主任	関	口		舞
主任	荒	木	智	貴
主任書記	伊	藤	祥	太

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

ほとだゆうな議員。

〔ほとだゆうな議員登壇〕

○ほとだゆうな議員　おはようございます。ほとだゆうなでございます。まず、私事ではございますが、当選以来たくさんのことを学ばせていただきました会派創生市川を脱会いたしましたことを、ここで報告させていただきます。創生第１の先生方は、今までもこれからも、私の尊敬する先生方です。温かい御指導に改めて感謝の意をお伝えいたします。

それでは、通告に従いまして、初回総括２回目以降一問一答の形式にて一般質問をさせていただきます。

まず、大項目の１つ目、市内北部のまちづくりについて伺ってまいります。

都市計画マスタープランは、今策定の真っただ中である市川市総合計画の中で定められる将来都市像を実現するための土台となる計画で、令和８年度に改定を控えています。平成16年３月に策定した現行の市川市都市計画マスタープランにおいて、市内北部は水と緑を支援する環境・レクリエーションゾーンと位置づけており、大町公園を中心とした緑の拠点を核に、良好な自然環境や農業環境の維持を図り、これらを活用したゾーンとされていますが、策定当時の状況と今の状況では、その人口の構造や新しい道路の計画など異なることが出てきています。

初めに、(1)として、今後の北部のまちづくりを質問してまいりたいと思います。まず、要になってくるのが北千葉道路です。北千葉道路については、昨年12月に堀之内から大町までの約3.2km区間において、都市計画事業の承認、認可が告示されるなど、今後整備に着手していくこととなると考えられます。となると、土地利用の変化がなされていくこととなります。住民にとって、より利便性の高いものになるように、また、市外から新たな住民を迎えられるよう、いま一度魅力のあふれるまちづくりを考えていきたいところです。この北部の在り方について伺ってまいりますが、この項目につきましては、大きな視点で北部を俯瞰する質問をしてまいりたいと思います。部署を横断しての答弁を求めていきたいと思います。

以前の一般質問でも北千葉道路開通に向けての本市の方針を伺ってまいりましたが、ここで改めて、北千葉道路の概要と事業化区間の進捗状況について、前回の質問のときよりも進んだ点も含めてお答えください。

次に、(2)市川市立大町小学校について伺います。大町小学校は、松戸市との市境に近い本市北部大町にある小学校です。市内北部について考える際、地域に愛されている大町小学校の在り方は、教育行政の検討事項の一つであると考えます。市内で最も児童数が少ない市立小学校となりますが、そこで伺います。大町小学校創立後の児童数の推移及び令和６年度の１年生の児童数と令和７年度の入学予定児童数についてお答えください。

続いて、大項目の２つ目、保育行政について質問をいたします。

ゼロ歳から５歳までの子育ては、親御さんの考えや、その状況によって多様なものとなっています。家庭で育てる方も、幼稚園を選ぶ方も、保育園をはじめとする様々な保育施設を利用している方もいらっしゃいます。その中でも保育については、昨年より本市で満を持してスタートした第２子保育料無償化の制度やこども誰でも通園制度など、国が推し進めているインクルーシブ保育の制度、そのときそのときの社会情勢を背景に様々な制度が生まれたり、拡充、縮小したりと、そのニーズについて変化が起きやすく、影響を受けやすいものと考えま

す。

こども家庭庁からも昨年の12月20日に保育政策の新たな方向性が新たな指針として示されています。このように保育を取り巻く状況は常に変化をしており、それによって入園希望者が増減するなど、保育の現場においても、それに順応することが求められています。行政においても現場の声に常に耳を傾け、寄り添ってほしいと願っています。

そこで、(1)として保育の需要について伺っていきたいと思います。ウェブ上にある市内の子育てコミュニティーでは、よく市内の保育園についての質問や意見が飛び交っています。市内には200以上の保育施設がありますが、人気で定員いっぱいの園もあれば、比較的余裕があり入りやすいと言われている園もあります。

そこで伺います。市内各保育施設の定員はどのように決まっているのでしょうか。また、定員に対してどのくらいの園児が入園しているかを示したものを入所率と言うようですが、市内における入所率はどのくらいでしょうか。本市全域での平均入所率と地域ごとの入所率についてお聞かせください。

続いて、(2)です。これまで令和５年の12月定例会から２月、また翌年の12月定例会と、保育士さんの確保の取組について質問を重ねてまいりました。その中で、本市では保育士確保のために様々な制度があり、取組に尽力されているということを知りました。本市の施策を分かりやすくまとめたパンフレットを見ると、いちかわ手当についての言及があります。給与に最大10万円程度の加算とありますが、どのようなときにどのくらいの金額が本市独自の上乗せとしてもらえるのでしょうか。以前の質問の御答弁では、従業員の平均経験年数に応じて金額を計算し、施設に支払われるものであるといただいていますけれども、いまいち分かりにくいように感じます。

そこで、このいちかわ手当の個人ごとの金額の決まり方について改めて伺います。

最後に、(3)人材確保の取組について伺ってまいります。保育士資格に関わる修学資金貸付制度については、これまでも多くの先輩議員がその必要性を感じ、質問してきたものと把握しています。今定例会においても先順位者への答弁で千葉県の制度については理解をいたしました。県下一部の自治体では、県の制度を補塡、拡充する形で独自の修学資金貸付制度を実施しています。近隣自治体について本市が把握している現状を伺います。

初回の質問は以上となります。各署の皆様におかれましては、御答弁をくださいますようお願い申し上げます。

○稲葉健二議長　質問は終わりました。

答弁を求めます。

米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　私からは、大項目、市内北部のまちづくりについての(1)北千葉道路の整備に伴う市内のまちづくりについてお答えいたします。

北千葉道路は東京外郭環状道路と成田国際空港を最短で結び、首都圏の国際競争力の強化を図るとともに、周辺道路の渋滞緩和による物流等の効率化や商工業の振興など地域の活性化に寄与し、災害時における緊急輸送ネットワークの強化に資する大変重要な道路でございます。全長約43kmのうち鎌ケ谷市初富から成田市押畑までの約30kmが開通しております。未開通区間のうち、外環道路と接続する本市堀之内から大町までの約3.5km区間を国が、成田市押畑から同市大山までの約3.7kmの区間を千葉県が事業を進めており、残りの本市大町から鎌ケ谷市初富までの約６kmが事業化されていない区間となります。

令和３年に事業化されている堀之内から大町までの区間は、昨年12月20日に都市計画事業承認及び認可の告示がされております。また、本年１月31日には本市の中国分小学校、２月１日と２日には松戸市の梨香台小学校において、国が主催の都市計画法第66条に基づく説明会が開催されました。説明会では、事業計画の概要や用地補

償、今後の予定などについての説明がなされ、今後、用地測量や物件調査などの作業を行い、事業用地の取得に着手していくとのことでございました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　私からは、大項目、市内北部のまちづくりについての(2)大町小学校の現状を踏まえた今後のまちづくりについて、大町小学校の創立後の児童数の推移及び令和６年度の１年生の児童数と令和７年度の入学予定児童数についてお答えいたします。

初めに、大町小学校創立後の児童数の推移についてお答えいたします。大町小学校は、昭和48年に大柏小学校から分離独立し、開校いたしました。開校当時の児童数は422人でしたが、開校後、児童数は増加し、昭和54年のピーク時に児童数は802人となりました。その後、児童数は減少に転じ、平成元年に300人となり、その後も徐々に減少を続け、令和６年度の児童数は５月１日現在で81人となっております。

続きまして、令和６年度の１年生の児童数と令和７年度の入学予定児童数についてお答えいたします。令和６年度の大町小学校の１年生の児童数は５月１日現在で７人です。令和７年度の大町小学校の１年生入学予定児童数は13人となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　私からは、大項目の２つ目、保育行政に関する御質問にお答えします。

初めに、(1)保育施設の定員及び入所率についてです。

保育施設の定員には、保育施設の床面積などを基に設定する認可定員に加えて、施設の今後の利用見込みなどを基に設定する利用定員がございます。認可定員は、施設規模などに応じて認可権者である県が定めるものである一方で、利用定員は、施設に対して運営費を支給するために市が定めるものとなっていることから、認可定員に一致されることを基本としながら、質の高い保育が提供されるよう地域の保育需要なども踏まえて設定しております。

なお、この利用定員に対する令和６年10月１日現在の各地域における保育施設の平均入所率は、北部地域で約96.5％、中部地域で約89.5％、南部地域で約88.4％、市内全体では約90.3％となっております。

次に、(2)保育施設で働く方々の働きやすさの担保についてお答えします。

本市独自の制度である保育士等職員処遇改善加算、通称いちかわ手当の支給に当たっては、施設の運営費の中で人件費が占める割合を、50％未満、50％以上70％未満、70％以上の３区分に分け、さらに、施設職員の平均経験年数によって、４年未満、４年以上７年未満、７年以上10年未満、10年以上12年未満、12年以上15年未満、15年以上の６つの区分を設けております。これらの区分を活用することにより、施設の人件費比率が高く、施設職員の平均経験年数が長い施設に対して、加算額が多く支給される仕組みとなっております。令和６年度は、運営費における人件費比率が70％以上であることを要件とした区分に該当するとして申告があった施設においては、施設職員の平均経験年数が約11年となっており、その区分では、常勤保育士１人当たり月額７万3,100円を施設に加算して支給しております。また、平均経験年数が15年以上の最も高い区分における加算は、常勤保育士１人当たり月額11万8,800円となっております。

なお、一定の要件を満たす非常勤保育士については、施設の人件費比率や平均経験年数の区分にかかわらず、１人当たり月額２万2,200円を施設に対して加算しております。そのほか施設長や主任保育士、調理員、栄養士、事務員にもそれぞれ加算しており、各施設ではそれぞれの給与体系に合わせて職員の賃金改善を行っております。

最後に、(3)人材確保の取組についてお答えします。

保育士修学資金貸付制度については、国が都道府県等を実施主体とする補助金事業を整備しており、千葉県及び千葉市が実施しています。国の制度のほか、県内で独自に貸付額を増額する事業を行っている自治体は５市で、近隣では船橋市、松戸市、浦安市が実施しております。また、東京都でも千葉県と同様に国の制度を実施しておりますが、隣接する特別区においては独自の上乗せ事業を実施している事例はありません。具体的な貸付の内容につきましては、松戸市の例を挙げますと、貸付額は月額３万円、貸付期間は最長２年間、最大72万円を無利子で貸し付けております。そして、松戸市内の保育所等で５年間従事した場合に返還が免除されるものです。貸付金額や貸付期間、返還免除となる期間などに違いはありますが、他の自治体でもおおむね同様の制度となっております。

次に、近隣自治体の貸付実績につきましては、自治体により年間数名から数十名と幅がありますが、返還免除の条件を満たすことができず、返還義務が生じる事例があり、近年、その割合が増加していると伺っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　答弁が終わりました。

ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　答弁いただきました。まず、北千葉道路につきまして、市民の方からも、なかなか北千葉道路は進まないかな、どうなっているかななど声を頂戴していましたので、昨年末に都市計画事業承認及び認可の告示がなされ、住民説明会が行われることを知ってうれしく思いました。全長43kmの北千葉道路の開通がうっすら見えてきたように感じますが、未事業化区間は、本市の大町からお隣の鎌ケ谷市の初富まで、残りの６kmだけとなったと認識しています。この未事業化区間についての現在の進捗状況だったり、そして、今後の計画を再質問として伺います。

○稲葉健二議長　米崎道路交通部長。

○米崎勝則道路交通部長　お答えします。

大町から鎌ケ谷市初富までの未事業化区間については、千葉県と沿線７市などから構成される一般国道464号北千葉道路建設促進期成同盟会等において、国による早期事業化を要望しております。令和５年度は８月と12月の財務省や国土交通省、千葉県選出の国会議員に対する要望活動に田中市長が参加しております。また、昨年５月に国土交通大臣が北千葉道路を視察した際にも懇談会にて、田中市長が本道路の早期事業化を要望しております。

なお、今年度から事業実施へ向けた環境を整える上で、本市と松戸市において、土地１筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する地籍調査を開始しております。また、千葉県では、公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出や申出のあった未事業化区間の土地について、土地の先買い制度による買取り協議を行っております。現時点で国から未事業化区間の事業化の時期は示されておりません。本市では沿線市などとともに、引き続き早期事業化を要望してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　引き続きの要望、また、事業化に向けた具体的な調査をお願いいたします。

未事業化区間である大町の地域は、現状では農業振興地域となっています。今後、北千葉道路の整備により周辺のまちづくりが期待されるところです。昨年度９月定例会の一般質問においても、北部地域のまちづくりについて、農家さんや地域住民の方々の御意見を伺いながら、地域の特性を踏まえたまちづくりを適正に誘導してい

くことが重要と、そのような御答弁をいただきました。それ以来、市で把握されている地域の声はあるのか再質問として伺います。

○稲葉健二議長　小塚街づくり部長。

○小塚眞康街づくり部長　お答えします。

地域の声につきましては、都市計画マスタープランの改定に向け実施したオープンハウスやアンケートなどで地域ごとの課題、将来も残していきたいものなどを伺っております。オープンハウスは、１月14日から１月25日にかけて第１庁舎や大野公民館をはじめとする公民館のほか、市民が多く集まる商業施設も含め、市内７か所で開催、インターネットによるアンケートは、12月16日から１月31日までの期間で実施し、多くの方から回答をいただいております。北東部地域における主な意見としては、周辺に緑が多く、今後も残してほしいといった声が寄せられたほか、大町地区では休耕地の増加や大町小学校の児童数減少を懸念する意見もありました。

今後、さらにパブリックコメントやオープンハウスなどを実施し、農家や地域住民の方々の御意見を伺うとともに、優良な農地が広がっている現状や松戸市域の土地利用の状況、北千葉道路などの都市計画道路の整備などを踏まえ、大町地区を含む北東部地域の将来都市像を都市計画マスタープランで示していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　市民の皆さんの声について、丁寧な聞き取りを重ねてくださっていることを理解いたしました。ありがとうございます。

本市の北部を通る北総線は都内へのアクセスもありますし、今後、北千葉道路の整備が進むことで、地域交通の起点となるポテンシャルはさらに高まっていくものと思われますが、この地域は子育てをするにも最適な環境だと思っています。自然豊かな地域であるということはもちろんですが、動植物園では動物と触れ合いながら子どもを遊ばせてあげられますし、エリア内にある大町自然観察園には野生のヘイケボタルが生息し、夏になると光を放って飛ぶ様子を観察することができます。また、梨畑が多いからでしょうか、カブトムシやクワガタもたくさん捕まえることができます。これらは今後も守っていくべき本市の財産です。交通の利便性は今後さらに高まることが予想されますから、子育てのために自然豊かなこの地域に転入したいと考える方も増えていらっしゃると思います。

北総線の松飛台駅を挟んで反対側は松戸市なのですが、線路の反対側は住宅が物すごい勢いで建っています。衛星写真で見ると、一目で市境が分かるほどの土地利用の違いを感じます。新しい住居には子育て世帯が多く、本市に隣接している松戸市立東松戸小学校の生徒数は年々増加しているということです。本市の北東部は大半が農業振興地域ですので、現状難しいということは理解しておりますが、今後のまちづくりの計画の中には、市川市にもそのような方々を受け入れられるような制度の見直しを検討していただきたいと要望させていただきたいと思います。

(2)の大町小学校についても御答弁をいただきました。ピーク時は800人の児童の在籍があったということで、現在は10分１までお子さんが減っているということです。１学年10名以下の少人数学級もあります。先生方におかれましては、様々な工夫をしながら、生徒児童の健全教育に努めていらっしゃることと存じますが、このような現状を踏まえ、本市が認識している少人数クラスの運営の課題とよい点について再質問として伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

課題といたしましては、児童生徒が生きる力を育むために多様な考え方に触れたり、切磋琢磨したりすること

ができる一定規模の集団が確保されにくいことが挙げられます。１学年の人数が少ないため、合唱やボールゲームなど、集団での学習活動が必要な場面で学習成果が出しづらいと言えます。また、クラス替えがないため人間関係が固定化する傾向があります。

一方で、よい点といたしましては、１クラスの人数が少ないので、理解度や達成度に応じたきめ細かな指導ができることです。また、各学年が１クラスのため、異学年同士の縦割り活動を進め、異なる学年との交流を深める機会を増やすことができ、児童の人間関係を広げることができます。具体的に大町小学校で行っている縦割り活動は、遠足、日々の清掃活動、月１回のロング昼休みで学年を超えての交流が盛んで、学校評価アンケートでも保護者からよい評価を得られております。体育では２学年一緒に活動することが多く、１、２年生の活動では、２年生のよい手本を見て１年生は多くのよい点を学ぶことができております。教師も２人体制なので、サポートも手厚くすることができます。道徳では、教員が他学年の授業を見る機会を設けているため、他学年の教員も子どもたちのことがよく分かっており、学校全体で子どもたちを見守り、支援する体制ができております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　教育委員会や現場の先生方の御尽力によって、少人数クラスでも有意義で濃い学校生活が送られていることを理解いたしました。母親の目線からでも、手厚く指導が受けられるということは、とても魅力に感じるところだと思います。ただ、近隣の親御さんの中には、少人数で６年間同じ子どもたちと過ごさせるということに不安を感じる方もいらっしゃいます。数少ない同級生の中にいじめっ子がいたらどうしようとか、親同士の付き合いにおいても、あまりに人数が少なくやっていけるか心配など、結果として、私立の小学校を選択する御家庭もありました。集団生活を学ぶという小学校の必要性を感じると、もう少し生徒数を増やしていくべきだと考えます。

大町小学校を卒業された方は皆さん、学校に誇りを持っていらっしゃいますし、地域の皆さんにも愛されている学校です。立地特性を考えても、人数が少ないからといって廃校を検討するなんてことはあり得ません。大町小学校の生徒が少ないという今の現状は、まちづくりの計画の責任を感じてしまいます。大町地域は本市の貴重な緑の空間であり、本市の農業を支えるためにも、梨畑などの農地を保全することも重要であると理解しています。ですが、どうしたら大町小学校にたくさんの児童が集まるのかということを考える必要もあるのではないかと思います。新しい住居を建てることは現状なかなか難しそうですが、では、大町にある市営住宅を活用することは考えられないでしょうか。

そこで、大町地域の市営住宅におけるファミリー向けの間取りの有無とその戸数について伺います。

○稲葉健二議長　鷺沼福祉部長。

○鷺沼　隆福祉部長　お答えいたします。

大町地域には、大町第一団地、第二団地、第三団地の３か所の市営住宅があり、合計で809戸の住戸を管理しております。そのうち、障がい者世帯や高齢者世帯などの住戸を除いた743戸がファミリー世帯などの住戸となっております。間取りにつきましても、全ての住戸で２部屋以上となっており、小さな住戸でも６畳と４畳半の２ＤＫ、広い住戸では６畳２部屋と４畳半の３ＤＫでありますことから、家族構成に応じてファミリー世帯に入所していただける間取りとなっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　大町地域の市営住宅の大半において、ファミリー世帯が入居可能であるということでした。では、大町地域の市営住宅の入居世帯のうち、現在の子育て世帯の割合はどの程度なのでしょうか、伺いま

す。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

昨年の４月１日現在での入居世帯は709世帯となっており、そのうち18歳以下のお子さんがいる子育て世帯は20世帯、割合としては約３％でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　約750戸あるうち、子育て世帯20戸と非常に少ない現状を理解いたしました。実際に足を運んでみると、高齢者がほとんどのように感じました。そもそも市営住宅は生活に困窮している方向けの住居ですから、子育て世帯の入居を推し進めようと単純に進めていくようなものではありませんが、実際のところ入居を希望される家族に対して何らかの取組はされているのでしょうか、伺います。

○稲葉健二議長　鷲沼福祉部長。

○鷲沼　隆福祉部長　お答えいたします。

本市の市営住宅の空き家入居募集は、住まいの困り度を点数化し、登録順位に従って空き家を紹介する登録制としております。子育て世帯の入居を進める取組としましては、困り度の点数化に当たり、お子さんの人数によって加点するとともに、未就学児がいる場合にはさらに加点する配慮をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　御答弁いただきました。生活に困窮されている子育て世帯に対しては加点を行っているにもかかわらず、その子育て世帯の割合が低いという現状なのだと理解をいたしました。子育てをしている若い世代の方が生活困窮する場合、その理由としては事業がうまくいかなかったり、体を壊してしまったり、一時的なものが多いそうです。市営住宅の空き家入居募集は年に１回だけですので、利用したくてもなかなかそこのニーズに市営住宅の制度が合致していないということも、若い利用者が少ない原因の一つだと考えられます。市営住宅に子育て世帯が集まることはなかなか難しそうです。農業振興地域で住宅を建てることが難しく、他市からの転入を見込むことができない。市営住宅を利用する子育て世帯も少ない。となると、大町小学校の児童数は今後さらに減ってしまうかもしれません。何とかしたいところです。

昨年の10月４日、田中市長は松戸市と行政パートナーシップ協定を締結されました。この行政パートナーシップ協定とは、市川市と松戸市、両市が有する教育、医療及び公共施設等、それぞれの地域資源や特色を生かし、住民サービスの向上、地域交流の活性化、まちづくりの推進等を図ることを目的として、連携協力の検討を開始するための協定だというような記載がありました。先ほども申し上げましたが、大町小学校と松戸市立東松戸小学校は、松飛台駅を挟んでほぼ隣の距離にあります。そして、この東松戸小学校は、児童が今どんどん増えている状態で、対応に追われているとまでは言いませんが、どんどん生徒が増えているというような話を聞いています。一方、このままでいくと大町小学校の生徒数が少なくなってしまうというような状況を鑑みると、いろいろな可能性を感じずにはいられません。

今後、両市においてどんな分野で連携をすることができるのか、今話し合っている状況だと思いますが、この教育という点において、ぜひ検討をしていただきたいなと思っているところです。実際は教科書が違ったりとか、市域を超えての越境ができるかということは難しいこととは重々理解はしておりますが、総務省でも地方自治体による広域連携の推進について進めるというような答申が出ております。地方公共団体がそれぞれの有する強みを生かし、それぞれの持つ情報を共有し、資源を融通し合うなど、地域の枠を超えて連携し、役割分担を柔

軟に見直す視点が重要であると。市町村においては、ほかの地方公共団体との連携も検討してほしいと、そのような答申が出ております。

本市の北東部は自然が豊かで子育てするには最高の環境だと思っておりますし、松戸市も住居がたくさん建っているというような状況で、今後、ぜひ、この松戸市との行政パートナーシップ協定について、前向きに市域の子どもたちのために御検討いただければと思います。

この項目についての質問は以上といたします。

大項目の２つ目の保育行政についても御答弁をいただきました。市内の入所率、地域ごとの入所率について伺いました。定員の設定についても理解をいたしました。南部に比較して北部のほうが高めで、令和６年10月時点で96.5％、100％を上回っているわけではないということは分かったのですが、実際私の周りでは、主に北部なんですけれども、聞こえてくる声としては、希望の園になかなか入れないというような声が届いています。待機児童はゼロとされていますが、遠くまで行けば入園できるのでしょうが、生活圏から外れて通園させるということは、実際のところなかなか困難なことがあるように思います。

そこで再度伺ってまいります。希望の地域の園が全て定員がいっぱいであると、入園申込者が地域における受入れの枠を上回ってしまっている場合、市から当該施設に対して何らかのアプローチをされたりするのでしょうか。この場合の対応を伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

各地区における保育施設の受皿が入園申込者数に対して不足することが見込まれる場合には、まずは、当該地区の保育施設に対し、施設の規模や職員の配置状況などを踏まえ、利用定員を超える弾力的な受入れをすることや、利用定員を拡大することにより受皿を確保することができないかを協議いたします。これら既存の保育施設を活用する方法での受皿の確保が困難な場合や、大規模な宅地開発などにより申込者数が大幅に増加することが見込まれる場合には、新たな保育施設を整備することの必要性についても検討いたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　人気の園や定員いっぱいの地域では、利用定員の拡大の依頼など市からの協議があるということです。市内の入所率の平均は９割程度ということですから、今御答弁いただいたような定員いっぱいの園もあれば、逆に園によっては入所率がもっと低いところもあると思います。では逆に、定員を満たしていない状態で運営を行っているとすると、その保育施設にとってどのようなデメリットが生まれてしまうのか、何かあればお答えいただきたいと思います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

国が定める公定価格の単価の大部分は施設の利用定員によって定まっており、利用定員が少ないほど、児童１人当たりの単価が高くなっております。また、運営費の公定価格分の大部分は、実際に入所している児童数に単価を掛けて算出しております。そのため、入所率が低い場合、結果的に運営費収入が低くなることがデメリットとなり得ます。

一方で、本市の保育所等の入所率を鑑みると、平均入所率が９割以上と高水準であるため、実際には運営に大きな支障は出ないものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　となると、各園が設定している定員によって、１人当たりの運営費の金額が変わってくるということ、そして、入所率が低く大きく定員割れをしている状態であると、園に支払われる運営費収入が低くなってしまう可能性を感じました。運営費収入の違いは、季節行事にかけられるコストなどに直結しやすく、保育の質にも関わってくる問題になりかねません。さきの御答弁で、市内の平均入所率が９割以上と高水準なので、実際には運営に大きな支障は出ないものと考えていると御答弁をいただいたのですが、ここには１園１園の状況を加味していただきたいなと思っております。もしかしたら、中には入所率が低く、運営費収入が少なく、経営が苦しく、保育の質を下げる必要性を感じてしまうような園も、もしかしたらあるかもしれません。

　では、実際に市内の保育施設から定員を変更したいというような相談は来ていますでしょうか。また、その際はどのように対応されているのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

　利用定員の設定は、子ども・子育て支援制度が施行された平成27年４月以降に行われるようになり、令和６年４月までの９年間に40施設が利用定員の変更を行っております。利用定員の変更に当たっては、保育施設の意向を十分に考慮しつつ、当該施設での最近における入所児童数の実績や今後の見込みなどを踏まえ、適切な利用定員の設定に努めております。

　以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　届いてくる声としては、定員を増やすのと違って、定員を減らしてしまうと、保育ニーズが高まって入園希望者が増えた際、待機児童につながりやすいという考えから、なかなか定員を減らしたいという相談には乗ってもらえないのではないかと、そんな声も届いています。また、今後子どもの数が減っていくということに漠然と不安を抱えている園も少なくありません。先ほども申し上げたとおり、利用定員の設定は保育施設の運営に多大な影響を与えかねません。保育施設からの利用定員の変更の希望に対して、より柔軟な対応が可能かどうか、本市の考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

　利用定員の変更については、保育施設の安定的かつ継続的な運営を実現していくために重要性が高いものであるとともに、地域における保育需要と保育施設における受皿のバランスを保つためにも、保育施設及び利用者双方にとって必要な機能であると認識しております。このことを踏まえ、本市といたしましては、地域ごとの保育需要の変動に注視しながら、保育施設との意思疎通を十分に図り、各施設の置かれている個別の事情なども勘案するなど、質の高い施設の運営が維持できるよう丁寧に対応していくよう努めてまいります。

　以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　丁寧に御答弁をくださりありがとうございます。保育ニーズに合わせて定員を増やすことも、減らすことも、今よりも柔軟な御対応がいただけるのであれば、懸念されている受皿の不足にはつながりにくいように思います。とはいっても、実際のところは定員によって必要な保育士の先生の人数が決まっているわけですから、あまり自由に増やしたり減らしたりしてしまうと保育士の過剰配置となってしまったり、逆に先生が足りなくなってしまったりするわけで、ですから、そう単純でないことも理解をしております。

　保育を取り巻く制度設計はとても複雑で、それに伴って行政における業務も本当に細かくて大変なものであること、重々承知をしているつもりではございますが、現場の声や利用者の声に耳を傾け、先生方や親御さん、そ

して、子どもたちにとってよりよい環境を目指せるような、引き続き丁寧な御対応をしてくださいますようお願いを申し上げて、(1)の質問は以上といたします。

続いて、(2)につきまして、いちかわ手当の給付金額の設定方法について御答弁をいただきました。チラシには最大10万円程度とありましたが、最大で月額11万8,800円の加算があると。そのほかにもたくさんの種類の加算があり、職員の賃金の改善のために御尽力をいただいていることも理解しております。長く働くための環境に重きを置いた設定だと思っております。ただ、非常勤の保育士さんには月額２万2,200円の加算ということで、常勤か非常勤かの違いによって金額の差が大きくなってしまう可能性があるということも分かりました。

そこで伺います。この制度における常勤と非常勤のその定義について、本市の認識をお聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

まず、常勤職員の定義についてですが、適用する制度によって異なっております。例えば、国の公定価格の算定における常勤職員においては、各施設・事業所の就業規則等において定められている常勤の従事者が勤務すべき時間数に達している職員とされております。この常勤の従事者が勤務すべき時間数とは、原則として、就業規則等に定める施設の所定労働時間を指します。一般的に所定労働時間とは、就業規則等で定められた始業時刻から終業時刻までの時間から休憩時間を差し引いた労働時間であると定義され、同一の職種内で職員によって所定労働時間が異なる場合は、最も多くの職員に適用されるものを当該施設の所定労働時間とされております。また、非常勤職員は、一般的に常勤職員以外の職員と定義されております。

そこで、いちかわ手当におきましては、千葉県の補助事業である千葉県保育士処遇改善事業費補助金を歳入として活用して実施していることから、いちかわ手当の加算の対象となる非常勤職員は、県の補助金の要件に合わせ、１日６時間以上かつ月20日以上勤務する職員に限定しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　一般的な常勤の要件は、１日８時間、週５日の勤務が多いとされていて、週当たり40時間です。いちかわ手当の加算の対象になる非常勤保育士の勤務時間の要件は、１日６時間以上かつ月20日以上、週当たりで換算すると30時間以上の勤務であるとのことです。まず、常勤に対して４分の３以上の勤務時間が条件とされているのですが、加算額はほとんどの場合で半分以下、最も高い区分の施設の場合では常勤の方の６分の１となってしまいます。近年、雇用形態が多様化している傾向があり、育児や介護などライフステージに合った働き方が求められています。何らかの理由で時短勤務をしている職員などが、常勤でないという理由で加算額が大幅に少なくなってしまう可能性のある今の状況を鑑みると、公平性に疑問が残ります。常勤、非常勤という区分だけでなく、幾つか段階的に加算を行うなど、柔軟な対応を検討いただけないかと思うところなのですが、本市はどのように認識をされているのか伺います。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

保育士の配置については、国の通知において常勤の保育士であることが原則であるとされており、それを基に全体の制度設計がされております。一方で、いちかわ手当においては、職員の雇用状況や待遇は施設によって異なっているため、本市が加算した金額を非常勤職員も含めて施設が柔軟に配分することができる制度となっております。昨今、雇用形態が多様化する中で、現行の制度の更新も求められてきていることから、現場の意見も伺いながら、よりよい制度となるよう研究していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　御丁寧に御答弁をいただきありがとうございます。実際は、市で加算された金額を施設が柔軟に配分をされているようです。いちかわ手当が保育士さんにとって長く働きやすい環境を担保するために、これだけ手厚いものになっているにもかかわらず、いちかわ手当という通称が浸透していない理由として、制度が複雑で、施設によってもらえる金額や比率が異なっていることで、自分が幾ら手当をもらえているのかが分かりにくいというような現状があるように感じます。

例えば、松戸手当は勤続年数によって施設からの給与とは別に個人に対して松戸市が手当を支給していますし、ほかにも勤続年数にかかわらず固定の金額を手当として給与の上乗せとする自治体もあります。働く側にとってもっと分かりやすい制度になれば、いちかわ手当の周知が達成されるのではないかと考えます。この点につきまして、本市の考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長　山室こども部長。

○山室繁央こども部長　お答えします。

例として、船橋市が実施している通称ふなばし手当は、一律で職員１人当たり月額換算５万195円を上乗せすることとしております。また、松戸市が実施している通称松戸手当は、個人の勤続年数に応じ月額４万5,000円から７万8,000円の上乗せとしております。このように加算額を固定の金額にすることは、自治体からの手当額が幾らなのか分かりやすいというメリットがありますが、本市では、さきに述べたように、勤続年数などの状況に応じて施設ごとに柔軟な処遇改善ができるような制度として運用してまいりました。このため、市内の各施設では、本制度を前提とした給与体系を設定している施設も多く、加算額を固定とすることにより給与制度の大幅な変更が必要になるだけでなく、場合によっては、処遇の低下にもつながりかねないことから慎重に検討していく必要があると認識しております。今後も職員の処遇の維持向上を継続するとともに、本市の処遇改善の内容が働く職員や市川市内の保育施設で働くことを検討している方々などに、より分かりやすく伝わるよう工夫していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　ほとだ議員。

○ほとだゆうな議員　ありがとうございます。どこの自治体の制度も一長一短な部分があって、どれが正解なのかどうか、知れば知るほど奥深さを感じずにはいられません。今御答弁でいただいたような松戸市や船橋市のほかに何か面白い制度はないかなといろいろ調べてみたんですけれども、札幌市では勤続３年ごとに一律10万円の一時金を支給しているというところを見つけました。本市の様々な保育士確保のための補助と比べると、金額自体は大きくないのですが、３年ごとに10万円というキャッチーなワードに魅了されてしまいがちです。やはり、見せ方って大事だなと思ったところです。今後も保育施設に勤める方々の働きやすさの担保について、分かりやすい制度設計やその伝え方など、引き続きの工夫や検討を重ねてくださいますことをお願いいたしまして、(2)の質問は以上といたします。

(3)では人材確保の取組として、県が行っている保育士修学資金等貸付制度を補填する事業を行っている近隣自治体についての御答弁をいただきました。隣接している船橋市、松戸市、浦安市では、独自に貸付額を増額し、一定期間その自治体で保育士として勤務することによって返済が免除となる、そんな事業を行っています。要望が本市でも多い中、本市においてはなかなか実現に至っておりません。返済のために働いてもらうのではなく、長く働きやすい環境を整備するということに重きを置いている本市の考えを尊重しておりますが、先日気になる話を耳にしました。

保育士を目指す高校生対象の学校説明会で学費の説明があった後、他市の修学資金貸付制度の利用ができます

と、そのような旨の説明があったということです。具体的には、他市のパンフレットが同封されていたというところで、知り合いの女の子からは市川市の案内はありませんでしたと。そして、一緒に説明会に行っていた親御さんから、この制度を利用して松戸の保育士になるのはどうかというように勧められたと聞いて、青田買いではないんですけれども、高校生の段階から市川市の保育施設で働くという選択肢がなくなりかけていたということを知って、ちょっと残念な気持ちになりました。

先順位者への御答弁で、修学資金貸付制度を本市でも行うということが難しい旨は理解いたしましたので、この質問に対する再質問はいたしません。どうか、いま一度本市の保育施設で働くことの魅力をたくさんの方に感じてもらえるような方法を御検討いただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。引き続き市民のために御尽力ください。御答弁ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　丸金ゆきこ議員。

○丸金ゆきこ議員　チームいちかわの丸金ゆきこです。通告に従いまして、初回から一問一答にて質問を始めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大項目１、ＡＥＤの整備について。

⑴コンビニエンスストアにおけるＡＥＤの整備状況について、昨年６月より、市内のコンビニエンスストアにＡＥＤの設置を開始してから約９か月がたちました。現在、市内115か所ものコンビニエンスストアに設置され、夜間や休日での利用も可能となっていますが、これまで目立ったトラブルなどはなかったのか、コンビニエンスストアに設置されたＡＥＤの使用状況と併せてお答えください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

昨年６月より100店舗以上の市内コンビニエンスストアにＡＥＤを設置しておりますが、各店舗に御理解、御協力をいただいて運用を行っており、これまで特段のトラブルは生じておりません。また、ＡＥＤの使用状況につきましては、本年２月末時点で、店舗からの持ち出しが５回、そのうち電気ショックが行われた事例は１回となっております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございました。本事業の実施に当たり、当初は店舗や従業員の方々に大きな負担とならないかとの懸念もありましたが、特段のトラブルはないと伺い安心いたしました。そして、実際に活用されていることも分かりました。総務省消防庁の令和６年版救急救助の現況によると、倒れる瞬間を目撃された心停止の中でも約半数は心肺蘇生を受けておらず、さらにＡＥＤによる電気ショックが行われたのはたったの５％でした。少ないです。

市川市では、ＡＥＤの設置台数が増え、市立学校などの屋外設置も進みましたので、一般の方も格段に手に取りやすくなりましたが、意識していないと設置されていることに気づかないものかもしれません。私は夫を心筋梗塞で亡くしていますので、どこに行ってもついついＡＥＤを探してしまいます。建物の中に入っても、ついついＡＥＤを目で追ってしまいます。せっかく設置されていても、市民に知られていないと、目立つボックスに入っていないと、掲示が目立っていないと、人って意識していないと意外と気づかないものだと思います。

そこで、⑵ＡＥＤの設置場所の周知について、ＡＥＤは屋内に設置する場合であっても、利用者の目につきやすい場所に、目立つボックスなどに収納することで、利用者に対する設置場所の周知につながると考えます。そして、周知が行き届けば救命率の向上にもつながります。公共施設内でのＡＥＤについて、本市の設置場所に

対する考えをお伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

屋内のＡＥＤにつきましては、設置上の決まりは特にありませんが、使用する際の状況を考えますと、入り口周辺や事務室など、分かりやすく、持ち出しやすい場所に設置することが望ましいと考えます。また、ＡＥＤを収納する専用ボックスを入り口周辺など、目立つ位置に設置し収納している施設もありますが、レイアウトや利用状況など施設により事情が異なるため、今後、必要に応じて施設管理者と協議してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。大抵の公共施設は、分かりやすい入り口や事務室周辺に設置されているとは思いますが、事務室の場合もＡＥＤが部屋の中に置かれていたら、できるだけ部屋の外に出してください。

そこで再質問です。大きめの公共施設では、ＡＥＤが設置されていることや設置場所について、入り口や施設内に特に目立つように表示されることが必須だと思いますが、本市の考えをお伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

ＡＥＤの案内表示につきましては、各施設管理者が施設や利用の状況を踏まえて適切な表示をしているものと考えておりますが、改めて利用者等にとって分かりやすい表示となっているか、確認を行うよう周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。昨年12月定例会で共産党のやなぎ議員も、第１庁舎や第２庁舎などのＡＥＤの設置状況や案内表示について質問されていました。第１庁舎内のＡＥＤの設置場所に関して、分かりづらいので何とかしたいと思っていましたので、すぐにお話を伺いに行きました。その後、昨年末から１月にかけて、施設管理者である管財部がすぐに動いてくれて、１階の各入り口やエスカレーター下と２階に上がったところ、７階のフリースペース入り口などにも大きめの案内表示がされました。すぐに御対応いただき感謝しています。

ただ、第１庁舎内のＡＥＤは、１階は守衛室の中に、３階は保健医療課、４階は健康管理担当室、６階は議会事務局内にあります。職員は設置場所を把握しているのかもしれませんが、せっかく第１庁舎内にこうして４台あるＡＥＤをもっと日頃から皆さんの目に触れる場所に４台とも出すべきだと考えます。そして、第２庁舎は１階受付の外にＡＥＤが設置されていますが、白い壁に白いボックスでは目立たないと伝えたら、ボックスの周りにオレンジのテープを貼ってくれました。これだけでとても認識しやすくなりました。

では、もう１点再質問です。昨年６月定例会で紹介した日本ＡＥＤ財団が提供している正確で新しいＡＥＤの設置情報を広く共有する参加型のＡＥＤマップ、「ＡＥＤＮ＠ＶＩ」へ掲載を検討するとの答弁をいただきましたが、現在どのような状況かお伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市が公共施設やコンビニエンスストアに設置しているＡＥＤにつきましては、現在、公益財団法人日本ＡＥＤ財団が運営する「ＡＥＤＮ＠ＶＩ」で参照可能となっており、市公式ウェブサイトにも同サイトのリンク先を掲載しています。ほかのＡＥＤマップへの掲載につきましても現在準備を進めているところであり、引き続き周知を図ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　「ＡＥＤＮ＠ＶＩ」などへの登録は事務作業が大変なようですが、対応いただき本当にありがとうございます。そして、「ＡＥＤＮ＠ＶＩ」のリンクも貼っていただきましたが、目立たない気がします。アイコン表示するとか、２次元コードを貼り付けるとかできないのでしょうか。ぜひ検討をお願いします。

次に、(3)市立学校におけるＡＥＤの設置場所の掲示について、昨年７月より屋外設置された市立学校のＡＥＤの設置場所ですが、校門周辺や体育館、校舎の外など、それぞれ学校ごとに違っています。学校関係者には周知されているとは言いますが、地域住民には分かりづらいように感じています。

そこで、各市立学校のＡＥＤの設置場所の掲示が現在どのようになっているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

令和６年７月下旬に新しいＡＥＤが設置されることに伴い、設置場所が屋内から屋外へ移設されました。その際、屋外へ移設されたことが分かる案内掲示をするよう各学校に通知いたしました。その時点では、市立学校のＡＥＤ案内がほとんどの学校で学校内に掲示しており、地域住民の方には分かりづらい状況となっていたため、令和６年11月には地域の方にも設置場所が分かるよう、来校者が多く通る門にＡＥＤの案内掲示を示すように再周知したところでございます。

しかしながら、各校で掲示した文字や矢印の掲示では、初めて来校する方や地域住民の方にとっては、校舎配置等も分かりづらく、各学校によってＡＥＤの設置場所が異なるため、不十分な案内となっておりました。そのため、簡易地図で門、体育館、運動場などの場所からＡＥＤまでの経路を示し、初めて来校する方や地域住民の方にもすぐにＡＥＤの設置場所が分かる掲示になるよう、改めて周知いたしました。さらに教育委員会で確認したところ、全ての学校で掲示を行っておりますが、目立たない場所にあり分かりづらい学校もあったため、誰でも設置場所が分かる掲示になるように指導し、改善を図ったところです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　屋外設置後も周知依頼を行っているとのこと、ありがとうございます。近隣の小学校を訪れるたびに、まだまだ分かりづらいと感じていました。せっかく屋外に設置したのですから、学校の外を行き交う方でもすぐ分かるような掲示が望ましいと考えます。各校工夫されていますが、紙に印刷してパウチ加工するなど苦労されているようです。耐久性の問題もありますし、市川市全体で使用できるような屋外掲示用のプレートがあると統一感もあり、学校側も助かるのではないでしょうか。ぜひ検討のほどよろしくお願いいたします。

次に、(4)女性に配慮したＡＥＤの使用方法の普及啓発について、先週、改めてある記事を目にしました。2013年、当時39歳で４歳のお子さんを持つ女性がマラソン大会で突発的な心停止に見舞われ、ＡＥＤが届けられたにもかかわらず、駆けつけた救護員が男性で、倒れていたのが女性だったという理由だけで使われなかった事案が発生しました。結局、その後駆けつけた救急隊によってＡＥＤが使われましたが、脳に酸素が不足する状態が長く続いたことから、重い意識障がいが残り、今も寝たきりの状態が続いているそうです。2019年に京都大学などの研究チームが行った調査結果によると、女性へのＡＥＤ使用率が低いこと、女性の服を脱がせることへの抵抗感が、この結果を生んでいるのではないかとの分析結果が報告されています。

救われていたかもしれない命が女性だからという理由で失われることがあってはなりません。正しい情報を発信していくことは、自治体としての責務だと考えます。ほかの自治体では「女性に配慮したＡＥＤの使用方法について」というウェブページを設けて、市民に向けた周知を行っている例も増えていますが、このような啓発に

関しての本市の考えをお伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

救命率向上のためには、傷病者に対して速やかにＡＥＤの電極パッドを貼りつけ、より早く作動できる状態にすることが重要であると考えます。このため、急迫している状況下で、一般の方が救命活動を行う際にどのような配慮が可能なのか、周知の点も含め、他市事例も参考に調査研究を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。ＡＥＤによる電気ショックが１分遅れるごとの救命率は10％ずつ低下します。女性に配慮した使用方法を理解することで、とにかく女性にもためらわずに、まずは１秒でも早くＡＥＤを使用することが大切です。ＡＥＤは電源を入れて２枚のパッドを素肌に貼りますが、衣服や下着をずらしてから貼ることで対応できるので、服を全て脱がす必要はありません。また、パッドを貼った後、その上から衣服などをかけて肌を隠すようにしてもＡＥＤの機能に影響はありません。さらに、周りの人たちが人垣をつくるという配慮も有効です。こうした配慮の一つとして、三角巾などの備品をＡＥＤに設置している自治体も増えています。三角巾は体を覆うために使ったり、応急手当にも利用できます。そして、以前も紹介しましたが、救急処置を施す際に体を簡単に覆うことができる、まもるまるというシートも医療系女子大学生によって考案され、導入事例が増えています。

市川市も次のステップとして、配慮に必要なアイテムの設置も検討していただきたい。特に、第１庁舎は市川市のランドマークであり、民間のＡＥＤ設置の手本となるべき存在だと思います。引き続き、所管部署それぞれ協力し、ＡＥＤの設置場所、案内表示とともに改善に努めていただくよう要望し、こちらの質問は終わります。

次に、大項目２、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成について。

これまで継続して子どものインフルエンザ予防接種の費用助成を行うよう要望してきました。しかし、令和７年度市川市一般会計予算において、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成に関する予算が計上されていなかったことから、令和７年度についても今年度に引き続き費用助成を予定していないと思われます。

そこで、⑴現状について、令和７年度に費用助成を行わない理由について、初めて費用助成が行われた令和３年度からのこれまでの経緯を含め丁寧にお答えください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

子どものインフルエンザ予防接種につきましては、国が平成６年に、ワクチン接種によって、社会全体の流行を阻止し得ることを積極的に肯定する研究データが十分に存在しないことなどから、予防接種法令の改正により、市町村が実施する定期接種の対象から除外し任意の予防接種としたため、接種費用が自己負担となりました。このため、本市では、令和３年度、４年度は季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症の同時流行による医療機関の逼迫が予測されたことから、医療機関の負担軽減を図ることを目的として、令和３年度は９月に専決処分を、令和４年度は９月補正予算により費用助成を実施いたしました。

一方、令和５年度につきましては、新型コロナウイルス感染症が５類となったことで、多くの医療機関で発熱患者等の診療が可能となり、医療機関の逼迫が見込まれなかったことから、当初予算での費用助成は見送ることといたしました。その後、千葉県が９月20日に注意報を発令し、市内公立学校においても学級閉鎖が相次ぐなど、例年よりも早い段階でインフルエンザが流行し、感染拡大が見込まれる特殊な状況が生じており、９月27日には市議会から助成実施に関する御提言をいただき、９月29日に専決処分により費用助成を行ったものです。

令和６年度につきましては、例年どおり12月に流行が始まっていたことや、市内公立小学校のインフルエンザ欠席者も昨年度よりも低い水準で推移し、特殊な状況は見込まれなかったことから、一般的な任意接種として費用助成は行っておりません。

また、令和７年度につきましても、同様の理由から現時点では費用助成の予算計上は行っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　これまでの経緯も含めた流れが改めてよく分かりました。

私は、令和元年に志を同じくする皆さんと、子ども達にもインフルエンザ予防接種に補助金を求める会を立ち上げ、代表を務めさせていただいておりました。そして、会の皆さんとともに署名活動を行い、ＰＴＡ関係者、私立幼稚園関係者、子ども・子育て支援施設協会関係者、自治会関係者をはじめ、多くの方々から１万名以上もの署名が集まり、当時の村越市長に提出いたしました。そして、その年、市川市議会においても子ども達が受けるインフルエンザ予防接種の補助制度確立を求める請願を採択いただき、全会一致で決議も可決いただきました。

しかし残念ながら、当時の村越市長はすぐに費用助成に踏み切ることはありませんでした。結局は新型コロナウイルスの流行がきっかけで全国的に子どもたちに助成を行う流れもあり、議会の総意もあり、令和３年度にやっと費用助成は行われたというわけです。令和元年にそれだけの署名が集まったということは、費用助成を願う保護者の方々が多いのだと考えます。結局、令和３年度から３年間連続で費用助成は行われ、当時署名してくれた保護者の方々からも、市川市も費用助成を始めてくれてありがたいとの声が聞こえていました。

そこで再質問です。令和６年度に費用助成が行われなかったことに対し市民から御意見などはなかったのか、あればどんな御意見で、どの程度いただいたのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

寄せられた御意見の件数は２月末時点で61件であり、内訳といたしましては、重症化予防として助成を求めるものが３件、子育て施策や経済的負担軽減として助成を求めるものが22件、その他なぜ高齢者のみ費用助成を行っているのかといった御意見などが36件寄せられております。高齢者へのインフルエンザワクチン接種につきましては、国において発症予防や重症化防止効果が確認されたため、平成13年から予防接種法に基づく定期接種となっています。これにより、法令に基づき市町村が費用負担をすることになり、本市は接種費用の一部を負担していることを御説明しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。私のところにも市民から、高齢者には引き続き支給するのに、なぜインフルエンザ予防接種の費用助成の対象から児童だけ外されたのか、市川市は子どもを大切にしていないと感じ、とても残念などの御意見が寄せられました。市民からすれば、国の定期接種なのか、それとも任意接種なのかということは関係ないのでしょう。

次に、(2)他市の実施状況について、１月に行われた２月定例県議会での立憲民主党の代表質問において、県内市町村における季節性インフルエンザワクチンの任意接種の子どもへの助成状況に関して、千葉県は12歳までの子どもが対象に含まれているのは21団体で、前年度から３団体増加していると答弁しています。

それでは、近隣市の子どものインフルエンザ予防接種の費用助成の状況についてお聞かせください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

近隣自治体で費用助成を行っているところは、柏市、浦安市の２自治体であり、千葉市、船橋市、松戸市などでは助成を行っていません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。近隣では、柏市と浦安市しか行っていないとの答弁でしたが、柏市と浦安市が行っているのに、なぜ市川市はできないのでしょうか。そして、市川市のお隣は江戸川を挟んですぐ東京都となりますが、東京都では子育て支援の観点から、２回接種が必要な13歳未満に対し、小児インフルエンザワクチン任意予防接種にかかる費用を区市町村が補助する場合に、一部を支援しています。そのことも大きいのだとは思いますが、都内23区全てが費用助成を行っています。そうなると、都内の近隣区と比べられることも考えられます。子育て支援といえば、我が市川市も様々な施策を行っていて手厚いはずですが、なぜ子どものインフルエンザ予防接種の費用助成を継続しなかったのか疑問に思っている保護者の方々も多いです。

そして、保健部の答弁で、令和６年度については例年どおり12月に流行が始まっていたことや、接種対象である市立小学校児童のインフルエンザ欠席者数が、昨年よりも低い水準で推移していたから助成を行わなかったとありましたが、それでも昨年12月25日には、千葉県でもインフルエンザ警報が発令され、年末から年明け１月にかけての一時的な患者数は昨年を大幅に超えるものでした。私の周りでもインフルエンザに罹患した友人、知人が次々いましたし、併せて新型コロナウイルス罹患者も多く出ていました。そして、年末年始の急病診療所の待ち時間が長くて、大変な混み具合だとの話も聞いていました。友人の１人は着いてから出るまで５時間かかったと、体調が悪いときにこの状況はかなりつらかったことと思います。保育園や幼稚園、学校など集団生活の中でクラスターの発生が懸念される子どもに対して、接種費用を助成することこそ本市における感染拡大の防止、重症化予防の有効な対策の一つであると考えます。

そこで、(3)今後、費用助成を行っていく考えについて、接種を希望する保護者の方が子どもにインフルエンザの予防接種を受けさせやすくなるよう、今後の急病診療所の混雑、混乱を少しでも緩和するためにも、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成を実施していただきたいと考えますが、本市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

今後につきましては、国が定期接種化することや千葉県が東京都のような市町村に対する助成制度を開始することも考えられるため、国や千葉県の動向を注視するとともに、流行状況や急病診療所での混雑状況を踏まえ、柔軟に対応を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　令和５年９月定例会でのチームいちかわの代表質問の中で、令和３年度と４年度の子どものインフルエンザ予防接種の費用助成の対象者と申請件数に関する答弁がありました。各年度当たりの対象人数は約４万8,000人であり、助成実績は令和３年度申請件数１万6,204件、令和４年度１万5,157件とのことでした。このように、対象者全員が接種するわけではないので、令和５年度のように１回につき1,500円の助成でもできないのでしょうか。子どものインフルエンザ予防接種は任意接種なので、１回の接種費用として、高いところでは5,000円の費用が必要となります。しかも、12歳までの子どもには２回の接種が必要であり、お子さんが複数おられる御家庭ではさらに大きな家計負担となっています。そして、受験生がいる御家庭などは家族ぐるみで感染予防対策をと、家族全員で接種するケースも見受けられるので、御家族の人数にもよりますが、相当な家計負

担となります。

実施している自治体の事業目的には、重症化予防、子育て世帯の経済的負担軽減、医療機関の負担軽減としているところが多いです。自治体が独自で毎年継続して費用助成を行っているところもある中、住んでいる自治体の財政力や保護者の収入の格差が子どもの命と健康の格差につながることがあってはなりません。田中市長の選挙公約にも、「感染症から市民を守るため、予防接種の費用助成を拡大します」と掲げられていますし、令和７年度の施政方針にも、「今後もすべての子どもたちに平等なチャンスを与え、関係する組織や団体の方々からのご要望に応え、子どもたちの成長をサポートしてまいります」とあります。田中市長、どうぞよろしくお願いいたします。

希望する御家庭の子どもたちがインフルエンザの予防接種を受けやすくなるよう、子どものインフルエンザ予防接種の費用助成を再開すること。行く行くは恒久的実施を強く要望し、こちらの質問を終わります。

次に、大項目３、国勢調査員の募集について。

(1)現状について、今年は５年に一度の国勢調査の実施が予定されています。そして、国勢調査に欠かせないのが国勢調査員です。国勢調査員は受け持つ調査区内の各世帯への調査票の配布や回収などを担います。非常勤の国家公務員で、受け持つ調査区の数や世帯数に応じて報酬が出ます。実地調査に関する事務は、地方自治法に基づく法定受託事務と位置づけられており、都道府県、市区町村が担当しますが、これまで必要な調査員はどのように確保していたのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

まず、国勢調査の概要ですけれども、国勢調査は国内在住の全ての人と世帯を対象とした国の最も基本的かつ重要な統計調査として、大正９年から５年ごとに実施しているものであります。その調査結果は、国や自治体の各種行政施策の基礎資料として活用されているほか、民間企業や研究機関でも広く利用をされております。本市の国勢調査では、これまで多くの関係団体と連携し、市民の皆様に調査員として御協力をいただきながら円滑かつ確実に実施してきたところであります。今年の国勢調査では、本市の対象世帯数は、市内に常駐している約26万世帯と見込まれており、現在調査員の確保に向けた対策を進めているところであります。

御質問の調査員を確保する方法としては３つございます。まず、あらかじめ本市の登録調査員制度により登録された方への依頼、次に、自治会から調査員を推薦していただく自治会推薦、最後に、ポスターや広報活動などを通して調査員を広く募集します公募によるものであります。この３つの方法により調査員を募り、過去の実績といたしまして、平成27年では約2,600人、令和２年では約2,400人の調査員を確保してきたところであります。

以上であります。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。実は、私も前回令和２年の国勢調査で、地元の自治会長より依頼があり、調査員を初体験しました。ちょうど新型コロナウイルスの流行が始まった年で、感染拡大の影響で調査員の辞退者が相次ぎ、自治会長も調査員集めに大変苦労されていたと記憶しています。この年の調査は、これまでの対面式の原則に変えて、書類は郵便受けに入れることとなり、既に郵送やインターネット回答も導入されていたため、昔から続けている先輩方に言わせると、かなり調査員の負担が軽減されていると聞いていました。ですが、それでもポストの位置が分かりづらいお宅も多く、奥まったアパートなどでは女性１人で訪問することに不安を感じたことを覚えています。それでも、国勢調査は日本唯一の全数調査で、極めて高い信頼性を誇る統計として、国や地方公共団体の行政施策のほか、民間企業等でも様々な場面で利用されている大切な基礎データなのです。大切な調査だと理解しつつも、市川市内でこれだけ多数の調査員を確保するのはかなり大変なことだと感

じています。

そこで、(2)課題について、今年の調査員の確保について、本市ではどのような課題があると認識しているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

令和７年国勢調査におきまして必要な調査員は約2,500人を超えると見込まれ、これまで以上に必要人数を確保することが難しくなりつつあるという課題があります。例えば、前回の令和２年の本市の調査員充足率は87.7％であり、必要とされる調査員数の１割以上を確保することができず、１人の調査員が複数の調査区数を担当することで調査員不足を補い、実施したところであります。この調査員確保不足は全国的な課題ともなっており、その背景には調査員の担い手となる層が薄くなってきていることや、調査環境の変化により調査員という仕事が敬遠されつつあるといった傾向があるとされています。

具体的に申し上げますと、まず、調査員の担い手となる層が薄くなってきている傾向につきましては、かつては子育てが一段落した女性や定年退職をした方が調査員の重要な担い手とされておりましたが、女性の社会進出や高年齢者雇用の拡大によりまして、調査員という仕事が選択をされなくなってきたことが原因と考えられます。

また、もう一つの調査員の仕事が敬遠されつつある傾向につきましては、単身世帯や共働き世帯の増加、個人情報保護や防犯意識、先ほど御質問にありましたけれども、防犯意識の高まりなどから面会が困難な世帯や、面会できても調査に御協力いただけない世帯が増加し、調査活動が年々難しくなってきていることが主な原因と考えられています。

本市におきましても、自治会推薦におきまして、このような課題や自治会員の高齢化や若い世代の加入が伸び悩んでいることも相まって、調査員に御協力いただける方を探すのに苦慮されていると伺っております。今後、本市といたしましては、世代や職業にかかわらず、多様な方々に国勢調査や調査員という仕事に関心を持っていただけるよう情報発信や調査員の募集方法の工夫、改善に取り組むことが必要と考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。私も全国的にも課題となっている旨の記事を複数目にしました。人々のライフスタイルも変わり、意識も変化する中で、自治会活動やＰＴＡ活動などの地域活動の課題とリンクする部分があるのだと感じています。まずは、少しでも負担を軽減するために、それぞれ自治体も工夫を重ねているところも多いようです。滋賀県大津市では、デジタル社会にもかかわらず、調査手法は10年以上前と変わっていない状況に疑問を感じ、次の国勢調査に向けＬＩＮＥを活用した国勢調査のＤＸ化を進めています。大津市の公式ＬＩＮＥを使用し、新しいシステムを検討、職員の時間外対応の負担が軽減され、事務作業も大幅に削減でき、効率的な調査実施につながると考えられています。

そこで、(3)令和７年国勢調査員の募集における取組について、市川市は、令和７年国勢調査に向けてどのようにして調査員を確保するのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

令和７年国勢調査に向けましては、自治会推薦以外の調査員として公募枠を増やすことが重要であると考えております。そこでまず、周知方法につきましては、チラシや広報紙だけではなく、ＳＮＳも活用して、ふだんは広報紙などを御覧になることが少ない方々にも調査員募集の情報を知っていただく機会を増やしております。ま

た、応募方法につきましても、これまでの応募用紙による紙ベースの受付だけではなく、インターネットからの受付も開始いたしまして、応募フォームからいつでも手軽に応募いただける仕組みを整えたところであります。こうした取組を昨年10月に開始しましたところ、これまでの約５か月間で約230人の方からの御応募をいただいております。この約230人の人数は、募集期間６か月で約90人を確保しました平成27年、同じく10か月で約180人を確保した令和２年をともに上回っており、手応えを感じているところであります。

一方で、調査員業務の負担軽減も調査員確保に有効とされており、国では調査員が行う調査実務の一部簡略化を検討しているとのことであります。また、デジタル広報の積極導入をはじめとする強力な周知広報も展開し始めております。国勢調査に対する市民の認知度が向上すれば、結果的に調査員の負担軽減にもつながると期待されています。

改めて本市におきましても、市民に対するインターネット回答の積極的な推奨や、調査員と本市、また調査員に指導や支援を行う指導員を加えた３者間の連携方法や連絡手段の見直しなど、本市の裁量の範囲内でできる限りの負担軽減策を検討し、実践していく予定であります。このような負担軽減策をＰＲし、今後の調査員募集に生かしてまいります。国及び本市の取組を通して、調査員の確保だけでなく、調査員の業務負担の軽減、市民の皆様の利便性向上、さらに国勢調査事務全体の効率化にもつなげていきたいと考えております。

以上であります。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　様々な工夫を検討していることが分かりました。総務省は令和７年調査にて試行的にではありますが、一部の地域において、オートロックマンション等の集合住宅で構成される調査区に限定して、日本郵便株式会社が提供する特別あて所配達郵便のサービスを利用し、郵送配布方式を導入することが予定されているそうです。郵送配布方式が進めば調査員の負担もより軽減されると思われます。

次に、令和２年国勢調査実施状況によると、調査員の年齢は60歳以上の割合が62.7％、70歳以上が33.8％と、どんどん高齢化が進んでいます。市川市は市内の大学とも様々な連携をしていますが、国勢調査員として市内大学生を活用することについて、どのように考えているのかお伺いします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

学生を含む若い世代に国政調査員を担っていただくことは、調査への理解や協力といった調査環境の改善につながり、本市には大きなメリットがあるものと考えています。一方、調査業務に従事する学生にとりましても、調査活動を通してコミュニケーション能力の向上、大学の講義などでは得られない社会経験を積むことができるなど、一定の効果もあるものと思います。このような考えから、本市ではこれまで市内の大学や学生が通学する際に利用する駅などにポスターやチラシを設置するほか、ＳＮＳも活用しながら国勢調査員募集の情報に触れる機会を創出してきたところであります。しかしながら、実際には若い世代の方からの応募は全体的に少ない状況ではあります。

そこで、今後は市内の大学生を対象に、例えば協力をいただいている大学において全員にＱＲコードを載せたチラシを配布したり、学生が編集発行している情報発信紙に国勢調査の取材をお願いするなど、さらなる周知に努めてまいります。

御質問の市内大学生の活用とのことですが、基本的に調査員応募は公募、いわゆる学生が自ら手を挙げていただくことが必要です。そのためにも、これからさらにもう一歩踏み込んだ周知活動を行い、学生が自ら手を挙げやすい環境づくりに努めてまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。せっかく日頃から市内の大学と様々なつながりがあるわけですし、もっと積極的にお願いしてみてもよいのかなと思います。私の地元の自治会行事にも、市内の大学生たちがお手伝いに来てくれたりしていますが、若い方たちが入ると活気が生まれますし、高齢の方々との交流も生まれ、こういったつながりを大切にしていけば災害時もきっと助かるのだろうと考えたりします。調査員のお仕事は大学生もきっとよい社会経験になりますし、お小遣いも稼げますから、募集の仕方によっては伸び代があると思いますので、もう一歩踏み込んだ周知活動をお願いし、こちらの質問を終わります。

次に、大項目４、スポーツの力でまちを元気にする取組について、トップスポーツチームとの連携について。

田中市長の施政方針の中に、「スポーツの力でまちを元気にしていきたい」とありました。市川市では、様々なプロスポーツチームと連携していますが、具体的にどのような活動を行っているのか、これらの団体との活動について、市はどのような評価をしているのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

現在本市では、プロ野球球団である千葉ロッテマリーンズ、プロバスケットボールクラブである千葉ジェッツふなばし、日本社会人アメリカンフットボールリーグに所属するブルーサンダース、日本フットボールリーグに所属するブリオベッカ浦安・市川の４つのチームと協定を締結し、ジャパンラグビーリーグワンに所属するクボタスピアーズ船橋・東京ベイとホストエリア登録をしております。本市では、これらの団体と連携し、第２期市川市スポーツ推進計画に基づきスポーツの推進に取り組んでおります。取組の具体例といたしましては、子育て世帯、小学生等を対象にしたイベントの開催や学校訪問を実施することで、多くの市民が実際に選手等と交流する機会をつくっております。また、各公式戦等へ市民の皆様を招待していただき、選手たちが試合や競技に挑戦する姿を観戦する機会もつくっていただいております。

本市では、これら取組において、市民の皆様のスポーツに対する関心や意識の向上につながるとともに、スポーツに取り組むきっかけづくりになるものと評価しております。また、このような効果のほか、公式戦の会場で本市のＰＲ活動を行うことなどが可能であり、シティセールスといった面においても寄与しているものと評価しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。イベントや学校訪問などの活動は子どもたちのモチベーションも上がりますし、積極的にどんどん行ってほしいと思います。もう10年ほど前になりますが、うちの子どもたちが小学校に通っていた頃、クボタスピアーズの選手たちがタグラグビー教室を開催してくれていると聞いていました。

そこで再質問です。小学校と連携してどのような取組をどの程度行っているのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

小学校と連携した具体的な取組といたしましては、学校へ選手やコーチが訪問して競技等を体験する機会をつくっていただいております。千葉ロッテマリーンズはボール遊び、千葉ジェッツふなばしはバスケットボール、ブルーサンダースはフラッグフットボール、クボタスピアーズ船橋・東京ベイはタグラグビーの体験をそれぞれ行っていただいております。

次に、各団体の取組の実施回数でございますが、令和４年度は、千葉ロッテマリーンズが10回、クボタスピア

ーズが４回実施しており、令和５年度は、千葉ロッテマリーンズが10回、千葉ジェッツが９回、クボタスピアーズが５回、ブルーサンダースが１回実施しております。そして、ブリオベッカ浦安・市川に関しましては、令和６年８月より本市と協定を締結し、学校訪問において児童に対しサッカー教室を開催していただいております。今後も各スポーツ団体と連携を図り、継続して児童と選手等が交流する機会を推進してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　ありがとうございます。

最近は、連携するプロスポーツチームが増えたので全体として開催回数が多いですね。そして最近では、各チームそれぞれ、主に小学生を対象としたスクール活動も活発に行われていると聞いています。学校訪問をはじめ、子どもたちや市民と触れ合える機会は、スポーツの力でまちを元気にするために必要な活動だと考えます。そして、その効果をさらに高めるために活動を行っているトップスポーツチームをもっと市民に知ってもらい、興味や親しみを持ってもらうことが必要だと考えます。例えば、近隣の船橋市や松戸市では、市と連携しているスポーツチームを紹介するウェブページを作成し、公開しています。ほかにも連携しているチームのＰＲ動画を作って公開するような取組もできるのではと思います。

そこで、市として連携するトップスポーツチームをもっと積極的に紹介するような取組をする考えはあるのか、お伺いします。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

本市といたしましても、連携するトップスポーツチームの活動など、スポーツの情報発信を推進することで、市民の皆様がスポーツへの興味や関心を持っていただき、スポーツに関わる人数の増加及びスポーツの力でまちを元気にすることにつながるものと考えております。そこで、市公式ウェブに本市と連携するチームの紹介ページを作るなど、市民の皆様が情報を得やすくするための改善から着手するとともに、効果的な周知方法を検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　前向きな御答弁ありがとうございます。ぜひウェブページの作成、よろしくお願いいたします。

そして、市川市では今後、市民プールを閉鎖し、北東部に新たにスポーツを行う拠点を整備することを検討していますが、スポーツ施設を造ることと併せて、ソフト面の取組についても検討していく必要性があるのではないでしょうか。そのためには、今からプロスポーツチームとの協力をさらに拡大し、連携を強化していく必要があると考えますが、本市の考えをお伺いします。

○稲葉健二議長　鎌形スポーツ部長。

○鎌形秀昭スポーツ部長　お答えいたします。

本市では、スポーツを通じて心身の健康や豊かさの増進といった健康な体づくりやコミュニティーの創生、生きがいづくりによって明るい人間をつくることを推進し、市の基本目標である真の豊かさを感じるまちの実現に取り組んでおります。目標を実現するためには、施設の整備と併せて市民がスポーツに触れる機会をつくり、興味を持つきっかけをつくる、いわばソフト面の施策も重要と考えております。このような点から、トップスポーツチームとの連携は欠かせないものであり、これからも協定を締結しているチーム、そして、ホストエリア登録を行っているチームと協議を重ねながら、協力体制を強化していきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　分かりました。トップスポーツチームが市内で様々な活動を行っている中、市側からの発信が弱い気がしています。オリンピックやワールドカップのときはかなり発信していましたが、ふだんから連携しているトップスポーツチームのことをもっと発信すべきです。例えば、庁舎内に横断幕を掲げるとか、ＰＲ動画をどんどん流すとか、盛り上げる仕掛けは必要だと考えます。そして、様々なトップスポーツチームで活躍している市川市出身選手もたくさんいます。どんどん紹介して、市川市に暮らす子どもたちのモチベーションを上げていくことで、町が元気になるのではないでしょうか。まずは、できることからすぐに進めていただきたいと願います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　この際、暫時休憩いたします。

午前11時50分休憩

午後１時開議

○つちや正順副議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

増田好秀議員。

○増田好秀議員　無所属の会、増田好秀です。一般質問を行います。

自殺対策について。

先順位者の方も共有してくれましたが、厚生労働省が発表した昨年１年間の全国の自殺者数は暫定値で２万268人、これは昭和53年の統計開始以降２番目に少ない人数です。反面、児童生徒の自殺者数は527人で、これまでで最も多かった令和４年の514人を上回って過去最多です。そして、今回、特に市川市の自殺者数については言及しませんが、市川市内においても、あまり聞かなかった公にならない若い学生の方たちの自殺について耳にする機会が増え、状況の変化を感じています。

そのような背景を踏まえて、まず、(1)地域自殺対策強化交付金について、ア、今までの利用状況について、市川市では、これまで国の自殺対策の交付金をどのように活用してきたのか伺います。よろしくお願いします。

○つちや正順副議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市は平成21年度から26年度まで、この交付金の前身である地域自殺対策緊急強化基金を活用し、平成27年度からは地域自殺対策強化交付金を活用して自殺対策を推進しています。これまでリーフレットの作成や配布、ポスターの製作など、自殺防止に関する普及啓発のほか、令和２年度からは専門職によるこころの健康相談を実施するなど様々な対策に取り組んでいます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　増田議員。

○増田好秀議員　分かりました。次に移ります。

イ、今後について、補助金には多くのメニューがあり、市川市も答弁以上の取組もできると思いますが、今後どのような活用を考えているのか伺います。お願いします。

○つちや正順副議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

来年度につきましては、地域で活動する民生委員、自治会やＮＰＯ法人等の関係者の方々に御賛同いただけた場合、自殺対策の普及啓発に御協力いただけるよう、人材養成のための補助金活用の検討をしてまいりたいと考えています。

以上でございます。

○つちや正順副議長　増田議員。

○増田好秀議員　分かりました。地域人材活用を考えたよい取組だと思います。今後の取組を注視させていただきます。

その上で、答弁とは違う視点の事業について質問を続けます。ウ、ＳＮＳ地域連携包括支援事業について、国は令和３年度にＳＮＳ地域連携包括支援事業を設け、自殺対策を推進しており、相談体制の強化の上で有用と考えますが、市の認識について伺います。お願いします。

○つちや正順副議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

ＳＮＳ地域連携包括支援事業は、ＳＮＳ等による相談体制を強化し、相談から具体的な支援につなげるため、地域のネットワークを活用した包括的な支援体制を構築することを目的として、令和３年度に開始された事業です。相談から専任職員による継続的な支援や地域のネットワークを活用した支援につなげることが可能となることから、相談体制の拡充が図られ、有効な自殺対策であると認識しています。

以上でございます。

○つちや正順副議長　増田議員。

○増田好秀議員　有効な自殺対策であると認識している旨、分かりました。

次に移ります。(2) ＳＮＳ地域連携包括支援事業における連携自治体専用アカウントについて、ア、現在の本市の認識について、２年３か月前の2022年12月定例会でＳＮＳ地域連携包括支援事業の導入について質問を行った際は、先行して実施している自治体の状況などを参考に検討していくという答弁をいただいています。この事業では専用アカウントが必要になりますが、検討状況を踏まえ、現在の市の認識について伺います。お願いします。

○つちや正順副議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

ＳＮＳ地域連携包括支援事業において、ＳＮＳ相談を行うＮＰＯ法人自殺対策支援センターライフリンクのウェブサイトでは、令和５年10月時点において、当該事業を行っている自治体は全国で24あり、県内では松戸市がこの事業を行っています。当該事業の連携自治体専用アカウントは自殺ハイリスク者に届けられ、専用アカウントから入ったＳＮＳ相談は速やかに対応がされることから、自殺リスクの高い相談者に重点的に対応できるメリットがあります。しかし、令和３年度に開始された新しい事業ということもあり、利用自治体や利用実績が限られていることから、利用状況の推移を見守っていきたいと考えています。

以上でございます。

○つちや正順副議長　増田議員。

○増田好秀議員　分かりました。答弁に補足させていただきますと、昨年、令和６年９月末段階では、さらに６自治体増えて事業を行っている自治体は30です。その上で、事業自体はハイリスク者に届けられ、自殺リスクの高い相談者に重点的に対応できるメリットがある反面、市川市は引き続き利用状況の推移を見守っていきたいという答弁でした。少しだけ食い下がらせていただきます。

次の項目、イ、今後について、前回は「＃いのち　ＳＯＳ　いちかわ」の運用を行う旨、共有させていただきましたが、その後、健康支援課の職員の方たちと情報交換させていただく過程で、保健所を持たない市川市は「＃いのちＳＯＳ千葉」というアカウントで運用されることを教えていただきました。その上で、答弁いただいたとおり、県内では松戸市が先行して「＃いのちＳＯＳ千葉」のアカウントで事業を行っています。今後、松戸市と同様に、市川市も後発として同アカウントを使用して運用を行う考えはありませんか、改めて伺います。お願いします。

○つちや正順副議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では、長年にわたり悩みや心配事を抱えた市民の方に対し、電話や対面、メールによるこころの健康相談を365日実施し、専門職による相談対応をしており、多くの方が利用されています。また、本市では、自殺対策関係機関連絡会を開催し、相談機関、病院、医師会、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会、警察署などと連携して自殺対策の推進に取り組んでいます。このため、現時点ではＳＮＳ地域連携包括支援事業との遜色のない対応ができていると認識しています。今後は、「＃いのちＳＯＳ千葉」の実績などを注視しつつ、引き続き現在の取組を継続し、相談体制の充実に努めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　増田議員。

○増田好秀議員　電話や対面、メールによる対応をしていて継続との答弁です。若い方たちへの自殺対策を考えると、私の考えは少し違います。意識しなければならないのはコミュニケーション方法の変化であり、ＬＩＮＥとＳＮＳが出てきて、了解は「りょ」だけ、20代の方たちのコミュニケーションツールの基本はティックトックのＤＭ、10代はフォートナイト、デジタルネーティブに合わせた口頭での対話が難しい方や、対面や電話によるコミュニケーションが苦手な方たちにもアプローチが必要ということは、やはり２年３か月前に議場で共有させていただきました。

あれから少しだけ時代が進みました。再質問になります。昨年、令和６年６月26日地方自治法改正で、第260条の49、指定地域共同活動団体に関する事項が新設され、地域の主体、団体の活用が規定されました。当然、地域の主体、団体には、ＳＮＳ地域連携包括支援事業者を含みます。その上で、今後地域の主体、団体等を生かすような施策は考えていますか、市の認識を伺います。お願いします。

○つちや正順副議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

指定地域共同活動団体制度は、令和６年の地方自治法の改正により創設されたもので、この制度の中核を担う地域的な共同活動を行う指定地域共同活動団体は、ＳＮＳ地域連携包括支援事業における地域のネットワーク団体として相談者の支援を行うことが考えられます。本市におきましては、自殺対策関係機関連絡会を通じて、地域の様々な団体と連携することにより情報交換が図られており、支援を必要とする方に適切な助言を行うことができていると考えられます。このため、まずは地域の団体とより緊密な連携を図っていくことで自殺対策の強化をしてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　増田議員。

○増田好秀議員　市の認識は分かりました。昨年、令和６年９月26日、総務省から都道府県総務部長や指定都市総務局長宛てに送られ、市川市含め各市町村に周知されている「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る考え方についての助言資料だけを見ても13ページに及んでいます。そして、地方自治法の一部が改正されたことは

承知していても、保健部含め各部署が詳細を把握し切れていない可能性があると思い、質問させていただきました。令和６年５月14日衆議院総務委員会の国会会議録を改めて確認してみると、委員からの「地域性とか構成員の属性に限定することなく、より幅広い団体と連携していった方が地域が抱える課題解決に向けてより可能性が広がるのでは」という質問に対して、総務省の参考人は、「法律上、特に地縁などの要件等は定めておらず、他の地域から当該地域において課題解決のために指定地域共同活動団体と連携して活動を行う主体を特に排除するものではない」という答弁がされています。

その上で、市川市の先ほどの認識は、市川市の地域の団体とより緊密な連携を図るという趣旨だと思います。ですが、より広い視野が必要であり、市川市の自殺対策を考えると、特に自殺対策に特化したＮＰＯ法人等の民間団体との連携協働は重要です。重要な理由を地方自治法改正第260条の49、指定地域共同活動団体制度の運用の面から共有させていただきます。総務省資料は13ページですが、私は３点だけにまとめます。

１点目、地域課題の解決、自殺対策を含む市川市の問題に対して、多様な主体と協力して、効果的な解決策を見つけることができます。２点目、連携強化、密接に連携することで、市川市の実情に即した支援や施策の実施が容易になります。いのち支えるいちかわ自殺対策計画実施の担い手として、役割分担も視野に入れたいところです。３点目、知識やノウハウの共有、団体等と連携し、情報や専門知識を共有することで、より質の高い活動が可能になります。市川市は市川市のことについて深く知っている反面、複数の自治体と協働している団体は自殺対策について広く知見があります。改めて共有するまでもありませんが、団体を指定するのは市長です。冒頭少し述べましたが、自殺対策を筆頭に指定地域共同活動団体制度を各部署レベルで詳細に把握し、運用していくことが、市民から見た自治体間の優劣を決める今後の試金石になると予見しています。今後の取組を改めてお願いします。

全体的な市川市の自殺対策についてはまだまだお伝えしたいことがありますが、今回はここまでにしておきます。今回のやり取りが少しでも市川市の役に立てばと思います。以上です。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　石原みさ子議員。

○石原みさ子議員　こんにちは。創生市川・自民党第１の石原みさ子でございます。

東北地方沿岸部を中心に大きな被害をもたらした東日本大震災は、３月11日、昨日、発生から14年を迎えました。当時、ここ市川は震度５弱の地震に見舞われ、市議会は開会中で質問の最中でした。激しい揺れとともに、旧市庁舎の議場の天井からは、何やら木のくずのようなものがぱらぱらと落ちてきて、皆一斉に机の下に身をかがめました。結局、その日は議会はお流れとなり、再び開会することはありませんでした。議員控え室のフロアには、少しでも安全な耐震してある建物へと、来庁していた市民や職員が隣の棟から移動してきて大混雑。携帯電話はつながらず、国道14号は大渋滞、テレビをつけると津波の映像に絶句しました。それまで１円も新庁舎の建て替え費用を積み立ててはいませんでしたが、その後、災害本部が潰れては市民を救えないという、このときの経験、教訓が生かされ、きっかけとなり、今の新しい市役所が建てられたのでした。市民の命、財産、生活を守ること、これは行政にとっても、議員にとっても、一丁目一番地であることを改めて深く感じながら、通告に従いまして一般質問いたします。

最初の質問は、マンションの防災対策についてです。

現在市川市の人口は約49万5,000人、そのうち６割以上の方が集合住宅で暮らしています。しかし、防災に関する情報は戸建て向けのものが多く、集合住宅特有の対策についての発信は不十分でした。そこで、マンション向けの地震対策について御提案し、令和５年３月、冊子「マンションにおける地震対策」が完成されました。こちらがその現物です。この冊子の中には、マンション特有の困難、例えばエレベーターが止まってしまう、機械

式駐車場から車が出せなくなる、トイレの水を流すと、水が流れていたとしても途中で詰まってしまうから流してはいけない、安否確認はこのようなマグネットシートをドアに貼り、知らせるようにしておくなどの情報が、多くの挿絵とともに説明されていて非常に分かりやすいです。また、とてもよいと思ったのは、それぞれのマンション管理組合などが防災マニュアルを独自で作成する上で、そのひな形が冊子の後半にあり、取り組みやすくなっていることです。「マンションにおける地震対策」は初級編と言えると思いますが、まだまだ浸透しているとは思えません。

そこでお尋ねいたします。冊子が完成してからの市民への周知方法及び冊子を活用した啓発の取組についてお答えください。

○つちや正順副議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

マンションは、耐震性、耐火性に優れている一方で、上層階ほど揺れが大きくなる傾向があり、配管の破損による給排水の停止など、マンション特有の被害が発生することが考えられます。そこで、市では、マンション管理組合などから御意見をいただきながら、マンション特有の被害や、平時や災害発生後に実施すべき対策などをまとめた「マンションにおける地震対策」を令和５年３月に作成しました。この冊子には防災マニュアル作成用のひな形も掲載しており、市公式ウェブサイトで公表するとともに、令和５年８月には、市内に約600あるマンションの管理組合に活用を呼びかけるチラシを配布したところです。その後も、市と一般社団法人千葉県マンション管理士会が主催するマンション管理セミナーの開催通知にチラシを３回同封するなど、継続的な周知に努めております。また、自治会が組織されているマンションなどを対象に、先月開催した防災講話においても冊子を配付し、災害への備えや発災時の対応を紹介したところであり、今後もマンションに特化した地震対策の周知啓発に活用してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁お伺いしました。再質問いたします。災害による被害を最低限に抑えるためには、マンション特有の課題があるということを居住者の皆さんがよく理解しておく必要があると思います。マンションの地震対策に特化した冊子があることを、いまだ知らない人がまだまだ多いと感じます。市内にはマンションが多く、さらなる周知啓発が必要と考えますが、市の今後の取組についてお伺いします。

○つちや正順副議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

市内の住宅戸数に占める共同住宅の割合が６割を超える中、冊子「マンションにおける地震対策」の認知度の向上は重要な課題と認識しております。そこで、より多くの市民に冊子を活用していただけるよう、引き続き地域での防災訓練や講話などを通じて周知啓発に努めるとともに、今後は、例年梅雨入り前や９月の防災週間に合わせて特集記事を掲載している広報紙においても周知してまいります。また、市公式ウェブサイトから誰でも見ることができるユーチューブのショート動画で、合計再生回数が４万回以上となるいちかわ防災塾でも取り上げるなど、若い世代に向けての情報発信も強化いたします。さらには、マンション管理セミナーの御案内に同封しているチラシを色つきの紙にするなど、より目につくような工夫を行い、オリジナルの防災マニュアルの作成や自主防災組織の結成が促されるよう、取組を進めてまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございます。さらなる周知に向けて、「広報いちかわ」の特集記事で紹介

したり、防災訓練や講話の機会を捉えてお話ししたり、また、ユーチューブ、いちかわ防災塾で取り上げる、このいちかわ防災塾、私も詳しく知らなかったんですけど、今回の質問をきっかけに幾つか番組を拝聴いたしまして、とても軽いというか、あまり堅苦しくできていなくて分かりやすく、ああいった番組でしたら、若い人もちょっとした空いている時間に見られるのでとてもいいものだなと思いました。それから、マンション管理セミナーの御案内に目立つようにチラシを同封するということなんですが、これまで何回もマンション管理セミナーの御案内に入れているけれども、問合せがあまりないというのは、やはり見られていないんだと思いますので、ぜひ目立つようにしてお知らせしてほしいと思います。

そして、目指すものとしては、マンションごとのオリジナル防災マニュアルの作成や自主防災組織の結成ということでした。先月、２月に南大野のマンションの方を対象に職員が講師となって防災セミナーが開催されました。私も参加させていただいたんですが、そのときに参加された自治会長さんから、これまでばらばらに――ばらばらにというのはマンションごとにということです――やっていたけれども、マンションの規模や構造が近いマンション同士、今後は意見交換をしたいという声が上がりまして、実際に、その後２つのマンションの役員が第１回目の意見交換会を行いました。次回はほかのマンションも誘いましょうということにもなっております。こういう部分はどうしていますかとそれぞれ情報交換をして、課題解決に向けて考える、そのような交流が生まれたことが、同じ地域のマンション同士でそういった緩やかなネットワークになる、その様子を私は見まして、地域防災力がアップしていく上でとても大切なことなのではないかなと感じました。関係者の皆様には粘り強く、「マンションにおける地震対策」の冊子をＰＲしていただき、１つでも多くのマンション、管理組合、または自治会がオリジナルの防災マニュアルを作成されるように御協力をお願いしたいと思います。

最後に、冊子の巻頭を飾る田中市長のメッセージを御紹介したいと思います。開けて一番最初のページ、初めにのところにあるんですけれども、「マンションは、同じ建物で大勢の方が暮らしているという特徴があり、復旧なども一人では決められないことも多くありますが、皆さんで団結できれば非常に強い共助の関係が生まれることになります。少しでも多くのマンションで防災の取組を進めるきっかけとして、本書をご活用いただければ幸いです」という市長からのメッセージが出ております。本当にそのとおりだと思います。これからの防災の取組の中で共助はますます重要になっていくと考えますので、私もそのつもりで、今後地域の防災について取り組んでいきたいと思いました。

では次に、(2)の質問に移ります。(2)として、マンション居住者は、建物が安全であれば在宅避難者となる可能性が高いと考えます。令和６年６月、内閣府防災担当は、新たに「在宅・車中泊避難者等の支援の手引き」を発表しました。在宅避難者への支援について、市はどのように考えているのかお尋ねいたします。

○つちや正順副議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

大規模地震時の在宅避難は、建物や周囲が安全であることが前提となりますが、少しでも自宅にとどまることに危険や不安を感じる場合には、ちゅうちょなく避難所等の安全な場所へ避難し、身の安全を確保する必要があります。一方で、自宅とその周辺の安全が確認できた場合には、在宅避難も選択肢の一つになり、新しい地震被害想定では、在宅避難者を含む避難所以外の避難者についても約５万人発生すると見込んでおります。また、国は避難所という場所に着目した支援から、避難者一人一人に着目した支援へと方針転換を示しており、本市も昨年12月の地域防災計画の見直しにおいて、在宅避難者に対しても避難所と同様の支援を行うことなどを盛り込んだところです。在宅避難者に適切な支援を行うためには、発災後、その所在や人数、必要な支援内容等を速やかに把握することが重要であることから、在宅避難者の把握方法を検討するとともに、自治会など地域の方々との連携を強化し、発災時の協力体制を構築してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁お伺いしました。新しい地震被害想定というのが市川市でも発表されたわけなんですが、在宅避難者を含む避難所以外の避難者が約５万人発生すると見込んでいるという御答弁でした。５万人も避難所以外に避難する方が生まれるということは、今からいろいろな対策をしなくてはいけないと思うんですけれども、また、国の方針としては、これまで避難所に着目していた支援から、避難者一人一人に着目した支援へと方針転換をしていると。それに合わせて、市も地域防災計画を12月に見直したばかりということでした。つまり、在宅避難者に対しても、マンションのような自宅で避難しているような方に対しても、避難所と同様の支援を行うということが一番のポイントというふうに理解しました。

そこで再質問いたします。在宅避難者の所在や人数、必要な支援内容など、その把握方法はどのように考えているのでしょうか。また、在宅避難者への物資の提供方法についてもお伺いします。先ほどお話ししました南大野で開催されましたマンションセミナーの際にも、参加者の方から、実際、家で避難しているような状態でも物資を受け取ることができるんだろうかという質問がございました。お答えをお願いいたします。

○つちや正順副議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

在宅避難者の把握については、地域の防災拠点である小学校での受付やインターネットを活用した在宅避難届のほか、地域からの情報提供の仕組みづくりを検討しているところです。また、物資の提供については、収集、把握した在宅避難者の情報に基づき、地域の協力も得ながら、原則として、小学校などの避難所において、食料などの物資供給を行う計画となります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁お伺いしました。在宅避難者も避難所と同様の支援を受けられるという原則に従って、小学校で食料などの物資供給を行う計画ということでした。では、誰が何人分をもらいに行って、配るのかなというふうにすぐ頭に浮かんだんですが、こういうやり方はいかがでしょうか。在宅避難をしている人が複数いるマンションを在宅避難所として捉えて、マンション管理組合側から在宅避難所として登録をしてもらいます。そして、市はその登録によって、所在人数、必要な支援を把握する。ぜひ、次回の避難所立ち上げ訓練の際に、マンションの多い地域でモデルとして試してみてはいかがでしょうか。人数を知らせてもらい、物資を渡して配ってもらう、そういった訓練を今からしていく必要があるのではないかなと思いますので、御検討をお願いいたします。

混乱が予想される発災直後、行政が在宅避難者の分の食料を配るのは難しいと思われます。そこでお伺いします。安全な在宅避難のための自助や共助の備えとして、どのような備蓄があるとよいのか、市の考えをお伺いします。

○つちや正順副議長　本住危機管理監。

○本住　敏危機管理監　お答えします。

安心して在宅避難を行うためには、建物や室内の安全対策と合わせて、備蓄品などの準備や確認も大切であることから、減災マップや水害ハザードマップ、市公式ウェブサイトや広報紙などによる周知啓発に努めております。また、食料や飲料水などについては、ふだん食べ慣れているものを少し多めに買い置きし、消費しながら買い足していくローリングストック法の周知についても強化しているところです。特に、温かい食事は避難生活のストレスを和らげる効果もあるため、簡単な調理やお湯を沸かすことができるカセットコンロとガスボンベの備

蓄も併せて推奨しております。さらに、トイレを我慢することは健康被害にもつながることから、携帯トイレについても、１人につき１日５回分、最低３日分以上で15回分以上の備蓄を呼びかけております。

なお、マンションなどで自主防災組織を結成している場合には、携帯トイレをはじめ、カセットコンロやガスボンベなども自主防災組織資器材購入費等補助金の対象となるので、こうした補助金を活用して、備蓄品の充実についても進めていただければと考えております。

市といたしましては、マンションにおける防災講話や訓練を実施する際には、マンション特有の困難や被害の特徴を踏まえ、備蓄食を使った調理法や携帯トイレの使い方といった、より実践的な内容を取り入れた周知啓発に引き続き取り組んでまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁お伺いしました。安心して在宅避難を行うためには、食べ物、飲み物はローリングストック法で、カセットコンロやガスボンベがあると温かいお茶も飲める、そして、携帯トイレの備蓄は１人分最低３日で15回など、どれも大事な情報だと思いました。

最後に御提案です。マンションにおける地震対策、先ほど御紹介した冊子は発災直後に役立つ初級編です。そこで、安全な在宅避難生活を送るための自宅避難中のマニュアルとして、中級編を作成してはいかがでしょうか。その冊子には、避難所運営の知恵を落とし込み、例えば、公助は最初の３日間は全く期待できないから共助と自助でやっていくんですよとか、ドアに貼る安否の、こういったマグネットシートは、平時から貼り出す訓練をして、安否の人数把握がすぐできるようにしましょうですとか、水は１人１日３リットル、３日で９リットル蓄えてくださいなど、マンション特有の災害での状況の中で、安全に安心して在宅避難生活が送れるようなノウハウとなるような情報を集めた、そういった冊子が中級編としてあると、初級編でマニュアルを作ったマンションが、実際起こった後どういうふうに、起こった直後よりも、その後の避難生活のほうが長いわけですから、避難生活をどう過ごせばいいのかというところでとても助けになると思います。どうぞ、次の段階として中級編の作成を要望いたします。御答弁ありがとうございました。

では、次の質問に移ります。次の大項目は、心を育てる読書教育の充実についてです。

教育長による教育行政運営方針では、「本市が長年積み重ねてきました心を育てる読書教育に、より力を入れていきます」とございます。市川市の教育は読書に力を注いできたというお話を、これまで何度も耳にしてきました。その発端は、1979年から13年間にわたり教育長を務められました山口先生の花いっぱい・音楽いっぱい・読書いっぱいの市川教育にあるのだと思います。それから約50年、子どもたちは１人１台タブレットを持ち、スマホを操り、活字離れが叫ばれている昨今、市川の読書教育はどのような状態にあるのだろうかと疑問と懸念を抱いて質問いたします。

まず、(1)として、学校教育の中での読書活動についてお尋ねいたします。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

学校教育における読書活動とは、様々な本、図鑑、新聞、雑誌などを読んだり、何かを調べるためにこれらを読んだりする活動で、本市では、この活動を推進するために全校に学校司書を配置するなど、読書活動の充実を図っております。読書活動は、主に学習の中で取り組む活動と学校全体で推進する活動とがあります。学習の中で取り組む活動といたしましては、小学校では国語科の時間に図書の時間を設け、学校図書館を利用した自由読書や調べ学習で本を用いた活動を位置づけています。また、小中学校ともに、国語科以外の教科や総合的な学習などの学習の中で、図書資料を活用した調べる活動を位置づけています。学校全体で推進する活動として、朝読

書の実施や委員会活動を中心とした児童生徒による読書活動を推進するイベントの企画実施、学校司書による読み聞かせや本の紹介、児童生徒や教職員のお薦めの本の紹介文の掲示、参加者同士で好きな本を選んで紹介し、討論し合うビブリオバトルの実施など、各学校工夫を凝らして読書活動の推進に取り組んでおります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁お伺いいたしました。学校教育の中で読書活動といった場合に、学校の中で取り組む活動、主に国語の時間ですとか、図書の時間がそれに当てはまるわけですが、調べ学習、自由読書もこちらの活動に位置づけられているということです。そしてもう一つは、学校全体で推進する活動があるということで、特にその代表的なものとして朝読書の実施を挙げていただきました。

そこで再質問いたします。学校全体で推進する活動として朝読書の実施とありますが、もう少し詳しく、どのくらいの学校で実施しているのか、どのくらいの時間行っているのか、お答えをお願いいたします。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

朝読書とは、朝の授業開始前に全校一斉で読書をする取組で、継続して読書に親しむ時間を確保することで、読書習慣の定着を図ることを狙いとしています。市内小中学校及び義務教育学校における朝読書の実施状況は、小学校で87％、中学校で81％、全体では85％となっております。実施の時間や日数につきましては各学校で決めており、小学校では週１回から２回、授業開始前の10分から15分程度で実施している学校が多く、中学校では週４回から５回実施している学校もございます。また、今年度は朝読書を実施していない学校も次年度の実施を予定している学校が複数校ございます。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁お伺いしました。朝読書は授業開始前の10分から15分を使って行っており、小学校で週に一、二回、中学校では週に四、五回ということです。また実施状況は、小学校が87％、中学校が81％、全体で85％ということでした。市立学校全校での実施とはなっていないようですが、これは校長先生の方針によって読書以外の活動を朝の時間に行っている、例えば算数の計算問題ですとか、そういった別の活動を行っているというふうに理解しております。

朝読書の現状について今御答弁いただいたんですけれども、この現状を捉えた上で、教育委員会としてはどのような見解をお持ちでしょうか、お伺いいたします。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

読書の習慣をつけるために朝読書は有効な方法の一つと言えます。朝読書実施率85％は、多くの学校が教育課程を工夫し、学校の実態に合わせて取り組んでいる成果であり、教育委員会といたしましては、85％は高い数字であると捉えております。また、教育委員会では、令和６年度より学校長、園長に対し、第４期市川市教育振興基本計画の実現に向けた重点項目の５つを示し、各学校が自校における現状と課題を把握し、具体的な取組として学校運営に反映させております。読書活動は豊かな心の育成に向けた施策ではありますが、重点項目の一つでもある確かな学力の育成に関わる言語能力の育成の具体的取組といたしましても、多くの学校が朝読書や読書に関するイベントの実施を挙げ、読書活動の充実に向けて取り組んでいると認識しております。今後も引き続き読書活動を推進してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁を伺いました。来年度は、現在朝読書を実施していない複数の学校でも実施予定ということですので、期待しております。朝読書実施率85％、これが高いのか低いのか、私自身判断できないでいたんですけれども、教育委員会としては高い数字というふうに捉えていらっしゃるということが分かりました。先ほど申し上げました、花いっぱい・音楽いっぱい・読書いっぱいの山口教育長が今いらしたら、どのようにおっしゃるのかなとちょっと考えました。

市川市教育振興基本計画第４期が令和６年１月に策定されています。その中で、方針１「子どもたち一人ひとりの可能性を引き出す教育の推進」の中の目標２に「豊かな心の育成」というページがありまして、そちらに「読書活動の充実」が位置づけられています。豊かな感性や想像力を養うことは、その後の何十年もの人生を楽しく明るいものにすると考えます。子どもたちの心の教育に一層の注力をお願いいたします。

また、読書活動の充実のページには、「読書環境の整備を進めます」、「デジタル社会に対応した図書館資料の整備を進めます」とございます。最初の御答弁の中で、子どもたちの調べ学習は学校の授業でよく行っているということだったんですが、今子どもたちの調べ学習は、本来はタブレットで参考文献などをチェックして、実際にそこで分かった本を自分で手に取って、そして、それを見たり、読んだりするものではないのかなというふうに私はイメージしていたんですけれど、学校内の図書室にはいまだＷｉ－Ｆｉの環境がございません。つまり、整備されていないので、子どもたちはそこまでの調べ学習ができないでいるんですね。検索して出てきた情報をそのまま信じてしまうということにならないでしょうか。調べたつもりになっていないでしょうか。そのような心配がございますので、どうぞ、教育委員会としてはもう十分に分かっているとは思うんですけれども、図書室のＷｉ－Ｆｉ環境を整備していただいて、財政部ではぜひ予算の確保をよろしくお願いいたします。強く要望いたします。

次に、(2)読み聞かせボランティアの協力の現状及び市立学校とボランティア団体との連携についてお伺いします。全ての学校ではないと思いますが、ＰＴＡ活動に読み聞かせボランティア活動があります。私自身、10年ほど前から息子の在籍する小学校のいろいろなクラスで朝の10分程度読み聞かせをしてきました。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校内へ関係者以外の大人が入ることができなくなり、一時中断を余儀なくされました。現在、このＰＴＡによる読み聞かせボランティア活動がどのようになっているのか、現状をお答えください。また、学校とボランティアとの連携についても御説明ください。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えします。

初めに、読み聞かせボランティアの協力の現状についてです。令和５年度の読み聞かせボランティアの活用は、小学校は38校中31校、中学校、特別支援学校は16校中２校、義務教育学校は前期課程で活用しております。中学校では、生徒が小学校へ訪問し、読み聞かせを行っている学校もございます。また、読み聞かせボランティアの協力状況は、新型コロナウイルス感染症拡大前の平成30年度は小中学校合わせて39校であり、コロナ禍におきましてはやむを得ず実施できなかった団体もありましたが、５類感染症移行後の令和５年度は小中学校全体で34校と、コロナ感染拡大前の協力体制に戻りつつあります。

次に、学校とボランティア団体の連携についてです。読み聞かせボランティアの活動は、児童生徒が本と親しむ機会となり、ボランティアの方々の読み聞かせを通じて多くの本と出会うことで、豊かな情操を育む機会となっております。読み聞かせに使用する本の選書につきましては学校によって異なり、ボランティア団体の考えを基本に選書している場合や、ボランティア団体と学校司書が協力して選書している場合があります。また、学校が選書の観点をボランティア団体に依頼したり、学校司書とボランティア団体が選書会議を行ったりする学校も

ございます。また、読み聞かせだけでなく、蔵書点検や本の修理等でボランティアが協力している場合もあります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁お伺いいたしました。小学校では38校中31校で実施と予想よりも多くの学校で行われているんだなということが分かりまして、少し安心しました。また中学校では、生徒が小学校へ訪問して読み聞かせを行っている学校があると、こういったすばらしい取組をしている中学校があるんだなということ、また、お兄さん、お姉さんに読み聞かせをしてもらって、きっと小学生もうれしいと思うので、ぜひこういった活動は続けていただきたいなと思いました。

学校との連携についてですが、ボランティアの読み手はいつも本選びに苦労しております。例えば、４年生は１学期に落語を取り上げますとか、３年生は斎藤隆介のモチモチの木を国語でやったばかりですなど、情報を提供していただけるとありがたいのではないかと思います。私も現在も母校で読み聞かせをやっているんですけれど、朝、絵本を持って教室に入りますと、どの学年も、どのクラスも本当に静かに熱心に、途中で動いたり、おしゃべりする子どもは１人もいなくて、お話をよく聞いてくれます。

あるとき、教頭先生から、どの子も読み聞かせは大好きで、ふだん自分では積極的に本を手に取らない子どもも読み聞かせだと熱心に聞いています。これをきっかけに自分で本を手に取るように育ってほしいというコメントをいただきました。また、ある校長先生からは、修学旅行で６年生が現地の方からお話を聞くときに、熱心に集中して聞いてくれたと喜ばれました。日頃の読み聞かせの成果ですねというお話を伺ったこともあります。そのようなやりがいのある読み聞かせ活動ですが、連携して持続的に活動していく上での課題についてお伺いいたします。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

抽出した学校に調査を行ったところ、どの読み聞かせボランティア団体も人員の確保、部員集めが課題となっております。読み聞かせボランティア団体の構成メンバーは、ＰＴＡがサークル活動している場合や、ＰＴＡとＯＢによる団体、地域の方々など、学校によって様々であります。読み聞かせは、あくまでもボランティア活動でありますが、読み聞かせボランティア団体では、多くの方に協力いただけるように募集の方法を工夫していました。便りやチラシ、メール配信、新入生保護者説明会での説明、協力者のやりがいを高めるイベントの企画など、各団体では運営の工夫を行っております。

教育委員会といたしましては、読み聞かせボランティアが児童生徒の情操を養う上で大切な役割を担っていると認識しており、各学校が読み聞かせボランティアに協力し支援していけるよう、その大切さを伝えるとともに、学校とボランティア団体とのさらなる連携に向けて好事例などを学校に情報提供してまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁を伺いました。再質問いたします。学校とボランティア団体との連携のための好事例の情報提供をしてまいりますという、最後にそういったお言葉があったんですが、具体的にはどのようにして伝えていくんでしょうか。

○つちや正順副議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　お答えいたします。

好事例につきましては、教育委員会が発行している学校図書館支援通信で、各学校で活動されているボランテ

ィア団体の取組事例を紹介することや、教育委員会主催の学校司書研修会の中で、市川市で行っている読み聞かせ会や読書に関わる様々な活動を紹介することなど、学校及びボランティア団体へ常に情報の提供を行っておりますが、さらなる改善を図ってまいります。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。ぜひ今後も引き続き、さらなる改善を図っていっていただきたいと思います。そして、ボランティアの皆さんが孤立することのないように、学校の先生方とつながっていることで非常に読み聞かせ活動がスムーズにいくようになりますので、時々の情報提供などよろしくお願いしたいと思います。

では次に移ります。(3)市民図書室についてお伺いします。設置の経緯と現状、市民図書室で活動しているボランティア団体の会員数、活動内容、課題についてお答えください。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

市民図書室は、昭和56年に塩焼小学校、稲越小学校、昭和60年に福栄小学校、平成３年に大柏小学校に開かれた学校の一環として、学校図書室とともに読書教育の推進を担うことを目的に設置されました。その後、稲越小学校の市民図書室は、須和田の丘特別支援学校小学部教室増設に伴い令和２年度末に閉室、現在は３校での運営となっております。市民図書室の開室日時は、毎週水曜日、土曜日、日曜日の午前10時から午後４時であり、施設では、乳幼児から高齢者まで幅広い年代に向けた資料約１万6,000冊から２万冊を所蔵、窓口には、市立図書館システムの端末を設置しており、図書室資料とは別に市内図書館所蔵資料の予約、受け取りもできることから、在校児童はもちろん、幅広い年代の住民の皆様に御利用をいただいているところです。

また、各図書室では、地域住民の方が市民ボランティアとして活動しております。各ボランティアの会には、大柏市民図書室約70名、塩焼と福栄市民図書室にそれぞれ約50名の方が会員として登録されております。活動内容としては、図書館職員とともに図書室の資料の貸し出し、返却や整理などを行い、市民図書室の運営に携わるほかに、図書室内外でのおはなし会、絵本の読み聞かせ会、人形劇など地域に密着した活動も行われております。

市民図書室は小学校内に設置されていることから、在校児童の利用頻度が利用者数に影響を与える傾向がありますが、それぞれの施設においては、児童の利用度にかかわらず、利用促進を図ることが課題であると認識しております。市民図書室は児童の読書教育の場であると同時に、地域の方々の憩いの場、活動の場でもあることから、今後とも魅力ある図書室運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁を伺いました。市民図書室は現在市内に３つございます。塩焼小学校、福栄小学校、それから大柏小学校ですね。読書教育の推進を担うということを目的に設置されたということでした。そして、ボランティアの方々は――市民図書室はほとんどボランティアで成り立っていると言ってもいいかと思いますが、ボランティアに登録している方はとても多いんですけれども、長年同じ方が登録されているので、実際は高齢によりあまり活動できなくなっている方もいらっしゃって、実働はその半分ぐらいではないかというふうに言われております。大柏市民図書室は70名だったんですが、実際は40名いるかどうかという感じだと聞いております。また、課題としては利用促進を図ることとありました。

それで再質問いたします。コロナ禍を経て、利用やボランティア活動に変化はあったのでしょうか。コロナの

後のボランティア活動との協働についてどのように考えているのか含めてお答えください。

○つちや正順副議長　板垣生涯学習部長。

○板垣道佳生涯学習部長　お答えいたします。

コロナ禍における休室などの影響により一時的に落ち込んでいた市民図書室の利用状況は、各図書室で差があるものの、全体ではコロナ禍前の利用者数に戻っており、地域の施設としてしっかりと根づいている様子を伺うことができます。なお、小学校の敷地内ということもあり、平日の利用は在校生が７割を占めておりますが、学校が休みの土日につきましては大人の利用も多く、平均すると、子どもと大人の利用割合はほぼ半数となっております。

また、各ボランティア団体の活動の変化としましては、団体からはコロナ禍における活動の縮小の影響もあり、活動から遠ざかっている方も多く、会員数と実際の活動者数の差があると伺っております。中央図書館として協力できることとしましては、各団体からの希望があれば、令和７年度に開催を予定している初心者向けの読み聞かせボランティア養成講座で、講座の修了者に対して団体の連絡先や活動内容を紹介するほか、中央図書館のウェブサイトで活動状況などをお知らせすることなどが挙げられます。ボランティア団体との協働につきましては、地域住民の方が様々な形で本に親しむ場として、団体や学校との連携を図りながら、市民図書室や活動の周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○つちや正順副議長　石原議員。

○石原みさ子議員　御答弁ありがとうございました。利用の様子、平日は在校生が７割を占めるけれども、学校が休みの土日に関しては、大人の利用と子どもの利用がほぼ半数になっているということでした。ということは、もう市民図書室は完全に地域の居場所の一つになっていると言っていいと思います。本に囲まれた住民の居場所、これを私は今後も守っていきたいと思います。

また、市民図書室はお掃除、受付業務、それから、それ以外に読み聞かせの会ですとか、人形劇ですとか、イベントもいろいろございまして、本当にボランティアの皆さんによって支えられている場なんですね。最近は、校内に教室が必要になる状況がずっと続いておりまして、例えば放課後保育クラブの増設ですとか、少人数学級の教室が足りないので市民図書室のお部屋を貸してほしいですとか、いろいろとそういった事情から、学校内に設置してありますので市民図書室のスペースがどんどん狭くなってきております。これ以上スペースが狭まらないように、ぜひその環境整備をお願いしたいと思います。

この質問に当たりまして、私は幾つかの市民図書室を訪問しまして、直接ボランティアの方からお話を聞いてまいりました。課題にありましたように、やはり人材不足が一番の問題で深刻です。貸出作業をする人は見つかっても、人形劇や読み聞かせをする人はハードルが高くて、なかなかやってもらえないという状況があります。ある市民図書室は、本当は１年前の３月でもう解散しようとほとんど決めていたところ、４月に在校生のお母様が２人入会してきて、それを基に活性化されて今継続してできているというお話もありました。現役の保護者の方が入っていればいろいろ情報も入りますし、スムーズなので、学校としましては、ぜひボランティア募集の呼びかけに御協力をお願いいたします。

子どもたちの心を育てる読書教育の充実について、学校の教育の現場、それから地域の方々の協力を得ている朝の読み聞かせ、そして、市内に３つございます市民図書室について御質問してまいりました。最後に、いつまでも市川市の子どもたちが読書いっぱいという気持ちのまま、豊かな心を持って育っていくことを祈念いたしまして、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○つちや正順副議長　この際、暫時休憩いたします。

午後２時７分休憩

午後２時40分開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第１一般質問を継続いたします。

太田丈之議員。

○太田丈之議員　参政党の太田丈之です。通告に従いまして一問一答にて質問させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

大項目１、結婚準備・新婚生活住まい応援事業につきましては、来年度予算案が、当該部分修正の上、可決となりましたので質問を取り消します。

続きまして、大項目２、脱炭素社会の実現について質問いたします。

(1)アメリカの大統領がバイデンさんからトランプさんに代わり、アメリカのエネルギー政策は180度転換しました。これまではバイデン政権の下、グリーンニューディール――脱炭素のことです――を進めてきましたが、これをやめて、エネルギードミナンスにかじを切りました。化石燃料、すなわち石油、天然ガス、石炭を掘りまくり経済を発展させる。日本では、トランプ大統領の頭がおかしいから科学を無視して気候変動を否定するのだという論調で語られますけれども、これはちょっと違っていて、トランプさんだけではなくて、アメリカ共和党はその総意として、気候危機説をでっち上げだと否定しています。それに賛同したアメリか国民がドナルド・トランプを大統領にすることを選択、アメリカの国民は脱炭素政策が環境ビジネス、すなわち、ただの利権であるということに気がつきました。

日本では、国連とか、ＷＨＯとかという組織は権威があるものといまだ信じられています。アメリカの国民は、民主党バイデン政権下において物価が高騰し、治安も悪くなり、あまりにも自分たちの生活が厳しくなったことで、国連などの国際機関も、この大きな利権構造に取り込まれてしまっているということに気がついたわけです。このような世界情勢の中、この脱炭素政策については一度振り返る必要があるものと感じています。

そこで、取組開始から現在までの費用対効果について、費用及び効果、地球の温度が何度低下したか。また、その中で本市の貢献度がどれほどのものであったのかについてお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

脱炭素社会の実現に向けては、建築物のネット・ゼロ・エネルギー・ビル化、いわゆるＺＥＢ化から節電に至るまで、あらゆる事業や業務が多岐にわたって関わるものであるため、それらにかかった全ての費用を算出するのは困難であります。

一方、効果として地球の温度で申し上げますと、2023年の世界の平均気温は産業革命前である1850年から1900年の平均気温に対し、1.45度上昇し、観測史上最高となっており、地球の平均気温はこれからも上昇傾向にあると言われております。脱炭素社会の実現に向けた取組は効果がすぐには現れない特性であり、本市でも地球温暖化対策実行計画を策定し、計画に沿って様々な施策に取り組んでいるところですが、限られた期間での効果を表すことは困難であり、本市の貢献度についても定量的に示すことはできないものであります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。ざっと計算して、本市は毎年数億円から10数億円、もっと多いかもし

れません。これだけの費用を投入して効果が不明ということであれば、通常の事業でしたら即中止となりませんでしょうか。実際、効果が不明どころか、温暖化は全く止まっていないのですから、残念ながら市民の皆さんは、この数億円以上に及ぶ税金投入の恩恵を全く受けていません。なので、今すぐ脱炭素社会への取組を本市が中止したとしても、市民の皆さんには何の影響もない。この環境ビジネス利権の恩恵を受けている一部の方を除き、誰も困らないということになります。誰も困らない。

世界の平均気温は、産業革命以降の125年で1.45度の上昇、対して市川市は平成17年から令和５年までの18年間で平均気温、最高気温とも約1.8度の上昇。18年間で1.8度、世界の平均気温よりもかなりのハイペースで気温が上がっています。市川市だけでなく、都市部では同様に気温上昇が激しい傾向にあります。この気温上昇により、市民の皆さんの生活にどのような影響があったのかお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

気象庁気象研究所によりますと、線状降水帯を含む集中豪雨事例の発生回数は、この45年間で2.2倍に増加していること、そして、令和５年７月下旬から８月上旬にかけての記録的な高温は、地球温暖化がなければ発生し得ない事例であったことが報告されております。また、毎年５月から９月の熱中症による救急搬送者においても近年増加傾向となっており、千葉県内では令和３年に約2,000人でしたが、令和６年には4,000人を超えております。国においても、こうした熱中症による健康被害を深刻に捉え、気候変動適応法を改正し、熱中症警戒情報を制度化するなどの策を講じており、学校での屋外授業や部活動などが制限されるなど、市民生活にも温暖化の影響は少なからずあると思われます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。現在、世界で一番CO_2を排出しているのは中国で約30％、２番目がアメリカで約15％、日本は約３％になります。一番CO_2を排出している中国は、2030年まで排出量をさらに増やすと言っていて、現在も火力発電所の建設を続けています。２番手のアメリカは、先ほどお話ししたとおり、掘って掘って掘りまくると言っています。このような現在の世界情勢を鑑みると、CO_2排出量は減少どころかさらに増加していきます。CO_2が温暖化の原因だとすれば、本市の気温上昇はさらに進むものと思われますが、今後この気温上昇が及ぼす市民生活への影響について、どのような対策を取っていくのかお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

地球温暖化対策に関しては、世界的には1994年に気候変動枠組条約が発効されて以降、各国では様々な取組が進んでおり、日本においても、この潮流の中で地球温暖化対策推進法の制定、地球温暖化対策計画の策定など、国全体としても取組を進めております。本市においても、推進法第４条の定めにより基礎自治体としての責務を果たすべく、必要な取組をこれまでも講じているところであります。温暖化の状況を少しでも進行させないよう、市川市地球温暖化対策実行計画に示したとおり、省エネ対策、太陽光などの再生可能エネルギー設備などの導入を進めるなど、市、事業者、市民が二酸化炭素排出量の削減について危機感を持って対応していかなければならないと考えております。

また、同時に市民の皆様に向けては、熱中症による健康被害が発生しないよう予防策を講じることの重要性について、啓発や呼びかけをすることが必要であると認識しております。地球温暖化対策としてすぐに効果があるものではございませんが、二酸化炭素排出量の削減対策としての日常生活の中で取り組むことと、熱中症など温暖化による影響について予防することを両面から強く推し進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　少なくとも、2030年まで中国はCO_2を減らすつもりがなく、アメリカは増やすと言っています。そこで幾ら日本が頑張ったところで、日本のCO_2排出量は世界の総排出量の３％ですから、のれんに腕押し、ぬかにくぎなわけです。どれだけ税金を投入しても、全て無駄に終わってしまう可能性が非常に高いということになると思います。

このような状況の中で、日本ではＧＸ戦略、グリーントランスフォーメーションとして、今後10年で150兆円の投資をしようとしています。市として、国からの補助金を活用するのも結構なんですけれども、それも一部は市川市民が納めた税金になります。市独自の施策も併せ、脱炭素の施策全てを否定するものではありません。お答えいただいたような熱中症など、温暖化による影響について予防する。例えば、現在進められている体育館のエアコン設置とか、温暖化に順応していくための施策は、これは必要だと思います。また、後で触れますが、省エネとか、新たなエネルギーの開発とかという部分につきましては、本市のエネルギー安全保障の観点から、むしろ積極的な投資が必要であると考えます。

ただし、太陽光発電推進など、CO_2を削減するための施策については無駄に終わってしまう可能性が非常に高いと思っています。過度な投資は控えて、ほどほどにしておいたほうがいいのではなかろうかと思います。御検討ください。

次に進みます。では、(2)廃棄物処理・処分事業（焼却残渣資源化促進）についてお伺いします。最終処分場での埋立量を削減するために、年間３億4,000万円もの費用を投入する意義についてお聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では、自区域内で発生したごみは自区域内で処分することが原則となっており、ごみ焼却により発生した焼却灰等の最終処分についても、自区域内で処分することが原則となっております。しかし、本市では処分場用地の確保が難しく、他市の最終処分場に依存している状況であります。また、環境省の調査におきましては、全国の最終処分場全体の利用可能な残りの年数は、令和４年度時点、残り23.4年程度しかないとのことであります。本市クリーンセンターで発生した焼却灰、令和５年度の実績としては、約１万1,500ｔのうち約7,900ｔを他市の最終処分場に排出させていただいております。

このことから本市では、他市に依存している最終処分場への負担を減らすため、いちかわじゅんかんプラン21において焼却灰などの資源化、有効活用を積極的に推進することとし、令和12年度までに最終処分量を年間3,700ｔ以下とすることを目標としており、これを達成するため、焼却灰の資源化についてはより推進していくこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。

では、本市から最終処分場への搬出状況はどのようなものか、また、今後の搬出先についてはどのように考えているかお聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

現在クリーンセンターの焼却灰は、県内外４か所の最終処分場に搬出をしております。令和５年度の実績内訳は、銚子市約１％で79ｔ、富津市約58％で4,588ｔ、山形県米沢市約15％で1,181ｔ、秋田県の小坂町約26％で

2,019ｔとなっています。しかし、満了等の理由により、今年度で搬出を終了する処分場もございます。来年度からは、現在契約しているほかの処分場において、受入れ予定数量を増やして対応する計画としておりますが、全国的に最終処分場の容量も逼迫していることから、今後はさらに資源化量を増やしていく必要があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。山形県の米沢市、秋田県小坂町まで市川市で発生する焼却灰を運んでいるということなのですが、自区域内で発生したごみは自区域内で処分することが原則ということであれば、市川市内で処分できない場合、近隣の自治体と連携し、広域連携施設を利用することで、持続可能なごみ処理体制を構築するということにはならないでしょうか。

環境省では、都道府県が主体となり、市町村と連携して広域化・集約化計画を策定することを推奨しています。最終処分場の利用年数が残り23.4年ということであれば、ごみの減量と併せ、広域連携での海面最終処分場などの検討が必要になってくるものと思いますけれども、近隣自治体との調整状況、県の動向など、現在の状況をお聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

改めて県に問合せをいたしましたが、現在のところ広域連携により最終処分場を建設する計画はないとのことでございました。このような状況の中、本市としましては、現時点では資源化を進め、他市に依存している最終処分場への排出を減らすことがより重要であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。現在の本市及び千葉県の取組としては、自区域内での最終処分場の確保よりも、最終処分量の減量にほぼ全力を注いでおり、将来的には資源化100％、最終処分量ゼロを目指すということです。コスト面について十分な検討を重ねた上、慎重に進めていただければと思います。

次に進みます。(3)いわゆるプラスチック新法への対応についてお伺いします。現在、本市が進めている脱炭素社会を実現するための取組の一つである温室効果ガスの排出量の多いプラスチックの資源化は、カーボンニュートラルの推進に大きく寄与するものと考えられています。

そこで、いわゆるプラスチック新法への対応について、本市の考えをお聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

国では、令和４年度にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律、いわゆるプラスチック新法を施行し、プラスチック資源回収量の拡大を図ることを目指し、これまで廃棄物であったプラスチック使用製品についても再商品化できる仕組みを設けました。この中で、市区町村はプラスチック使用製品の分別の基準を策定し、適正に分別して排出することを市民に周知するよう努めることとなっております。現在、本市では、プラマークのないその他のプラスチック使用製品は、燃やすごみとしてクリーンセンターで焼却処理をしておりますが、これを分別することで、ごみの減量、再資源化だけでなく、二酸化炭素排出量の削減ができます。このような背景を踏まえ、本市ではプラスチック新法に対応した分別、資源化について検討を進めていくこととしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　プラスチック使用製品の資源化に向けて検討を進めていくということですが、具体的にはどのように進めていくのかお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

検討に先立ちまして、昨年９月にペットボトルやプラマークのついたプラスチック容器の分別収集などについて、ｅーモニターによる市民アンケートを実施しました。現在の週１回の収集について、かさばるため、プラごみは収集日まで家で保管することが負担となっているといった御意見や、ペットボトルを分別収集することについては、それほど負担に感じない方が多かったことなどが確認できました。これらの結果を分析した上で、今年度10月の市川市廃棄物減量等推進審議会におきまして、週１回の収集に対する市民負担の軽減策及び資源化率を向上させるためのプラスチックごみの収集方法についての御意見を伺いました。今後は、現在焼却処分されているプラスチック使用製品を含めたプラスチックごみ全般の分別、資源化について、適宜審議会の御意見を伺いながら検討を進めてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。ペットボトルについては、きれいな状態であれば再生ＰＥＴ樹脂として再利用することができ、バージンＰＥＴ樹脂と比較して60％のCO_2排出を削減することができると言われています。これはこれでいいんですけど、しかし、その過程でかなりのコストがかかります。リサイクル費用の７割が収集、分別、運搬、保管の費用であり、それを負担しているのは市川市含め、もちろん各自治体です。今後、ペットボトルやその他プラスチック、さらに、紙、生ごみなど、リサイクルを進めようとすればするほど自治体のコストは増加し、財政を圧迫することになります。本当にCO_2が地球温暖化の原因であり、世界中がその方向に向かっているのであれば、そこに価値はあるのかもしれませんが、現状はそうではありません。市民の皆さんの負担増につながる施策、過度な投資は控えてほどほどにしておいたほうがいいのではなかろうかと思います。御検討ください。

次に進みます。(4)プラスチック容器分別後の最終的な処分方法についてお伺いします。分別収集したペットボトルとプラスチック容器は、最終的にどのようになっているのでしょうか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

収集しましたペットボトル及びプラマークのついたプラスチック容器は、市内にある民間の中間処理施設に搬入され、資源化に適さない異物を取り除き、それぞれ梱包を行った上で、容器包装リサイクル法に基づき、指定法人である公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通して、資源化事業者へ売却されております。売却された資源物は、新たなペットボトルや繊維の原料、再生樹脂などに使用されております。

なお、中間処理施設で取り除かれた不適物は、可燃物と不燃物に分別の上、クリーンセンターに搬入し、処分をしております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。

では、プラスチック容器について、１つ目、現状どおり分別して、運搬して、ペレットに加工して燃料などとして利用した場合と、２つ目、分別せずに燃やすごみとして燃やしてしまい、クリーンセンターで焼却し熱回収をした場合とで、どちらのケースがCO_2排出量が多くなるのかお聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えします。

クリーンセンターで燃やしてしまう場合、現在再資源化しているペットボトルとプラスチック容器を焼却した場合、１ｔ当たりのＣＯ２排出量は、ペットボトルが約1.8ｔ、プラスチック容器が約2.2ｔ、令和５年度の分別収集の実績は、ペットボトルが992ｔ、プラスチック容器が3,533ｔであったことから、合計で約9,630ｔのＣＯ２を排出することになります。

次に、燃料としてペレット化した場合の資源化処理に伴うＣＯ２の排出量につきましては、圧縮や化学処理などの処理工程において、電力などのエネルギーの使用に伴いＣＯ２を排出していると見込まれますが、公開されていないことから、数量については把握ができておりません。ただし、日本容器包装リサイクル協会の資料によりますと、コークス炉の燃料等としてペレット化した場合、６割は最終的に焼却されるものの、４割はプラスチックの原料となることが記載されていることから、一定の排出削減効果が得られるものと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　プラスチックリサイクル製品のペレット原料は60％が最終的に燃やされているとのことです。問題は、製品化するまでの各工程で排出されるＣＯ２の量が公開されていない、分からないということで、正直、これはどちらか分からないということの御回答だと思うんですけれども、そもそもリサイクルしないで燃やしてしまったほうがＣＯ２排出量が少ないという試算が多々存在します。

本市では、プラスチック容器リサイクルのために、中間処理業者に年間３億5,000万円を拠出しています。ＣＯ２削減効果が不明ということであれば分別回収をやめて、クリーンセンターで燃やすごみとして燃やしてしまえば、そのコスト３億5,000万円がゼロになるだけではなく、市川市はクリーンセンターがありますから、発電による売却益も見込めることになります。しかも、もしかしたらＣＯ２排出量も減るかもしれない。御検討ください。

次に進みます。大項目の５番目、地産地消エネルギーの実現についてお伺いします。

現在本市では、6,000個の住宅用太陽光パネルが稼働しております。2030年までに新たに約３万7,000戸への太陽光パネルの設置を目標としているということですが、市川市の世帯総数は、本年１月現在25万9,903軒なので、１世帯当たり１個でざっと計算すると、100戸中約15戸、６軒に１軒、太陽光パネルを設置しなければいけないことになります。実現するためには相当ハードルが高い目標だと思いますけれども、補助金などの税金投入をされる見込みなのでしょうか。どの程度の税金投入を想定されているかも計算に入れた上で、太陽光発電の普及による本市の電気料金への影響について、市の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

市内における太陽光発電の普及は、クリーンなエネルギーの地産地消を進めていく上で重要な基盤となるため、さらなる普及促進を図っていく必要があると考えております。そこで、令和７年度予算では、住宅用太陽光発電設備に関する補助金として1,350万円を計上しております。現在策定中の市川市地球温暖化対策実行計画において、太陽光パネルの導入数約３万7,000戸を目標値に掲げておりますが、達成に向けては市の補助制度だけではなく、千葉県の共同購入支援事業や民間企業によるＰＰＡといった様々な方策の組合せを想定しているため、現時点では本市の税金の投入額をお示しすることはできません。

一方で、経済産業省では、今後太陽光発電のさらなる普及が国全体で進んだ場合の発電コストを試算しており、2020年度時点での住宅用太陽光１キロワットアワー当たりの価格17.7円に対し、2030年度時点では8.7円か

ら14.9円程度の価格まで発電コストが減少するとの検証がなされています。このことから、太陽光発電設備が広く普及されるとともに、余剰電力取引単価も下がっていくことが予想されます。公益的な目的で設立されましたいちかわクリーンエネルギー株式会社が、将来的にそのクリーンなエネルギーのプラットフォームを担うことで、クリーンで安価な電気料金につながることを期待しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。来年度、令和７年度の太陽光発電設備に関する補助金、本市の補助金は1,350万円、60件分です。令和７年は60件。例えば３万7,000戸ですね。令和８年から５年間で、目標である2030年までに３万7,000戸への設置をしようとすれば、毎年7,400戸の設置が必要となります。令和７年と同様の基準で補助金を出そうとすれば、16億円以上が必要で、これは果たして実現可能でしょうかとなります。現在、本市の脱炭素政策上の選択肢が太陽光発電一択でありますので、やむなくこのような数字になってしまうこと、大変苦しい状況であるということは理解をしました。ほかの選択肢が必要だということだと思います。

太陽光発電は天候に左右されるために、火力、水力、蓄電池などの安定した電源による調整が必要になります。それにかかるコストを系統安定化費用と言います。2020年時点で住宅用太陽光１キロワットアワー当たりの価格17.7円に対し、2030年度時点では8.7円から14.9円程度の価格まで減少するということですが、この試算には系統安定化費用は考慮されていますか、お聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

御質問の系統安定化費用のコストは、火力、水力、太陽熱などの個別の電源固有のコストとして整理することが難しい費用であることから、経済産業省の示しました個別電源コストには上乗せがされてはおりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　太陽光発電と、この火力、水力による系統安定化というのは、これはセットじゃないと機能しません。幾ら太陽光発電が普及しても、火力・水力発電をなくすることは現状ではできず、そうそう簡単に電気代は下がらない。海外であればドイツとかの電気代を見ていただければよく分かると思うんですけど、簡単に電気代は下がらないんですよ。太陽光発電の試算をする場合には、このコストを入れておかないと、実際の電気料金が幾らなのか分かりませんので、今後の施策検討については、この系統安定化費用もぜひ考慮いただくよう御検討ください。

次に、太陽光発電以外の選択肢の検討状況について質問します。昨年７月、大阪の泉大津市では人工石油製造及び発電装置運用の実証実験を行うため、民間企業との包括連携協定を締結しました。人工石油とは、触媒を使って大気中の二酸化炭素と水から人工的に作られた石油同等燃料です。泉大津市では、市内の公園を人工石油製造技術の実証実験フィールドとして提供することによって、製造された人工石油を用いて発電した電力を活用し、災害時の自主電源の確保を図るとともに、平時は公共施設の電気代に充てることや市内のイベントでの活用などに取り組むとしております。この人工石油ですが、製造コストは１リットル当たり10円から14円となっており、かなりリーズナブルで水と二酸化炭素ですから、しかもカーボンニュートラルなわけです。間もなく開催される大阪万博への出展も計画をされています。

本市では太陽光発電以外の選択肢について、どのような検討をされているのか、現在の状況をお聞かせください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

太陽光発電以外の創エネについては、水力発電、風力発電、廃棄物発電などが挙げられますが、住宅都市として住宅用太陽光発電が普及している本市の地域特性や、市内に廃棄物発電設備を有していることを考慮すると、太陽光発電と廃棄物発電の創エネに取り組むべきと考えております。そのため、2030年に向けては、まずは住宅用の太陽光発電のさらなる普及と廃棄物発電の活用に努めてまいりたいと思っております。

ただし、カーボンニュートラルの目標年次である2050年に向けては、創エネに関する新技術の進歩も期待されることから、情報収集を行いつつ、新たな創エネに関しては調査研究をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　太田議員。

○太田丈之議員　ありがとうございます。再生可能エネルギー以外に創エネ、エネルギーを新たに生み出す技術として、本市が現在行っている廃棄物発電、ごみ焼却発電、先ほど紹介した人工石油のほかにも、コストが安く実現可能性が高いものとしては、海水から取り出したリチウムを燃料として使う核融合発電などがあります。今般の不安定な国際情勢の中で、エネルギー安全保障の観点においても、将来的には市川市で使うエネルギーは全て市川市で賄うと、それくらいは目標にしたいところなのですけれども、太陽光発電の新たな設置３万7,000世帯を達成したとしても、市川市で使うエネルギーには全く届きませんし、火力、水力などによる系統安定化が必要になります。100％の地産地消エネルギーの実現に向けて、新たな創エネ技術開発への協力、活用についても、より一層御尽力いただきたいと思います。

以上をもちまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後３時17分散会

第　　11　　日

令和７年３月13日（木曜日）

令和７年２月市川市議会定例会議事日程（第 11 号）

令和７年３月 13 日（木曜日）午前 10 時開議

第１　一般質問　　とくたけ純平議員、越川雅史議員
第２　議案第68号　市川市職員の分限に関する条例の一部改正について
第３　議案第69号　教育長の任命について
第４　発議第19号　市川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
第５　発議第20号　性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出について
第６　発議第21号　訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書の提出について
第７　発議第22号　千葉県営水道料金の値上げ中止を求める意見書の提出について
第８　発議第24号　高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの完全撤回を求める意見書の提出について
第９　発議第25号　従前の健康保険証の復活を求める意見書の提出について
第10　発議第26号　罰則規定を盛り込んだヘイトスピーチ禁止法の制定を求める意見書の提出について
第11　発議第23号　地方自治法第117条に抵触する態様にて議事への参与を繰り返した竹内清海議員（会派「清風いちかわ」）に対し、市政を混乱させた責任を問う決議について
第12　発議第27号　市川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
第13　発議第28号　子ども達が受けるインフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を求める決議について
第14　委員会の閉会中継続審査の件
第15　委員会の閉会中継続調査の件

本日の会議に付した事件

日程第１　一般質問
日程第２　議案第68号　市川市職員の分限に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第69号　教育長の任命について
日程追加　議案第68号　市川市職員の分限に関する条例の一部改正について
日程第４　発議第19号　市川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について
日程第５　発議第20号　性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出について
日程第６　発議第21号　訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書の提出について
日程第７　発議第22号　千葉県営水道料金の値上げ中止を求める意見書の提出について
日程第８　発議第24号　高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの完全撤回を求める意見書の提出について
日程第９　発議第25号　従前の健康保険証の復活を求める意見書の提出について
日程第10　発議第26号　罰則規定を盛り込んだヘイトスピーチ禁止法の制定を求める意見書の提出について
日程第11　発議第23号　地方自治法第117条に抵触する態様にて議事への参与を繰り返した竹内清海議員（会派「清風いちかわ」）に対し、市政を混乱させた責任を問う決議について
日程第12　発議第27号　市川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定について
日程第13　発議第28号　子ども達が受けるインフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を求める決議について
日程第14　委員会の閉会中継続審査の件
日程第15　委員会の閉会中継続調査の件

出 席 議 員　　42 名

門田	直人
野口	じゅん
丸金	ゆきこ
冨家	薫
沢田	あきひと
太田	丈之
小山田	なおと
川畑	いつこ
ほとだ	ゆうな
国松	ひろき
やなぎ	美智子
とくたけ	純平
中町	けい
つちや	正順
つかこし	たかのり
加藤	圭一
浅野	さち
久保川	隆志
西村	敦
中村	よしお
大久保	たかし
石原	たかゆき
清水	みな子
廣田	徳子
にしむた	勲
石崎	ひでゆき
堀内	しんご
細田	伸一
青山	ひろかず
石原	みさ子
宮本	均
大場	諭
稲葉	健二
小泉	文人
石原	よしのり
増田	好秀
越川	雅史
中山	幸紀

松	永	鉄	兵
竹	内	清	海
加	藤	武	央
岩	井	清	郎

欠席議員　　なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	田	中	甲
副市長	松	丸 多	一
副市長	本	間 和	義
代表監査委員	植	草 耕	一
教育長	勝	山 浩	司
危機管理監	本	住	敏
市長公室長	後	藤 貴	志
総務部長	蛸	島 和	紀
企画部長	小	川 広	行
財政部長	田	中 雅	之
管財部長	湯	本 明	男
情報管理部長	川	島 俊	介
文化国際部長	高	橋 昭	彦
スポーツ部長	鎌	形 秀	昭
市民部長	吉	田 一	弘
経済観光部長	根	本 泰	雄
こども部長	山	室 繁	央
福祉部長	鷺	沼	隆
保健部長	横	山 京	子
環境部長	佐	原 達	雄
街づくり部長	小	塚 眞	康
道路交通部長	米	崎 勝	則
下水道部長	森	田 敏	裕
行徳支所長	秋	本 賢	一
消防局長	角	田 誠	司
選挙管理委員会事務局長	荒	井 義	光
農業委員会事務局長	藤	城 久	保
会計管理者	岩	井	滴
教育次長	小	倉 貴	志
生涯学習部長	板	垣 道	佳

学校教育部長	藤井　義康

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長	池田　孝広
事務局次長	町田　茂幸
議事課長	米津　孝成
（議事担当）	
主幹	宮嶋　茂
主査	大場　辰磨
主任	北川　陽介
主任書記	高栁　陽一
主任書記	三澤　啓成
（調査担当）	
主幹	渡辺　孝文
主査	岡澤　英康
主任	関口　舞
主任	荒木　智貴
主任書記	伊藤　祥太

会　　議

午前10時開議

○稲葉健二議長　ただいまから本日の会議を開きます。

○稲葉健二議長　日程第１一般質問を行います。

順次発言を許可いたします。

とくたけ純平議員。

○とくたけ純平議員　おはようございます。いちかわ共生の会のとくたけ純平です。アメリカの大統領が替わり、混沌とした時代が始まりましたが、ウクライナやガザをはじめ、世界中の戦争や紛争が一刻も早くなくなることを願いながら、通告に従い、一問一答にて一般質問をいたします。

質問の順番を、大項目１つ目にあります国民健康保険制度についてを最後にさせていただき、大項目２つ目以降を繰り上げて質問してまいります。議長におかれましては、お取り計らいのほどよろしくお願いいたします。

まず、大項目、教育行政についてです。

(1)千葉県公立高等学校の入試の調査書における出欠記録の表記に関する本市の見解について伺ってまいります。先順位者も触れていましたが、千葉県教委は来年度から千葉県公立高等学校の入試の調査書から出欠記録を削るとしています。このことについて、本市の認識を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　千葉県教育委員会からは、令和８年度以降の入学者選抜において、配慮の必要な生徒の心理的負担等にならないよう、出欠記録の表記も含め、調査書の記載事項が精選されるとの通知を受けております。この通知を受け、本市におきましても、不登校経験を有する生徒が不安に感じることなく千葉県公立高等学校を受験できるように改善されることが重要であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　登校の有無を評価基準から外すことを本市も評価しているということです。

続いて、(2)不登校及び子どもが教育を受ける権利に関する本市の考え方について伺ってまいります。本市は、全ての子どもが教育を受ける権利を保障する責任があると考えているか。考えているとすれば何を根拠にしているのかを伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　日本国憲法第26条において、「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」と示されていることや、子どもの権利条約第28条に、子どもは教育を受ける権利を持っていますと示されており、本市におきましても、全ての子どもが教育を受ける権利を保障する責任があると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　それでは、憲法と子どもの権利条約に、教育の場が学校でなければならないという趣旨が示されているのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　日本国憲法と子どもの権利条約には、教育の場が学校でなければならないという趣旨は明確には示されておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　本市には、全ての子どもが教育を受ける権利を保障する責任があり、教育の場は必ずしも学校である必要はないということになります。しかし、現在、学校に行かなければならないという社会の風潮が強く、登校しないことへの罪悪感や劣等感、自己否定感などが不当に子どもたちを苦しめていると思います。その状況を打開する必要があると私は考えますが、そもそも本市は、不登校は子どもにとってよくない状況であると考えているのか、どうか、確認をさせてください。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　本市といたしましては、文部科学省より令和５年11月に通知された不登校の児童生徒等への支援の充実について示されている不登校対策支援を基にしながら不登校に関する取組を進めており、児童生徒が不登校の状態にある、ないということにかかわらず、一人一人に応じた適切な支援を行うことが大切であると認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　ちょっとはっきりとしない御答弁かなと思いましたが、不登校の子にもその状態に合わせた適切な支援が大切ということでありました。その責任をどう果たしていくのかということで、(3)ホームスクール、ホームスクーリングに関する本市の認識と支援について伺います。ホームスクーリングは、家庭に教育の拠点を置くオルタナティブ教育の一つです。アメリカやイギリスをはじめ、制度化されている国も多く、アメリカでは15人に１人がホームスクーラーという調査結果もあります。

最初に、本市におけるホームスクーリングの実態をどう認識しているのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　教育委員会といたしましては、ホームスクーリングは明確に文部科学省より示されていないことから実態の把握は行っておりませんが、不登校児童生徒の中には、学校外の施設において相談や指導を受け、社会的な自立に向け懸命の努力を続けている者もいることや、本市の中学生が千葉県で行っているオンラインでの授業配信を受け、自宅などで学習をしていることは認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁にもありましたが、日本では、ホームスクーリングに法的な位置づけがないということが当事者を苦しめています。とはいえ、本市にも該当する子がいることは確かでありますので、まずその実態の把握、当事者の悩みの精査をお願いしたいと思います。ホームスクール＆ホームエデュケーション家族会という団体が2023年に全国的に行った当事者へのアンケートによれば、ちなみに回答で一番多かったのが千葉県からでしたが、このアンケートによれば、困り事の第２位が社会とのつながりの減少であり、要望することの第２位が学校外での交流の場の創出となっています。個別に御意見を聞いてみますと、子どもの交流の場、体験学習の場をセッティングすることが保護者に労力の面で大きな負担だということでした。そこで、民間主催のものも含め、体験学習などの企画を案内したりといった、いわばホームスクーリングのためのコンシェルジュのような役割を教育センターが担うことができないか、御見解を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　本市における不登校対策支援事業として、教育相談事業の一環であるほっとホッと訪問相談では、児童生徒が家から出ることを勧め、教育センターに来室して相談員と接したり、一緒に体を動かし

たりする取組を行っております。また、児童生徒が交流できる取組として、千葉県子どもと親のサポートセンターで実施している体験活動の場を相談者に紹介したり、本市においても夏季休業中に行っているゆったり夏体験を全校児童生徒対象に紹介したりするなど、児童生徒が交流できる取組を行っております。そのため、教育委員会では、不登校児童生徒を抱える家庭の状況に応じて様々な支援はしていることから、新たにホームスクーリングを行う家庭のコンシェルジュの役割として、新たな取組を行うことを現在は想定しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　新たな取組は行わないということですが、現在の取組を強化する形で、まず民間主催のものも含め、交流の場や体験学習の場を案内するということは行えることだと思いますので、まず、そこはよろしくお願いします。

また、本市主催の体験学習、ゆったり夏体験というものですが、これは年に１度開催しているというものです。これを２度、３度と増やせるように御検討をお願いしたいと思います。

さて、ホームスクールを行う上での困り事と求めることの第２位について今質問しましたが、共に１位だったのが経済負担とそれに対する支援です。いずれも２位に対してダブルスコアで圧倒的に深い悩みとなっています。ホームスクーリングを行う場合も、時々フリースクール等を利用することが多い上、保護者が仕事を削って収入が減少する傾向にあることで、このような経済的に厳しいという状況になります。

本市は、このようなホームスクーラーの経済的な困難を認識しているのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　フリースクールを利用する場合、家庭における経済的な負担が大きいことは認識しておりますが、本市といたしましては、不登校支援として、対象となる児童生徒が安心して過ごせる居場所を校内に開設することや、未然防止につながる取組を実施することが最優先であると考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　いわば学校に通わせることが最優先だという答弁だったかと思いますが、子どもに優先度をつけるというのは、これは私は大問題だと思います。さきの御答弁では、本市は全ての子どもが教育を受ける権利を保障する責任があるとし、その根拠である憲法や子どもの権利条約には教育の場が学校でなければならないという趣旨は含まれていないという認識を示されています。市長も施政方針において、全ての子どもたちに平等なチャンスを与え、また、教育格差をなくすとともに、一人一人の子どもたちに具体的に寄り添いながらとしています。であれば、学校に登校しない、できない子にも同じ力量で支援をする必要があります。前言を撤回していただいて方針を見直すべきだと申し上げます。先順位者も触れていましたが、東京都ではフリースクールを利用する家庭につき最大２万円を支給しています。埼玉県や神奈川県でも助成金を設けている自治体があります。本市でもそのような支援事業を行う必要があると考えますが、見解を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　本市におきましては、先ほどお答えいたしました理由などにより、フリースクールを利用する家庭などに助成金を設ける支援事業を行うことにつきましては、現在のところ考えておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　現在のところ考えていないということですが、これは本当に冷たい御答弁だなと思います。本市では、民間のフリースクールを利用している子どもは、2023年度で小中合わせて41人というデータがあ

ります。仮に月２万円を補助したとしても、年間、計算が間違っていなければ984万円になります。補助制度をつくることで利用者が仮に倍になったとしても2,000万円程度です。本市の新年度予算は1,886億円だったかと思いますが、そのうちの0.0001％のこの予算さえ、学校に行けない子どもたちのために割けないのでしょうか。

今回お話を聞いたホームスクーラーの御家庭は、区独自の補助金１万円と都の補助金で合わせて３万円の補助金がある葛飾区へ本市から引っ越しを検討していると言っていました。早急に補正予算をつけて、本市でも補助制度を実現していただく必要があると思いますので、これは市長もぜひお願いをいたします。

続きまして、こちらの大項目を終わりまして、次の大項目、香害への対応についての(1)香害に関する認識や市民からの相談状況について伺ってまいります。

香りの害と書いて香害と呼ばれるものが近年深刻な社会問題になっています。これに対する本市の認識と、市民からの相談状況を保健部に、市立学校の状況を学校教育部に、それぞれ御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　私からは香害に対する認識と、市民からの相談件数、内容についてお答えいたします。

初めに、香害に対する認識についてです。柔軟剤や芳香剤などの多くは化学物質が使われており、これを吸い込むことによって、頭痛や吐き気など体への影響が生じる方がいます。このような症状が出る原因の一つに、化学物質過敏症があると言われています。匂いのするもの全てがこのような香りの害の原因となる化学物質を発生させるものではなく、香りの感じ方にも個人差がありますが、香りによって体調を崩す方がいること、香りの感じ方には個人差があること、香りの害に対して社会全体の配慮が必要なことなどに対して啓発によって認知度を高めていくことが重要と認識しております。

次に、市民からの相談件数と内容についてです。保健センターに寄せられた匂いによって不快感や息苦しさなどの体の不調を訴える相談は、令和５年度と令和６年度に３件ずつありました。このほか、市川市消費生活センターに寄せられた相談といたしましては、隣家からの洗剤や柔軟剤等の匂いが強く香害を感じるなどといった相談が、令和５年度に２件、令和６年度に４件ありました。

以上でございます。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　続いて、私からは市立小中学校等における児童生徒、保護者からの相談についてお答えいたします。

教育委員会では、令和６年７月に、香害について配慮を要する児童生徒がいるかという内容のアンケートを、市立学校の管理職に対して実施しております。その結果、数名の児童生徒から香害に関する相談を受け、各学校において既に対応しているところです。相談の多くは、給食白衣の洗剤や柔軟剤の香りについてとなっております。また、香害が理由で学校に行くことが難しいという児童生徒はおりませんでした。今後も、学校内での香害について、配慮が必要な児童生徒には個別に協議し対応してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　まず、概要を御答弁いただきました。香害の症状が重い方は、生きることに絶望しています。人のいる場所に行けない、外の空気を吸うことさえできない、交友や職場から排除され、社会とのつながりが絶たれ、未来に全く展望が抱けず、その状況を周囲から理解さえしてもらえないという、まるで暗闇の中に一人取り残されているような状況で苦しんでいます。そして、これは私たちが使う商品から発する化学物質によって一部の人の人生が奪われているという問題で、これを解決する責任は社会全体にあります。そのことをお伝えした上で続けたいと思います。

まず、公共施設は誰もが利用できる場所でなければなりませんが、職員同士における周知、また、市民と接する際の配慮について、どのような取組が行われているのでしょうか、お伺いします。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　香害に対しましては、職員間と市民との気遣い等の２つの面からお答えをさせていただきます。

初めに、職員間での啓発等の取組についてです。これまでは４月初めに実施しております新規採用職員の研修において、ハラスメントに対する意識づけとしまして、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメントなどと併せてスメルハラスメントについて説明し、公務員としての心構えの一つとして啓発をしてきております。また、次に、窓口など市民の皆様と接する際の気遣い等の取組として、全ての職員が市民に対し適切に応対をするための接遇応対マニュアルの中にある身だしなみチェックシートにおきまして、香水をつけ過ぎていないかというチェック項目を設け、各職場で適宜確認するようにしております。なお、これまで職員の香害について、市民の皆様から御意見や苦情はいただいておりません。今後も引き続きこれまでの取組を進め、職員や市民の皆様が不快な思いをしないよう努めてまいります。

以上であります。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　苦情が総務部には届いていないということでしたが、部長、本当に困っている市民がいるということを認識していただきたいと思います。改めて、ちょっと御説明をしたいと思いますので、本当に困っている方がいますので、ぜひお願いします。香水についてはチェックシートにあるということですが、香害については先ほどから出ているように洗剤や柔軟剤の香料というのが大きな要因ですので、今後チェックシートには香水だけではなくて、柔軟剤や洗剤の香料というものも加えていただくようにお願いします。

続いて、市庁舎や公民館などに設置されている石けんについて、現在どのような観点で選んでいるのかを伺いたいと思います。また、誰もが利用できるように、香害で困っている人にも配慮した商品を選択すべきだと考えますが、認識を伺います。

○稲葉健二議長　湯本管財部長。

○湯本明男管財部長　お答えいたします。

庁舎や公民館で使用する手洗い用石けんにつきましては、利用者が使いやすいこと、維持管理上、保管や補充がしやすいこと、価格が経済的であることのほか、香りなどにも配慮して商品を選んでおります。現在、香りの少ない液体石鹸を使用しており香りに関する利用者からの苦情は特にございませんが、不特定多数の方が使用することから、今後も香りに配慮して商品を選択してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今後も配慮をということでお願いしたいと思いますが、加えて香りだけではなく、添加物によって症状が出てしまいますので、無添加の商品を選択していただくということをお願いしたいと思います。

続きまして、市民への周知啓発に関しては、現在どのような取組が行われているのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

市民に対する周知啓発といたしましては、市公式ウェブサイトにおいて、化学物質過敏症への理解を求める情報や、国の啓発ポスターを掲載しているほか、ＳＮＳでも周知をしております。また、国の啓発ポスターを市役所第１庁舎、第２庁舎、行徳支所、公民館に掲示したほか、令和５年11月には「広報いちかわ」に化学物質過敏

症に関する記事を掲載しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　伺いましたが、それでもまだ理解がほとんど進んでいないということで、当事者は苦しみ傷ついているというわけです。また、当事者からは、集合住宅において、近隣のベランダの洗濯物からの香害に関する悩みや、医療機関に行った際に柔軟剤の香りによってさらに体調を崩してしまう、具合が悪くても病院に行けないという悩みも寄せられています。

そこで、啓発ポスターを自治会の掲示板や回覧用に配布したり、マンション各管理組合、医療機関などに啓発ポスターの掲示の協力を求めていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お伝えいたします。

香りによる不快感や体への影響で悩んでいる方がいることについて広く配慮を求めるため、引き続き市民が多く集まる公共施設への啓発ポスターの掲示や、ＳＮＳによる周知を行ってまいります。また、特にマンションなど集合住宅では、隣家からの柔軟剤の匂いによる苦情もあることから、まずはマンションの管理組合などに対しても機会を見て説明や周知啓発を行ってまいります。そのほかの周知啓発につきましては、香害に関する実情を見ながら考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　この香害については、もう悩んでいるというよりも苦しんでいるという状況です。当事者は、先ほども申しましたが生きていくのを諦めようかというくらいのぎりぎりのところで苦しんでいらっしゃいます。それに対して、まだ本市の認識は甘いということをぜひ認識していただきたいと思います。自治会の掲示板への掲出は、本市にやる気があればすぐにでも協力を求められることだと思いますので、すぐにやらないという理由が私は理解できません。改めて議会質問で取り上げるまでもなく、早期に実施されることを強く要望します。医療機関への説明や通知も、これも命に関わることですから、悠長に構えずに早急に対応をお願いします。

続いて、(3)市立学校の取組の現状と今後について伺ってまいります。児童生徒、保護者、職員に対する周知啓発の取組と教職員への研修について、現状を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　周知啓発の取組につきまして、教育委員会では、令和３年８月、令和５年７月、令和６年２月、周囲の方に対する香りに配慮するよう啓発資料を市立小中学校等に配付し、学校の玄関に掲示するなど、児童生徒や保護者、教職員へ周知いたしました。香害の相談を受け対応している学校におきましては教職員が対応を共有しておりますが、香害のみを取り上げての研修は行っておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　相談を寄せる児童生徒、保護者は一部にすぎないかもしれません。また、今後全ての子どもに発症の可能性があるわけですから、全校で足並みをそろえて対策を共有する必要があります。

その観点で質問を続けます。掃除用の洗剤、保健室のベッドシーツやタオル、そして石けんなどはどのように選んでいるのか。また、香害に配慮して商品を選択すべきだと考えますが、認識を伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　掃除用洗剤、ベッドシーツ、タオルなどの洗濯に使用している洗剤や手洗い用の石け

んは、学校ごとに市販の洗濯用洗剤や液体石けん等を選んで購入しているため香料が使用されているものもありますが、学校によっては無香料の洗濯用洗剤や液体石けんを選んで使用しているところもあります。学校が把握していない香害で困っている児童生徒がいることを想定して、今後は全ての市立学校へ無香料の洗剤等の使用について周知してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今後は全校に無香料の洗剤等、これを使ってもらうように周知をお願いします。無添加のものということも併せてお願いしたいと思います。

続いて、給食時に使う白衣はどのような取扱いがされているのか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　給食白衣につきましては、使用した児童生徒が家に持ち帰り、各家庭で洗濯して次に使う児童生徒に渡すという白衣を共有する方法を取っています。そのため、ほかの家庭で使用している洗剤や柔軟剤の香料による白衣の香りを不快に感じる児童生徒から香害の相談を受けている学校もあります。そのような場合は、共有の白衣を使用せず、自宅で使用しているエプロン等を持参して使用するなどの個別の対応を行っております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　対応をされているということではありますが、香害はみんなが配慮しないと解決になりません。そもそも当事者側に対応を求めるというのは本来適切ではありません。

そこで、香害のことや、香害で悩んでいる子ども、保護者がいること、誰でも発症する可能性があることを全ての市立学校で全ての子ども、保護者に対し配信や配付物などで周知していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　香害について、全ての児童生徒、保護者に周知啓発を行っていくことが必要であると考えております。今後、教育委員会から改めて周知啓発を行ってまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　実施されるということでお願いをいたします。

また、この周知に合わせて香害についての子どもや保護者の実情を把握するために、これも全ての市立学校で全ての子ども、保護者に対し香害に関するアンケート、先に校長、教頭、管理職には行ったとありますが、お子さんや保護者には行っていないと思いますので、このアンケート、全学校、全ての子ども、保護者に対して実施をしていただきたいと思いますが、これについてはいかがでしょうか。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　教育委員会といたしましては、市立学校の児童生徒、保護者への周知啓発に合わせてアンケート調査を実施するほか、広く健康に関して困り事を記入できるようなアンケートを行い、実態を把握してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　こちらも実施していただくということで、ぜひよろしくお願いします。先例として、兵庫

県宝塚市が優れた香害についてのアンケートを学校で行っていますので、ぜひ参考にしていただきたいと思います。

併せて伺います。科学的に状況を測定することも大切です。現在、教室の空気測定をしているか、また、子どもが教室にいる状態とそうでない状態で教室内に揮発している化学物質の総量を調べるＴＶＯＣ測定を実施することができないか伺います。

○稲葉健二議長　藤井学校教育部長。

○藤井義康学校教育部長　学校環境衛生基準及び文部科学省の学校環境衛生管理マニュアルに基づき、教室における学校環境衛生検査を実施しております。この検査は、児童生徒のいない教室で行うという使用基準があるため、子どもがいる状態では実施しておりません。学校環境衛生検査の検査項目は、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、パラジクロロベンゼン、エチルベンゼン、スチレンの６項目で実施しており、令和５年度、６年度で実施した全ての学校で基準値を満たしており正常範囲でした。また、学校環境衛生検査とは別の項目で、児童生徒がいる状態でのＴＶＯＣ測定を実施する場合には、実施目的や測定項目、結果の取扱い等を検討してから実施する必要があるほか、日によって測定値が変わってしまうことが想定されることから、教育委員会といたしましては、ＴＶＯＣ測定よりも、児童生徒、保護者の実態把握による香害についての対応を優先して行っていくため、ＴＶＯＣ測定を実施する予定はございません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　現在行われているこの学校環境衛生検査は、これはまた香害を把握するのとは別の話になります。ＴＶＯＣ測定は、子どもの衣服からどの程度の化学物質が放出されているかを調べることで実態を把握することができ、どこか１つの学校の１つの教室だけでも参考値として事足ります。毎年行えば周知啓発の効果が出ているかを検証していくということもできます。今後実施することを要望し、この項目は終わりますが、人知れず社会に絶望を感じているという方々がいらっしゃるということを知っていただきたいと、最後に改めて申し上げます。

続いて、地域猫活動及び保護猫活動への支援について。

(1)地域猫活動支援事業における猫の一時預かりに関する本市の考え方について、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

地域猫活動支援拠点は、人と動物の共生社会の実現や生活環境の保全に向けて活動されている地域猫活動団体が抱える問題を解決し、活動環境を充実、活性化させることを目的としております。実施メニューの一つである猫の一時預かりにつきましては、一例を申し上げますと、譲渡会前などに管理している猫の許容数が超えそうな場合に一時的にお預かりすることなどを想定しています。預かった猫の終生飼養や、ましてや殺処分といったことは想定しておりません。また、いわゆる飼い主のいない猫やけがをした猫、多頭飼育が困難になった場合などの受入れについては、従来どおり千葉県の保健所もしくは動物愛護センターが対応すべきものとして、当該拠点では預からない考えです。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁を伺う限り、保護活動の現場の実情とはそごがあると感じますので、その点事業開始までに調整が必要だなと思います。この点また後ほど伺います。

本事業では、一時的に預かった猫のお世話を千葉県動物保護管理協会に550万円で、市川浦安地域獣医師会に

90万円でこの予算が計上され業務委託をすると伺っていますが、この人員体制をどのように考えているのか、どのような業務を委託する予定か、猫の預かり期間はどのように考えているのかを伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本支援拠点は、状況に応じて２名から３名程度が勤務する体制を考えております。千葉県動物保護管理協会に委託する業務は、動物飼養及び指導業務などの専門業務を予定しております。猫の預かり期間は、様々なケースが考えられるため現段階では明確には設定をしていません。獣医師会への委託は、預かった猫が体調不良となった場合の緊急的な治療や、活動団体を対象とした講座などを想定しており、具体的には今後協議をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　これから決めていくことが多いという、まだその段階のようですが、このあたりも現場の感覚とはずれが起こり得ますので、現場の活動者とよく話をして進めていただきたいと思います。

猫の飼育スペースについて具体的に伺います。猫のケージは幾つ設置するのか、猫の脱走防止策をどのように考えているのか、そして順化を目的とした部屋を用意する予定があるのか伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

ケージにつきましては、３段タイプのタワー型のものを20基程度設置する予定としております。また、お預かりする猫はケージ内での飼養を基本としておりますが、脱走防止策として、部屋には新たに扉を設置するなど、既存の出入口も含めて今回３重といたします。運営する上で必要に応じて脱走防止フェンスの追加設置を検討するなど、十分配慮をしてまいります。

また、本拠点では地域猫活動への支援を目的としているため、人に慣れてもらう、しつけをするといった順化に特化した対応は想定をしておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　猫が屋外に出て迷子になるということは絶対に避けるべきですので、対策には十分御注意をお願いします。

また、再三申し上げているように、本事業は市内の活動者と連携して進めることが成功の鍵だと考えます。オープンに向けて、市内の地域猫や保護猫の活動者によるプロジェクトチームをつくることが私は重要だと思っていますが、本市の考えを伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

活動をされている方々との連携は、とても重要なことだと認識しています。支援拠点の円滑な運用に資するため、地域猫活動団体へのアンケートを２月中旬に発送したところであり、現在回答期間中となっております。このアンケートでは、活動内容の確認や助成制度の利用状況、一時預かりや譲渡会参加条件などまで、活動されている方々の御意見を幅広く伺う内容としております。今後につきましては、プロジェクトチームという形にこだわらず、活動団体などのいろいろなアイデアや御意見をいただきながら、よりよい運営につなげていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　アンケートを取って終わりでは、この事業はうまくいきません。この事業をきっかけに、活動者の横のつながりというものを構築していくということもしていただきたいと思いますし、そもそも現場の活動者あっての事業だと思いますから、ぜひその方々の意見をしっかり聞いて一緒につくり上げる施設にしていただくことを要望します。

続いて、(2)地域猫活動支援事業に飼い主のいない猫や動物虐待などに関する相談所機能を兼ねる考えについて、本市の考えをお示しください。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

支援拠点では、地域猫活動団体からの飼い主のいない猫に関する相談には応じていく予定です。しかし、動物虐待は、動物愛護管理法第25条に基づき、都道府県知事が判断し、必要に応じて立入りや検査を行うものです。動物虐待に関しては、引き続き周知啓発など県に協力してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　動物虐待は非常に深刻な問題で、御存じのとおり、本市でも度々残念ながら起こっています。人への加害へと発展するという事例も全国的には少なくありません。市民が相談したところ、市と県の各部署で、まるで押しつけ合っているように感じたという声も聞いています。本市にこの動物虐待に関して、あるいはそれ以外のこともそうですが相談が入った場合、市民をたらい回しにするようなことはせずに、県と連携して一緒になって解決に向けて動くように要望をいたします。

2023年の６月定例会では、自然環境課に動物に関する事業や相談、支援に特化した動物愛護グループを設置し対応を行っておりますという答弁がありました。この動物愛護グループの設置から間もなく２年となりますが、寄せられる相談はどのようなものが多いか、それらへの対応はどのようになっているか、そして課題をどう考えているのかをお伺いします。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

自然環境課動物愛護グループに寄せられる相談内容については、犬は鳴き声やふん尿被害、譲渡会に関するもの、猫は餌やりや、ふん尿被害、地域猫活動団体設立などが寄せられています。対応としましては、現地の状況確認や、市川保健所との情報共有を行っての指導依頼、適正飼養に関するチラシ配布や広報紙などを通じての周知を行っております。動物に関する相談先をまとめたことにより、市民からは相談先が分かりやすくなったというお言葉をいただいております。一方で、ほとんどの相談に対する解決策となる指導の権限が本市ではなく県にあるため、でき得る対応が県への情報提供と指導依頼、飼い主等に対して相談内容や状況を説明し解決に向けての行動をしていただくようお願いすることなど限定的になってしまうことが課題と認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　現状を伺いました。今回は猫に関してということの通告が中心になっていますので猫に関してですけれども、その相談内容を聞いていますと、根本的な解決というのは、いかに飼い主のいない猫を減らすかということに結局集約されるのかなと思います。また、本市の権限に限界があるという分、やはりそれに関しても市民との連携が重要になるという認識を改めて強くしました。

本市は、飼い主のいない猫を減らすためにどのようなことが必要であると考えているのかということを伺いま

す。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

国、都道府県、市区町村、そして市民がそれぞれの役割を果たし一体的に取り組む中で、一般市である本市としては、直接的な対応である保護や終生飼養は難しいことから、これらの業務を所管する県はもとより、地域の方々の御協力が不可欠であると考えております。そのような考えの下、地域猫活動をされている方々に対して、不妊化手術や里親探しなどの助成制度を本市は設けているところです。飼い主のいない猫を減らすために尽力されている方々が円滑に活動できるよう、少しでも支援を充実させていくことが市として必要なことだと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　飼い主のいない猫を減らすために尽力されている方々への支援を充実させていくことが必要ということでした。しかし、要である猫の捕獲や不妊手術を施すＴＮＲを行える人は限られており、一方で、たくさんの相談が入る中で、現場の方々は手が回らない状況です。仕事の傍らで活動を行うため、中には極端に睡眠時間を削って取り組んでいるという人もいます。それらの作業を市や県が行うことは、事実上できないということです。一方、相談対応やＴＮＲ活動を本市が事業委託することで、この状況は一定程度打開できると考えます。本事業における委託料640万円の使い方を工夫すれば、野良猫のＴＮＲを含め、市民からの動物に関する相談対応を事業委託することができると考えますが、御見解を伺います。

○稲葉健二議長　佐原環境部長。

○佐原達雄環境部長　お答えいたします。

本拠点は、市内で地域猫活動をされている団体を支援することを目的とした本市独自の事業であり、まずは基本的な業務からスタートする予定です。その中で、地域猫活動をされている方々の御協力をいただきながら、徐々に事業展開の拡大などを図っていく考えでおります。このような観点から、拠点機能の拡充については、本拠点の運営状況や活動団体からの要望などを踏まえ検討をしてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　今回、猫の一時預かり事業が始まるというのは大きなことだと思いますが、その次の大きなステップは、ＴＮＲを含めた事業を進めるということだと思います。一般市でも同様のことを行っている事例もありますので、ぜひ検討を進めていただきますように強く要望をいたします。

続きまして、大項目、国民健康保険制度について伺います。

先順位者への答弁で、マイナ保険証登録解除を申請した方が今年１月１日までで100件に上ったとのことです。非常に多いなというふうに思いますが、解除申請を行う理由をどう捉えているのか、また、それに対する認識を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

マイナ保険証の解除申請の理由は、複数回答で、操作が難しいが30件、セキュリティー等の心配があるが80件、資格確認書が必要なためが13件、その他14件となっています。一方で、本市の国民健康保険のマイナ保険証所有者は、令和６年10月末から令和７年１月末にかけて約1,300人増加しており、マイナ保険証が徐々に浸透していることから、今後も推移を見守っていきたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　マイナ保険証に対して不安に思っている市民が今でも多いということです。なお、登録者数が増えているのは、マイナ保険証がなくても従来どおりの保険医療が受けられるという情報発信が不足しているためだと思いますので、推移を見守っている場合ではないと思います。マイナ保険証が浸透しているという認識は改めていただいて、マイナ保険証がなくても大丈夫だという情報発信がうまくできていないということを省みていただきたいと思います。

続いて、(2) 7月に予定されている資格確認書の発行・発送作業についてのア、予定されるスキームと課題について伺います。資格確認書の送付までのスキームはどのようになっているか、予定されている運用の場合等、全ての被保険者に資格確認書を送付する場合のコストの差は幾らになるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市の国民健康保険は、現在交付している被保険者証や資格確認書が有効期限を迎える前の令和７年７月に、マイナ保険証所有者には資格情報通知書を、非所有者には資格確認書をそれぞれ送付する予定です。マイナ保険証の有無については、令和７年６月頃に国が持つ最新情報を取得する予定としています。全被保険者に資格確認書を送付する場合とのコスト比較では、同一世帯内でマイナ保険証の有無が混在している場合は、資格情報通知書と資格確認書をそれぞれ送付する必要があります。このため、令和７年度当初予算では郵便料等の経費として約135万円の増額となっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　約135万円のコスト増ということで、極めて無駄な出費ではないかと思います。７月の発送に先駆けて６月頃にマイナ保険証の登録の有無の情報を取得するとのことですが、取得してから発送までの間にマイナ保険証の新規登録や解除があった場合にはどのような対応になるのでしょうか。また、マイナ保険証を登録していても、資格確認書が発送されるという被保険者はいらっしゃるのか、併せて伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国からの最新情報取得後にマイナ保険証の解除申請を行った方に対しては、新年度の資格確認書を窓口または郵送で別途交付します。一方、マイナ保険証の新規登録者には、新年度は資格確認書が送付されます。マイナ保険証所有者のうち、要配慮者として資格確認書の交付申請をした方や、ＤＶによる支援措置がかかっているなどの自己情報の閲覧制限をかけている方、マイナンバーカードの有効期限から３か月が経過している方などについては資格確認書を送付いたします。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　１度聞いただけではよく分からない、とても複雑な運用であるということだけが分かるような話じゃないかと思います。そもそも、この国からの登録情報というのも100％間違いがないと言えるのかとても不安です。万が一、ＤＶによる支援措置がかかっている方に関して間違った情報でこちらから発送が行われてしまうということがあっては本当にならないと思います。

伺いますが、本市が予定しているマイナ保険証の所有者には資格情報通知書、非所有者には資格確認書を発送することは、全ての被保険者に資格確認書を発送する場合と比べて職員の負担が増えるという認識で間違いはな

いでしょうか。また、全ての被保険者に資格確認書を送る場合、被保険者にとって何かデメリットはあると考えられるのか伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

マイナ保険証解除の申請状況や、マイナンバーカードの有効期限の確認、送付物の差し替えなど、従来なかった作業が生じることから、職員の作業は増加する見込みとなっています。国は、マイナ保険証の利用を推奨しており、本市ではマイナ保険証所有者には資格情報通知書を、非所有者には資格確認書を送付すると広く周知を図っていることから、全ての被保険者に資格確認書を送付することは被保険者に混乱を生じさせるデメリットがあると考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　現方針では職員の手間が増加し、さきの御答弁では費用も増額するということでした。一方、全ての被保険者に資格確認書を送ると被保険者を混乱させてしまうという御見解ですが、さきの御答弁を伺っている限り、現状のほうがよほど混乱すると思います。全員に資格確認書を発送したほうがすっきりして混乱が抑えられると、これは誰もが思うんではないでしょうか。

そこで、イ、資格確認書をマイナ保険証の登録者も含む全ての被保険者に送付する考えについて、本市の見解、御答弁をお願いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

国は、自治体からの質疑に対し、令和７年度に全ての被保険者に資格確認書を送付することは法の趣旨に反すると回答しています。このような中、本市では、マイナ保険証所有者であっても、高齢者や障がい者、施設入所者など、マイナ保険証の管理、利用が困難な被保険者に対しては、申請を受けて資格確認書を交付しており、次回以降の更新の際には申請を必要とせず資格確認書を送付することとしています。このほか、マイナ保険証所有者で資格確認書の交付を希望する被保険者に対しても、申請を受けて資格確認書を交付するなど柔軟な対応を行っています。本市は、法令や国の質疑回答などを踏まえつつ、資格確認書を真に必要とする被保険者に対して確実に届けられるよう努めています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁にありましたが、資格確認書を真に必要とする被保険者というものを、この「真に必要とする」を本市はしっかり100％捉えられるのかということに私は危惧を覚えますが、昨年９月定例会で伺った際にも、国が法の趣旨に反するとしていることを理由として、この全ての方に資格確認書を送ることは不適切だというようなことを御答弁されていますが、本市は全ての被保険者に資格確認書を送付、発送することが、すなわち違法行為に当たると認識しているのでしょうか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

違法行為につきましては、最終的には司法による判断になりますが、国民健康保険法及び国民健康保険法施行規則では、資格確認書は被保険者の申請を受けて交付することと規定しています。本市は、これらの法令等にのっとった事務を行っていると認識しています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　最後は司法の判断というのは当然ですが、本市としての認識はお示しになりませんでした。当然、違法性があるわけではありません。実際に千葉県でも全被保険者に資格確認書を発送するとしている自治体がありますし、東京都では渋谷区のような大きな区でもそれをやると決めました。世田谷区もその方向で考えているとしています。渋谷区と世田谷区に話を聞きましたが、いずれの自治体も被保険者の混乱を抑えることと、市民の利便性を考慮して、少なくとも来年度は全ての被保険者に資格確認書を発送する方針にしたということでした。それが正しい判断だと私は思いますが、果たして本市は、被保険者が医療にアクセスしやすい環境をつくることや、利便性を担保することを最優先にした場合、現在の方針どおり、マイナ保険証の登録者に資格情報通知書、非登録者に資格確認書を送るというケースと、全被保険者に資格確認書を送るケースのどちらがよりよいと認識しているのかをお示しください。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

マイナ保険証と資格情報通知書の組合せも、資格確認書であっても医療へのアクセスに差はないものの、マイナ保険証にはデータに基づくよりよい医療が受けられること、手続なしで高額医療の限度額を超えた支払いが免除されること、マイナポータルで確定申告時に医療費控除が簡単にできることなど、資格確認書では得られないメリットがあります。このため、マイナ保険証所有者はマイナ保険証を利用していただくことによりメリットが得られるため、マイナ保険証と資格情報通知書の組合せのほうが利便性が高く、望ましいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　御答弁がちょっとかみ合っていないと思うんですけれども、今お答えいただいたのは、マイナ保険証と資格確認書のこのメリットの比較です。御答弁では、マイナ保険証と資格情報通知書の組合せのほうが資格確認書より利便性が高いという認識を示されたものでしたが、そもそも資格情報通知書の役割を資格確認書は兼ねているというふうに思いますが、その認識で間違いがないか確認をお願いします。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

資格確認書には資格情報通知書の情報が記載されていることから、兼ねられると考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　であれば、マイナ保険証を使いたいという人は、マイナ保険証と資格確認書を一緒に組み合わせて使えばよいわけで、さきの御答弁、資格確認書より資格情報通知書がいいんじゃないかという御答弁は成り立たないと思いますので、もう一度伺います。現方針では職員の手間が増加し、費用も増額し、おっしゃっていた被保険者に対するメリットも成り立たないと感じます。渋谷区をはじめ、幾つかの自治体が行うとしているように、せめて来年度は資格確認書を全ての被保険者に発送すべきではないでしょうか、見解を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市の現状の取組が望ましいと考えていますが、今後、渋谷区の取組も研究してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　これ以上は聞きませんが、この件は首長によって対応が分かれています。市長の判断力、

リーダーシップが厳しく問われる局面だと思います。７月までもう猶予はありませんから、国の側ではなく、市民の側を向いて判断をしていただきたいと強く思います。

次に、(3)国民健康保険税に関する現状と今後についてです。今後の考え方は、先順位者への答弁により基本的な方針は分かりました。国保は憲法25条の理念を基にしたもので、法において社会保障と明記されていますから、市の一般財源を活用することには何ら不思議はありません。

質問に入りますが、現状として、今年度の滞納世帯数、差押えの数、捜索の数を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

令和７年１月末時点の滞納者世帯数は、既に本市国民健康保険からほかの医療保険に移った世帯などを含めて約１万7,000世帯、差押え件数は約1,200件、捜索件数は約20件となっています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　加入世帯が６万を切っている中で、この現時点で１万7,000世帯の滞納というのは非常に厳しい状況だと思います。差押えは、2021年度が約300件、2022年度が約500件、そして2023年度は同じ時期で700件ほどでしたから、今年度この時期で1,200件というのは年々大幅に増えているということです。物価高騰があって保険税が払えないという市民の悲痛な姿が反映していると思います。本市は今年度、９年ぶりに国保税の値上げを行いました。その際には、さらに２年ごとに見直し、言わば値上げをしていくという方針が示されていました。その方針どおりであれば、2026年度からさらに値上げということになり、年内にはそのための条例改正が提案されるということになります。

そこで伺いますが、2026年度に国民健康保険税の引上げを行う方針なのでしょうか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

本市では、令和６年度に９年ぶりとなる国民健康保険税の見直しを行ったものの、近隣市などと比べて大幅に低い水準にあり、千葉県では、令和11年度に県内保険税水準の統一、令和15年度を目途に保険税の完全統一が予定されているため、今後、県内保険税水準と同一の負担が求められていくことになります。一方、令和８年度は法律により子ども・子育て支援金が国民健康保険税と併せて賦課徴収される予定となっていることなどから、現時点では、まず、本市自ら努力し国民健康保険税の収納率向上などに注力していきたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　はっきりとした御答弁ではありませんでしたが、これはとても大きな問題です。市民の関心も高いと思っています。

そちらの理事者の側で唯一市民から直接選ばれていて、そして唯一政治家である市長に伺います。困窮する中で、また税金が上がるのかと、国保税が上がるのかと不安に思っている市民がたくさんいます。市長から、2026年度の値上げは考えていないと、これは私にというのではなくて、市民に向けて御答弁をお願いできないでしょうか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お伝えいたします。

現時点では、本市は国民健康保険税の収納率の向上などに努めるとともに、補助金の増額など、国へのさらなる財政支援を要望して被保険者の負担が急激に増えないように努力してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　とくたけ議員。

○とくたけ純平議員　国保税を支払うのに苦労されていて、今後に不安を抱いている市民に向けて、市長から一言お答えをいただきたかったなと思いますが、よろしいでしょうか、市長。それでは、部長が答えられました。国への要望は、もちろんお願いをします。

加えて、2026年度は子ども・子育て支援金が国保税に上乗せされてくるわけです。既に50世帯に１世帯以上が差し押さえされるという状況の中で、これは国が決めたことではあるんですが、本当にひどい話だと思います。この状況で国保税も2026年度値上げなどということは、もう絶対に無理だということをはっきりと申し上げて、私の一般質問を終わります。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○稲葉健二議長　越川雅史議員。

○越川雅史議員　無所属の会の越川雅史でございます。一般質問を行います。

最初の質問は、急病診療所についてです。この項目につきましては、先順位者による質疑が複数ありましたので、単刀直入に伺います。

受付から会計まで約５時間を要した事例があることは繰り返し指摘されているとおりですが、今年の年末もこれを繰り返すわけにはいきません。とはいえ、医師や薬剤師の方々の増員は本市の意向だけで実現できるものではありませんし、箱のキャパは限界に来ておりますので、診察室を増やすことも難しいでしょう。では、何ができるのか。本件のように、幾つもの課題が混然としている場合には、他者が関わるような本市の判断だけではどうにもならない部分と、本市が自力で解決、改善できるものとを区別して、本市が自力で改善できるものについて、速やかな改善を図っていくアプローチが有効かと思います。その観点から整理すれば、年末までにできることが幾つかあるかと思いますので、一つずつ伺ってまいります。

先順位者のにしむた議員はクレジットカード決済を御要望され、石崎議員は自動精算機の導入を要望しておられましたが、お２人の要望に対し、導入するのかどうかについての答弁はなされておりませんので、この答弁がまだ積み残っているものと認識しております。現在、急病診療所においては会計が手作業で行われていることも、待ち時間が長くなってしまう大きな要因の一つです。やっと診察が終わっても、さらに長時間会計を待たなければならないというのは患者さんにとって大きな負担ですし、患者の多くはコロナやインフルエンザの症状を訴えるそうですから、この待ち時間に感染が拡大してしまうことすら懸念されます。

そこで、会計待ち時間の短縮と窓口業務の効率化、人手不足対策の観点から、自動精算機を導入するとはっきり御答弁いただきたいのですが、いかがでしょうか。ちなみに自動精算機を導入する費用の目安は、機種や機能によって若干の価格の変動はあるとしても、１台当たり約500万円から1,000万円ぐらいだそうです。田中市長、病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うためには、ここでけちっている場合ではありません。人工干潟よりも市立美術館よりもはるかに安く上がることは論をまちませんし、国府サミットに充てる費用を小松市並みの約350万円にとどめれば、当初予算との差額で十分にお釣りが来ます。ここをけちるかどうかで、田中市長の予算づけの優先順位が、病気で苦しむ市民優先なのか、御自身の興味関心、趣味嗜好が優先なのか明確に判定できるわけですから、来年の市長選挙に際して、市民が市長の是非を評価する絶好の判断材料になるかと思います。

そこで、病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うために、年末までに自動精算機を導入するとはっきり御答弁いただきたいのですが、田中市長の御所見を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

今年度の年末年始の混雑状況を踏まえますと、なるべく早く待ち時間を短縮する必要があると考えています。有効と考えられる電子決済、自動精算機や待ち時間が分かるシステムなどの導入について検討してまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　御答弁を伺いましたが、なるべく早く検討してまいりますという御答弁だったかと思います。病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うことについては、なるべく早く検討するなどと明言を避ける一方で、国府サミットや平和都市市長会議、著名人との対談といった御自身の晴れ舞台や、一昨年訪問したばかりで都市締結の周年行事もないことから本来行く必要性が乏しいと指摘されているガーデナ市訪問にはためらうことなく多額の予算を計上することは、予算づけの優先順位が明らかに間違っていると繰り返し指摘せざるを得ません。

いずれにしろ、田中市長の予算づけの優先順位では、病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うための自動精算機の導入費用、１台当たり約500万円から1,000万円は渋るということがよく分かりましたが、念のため、もう少し確認いたします。

先順位者の論点を引き継ぎ会計の話から始めてしまいましたが、予約の場面でも改善を図れることがあるかと思います。近年、多くの医療機関がオンライン予約システムを導入し、診察の事前予約をオンラインで受け付け、待ち時間の短縮を図っております。このシステムを導入すれば、患者は混雑状況を事前に確認できますので、スマホやウェブから事前に問診票を入力できる機能を組み込めば、受付時間はさらなる短縮が可能です。ちなみに、オンライン予約システムの導入費用の目安は、機種や機能によって若干の価格の変動はあるとしても、初期費用として約50万円から200万円ぐらいだそうです。田中市長、病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うために、ここでけちっている場合ではありません。人工干潟よりも市立美術館よりもはるかに安く上がることは論をまちませんし、国府サミットに充てる費用を小松市並みの約350万円にとどめれば、当初予算との差額で十分にお釣りが来ます。ここをけちるかどうかで、田中市長の予算づけの優先順位が、病気で苦しむ市民優先なのか、御自身の興味関心、趣味嗜好が優先なのか明確に判定できるわけですから、来年の市長選挙に際して、市民が市長の是非を評価する絶好の判断材料になるかと思います。

病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うために、年末までにオンライン予約システムを導入するとはっきり御答弁いただきたいのですが、田中市長の御所見を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

医療ＤＸが進み、電子カルテと会計システムなどの連携がすることで効率化や迅速化が図れることから、医師会と現在協議をしておりますが、今年度の混雑状況などを踏まえ、迅速に進めていきたいと思います。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　医師会と協議をするということです。私も事前に問診票を入力できる機能を組み込むというところで、この部分については若干医師会との意思疎通の必要性があるのかもしれませんが、これは医師会の建物の話ではなく、市川市がつくる急病診療所の話かと思います。市川市の設備を更新するに際して医師会を持ち出すということは、何か言い訳に使っているように聞こえてしまいます。

いずれにしても、オンライン予約システム導入にかかる予算、初期費用として50万円から200万円というものは渋るということがよく分かりました。病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うことについて、年末までに導入すると断言しない一方で、国府サミットや平和都市市長会議、著名人との対談といった御自身の晴れ舞台やガーデナ市訪問にはためらうことなく多額の予算を計上することは、予算づけの優先順位が明らかに間違っている

と、もう一度指摘せざるを得ませんが、念のため、確認を続けます。

近年、多くの医療機関が受付での手続時間を短縮するため、再来自動受付機を導入し、再来患者がタッチパネルで受付を完了できる仕組みを整えています。このシステムを導入すれば、診察券をかざすだけで受付が完了し、窓口の混雑を解消する効果が期待できます。ちなみに、再来自動受付機の導入費用の目安は、機種や機能によって若干の価格の変動はあるとしても、１台当たり約200万円から500万円ぐらいだそうです。田中市長、病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うためには、ここでけちっている場合ではありません。人工干潟よりも市立美術館よりもはるかに安く上がることは論をまちませんし、国府サミットに充てる費用を小松市並みの約350万円にとどめれば、当初予算との差額で十分にお釣りが来ます。ここをけちるかどうかで、田中市長の予算づけの優先順位が、病気で苦しむ市民優先なのか、御自身の興味関心、趣味嗜好が優先なのか、明確に判定できるわけですから、来年の市長選挙に際して、市民が市長の是非を評価する絶好の判断材料になるかと思います。

病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うために、年末までに再来自動受付機を導入するとはっきり御答弁いただきたいのですが、田中市長の御所見を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　急病診療所におきましては、本市と医師会、歯科医師会、薬剤師会などが共同して運営しておりますので、医療ＤＸを進めるに当たっては、どうしてもそこのところで御相談をしなければならないといったプロセスがあります。協議をなるべく早く進めて、議会での御指摘も含め、混雑状況の緩和に努めてまいりたいと考えております。

市長は、自ら視察に入って改善の方法を打合せさせていただいていることです。御質問者の御意見も踏まえて、最善の方法を考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　何か医療ＤＸという大それた御発言がありましたけれども、再来自動受付機がそんなに大それたものなのかというと違和感があります。市民が望んでいるのは検討してもらうことではないと思います。５時間待ちから解放してほしいということだと思います。年末までに５時間待ちをなくすと明言を避ける一方で、国府サミットや平和都市市長会議、著名人との対談といった御自身の晴れ舞台やガーデナ市訪問にはためらうことなく多額の予算を計上することは、予算づけの優先順位が明らかに間違っていると、何度でも指摘せざるを得ませんが、念のため、もう少し確認を続けます。

近年、多くの病院が診察順番案内システムを導入し、患者の待ち時間をスムーズに管理する取組を進めています。念のため御説明いたしますと、診察順番案内システムとは、ＱＲコードを読み込むことで、自分の診察の順番が何番目か、あと何人の診察が終われば自分の診察の順番が回ってくるか、スマートフォンで確認できるシステムのことです。このシステムを導入することで診察順をリアルタイムで把握できますので、患者は自分の順番が来るまではその場を離れることができます。車で待機していてもよいですし、近くに住む人なら一旦御自宅に戻ることもできますので、待合室の混雑緩和も図れますし、患者のストレスも軽減します。さらに言えば、もう何時間も待っているんですけれどもまだですかなどといった問合せがなくなりますので、事務が妨げられることもありません。ちなみに、診察順番案内システムの導入費用の目安は、機種や機能によって若干の変動はあるとしても、約100万から300万円ぐらいだそうです。田中市長、病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うために、ここでけちっている場合ではありません。人工干潟よりも市立美術館よりもはるかに安く上がることは論をまちませんし、国府サミットに充てる費用を小松市並みの約350万円にとどめれば、当初予算との差額で十分にお釣りが来ます。ここをけちるかどうかで、田中市長の予算づけの優先順位が、病気で苦しむ市民優先なのか、御自身

の興味関心、趣味嗜好が優先なのか明確に判定できるわけですから、来年の市長選挙に際して、市民が市長の是非を評価する絶好の判断材料になるかと思います。

病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うために、年末までに診察順番案内システムを導入するとはっきり御答弁いただきたいのですが、田中市長の御所見を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

市長は、年明けすぐに視察に入っており、改善の方法を打合せしているところです。御質問者の御意見も参考にして、最善の方法を考えてまいります。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　いろいろ御答弁ありますけれども、年末までに解消するという明言は避けられていることは残念です。やはり、もう一度繰り返しますが、国府サミットや平和都市市長会議、著名人の対談といった御自身の晴れ舞台やガーデナ市訪問、こういったものに前のめりになる前に、この５時間待ちを解消することこそが優先順位の最も、これらの中では少なくとも最も優先順位が高いものであると御認識をいただきたいと思います。

もう少し続けます。本市では、南消防署の建て替えが積年の課題でありましたが、このたび新浜幼稚園跡地に移転するということを本市議会が承認いたしました。となると、次は南消防署の跡地をどのように有効活用することが市民にとって一番望ましいのかという論点が浮上します。もう繰り返すまでもありませんが、大洲の急病診療所のキャパは限界に達していて、これ以上診察室を増やすような対応は難しいと思われます。人口が20万人や30万人しかいない他市ならともかく、本市は人口約50万人を擁するわけですし、ざっくり区切っても北部と南部、市川、八幡といったエリアがあるわけですから、急病診療所が２つあったってよいでしょうし、１つの自治体に急病診療所が２つ整備されているなんて話はあまり聞いたことがありませんので、もしかしたら、１つの一般市に急病診療所が２つ整備されている全国初の市になれるチャンスと言えるのかもしれません。ちなみに、第２急病診療所の整備費用の目安は、建物の概要や導入するシステムなどによって変動はあるとしても、人工干潟よりもはるかに安く上がることは論をまちませんし、用地は既にあるわけですから、いまだ用地取得のめどすら立っていない市立美術館構想よりも現実的な話です。田中市長、病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うために、ここで決断する必要があるかと思います。ここを決断できるかどうかで、田中市長の予算づけの優先順位が、病気で苦しむ市民優先なのか、御自身の興味関心、趣味趣向が優先なのか明確に判定できるわけですから、市民が市長の是非を評価する絶好の判断材料になるかと思います。

病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うために、行徳地区に、南消防署の跡地に第２急病診療所整備する、１つの自治体に急病診療所が２つ整備されている県内初の自治体になるとはっきり宣言していただきたいのですが、田中市長の御所見を伺います。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

大洲の急病診療所は、通常時は待ち時間はほとんどなく、混み合っても１時間未満で対応しているところです。もう１つ急病診療所を設けるとすると、急病診療所は365日運営していることになりますので、医療従事者の確保が困難という課題があります。そのため、まずは大洲の急病診療所の年末年始の混雑緩和に向けて努力したいと思っております。また、在宅当番医制をしいている他市もありますので、参考にしていきたいと考えています。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　いろいろ御答弁を伺いました。検討する、参考にするといった話はありましたが、結局今定例会を通じて５時間待ちを解消できるような抜本的な対策は今のところ何一つ見つかっていないということが分かりました。田中市政の本質、本性、こういうところにも表れているのかもしれません。もし、今年の年末にも急病診療所において、病気で苦しむ市民に５時間待ちを余儀なくさせる事態が生じた場合には、これは田中市長の予算づけの優先順位の結果であると指摘せざるを得ないとあらかじめ御通告申し上げて、次に進みます。

次は、小児に対するインフルエンザ予防接種費用についてです。

本市では、令和３年度から５年度にかけて一部助成を実施していましたが、田中市長は、令和６年度において、冷酷にも小児に対するインフルエンザ予防接種費用助成を打ち切ってしまいました。小児に対するごく僅かな支援、4,000万円にも満たないインフルエンザ予防接種費用助成は平気で打ち切る一方で、国府サミットや平和都市市長会議、著名人との対談、ガーデナ市訪問といった御自身の晴れ舞台や、多額の工事費や運営費を要する人工干潟や市立美術館といった市民生活に不急の事業に前のめりになることは、予算づけの優先順位が明らかに間違っていると、やはり言わざるを得ません。しかも、この小児に対するインフルエンザ予防接種費用助成については、令和元年９月定例会に際し、岩井清郎議員が中心となられて、子ども達が受けるインフルエンザ予防接種の補助制度確立を求める決議についてが全会一致で可決された経緯があり、かかる議会の議決が尊重され、本市は独自の助成に踏み切った経緯がありますので、これを平然と打ち切るなどということは、助成事業を軽視しているばかりか、議会の議決をも軽視する行為と評しても過言ではありません。

ところで、コンビニへのＡＥＤ導入は、このテーマに長年取り組んでこられた西村議員の成果であることは周知の事実ですが、それと同様に、小児に対するインフルエンザ予防接種費用助成の実現は、同じく長年この実現に精力的に取り組んでこられた岩井議員の議員活動のあかしであることを、今この議場にいる我々議員の共通認識として改めて確認したいと思います。いずれにしても、昨日、岩井議員を中心に、再び同趣旨の決議案が発議されております。私は予言者ではありませんので断定的なことは言えませんが、恐らくこの決議案は可決されるでしょう。

そこで、核心に触れる前に２点ほど事実確認させてください。2019年に行われた国の調査では、全国約1,700市区町村のうち、助成している市区町村の割合は、未就学児については46％、小学生については43％に上っている。直近の状況としては、東京都は令和６年度から都内自治体全てに対して助成を開始しているということで間違いないでしょうか。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　そのとおりでございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　田中市長による時代に逆行する政策判断、世の中の流れを顧みない予算づけにより、県内で後れを取ってしまったばかりか、全国的にも大きく後れを取ってしまったことが分かります。ここで、田中市長の予算づけをさらに分かりやすく解説するに最も適切な事例を見つけましたので御紹介します。令和５年度において、国府サミットを約350万円という予算で立派にやり遂げた宮橋勝栄市長が敏腕を振るう石川県小松市においては、令和６年度一般会計当初予算は516億5,000万円という本市の３分の１以下の予算規模であるにもかかわらず、子どもの任意予防接種費用助成事業には4,500万円もの予算を計上し、生後６か月から小学校６年生までは２回、中学生と高校生には１回分の接種費用の助成を行っているそうです。県内の各市町村にも目を向けてみましたが、例えば、御宿町では、令和６年度一般会計当初予算は36億円程度、本市の約50分の１の予算規模であるにもかかわらず、やはり小松市と同様に、生後６か月から小学校６年生までは２回、中学生と高校生には１回分

の接種費用の助成を行っているとのことです。まあ、それはそうだと思います。全国の首長は、御自身の晴れ舞台に多額の予算を投じることは慎むと思われますが、小児に対するごく僅かな支援、インフルエンザ予防接種費用助成はけちることなどないでしょう。恐らく、病気で苦しむ市民を５時間待ちから救うことについても、ためらうことなく適切な規模の予算を投じることかと思われます。

要するに、若干の年度のずれはあるにしても、小松市は、4,850万円の予算があるとすれば、4,500万円は子どもの任意予防接種費用助成事業に充て、国府サミットに対する支出は350万円と最小限にとどめているのに対し、本市の場合は、国府サミットには小松市の８倍を超える約3,000万円もの予算を充て、業者を使って、いわゆる映える演出に注力している一方で、小児に対するインフルエンザ予防接種費用助成についてはゼロ円、びた一文支出しないという予算配分です。ちなみに、小松市の宮橋勝栄市長は立教大学を御卒業されているそうですが、同じ高校を卒業しているのにこうも違うもんかという、あの事例を思い出してしまうのは私だけではないでしょう。

いずれにしましても、この小児に対するインフルエンザ予防接種費用助成に対する予算づけにより、これまであたかも隠れキャラとして潜んでいたかのような田中市政の本質、本性が浮き彫りになったとも言えるでしょう。

結婚準備住まい応援事業に係る予算が修正、削除されてしまいましたので、田中市長の政策で全国初と胸を張れるものがないのが現状かもしれませんが、一度始めた小児に対するごく僅かな支援、インフルエンザ予防接種費用助成を突如として打ち切った自治体は、今回たくさん調べましたが、私が調べた限り本市以外には見つかりませんでしたので、田中市長が全国初を打ち出したいのであれば、小児に対するインフルエンザ予防接種費用助成を打ち切った全国初の自治体、全国唯一の市長としてＰＲされてはどうかと御提案したいと思います。

いずれにしても、岩井議員が中心となって提出された決議は可決されると思います。もう実質的に田中市長に選択肢はありません。今すぐやると答弁するか、あるいは後ほど決議が可決され、議会の議決に押し切られた形で実施を余儀なくされるか。それとも、強気に出て議会の議決を踏みにじって無視したところで、周囲の自治体はどんどん独自の助成に踏み切っているわけですから、下手したら独自の助成を実施しない全国最後の自治体になってしまうかもしれません。そうやって周囲にじわじわと包囲網をつくられるかのように追い込まれた結果、実施せざるを得なくなるというのも格好悪いことこの上ないかと思います。それに、決議が可決されても実施されないのであれば、６月定例会冒頭には市長不信任案が提出されてしまうかもしれません。田中市長の御決断でやると断言できるのは、今この場が最後のチャンスです。この最後のチャンスを生かせるかどうかが、田中市長の市長としての資質を占う試金石にもなるかと思いますが、田中市長、新年度から小児に対するインフルエンザ予防接種費用助成を実施すると直ちに明言されるのか、どうか、御答弁を求めます。

○稲葉健二議長　横山保健部長。

○横山京子保健部長　お答えいたします。

議会での御提案などを含めまして、来年度、接種に向けて対応を検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　午後の採決とその後の展開を注視することとし、次に進みます。

執行機関の長である田中市長の御発言は、発言場所にかかわらず、非常に重みを持つものと認識しております。市政がどのように運営されているのか、予算がどのように使われていくのか、不祥事にどのように対応していくのか等々、その御発言に市民や本市職員、我々議会関係者をはじめ、多くの関心が寄せられているわけですから、市政の方向性をシンプルに正しく伝えていくことはもちろん、無用な誤解や混乱を生じさせないために

も、事実に基づかない発言や、憶測など根拠に基づかない発言を慎むべきです。しかしながら、田中市長御就任以来、事実に基づかないと思われる発言、憶測にすぎない無用な発言などが散見されますので、質問通告に至りました。

まずは、執行機関の長としての発言の在り方につき、田中市長の御認識を伺います。

○稲葉健二議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

市長は市民の代表であり、その言葉には重みを持つものであります。田中市長は、様々な場面におきまして、市民の皆様に理解していただけるよう、また、市川市を身近に感じていただけるよう、言葉を選び、発言されているものと認識しております。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　市長は言葉を選び発言をされているという御答弁を確認いたしました。

本年１月３日付、市川浦安よみうり紙によると、市川市議会の会派、チームいちかわに所属する冨家薫議員の情報漏えい問題に関し、田中市長は、議員としてやってはならないことをやったという事案との見解を示した上で、事実を確認し、二度とこういうことが起きないように議員として成長してもらいたいと御発言されたそうです。

そこで伺いますが、冨家議員は本当に議員としてやってはならないことをやったのでしょうか、御説明ください。

○稲葉健二議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　お答えします。

記事は読んでおりますが、詳細については把握しておりません。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　田中市長は、事実を確認した上で、議員としてやってはならないことをやったという事案との見解を表明されているとのことです。この田中市長の御発言によって波紋が広がっています。もちろん、冨家議員が本当に議員としてやってはならないことをやったのであれば議員辞職されるのが筋なのかもしれませんが、田中市長は御就任以来、事実に基づかない発言、憶測にすぎない無用な発言などが散見されておりますので、念のため確認する必要があると思って伺っております。もし、田中市長が正確な事実認識や特段の明確な根拠もなくこのような発言をされたのであれば、これは議員の名誉に関わる事柄ですから、問題は冨家議員にとどまりません。議会全体で冨家議員の名誉回復に取り組むべき案件です。田中市長は議員の実名を挙げ、議員としてやってはならないことをやったという事案との見解を記者会見という公の場で表明されているわけですから、当然に説明責任を負うはずです。

そこで、もう一度伺いますが、冨家議員が具体的に何をしたことについて、田中市長は議員としてやってはならないことをやったと評価するに至ったのでしょうか、御説明ください。

○稲葉健二議長　後藤市長公室長。

○後藤貴志市長公室長　繰り返しになりますが、記事を読んだ上での御発言、また、事実であるとするならばという前提での御発言かと思いますが、詳細については把握しておらず、今この場で説明は困難でございます。

以上でございます。

○稲葉健二議長　越川議員。

○越川雅史議員　市長公室長が詳細を把握しているとは私は言っていないですし、求めていないです。市長がお手を挙げて御発言されればよいのかと思いますが、御発言はされませんでした。

本件について、冨家議員御本人はどのように御説明されているか。12月16日に開催された議会運営委員会における御本人の発言の後半部分を読み上げますが、結果としてアンケートの匿名性が失われた疑いが生じることになってしまった、それによって議長をはじめとする議員の皆様に貴重なお時間を取らせてしまい、お騒がせしてしまったことについて深く謝罪するとのことです。つまり、単に疑いが生じただけ、議員に時間を取らせてお騒がせしてしまっただけとの釈明であって、情報漏えいがあったとは認めておらず、市長の御認識とは大きく乖離していることは明らかです。冨家議員の主張が真実だとすると、情報漏えい問題でも何でもありませんし、ましてや田中市長が記者会見という公の場で、議員としてやってはならないことをやったなどと発言することは、冨家議員を不当に評価していることになってしまいます。ただし、田中市長御指摘のとおり、冨家議員は本当は議員としてやってはならないことをやったにもかかわらず、単に疑いが生じただけ、議員に時間を取らせてお騒がせしてしまっただけと事実を矮小化している可能性も完全には否定できません。こうした疑義が生じないよう、我が会派はさきの12月定例会に際し、真相究明を図るべく、当該議員本人からの説明と質疑応答の場の確保を求める趣旨の申入れをし、再発防止策を適切に講じる観点からも、全議員がひとしく正確な情報を共有すべきであると訴えましたが、依然として真相は不明のままです。

新聞報道を受けて、市民の間において真相究明についての関心は高まっています。市議会において、事実関係を明らかにする責務があるのは当然のことです。私のところにも、市民の方からどうなっているんだと問合せも来ますが、事実関係を正確に把握できていない以上、市民の方々に説明することもできず、時にはそれが不自然に映るのか、あたかも私が冨家議員をかばっているかのような誤解も生じており、困惑しています。これに火をつけたのは、記者会見という公の場における田中市長の御発言ですので、もちろん市長御自身による説明が求められますが、御覧いただいたとおり、田中市長は御説明を避けられました。その一方で、冨家議員が議員としてやってはならないことをやった可能性も完全には排除できないわけですから、単に疑いが生じただけで、議員に時間を取らせてお騒がせしてしまったという釈明だけでは真実を十分に説明し切れていないことも懸念されます。

冨家議員御自身の御認識と市長の御認識に大きな乖離があり、田中市長が御説明を避けた以上、冨家議員には本事案の詳細について、情報漏えいがあったのかどうかも含め、事実関係を明らかにするための説明責任を果たす必要があるものと御忠告申し上げます。もし、冨家議員が田中市長に対し、一切の反論もせず、事の真相についても一切の説明責任を果たされないのであれば、田中市長が御指摘された議員としてやってはならないことをやったとの評価を自ら甘んじて受け入れたものと判断せざるを得ず、田中市長の御指摘は真実であったとの推定が強まることとなります。その場合には、冨家議員には議員としてやってはならないことをやった責任と、それにもかかわらず、この間十分な説明責任を果たさずに、事実関係を不明瞭なままにした責任が問われることは明確です。もちろん、冨家議員が速やかに説明責任を果たされる中で、田中市長の御発言が事実に基づかないものであったり、根拠に欠ける発言であったことが裏づけられれば、冨家議員の名誉回復のために議会として適切な対応を求めていくことになりますが、その際は、私もその一助になることも申し添え、質問を終わります。

○稲葉健二議長　これをもって一般質問を終結いたします。

○稲葉健二議長　暫時休憩いたします。

午前11時37分休憩

午後１時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第２議案第68号市川市職員の分限に関する条例の一部改正について及び日程第３議案第69号教育長の任命についてを一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

田中市長。

〔田中　甲市長登壇〕

○田中　甲市長　議案第68号及び議案第69号につきまして提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第68号市川市職員の分限に関する条例の一部改正については、人事院規則の改正を踏まえて、職務の級が８級以上である職員を降号する場合における下位の号給に変更する号給数を見直すものであります。

議案第69号教育長の任命については、現教育長の勝山浩司氏が本年３月31日をもって退職することから、後任として高木秀人氏を任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願いを申し上げます。

○稲葉健二議長　これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

新しい流れ、にしむた勲議員。

○にしむた　勲議員　会派新しい流れのにしむた勲です。議案第69号に対し質疑いたします。御答弁をどうぞよろしくお願いいたします。

まず、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、地教行法第５条で、教育長の任期は３年と規定されています。また、同法において教育長の任命権は市長にあるとされますけれども、今回、現教育長の任期満了を待たずして本議案を提出するに至った経緯について及び教育長の任期半ばの交代によるリスクとして、政策の中断や変更、組織の混乱、市民の不信感などがあり得ると考えますけれども、交代が本市教育行政に与える影響について、併せて伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

本年に入りまして、教育長から市長に対し、一身上の都合により職を辞したい旨の申出があり、定例教育委員会の開催日の本年３月３日、教育長から市長及び教育委員会に対しまして辞職願が提出され、同日、市長と教育委員会は辞職に同意をいたしました。このような状況の中、昨年度、田中前教育長から任期満了により退任したい旨の意向が示された際、教育行政に精通した職員等の教育長への就任をお願いしておりました幅広い教育関係機関のうち、文部科学省から、同省に勤務する職員を一時的に退職させ、本市教育長への就任を可能とする、いわゆる割愛が可能であるとの連絡がありました。そこで、今般文部科学省の職員である高木氏を次期教育長に任命させていただくため、市議会の同意を求める本議案を提出させていただいているところであります。

また、今般の教育長の任命が本市教育行政に与える影響につきましては、教育行政の特殊性であります政治的中立性や安定性、継続性への影響が考えられるところであります。しかしながら、本市教育行政におきましては、市長が総合教育会議におきまして教育委員会と協議して定めた教育振興大綱のほか、教育委員会が定めます第４期教育振興基本計画に基づき、教育行政は計画的に実施をされているところであり、教育長に任期途中での交代があったとしましても、本教育行政に与える影響は特になく、仮にあったといたしましても限定的であると認識しております。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　教育長から市長に対し、一身上の都合により職を辞したいという申出が、本２月定例会中の３月３日、申出があり、市長及び教育委員会が受理したということです。偶然にも、文科省に割愛が可能であると、有為な人材がいるということがすぐに見つかったので今回の議案提出になったということですけれども、こんなに早くいい人材が見つかって、市川市にとってはとても幸運だったなというふうに思うわけであります。

また、本市教育行政に与える影響については、本市教育行政に与える影響は特になく、仮にあったとしても限定的であるという答弁でございました。教育長は、市長からも独立した、政治的な介入を防ぐためにも独立した権限が認められているわけです。市長には、教育長の任命権と教育予算の提出権はありますけれども、教育行政については最終的な責任者が教育長であるということは言うまでもないところであります。その教育長の交代が、影響は特になく、あったとしても限定的というのはやや理解に苦しむところですが、これについてはこれ以上質問しません。

次に、(2)本定例会における教育行政運営方針は、現教育長が作成し、２月13日にこの議場で公表されました。本２月定例会に上程された教育関連予算に関しては、現教育長が作成、公表された教育行政運営方針に基づいて、今定例会で審議、採決されたものと理解しています。現教育長の教育施政方針を前提に議論、審議、採決された教育関連予算の正当性にも疑義が生じる可能性があると思います。

新たに教育長が任命された場合は、新教育長の方針に基づいて教育行政運営方針を再度作成すべきと考えますけれども、市の見解を伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

教育行政運営方針は、教育長と教育委員で構成されました合議体である教育委員会が決定したものであり、開会日初日に演説の冒頭にも申し上げましたとおり、教育長は、教育委員会を代表して演説を行ったものであります。したがいまして、教育行政運営方針は教育長のみで作成し得るものではありませんので、新教育長は就任後改めて作成する必要はないかと認識しております。

また、令和７年度当初予算も含めて、新年度教育行政運営方針における重要な施策に基づく予算も、同様の取扱いになるかと思います。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　新教育長が改めて教育行政運営方針を作成することは多分ないだろうということでございました。教育委員会を代表して教育行政運営方針の演説を行ったものであるということでしたので、教育長が替わったとしても、大きくこれは変わることがないということだとは思いますけれども、私は以前この場で教育委員会の質問をしたことがありますけれども、教育長以外の教育委員会の委員は全て兼任の方だというふうに覚えておりますけれども、専任でやっているのは教育長だけであると。しかも、教育委員会での議論の内容については改めて繰り返しませんけれども、専任でない他の教育委員の方がどれほど質問をしたか、委員会の招集を要求したか、こういったことから活発な議論が行われているようには思えませんでした。ここはこれ以上の質問はしません。

次、(3)に移ります。現教育長に引き続き、候補者となっていらっしゃる方も文部科学省出身の方でいらっしゃいます。国から、文部科学省から教育長を迎える、２代続けて起用することのメリットとデメリットについて伺います。

○稲葉健二議長　蛸島総務部長。

○蛸島和紀総務部長　お答えいたします。

近年の教育行政におきましては、教育という固有性や特殊性に捉われることなく、例えば、子どもの貧困問題については福祉行政など、教育長は教育委員会の代表者として、他の行政分野についても理解を深め、連携、協働して施策を実施していくことが求められているかと思います。このような状況を踏まえますと、教育長に求められる資質、能力につきましては、教育分野のみならず、幅広い行政分野を知り、調整する能力が強く求められるのみならず、ほかの行政分野の動向を的確に把握し、教育行政と連動させるためには、幅広い行政知識も必要になるものと認識をしております。

今般、任命の同意を提案しております高木氏は、文部科学省における勤務によりまして、初等・中等教育や地域教育などの教育分野に精通されているほか、内閣府や厚生労働省、こども家庭庁などにおきます勤務によりまして、教育分野と異なる行政分野を経験し、それらの調整をした経験をお持ちであるなど、幅広い行政知識を有していると認識しているところであり、ただいま申し上げました教育長に求められる資質、能力を備えていることがメリットであると考えております。

また、教育長にとりまして学校への理解も重要であり、学校や地方教育行政での勤務経験などの専門性も重要な資質能力の一つであります。高木氏は、横浜市教育委員会事務局におきまして、学校教育も含めた教育政策を担当された経験もあるなど、基礎自治体における地方教育行政の専門性も備えていると認識しており、改めてデメリットは見当たらないというようなことの考えでおります。

以上であります。

○稲葉健二議長　にしむた議員。

○にしむた　勲議員　分かりました。先ほど質問したように、現教育長は教育行政運営方針演説を行われたときは、このまま当然教育長を続けられるつもりでこの場で公表されたんだと思いますけれども、その数日後に、その理由は問いませんけれども、一身上の都合によって辞めざるを得なくなったということを理解しました。

先ほども申し上げたように、教育長には教育行政について大きな権限が与えられており、教育に対する独立性、政治的な介入を防ぐために、市長といえどもこの権限に介入することはできないことが法律で定められております。ただ、今回、現教育長は１年で、任期３年の途中で辞任されるということは大変残念ですけれども、このようなことがもしも続くとすれば、市長が持っている教育長の任命権によって教育長に対する影響力を行使するということも懸念されるんではないかなと、次の教育長は多分そういうことはないと思いますけれども、そういうことのないように、ぜひ今後、教育行政の独立性を維持するように、また新たな教育長に市川市教育行政の発展を託して、私の議案質疑を終わります。ありがとうございました。

○稲葉健二議長　以上をもって通告による質疑を終わります。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、議案第68号市川市職員の分限に関する条例の一部改正については、総務委員会に付託いたします。

お諮りいたします。議案第69号については、会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

この際、総務委員会開催のため暫時休憩いたします。

午後１時15分休憩

午後３時開議

○稲葉健二議長　休憩前に引き続き、会議を開きます。

〔「議長、議事進行」と呼ぶ者あり)〕

○稲葉健二議長　丸金議員。

○丸金ゆきこ議員　貴重なお時間をお借りし申し訳ありませんが、午前中の無所属の会の越川雅史議員の一般質問の中で、市長の発言の在り方について質問する趣旨にもかかわらず、ほかの議員について、既に代表者会議で結論が出ている問題を、勝手な憶測で蒸し返し、無用に市民に誤解を生む発言があったと考えますが、議長の見解をお伺いします。

○稲葉健二議長　今の議事進行にお答えいたします。

午前中の越川議員の一般質問においては、あくまでも市川よみうりに書かれた記事、なおかつ市長の発言に対して問うたことであって、冨家議員に対しての内容を蒸し返しているという形ではない、質問の趣旨としてはそのように議長としては取り扱っています。ただし、固有名詞の、要するに登場回数としては少し多いかなというふうには感じていますが、基本的に通告の趣旨としては合っているというふうに議長としては判断しています。

以上であります。

○稲葉健二議長　この際、議案第68号市川市職員の分限に関する条例の一部改正についてを日程に追加し、議案第69号教育長の任命についてと併せて一括議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よってこの際、議案第68号を日程に追加し、議案第69号と併せて一括議題とすることに決定いたしました。

議案第68号市川市職員の分限に関する条例の一部改正について及び議案第69号教育長の任命についてを一括議題といたします。

議案第68号に関し、委員長の報告を求めます。

総務委員長、国松ひろき議員。

〔国松ひろき総務委員長登壇〕

○国松ひろき総務委員長　ただいま議題となりました議案第68号市川市職員の分限に関する条例の一部改正について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、人事院規則の改正を踏まえ、職務の級が８級以上である職員を降号にする場合における下位の号給に変更する号給数を見直すためのものであります。

委員会の審査の過程で質疑応答のなされたものを申し上げますと、「本案を追加議案として提出するに至った経緯及び改正内容はどのようなものなのか」との質疑に対し、「本案は、人事院規則の改正を踏まえたものであるが、改正された人事院規則の公布日が今定例会の告示日であったことから、当初提案が行えなかったため、追加議案として提出したものである。また、改正内容については、令和７年度から８級以上の職員に適用される給料表の見直しを行ったことにより、上位号給との差額である間差が最大２倍程度まで拡大したため、８級以上の職員を降号する場合に給料月額が大幅に減額されることを考慮して、降号する号級数を現在の２号級から１号級に改めるものである」との答弁がなされました。

本委員会といたしましては、採決の結果、可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

○稲葉健二議長　これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　質疑はありませんので、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより議案第68号市川市職員の分限に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は委員長の報告のとおり可決されました。

これより議案第69号教育長の任命についてを採決いたします。

本案を同意することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は同意されました。

―――――――――――――――――――――――――――――

○稲葉健二議長　日程第４発議第19号市川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてから日程第10発議第26号罰則規定を盛り込んだヘイトスピーチ禁止法の制定を求める意見書の提出についてまでを一括議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長　起立者多数。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第19号市川市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第20号性犯罪の再犯防止の取組への支援の強化を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

これより発議第21号訪問介護の基本報酬をはじめとした介護報酬の引上げを求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第22号千葉県営水道料金の値上げ中止を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第24号高額療養費制度の自己負担限度額引き上げの完全撤回を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第25号従前の健康保険証の復活を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

これより発議第26号罰則規定を盛り込んだヘイトスピーチ禁止法の制定を求める意見書の提出についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

○稲葉健二議長　日程第11発議第23号地方自治法第117条に抵触する態様にて議事への参与を繰り返した竹内清海議員（会派「清風いちかわ」）に対し、市政を混乱させた責任を問う決議についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、竹内清海議員の退席を求めます。

〔竹内清海議員退席〕

○稲葉健二議長　お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告ありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第23号地方自治法第117条に抵触する態様にて議事への参与を繰り返した竹内清海議員（会派「清風いちかわ」）に対し、市政を混乱させた責任を問う決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者少数であります。よって本案は否決されました。

竹内清海議員に対する除斥を解除いたします。

〔竹内清海議員入場〕

○稲葉健二議長　日程第12発議第27号市川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思います。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ通告がありませんので、質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入りますが、ただいまのところ通告はありませんので、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより発議第27号市川市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者全員であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

○稲葉健二議長　日程第13発議第28号子ども達が受けるインフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を求める決議についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、提案理由の説明を省略することにいたしたいと思い

ます。これに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○稲葉健二議長　起立者多数であります。よって提案理由の説明を省略することは可決されました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第37条第３項の規定により、委員会の付託を省略することにいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

太田議員、賛成ですか、反対ですか。

〔太田丈之議員「反対です」と呼ぶ〕

○稲葉健二議長　反対の立場。

太田議員。

〔太田丈之議員登壇〕

○太田丈之議員　子ども達が受けるインフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を求める決議につきまして、反対の立場で討論いたします。

反対理由は４点です。

まず、インフルエンザワクチンには、まず感染拡大防止効果は認められないということです。有効性がないという根拠にされるのが前橋レポートとなります。1979年に前橋市医師会が調査した結果、接種群と非接種群に差が見られなかったという報告で、1994年に学童集団接種が中止されるきっかけになりました。

次に、自然免疫獲得の阻害要因になるのではないかということです。季節性インフルエンザの場合、ワクチンによる免疫は４か月から５か月で効果が切れますが、自然感染で獲得された免疫はもっと長期間免疫力を保持することができます。生涯を通じた感染予防を考えた場合には、たくさんの方がインフルエンザにかかっておいたほうがよい可能性があり、予防接種は自然感染によって長期にわたる強力な免疫を獲得する機会を奪ってしまうのではないかという意見もあります。

３番目に、幼少期に過剰なワクチン接種を行うことで自然免疫の発達に悪影響があるのではないかということです。免疫システムが未成熟な段階で多数のワクチンを接種すると、自己免疫疾患のリスクが高まる可能性があるとの報告があります。また、近年急激に増加している自閉症の原因が、小児への過剰なワクチン接種ではないかとの意見もあり、研究が進んでいます。

最後に、今後、インフルエンザワクチンもメッセンジャーＲＮＡワクチンに切り替わる可能性があるということです。過去使用されてきた不活化ワクチンについては、死亡リスクはほぼありませんが、今後採用が予定されているメッセンジャーＲＮＡワクチンについては、死亡リスクがあります。同様の技術が採用された新型コロナワクチンでは、本年２月27日現在、死亡認定件数は983件となり、この中には若年層、10代が９件、20代が28件含まれています。

まとめますと、感染予防効果が認められないこと、自然免疫獲得の阻害されるおそれがあること、子どもの発達に悪影響を与える可能性も否定できないこと、今後採用されるメッセンジャーＲＮＡワクチンについては死亡リスクがあること、計４点の懸念がございますので、インフルエンザ予防接種につきましては、打つ、打たない

の判断は保護者に委ねるものとし、市として予防接種を推進するような印象を与える費用助成につきましては不要なものと考えます。

以上、インフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を求める決議についての反対討論といたします。議員の皆様におかれましては、慎重な御判断をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。貴重なお時間をいただきありがとうございました。

○稲葉健二議長　これをもって討論を終結いたします。

これより発議第28号子ども達が受けるインフルエンザ予防接種に係る助成制度の確立を求める決議についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の方は賛成のボタンを押してください。――ボタンの押し忘れはありませんか。――ないものと認めます。

集計いたします。

賛成者多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。本日意見書案等が議決されましたが、その条項、字句、数字その他の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

○稲葉健二議長　日程第14委員会の閉会中継続審査の件を議題といたします。

各委員会において審査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りいたします。委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員長からの申出のとおり閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

○稲葉健二議長　日程第15委員会の閉会中継続調査の件を議題といたします。

各委員会において調査中の事件につき、委員長から、会議規則第110条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。委員長から申出のとおり閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○稲葉健二議長　御異議なしと認めます。よって委員長からの申出のとおり閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

○稲葉健二議長　以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって令和７年２月市川市議会定例会を閉会いたします。

午後３時21分閉議・閉会

令和７年２月 19 日

市議会議長
　稲　葉　健　二　　様

資格審査特別委員長　　細　田　伸　一

委員会審査報告書

本特別委員会に付託された「竹内清海議員の資格決定の件」について、審査の結果、別紙決定書案のとおり決定したので、会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

資格決定書（案）

資格の決定を求めた議員　　竹内　清海 議員

資格の決定を求められた議員　　竹内　清海 議員

竹内清海議員の議員資格について、次のとおり決定する。

1　決　定

地方自治法第92条の２の規定に該当しない。

2　理　由

別紙のとおり

令和７年　　月　　日

市川市議会

令和７年２月 28 日

市議会議長
　稲　葉　健　二　様

総務委員長　　国　松　ひろき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第38号	市川市行政組織条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第39号	市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例等の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第40号	市川市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第41号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	可　　決	原案妥当
議案第42号	市川市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第43号	市川市職員退職手当支給条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第44号	市川市手数料条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第45号	市川市犯罪被害者等支援条例の制定について	可　　決	原案妥当
議案第54号	市川市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第55号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第60号	令和７年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当

令和７年２月 28 日

市議会議長
　稲　葉　健　二　様

健康福祉委員長　　西　村　　敦

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第46号	市川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第47号	市川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について	可　　決	原案妥当
議案第48号	市川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第49号	市川市立保育園の設置及び管理に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第55号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第56号	令和６年度市川市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）	可　　決	原案妥当
議案第57号	令和６年度市川市介護保険特別会計補正予算（第２号）	可　　決	原案妥当
議案第58号	令和６年度市川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	可　　決	原案妥当
議案第60号	令和７年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	多数可決	原案妥当
議案第61号	令和７年度市川市国民健康保険特別会計予算	多数可決	原案妥当
議案第62号	令和７年度市川市介護保険特別会計予算	多数可決	原案妥当
議案第63号	令和７年度市川市後期高齢者医療特別会計予算	多数可決	原案妥当

令和７年２月 27 日

市議会議長

稲　葉　健　二　様

環境文教委員長　　石　原　たかゆき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第53号	市川市教育振興審議会条例等の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第55号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第60号	令和７年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第65号	市川市行徳公会堂天井等改修工事請負変更契約について	可　　決	原案妥当

令和７年２月 28 日

市議会議長

稲　葉　健　二　様

建設経済委員長　　小山田　なおと

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第50号	市川市中小企業資金融資及び利子補給条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第51号	市川市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第52号	市川市宅地開発事業に係る手続及び基準等に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当
議案第55号	令和６年度市川市一般会計補正予算（第７号）のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第59号	令和６年度市川市下水道事業会計補正予算（第３号）	可　　決	原案妥当
議案第60号	令和７年度市川市一般会計予算のうち本委員会に付託された事項	可　　決	原案妥当
議案第64号	令和７年度市川市下水道事業会計予算	可　　決	原案妥当
議案第66号	財産の減額貸付について	可　　決	原案妥当
議案第67号	財産の減額貸付について	可　　決	原案妥当

令和７年３月 13 日

市議会議長
　稲　葉　健　二　様

総務委員長　　国　松　ひろき

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件は、審査の結果下記のとおり決定したので会議規則第109条の規定によりご報告いたします。

記

事件番号	件　　名	審査結果	理由又は意見
議案第68号	市川市職員の分限に関する条例の一部改正について	可　　決	原案妥当

閉会中継続審査申し出書

（令和７年２月定例会）

○東京外郭環状道路に関連する特別委員会

東京外郭環状道路に関連する問題に関する調査・検討について

○議会改革特別委員会

議会改革の推進その他議員活動に必要な事項に関する調査・検討について

閉会中継続調査申し出書

○総　務　委　員　会

1　人事管理について
2　男女共同参画について
3　総合計画について
4　行政改革について
5　行政組織について
6　広報広聴について
7　財政運営について
8　契約及び工事検査について
9　情報政策について
10　ボランティア支援事業について
11　消防行政及び危機管理対策について
12　他の常任委員会の所管に属さない事項について

○健康福祉委員会

1　保健・医療・福祉行政について
2　高齢者支援について
3　介護保険事業について
4　児童福祉対策について
5　母子（父子）福祉対策について
6　心身障がい者（児）福祉対策について
7　生活保護について
8　霊園、斎場について
9　国民健康保険事業について

○環境文教委員会

1　文化振興について
2　国際交流について
3　スポーツ振興について
4　環境保全、公害対策について
5　ごみ対策について
6　し尿処理対策について
7　学校施設及び管理について
8　教育振興対策について
9　生涯学習について
10　保健体育について

○建設経済委員会

1　商工業行政について
2　労働対策について
3　農水産行政について
4　観光行政について
5　都市計画事業について
6　建築物に係る紛争の調整等について
7　建築行政について
8　土地区画整理事業について
9　都市再開発事業について
10　住宅行政について
11　交通安全対策について
12　一般土木事業について
13　河川対策について
14　下水道事業について
15　みどりの保全及び推進事業について

○議会運営委員会

1　議会の運営に関する事項
2　議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
3　議長の諮問に関する事項

会議録署名議員

市川市議会議長	稲葉健二
市川市議会副議長	つちや正順
市川市議会議員	国松ひろき
〃	大場諭

令和６年９月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
本　文 385 ページ　28 行目	青山議員	横山保健部長
〃　385　〃　29　〃	○青山ひろかず議員	○横山京子保健部長

令和６年 12 月市川市議会定例会会議録正誤表

正　誤　箇　所	正	誤
目　次　1 ページ　16 行目	議案第 27 号	日程第 27 号
〃　2　〃　7　〃	鷺　　沼　　隆	鷺　　沼　　敏
〃　3　〃　9　〃	議案第 27 号	日程第 27 号
〃　4　〃　26　〃	議案第 27 号	日程第 27 号
〃　6　〃　9　〃	議案第 27 号	日程第 27 号
〃　13　〃　7　〃	予防接種健康被害救済制度について	インフルエンザ予防接種について
〃　13　〃　8　〃	インフルエンザ予防接種について	予防接種健康被害救済制度について
本　文 417 ページ　32 行目	規程	規定
〃　418　〃　6　〃	規程	規定
〃　418　〃　11　〃	規程	規定
〃　418　〃　15　〃	規程	規定